告示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人新江明から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年三月二十一日

埼玉県監査委員　間嶋順一

埼玉県監査委員　小笠原薫子

埼玉県監査委員　立石泰広

埼玉県監査委員　日下部伸三

令和６年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行

について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士　新江　明

令和７年３月１７日

埼玉県議会議長
埼玉県知事
埼玉県監査委員
埼玉県教育委員会
様

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 新江　明

令和６年４月１日付け包括外部監査契約第８条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目次

第１章　監査の概要 1
第２章　報告書の構成.....18
第３章　監査テーマの概要 19
第４章　監査結果の総括.....68
第５章　各事業等の事業内容及び監査結果.....74
１．災害対応力強化推進費（危機管理防災部）.....75
【意見１】危機管理課で実施している図上訓練及び他の部局で実施している埼玉版ＦＥＭＡについて、実施事項のみならず訓練の内容・課題等についても情報共有を徹底し、訓練の効率性及び有効性を高めていくことが望まれる。.....85
【意見２】図上訓練について、事後的に県ホームページ等にて、公開できる範囲内でその実施内容や成果・課題等が分かる資料を公開することが望まれる。.....86
【意見３】図上訓練のテーマ決めに関する議論の内容、経緯、決定理由等を資料として残すことが望まれる。.....86
【意見４】図上訓練テーマの網羅性について検証することが望まれる。.....87
【意見５】県内の市町村が網羅的に図上訓練に参加することが望まれる。.....87
【意見６】図上訓練で明らかになった課題に対しての対応策及び顛末について適切に対応し、資料として残すことが望まれる。.....88
【意見７】図上訓練の参加者に対する職場内へのフィードバックの有無や方法等について確認することが望まれる。.....88
【意見８】図上訓練により培われた知見が、各組織内で蓄積され、組織としての災害対応力の向上につながっていることを確認することが望まれる。.....88
【意見９】埼玉県危機・災害専門家会議について、書面会議ではなく、対面もしくはオンライン会議を検討することが望まれる。.....89
【意見１０】図上訓練の有効性を高めるため、想定内のことを実施するだけではなく、予想外の質問を繰り返したり、シナリオの一部を隠して当日発表する等の工夫も検討することが望まれる。.....89
【意見１１】図上訓練の有効性を高めるため、諸条件の整えられた基本演習のみではなく、様々な条件や状況を想定した場合に、各関係機関の対応がどのように異なってくるのかを確認することが望まれる。.....89
【意見１２】事業の成果指標に関して、図上訓練の内容等実質面に関する指標を設定し、効果測定を行っていくことが望まれる。.....90
２．防災学習センター管理運営費（危機管理防災部）.....91
【意見１３】「防災Ｑ＆Ａ」に関するホームページ上の記載について、より内容の充実が望まれる。.....109

【意見１４】バリアフリーに関する情報をホームページへ追加することが望まれる。 ……110
【意見１５】多言語化への対応について現状ホームページ上の英語対応の状況は、限定的となっており、県内の在留外国人の増加に対応すべく英語等による施設紹介の充実が望まれる。 ……111
【意見１６】X（旧 Twitter）について、ホームページ上にその内容が表示されていない可能性のある状況となっているため、改善が望まれる。 ……116
【意見１７】来館者からアンケートについて、より広範囲かつより多様な方法で取得することが望まれる。 ……117
【意見１８】埼玉県防災学習センターの設置意図に鑑み、防災グッズの販売を館内で行っていくことが望まれる。 ……122
【意見１９】ペット防災についての啓発の場として、埼玉県防災学習センターが機能することが望まれる。 ……123
【意見２０】来館者数の目標については、設定の根拠を精緻にすることが望まれる。 ……124
【意見２１】防災学習センターに設置されているプロジェクターについて、備品として管理することが望まれる。 ……125
【意見２２】展示用消防車を備品管理簿に記載するなど、適切に管理することが望まれる。 ……125
【意見２３】全ての備品に備品管理ラベルを貼付することが望まれる。 ……126
【意見２４】防災体験学習の設備について、早急に修繕対応を行い、できるだけ早く復旧させることが望まれる。 ……126
【意見２５】災害ボランティアの活動について、今後も継続して県民に周知していくことが望まれる。 ……128
３．減災に向けた自助と共助の推進事業（危機管理防災部） ……129
【意見２６】全ての地域防災サポート企業と継続的かつ緊密な連携をとり続けることが望まれる。 ……138
【意見２７】仕様書に記載すべき重要事項については、内容を統一することが望まれる。 ……138
【意見２８】首都直下地震等の大規模地震が発生する可能性がある状況では、これら各防災活動の実施率を高めるよう啓発していくことが望まれる。 ……142
【意見２９】県内の自主防犯組織の災害図上訓練の実施状況が低い水準であるため、より多くの組織に実施できるよう、市町村や自主防災組織への働き掛けを継続することが望まれる。県広報紙や県ホームページによる働き掛けのほか、学校への働き掛けも有益と思われる。 ……147
【意見３０】自主防災組織の優良活動事例の詳細資料（例：活動内容の詳細やハザードマ

ップなど）は市町村に問い合わせないと入手できない状況である。事例の概要を見るだけでは、他の組織が活用する際の参考にするのは難しい面があるため、詳細資料を入手できるような仕組みを導入することが望まれる。.....150
【意見３１】マイ・タイムライン訓練の実施状況について、市町村ないし自主防災組織に対してアンケートを取り、実施状況を確認し、実施率が低ければ、更なる実施を働き掛けるなどの対応が望まれる。.....153
【意見３２】施策の進捗状況について、目標値が過去の年度になっている箇所がある。目標数値を管理している各課の判断によるものではあるが、最新の目標数値を記載していない課には、最新の数字を出すよう働き掛けることが望まれる。.....158
【意見３３】自主防災組織リーダーの養成後のフォローアップについて、県でアンケートを取る、市町村などへヒアリングを行うなどして把握を行い、その後のリーダーの養成方法や講師の活用、市町村への働き掛けに生かしていくことが望まれる。.....158
【意見３４】市町村などへの継続的な働き掛けを行い、地区防災計画の策定を推進していくことが望まれる。.....159
【意見３５】防災教育が遅れている市町村については、県で防災講座の実施などの支援を検討するなど、県全体での防災に関する意識を高めていくことが望まれる。.....160
【意見３６】アンケート結果を踏まえて、家具の固定、水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験について、継続して必要性を呼び掛けることが望まれる。.....163
【意見３７】家具類の固定に関する補助制度がない市町村に対しては、特に高齢者の世帯への補助制度を創設するなどの各種働き掛けを継続して行うようにすることが望まれる。.....165
【意見３８】県では防災に関する情報をホームページにて公表しているが、県民が当該ホームページを訪問した際に、どこから閲覧していけばよいのか、判断しづらいように思われる。県民の閲覧目的に沿って、どのページから見ていけばよいのか、分かるようにすることが望まれる。.....167
４．県庁の実践的な防災体制整備費（危機管理防災部）.....170
【意見３９】職員参集支援システムに関する運用試験については、安否確認を含めた訓練として行うことが望まれる。また、安否確認については、県の職員管理の在り方として、安否を確認する必要がない職員は存在しないはずであるから、全職員を対象とすることが望まれる。.....174
【意見４０】「職員参集支援システム導通試験」を実施する際には、回答の終了時間（最終集計時間）を通知することを検討することが望まれる。.....175
【意見４１】職員参集支援システムの登録率は100％に近づくよう、更に対策を講じることが望まれる。.....175
【意見４２】職員参集支援システムについて、県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象とするよう検討することが望まれる。.....175

【意見４３】職員の異動や人事情報を適時に反映して職員参集支援システムの正確な登録率が算定できるよう検討することが望まれる。.....176
５．防災体制整備費（危機管理防災部）.....178
【意見４４】統括部研修について、研修内容の習得を担保するため、欠席者が後日フォローを受けたことを確認することが望まれる。.....180
【意見４５】要配慮者で自力帰宅困難な方の搬送の準備として、バス協会に所属する運送事業者が県内のどの地域にどの程度分布しているかなど輸送力の把握を行うことが望まれる。.....181
【意見４６】令和５年度のキャンペーン実施に対して参考にしている認知度調査の数値が令和３年３月の調査のものというのは情報として古いため、より新しい情報に基づくことが望まれる。認知度調査については、広域的な実施が望ましいのであれば、内閣府の担当に働き掛ける等して、より新しい情報を入手できるよう努めることが望まれる。.....181
６．防災システム管理運営費（危機管理防災部）.....195
７．災害対策本部における統括部の機能強化事業費（危機管理防災部）.....199
８．九都県市合同防災訓練等開催費（危機管理防災部）.....209
【意見４７】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の様子を記録した動画について、動画の中で重要な部分を分かるようにして、短時間で要点を把握できるようにすることが望まれる。.....216
【意見４８】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の動画ページに参加者の声や視聴者の感想を掲載することが望まれる。.....216
９．防災基地等維持管理費（危機管理防災部）.....217
【指摘１】防災基地管理運営要領に記載されている「防災情報システム」について、現在は同システムの名称が「物資調達・輸送調整支援システム」が正しいため、要領の記載もそれに合わせて正しいシステム名に修正すべきである。.....228
【意見４９】今後も継続して防災基地での訓練を行うとともに、協定事業者の知見を蓄積し、災害時にその結果を生かせるようにすることが望まれる。.....229
【指摘２】防災基地管理運営要領において、実態に合わせて物資調達・輸送調整等支援システムへの入力を行う業務フローを反映させるべきである。.....230
１０．災害対策用物資備蓄費（防災基地）（危機管理防災部）.....231
【意見５０】目標備蓄算出数量の基礎データ値が現状と相違している場合、実際の使用時において備蓄品の過不足が生じる可能性が高いため、できるだけ最新の基礎データを用いて算出することが望まれる。.....240
【意見５１】目標備蓄数量について、大宮駅周辺の１日利用者数などを用いて算出しているが、前提の利用者数は平成 24 年～平成 26 年の数字を用いているため、できるだけ最新の数字を用いて計算することが望まれる。（少なくとも５年ごとには更新することが

望まれる。）.....241
【意見５２】生活必需品備蓄計画について、平成 26 年度時点の人口調査に基づき、必要数量を算出しているが、古い数字を用いているため、できるだけ最新の人口調査に基づき必要数量を更新することが望まれる。.....241
【指摘３】備蓄品リストに納入時期や使用期限についても記載すべきである。.....242
【意見５３】備蓄品について劣化が著しい備蓄品が存在しているため廃棄を徹底することが望まれる。.....242
【意見５４】備蓄体制の適切な管理と柔軟性を確保するためには、「品目別の賞味期限管理」「更新頻度」「避難所への迅速な供給体制」など、多面的な評価指標を整備し、定期的な見直しを行うことが望まれる。.....242
【指摘４】未更新の棚札については、速やかに更新すべきである。.....243
【意見５５】協定事業者の知見を得て、引き続き数量カウント等の誤りがないように、誤りやすい例を周知する、カウントしやすいように在庫の配置図を棚札に添付するなどの方法を検討することが望まれる。.....243
【意見５６】産業労働政策課作成の備蓄品ファイルによれば、毛布、子供用おむつ、トイレットペーパー、使い捨てトイレについて、目標値を実績の備蓄量が下回っている状況にあるため、目標値以上の備蓄となるよう、追加購入が望まれる。.....244
【意見５７】「埼玉県 災害用備蓄物資・資機材一覧表（概要） 充足率有」によれば、生活必需品（下着、タオル、くつした、ウエットティッシュ、おむつ、生理用品）について充足率が 100％を下回っているため、100％以上となるよう、備蓄品の確保が望まれる。
.....244
１１．大規模災害対策事業費（危機管理防災部）.....245
１２．災害救助事業特別会計（危機管理防災部）.....249
１３．災害救助基金、災害救助事業費（特別会計）（危機管理防災部）.....252
１４．ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費（危機管理防災部）
.....257
【意見５８】ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きの内容が、実際の避難所開設・運営に生かされるように、引き続き周知を行っていくことが望まれる。.....263
１５．ＤＸを活用した災害対応能力の強化事業費（危機管理防災部）.....264
【意見５９】事業の実施に当たっては、事業の目的が計画期間内に達成できるように、計画の蓋然性が担保されるような精緻な計画を立てることが望まれる。.....269
１６．地上系防災行政無線施設再整備事業費・衛星系防災行政無線施設再整備事業費及び地域衛星通信運営事業費（危機管理防災部）.....271
【意見６０】入札可能参加者が限られている契約についての入札の実施は、特に入札の参加を促す施策を行うこと、また事後分析を併せて行うなど、とりわけ１者入札の発生

について慎重に対応することが望まれる。.....276
１７．若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業（危機管理防災部）
.....277
【意見６１】「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成二十五年法律第百十号）への対処の十分性の観点より、国の指針が示され次第早急に県として市町村との地域防災力の充実強化に関する意見交換や好事例の横展開等、消防団員の確保や消防団の活性化を企図する市町村の後方支援を行うことが望まれる。.....286
【意見６２】「埼玉県消防団ポータルサイト」について、ＳＮＳからの誘導をより充実させることが望まれる。.....291
【意見６３】埼玉県消防団のＰＲ（特に新規入団者の増加）を目的とした「埼玉県消防団ポータルサイト」やＰＲ動画について、目標の設定からその達成状況まで適切に管理することが望まれる。.....292
１８．防災ヘリコプター整備事業費（危機管理防災部）.....293
１９．防災ヘリコプター総合運航管理費（危機管理防災部）.....296
【意見６４】「屋内訓練施設点検表」にも上長承認の証跡を残すことが望まれる。....308
【意見６５】公有財産として登録されている無線機について、県有備品との区別や、公有財産台帳との照合を容易にするための措置を講じることが望まれる。.....308
【意見６６】航空機保険の内容を防災航空センターの職員に十分に周知することが望まれる。.....309
【意見６７】航空機の整備部品ごとに品質に問題がないことを保管部品一覧表等の資料において明示することが望まれる。.....309
２０．消防広域化推進費（危機管理防災部）.....310
２１．埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業（危機管理防災部）.....320
【意見６８】情報伝達訓練に不参加だった医療機関に対して、引き続き参加を促すことが望まれる。.....324
【意見６９】各研修で挙げられた要改善事項について、早急に対応できるように関係者に促していくことが望まれる。.....325
２２．ＳＮＳ災害情報サポーター制度（危機管理防災部）.....326
【意見７０】「ＳＮＳ災害情報サポーターへのご協力のお願い」の動画は、約４年前に作成されたものであるため、災害情報について、当時の Twitter に記載する旨の説明がされているが、現在はＸに名称が変更されている。そこで正しい表現とするため、Ｘ（旧 Twitter）である旨、動画を更新する、ないしは、動画へのアクセス先のところに、注書きを付すなどして、正確な情報に更新することが望まれる。.....328
２３．その他の施策等（危機管理防災部）.....329
【意見７１】消防庁が定める地方公共団体における業務継続計画において定めるべき６項目について、一部市町村では、金銭的負担等の制約があり定められていない現状があ

る。しかし、上記６項目については県民の安全のためには、定めるべき内容であるため、現在も定めていない市町村に対しては、引き続き、県から定めるように市町村に働き掛けることが望まれる。.....329
２４．水防情報システム整備費（県土整備部）.....333
【意見７２】水防情報システムに使用される機器の多くが老朽化しており、計画的な更新が望まれる。.....338
【意見７３】日々の点検の結果、不具合の度合いを考慮しながら、現状老朽化した部品の交換や計画的な機器の更新などを使い分けるなど、限られた予算の中で工夫しながら運用している現状にある。今後も限られた予算の中で、水位計の機能を維持できるように、日々の点検を適切に行う等、引き続き効果的な水防管理に取り組まれることが望まれる。.....339
２５．緊急浚渫（しゅんせつ）推進費・河川改修費（水辺）（県土整備部）.....340
【意見７４】技術力を必要とする工事に関しては価格以外の要素も合わせて判断する「総合評価方式」について推進を図ることが望まれる。.....346
【意見７５】浚渫土の利活用において専門家の意見を聴取するなど新技術の導入について検討することが望まれる。.....347
２６．ＩＴを活用した河川防災情報システム整備費（水辺）（県土整備部）.....348
２７．河川施設震災対策費（県土整備部）.....351
【意見７６】耐震化工事については、計画的に進めていくことが望まれる。また、有利な起債があれば引き続き、活用できるように努めることが望まれる。.....357
２８．災害対応訓練（埼玉版ＦＥＭＡ）（県土整備部）.....360
【意見７７】災害対応訓練において、今後も、他の都道府県の訓練内容や実際に災害が発生した地域での事例等の情報を得て、訓練をブラッシュアップさせていくことが望まれる。.....365
【意見７８】県関係部局と災害協定業者等の各参加者に対し、アンケート等によるフィードバックを行い、訓練で生じた課題を洗い出し、対策を講じることで、次年度以降の訓練のブラッシュアップ及び実際の大規模災害時の初動対応に役立てることが望まれる。.....366
【意見７９】災害対応訓練に関して、県土整備部と危機管理防災部において積極的に情報共有や意見交換を行い、それに関する資料を文書として残すことが望まれる。.....366
２９．さいたま減災プロジェクト（都市整備部）.....367
【意見８０】当該事業の目的（県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報）についての適切な目標設定を行い、適切な管理を行うことにより、「さいたま減災プロジェクト」（ホームページ）の認知度を向上させ、利用者の増加を図っていくことが望まれる。.....373
【意見８１】認知度・利用者の増加を意識した様々な媒体での広報活動を行っていくこ

とが望まれる。.....374
３０．復興まちづくり担い手育成事業費（復興まちづくりイメージトレーニング）（都市整備部）.....375
【意見８２】発災後に早期に的確な復興まちづくりに着手できるように、復興事前準備の取組である復興まちづくりイメージトレーニングについて、埼玉県が主体的に実施していくことが望まれる。.....388
３１．災害医療体制強化推進事業（保健医療部）.....389
【意見８３】国の指針を満たす数の災害拠点病院が指定されている状況にはあるが、災害拠点病院の１病院当たりの人口負担が近隣県よりも極めて高い状況にある。県民の安全を考えれば、長期的には災害時連携病院が災害拠点病院となるよう、病院の整備について引き続き、予算措置を行うなどの支援を続けていくことが望まれる。.....406
【意見８４】災害拠点病院、災害時連携病院、埼玉ＤＭＡＴについて県ホームページでも公表しているが、より県民に周知できるよう、引き続き、広報紙、ＳＮＳなどの媒体でも周知を行っていくことが望まれる。.....406
【意見８５】埼玉県５か年計画によれば、災害時連携病院数は令和８年度までに 35 病院整備する目標であるが、第８次埼玉県地域保健医療計画の策定に向けた方向性によれば、令和 11 年度は 40 病院が目標となっている。埼玉県は近隣都県に比して人口 10 万人当たりの災害拠点病院数が少ないことから、まずは、この目標を達成できるように取組を進めることが望まれる。.....408
【意見８６】秩父医療圏には災害拠点病院がないなど災害時の医療資源が少ない状況にある。それゆえ、人材育成、設備面での補助などを通じて、災害時も含めた医療体制を強化していくよう継続して取り組まれることが望まれる。.....409
【意見８７】災害時連携民間精神科病院７病院について、県民への情報提供のためにも、県ホームページにて公表することが望まれる。.....410
【意見８８】県ホームページにおいて、埼玉ＤＭＡＴの訓練・研修として、大規模地震時医療活動訓練と埼玉ＳＭＡＲＴ合同訓練があるが、リンク切れになっている。リンク先を表示するよう修正することが望まれる。.....411
【意見８９】ＢＣＰの未策定の病院が、ＢＣＰを策定できるように取組を継続することが望ましい。令和６年度はＢＣＰに精通した講師を迎え、「病院ＢＣＰ策定のためのワークショップ（体験型講座）」を２回開催することで、ＢＣＰ策定の支援を行う取組を行っている。その実績やＢＣＰ策定病院からのアンケートなどを基に、より多くの病院がＢＣＰ策定できるように周知を図っていくことが望まれる。.....412
【意見９０】ＥＭＩＳへ入力している病院の割合を 100％により近づけていくことが望まれる。.....413
３２．愛護動物の防災・災害対策事業（保健医療部）.....414
【意見９１】当該事業の目的は、①市町村における避難所での動物の受入れ体制整備の

促進 、②県における災害時の動物救護体制の整備にあるところ、各目的に対応する適切な目標の設定及び成果指標の設定が望まれる。 427
【意見９２】愛護動物の防災・災害対策について、より幅広い層へ多方面からの啓発活動が必要と考えられる。特にＳＮＳ等を活用し、より広範囲の層へ効果的に意識づけを行い、ボトムアップを図っていくことが望まれる。 431
【意見９３】他県の例を参考にペット同行避難・同伴避難が可能な避難所情報について、県民に情報提供することが望まれる。 432
３３．学校安全総合支援事業（教育局） 435
【意見９４】特別支援学校における学校安全教育推進体制の構築について、各特別支援学校がどのような取組を行っているかについての事例を収集し、それを他の特別支援学校にも情報共有・横展開することにより、各特別支援学校に合ったより良い体制を構築できるようにすることが望まれる。 454
【意見９５】将来的により多くの市町村がモデル地域としての取組を経験し、幅広い地域で事業の効果が得られるよう、県として各市町村に積極的に働き掛けるなど市町村の取組を支援していくことが望まれる。 455
【意見９６】第４期埼玉県教育振興基本計画の目標値の達成に向けて引き続き対応していくとともに、目標値を設定していない成果指標については目標値を設定し、その目標の達成状況について評価を行っていくことが望まれる。 455
３４．青色防犯パトロール事業（県民生活部） 457
【意見９７】自治体や民間事業者との更なる連携強化及び住民向け啓発活動の強化が望まれる。 461
【意見９８】装備品提供後の利用状況や活動実績の把握が不足しており、装備品の適切な管理と有効利用を確保するための体制が望まれる。 461
【意見９９】支出内容が効果的に利用されていることを県としても把握することが望まれる。 462
３５．シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）（議会事務局） 463
【意見１００】シェイクアウト（一斉地震防災訓練）を各議員にて実施されている。大変重要な取組である。ゆえに、県ホームページの防災のページにおいても、掲載ないしリンクを張り付けるなどして、県民がいつでも閲覧できるようにすることが望まれる。 ..465
第６章　最後に 466

第１章　監査の概要

第１ 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第１項に基づく包括外部監査

第２ 選定した特定の事件（監査テーマ）

危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

第３ 監査の対象期間

令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで)。ただし、必要に応じ令和６年度及び過年度についても対象とした。

第４ 監査の対象機関

県民生活部
危機管理防災部
保健医療部
県土整備部
都市整備部
議会事務局
教育局

第５ 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

平成 23 年に東日本大震災、令和６年に能登半島地震が生じたほか、近年の温暖化に伴い、豪雨や突風などの被害も多発している状況にある。そのため、県民の防災に関する意識は年々高まっていると考えられる。

この点で、危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について監査を行うことは有益であると判断した。

なお、平成 24 年度の包括外部監査においては、２つテーマを掲げて監査を行っているが、そのうちの１テーマが危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務管理の執行についてであった。このときは主にハード面（施設や設備などの有形のもの）を中心に監査を実施した。今回は、近年の災害の発生や県民の防災に関する意識の高まりを考慮して、ソフト面（無形のもの、いわゆる県民への教育、周知といった情報伝達）を中心に、必要に応じハード面（備蓄品、航空機など）も含めながら、監査を実施することとした。

第６ 監査の方法

１．監査の流れ及び監査手続の概要

大きく下記の流れで実施している（特に記載のない項目は埼玉県庁及び関係施設において対面で実施した。）。

① 監査テーマ選定に関する包括外部監査人と危機管理防災部との勉強会（令和６年５月）

防災及び危機管理に関する根拠規定や部局の業務について、危機管理防災部より説明を受けた。

② 監査テーマ選定に関する監査委員との意見交換（令和６年５月）

包括外部監査人が監査委員と今回の監査テーマに関する意見交換を実施した。

監査で留意すべき点について、監査委員から意見をいただいた。

③ 監査テーマの決定（令和６年６月）

包括外部監査人が監査委員会議に出席し、テーマ選定について報告を行い、質疑応答を受けた。

その後、包括外部監査人が知事へテーマ選定に関する報告を行った。

④ 補助者との監査ミーティング（令和６年６月）

包括外部監査人が監査テーマに関して補助者とのミーティングを実施した。

監査対象の選定や監査の進め方について協議を行った。

⑤ 第１回の勉強会の実施（令和６年７月）

監査手続として、危機管理防災部の主要事業について、勉強会及び質疑応答を行った。包括外部監査人、補助者が危機管理防災部より事業の説明を受けた。ここでの主要事業は、全て監査対象とすることとした。

⑥ 第２回の勉強会の実施（令和６年８月）

監査手続として、危機管理防災部のその他事業と、関連部局（県土整備部ほか）について、勉強会及び質疑応答を行った。包括外部監査人、補助者が関係部局より事業の説明を受けた。ここでの事業は、監査時間の制約から、一定の事業に監査対象を絞り込むこととした。

⑦ 書類閲覧による監査の実施（令和６年７月～12 月）

監査対象となった事業について、担当する補助者を割り当て、資料の閲覧と質疑応答を繰り返す形で監査を実施した（包括外部監査人及び補助者の各々が公認会計士事務所で作業を実施。県とは電話及びメールで関係部局へ依頼資料の提供及び質疑応答を実施した。一部作業は県庁にて県関係者との対面での作業を実施した。）。

監査の内容は下記を実施した。

・質問、関係書類の閲覧及び検討による比較及び分析的手続
・質問、関係書類の閲覧及び検討による関連法令等との準拠性の検証

・質問、関係書類の閲覧及び検討による監査要点の検証

⑧ 現地調査（令和６年９月、11 月）

９月に防災学習センター（鴻巣市）、11 月に中央防災基地（川島町）及び防災航空センター（川島町）に包括外部監査人と補助者が訪問し、施設担当者からの説明、質疑応答、現地施設の視察及び資料の閲覧などを実施した。

⑨ 中間報告（令和６年 11 月）

包括外部監査人及び補助者が検出した指摘・意見事項を県及び監査委員に共有し、包括外部監査人と監査委員との意見交換をオンラインで実施した。

⑩ 関係部局との意見交換会（令和６年 12 月～令和７年２月）

包括外部監査人及び補助者と関係部局が参加して意見交換会を開催した。各事業で検出した指摘・意見について、事業ごとに関係部局との意見交換を実施し、指摘・意見の見直し、事業に関する追加説明、資料提供を受けた。

⑪ 監査のまとめ（令和６年 12 月～令和７年２月）

包括外部監査人と補助者で分担して、報告書の作成を行った。

⑫ 監査委員への報告（令和７年３月）

包括外部監査人が監査委員への報告書を提出し、併せて監査結果の報告を行った。

⑬ 県知事への報告（令和７年３月）

包括外部監査人が知事を訪問し、報告書を提出し、併せて監査結果の報告を行った。

２．監査対象事業の選定

防災及び危機管理に係る県の中心的部署である危機管理防災部の事業をはじめ、ハード面を管轄する県土整備部の事業を中心に、下記の事業を監査対象とすることとした。（監査対象事業の選定方法は後ほど詳述する）

対象事業
（危機管理防災部）
災害対応力強化推進費
防災学習センター管理運営費
減災に向けた自助と共助の推進事業
県庁の実践的な防災体制整備費
防災体制整備費
防災システム管理運営費
災害対策本部における統括部の機能強化事業費

九都県市合同防災訓練等開催費
防災基地等維持管理費
災害対策用物資備蓄費（防災基地）
大規模災害対策事業費
災害救助事業特別会計
災害救助基金、災害救助事業費（特別会計）
ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費
ＤＸを活用した災害対応能力の強化事業費
地上系防災行政無線施設再整備事業費
衛星系防災行政無線施設再整備事業費
地域衛星通信運営事業費
若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業
防災ヘリコプター整備事業費
防災ヘリコプター総合運航管理費
消防広域化推進費
埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業費
ＳＮＳ災害情報サポーター制度
その他の施策等
（県土整備部）
水防情報システム整備費
緊急浚渫推進費（しゅんせつ）・河川改修費（水辺）
ＩＴを活用した河川防災情報システム整備費（水辺）
河川施設震災対策費
災害対応訓練（埼玉版ＦＥＭＡ）
（都市整備部）
さいたま減災プロジェクト
復興まちづくり担い手育成事業費(復興まちづくりイメージトレーニング)
（保健医療部）
災害医療体制強化推進事業
愛護動物の防災・災害対策事業
（教育局）
学校安全総合支援事業
（県民生活部）
青色防犯パトロール事業

（議会事務局）
シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）

上記のとおり、危機管理防災部の事業がメインであり、その他、関係部局との勉強会や質疑応答を実施した結果、監査対象とすることが有益である事業を監査対象として選定した。

また、事業の位置付けではないが、監査対象に含めた方がよい県の取組についても監査範囲に含めることとした。

３．監査要点

適法性、３Ｅ（経済性、効率性、有効性）のほか、平等性の観点から監査を実施した。

すなわち、防災や危機管理に関する財務事務の執行に関する各種事業や諸施策が

（１）法令や条例等に準拠しているか（**適法性**）

（２）あらかじめ予定した目的を達成しているか。また効果を上げているか（**有効性**）

（３）費用対効果の面で、より少ない費用で実施できているか（**経済性**）

（４）同じ費用で大きな成果を上げているか（**効率性**）

（５）県民に対し、どの市町村に所在しているかによって大きな格差が生じないものとなっているか（**平等性**）

の観点から監査を実施した。

なお、防災及び危機管理は、要配慮者の安全にも配慮を置く必要があるため、**要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの方）に配慮した事業を行っているかの視点も考慮**しながら監査を実施した。

第７ 監査の実施期間

令和６年７月１日から令和７年２月 28 日

第８ 監査人及び補助者の資格及び氏名

包括外部監査人

公認会計士　新江　明

補助者（五十音順）

公認会計士　井上　正之

公認会計士　織田　智美

公認会計士　小林　正和

公認会計士　柴田　英樹

公認会計士　豊田　由美子

公認会計士　蛭田　浩平

上記のとおり、いずれも公認会計士である。包括外部監査人は過去６年間にわたり、埼玉県包括外部監査人の補助者に就任していた。（平成 30 年度～令和５年度）

その他、補助者６名のうち、５名は複数年にわたって、埼玉県ないし他県や他市において包括外部監査人の補助者への就任経験がある。残り１名は初めて包括外部監査に従事するが、包括外部監査人や他の補助者からの指導助言を受けて監査を実施した。各人の公認会計士や包括外部監査の経験、知識を最大限生かすべく役割分担をした。

なお、防災や危機管理に関する専門知識を有する者がいないことから、包括外部監査人が、令和６年７月に防災士研修センターが主催する防災士研修講座を受講し、認定特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士資格取得試験に合格し、防災士の資格を取得した。その後も、令和６年 10 月開催の防災士研修センター「防災士専門講座」を受講して、知識の研鑽に努めた。

また、包括外部監査人は、他県の防災に関する知識の研鑽のために、兵庫県神戸市中央区にある「阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター」を見学し、震災による被害の状況やその後の防災の取組などを把握した。また、東京都江東区にある防災体験学習施設（そなエリア東京）を見学し、防災教育について把握した。

この点を踏まえて、包括外部監査人が補助者に対して指導助言を行いながら、監査を進めた。

第９ 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 10 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

第 11 監査結果

全体として、災害及び危機管理に関する各種事業はおおむね適切に運営されている。また、平成 24 年度の包括外部監査にて検出された指摘・意見については、おおむね改善されている。また、広報紙やＬＩＮＥなどを通じた防災の周知が行われており、埼玉版ＦＥＭＡの取組など、防災に対する真摯な取組が行われていることを確認した。

県民への自助・公助の啓発は継続して行っていくべき事項であるため、更なる働き掛けが必要である。また、県民への自助・公助の働き掛けや、県ホームページでの広報、

防災学習センターの活用、備蓄品管理については、改善が望まれる点もあった。

最終的に、監査を実施した結果、４個の指摘と 100 個の意見を検出した。指摘・意見の一覧を下記に示すが、第５章以降で詳述する。

	災害対応力強化推進費
1	【意見】危機管理課で実施している図上訓練及び他の部局で実施している埼玉版ＦＥＭＡについて、実施事項のみならず訓練の内容・課題等についても情報共有を徹底し、訓練の効率性及び有効性を高めていくことが望まれる。
2	【意見】図上訓練について、事後的に県ホームページ等にて、公開できる範囲内でその実施内容や成果・課題等が分かる資料を公開することが望まれる。
3	【意見】図上訓練のテーマ決めに関する議論の内容、経緯、決定理由等を資料として残すことが望まれる。
4	【意見】図上訓練テーマの網羅性について検証することが望まれる。
5	【意見】県内の市町村が網羅的に図上訓練に参加することが望まれる。
6	【意見】図上訓練で明らかになった課題に対しての対応策及び顛末について適切に対応し、資料として残すことが望まれる。
7	【意見】図上訓練の参加者に対する職場内へのフィードバックの有無や方法等について確認することが望まれる。
8	【意見】図上訓練により培われた知見が、各組織内で蓄積され、組織としての災害対応力の向上につながっていることを確認することが望まれる。
9	【意見】埼玉県危機・災害専門家会議について、書面会議ではなく、対面もしくはオンライン会議を検討することが望まれる。
10	【意見】図上訓練の有効性を高めるため、想定内のことを実施するだけではなく、予想外の質問を繰り返したり、シナリオの一部を隠して当日発表する等の工夫も検討することが望まれる。
11	【意見】図上訓練の有効性を高めるため、諸条件の整えられた基本演習のみではなく、様々な条件や状況を想定した場合に、各関係機関の対応がどのように異なってくるのかを確認することが望まれる。
12	【意見】事業の指標に関して、図上訓練の内容等実質面に関する指標を設定し、効果測定を行っていくことが望まれる。
	防災学習センター管理運営費
13	【意見】「防災Ｑ＆Ａ」に関するホームページ上の記載について、より内容の充実が望まれる。

14	【意見】バリアフリーに関する情報をホームページへ追加することが望まれる。
15	【意見】多言語化への対応について現状ホームページ上の英語対応の状況は、限定的となっており、県内の在留外国人の増加に対応すべく英語等による施設紹介の充実が望まれる。
16	【意見】X（旧 Twitter）について、ホームページ上にその内容が表示されていない可能性のある状況となっているため、改善が望まれる。
17	【意見】来館者からアンケートについて、より広範囲かつより多様な方法で取得することが望まれる。
18	【意見】埼玉県防災学習センターの設置意図に鑑み、防災グッズの販売を館内で行っていくことが望まれる。
19	【意見】ペット防災についての啓発の場として、埼玉県防災学習センターが機能することが望まれる。
20	【意見】来館者数の目標については、設定の根拠を精緻にすることが望まれる。
21	【意見】防災学習センターに設置されているプロジェクターについて、備品として管理することが望まれる。
22	【意見】展示用消防車を備品管理簿に記載するなど、適切に管理することが望まれる。
23	【意見】全ての備品に備品管理ラベルを貼付することが望まれる。
24	【意見】防災体験学習の設備について、早急に修繕対応を行い、できるだけ早く復旧させることが望まれる。
25	【意見】災害ボランティアの活動について、今後も継続して県民に周知していくことが望まれる。
	減災に向けた自助と共助の推進事業
26	【意見】全ての地域防災サポート企業と継続的かつ緊密な連携をとり続けることが望まれる。
27	【意見】仕様書に記載すべき重要事項については、内容を統一することが望まれる。
28	【意見】首都直下地震等の大規模地震が発生する可能性がある状況では、これら各防災活動の実施率を高めるよう啓発していくことが望まれる。
29	【意見】県内の自主防犯組織の災害図上訓練の実施状況が低い水準であるため、より多くの組織に実施できるよう、市町村や自主防災組織

	への働き掛けを継続することが望まれる。県広報紙や県ホームページ、学校への働き掛けも有益と思われる。
30	【意見】自主防災組織の優良活動事例の詳細資料（例：活動内容の詳細やハザードマップなど）は市町村に問い合わせないと入手できない状況である。事例の概要を見るだけでは、他の組織が活用する際の参考にするのは難しい面があるため、詳細資料を入手できるような仕組みを導入することが望まれる。
31	【意見】マイ・タイムライン訓練の実施状況について、市町村ないし自主防災組織に対してアンケートを取り、実施状況を確認し、実施率が低ければ、更なる実施を働き掛けるなどの対応が望まれる。
32	【意見】施策の進捗状況について、目標値が過去の年度になっている箇所がある。目標数値を管理している各課の判断によるものではあるが、最新の目標数値を記載していない課には、最新の数字を出すよう働き掛けることが望まれる。
33	【意見】自主防災組織リーダーの養成後のフォローアップについて、県でアンケートを取る、市町村などへヒアリングを行うなどして把握を行い、その後のリーダーの養成方法や講師の活用、市町村への働き掛けに生かしていくことが望まれる。
34	【意見】市町村などへの継続的な働き掛けを行い、地区防災計画の策定を推進していくことが望まれる。
35	【意見】防災教育が遅れている市町村については、県で防災講座の実施などの支援を検討するなど、県全体での防災に関する意識を高めていくことが望まれる。
36	【意見】アンケート結果を踏まえて、家具の固定、水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験について、継続して必要性を呼び掛けることが望まれる。
37	【意見】家具類の固定に関する補助制度がない市町村に対しては、特に高齢者の世帯への補助制度を創設するなどの各種働き掛けを継続して行うようにすることが望まれる。
38	【意見】県では防災に関する情報をホームページにて公表しているが、県民が当該ホームページを訪問した際に、どこから閲覧していけばよいのか、判断しづらいように思われる。県民の閲覧目的に沿って、どのページから見ていけばよいのか、分かるようにすることが望まれる。
	県庁の実践的な防災体制整備費

39	【意見】職員参集支援システムに関する運用試験については、安否確認を含めた訓練として行うことが望まれる。また、安否確認については、県の職員管理の在り方として、安否を確認する必要がない職員は存在しないはずであるから、全職員を対象とすることが望まれる。
40	【意見】「職員参集支援システム導通試験」を実施する際には、回答の終了時間（最終集計時間）を通知することを検討することが望まれる。
41	【意見】職員参集支援システムの登録率は100%に近づくよう、更に対策を講じることが望まれる。
42	【意見】職員参集支援システムについて、県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象とするよう検討することが望まれる。
43	【意見】職員の異動や人事情報を適時に反映して職員参集支援システムの正確な登録率が算定できるよう検討することが望まれる。
	防災体制整備費
44	【意見】統括部研修について、研修内容の習得を担保するため、欠席者が後日フォローを受けたことを確認することが望まれる。
45	【意見】要配慮者で自力帰宅困難な方の搬送の準備として、バス協会に所属する運送事業者が県内のどの地域にどの程度分布しているかなど輸送力の把握を行うことが望まれる。
46	【意見】令和５年度のキャンペーン実施に対して参考にしている認知度調査の数値が令和３年３月の調査のものというのは情報として古いため、より新しい情報に基づくことが望まれる。認知度調査については、広域的な実施が望ましいのであれば、内閣府の担当に働き掛ける等して、より新しい情報を入手できるよう努めることが望まれる。
	防災システム管理運営費（該当なし）
	災害対策本部における統括部の機能強化事業費（該当なし）
	九都県市合同防災訓練等開催費
47	【意見】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の様子を記録した動画について、動画の中で重要な部分を分かるようにして、短時間で要点を把握できるようにすることが望まれる。
48	【意見】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の動画ページに参加者の声や視聴者の感想を掲載することが望まれる。
	防災基地等維持管理費
指摘１	【指摘】防災基地管理運営要領に記載されている「防災情報システム」について、現在は同システムの名称が「物資調達・輸送調整支援

	システム」が正しいため、要領の記載もそれに合わせて正しいシステム名に修正すべきである。
49	【意見】今後も継続して防災基地での訓練を行うとともに、協定事業者の知見を蓄積し、災害時にその結果を生かせるようにすることが望まれる。
指摘２	【指摘】防災基地管理運営要領において、実態に合わせて物資調達・輸送調整等支援システムへの入力を行う業務フローを反映させるべきである。
	災害対策用物資備蓄費
50	【意見】目標備蓄算出数量の基礎データ値が現状と相違している場合、実際の使用時において備蓄品の過不足が生じる可能性が高いため、できるだけ最新の基礎データを用いて算出することが望まれる。
51	【意見】目標備蓄数量について、大宮駅周辺の１日利用者数などを用いて算出しているが、前提の利用者数は平成 24 年～平成 26 年の数字を用いているため、できるだけ最新の数字を用いて計算することが望まれる。（少なくとも５年ごとには更新することが望まれる。）
52	【意見】生活必需品備蓄計画について、平成 26 年度時点の人口調査に基づき、必要数量を算出しているが、古い数字を用いているため、できるだけ最新の人口調査に基づき必要数量を更新することが望まれる。
指摘３	【指摘】備蓄品リストに納入時期や使用期限についても記載すべきである。
53	【意見】備蓄品について劣化が著しい備蓄品が存在しているため廃棄を徹底することが望まれる。
54	【意見】備蓄体制の適切な管理と柔軟性を確保するためには、「品目別の賞味期限管理」「更新頻度」「避難所への迅速な供給体制」など、多面的な評価指標を整備し、定期的な見直しを行うことが望まれる。
指摘４	【指摘】未更新の棚札については、速やかに更新すべきである。
55	【意見】協定事業者の知見を得て、引き続き数量カウント等の誤りがないように、誤りやすい例を周知する、カウントしやすいように在庫の配置図を棚札に添付するなどの方法を検討することが望まれる。
56	【意見】産業労働政策課作成の備蓄品ファイルによれば、毛布、子供用おむつ、トイレットペーパー、使い捨てトイレについて、目標値を実績の備蓄量が下回っている状況にあるため、目標値以上の備蓄となるよう、追加購入が望まれる。

57	【意見】「埼玉県 災害用備蓄物資・資機材一覧表（概要）　充足率有」によれば、生活必需品（下着、タオル、くつした、ウエットティッシュ、おむつ、生理用品）について充足率が 100%を下回っているため、100%以上となるよう、備蓄品の確保が望まれる。
	大規模災害対策事業費（該当なし）
	災害救助事業特別会計（該当なし）
	災害救助基金、災害救助事業費（特別会計）（該当なし）
	ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費
58	【意見】ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きの内容が、実際の避難所開設・運営に生かされるように、引き続き周知を行っていくことが望まれる。
	ＤＸを活用した災害対応能力の強化事業費
59	【意見】事業の実施に当たっては、事業の目的が計画期間内に達成できるように、計画の蓋然性が担保されるような精緻な計画を立てることが望まれる。
	地上系防災行政無線施設再整備事業費・衛星系防災行政無線施設再整備事業費・地域衛星通信運営事業費
60	【意見】入札可能参加者が限られている契約についての入札の実施は、特に入札の参加を促す施策を行うこと、また事後分析を併せて行うなど、とりわけ１者入札の発生について慎重に対応することが望まれる。
	若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業
61	【意見】「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成二十五年法律第百十号）への対処の十分性の観点より、国の指針が示され次第早急に県として市町村との地域防災力の充実強化に関する意見交換や好事例の横展開等、消防団員の確保や消防団の活性化を企図する市町村の後方支援を行うことが望まれる。
62	【意見】「埼玉県消防団ポータルサイト」について、ＳＮＳからの誘導をより充実させることが望まれる。
63	【意見】埼玉県消防団のＰＲ（特に新規入団者の増加）を目的とした「埼玉県消防団ポータルサイト」やＰＲ動画について、目標の設定からその達成状況まで適切に管理することが望まれる。
	防災ヘリコプター整備事業費（該当なし）
	防災ヘリコプター総合運航管理費

64	【意見】「屋内訓練施設点検表」にも上長承認の証跡を残すことが望まれる。
65	【意見】公有財産として登録されている無線機について、県有備品との区別や、公有財産台帳との照合を容易にするための措置を講じることが望まれる。
66	【意見】航空機保険の内容を防災航空センターの職員に十分に周知することが望まれる。
67	【意見】航空機の整備部品ごとに品質に問題がないことを保管部品一覧表等の資料において明示することが望まれる。
	消防広域化推進費（該当なし）
	埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業費
68	【意見】情報伝達訓練に不参加だった医療機関に対して、引き続き参加を促すことが望まれる。
69	【意見】各研修で挙げられた要改善事項について、早急に対応できるように関係者に促していくことが望まれる。
	ＳＮＳ災害情報サポーター制度
70	【意見】「ＳＮＳ災害情報サポーターへのご協力のお願い」の動画は、約４年前に作成されたものであるため、災害情報について、当時のTwitterに記載する旨の説明がされているが、現在はＸに名称が変更されている。そこで正しい表現とするため、Ｘ（旧Twitter）である旨、動画を更新する、ないしは、動画へのアクセス先のところに、注書きを付すなどして、正確な情報に更新することが望まれる。
	その他の施策等
71	【意見】消防庁が定める地方公共団体における業務継続計画において定めるべき６項目について、一部市町村では、金銭的負担等の制約があり定められていない現状がある。しかし、上記６項目については県民の安全のためには、定めるべき内容であるため、現在も定めていない市町村に対しては、引き続き、県から定めるように市町村に働き掛けることが望まれる。
	（県土整備部）
	水防情報システム整備費
72	【意見】水防情報システムに使用される機器の多くが老朽化しており、計画的な更新が望まれる。
73	【意見】日々の点検の結果、不具合の度合いを考慮しながら、現状老朽化した部品の交換や計画的な機器の更新などを使い分けるなど、限られた予算の中で工夫しながら運用している現状にある。今後も限ら

	れた予算の中で、水位計の機能を維持できるように、日々の点検を適切に行う等、引き続き効果的な水防管理に取り組まれることが望まれる。
	緊急浚渫（しゅんせつ）推進費・河川改修費（水辺）
74	【意見】技術力を必要とする工事に関しては価格以外の要素も合わせて判断する「総合評価方式」について推進を図ることが望まれる。
75	【意見】浚渫土の利活用において専門家の意見を聴取するなど新技術の導入について検討することが望まれる。
	ＩＴを活用した河川防災情報システム整備費（水辺）（該当なし）
	河川施設震災対策費
76	【意見】耐震化工事については、計画的に進めていくことが望まれる。また、有利な起債があれば引き続き、活用できるように努めることが望まれる。
	災害対応訓練（埼玉版ＦＥＭＡ）
77	【意見】災害対応訓練において、今後も、他の都道府県の訓練内容や実際に災害が発生した地域での事例等の情報を得て、訓練をブラッシュアップさせていくことが望まれる。
78	【意見】県関係部局と災害協定業者等の各参加者に対し、アンケート等によるフィードバックを行い、訓練で生じた課題を洗い出し、対策を講じることで、次年度以降の訓練のブラッシュアップ及び実際の大規模災害時の初動対応に役立てることが望まれる。
79	【意見】災害対応訓練に関して、県土整備部と危機管理防災部において積極的に情報共有や意見交換を行い、それに関する資料を文書として残すことが望まれる。
	（都市整備部）
	さいたま減災プロジェクト
80	【意見】当該事業の目的（県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報）についての適切な目標設定を行い、適切な管理を行うことにより、「さいたま減災プロジェクト」（ホームページ）の認知度を向上させ、利用者の増加を図っていくことが望まれる。
81	【意見】認知度・利用者の増加を意識した様々な媒体での広報活動を行っていくことが望まれる。
	復興まちづくり担い手育成事業費（復興まちづくりイメージトレーニング）

82	【意見】発災後に早期に的確な復興まちづくりに着手できるように、復興事前準備の取組である復興まちづくりイメージトレーニングについて、埼玉県が主体的に実施していくことが望まれる。
	（保健医療部）
	災害医療体制強化推進事業
83	【意見】国の指針を満たす数の災害拠点病院が指定されている状況にはあるが、災害拠点病院の１病院当たりの人口負担が近隣県よりも極めて高い状況にある。県民の安全を考えれば、長期的には災害時連携病院が災害拠点病院となるよう、病院の整備について引き続き、予算措置を行うなどの支援を続けていくことが望まれる。
84	【意見】災害拠点病院、災害時連携病院、埼玉ＤＭＡＴについて県ホームページでも公表しているが、より県民に周知できるよう、引き続き、広報紙、ＳＮＳなどの媒体でも周知を行っていくことが望まれる。
85	【意見】埼玉県５か年計画によれば、災害時連携病院数は令和８年度までに 35 病院整備する目標であるが、第８次埼玉県地域保健医療計画の策定に向けた方向性によれば、令和 11 年度は 40 病院が目標となっている。埼玉県は近隣都県に比して人口 10 万人当たりの災害拠点病院数が少ないことから、まずは、この目標を達成できるように取組を進めることが望まれる。
86	【意見】秩父医療圏には災害拠点病院がないなど災害時の医療資源が少ない状況にある。それゆえ、人材育成、設備面での補助などを通じて、災害時も含めた医療体制を強化していくよう継続して取り組まれることが望まれる。
87	【意見】災害時連携民間精神科病院７病院について、県民への情報提供のためにも、県ホームページにて公表することが望まれる。
88	【意見】県ホームページにおいて、埼玉ＤＭＡＴの訓練・研修として、大規模地震時医療活動訓練と埼玉ＳＭＡＲＴ合同訓練があるが、リンク切れになっている。リンク先を表示するよう修正することが望まれる。
89	【意見】ＢＣＰの未策定の病院が、ＢＣＰを策定できるように取組を継続することが望ましい。令和６年度はＢＣＰに精通した講師を迎え、「病院ＢＣＰ策定のためのワークショップ（体験型講座）」を２回開催することで、ＢＣＰ策定の支援を行う取組を行っている。その実績やＢＣＰ策定病院からのアンケートなどを基に、より多くの病院がＢＣＰ策定できるように周知を図っていくことが望まれる。

90	【意見】ＥＭＩＳへ入力している病院の割合を 100%により近づけていくことが望まれる。
	愛護動物の防災・災害対策事業
91	【意見】当該事業の目的は、①市町村における避難所での動物の受入れ体制整備の促進 、②県における災害時の動物救護体制の整備にあるところ、各目的に対応する適切な目標の設定及び成果指標の設定が望まれる。
92	【意見】愛護動物の防災・災害対策について、より幅広い層へ多方面からの啓発活動が必要と考えられる。特にＳＮＳ等を活用し、より広範囲の層へ効果的に意識づけを行い、ボトムアップを図っていくことが望まれる。
93	【意見】他県の例を参考にペット同行避難・同伴避難が可能な避難所情報について、県民に情報提供することが望まれる。
	（教育局）
	学校安全総合支援事業
94	【意見】特別支援学校における学校安全教育推進体制の構築について、各特別支援学校がどのような取組を行っているかについての事例を収集し、それを他の特別支援学校にも情報共有・横展開することにより、各特別支援学校に合ったより良い体制を構築できるようにすることが望まれる。
95	【意見】将来的により多くの市町村がモデル地域としての取組を経験し、幅広い地域で事業の効果が得られるよう、県として各市町村に積極的に働き掛けるなど市町村の取組を支援していくことが望まれる。
96	【意見】第４期埼玉県教育振興基本計画の目標値の達成に向けて引き続き対応していくとともに、目標値を設定していない成果指標については目標値を設定し、その目標の達成状況について評価を行っていくことが望まれる。
	（県民生活部）
	青色防犯パトロール事業
97	【意見】自治体や民間事業者との更なる連携強化及び住民向け啓発活動の強化が望まれる。
98	【意見】装備品提供後の利用状況や活動実績の把握が不足しており、装備品の適切な管理と有効利用を確保するための体制が望まれる。
99	【意見】支出内容が効果的に利用されていることを県としても把握することが望まれる。
	（議会事務局）

	シェイクアウト埼玉（一斉地震防災訓練）
100	【意見】シェイクアウト埼玉（一斉地震防災訓練）を各議員にて実施されている。大変重要な取組である。ゆえに、県ホームページの防災のページにおいても、掲載ないしリンクを張り付けるなどして、県民がいつでも閲覧できるようにすることが望まれる。

第２章　報告書の構成

本報告書は下記の構成となっている。

第１章　監査の概要（上述のとおり）
第２章　報告書の構成（本ページ）
第３章　監査テーマの概要
　　国・埼玉県・市町村・関係団体・県民の役割分担について説明する。合わせて埼玉県の取組や県民への周知の概要について記載する。
第４章　監査結果の総括
（１）前提
（２）監査のポイント
（３）監査結果
（４）監査時間
第５章　各事業等の事業内容及び監査結果
第６章　最後に

第３章　監査テーマの概要

第１　防災と危機管理の定義について

防災：災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

危機管理：危機的なトラブルが起きた状況から、更なる悪化を防ぐために管理することをいう。

すなわち、防災とは事前の行為、危機管理は災害発生後の更なる悪化防止のための行為をいう。

第２　過去の災害について

近年の主な自然災害としては下記のようなものがある。（内閣府ホームページから一部を引用）

最近の主な自然災害について

（計数：令和6年6月14日現在）

災害名	主な事象	人的被害（人）		住宅被害（棟）			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
阪神・淡路大震災 （平成7年1月17日）	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。国・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,437	43,792	104,906	144,274	0	・緊急対策本部設置（※1）（10回） ・非常災害対策本部設置（3回） ・内閣総理大臣現地視察 ・政府調査団派遣（兵庫県） ・災害救助法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
東日本大震災 （平成23年3月11日）	最大震度7 津波により、岩手県、宮城県及び福島県をはじめとする東日本沿岸を中心に、甚大な被害が発生。	22,325	6,242	122,050	283,988	1,490	・緊急参集チーム招集 ・緊急災害対策本部設置（19回） ・緊急災害現地対策本部設置（宮城県） ・内閣総理大臣現地視察（岩手県、宮城県、千葉県） ・政府調査団派遣（岩手県、宮城県、福島県） ・内閣府特命担当大臣（防災）現地視察（岩手県、宮城県、福島県、新潟県、長野県） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・特定非常災害法適用 ・激甚災害指定
平成12年有珠山噴火 （平成12年3月31日 ～平成13年6月28日）	気象庁が緊急火山情報を発表し、住民が噴火前に事前避難したために、人的被害なし。	－	－	119	355	－	・非常災害対策本部設置（3回） ・非常災害現地対策本部設置（北海道） ・内閣総理大臣現地視察（北海道） ・政府調査団派遣（北海道） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成12年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 （平成12年6月25日 ～平成17年3月31日）	最大震度6弱※6回発生 山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成。火山ガスの大量放出が続き、三宅村の全住民に対し避難指示が出されたため、全住民が島外での避難生活を余儀なくされた。	1	15	15	20	0	・緊急参集チーム招集 ・非常災害対策本部設置（3回） ・内閣総理大臣現地視察（東京都） ・災害救助法適用 ・被災者生活再建支援法適用 ・激甚災害指定
平成12年（2000年）鳥取県西部地震 （平成12年10月6日）	最大震度6強	0	182	435	3,101	0	・緊急参集チーム招集 ・災害対策関係省庁連絡会議 ・政府調査団派遣（鳥取県） ・災害救助法適用

このように、震災をはじめとする大規模災害が頻発している状況にある。加えて、近年の温暖化に伴い台風や大雨による災害も発生している状況にある。

第３　防災の三助について

過去の災害事例より、今後災害が生じた場合には、被害を最小限にとどめる努力が必要である。そのための防災上の取組として、自助・共助・公助の３つがある。

自助	自分と家族の命や財産を守るために、自ら防災に取り組むこと
共助	近隣住民や被災者と互いに助け合うこと
公助	行政による公的な支援

公助は国、地方公共団体（都道府県、市町村）の予算の中で行われることから、一定の限度がある。

例えば、川の氾濫防止は、国や地方公共団体の予算で賄われる必要があるが、県民や地域で対応すべきことは、各々で対応していく取組が重要である。

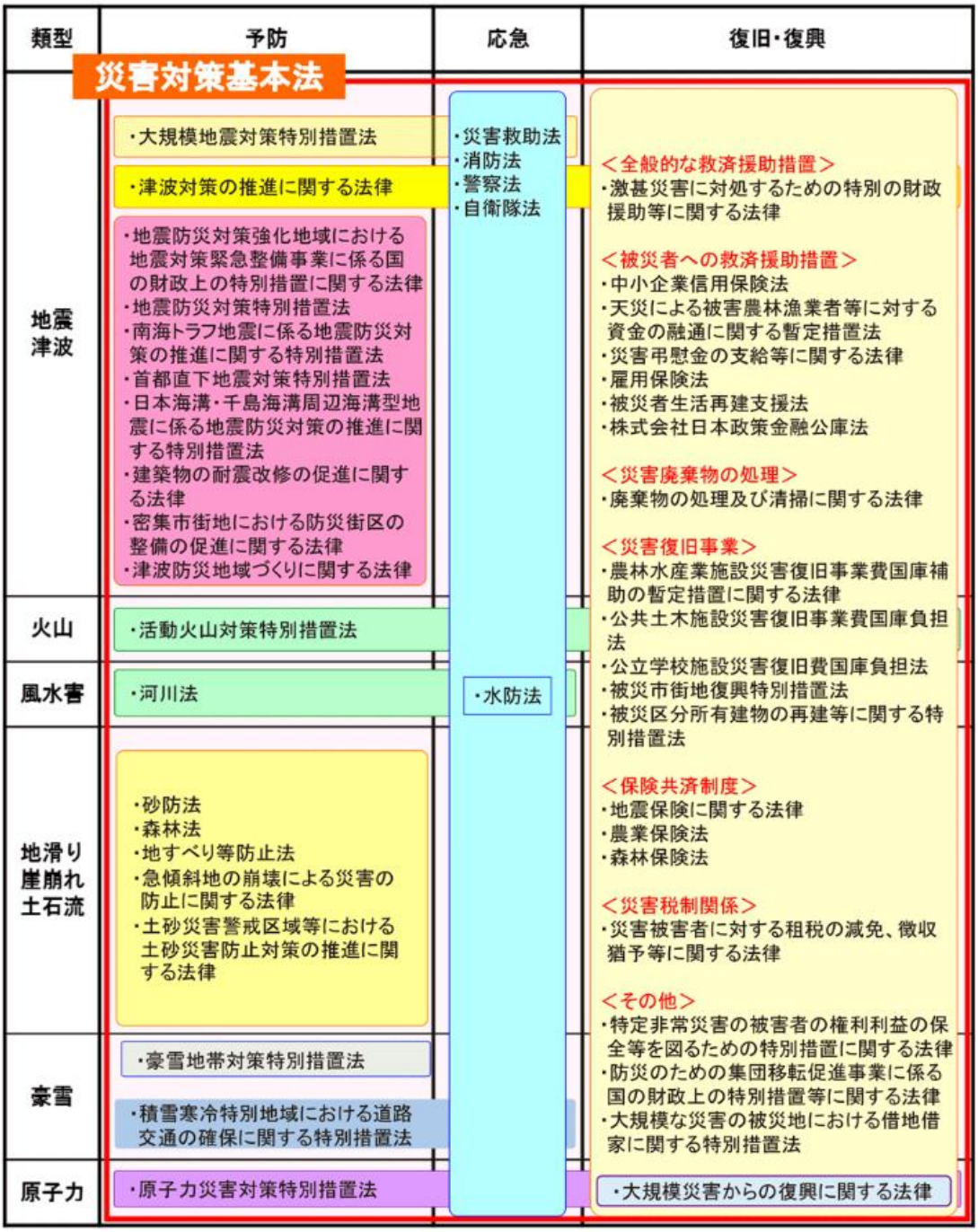
ゆえに、埼玉県としては、県の予算でないと対応できない事象は公助にて対応するが、それ以外のことは自助・共助を原則として取り組んでいけるよう、県民に周知していくことは重要である。

第４　災害に関する法体系について

１．防災に関する法体系

防災や危機管理に対応して、国では様々な法制度を設けている。

法体系として、防災対応の流れに沿って、行政が実施すべき事項を災害対策基本法にて定めている。基本をなすのが災害対策基本法である。



出典：内閣府資料

２．災害対策基本法

詳細は下記のとおり

災害対策基本法の概要

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする

1．防災に関する理念・責務

○災害対策の基本理念　－「減災」の考え方等、災害対策の基本理念

○国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務　－防災に関する計画の作成・実施、相互協力等

○住民等の責務　－自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2．防災に関する組織－総合的防災行政の整備・推進

○国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部

○都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3．防災計画－計画的防災対策の整備・推進

○中央防災会議：防災基本計画

○指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画

○都道府県・市町村：地域防災計画　○市町村の居住者等：地区防災計画

4．災害対策の推進

○災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定

○市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5．被災者保護対策

○避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成

○災害時における、避難所、避難施設に係る基準

○広域避難、物資輸送の枠組み

○罹災証明書、被災者台帳の作成を通した被災者支援策

6．財政金融措置

○法の実施に係る費用は実施責任者負担

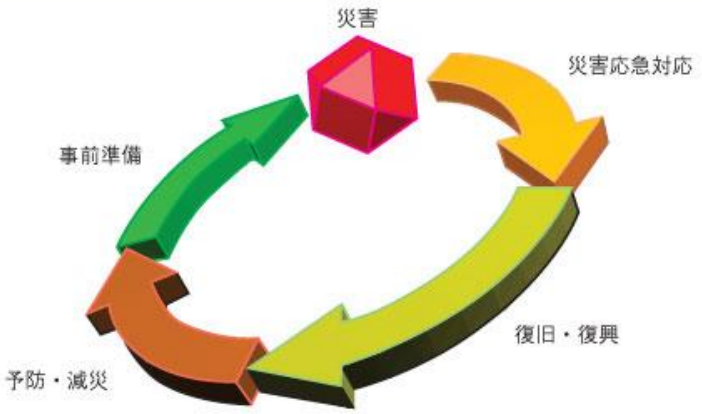
○激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7．災害緊急事態

○災害緊急事態の布告　⇒　政府の方針（対処基本方針）の閣議決定

○緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動 等）

図４－１－５　防災のサイクル



（出典：内閣府ホームページ）

（A）予防・減災

・防災基本計画の策定、指定公共機関・指定行政機関の指定、
地域防災計画の作成

・防災訓練、物資の備蓄

（B）災害応急対応

・公的機関による警報の発令

・消防、警察に対する出勤命令、要請

・住民に対する非難指示、警戒区域の設定

・応急の公用負担、知事の応急措置及び代行

（C）復旧、復興

・災害復旧事業、災害復旧事業に関する国の負担・補助

・被災自治体に対する国の特別補助（激甚災害に対する措置）

（出典：防災士教本（日本防災士機構））

3．都道府県の責務

災害対策基本法で重要な点は「第四条　都道府県の責務」について定めた条文である。

（都道府県の責務）

第四条　都道府県は、基本理念に則り、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2　都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するに当たっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

すなわち、

①当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する.

②その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有するということである。

すなわち、

<u>市町村の防災に関する事務又は業務の実施を助ける必要がある</u>ということである。

本監査においては、この視点からも監査を実施している。

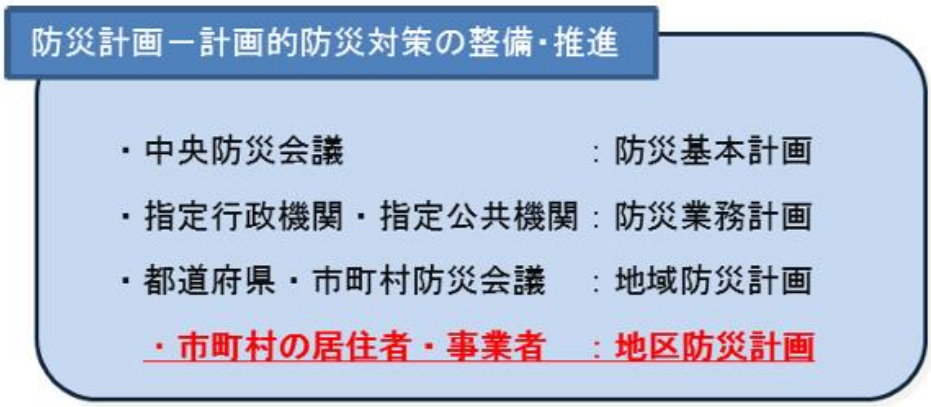
第５　防災計画について

災害対策基本法に定めているとおり、国及び埼玉県を含む地方公共団体は、防災計画を策定する。詳細は下記のとおり。

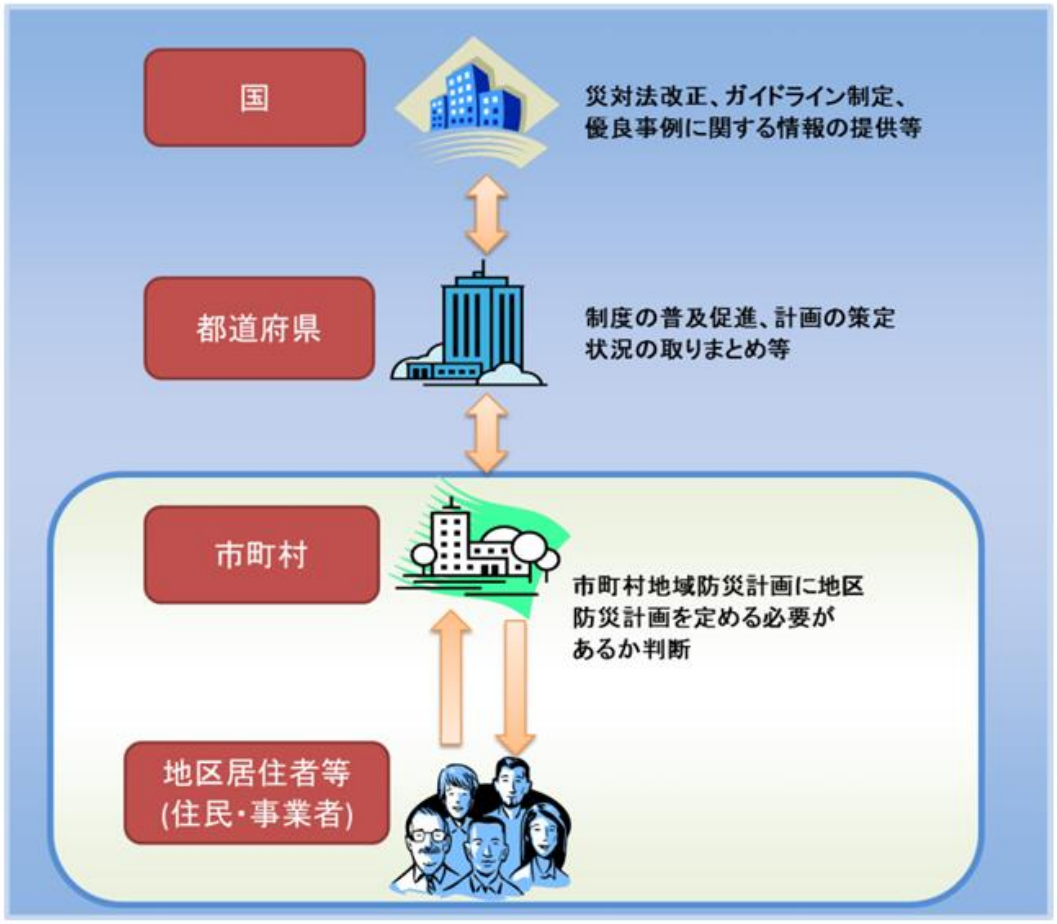
１．防災計画

防災計画として、国が作成する防災基本計画のほか、指定公共機関や指定行政機関が作成する防災業務計画、都道府県や市町村が作成する地域防災計画、市町村の中の地域で作成する地区防災計画がある。

図表１　防災計画の全体像



図表２　地区防災計画制度の全体像のイメージ

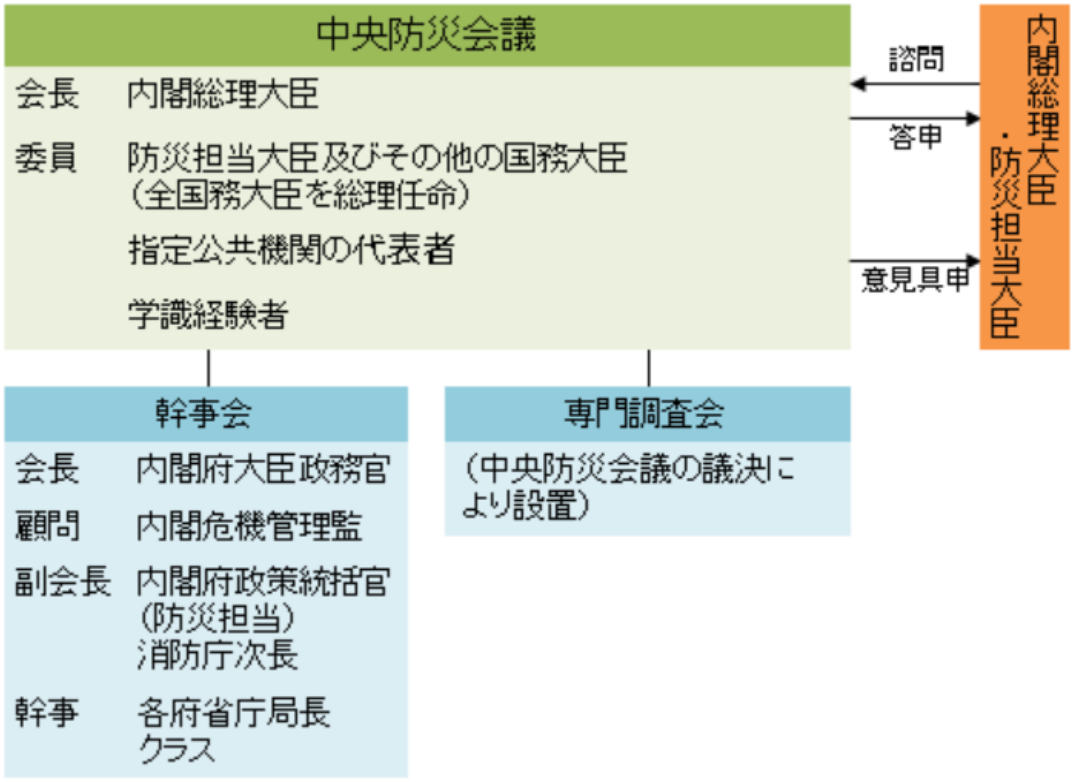


（出典：内閣府、地区防災計画ガイドライン）

中央防災会議：内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計

画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っている。組織の内容は以下のとおり。

中央防災会議　組織図



【役割】
○　防災基本計画の作成及びその実施の推進等

（出典：内閣府ホームページ）

中央防災会議委員名簿

令和６年11月11日現在

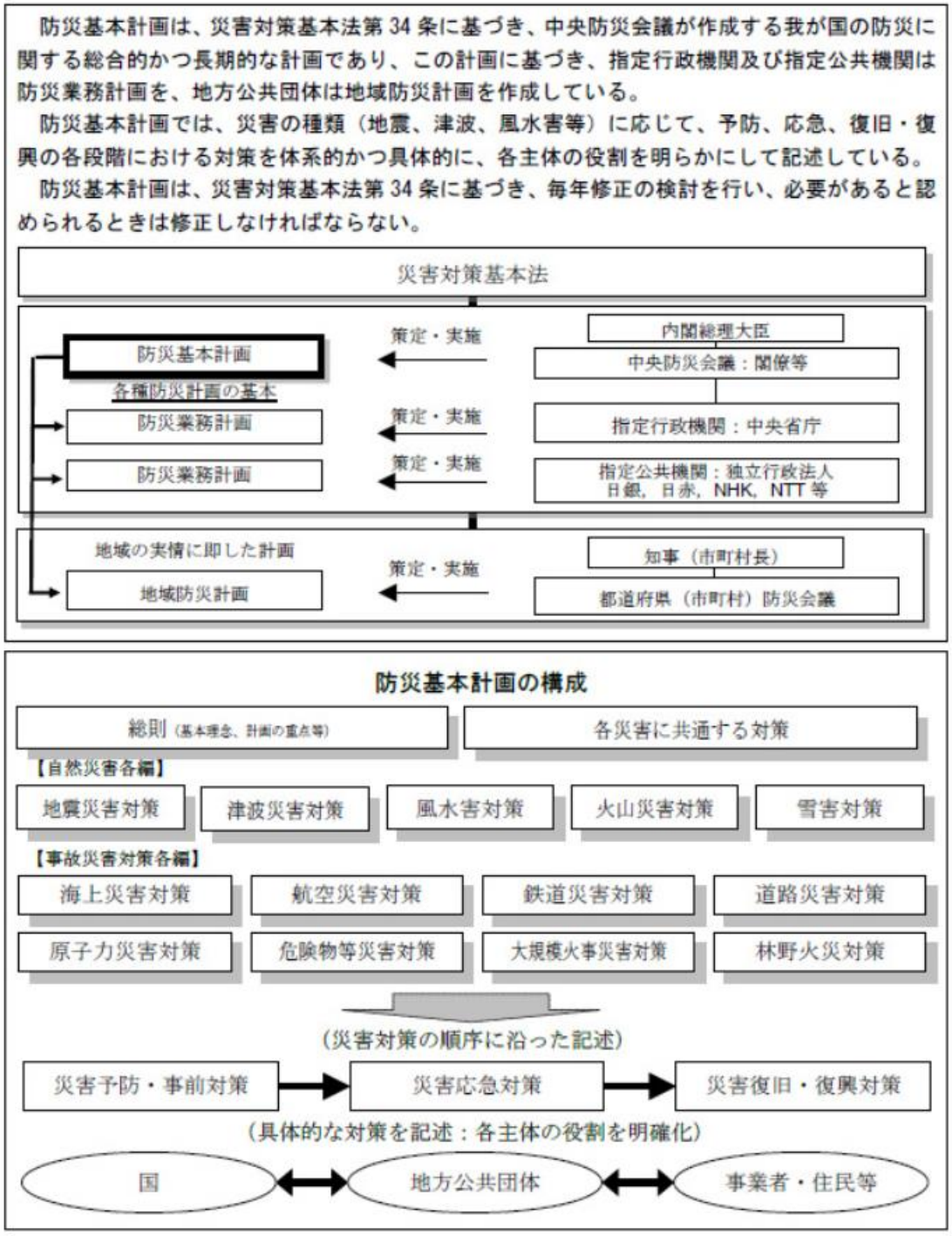
職名		氏名
会長	内閣総理大臣	石破茂
委員	国家公安委員会委員長 国土強靱化担当、領土問題担当 内閣府特命担当大臣(防災、海洋政策)	坂井学
	総務大臣	村上誠一郎
	法務大臣	鈴木馨祐
	外務大臣	岩屋毅
	財務大臣 内閣府特命担当大臣（金融） デフレ脱却担当	加藤勝信
	文部科学大臣	あべ俊子
	厚生労働大臣	福岡資麿
	農林水産大臣	江藤拓
	経済産業大臣 原子力経済被害担当 ＧＸ実行推進担当 産業競争力担当 内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）	武藤容治
	国土交通大臣 水循環政策担当 国際園芸博覧会担当	中野洋昌
	環境大臣 内閣府特命担当大臣（原子力防災）	浅尾慶一郎
	防衛大臣	中谷元
	内閣官房長官 沖縄基地負担軽減担当 拉致問題担当	林芳正
	デジタル大臣 デジタル行財政改革担当 行政改革担当 国家公務員制度担当 サイバー安全保障担当 内閣府特命担当大臣（規制改革）	平将明
	復興大臣 福島原発事故再生総括担当	伊藤忠彦
	内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助） 女性活躍担当 共生社会担当	三原じゅん子
	経済再生担当 新しい資本主義担当 賃金向上担当 スタートアップ担当 全世代型社会保障改革担当 感染症危機管理担当 防災庁設置準備担当 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	赤澤亮正

	経済安全保障担当 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、経済安全保障）	城内実
	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策） 新しい地方経済・生活環境創生担当 国際博覧会担当	伊東良孝
	内閣危機管理監	小島裕史
	日本銀行総裁	植田和男
	日本赤十字社社長	清家篤
	日本放送協会会長	稲葉延雄
	日本電信電話株式会社 常務取締役	大西佐知子
	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター教授	大原美保
	東京国際大学　副学長　兼 言語コミュニケーション学部長	小室広佐子
	全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長 （神奈川県知事）	黒岩祐治
	日本消防協会監事	延近敬弘
	被災者健康支援連絡協議会会長 （日本医師会会長）	松本吉郎
		以上３０名

（出典：内閣府ホームページ）

２．防災基本計画

内閣府では、下記のように、防災基本計画を策定している。



災害などの事例を踏まえて、防災基本計画の改正が随時行われている。防災基本計画の改正を踏まえて、県でも地域防災計画の見直しを行っている。

第６　県の対応

上記を踏まえ、県としては、下記の対応を行っている。

（１）組織体制

危機管理防災部が中心となって国・県内市町村との連携の他、関連企業との連携も行っている。

なお、災害の発生前に実施すべき事項を防災、災害発生後の対応を危機管理として位置付け、県では、下記のような体制となっている。

（A）埼玉県の防災に関する組織

県では、埼玉県防災会議が組織されている。

埼玉県防災会議は、地方自治法第 138 条の４第３項及び災害対策基本法第 14 条に規定する県の附属機関である。埼玉県防災会議は、地域防災計画を作成又は修正する場合や防災に関する重要事項を審議する場合等に開催される。現在、会長１名、委員 72 名、合計 73 名をもって組織されている。

会長、委員については以下のとおり。

（B）埼玉県防災会議の組織

会長　埼玉県知事

委員

１号委員・・埼玉県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長
　　又はその指名する職員（17 名）

２号委員・・埼玉県を警備区域とする陸上自衛隊方面総監
　　又はその指名する部隊若しくは機関の長（１名）

３号委員・・埼玉県教育委員会の教育長（１名）

４号委員・・警視総監又は埼玉県警察本部長（１名）

５号委員・・埼玉県知事がその部内のうちから指名する職員（18 名）

６号委員・・埼玉県区域内の市町村の市町村長及び
　　消防機関のうちから埼玉県知事が任命する者（３名）

７号委員・・埼玉県の地域において業務を行う指定公共機関
　　又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから埼玉県知事が任命する者（25 名）

８号委員・・自主防災組織を構成する者
　　又は学識経験のある者のうちから埼玉県知事が任命する者（６名）

（注）１号～８号委員とは、災害対策基本法第 15 条第５項の第１号～第８号に該当する委員を示す。

（２）埼玉県地域防災計画

県では、内閣府作成の防災基本計画を踏まえて、地震や風水害などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、埼玉県地域防災計画を定めている。

埼玉県地域防災計画

本　編

令和６年３月
埼玉県防災会議

内容としては、
第１編 総則
第２編 震災対策編
第３編 風水害対策編
第４編 複合災害対策編
第５編 広域応援編
第６編 事故災害対策編

からなっている。

第１編総則は、計画全般にわたる基本理念を示すとともに、県の防災体制や各関係機関の役割などの共通事項を整理したものである。

第２編震災対策編は、地震による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、火山噴火降灰対策は本編の第５章に記載している。

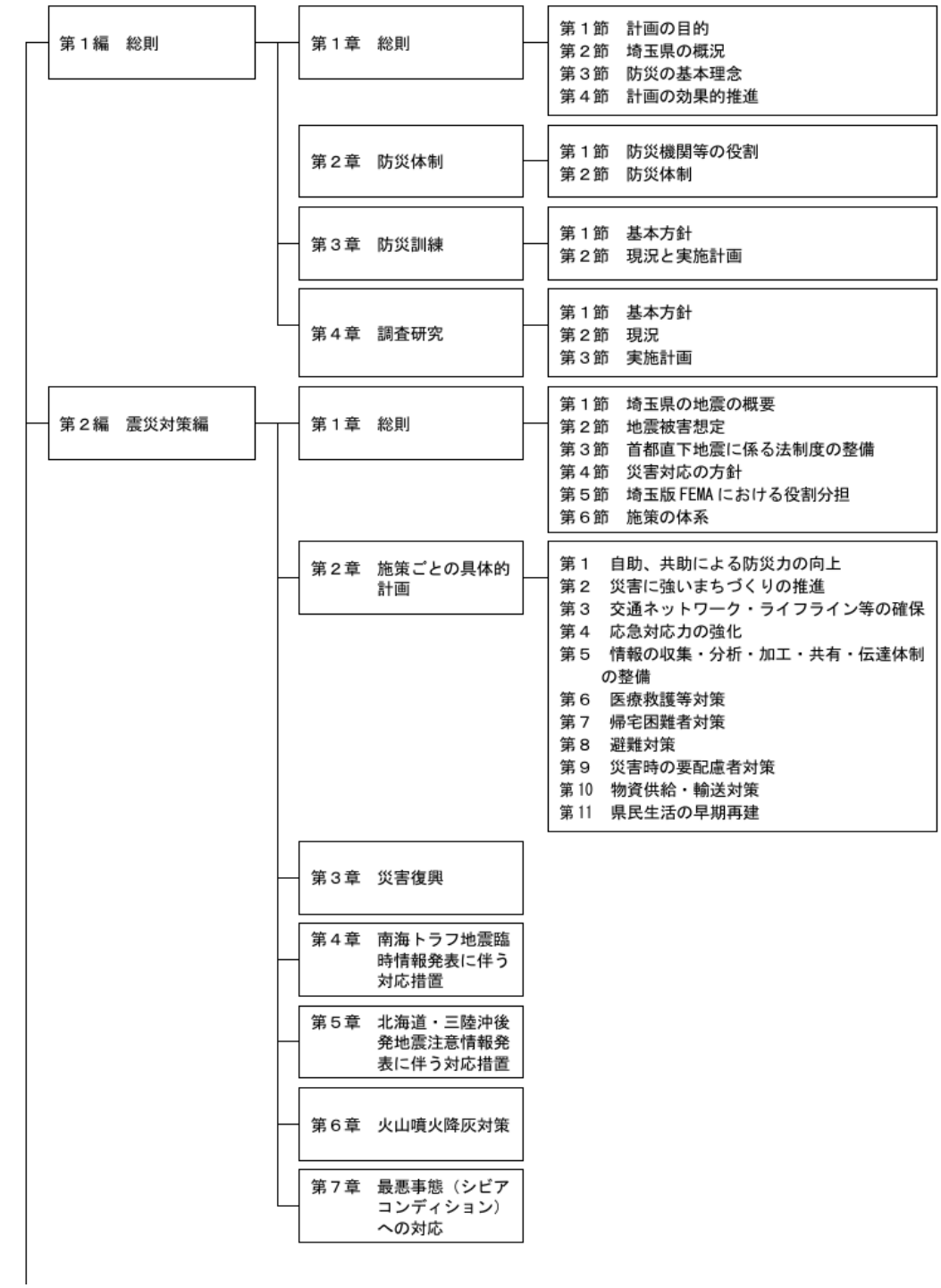
第３編風水害対策編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、雪害対策については本編の第５章で記載している。

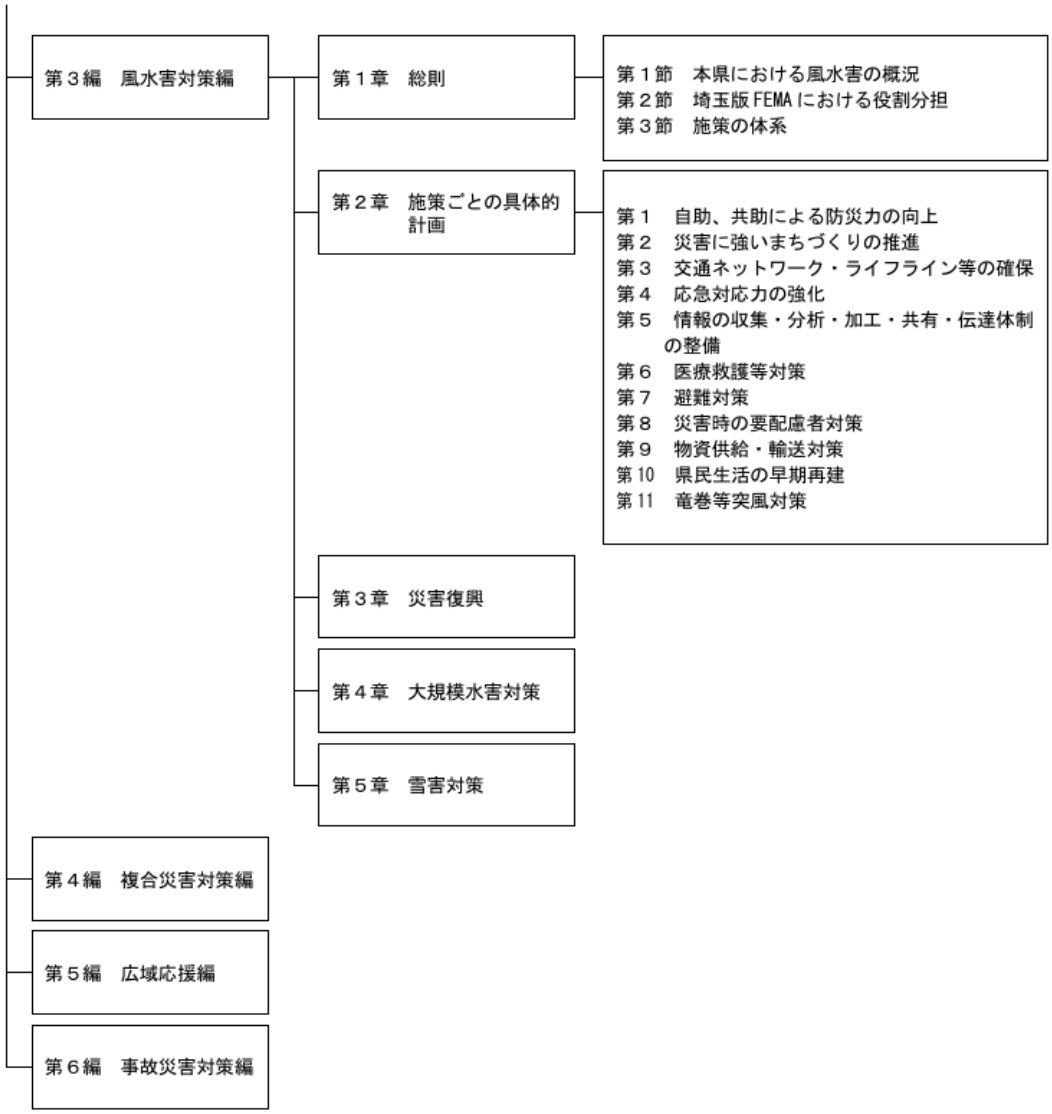
第４編複合災害対策編は、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生した場合の対策の方向性をまとめたものである。

第５編広域応援編は、首都圏広域災害が発生した場合を想定し、県における広域応援の主な対応をまとめたものである。

第６編事故災害対策編は、火災、危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故災害、鉄道事故、航空機事故などについて、それぞれ対策をまとめたものである。

【埼玉県地域防災計画の構成】





※　第２編から第５編までの各施策について、＜予防・事前対策＞、＜応急対策＞、＜復旧対策＞の３つの段階に分けて記載している。

第７　県内の各市町村の対応

埼玉県地域防災計画を踏まえて、各市町村で地域防災計画を定めている。

例：所沢市の地域防災計画



所沢市地域防災計画

【市民向け概要版】令和５年（2023年）４月発行

地域防災計画とは？

所沢市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とし、所沢市防災会議が策定するものです。計画では災害の予防から復興までの期間に発生する業務に関し、総合的な対策を定めています。

計画の基本方針

所沢市では、３つの基本方針に基づき、事前の備え、災害発生時の対応、速やかな生活再建を実施します。

自助・共助の強化

▶**家庭における取組み**を促進
▶**自主防災組織等**の能力向上

災害の拡大・二次災害への備え

▶**ライフライン等の復旧体制**の充実
▶**感染症等**への対策

公助の強化

▶**初動対応**の強化
▶**防災関係機関との協力体制**の充実

計画の構成

所沢市地域防災計画は、「総則・予防対策編」、「応急対策・復旧復興編」、「資料編・用語集」の３つの編で構成しています。

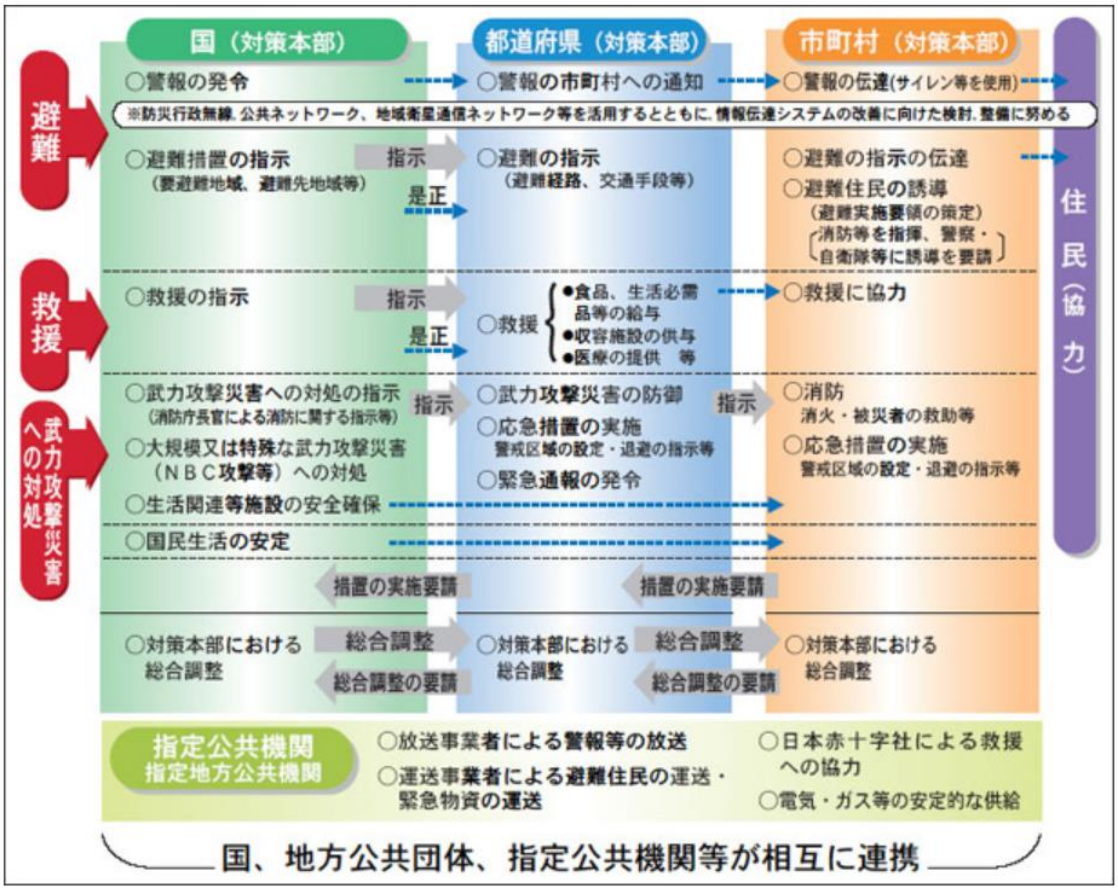
編	項　目	内　容
総則・予防対策編	総則	計画の目的、所沢市の災害特性、基本方針、防災体制、防災訓練
	予防対策	災害による被害を防止・軽減するため、平時に行うさまざまな備えの計画
応急対策・復旧復興編	震災応急対策	地震発生時の活動体制、被災者の救助・救護・生活支援、二次災害の防止措置、公共施設の復旧等の計画
	火山噴火応急対策	噴火発生時の情報伝達、降灰対策に関する計画
	風水害応急対策	大雨、洪水、暴風等のおそれがあるときや災害が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援等の計画
	複合災害応急対策	大規模地震、豪雨災害等が同時又は連続して発生した際、被害をできるだけ最小限に抑えるための計画
	大規模事故応急対策	消防、警察だけでは対処困難な大規模事故発生時の活動体制、避難等に関する計画
	災害復興計画	大規模災害からの復興体制、復興方針や復興計画の策定、復興事業の推進等の計画
資料編・用語集	資料	各計画と関連する例規、図表、その他資料
	用語	計画で使用される専門用語等の解説

（出典：所沢市ホームページ）

第８　国、埼玉県、県内市町村の役割分担

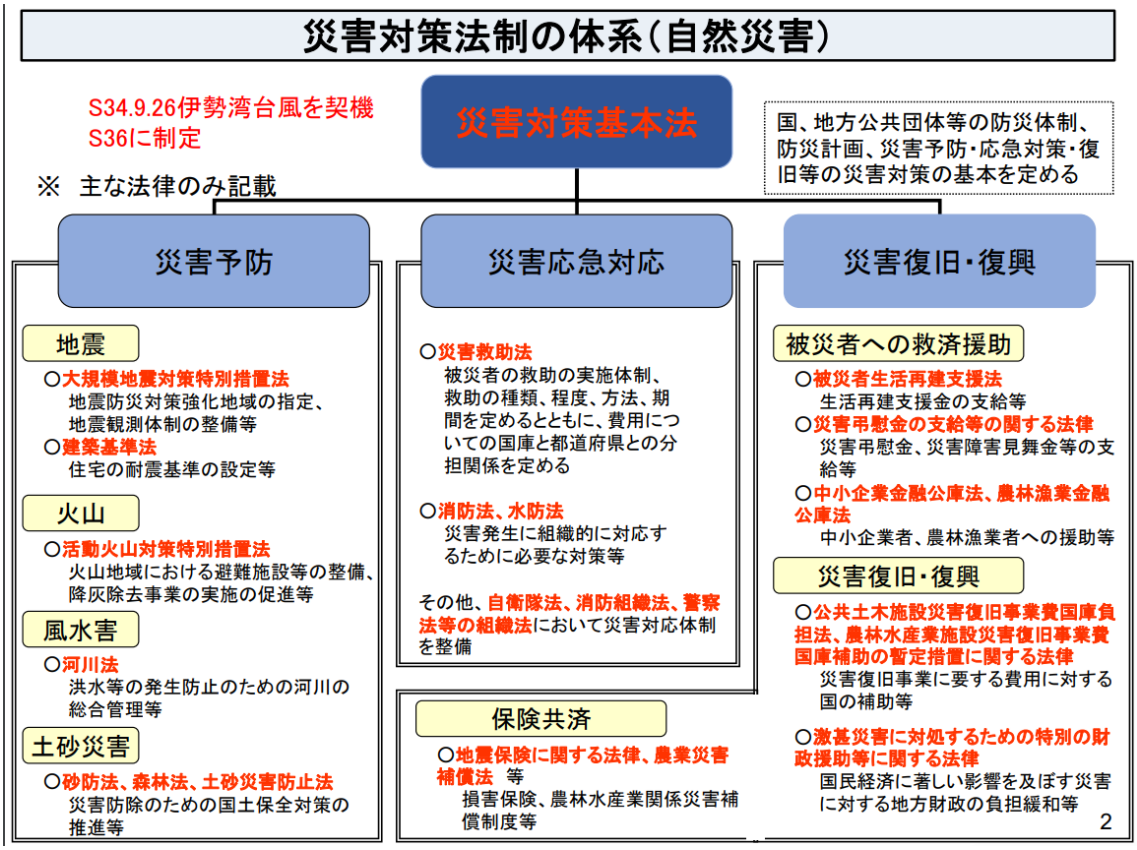
国、埼玉県と県内市町村の防災に関する役割分担はおおむね下記のとおりである。

下記は武力攻撃を想定した役割分担であるが、災害についても同様である。



（出典：北海道ニセコ町ホームページ）

第９　災害対策基本法以外の関連法制について



（出典：総務省ホームページ）

災害が甚大である場合には、災害発生後の応急期の対応として、災害救助法が適用される場合がある。災害救助法の概要は下記のとおり.

災害救助法　【制度概要】

昭和22年10月18日法律第118号
平成25年10月厚生労働省より移管

目　的（第１条）

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、**被災者の保護**と**社会秩序の保全**を図ること。

実施体制

・　法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。（第２条第１項（法定受託事務））

・　災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（第２条第２項）

・　必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
（第13条第１項）

・　広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。
（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

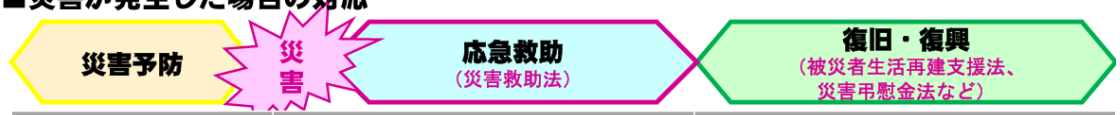
災害対策法制上の位置付け

我が国の災害対策法制は、災害の予防、**発災後の応急期の対応**及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、**「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する**主要な法律である。

■災害が発生するおそれがある場合の対応



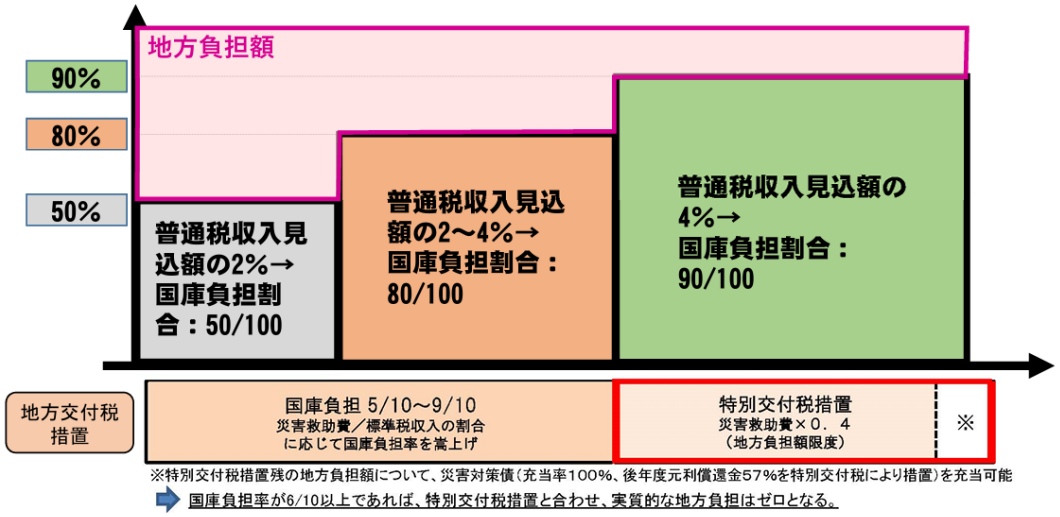
■災害が発生した場合の対応



		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		**救助の実施主体**（基本法５条）	救助の後方支援、総合調整（基本法４条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法１３条２項）	**救助の実施主体**（法２条）（救助実施の区域を除く（法２条の２））
	事務委任	**事務委任を受けた救助の実施主体**（法１３条１項）	救助**事務の一部を市町村に委任可**（法１３条１項）
	費用負担	費用負担なし（法２１条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

災害救助費等負担金の国庫負担について

普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
①	収入見込額の　2/100以下の部分	→ 50／100
②	収入見込額の　2/100超 4/100以下の部分	→ 80／100
③	収入見込額の　4/100超の部分	→ 90／100



※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債（充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置）を充当可能

国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

例：普通税収入が約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 ＝ ①（20億円の50%）＋②（20億円の80%）＋③（残り60億円の90%）＝ 計80億円

災害救助法の運用　【事務の流れ】

	国（内閣府）	都道府県・救助実施市	市区町村
被害状況の把握	・都道府県等からの情報収集等 ・報道からの情報収集等	・市区町村等からの情報収集	・市区町村内の被害状況を把握
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認し、必要に応じて助言	・市町村からの被害情報を確認、内閣府へ報告	・都道府県への情報提供
災害救助法適用の決定	・都道府県等からの情報の受理、必要な助言 ・適用に関する公表準備等 ・関係省庁に情報提供	・市区町村からの情報の受理、 ・災害救助法の適用を決定、 ・内閣府へ情報提供、公表準備 ・県内各関係機関に連絡	・都道府県へ災害救助法適用要請 ・適用後、管内への伝達 ・都道府県からの事務委任の内容調整
応急救助の実施	・他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・他の都道府県知事等に対して救助業務の応援要請	・救助の実施等（都道府県から委任を受けた救助）
救助の中間情報	・情報の受理、必要な助言	・現状報告、今後の実施予定内容等を情報提供（随時）	・現状報告、今後の実施予定内容等を情報提供（随時）
特別基準の協議	・同意の要否及び程度等判断及び必要な助言、指導	・特別の事情がある場合、その都度、特別基準を内閣府に協議	・特別の事情がある場合、その都度、特別基準を都道府県に協議
救助完了（情報提供）	・情報の受理及び必要な助言、指導	・応急救助完了後、 ①被害状況の確定 ②４条各号の救助実施状況 ③救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助完了後、 ①被害状況の確定 ②委任を受けた救助の実施状況 ③救助費概算所要額等を情報提供
救助費負担金の申請等	・精算監査（現地or書面） ・申請に基づく交付決定 ・額の確定、精算	・市町村からの精算資料の提供及び確認 ・精算監査（現地or書面） ・精算交付申請（概算交付も可）	・救助費（繰替支弁額）を都道府県に申請

（出典：内閣府ホームページ）

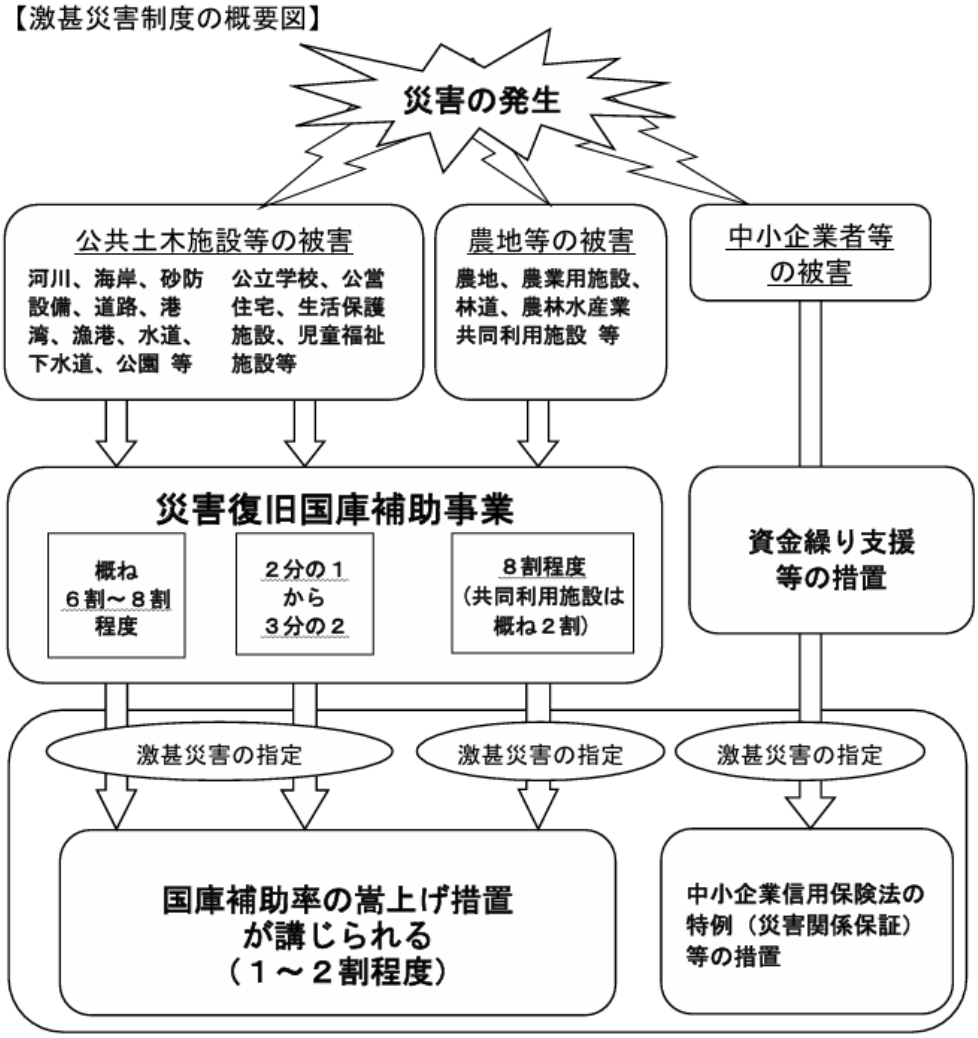
上記からは、災害救助法の適用を適時適切に行うには、県としては、市町村等からの被害状況等の情報収集が重要となる。

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

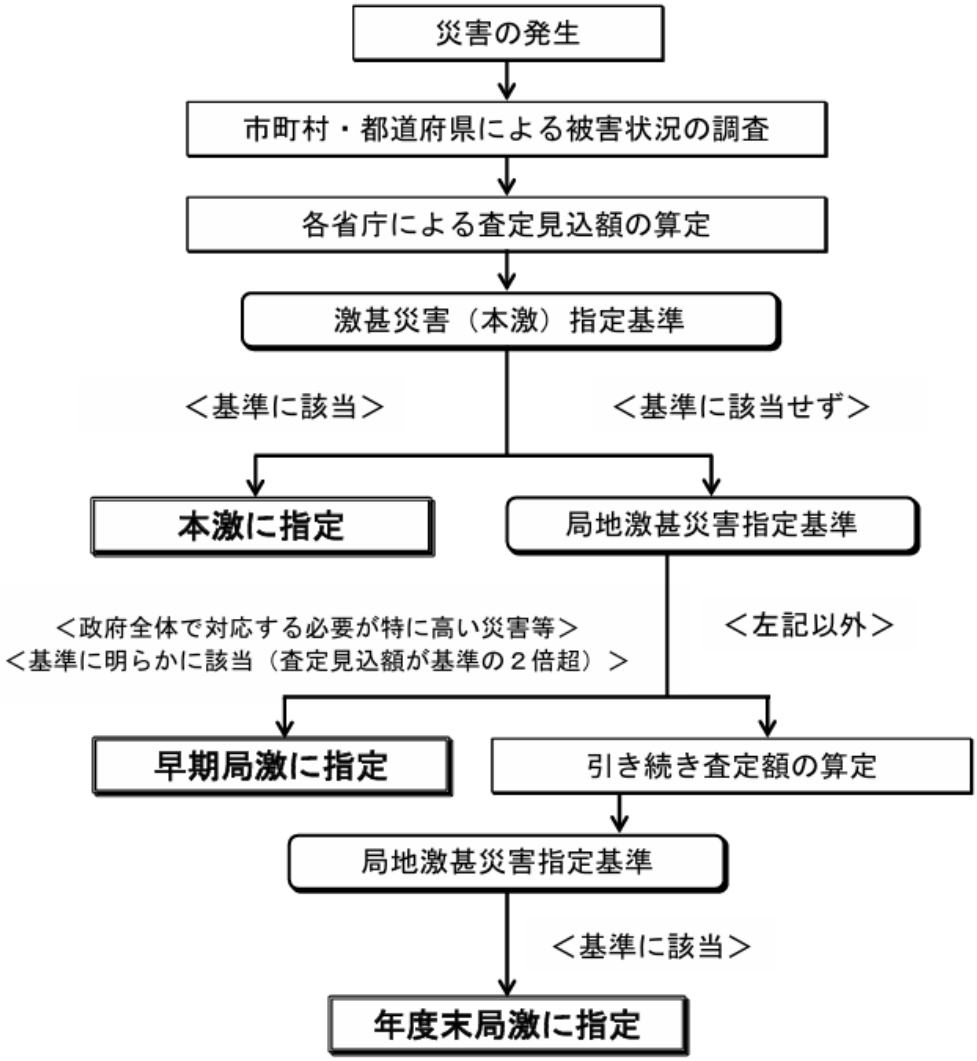
なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



激甚災害指定の流れ

【激甚災害指定の基本的な流れ】



（出典：内閣府ホームページ）

第１０　強靭化計画について

１．概要

国土強靭化（ナショナルレジリエンス）とは、災害時の被害を最小限に抑え、迅速に復旧できるような、強くしなやかな国づくりを目指す取組である。

具体的には、災害の発生時に、以下４項目を達成することを目指すこととなる。

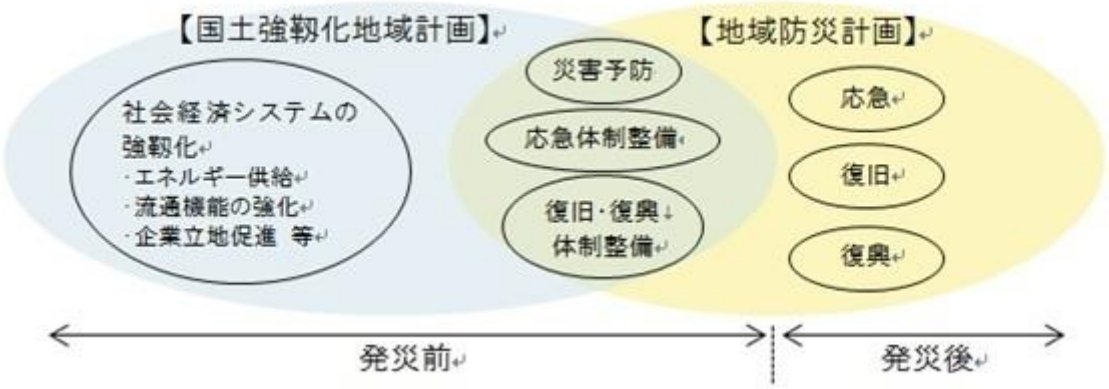
人命を保護すること

被害を最小化すること

経済社会を維持すること

迅速な復旧復興を実現すること

防災計画が主に発災直前から発災後に関する計画であるのに対し、強靭化計画は発災前の期間に取り組む計画であるという点で違いがある。

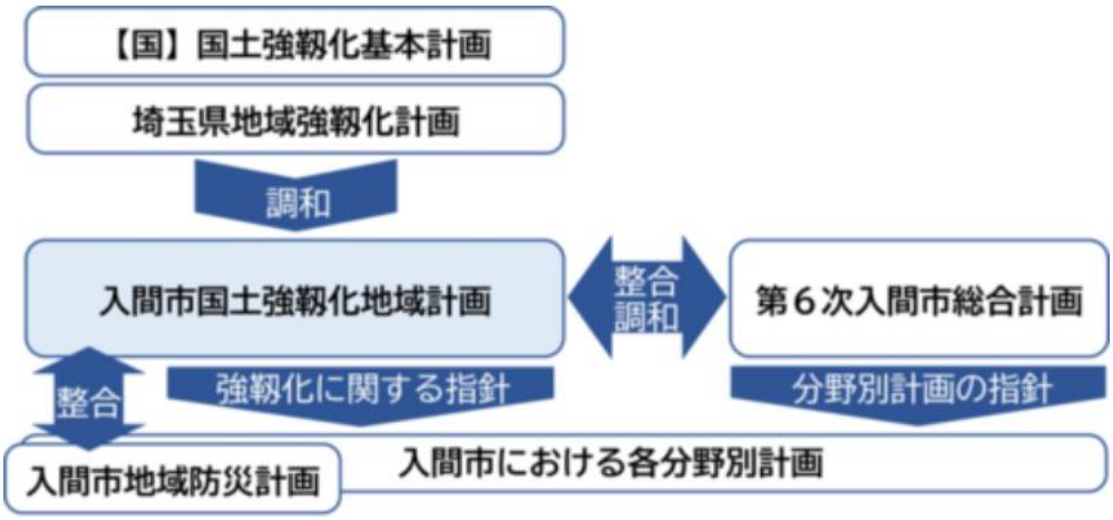


（出典：常総市ホームページ）

上記に関連して、県では、国の国土強靭化計画を整合する形で、埼玉県地域強靭化計画が策定されている。

２．<u>埼玉県地域強靭化計画</u>

国の国土強靭化基本計画を受けて、埼玉県の地域強靭化計画が策定される。県内市町村は埼玉県地域強靭化計画と調和するように地域強靭化計画を策定している。



（出典：入間市ホームページ）

国で定めた国土強靭化基本計画を踏まえ、県では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき、県の強靭化に関する基本的な方向性を定める「埼玉県地域強靭化計画」を平成 29 年３月に策定した。

策定に当たっては、計画の検討に専門的な見地から幅広く助言を受けるため、有識者等から構成する地域強靭化計画策定専門委員会を設置し、委員会を５回し、助言を受けている。

最近では令和４年３月に改訂している。施策内容とそれに対応する具体的取組、５年後に目指す姿について整理して、埼玉県地域強靭化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧（令和６年度時点）として、県ホームページに公表している。

この内容は、埼玉県地域防災計画と整合性を確保している。

各市町村は、上記を踏まえて、国土強靭化基本計画を定めている。

第１１　業務継続計画（ＢＣＰ）について

１．埼玉県業務継続計画（ＢＣＰ）

東京湾北部地震などの大規模災害時は、県職員や県庁自体も被災し、人・物・情報等の「業務継続資源」に大きな被害が発生する。そのため、県として維持すべき必須の機能として、(1)行政機能、(2)被災地域への対応、(3)県民の生活基盤の維持を非常時優先業務として実施することで、迅速かつ的確に県民の生命、生活及び財産を保護することを目的した埼玉県業務継続計画（Business Continuity Plan）を策定している。

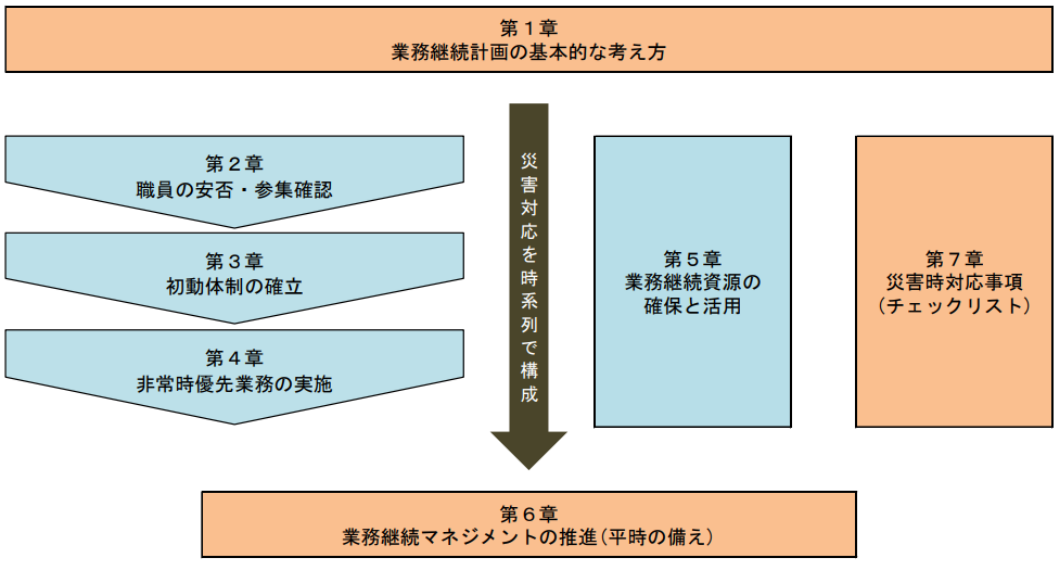
２．計画の内容

６　計画の構成

本計画は、第１章で基本方針などの基本的な考え方を示した上で、第２章から第４章で職員の安否・参集確認から初動体制の確立、非常時優先業務の実施という災害時にとるべき行動を時系列で把握できるような構成としている。

さらに、第５章は業務継続に必要な資源を、第６章は計画を効果的に推進するために平時から実施すべきマネジメント方針を示している。

最後に、第７章では災害時に確認すべき項目をチェックリスト化し、災害対応の抜け・漏れを防ぎ、より実践的な計画としている。



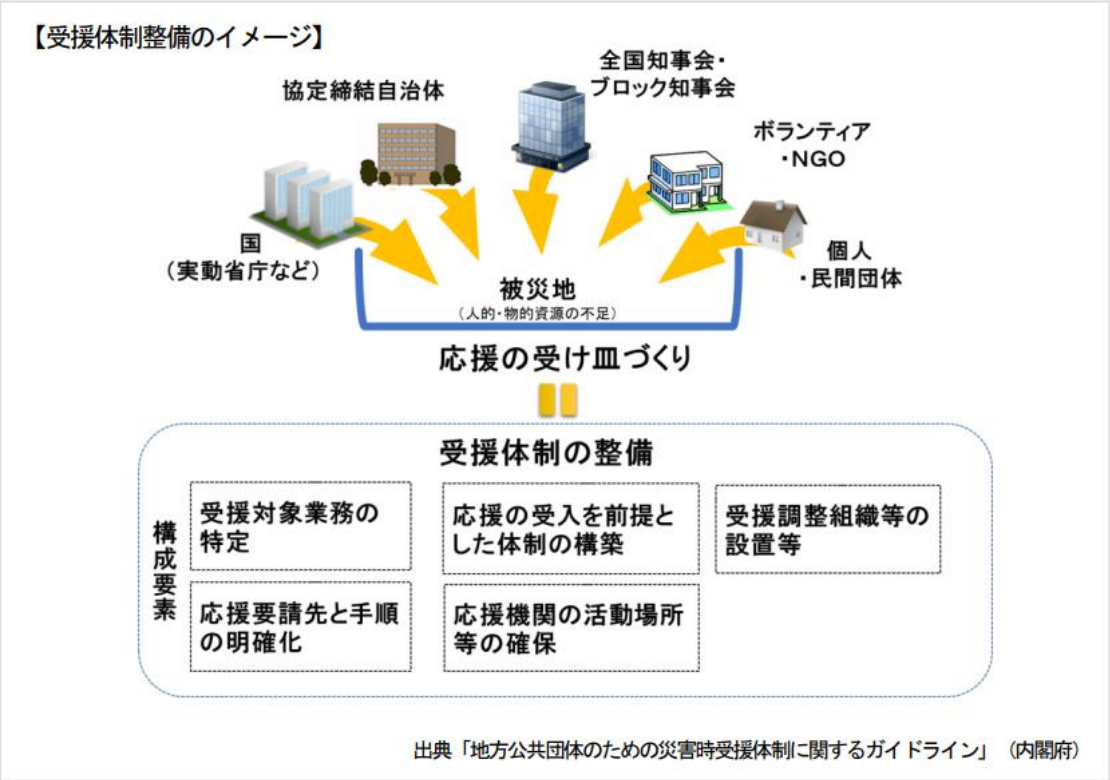
（出典：県ホームページ）

第１２　広域受援計画について

１．埼玉県広域受援計画

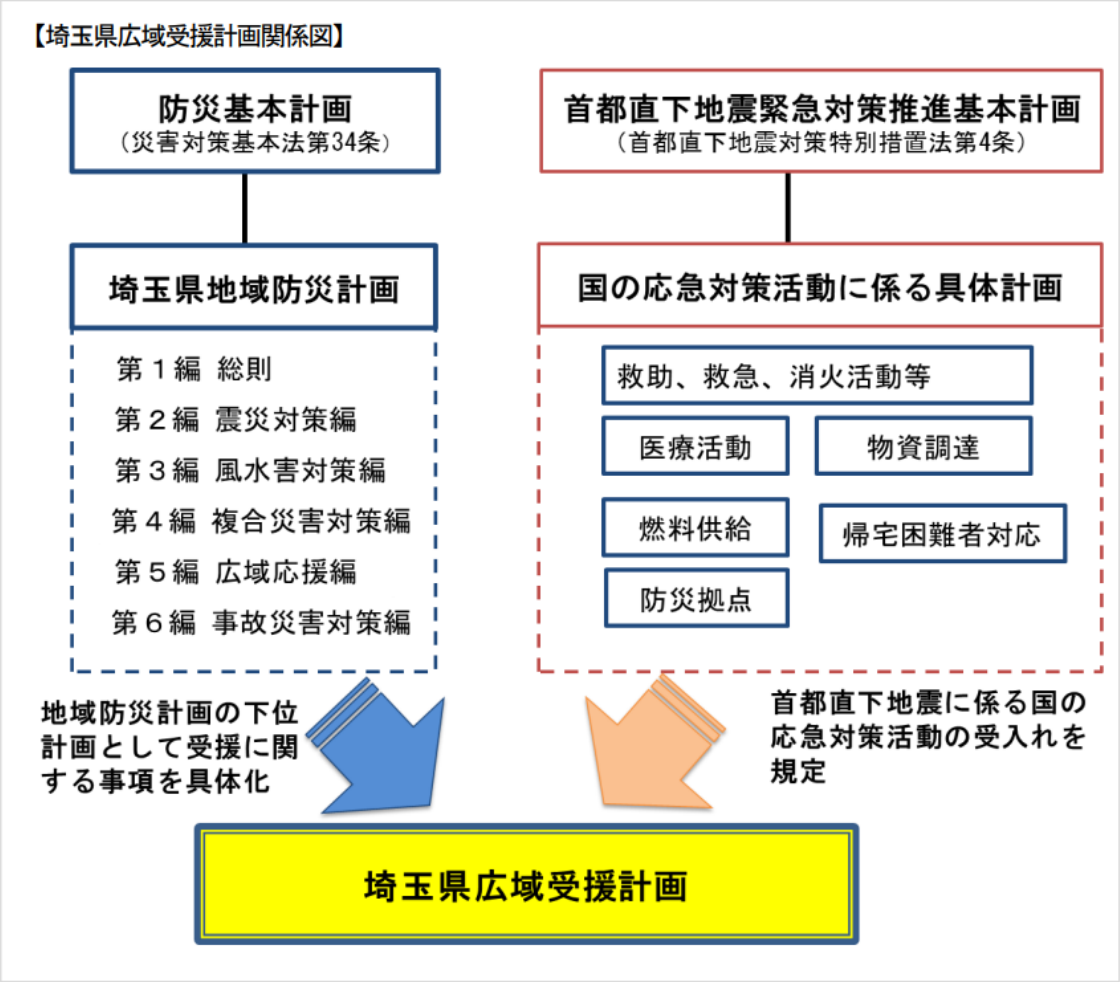
県では、外部からの応援の受入れ体制をあらかじめ整備することで首都直下地震をはじめとする大規模災害発生時等に市町村と連携して円滑・迅速な被災地支援を実施するため、埼玉県広域受援計画を定めている。

埼玉県広域受援計画は、外部からの応援の受入れ体制をあらかじめ整備することで首都直下地震をはじめとする大規模災害発生時等に、市町村と連携して円滑・迅速な被災地支援を実施することを目的とする。



２．計画の位置付け

この計画は、防災基本計画において、地方公共団体があらかじめ地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとされた受援計画であり、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成 28 年３月・中央防災会議幹事会）」（以下「国具体計画」という。）に基づく国の応急災害対策活動に関し、地方公共団体が実施するべき事項について必要な事項を定めた計画である。



（出典：埼玉県広域受援計画）

第１３　埼玉県独自の条例について

独自の法規として、埼玉県震災予防のまちづくり条例がある。

１．埼玉県震災予防のまちづくり条例

県では、災害に強い県土づくりのためには、地震に強いまちづくりや、地域での住民の助け合いを進めることが重要との観点から、平成１４年７月に、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」を施行した。

（A）背景

条例制定時、阪神・淡路大震災から７年が経過し、人々の防災意識の風化が懸念されていた。関東地方では南関東直下の地震の切迫性が指摘されており、都市直下の震災であった阪神・淡路大震災の教訓を十分踏まえた対策を推進する必要があった。

阪神・淡路大震災では、亡くなった人の８割が建物等の倒壊によるものであった。

また、救助された方の多くが地域の住民の力によるものであった。このことから、地震による災害を少なくするためには、建物や道路など災害に強いまちづくりを進めることや、緊密な地域コミュニティを育成することが重要であることがクローズアップされた。

（B）条例の基本的な考え方

「埼玉県震災予防のまちづくり条例」は、全ての県民が安全に、そして安心して暮らせる地域社会の実現を目指しており、次の考え方を基本としている。

①予防対策の推進

地震の発生を防ぐことはできないが、地震に対する備えをすることで被害を少なくすることはできる。建築物の耐震化などのハード面と自主防災組織の育成などのソフト面の両面から、事前の対策に力を入れた震災の「予防対策」を推進することとしている。

②自主的、自立的取組の促進

阪神・淡路大震災で亡くなった方の約８割が建物等の倒壊によるものであった。

また、人命救助された方の多くが地域住民の方の力によるものであった。建物の耐震化や家具の転倒防止などの事前の備えや普段からお互いに支え合える地域社会づくりなど、「自らの命は自らで守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助、共助の考え方を基にした自主的、自立的な取組を促進することとしている。

③協働関係の構築

震災の予防対策は、県民、事業者などの地域の構成員を始め、ボランティアなど様々な人の力を合わせて、一緒に取り組むことが大切である。県民、事業者、専門

家、ボランティアなどと行政が、それぞれの能力を生かし、相互の理解と信頼の基に協働して防災活動を進めることとしている。

２．高層建築物等の防災計画の届出

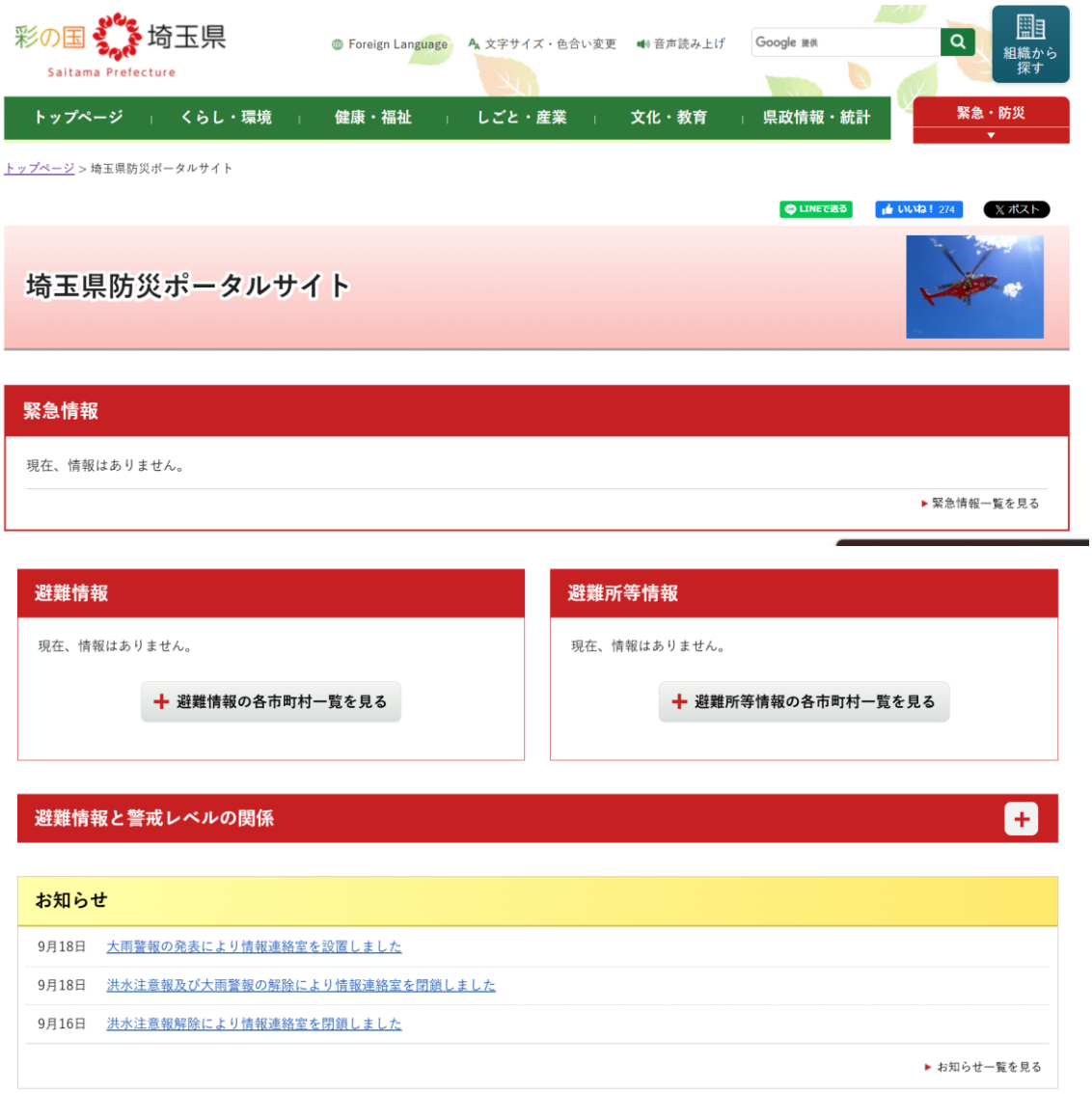
県では、全ての県民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」を定めている。（平成 14 年７月１日施行）

この条例に基づき、高さ 31 メートルを超える建築物や一定規模以上の特殊建築物を建築しようとする場合は、防災計画を作成し、確認申請等の前に埼玉県知事へ届出が必要となっている。

第１４　県民への周知について

埼玉県防災ポータルサイトにおいて、防災に関する情報を県民に提供している。

１．ホームページでの周知



県政ニュース（危機管理）

9月2日	イノシシによる人身被害の発生について
9月2日	令和６年８月２９日の台風第１０号による被害状況について(第５報)
9月1日	令和６年８月２９日の台風第１０号による被害状況について(第4報)

▶県政ニュース（危機管理）一覧を見る

▶ 気象警報等（気象庁）

▶ キキクル（気象庁）

▶ 道路交通情報（JARTIC）

▶ 埼玉県川の防災情報（県内の河川水位・雨量等）

▶ 土砂災害警戒情報

▶ NHK防災（NEWSWEB）

交通機関・ライフライン情報

電力
- 東京電力ホールディングス

交通機関等運行情報（鉄道、バス、道路）
- 交通機関等運行情報

固定電話
- NTT東日本
- KDDI
- ソフトバンク

携帯電話
- NTTドコモ
- au
- ソフトバンク
- YIモバイル
- 楽天モバイル

水道
- 埼玉県営水道

ガス
- 東京ガス
- 埼玉県ガス協会

ライブカメラ
- 秩父県土
- 大宮国道
- 北首都国道

▸防災全般
- 埼玉県防災情報メール（登録）
- 埼玉県防災情報メール（一覧）
- 埼玉県川の防災情報メール（登録）
- 埼玉県川の防災情報メール（一覧）
- 埼玉県LINE公式アカウント『埼玉県庁』
- 帰宅困難者対策
- 埼玉県地域防災計画

▸地震
- イツモ防災
- 日頃の備え（自助・共助）
- 県内市町村地震ハザードマップ
- 埼玉県地震被害想定調査

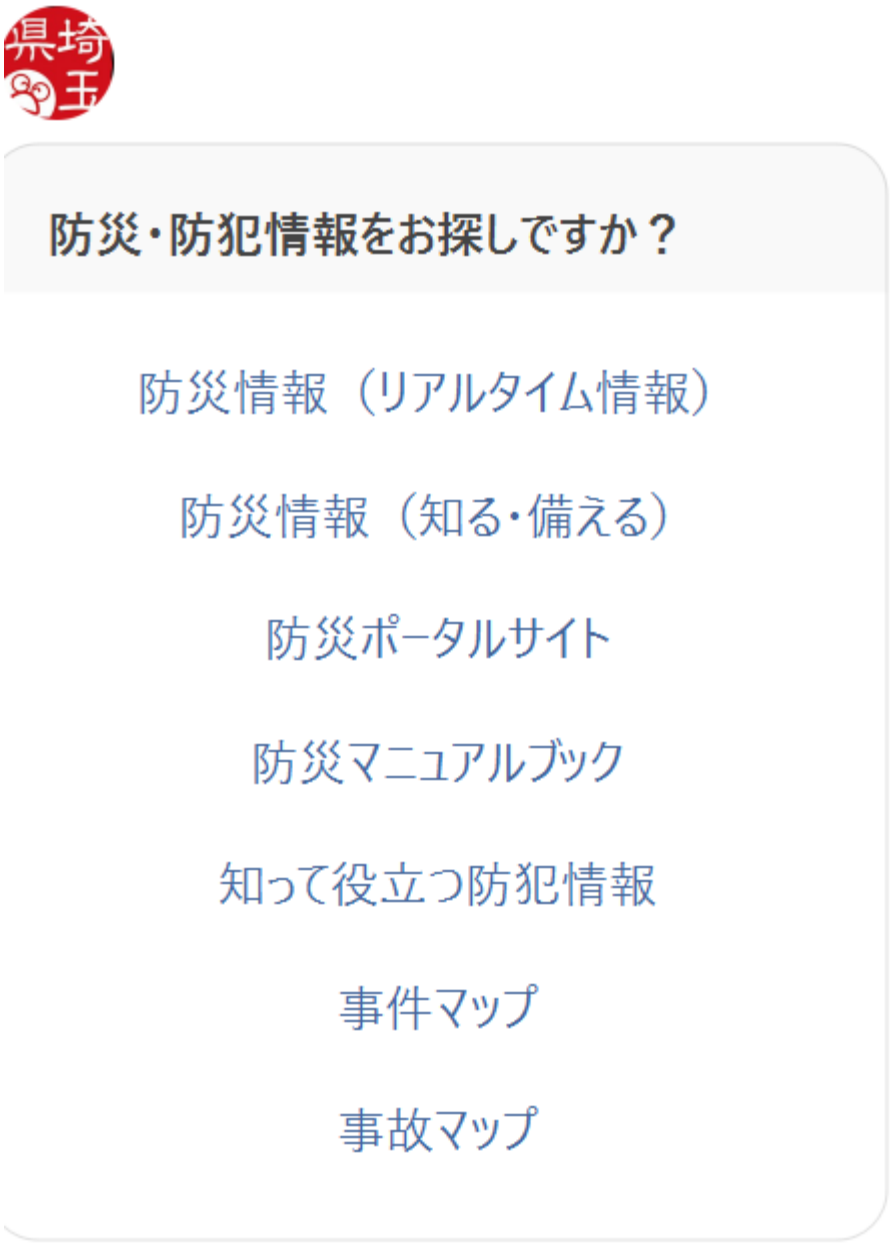
▸風水害
- 風水害への備え
- 竜巻から身を守るために
- 洪水ハザードマップ
- ハザードマップポータルサイト（国土交通省）
- 川の防災情報（国土交通省）

▸雪害・火山
- 雪害への備え
- 火山灰対策

▸消防
- 消防の統計
- 消防団
- 安全な登山のために
- 消防設備士に関する情報
- 危険物に関する情報

▸テロ攻撃
- 国民保護とは
- 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について
- 国民保護法に規定する避難施設
- 国民保護計画
- その他国民保護に関する参考情報

２．ＬＩＮＥでの周知


防災・防犯情報をお探しですか？
防災情報（リアルタイム情報）
防災情報（知る・備える）
防災ポータルサイト
防災マニュアルブック
知って役立つ防犯情報
事件マップ
事故マップ

防災情報（リアルタイム情報）

川の防災情報

気象警報等（県内）（気象庁）

台風情報（気象庁）

地震ハザードマップ（県内市町村別）

ハザードマップポータルサイト（国）

防災ポータル（国土交通省）

道路交通情報（JARTRIC）

SNS災害情報サポーター



以下から項目をお選びください。

避難場所・避難所（県内）

防災情報メール（登録）

埼玉県川の防災情報メール（登録）

防災首都圏ネット（九都県市）

キキクル（危険度分布）（気象庁）

ガスメーターの復帰方法（東京ガス）

公衆電話設置場所検索（NTT東日本）

Ｊアラート



以下から項目をお選びください。

命を守る３つの自助編

家庭における災害時のトイレ対策編

風水害・土砂災害編

自宅サバイバル編

地震時の行動編

マイ・タイムライン

３．施設を通じた周知

埼玉県防災学習センター



４．広報紙を通じた周知

彩の国だよりにて、防災に関する情報提供などを行っている。



災害はいつでも、どこでも起きる

石川県内で今後30年以内に震度6強以上の揺れが起きる確率は「0.1～3%未満」*と言われていました。しかし、元日、石川県能登半島をマグニチュード7.6、最大震度7の地震が襲いました。また、8月8日には、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震が起き、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。
いつ起きるか分からない災害に備え、いま一度、防災について考えてみませんか。

*出典：地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図2020年版」

県災害対策課 048-830-8181



川口市立医療センター 佐伯 翼 主任
派遣場所 鳩山地区コミュニティセンター
●8月3日～9月5日まで石川県と県内の避難所などで調整

いざ避難所に到着してみると…

避難所はある程度の安全性が保たれているという認識でしたが、いざ現地に到着すると、天井の継ぎ目から空が見える状態で、大きな衝撃を受けました。

そんな中でも、避難者の皆さんは落ち着いていて、互いに助け合いながら生活していました。避難者名簿の作成や支援物資の計画的な配布など、自ら進んで行動していたのが印象的でした。それでも、一人ひとりから話を聞くと、家の状態が酷いなどそれぞれに大変な事情があって…。そんな状況でも、皆さんが前向きに生活されていたことに心を打たれました。

力及ばず申し訳ない気持ちですが、災害発生直後の避難所は、自治体の支援だけでなく、避難者の皆さん自身で運営していくことが求められます。みんなが少しずつ我慢すること、できることをやること。こうした心構えで全員で助け合うことが、避難所での生活においてとても大切だと感じました。



●避難所に設けた物資の受け入れをする職員

発生確率 0.1～3%未満 が起きた

埼玉から石川へつなげる支援の輪

地震発生直後で混乱する被災地に入り、避難所運営などの支援業務を行った、埼玉県内の自治体職員に話を聞きました。

●県からは県内市町村に避難し、地震発生直後から現地に派遣され、被災地の避難所運営を支援しています

上下水道がストップ 失われた日常生活

能登半島地震では上下水道が完全にストップしたため、避難所運営支援に当たる中でも、特にトイレの備えはとても大切だと改めて感じました。悪臭は直接的に体にこたえましたからね…。支援業務終了後、家に帰ってすぐに携帯トイレを個人的にも買い足したほどです。



●段ボールベッドを組み立てる職員

現地の市職員の中には、自宅に水・食料などの備蓄がなかったため、災害発生直後は家族の水・食料を確保するのに非常に苦労したという人もいました。支援業務を通じて、「災害は本当に起きるんだ」と身をもって実感しました。国や自治体からの支援には限界があり、地震が起きてしまった後にできることは本当に限られています。埼玉県内でいつ災害が起きてもおかしくありません。いざというとき、自分を助けるため、大切な人の命を守るため、イツモ防災・ミンナ防災をもっともっと県民の皆さんに知ってもらいたいです。

★イツモ防災・ミンナ防災について ▶3ページ



県危機管理課 石田 真彦 主査
派遣場所 七尾市立小丸山小学校
●8月3日～9月5日まで石川県と県内の避難所などで調整

風水害の備えも忘れずに！ 生活区域の危険を知る

大雨や強風などの風水害は、最も発生する頻度の高い災害です。
皆さんは、いざというときの避難行動を具体的に想像したことはありますか？

警戒レベル4 避難指示 までに全員が必ず避難！

警戒レベル	取るべき避難情報等	
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	避難指示
3	災害のおそれあり	高齢者等避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）

マイ・タイムラインを作ってみよう！

避難に備えた行動をするため、あらかじめ時系列で整理した避難行動計画を考えておきましょう。

様式など詳しい作り方は県ホームページで公開しています



作成ポイント
①洪水ハザードマップを確認する▶
②避難するタイミングを決めておく
③避難する場所を想定しておく

～令和6年能登半島地震～

ミンナ防災

自分たちの地域は自分たちで守る！

地域や仲間と、みんなで災害に備えましょう。
災害時に地域で助け合う環境をつくることが大切です。

ミンナ防災の要 自主防災組織

地域の皆さんで自主的に防災活動（初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食など）を行う団体（組織）です。活動組織を自分たちで立ち上げてみるのも。

自主防災のオススメ3選

❶ミンナでまち歩き～防災を知り、まちを知る
地域の危険箇所、避難場所などを確認しましょう。清掃活動などの地域行事と一緒に開催すると、多くの人が参加しやすくなります。

❷ミンナで向こう三軒両隣の顔事を確認
震度5強の地震を3回は女活を提示するなど、登録からルールを決めて訓練しておいてください。

❸ミンナでイツモ防災を実践
一人ひとりが各家庭で「イツモ防災」を実践しましょう。



地域のためにできること、始めませんか？ 消防団員募集中

ホームページをcheck

消防団は災害現場での消火活動をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時の見回り、救助活動、避難誘導などさまざまな活動を行う地域の安全に欠かせない存在です。

私も団員になれる？

Q 消防や防災の知識がなくても入団できますか？

A 研修が充実しているので、消防団に入ってから消防や防災について基礎から学べます。少しでも地域を知りたい、関わりたいという気持ちがあればぜひ！人とのつながり、地域の魅力を再発見できますよ。

梅田 隆星さん（入団4年目）

Q 入団したら、どのような活動をしますか？

A 私の所属する消防団では、女性団員はまた、防災訓練・市民向け救命講習の指導補助などの多彩な活動をしています。地域の方と直接触れ合い、寄り添いながら防火・防災を伝えるという大切な役割にぜひ参加してください！

阿部 空美さん（入団3年目）

消防団員について もっと詳しく知りたい

埼玉県消防団 ポータルサイトはこちら！

動画公開中 現役消防団員の生の声が聞ける！

県では こんな備え。

埼玉版FEMA（フィーマ）

さまざまなシナリオを作成し、関係機関とともに図上訓練を繰り返すことで、県全体の危機・災害対応力の底上げを図っています。



九都県市合同防災訓練

防災フェアも開催します！

子供から大人まで実際に体験しながら学べる訓練です。防災ヘリや消防、警察、自衛隊の車両も参加します。

日時 10月20日（日）午前9時～午後1時
※雨の場合は翌日に順延。防災フェアは午後1時まで

場所 川崎臨海公園
※駐車場利用不可。公共交通機関でお越しください。



LINE 県の防災・災害情報を配信

※登録した地域の災害・避難情報がプッシュ通知で届きます

今すぐ 県公式LINEに 友だち登録！

イツモの中に モシモの備えを イツモ防災

日本に暮らすということは
地震と共に生きていくということ。
だからこそ、地震への備えを「モシモ」として
捉えるのではなく、「イツモ」の生活の中で
自然体で当たり前のこととして
取り組むことが大切です。



これだけは必須！ 3つの自助の取り組み ＋ 携帯トイレ

1 家具の固定

地震から生き残る（災害発生時自分の身の安全を守る）には、まず「家具の固定」です。



2 3日以上の水・食料の備蓄

災害発生直後は支援物資が届くまで自力で生き延びなければなりません。最低3日分（できれば1週間分）の水と食料を備えておきましょう。



3 災害用伝言サービスの体験利用

体験できる日 毎月1日、15日

＋ 携帯トイレの備蓄

断水していて、トイレの水が流せない！そんなとき、トイレ空間が安全で便器が使用可能であれば、携帯トイレを使いましょう。
1人1日約5回×家族の人数分×7日分
（4人家族なら約140セット）が最善の目安です。



県防災学習センター「そなーえ」

6月1日に開館30周年を迎えました！

地震などの災害時の対処方法を楽しく体験・学習できます。



企画展 10月31日（木）まで！
「忍者×消防×防災」展
忍者の行動や精神、消防の技術や道具を「防災」にいかしたらどうなる～？

開館時間 通常9時30分～午後4時30分
休館日 月曜、年末年始

知事コラム

1月の能登半島地震を受けて ～いま一度「防災」を～



能登半島地震から8カ月が経過しました。改めて、犠牲となった方々に深く哀悼の意を表します。また、6月8日にも日向灘を震源とする大きな地震がありました。被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

災害は本県においても他人事ではありません。マグニチュード7クラスの首都直下地震は今後30年以内に70%の確率で発生するとされています。風水害も激甚化・頻発化しており、昨年6月の豪雨など県内各地で大きな被害がありました。

自然災害への備えは、平時に何を行うかが肝心です。県は、関係機関との強固な連絡を維持する「埼玉版FEMA」において、さまざまなシナリオを作成し図上訓練を繰り返すことで県全体の危機・災害対応力の底上げを図っています。さらに、能登半島の被災地にも応援職員を派遣し、避難所運営に従事するなど、災害対応の経験を積んでいます。

また、災害時には、地域を守る要となる消防団の力が重要です。しかし、消防団員、特に若者の消防団員は年々減少しています。県民の皆さまには、消防団員の活動に関心を寄せていただけると幸いです。

一方、行政の取り組みだけでは限界があります。そのため、「イツモ防災」と「ミンナ防災」により、県民の皆さまには、家具の固定など命を守る自助の取り組みや、自主防災組織の活動を通じた地域での備えをお願いしているところです。

9月は台風シーズンです。重要なのは、日頃から、災害時に何が起きるかを想像し、それを踏まえた準備をすることです。台風は予測できる災害ですので、お住まいの地域のハザードマップを見て避難先や避難ルートを事前に検討し、早めの避難を心掛けてください。

なお、浦和市にある県防災学習センターでは、地震体験などを通した災害時の行動や日頃の備えの大切さを学ぶことができますので、皆さまのご来館をお待ちしております。

災害から身を守るため、県民の皆さまや地域において、防災への意識を高め、平時からの備えを進めましょう。

知事の日常業務はこちらからご覧いただけます▶

埼玉県知事 大野元裕

５．防災マニュアルブックを通じた周知




目立つところに置いておきたい
防災マニュアルブック
BO-SAI MANUAL BOOK
家庭における災害時のトイレ対策編
SAITAMA
ITSUMO
BO-SAI
あなたのイツモが、
モシモを変える。
彩の国 埼玉県


目立つところに置いておきたい
防災マニュアルブック
BO-SAI MANUAL BOOK
風水害・土砂災害編
防災について
みんなで
考えよう!
避難のタイミングを
あらかじめ決めておこう
彩の国 埼玉県


目立つところに置いておきたい
防災マニュアルブック
BO-SAI MANUAL BOOK
自宅サバイバル編
SAITAMA
ITSUMO
BO-SAI
あなたのイツモが、
モシモを変える。
彩の国 埼玉県


事前に頭に入れておきたい
防災マニュアルブック
BO-SAI MANUAL BOOK
地震時の行動編
SAITAMA
ITSUMO
BO-SAI
地震時にどう行動するか
みんなで考えよう
彩の国 埼玉県

第１５　埼玉県議会の取組

１．危機管理・大規模災害対策特別委員会

年に４回程度開催されている。災害対策に関する質疑応答が行われる。

委員会の委員は下記のとおり（令和７年２月 26 日時点）

危機管理・大規模災害対策特別委員会名簿（定数13）

正副委員長	議席番号	氏名	会派名
委員長	**49**	**木下博信**	**自民**
副委員長	**59**	**安藤友貴**	**公明**
	5	渡辺聡一郎	自民
	18	東山　徹	自民
	29	城下のり子	共産党
	33	小川直志	自民
	41	関根信明	自民
	47	井上　航	県民
	67	立石泰広	自民
	71	白土幸仁	自民
	84	神尾高善	自民
	90	塩野正行	公明
	92	木村勇夫	民主フォーラム

２．シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）

シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）を各議員にて実施している。

県議会が主体となりシェイクアウト訓練を実施する趣旨は、県議会議員が地域に身近な存在であるがゆえに可能となる参加呼び掛けを行うことで、地域の防災意識や防災力を高めることにある。

訓練実施後は、全議員で構成する訓練本部会議において地域の具体的な取組結果を共有し検証を行っている。

これを踏まえて、令和６年度のシェイクアウト訓練では、議員が地元団体の取組に

参加して県民とともに訓練を行い、防災に関する県民の意見聴取や訓練の状況を積極的に情報発信することを目的に実施した。

各議員が地元の皆様と取り組んだ訓練の様子や意見交換の内容、県民の皆様にお知らせしたい事項等についてホームページに掲載するとともに、県議会だより（９月定例会号）を通じて情報発信している（令和６年 11 月 16 日発行）。



「シェイクアウト埼玉」を実施しました！

トップへ | 前の記事へ | 次の記事へ

8月30日（金曜日）～9月5日（木曜日）の防災週間に訓練実施を呼び掛け、多くの県民の皆さまにご参加いただきました。

議長、副議長も地元でシェイクアウト訓練に参加！

9月2日（月曜日）、上里町立上里北中学校で開催されたシェイクアウト訓練に齊藤邦明議長が参加しました。齊藤議長は生徒の皆さまとともに「まず低く、頭を守り、動かない」という安全行動をとり、校庭に避難しました。

訓練後、生徒の皆さまと災害用伝言ダイヤル（171）の体験利用などについて確認しました。

同日、県立吉川美南高等学校で行われた訓練に、松澤正副議長が参加しました。松澤副議長は安全行動を取ったのち、生徒の皆さまと防災意識の向上に関する意見交換や備蓄品の確認を行いました。





シェイクアウト訓練の参加登録者数

450,071 人

参加形態別登録人数

参加形態	登録人数
小学校・中学校	284,595
高校・大学 （専門学校を含む）	77,198
地方自治体	42,065
保育園・幼稚園	13,766
町内会	11,237
企業・団体	8,061
特別支援学校	6,613
医療・福祉関係	4,041
公的機関	1,870
自主防災組織	359
個人・家族	266
計	450,071

第１６　能登半島地震を受けて

１．内閣府の対応

令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループが開かれ、能登半島地震を踏まえ、防災において対応すべき課題について整理を行っている。令和６年 11 月に令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書が公表されている。

概要は下記のとおり。



令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- ○ 大規模災害に総力戦で臨むための**国民の防災意識の醸成**
- ○ 地域防災計画の見直し等による**各種計画の実効性の向上**
- ○ 災害対応力の底上げに向けた**各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施**
- ○ 災害対応の効率化・高度化に向けた**防災DXの加速・新技術等の活用推進**

＋

【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- ○ 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた**災害応急対応や応援体制の強化**
- ○ 高齢化地域における災害関連死防止のための**避難生活環境の整備等の被災者支援の強化**
- ○ 甚大な被害やリソース不足を踏まえた**NPOや民間企業等との連携の強化**
- ○ 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた**事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進**

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1.人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。
資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- ○ 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- ○ 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- ○ 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靭化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- ○ 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2.国・地方公共団体等における災害応急対応

- ○ 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。

危険箇所での被災状況調査

- ○ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- ○ 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- ○ 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- ○ 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3.被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー／サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- ○ 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要となる設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。

キッチンカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。
公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が容易にできる環境整備を図るべき。
高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。

トイレカー

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。

仮設風呂



（出典：内閣府ホームページ）

２．県の対応

地震を受けて、県職員が被災地へ出向いて支援を行った。

また、学生ボランティアが被災地で活動を行い、防災学習センターにて発表会を行った。

上記報告書を受けて、県の各部署において、防災に対する見直しを行っている。

防災・危機管理に対する県の取組について

今後、県においては、県民への周知を行っている自助・共助の動機付けを今後も継続して行っていくことが重要である。

また、下記で詳述する指摘・意見項目については改善ないし検討をいただきたい内容である。

能登半島地震を踏まえて、内閣府からの報告書について、早い時期の対応が望まれる。

その他、令和６年１月に発生した能登半島地震を受けて、内閣府より「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」の報告書を発行している。当該報告書を踏まえて、県でも早い時期の対応が望まれるところである。この点、県では、危機管理防災部を中心に、報告書の内容を踏まえて、現在の状況を精査し、今後の対応について、令和７年の早い時期に決めていくこととしている。

第１７　埼玉県５か年計画

埼玉県５か年計画においても、下記のとおり、危機管理・防災体制の再構築という点で、目標を定めている。

施策 1

危機管理・防災体制の再構築

担当部局◎　企画財政部、総務部、県民生活部、**危機管理防災部**、環境部、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部、企業局、下水道局、教育局、警察本部

施策内容

首都直下地震や激甚化・頻発化する台風、豪雨災害への対応のみならず、新興感染症やテロも含めたあらゆる危機に備えることが改めて必要になっています。そこで、米国の政府機関であるFEMA*の持つ機能に着目し、平時から危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、訓練を繰り返すことなどを通じて、関係機関同士の強固な連結を推進します。

様々な手段を活用した災害関連情報の発信やマイ・タイムライン*の県民への普及を行い、高齢者、障害者をはじめ住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど地域における「自助」、「共助」の強化を促進します。

また、災害時の医療提供体制の整備や被災後の迅速な復旧・復興を見据えた事前準備に取り組むなど、全ての人々が安全で持続可能な暮らしを確保できるよう危機管理・防災体制を再構築します。



九都県市合同防災訓練

主な取組

- ■大規模災害やテロなどの危機に備えた各種訓練の実施と基盤の再構築
- ■地震、大雪、集中豪雨、竜巻等による災害に的確に対応するための体制の整備
- ■危機や災害ごとのシナリオ作成・訓練の実施による関係機関との連携強化
- ■県業務継続計画（BCP*）の継続的見直し
- ■民間・NPOなど多様な主体とのネットワークの構築
- ■災害関連情報の可視化・共有化と迅速な発信・提供
- ■マイ・タイムラインの作成支援
- ■各家庭における水、食料、携帯トイレの備蓄・家具の固定など自助の啓発強化
- ■自主防災組織*の活性化の促進
- ■学校における危機管理の徹底と防災体制の整備・充実及び災害安全教育の実施
- ■災害時における要配慮者*等への支援体制の強化
- ■帰宅困難者対策の実施
- ■防災活動拠点となる公園の整備
- ■災害時における給水体制の強化
- ■災害時における動物愛護対策の実施
- ■災害時の拠点となる病院の整備など災害医療体制の強化（施策13にも記載）
- ■被災後の復興に向けたまちづくりのための手引作成や訓練の実施
- ■下水道施設の自家用発電設備の増強・整備
- ■市町村の自主的な消防広域化*の推進
- ■高圧ガスなどを扱う工場・事業場における大規模災害の防止体制強化
- ■計画的な県庁舎等再整備の検討（施策36にも記載）

◎担当部局は、「主な取組」に関連する事業を所管している部局を掲載しています。なお、「施策指標」を担当している部局は太字で表記しています。実際の事業推進に当たっては、掲載されている部局以外にも関係する部局があり、施策の実現に向けて各部局が連携して取り組みます。

施策指標

自主防災組織の組織率

危機管理防災部

91.4%（令和元年度）▶ 96.0%（令和8年度）

指標の説明

全世帯数に占める「自主防災組織が組織されている地域の世帯数」の割合。

自主防災組織の増加により地域の防災力が向上することから、この指標を選定。

目標の根拠

令和元年度における組織率の全国上位10県の平均値（96.2%）に相当する組織率を目指し、目標値を設定。

自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合※

危機管理防災部

60.8%（令和元年度）▶ 90.0%（令和8年度）

指標の説明

自主防災組織の組織活動として、構成員に災害への備えや災害時の行動などの防災知識の啓発活動を実施した割合。

自主防災組織の取組が進むことで、首都直下地震などの大規模災害の被害軽減などに効果があることから、この指標を選定。

目標の根拠

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の自主防災組織の訓練実施率の平均値（約90%）を踏まえ、啓発活動の実施率を令和6年度までに同水準である90%まで高め、その後維持していくことを目指し、目標値を設定。

消防団員の定員に対する充足率

危機管理防災部

87.8%（令和3年度）▶ 89.6%（令和8年度）

指標の説明

消防団員の条例定数に対する充足率。

地域の安全確保のために、消防団の果たす役割が大きいことから、この指標を選定。

目標の根拠

令和2年4月1日時点における充足率の全国平均値（89.6%）を下回らないことを目指し、目標値を設定。



埼玉版FEMA図上訓練

*FEMA：Federal Emergency Management Agency（連邦緊急事態管理庁）の略。1979年（昭和54年）に米国で設置された危機管理対応の政府機関。その後、国土安全保障省（DHS）の傘下に入った。

*マイ・タイムライン：台風直撃等の風水害が予想される際に備え、自分自身がとる行動を時間の流れに沿ってあらかじめ整理した避難行動計画。災害時の避難の判断をサポートし、災害の危険性を改めて考えるきっかけとなるなど、防災意識を高める効果が期待できる。

*BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画又は事業継続計画）の略。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、中核となる業務（事業）の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における業務（事業）継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

*自主防災組織：災害が発生したときに初期消火や避難誘導等の活動を自主的に行う地域住民組織。

*要配慮者：高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な者。

*消防広域化：市町村が消防事務（消防団の事務を除く）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することにより、スケールメリットを生かし消防体制を強化すること。

※県議会から提案された指標。
［県議会から提案された修正の理由］
自主防災組織の活性化を図る施策指標としては、「自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合」が適しているため、この指標を追加すべきである。

第４章　監査結果の総括

（１）前提

（A）監査対象範囲の選定の考え方

本来であれば、災害及び危機管理に関する事業の全てを監査対象にすべきであるが、監査時間の制約もあることから、下記の方針により対象範囲を選定した。

防災は危機管理防災部を中心に全庁に係ることから、まずは、危機管理防災部が行う事業で、内容的に重要と考えられる事業を選定した。結果は下記のとおり。

災害対応力強化推進費	危機管理課	企画担当
防災体制整備費	災害対策課	災害対策担当
防災システム管理運営費	災害対策課	災害対策担当
災害対策本部における統括部の機能強化事業費	災害対策課	災害対策担当

防災学習センター管理運営費	危機管理課	企画担当
減災に向けた自助と共助の推進事業	危機管理課	普及啓発担当
九都県市合同防災訓練等開催費	災害対策課	防災基地・防災訓練担当
防災基地等維持管理費	災害対策課	防災基地・防災訓練担当
災害対策用物資備蓄費	災害対策課	防災基地・防災訓練担当
大規模災害対策事業費	災害対策課	災害対策担当
埼玉県災害救助事業特別会計について	災害対策課	災害対策担当
災害救助基金について	災害対策課	災害対策担当

次に、防災に関連すると思われる事業の選定を実施した。選定に当たっては、県が作成する定期監査資料を閲覧して、

・防災及び危機管理上、重要である事業

・多額の予算を計上している事業

を抽出し、その上で、埼玉県地域強靭化計画に基づき実施する主な事業・取組の評価結果において、課題がある事業を抽出した。

その結果、下記の事業について、まずは関係部局による勉強会を開催していただいた。

（監査対象の判断のポイント）

・金額的支出の大きい事業

・自助・共助の取組に関する事業

・ソフトに関する事業

監査対象を選定するに当たり、該当すると思われる部署・事業に対し勉強会の開催を依頼し、事業の内容を把握した。その結果、下記の事業を監査対象として選定する

こととした。

対象事業	関係部局
地上系防災行政無線施設再整備事業費	消防課
衛星系防災行政無線施設再整備事業費	消防課
地域衛星通信運営事業費	消防課
学校安全総合支援事業	保健体育課
災害医療体制強化推進事業	医療整備課
水防情報システム整備費	河川砂防課

対象事業	関係部局
ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費	災害対策課
DXを活用した災害対応能力の強化事業費	災害対策課
河川改修費（水辺）	河川環境課
緊急浚渫推進費	河川環境課
若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業	消防課
県庁の実践的な防災体制整備費	危機管理課
愛護動物の防災・災害対策事業	生活衛生課

対象事業	関係部局
能登地震での支援に当たった職員へのヒアリング	災害対策課
防災ヘリコプター整備事業費	消防課
消防広域化推進費	消防課
埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業費	消防課
防災航空センター運営費	防災航空センター
さいたま減災プロジェクト	都市計画課
復興まちづくり担い手育成事業費（復興イメージトレーニング）	都市計画課
ITを活用した河川防災情報システム整備費（水辺）	河川環境課
河川施設震災対策費	河川環境課

上記の関係部署からの勉強会の結果を踏まえて、監査対象として、検討することが有益な事業を検討して、下記の事業を監査対象として選定することとした。

その際には、事業ではないが、埼玉版ＦＥＭＡ、青色防犯パトロール、地域防災サポート企業は独立した事業ではないが、上記勉強会の結果より、監査対象に含めることが有益と判断した。また、独立した事業ではないが、県民への自助・共助の周知という観点から、関連する取組についても、監査対象に含めることとした。

対象事業	関係部署
（危機管理防災部）	
災害対応力強化推進費	危機管理課
防災学習センター管理運営費	危機管理課
減災に向けた自助と共助の推進事業	危機管理課
県庁の実践的な防災体制整備費	危機管理課
防災体制整備費	災害対策課
防災システム管理運営費	災害対策課
災害対策本部における統括部の機能強化事業費	災害対策課
九都県市合同防災訓練等開催費	災害対策課
防災基地等維持管理費	災害対策課
災害対策用物資備蓄費（防災基地）	災害対策課
大規模災害対策事業費	災害対策課
災害救助事業特別会計	災害対策課
災害救助基金、災害救助事業費（特別会計）	災害対策課
ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費	災害対策課
DXを活用した災害対応能力の強化事業費	災害対策課
地上系防災行政無線施設再整備事業費	消防課
衛星系防災行政無線施設再整備事業費	消防課
地域衛星通信運営事業費	消防課
若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業	消防課
防災ヘリコプター整備事業費	消防課
防災ヘリコプター総合運航管理費	防災航空センター
消防広域化推進費	消防課
埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業費	消防課
SNS災害情報サポーター制度	災害対策課
その他の施策等	
（県土整備部）	
水防情報システム整備費	河川砂防課
緊急浚渫（しゅんせつ）推進費・河川改修費（水辺）	河川環境課
ITを活用した河川防災情報システム整備費（水辺）	河川環境課
河川施設震災対策費	河川環境課
災害対応訓練（埼玉版FEMA）	県土整備部
（都市整備部）	
さいたま減災プロジェクト	都市計画課
復興まちづくり担い手育成事業費（復興まちづくりイメージトレーニング）	都市計画課
（保健医療部）	
災害医療体制強化推進事業	医療整備課
愛護動物の防災・災害対策事業	生活衛生課
（教育局）	
学校安全総合支援事業	保健体育課
（県民生活部）	
青色防犯パトロール事業	防犯・交通安全課
（議会事務局）	
シェイクアウト埼玉（一斉地震防災訓練）	総務課

上記事業等について、「第５　各事業等の事業内容及び監査結果」にて記載している。

（Ｂ）意見と指摘の定義

包括外部監査制度における「指摘」と「意見」について、下記のように捉えている。

１　指摘

○　「指摘」とは包括外部監査人が実施した監査結果であり、次のような内容のものである。

・　財務に関する事務の執行等において、重大な誤りがあったため、当該事業の是正を求めるもの。

・　事務事業の執行において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善を求めるもの。

○　監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは監査委員へ通知するものとされ、監査委員はこれを公表しなければならない（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）。

（監査後の対応）

・　「指摘」に対する担当部局の措置状況を監査委員に通知し、監査委員が県報に登載して公表する。

２　意見

○　「意見」とは監査結果ではないが、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資するため必要と認めるときに、監査結果報告書に添えて提出することができるものである。

○　包括外部監査の結果ではないため、措置を講じた場合でも監査委員への通知義務や監査委員による措置状況の公表義務はないが、指摘事項に準じた形でその対応状況をホームページで公表している。

（監査後の対応）

・　「意見」に対する担当部局の対応状況（対応中含む）をホームページで公表する。

なお、今回の監査テーマは、時間の経過や、政府の方針、近年の大規模災害の実績を踏まえて、随時見直しが図られるものである。ゆえに、令和６年度の政府の方針なども踏まえ、監査人が意見した方が、県の運営上、合理的と認める事項

は、県が対応中の項目であっても、意見として記載することとした。

したがって、県が適時適切に対応している事項でも、重要な項目は意見として記載している。

（２）監査のポイント

適法性、３Ｅ（経済性、効率性、有効性）のほか、平等性の観点から監査を実施した。

なお、防災及び危機管理は、要配慮者の安全にも配慮を置く必要があるため、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの方）に配慮した事業を行っているかの視点も考慮しながら監査を実施した。

その他、下記についても考慮した。

予算について、防災予算全体で把握している資料はないが、事業ごとに予算が決められている。予算がない事業もある。予算がある事業については、金額を把握した上で、実績数字も把握し、経済性や効率性の観点からも検討を行った。

各事業につき、公助は予算に限りがあることから、自助・共助の取組が県民に対しては重要である。そのため、自助・共助の取組が監査要点に照らして妥当であるか。自助・共助では対応できない事業については、公助の取組が監査要点に垂らして妥当であるかについて監査を実施した。

（３）監査結果

（Ａ）総合所見

全体として、適切に運用されていると考える。なお、防災及び危機管理に関する県民への周知については、周知方法について改善の検討の余地があると感じている。詳細は各事業のところで、詳説している。

また、防災及び危機管理としては、自助・共助・公助の３つの要素があるが、公助は県による県民のサービスであり、財源の限りがあることから、より有効な施策について公助の財源に振り向けるべきである。一番重要なのは、自助・共助の取組を県民が主体的に実施できるように、振り向ける仕組み・動機付けが必要と考える。

また、県独自の取組として、彩の国だよりの毎年９月号では、防災に関するテーマをメインに取り上げて、防災に対する県民への周知を行っているところである。また、ＬＩＮＥや YouTube などを活用しての防災の周知も盛んに行われているところである。

その他、埼玉版ＦＥＭＡとして、シナリオを作成し、関係機関とともに図上訓練を繰り返すことで、県全体の危機・災害対応力の底上げを図っているところである。

（Ｂ）平成 24 年包括外部監査結果を踏まえての所見

平成 24 年包括外部監査における指摘・意見については、今回、全ての項目を監査

対としているわけではないが、重複する範囲においてはおおむね改善していると認識した。

（C）事業等ごとの所見

「第５章　各事業等の事業内容及び監査結果」にて記載した。

（4）監査時間

報告書作成の関係上、令和７年２月までの日数で計算した。

１日当たり６時間で日数をカウントしている。

①監査計画	３日
②関係部局との勉強会	３５日
③現地調査	８日
④資料の閲覧、ヒアリングなど	１１１日
⑤意見交換会・監査まとめ	９０日
①～⑤合計日数	２４７日

第５章　各事業等の事業内容及び監査結果

１．災害対応力強化推進費（危機管理防災部）

（１）目的

危機や災害ごとのシナリオ作成や訓練の実施などを通じて、危機管理・防災体制が再構築され、あらゆる危機がいつ、どこで起きても被害を最小限に抑えられる社会を目指す。

（２）概要

事業内容	危機や災害ごとに対処すべき具体的なシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、専門的な知識や能力を有する様々な官民の機関を連結させることにより、県の災害対応力を強化する。
令和５年度予算額（当初予算）	14,974 千円
令和５年度実績	12,893 千円
事業計画	①シナリオの作成と図上訓練の実施（埼玉版ＦＥＭＡ） ・新たなシナリオの作成 ・図上訓練の実施 ②埼玉県危機・災害等専門家会議の設置・運営 専門家による「埼玉県危機・災害等専門家会議」を設置、運営し、専門家からの助言をシナリオ作成や訓練実施に反映させる。 ③指揮命令権者演習の実施（令和６年度より開始） 全部長を対象に、災害対策本部会議の複数開催を想定したブラインド演習を実施する。
事業効果	埼玉版ＦＥＭＡ図上訓練の実施回数（６回）、参加機関数、人数（延べ 250 機関、350 人） 新規シナリオ作成数（１本）、既存シナリオのブラッシュアップ（５本）

（A）埼玉版ＦＥＭＡについて

「埼玉版ＦＥＭＡ」とは、消防、警察、自衛隊といった実動部隊を持たない県において、発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組である。県では、この「埼玉版ＦＥＭＡ」を推進するため、シナリオの作成と図上訓練等を定期的に実施している。なお、「埼玉版ＦＥＭＡ」は、米国国内で発生した大規自然災害への対応を一元的に

行う組織であるアメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁（ＦＥＭＡ）（＊）から着想を得ている。

＊ＦＥＭＡとは

ＦＥＭＡ（フィーマ）とは、米国国土安全保障省に属する連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency）であり、アメリカ国内の大規模災害の対応を専門とする政府機関である。

（Ｂ）埼玉版ＦＥＭＡ図上訓練の実績

埼玉版ＦＥＭＡの図上訓練は、令和２年度は試験的に始め、令和３年度から本格的に開始している。開催回数は年に６回程度であり、警察や消防、自衛隊や民間企業等、埼玉県以外の各関係機関も参加している。あくまで埼玉県と参加した関係機関との連携を図ることが目的であり、関係機関の機密情報等も含まれているため、実施内容は非公開となっている。

令和５年度までに実施した訓練のテーマ及び主な参加機関は以下のとおりである。なお、テーマは過去に行ったものについてブラッシュアップして繰り返し実施するとともに、新しいテーマについても実施している。風水害や大震災等に対応するための訓練が多いが、近年は、感染症やミサイル攻撃を想定した図上訓練等も実施している。

	実施日	テーマ	主な参加機関（順不同）
1	令和２年７月 27 日	大規模停電時の電気施設復旧	東京電力パワーグリッド、ＮＴＴ東日本、陸上自衛隊、埼玉県（直轄、県民生活部、県土整備部、危機管理防災部ほか）
2	令和２年８月 31 日	緊急避難場所における避難者の人命確保	東京電力パワーグリッド、陸上自衛隊、さいたま市、埼玉県警察本部、埼玉県（企業局、危機管理防災部ほか）
3	令和２年 10 月 19 日	高齢者福祉施設の浸水被害への対応	埼玉県老人福祉施設協議会、戸田市、戸田市消防本部、埼玉県警察本部、埼玉県（福祉部、危機管理防災部ほか）
4	令和２年 12 月 23 日	風水害における断水時の応急給水	陸上自衛隊、航空自衛隊、さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、埼玉県（保健医療部、企業局、危機管理防災部ほか）
5	令和３年 10 月 28 日	大規模停電時の電源	東京電力パワーグリッド、東京

	実施日	テーマ	主な参加機関（順不同）
		車配備と非常用燃料の 確保	ガス、三菱自動車工業、埼玉県ガス協会、埼玉県ＬＰガス協会、川口市、蕨市、戸田市、埼玉県（保健医療部、危機管理防災部ほか）
6	令和３年 12 月１日	浸水害時の避難・救助	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台、さいたま市消防局、川口市消防局、蕨市消防本部、川口市、蕨市、戸田市、陸上自衛隊、埼玉県警察本部、埼玉県（県土整備部、危機管理防災部ほか）
7	令和３年 12 月 24 日	浸水害時の新型感染症対策を踏まえた避難所 の開設・運営	埼玉県冷凍空調工業会、東日本段ボール工業組合、埼玉県電気工事工業組合、朝霞市、志木市、和光市、新座市、埼玉県（保健医療部、危機管理防災部ほか）
8	令和４年１月 31 日	浸水害時における救援物資の供給	埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会、埼玉県生活協同組合連合会、セブン-イレブン・ジャパン、カインズ、行田市、加須市、羽生市、久喜市、内閣府、埼玉県（企画財政部、危機管理防災部ほか）
9	令和４年２月 16 日	風水害時の断水への応急給水	日本水道協会、坂戸・鶴ヶ島水道企業団、陸上自衛隊、東松山市、坂戸市、川島町、吉見町、埼玉県（企業局、危機管理防災部ほか）
10	令和４年３月 22 日	浸水害時の土砂災害に伴う救出・救助	埼玉県建設業協会、埼玉県解体業協会、埼玉県葬祭業協同組合、埼玉西部消防局、西入間広域消防組合、入間市、毛呂山町、越生町、埼玉県警察本部、埼玉県（環境部、危機管理防災部ほか）
11	令和４年８月３日	風害における大規模停電への対応	東京電力パワーグリッド、埼玉県ＬＰガス協会、陸上自衛隊、深谷市、美里町、寄居町、埼玉県（福

	実施日	テーマ	主な参加機関（順不同）
			祉部、保健医療部、農林部、県土整備部、危機管理防災部ほか）
12	令和４年９月 14 日	新型感染症対策を踏まえた避難所の運営	イオンリテール、セブン-イレブン・ジャパン、カインズ、陸上自衛隊、春日部市、蓮田市、埼玉県（保健医療部、危機管理防災部ほか）
13	令和４年 10 月 26 日	大規模地震時における建物損壊等への対応	東京電力パワーグリッド、東京ガスネットワーク、草加八潮消防局、川口市、草加市、八潮市、三郷市、埼玉県警察本部、埼玉県（県土整備部、都市整備部、危機管理防災部ほか）
14	令和４年 12 月１日	大雪災害時における降雪被害への対応	東京電力パワーグリッド、秩父消防本部、陸上自衛隊、秩父市、小鹿野町、神川町、埼玉県警察本部、埼玉県（保健医療部、農林部、県土整備部、危機管理防災部ほか）
15	令和５年１月 25 日	大規模地震時における火災、帰宅困難者対応	ＪＲ東日本、東武鉄道、埼玉新都市交通、埼玉県バス協会、さいたまアリーナ、さいたま市消防局、さいたま市、志木市、埼玉県警察本部、埼玉県（保健医療部、都市整備部、危機管理防災部ほか）
16	令和５年２月 15 日	風水害時における避難所の公衆衛生対策	埼玉県一般廃棄物連合会、埼玉県下水道公社、陸上自衛隊、越谷市、吉川市、松伏町、埼玉県（環境部、保健医療部、下水道局、危機管理防災部ほか）
17	令和５年７月 25 日	国民保護（ミサイル）事案への初動対応	東京電力パワーグリッド、陸上自衛隊 さいたま市消防局、さいたま市、川口市、新座市、埼玉県警察本部、埼玉県（保健医療部、危機管理防災部ほか）

	実施日	テーマ	主な参加機関（順不同）
18	令和５年９月 13 日	風水害時における避難所運営と避難者への支援	日本赤十字社埼玉県支部、日本栄養士会、埼玉県栄養士会、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、鳩山町、埼玉県（保健医療部、危機管理防災部ほか）
19	令和５年10月19日	大規模地震における道路啓開、火災への対応	東京電力パワーグリッド、ＮＴＴ東日本、埼玉県建設業協会、埼玉県レッカー事業協同組合、埼玉県央広域消防本部、鴻巣市、桶川市、北本市、埼玉県（県土整備部、危機管理防災部ほか）
20	令和５年11月29日	平野部における大雪被害への対応	東京電力パワーグリッド、ＪＲ東日本、上尾市消防本部、上尾市、蓮田市、白岡市、埼玉県（農林部、県土整備部、危機管理防災部ほか）
21	令和６年１月 11 日	大規模地震時における帰宅困難者への対応	ＪＲ東日本、秩父鉄道、セブン-イレブン・ジャパン、埼玉県バス協 会、熊谷ホテル旅館組合、熊谷市文化センター、熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、埼玉県（保健医療部、危機管理防災部ほか）
22	令和６年３月 19 日	火山噴火時における降灰被害への対応	東京電力パワーグリッド、ＪＲ東日本、ＮＴＴ東日本、ドコモＣＳ、熊谷地方気象台、草加市、三郷市、吉川市、埼玉県（県土整備部、危機管理防災部ほか）

（出典：県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/kekka/kekka01.html）

（C）図上訓練の様子





（出典：県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/fema/kekka/kekka01.html）

（D）図上訓練シナリオ作成業務委託について

埼玉版ＦＥＭＡにおけるシナリオについては、防災・危機管理に関する専門的知見や業務経験を有するものに業務委託を行っており、その選定については、委託業務に

適した者を選定するため、企画提案競技方式による公募型プロポーザルにより行っている。

令和４年度及び令和５年度の応募者数及び委託料は以下のとおりである。

年度	応募者数	委託料（税込）
令和４年度	２社	10,318 千円
令和５年度	２社	11,616 千円

（出典：危機管理課提出資料より）

（Ｅ）埼玉県危機・災害等専門家会議について

埼玉県危機・災害等専門家会議は、令和４年度より設置され、埼玉版ＦＥＭＡ等を効果的に推進し、また、本県で未知の危機・災害事案が発生した場合に実情に合った対策を検討することを目的とし、自然科学、河川土木、地質学、医学、災害対策、危機管理等に係る専門的知識を有する県内外の専門家から構成される。当専門家会議では、埼玉版ＦＥＭＡの図上訓練に関することや、埼玉版ＦＥＭＡのシナリオに関すること、その他専門性を必要とする危機・災害事案に関することを議論し、意見を述べる。

令和４年度及び令和５年度の専門家会議の開催実績は以下のとおりである。

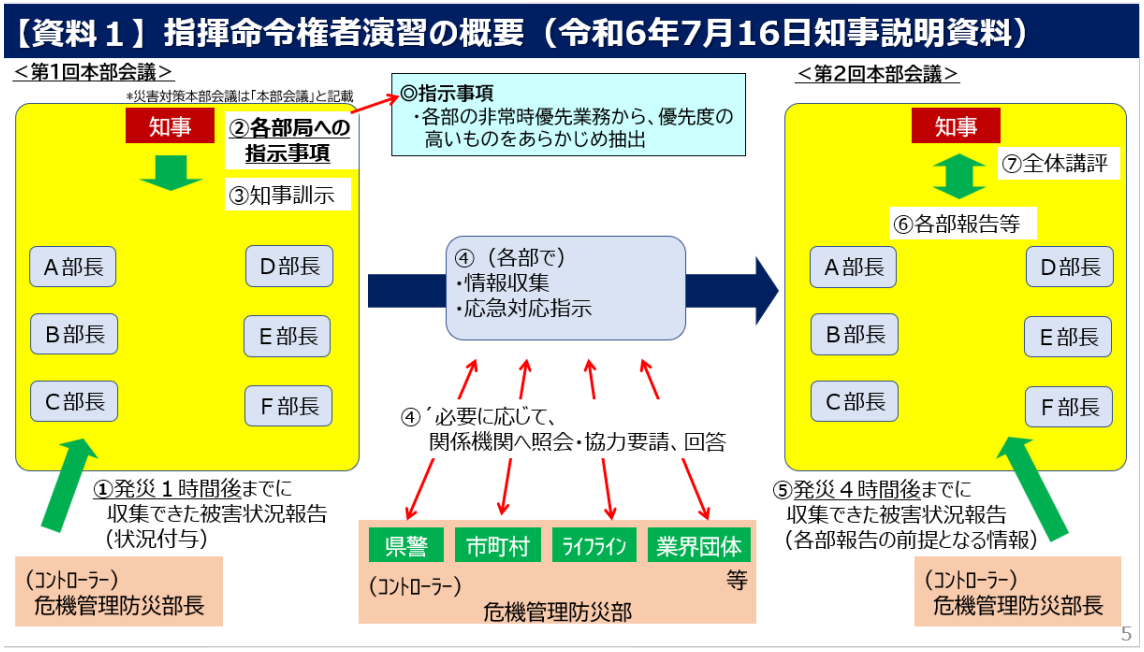
開催時期	開催形式	専門家委員の人数
令和４年度第１回専門家会議	書面	５人
令和４年度第２回専門家会議	書面	５人
令和５年度第１回専門家会議	書面	６人
令和５年度第２回専門家会議	書面	６人

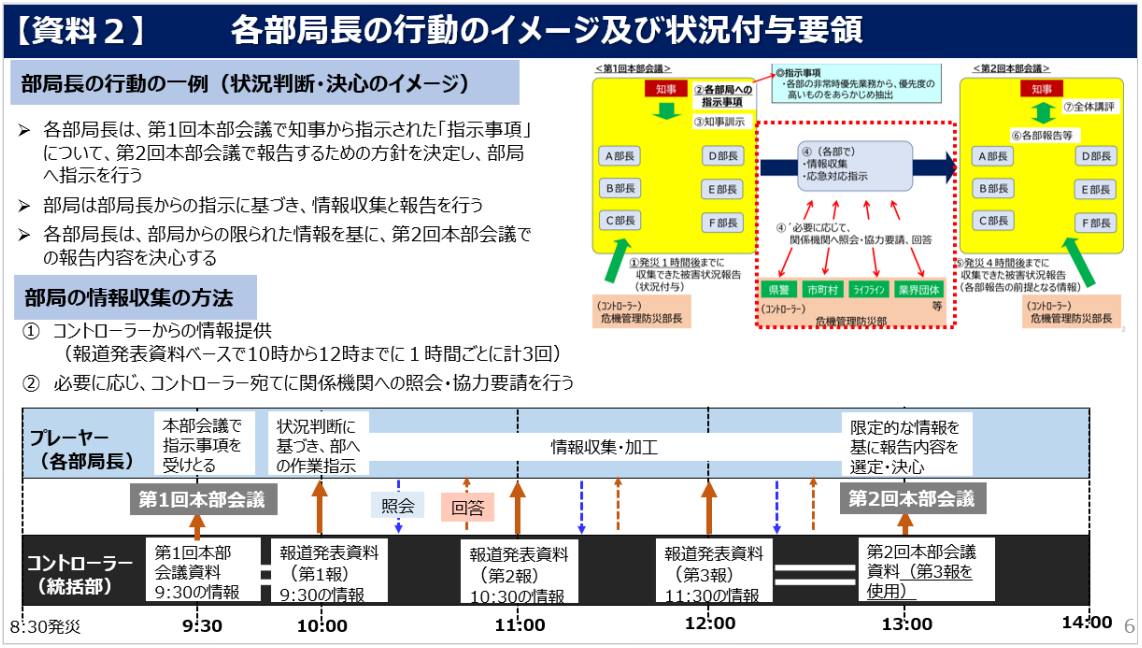
（出典：危機管理課提出資料より監査人が作成）

（Ｆ）指揮命令権者演習について

令和６年度より開始した事業であり、災害対策本部に設置する各部を担う部局長を対象に、災害対応に必要となる「状況判断・決心」（現状把握、状況予測、収集努力の指向及び意思決定）について、ブラインド演習を実施し、災害対応能力の向上を図るというものである。

演習の具体的内容としては、大規模災害が発生したと仮定し、発災直後の第１回本部会議にて知事から指示された「指示事項」について、各部局長が方針を決定し、部局へ指示、その後第２回本部会議にて、限定的な情報を基に報告内容を選定・決心し報告するというものである。演習の概要イメージ図は以下のとおり。





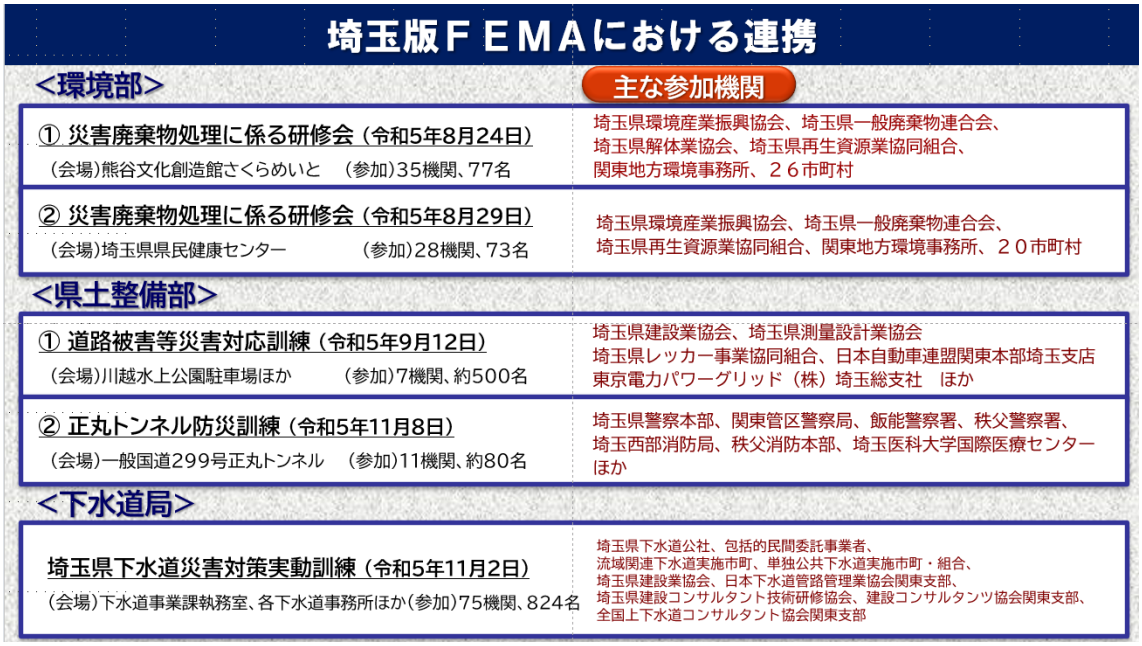
（出典：危機管理課提供資料より一部抜粋）

（G）その他の「埼玉版ＦＥＭＡ」について

埼玉版ＦＥＭＡは危機管理防災部だけの取組ではなく、第三者が入る危機・災害対応のための訓練は全て「埼玉版ＦＥＭＡ」に該当し、従来各部局が単独で行ってきた危機・災害対応のための訓練も「埼玉版ＦＥＭＡ」に該当するとのことである。

令和５年度において各部局が実施した訓練は以下のとおりであり、以下資料が令和

６年４月開催の危機管理事務総括担当者会議（各部局の副部長級職員）にて共有されている。



（出典：危機管理課提供資料より抜粋）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	－	－	22,461	18,430	14,974
実績	－	－	19,322	11,621	12,893

※　当該事業は令和２年度より試験的に開始した事業であり、個別の予算は令和３年度からとなっている。

（４）支出の主な内容

令和３年度から令和５年度までの主な支出の内容は以下のとおりである。

（単位：千円）

件名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
埼玉版ＦＥＭＡシナリオ作成等業務委託契約	13,827	10,318	11,616
災害対応工程管理システム運用保守業務委託	5,434	990	990
埼玉県危機・災害等専門家会議の委員謝金の支払	0	138	165
その他	61	175	122
合計	19,322	11,621	12,893

（５）当該事業に要する人員の状況

3.2 人（危機管理課 企画担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業は、災害対策基本法第２条の２第１項から第２項及び第４条、埼玉県危機管理指針に基づき行われている。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

令和５年度の当該事業における評価指標及びその達成状況は以下のとおりである。

評価指標	目標	実績
新規シナリオ作成数	２本	２本
既存シナリオブラッシュアップ数	４本	４本
図上訓練実施回数	６回	６回
参加機関数（＊）	－	277 機関
参加人数（＊）	－	427 人

＊　参加機関数、人数の目標値：実施する訓練のテーマにより関係機関が異なるため、参加機関や参加人数の目標値は定めていない。

（８）監査人総括（評価）

埼玉版ＦＥＭＡのシナリオ作成や図上訓練等は、令和３年度より本格的に開始された取組であるが、大地震や近年多発する風水害などの自然災害等が発生した場合に、県及び関係機関が迅速かつ柔軟な対応をし、被害を最小限にとどめるために行うものである。そのため、図上訓練には、埼玉県以外の自衛隊や警察、消防本部だけでなく、電力会社やガス会社、トラック協会、カインズやイオンリテール、セブン-イレブン・ジャパン等の民間企業にも参加してもらい、シナリオにあるような災害が発生した場合の各社の動きを確認するとともに、災害発生時にスムーズに連携を行える関係性も構築している。令和５年度の参加機関及び参加人数は 277 機関、427 人に及ぶ。

また、同訓練は、年間６回の頻度で行っており、様々なパターンでの訓練を実施している。例えば、令和５年度において、大規模地震をテーマにした訓練は２回行っているが、１回目は大規模地震における道路啓開、火災への対応にフォーカスした訓練であり、もう１回は大規模地震時における帰宅困難者への対応に関する訓練を実施している。さらに、１回の訓練で終わることなく、訓練により抽出された課題等を検討した上で、シナリオをブラッシュアップし、次年度に繰り返し訓練を実施している点も評価できる。

さらに、令和５年度は、新規シナリオとして、「国民保護（ミサイル）事案への初動対応」や「火山噴火時における降灰被害への対応」等の大規模地震や風水害以外の災害

についても、想定シナリオを作成し、図上訓練を実施しており、様々な大規模災害について県や各関係機関の対応を確認している。シナリオ作成等は業務委託にて行っており、それにかかる業務委託料が発生しているが、未曾有の大規模災害が発生した際に、いかに迅速で的確な対応ができるかは、平常時の訓練が大事になってくることから、費用対効果は高く、県の防災にも大いに貢献しているといえる。なお、シナリオ作成の委託業者は、過去様々な地域で発生した災害の事例や課題等を取り入れながらシナリオを作成している。

一方で、下記に記載の意見にもあるように、課題や改善点もいくつか発見された。例えば、防災に関わる全職員が訓練の内容・課題等を共有することで、新たに発見される課題や被りやムダを排除することができるが、そこまでの情報共有が行われていない。また、図上訓練も令和３年度から令和５年度までに計 22 回実施されているが、その訓練テーマの網羅性の検証や、訓練に参加している埼玉県内市町村の網羅性検証も訓練を重ねる中で必要になってくると考える。さらに、図上訓練により培われた知見が組織としての災害対応力の向上につながっているかの確認も行っていくべきである。なお、当該図上訓練は非公開で実施されており、県ホームページにも、実施日、訓練テーマと参加機関等が掲載されているのみであり、大規模災害時に、県と各関係機関がどのように連携を図り災害時に直面する困難を乗り切っていくのかについて、県民は知ることができない。

大規模災害への備えとして、訓練を実施し続けることは非常に重要であるが、その訓練が目的になってしまうことなく、効果的でよりリアリティのある訓練を実施していくことで、大規模災害が発生した際に、混乱を避け、被害を最小限にとどめられるようにすることが重要である。

埼玉版ＦＥＭＡの図上訓練、実際の訓練等は、県及び関係機関が迅速かつ柔軟な対応をし、被害を最小限にとどめるために必要なものであり、有効性が非常に高い取組であることから、今後、レベルを一段階上げて、更に実効性の高い取組として引き続き行っていただきたい。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見１】危機管理課で実施している図上訓練及び他の部局で実施している埼玉版ＦＥＭＡについて、実施事項のみならず訓練の内容・課題等についても情報共有を徹底し、訓練の効率性及び有効性を高めていくことが望まれる。

埼玉版ＦＥＭＡは危機管理防災部だけの取組ではなく、第三者が入る危機・災害対応のための訓練は、全て「埼玉版ＦＥＭＡ」に該当し、従来各部局が単独で行ってきた危機・災害対応のための訓練も「埼玉版ＦＥＭＡ」に該当するとのことである。危機管理課においては、令和５年度年度の他部局が行っている埼玉版ＦＥＭＡ訓練等実施状況をまとめており、危機管理事務総括担当者会議にて情報共有を行っているが、訓練内容の

詳細までは把握しておらず、自局の訓練を実施する際に他部局が実施している訓練内容を参考にし自局の訓練に生かすところまでには至っていない。また、現在危機管理課で実施している図上訓練についても、県職員が閲覧することができるイントラネットに資料一式が掲載されているが、危機管理防災部以外の防災に関わる県職員は、自局が関わっていない図上訓練の内容までは把握しておらず、部局間を超えた情報共有が十分に行われているとは言い難い。これについて危機管理課に質問したところ、確かに令和５年度までは埼玉版ＦＥＭＡに関する部局間の情報共有が不足していた面もあったが、令和６年度においては部局間の情報共有を意識して行っており各部局の間でも情報共有が広がってきているとのことであった。危機管理課で実施している図上訓練及び各部局で実施している危機・災害対応のための訓練においては、他の訓練において役立つ有用な情報が含まれていたり、被りなどのムダが生じていたり、共通の課題や情報共有を行うことで新たに発見される課題等が存在している可能性があるため、今後も引き続き、実施状況のみならず、実施内容や訓練で発生した課題、解決策等においても情報共有し横展開を行っていくことが望ましい。

【意見２】図上訓練について、事後的に県ホームページ等にて、公開できる範囲内でその実施内容や成果・課題等が分かる資料を公開することが望まれる。

図上訓練について、実施テーマは県ホームページにて公開されているものの、その実施内容については非公開であり、関係機関の機密情報等が含まれる訓練のため公開が難しいこと、また、あくまで県と参加した関係機関との連携を図ることが目的であり、関係機関にも「非公開」ということを条件に図上訓練に参加してもらっていることから、今後も公開する予定はないとのことである。しかしながら、大規模災害時に、県としてどのようなシナリオを想定しているのか、県と各関係機関がどのように連携を図り災害時に直面する困難を乗り切っていくのかは県民の大きな関心事であり、また、普段防災に関心のない県民に対してもよりリアリティのある図上訓練の様子を知ることにより、防災意識を高め自身の対応についても考える契機となる可能性があるため、今後は、参加関係機関の機密情報等一般公開すべきではない事項と公開できる部分とのバランスを見ながら、公開できない部分は取り除き、公開できる範囲内で事後的に県ホームページに掲載する等して、県民や訓練に参加していない関係機関等が閲覧できるようにすべきである。

【意見３】図上訓練のテーマ決めに関する議論の内容、経緯、決定理由等を資料として残すことが望まれる。

図上訓練の訓練テーマについては、専門家会議からの意見、新聞、ニュースの話題等を踏まえ、危機管理課内で検討しながら決定しているとのことであるが、テーマ決めに関する資料が残されておらず、当該テーマを選定した理由や経緯等が客観的に判断する

ことができなかった。これについて危機管理課に質問したところ、令和６年度においては、来年度のテーマ決めに際して、テーマ選定の理由や経緯に関する資料を残しているとの回答を受けた。図上訓練は、毎年約６回程度の開催であり、実施できるテーマや被害想定地域等は限られるため、今後も引き続き、なぜ当該テーマを選定したのかに関する議論の内容、経緯、決定理由について、資料として残すのが望ましい。

【意見４】図上訓練テーマの網羅性について検証することが望まれる。

図上訓練は、毎年６回程度実施しているが、その実施テーマは、過去に行ったテーマのブラッシュアップや、新規テーマ、特に身近な自然災害といえる風水害や地震については高頻度で繰り返し訓練を行っているとのことである。しかしながら、令和３年度～令和５年度の図上訓練テーマ一覧を閲覧すると、災害（風水害・地震・大雪など）とそれに起因して起きる問題（大規模停電・帰宅困難者・道路啓開など）とがバラバラに実施しているように見え、災害及びそれに起因して起こる問題を網羅的にテーマに織り込めているかが不明であるとともに、当該網羅性を確認している資料も作成されていない。図上訓練については、災害とそれに起因する問題が様々なパターンで発生することが考えられるため、マトリックス図を作成するなどして、実施テーマの網羅性について検証することが必要と考える。

【意見５】県内の市町村が網羅的に図上訓練に参加することが望まれる。

図上訓練では、被害想定地域を設定し、２～５の市町村がプレイヤー参加機関として訓練に参加しているほか、プレイヤー参加機関以外の市町村についても参加を要請しており、訓練テーマにもよるが平均で計約 16 市町村が毎回図上訓練に参加している。しかしながら、令和３年度～５年度の計 18 回の図上訓練において、所沢市、飯能市、狭山市、富士見市、幸手市、日高市、ふじみ野市、その他 13 町が１度もプレイヤー参加機関となっていない。また、プレイヤー参加機関にならずとも、当該図上訓練の参加が計 18 回の訓練のうち３回以下の市町村が 29 市町村あり、そのうちそもそも１度も参加していない市町村が８市町村存在している。これについて危機管理課に質問したところ、全ての市町村の参加を目指しており、令和６年度の監査実施時点では、１度も参加していない市町村は残り４市町村となっているとの回答を受けた。災害時における市町村の役割は大きく、県と市町村との連携は欠かせないものである。実際に図上訓練の役割分担表を閲覧しても、市町村の役割は多く、また多岐にわたっている。図上訓練上において、県と市町村の災害時の連携を図るために、今後も、プレイヤー参加機関を増やし、また、参加回数が少ない市町村や参加したことがない市町村についても、当該地域で発生し得る災害や想定される被害についての図上訓練を実施し、県内の市町村が網羅的に図上訓練に参加するようにすることが望ましい。

【意見６】図上訓練で明らかになった課題に対しての対応策及び顛末について適切に対応し、資料として残すことが望まれる。

図上訓練では、その成果や明らかとなった課題等を取りまとめ、翌年度の図上訓練に生かしているとのことである。これについて、当該成果や課題について記載された資料はあるものの、当該課題に対する対応策や、顛末が資料として残されておらず、不明である。

これについて危機管理課に質問したところ、令和６年度より、対応策や顛末についても資料として残しているとのことである。今後も、各図上訓練で明らかとなった課題が、単に課題挙げで終わっていないか、その顛末までしっかりと対応し、文書として残すべきである。

【意見７】図上訓練の参加者に対する職場内へのフィードバックの有無や方法等について確認することが望まれる。

図上訓練の実施後、それぞれの参加者に職場内へのフィードバックをお願いしているとのことであるが、当該フィードバックの実施の有無やフィードバック方法等については確認できていない。これについて危機管理課に質問したところ、今までは、図上訓練の参加者の参加のハードルを高くすることは好ましくないといった観点から、フィードバックの有無等の確認は行ってこなかったとの回答を受けた。図上訓練は実施して終わりではなく、各参加者が、図上訓練の実施成果や課題等を職場内でフィードバックしていくことで、組織としての災害対応能力向上の効果があるとしているため、フィードバックの有無や方法等については、県として確認していくべきである。

【意見８】図上訓練により培われた知見が、各組織内で蓄積され、組織としての災害対応力の向上につながっていることを確認することが望まれる。

図上訓練は、過去に行ったテーマのブラッシュアップや、新規テーマ、特に身近な自然災害といえる風水害や地震については高頻度で繰り返し訓練を行っていて、訓練を繰り返し行うことで、大規模災害発生時の県と各関係機関との連携を強化していくとのことであるが、当該訓練により培われた知見が、訓練参加者個々人に留まっていると、県職員、市町村職員、各関係機関において担当者の人事異動や退職等により不在となった場合に、組織の中に残らないといった事態となってしまう。

訓練参加者が訓練後に、職場内でフィードバックを行うことも重要であるが、それに加え、当該知見が組織内に蓄積され、組織として災害対応力が向上していることを、例えば各関係機関内においてチェックリスト等を用いて実施するなどの方法で確認することが必要である。

【意見９】埼玉県危機・災害専門家会議について、書面会議ではなく、対面もしくはオンライン会議を検討することが望まれる。

県では、埼玉版ＦＥＭＡ等を効果的に推進し、また、県で未知の危機・災害事案が発生した場合に実情に合った対策を検討するため、県内外の専門家からなる「埼玉県危機・災害等専門家会議」を設置し、令和４年度より各年度２回会議を実施しているが、当会議の議事録を閲覧したところ、令和４年度の全２回、令和５年度の全２回、計４回の全てが書面開催であった。また、書面開催では、各専門家同士の意見交換はなされないため、有効な議論の実施ができるのか疑問であり、現に、令和５年度の２回の会議では、専門家委員６名のうち２名は意見の記載がない状況であった。これについて危機管理課に質問したところ、令和６年度からは Zoom における意見交換会を実施しており、専門家の方からも良い感触を得ているとの回答を受けた。埼玉版ＦＥＭＡを効果的に推進し、大規模災害等が発生した場合の対策を検討する場である専門家会議であることから、今後も、会議は対面、もしくは対面が難しくても、オンライン会議システムを活用したオンラインでの開催を行っていくべきである。

【意見１０】図上訓練の有効性を高めるため、想定内のことを実施するだけではなく、予想外の質問を繰り返したり、シナリオの一部を隠して当日発表する等の工夫も検討することが望まれる。

令和５年度の第１回専門家会議において、委員より、「現状は、事務局の質問に対して関係機関や市町村担当者があらかじめ準備した対策などを回答しているだけである。事務局が更に深い質問を行い、対策を回答させれば、課題が浮き彫りになると思われる。（一部行われているが、予想外の質問を繰り返すことが必要）」との意見が出ている。これについて危機管理課に質問したところ、現在も、訓練の中で、質問の回答に対して更に質問する「更問い」は行っており、また、図上訓練参加者の参加のハードルをなるべく上げないようにしたいとの回答を受けた。しかしながら、訓練は、想定内のことを実施しているだけでは、訓練の形骸化にもつながっていくため、あらかじめ準備した回答をしているだけでは不十分である。専門家会議の委員が述べているように、予想外の質問を繰り返したり、シナリオの一部を隠したりして、訓練当日に発表する等の工夫も取り入れることが望ましい。

【意見１１】図上訓練の有効性を高めるため、諸条件の整えられた基本演習のみではなく、様々な条件や状況を想定した場合に、各関係機関の対応がどのように異なってくるのかを確認することが望まれる。

令和５年度の第２回専門家会議において、委員より、「図上訓練は諸条件の整えられた基本演習ではあるが，現実は、曜日や時刻、気象状況、住民の年齢層（高齢者が多い地域かどうか等）に大きく左右されるので、想定を少しずらした場合（地震の場合は発

生時刻、発生回数、あるいはお祭りなどのイベントで観光客が多い休日・祝日）に、対応が異なる点がどこにあるかを議論しておくとよい。」との意見が出ている。

当該意見にあるように、実際の災害は、いつ、どこで、どのような状況下で起こるか分からない。実際に能登半島地震は元日に発生したため、帰省中や観光中の人も多く被災している。諸条件の整えられた基本演習のみではなく、様々な条件や状況を想定した場合に、各関係機関の対応がどのように異なってくるのかを確認すべきである。

【意見１２】事業の成果指標に関して、図上訓練の内容等実質面に関する指標を設定し、効果測定を行っていくことが望まれる。

当該事業における成果指標は、新規シナリオ作成数、既存シナリオブラッシュアップ数、図上訓練実施回数、参加機関数、参加人数の５つであり、目標値の設定がある３指標（新規シナリオ作成数、既存シナリオブラッシュアップ数、図上訓練実施回数）は令和３年度～令和５年度においていずれも目標値を達成している。しかしながら、当該指標は、事業の実施の有無やシナリオ作成の有無など、事業を行う上での最低限の事項に関する指標であり、図上訓練の内容等実質面に関する指標は存在していない。図上訓練の有効性を高めるためには、例えばアンケートにより、訓練の目的の達成状況や、課題解決の有無、各関係機関への組織力向上の有無等、実質面に関する指標を設定し、効果測定を行っていくべきである。

２．防災学習センター管理運営費（危機管理防災部）

（１）目的

防災学習センター管理運営費は、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりを進めるために設置した防災学習センターの維持管理、運営を行うことを目的とした事業となっている。その運営について、平成 18 年度より指定管理者制度を導入し指定管理者により運営がなされている。埼玉県防災学習センターの施設概要は次のとおりとなる。

（下記画像：防災学習センターFacebook より引用）



（A）建築概要

・所在地

埼玉県鴻巣市袋 30 番地（埼玉県消防学校の敷地内に立地）

・建築概要

敷地面積:3,409.9 ㎡、建築面積:1,072.3 ㎡、延床面積:2,408.8 ㎡

建築構造:鉄筋コンクリート造一部３階

・フロア内訳

	床 面 積	主 な 内 容
１階	1,001.6㎡	エントランスホール、展示室１、２
２階	825.5㎡	展示室３、ミニシアター、ライブラリー、事務室
３階	509.3㎡	研修室１、２
ＰＨ	45.4㎡	
合計	2,408.8㎡	



（B）開館概要

電話：048-549-2313　ＦＡＸ:048-549-2316

所在地：〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋 30 番地

交通アクセス：JR 高崎線/北鴻巣から徒歩 20 分

吹上駅から徒歩 25 分

開館時間：９時～16 時 30 分(入館は 16 時まで)

休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

年末年始(12 月 29 日～１月３日)

館内点検のための臨時休館日

入館料：無料

（２）事業の概要

当該事業の概要は次のとおりとなる。

(A) 事業内容	防災学習センターの維持管理、運営を行うことを目的とした事業 平成 18 年４月より指定管理制度を導入
(B) 令和５年度予算額	83,981 千円（指定管理料）
(B) 令和５年度実績	80,177 千円
(C) 事業計画	目標入館者数 50,000 人（令和５年度）
(C) 事業効果	入館者実績数 52,100 人 （目標達成率 104.2%）

（A）事業内容

① 概要

防災学習センター管理運営費は、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりを進めるために設置した防災学習センターの維持管理、運営を行うことを目的とした事業である。防災学習センターの管理運営については、地方自治法の一部改正（平成 15 年９月２日施行）により創設された指定管理者制度を平成 18 年４月から導入しており、監査対象期間である令和５

年度においては丹青社･サイオー共同事業体が指定管理者として運営を行っている。

② 指定管理制度について

県では指定管理者制度を平成 18 年４月より導入している。その導入の目的は、埼玉県防災学習センター 指定管理者募集要項［令和２年７月］において、管理運営に指定管理者制度を導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を生かすことにある。特に防災学習センターにおいては、これまで以上に利用者本位の質の高いサービスを提供し、効果的・効率的な運営の推進を図りたいとしている。具体的には、施設認知度の向上、利用者数の増加、利用者満足度の向上、管理運営経費の一層の節減等が図られることを期待しているものとしている。

(a) 指定管理者の業務内容

指定管理者が行う業務内容として、同募集要項並びに埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書では次の事項を掲げている

・展示室、防災ライブラリー及び研修室並びに附属設備の利用に関すること。

ア 防災・減災に関する教育及び指導並びに来館者対応業務

イ 広聴及び広報に関する業務

・災害及び防災に関する資料の収集、展示及び提供に関すること。

ウ 災害及び防災に関する資料の収集、展示及び提供に関する業務

・災害及び防災に関する知識の啓発及び普及に関すること。

エ 防災・減災に関する各種イベントの開催に関する業務

オ 防災・減災に関する講演会、講習会、リモート講演会等の開催に関する業務

カ その他県防災学習センターとしての防災・減災に関する普及啓発業務

・防災に関する相談に関すること。

キ 防災に関する相談業務

・施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関すること。

ク 施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

・その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

ケ その他防災学習センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する業務

(b) 事業計画の作成及び提出について

指定管理者の事業計画の作成及び提出について、埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書第８条において、次のとおり定められている。

（埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書）
第８条 令和４年度から令和７年度までの各年度に、あらかじめ次に掲げる内容について年度別事業計画を作成し、各年度の前の年度の１月末日までにその計画書を埼玉県に提出するものとする。また、指定管理者は、指定管理業務開始年度の年度別事業計画書を作成し、速やかにその計画書を埼玉県に提出するものとする。
・施設の基本的な運営方針
・事業計画（自主事業の実施計画を含む。）及び施設の利用見込み
・当該年度の収支予算案
・管理執行体制
・その他甲が必要と認める事項

下線については、監査人が追記（以下同じ）

(c) 定期報告及び事業報告について
定期報告及び事業報告について、埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書第９条、第 10 条において、次のとおり定められている。埼玉県では、定期報告に加え月１回、定例会を開催し、県と指定管理者の間の意思疎通を図り定期的に運営状況を確認することで、管理目標達成を目指している。

（埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書）
第９条 指定管理者は、前月の利用状況について、埼玉県が別に定める様式により、毎月 10 日までに、埼玉県に報告するものとする。

第 10 条 指定管理者は、法第 244 条の２第７項の規定に基づき、毎年度終了後、30 日以内に埼玉県が別に定める様式により、事業報告書を作成し、埼玉県に提出しなければならない。
・管理業務の実施状況
・施設の利用状況
・自主事業収入や管理経費等の収支状況
・その他埼玉県が必要と認める事項

(d) 自己評価制度及び業務状況の聴取等

自己評価制度及び業務状況の聴取等について、埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書 11 条、第 12 条において、次のとおり定められている。

（埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書）

第 11 条 指定管理者は、センターの効果的･効率的な管理及びサービス向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施して、その報告書を 10 条第１項の事業報告書とともに埼玉県に提出しなければならない。

第 12 条 埼玉県は、法第 244 条の２第 10 項の規定に基づき、指定管理者に対して、当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（３）過去５年間の予算額及び実績について

予算及び決算の状況　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	79,872	79,914	82,221	80,201	83,981
実績	79,860	75,802	82,195	80,157	80,177

（４）事業計画及び実績並びに事業効果の状況

県では、埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書に定める管理目標を埼玉県防災学習センターの利用者数と規定している。なお、本管理目標は指定管理者と協議の上、決定している。

令和５年度における目標入館者数及び入館者実績数の月ごとの推移の状況は次のとおりとなっており、目標入館者数 50,000 人に対して、入館者実績数 52,100 人となっている。

2023年度　　埼玉県防災学習センター利用状況表

	3月末時点	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度累計
開館日数	290	26	26	26	28	31	26	26	26	24	24	0	27	290
目標 入館者数	50,000	1,800	4,000	4,200	5,300	6,800	6,300	5,600	5,900	3,100	3,100	800	3,100	50,000
入館者 実績数	52,100	4,010	6,001	3,957	4,669	6,838	4,642	4,507	5,766	3,284	3,389	1,850	3,187	52,100
目標差異	2,100	2,210	2,001	−243	−631	38	−1,658	−1,093	−134	184	289	1,050	87	2,100
目標達成率	104.2%	222.8%	150.0%	94.2%	88.1%	100.6%	73.7%	80.5%	97.7%	105.9%	109.3%	231.3%	102.8%	104.2%
前年度実績	44,535	1,518	2,299	3,920	3,053	4,266	4,872	4,416	5,642	2,551	2,175	3,413	6,410	44,535
前年度比	117.0%	264.2%	261.0%	100.9%	152.9%	160.3%	95.3%	102.1%	102.2%	128.7%	155.8%	54.2%	49.7%	117.0%

（５）支出の主な内容

令和５年度において、県は指定管理料として 80,134 千円の支出を行っている。また、令和５年度において指定管理者は指定管理料より主に次のとおりの経費の支出を行っている。

（支出合計　80,167 千円）

・人件費：32,767 千円（福利厚生費を含む）
・水道光熱費：6,261 千円（下水道料金、電気料金）
・修繕費：3,724 千円（展示施設修繕、設備修繕等）
・委託料：10,908 千円（建物、各種設備点検･整備及び法定点検、清掃費等）
・消耗品費：1,035 千円（事務消耗品、名刺･制服代、展示物関連消耗品等）
・その他事業費：12,084 千円（事業費(イベント、企画展、講演会等)、広報費(パンフレット増刷、イベントチラシ印刷、ホームページ運用等)）
・事務費：3,520 千円（交通費、資料費、パソコン等リース費、保険料等）
・諸経費：8,475 千円（本社スタッフ業務推進費、一般管理費）

（単位：千円）

令和5年度　収支決算 （令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）					
１．収入の部					
勘定項目		**実績**	予算額	増減 （実積－予算額）	備考
大科目	中科目				
委託料収入	指定管理料	**80,134**	83,914	-3,780	※電気料金精算による減額
自主事業収入	自主事業収入	**323**	200	123	自動販売機手数料、参加費徴収型ワークショップ参加料、防災グッズ販売収入等
その他収入	その他収入	**1**	1	0	利息等
当期収入合計（A）		**80,458**	84,115	-3,657	
前期繰越収支差額		**0**	0	0	
収入合計（B）		**80,458**	84,115	-3,657	
２．支出の部					
勘定項目		**実績**	予算額	増減 （実積－予算額）	備考
大科目	中科目				
人件費	給料	**27,676**	31,200	-3,524	常勤4名、非常勤9名
	福利厚生費	**5,091**	5,000	91	通勤交通費含む
事業費	職員研修費	**492**	300	192	外部研修参加費、外部講師謝金等
	光熱水費	**6,261**	10,280	-4,019	上下水道料金、電気料金
	修繕費	**3,724**	2,300	1,424	展示施設修繕、設備修繕等
	委託料	**10,908**	11,250	-342	建物、各種設備点検・整備及び法定点検、清掃費等
	通信費	**450**	550	-100	電話料金、郵便料金等
	消耗品費	**1,035**	1,025	10	事務消耗品、名刺・制服代、展示物関連消耗品等
	その他事業費	**12,084**	10,600	1,484	事業費（イベント、企画展、講演会等）、広報費（パンフレット増刷、イベントチラシ印刷、ホームページ運用等）
事務費		**3,520**	2,735	785	交通費、資料費、パソコン等リース費、保険料等
諸経費		**8,475**	8,475	0	本社スタッフ業務推進費、一般管理費
その他		**386**	300	86	その他提案に係る費用等
自主事業費		**65**	100		行政財産使用料、参加費徴収型ワークショップ材料費、防災グッズ仕入れ費等
支出合計（C）		**80,167**	84,115	-3,948	
当期支出合差額（B）－（C）		**291**	0		

（６）当該事業に要する人員の状況

0.5名（危機管理課 企画担当）

（７）関係する法規（ルール）やガイドライン、計画とその遵守状況について

当該事業が関係する法規（ルール）やガイドライン、計画は主に次のとおりとなっている。

・埼玉県防災学習センター条例
・埼玉県防災学習センター管理規則
・埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書
・埼玉県防災学習センター 施設運営マニュアル
・埼玉県地域強靱化計画

（A）埼玉県防災学習センター条例

埼玉県防災学習センター条例では、主に次の事項を定める。

第１条：設置
第２条：業務
第８条～第 13 条：指定管理者による管理、指定管理者の指定の手続、指定管理者の公表等、管理の基準等、指定の取消し等、指定管理者による施設の現状変更等

第８条（指定管理者による管理）において、知事は指定管理者に対しセンターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができると定められており、指定管理者と締結した埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書においても、同第８条の規定に基づき指定管理者に行わせる指定管理業務が定義されている。

・第二条（業務）各号（展示室、防災ライブラリー及び研修室並びに附属設備の利用に関すること。
二　災害及び防災に関する資料の収集、展示及び提供に関すること。
三　災害及び防災に関する知識の啓発及び普及に関すること。
四　防災に関する相談に関すること。
五　その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。）に掲げる業務
・センターの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
・前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

（B）埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書

埼玉県と指定管理者間で締結がなされた埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書の内容については、本章（2）（A）②（a）指定管理者の業務内容に記載のとおりである。

（C）埼玉県防災学習センター 施設運営マニュアル

埼玉県防災学習センター 施設運営マニュアルは、指定管理者である丹青社・サイオー共同事業体が定める指定管理業務運営上のマニュアルとなっており、主に次の事項について埼玉県防災学習センター運営の基本的な事項を定めている。

1．埼玉県防災学習センターの概要
2．業務の概要
3．展示の概要
4．普及事業の概要

（D）埼玉県地域強靭化計画

埼玉県防災学習センターは埼玉県地域強靭化計画上の位置付けは、施策分野ごとの取組の方向性において、「防災学習の拠点として運営している『埼玉県防災学習センター』では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行う。また、自主防災組織、自治会等の地域団体や企業等を対象に防災啓発イベントや出前講座を実施する。」とされている。

なお、各法規やガイドライン、計画についての遵守の状況は以下（7）監査人総括（評価）としての評価を参照されたい。

（8）令和5年度の評価指標とその達成状況について

（4）事業計画及び実績並びに事業効果の状況参照

（9）監査人総括（評価）

（A）埼玉県防災学習センター そなーえ ホームページの充実化について

埼玉県防災学習センター そなーえ ホームページについての現状

①「防災学習センター施設運営マニュアル」及び「埼玉県防災学習センターの管理運営に関する事業計画書」上の埼玉県防災学習センター ホームページの位置付け

「防災学習センター施設運営マニュアル」及び「埼玉県防災学習センターの管

理運営に関する事業計画書」に定めるホームページ運営方針は次のとおりとなっており、主に「充実性」、「適時性」を基本とする内容となっている。

(a)「防災学習センター施設運営マニュアル　４－４.広報事業」によれば、施設紹介ホームページは以下のとおり規定されている。

> 「防災学習センター施設運営マニュアル　４－４.広報事業」
> 令和４年度からホームページをリニューアルし適宜情報をアップします。 イベント案内などの情報更新は随時行えるようにし、ＳＮＳへの情報発信も随時行います。

(b)「埼玉県防災学習センターの管理運営に関する事業計画書　広報に関する基本方針」によれば、施設紹介ホームページは以下のとおり規定されている。

> 「広報に関する基本方針　方針２　Web を使ったタイムリーな情報発信」
>
> ウェブ媒体は現在の情報収集の要となっています。ＳＮＳを職員がこまめに更新する等、Web 媒体をより積極的かつ効果的に活用します。

（B）ホームページの広報内容について

埼玉県防災学習センターそなーえの公式ホームページでは、主に次の情報が掲載されている。（なお、多言語化の状況について、ホームページ上部のバナーより英語表記へ切り替えができる仕様となっている。）



（出典：埼玉県防災学習センターそなーえの公式ホームページのトップページ）

① お知らせ一覧：直近に企画されているイベントの情報や休館日などの施設情報

② ご利用案内：所在地、電話番号、開館時間、入館料等の施設利用に関する基本的な情報、団体予約・研修室予約の申込みに関する情報、防災学習教材（書籍

リストを含む）の貸出に関する情報、この他よくある質問として施設に関連する情報及び防災学習センターへのアクセス方法に関する情報

ご利用案内

【入館にあたっての注意事項】

〈来館時のお願い〉

1）３７．５度以上の発熱、風邪の諸症状（咳、のどの痛み等）がある方、その他体調不良の方はご来館をお控えください。
2）入館時の検温及び手指のアルコール消毒にご協力ください。
3）長時間の滞在はお声がけをさせていただく場合があります。
4）館内の入館状況により、入場者の制限を行う場合があります。

〈館内でのお願い〉

1）館内での会話はお控えいただき、他の来館者と触れ合わない距離をとるようお願いいたします。
2）館内での飲食はお控えいただきます。

〈当センターでの取組〉

1）職員のマスクの着用は、当面の間継続して行います。
2）施設の出入り口などにアルコール消毒液や検温器を設置しています。
3）案内カウンターに飛沫防止用のシートを設置しています。
4）館内の手すり、トイレのドアノブ、エレベーターのボタンなどは定期的に消毒を行っています。
5）館内の換気は、出入り口、非常口、窓等で常時行っています。



開館時間	午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
入館料	無料
所在地	〒369-0131 埼玉県鴻巣市袋30番地
電話	048-549-2313
FAX	048-549-2316
休館日	毎週月曜日 (祝日は開館・休館日は翌日に振替) 年末年始およびその他、館内点検のための臨時休館日があります。 夏休み期間中（7月中旬～8月31日）、県民の日は月曜日も開館。 ※開館時間・休館日に変更があった場合は、 ホームページの新着情報でご案内いたします。

交通アクセス

●JR高崎線／北鴻巣駅東口から徒歩約20分・吹上駅北口から徒歩約25分
●鴻巣市コミュニティバス「フラワー号」
吹上コース（北回り）（北鴻巣駅東口～吹上駅北口）「フジモール吹上店」下車徒歩5分
中山道コース（北鴻巣駅西口～吹上駅南口）「前砂下」下車徒歩7分
※駐車場もございますが、数に限りがございますので、なるべく公共の交通機関をご利用ください。

◎団体予約

団体予約について

団体(団体は原則10名以上とします。10名未満の団体も事前相談に応じます)での利用は事前予約を基本とします。
電話にて(048-549-2313)ご予約ください。
電話予約が完了しましたら、団体見学申込書をメール(info@saitamabousai.jp)、FAX、郵送等で送付していただきます。
団体見学申込書は下記からダウンロードできます。

団体見学申込書 Word形式はこちら
団体見学申込書 PDF形式はこちら

小学校社会科見学をお申し込みの場合はこちらもお読みください

※利用時間は約1時間30分です(人数によって時間の変動はございます)。 個人利用の方は、予約の必要はありませんが、団体予約の状況などによりご希望の体験ができない場合や、 お待ちいただく場合があるため、事前に電話で確認頂けると確実です。

団体のご案内につきまして

- インストラクターが付き、ツアー形式でのご案内となります。 ・大人数（35～150名程度）の場合は2～3グループに分かれてのツアーとなります。 （予約お電話や下見の際にご確認ください。）その際はあらかじめグループ分けを しておいていただくようお願いいたします。
- 通常の体験案内では1時間30分です。
（「ミニシアター」、「地震体験・煙体験」、「暴風体験・消火体験」それぞれ約30分。 ※体験にふさわしい服装でお越しくださ い）

研修室の予約について

3Fの研修室は講習やイベント開催、団体利用者の昼食や休憩などにご利用いただけます。使用には予約が必要です。電話にて(048-549-2313)ご予約ください。
電話予約が完了しましたら、研修室等貸出申請書をメール(info@saitamabousai.jp)、FAX、郵送等で送付していただきます。
研修室等貸出申請書は下記からダウンロードできます。

研修室等貸出申請書 Word形式はこちら
研修室等貸出申請書 PDF形式はこちら

⑱防災学習教材の貸し出し

2Fの防災ライブラリーに所蔵する図書、ビデオや災害写真パネルなどの各種教材を貸し出します。 図書及び映像関係の貸し出し期間は2週間、展示パネルは応相談となります。

ビデオ・DVD

事務室受付にてお申し込みください。※グレーの項目は貸し出し不可のものです。

＊CD-ROMは、WindowsXP以降の機材では再生できない場合があります。

防災DVD・ROM一覧

貸出用展示パネル

内容をご確認の上、お電話 (048 -549 -2313) か事務室受付にてお申し込みください。

1923年関東大震災55枚組（写真パネル）
1993年北海道南西沖地震25枚組（写真パネル）
1995年阪神淡路大震災48枚組（写真パネル）
1995年阪神淡路大震災20枚組（写真パネル）
1995年阪神淡路大震災22枚組（写真パネル）
2004年新潟県中越地震28枚組（写真パネル）
2011年東日本大震災46枚組（写真パネル）
2016年熊本地震20枚組（写真パネル）
2017年九州北部豪雨・2018年西日本豪雨19枚組（写真パネル）

パネルの貸出について

1. 貸出期間は申し込みの際にお尋ねください（最長 1.5 ヶ月）。
2. 貸出料金： 無料
3. 注意事項
   - 無断複製、転貸はしないでください
   - 屋外での展示はできません
   - 貸借物の損傷や汚損についてはご連絡ください
     現状回復する必要がある場合は費用をご負担いただく事がございます

図書

事務室受付にてお申し込みください。

地震関連
気象関連
消防関連
火山関連
その他災害関連
子供用
一般図書

◇よくあるご質問

Q 昼食や休憩を取れる場所はありますか？

A 基本的には館内で食事を取る場所はありませんが、**団体様に限り**３階の研修室を使用することは可能です。
予約制となりますのでご希望の日時がございましたら、お電話（048-549-2313）にて空き状況をお問い合わせください。
ご希望日時が空いていて事前予約をする場合は、お電話だけですと**仮予約となりますので、**
団体見学申込書をFAXもしくは郵送等で送付して頂いて**予約完了**となります。
電話予約が完了しましたら、研修室等貸出申請書をFAX、郵送等で送付していただきます。
研修室等貸出申請書はこちらからダウンロードできます。

Q 防災体験は自由にできますか？

A 防災体験は機械の操作等もある関係で、必ずインストラクターが1名付いてのご案内になります。

Q 授乳室はありますか？

A 特に用意はありませんが、急な場合は係りの者にお申し付けいただければと思います。
各女性用トイレと車椅子トイレにおむつ交換台はございます。

Q フジモール吹上からの行き方を教えてください。

A フジモール吹上からの行き方は下記の地図を参照してください。



③ 防災体験学習：施設内の体験機器に関する情報（対象年齢・人数に関する情報や車いす・基礎疾患をもつ利用者へ向けた案内）

防災体験学習

各体験機器は、スタッフがご案内・操作します。体験をご希望の方はスタッフにお声がけください。

地震体験コーナー



見慣れた風景の中でのリアルな地震体験を通して、地震発生時の行動について学習できます。

年齢制限 | **なし**

一度に体験できる人数 | **子ども8人 ／ 大人7人**

※車椅子の方もそのまま体験できます。ただし、付き添いの方の同乗をお願いしています。
※小さなお子様は手すりなどに体をぶつけないようご注意ください。

煙体験コーナー

煙が充満した通路から避難する体験によって、火災煙が発生したときの避難方法を学習できます。

年齢制限 | **なし**

一度に体験できる人数 | **10人**

※車椅子の方もそのまま体験できます。ただし、付き添いの方の同乗をお願いしています。
※人工の煙を使用していますが、ぜんそくをお持ちの方、体調のすぐれない方は体験を控えて頂いています。
※煙を吸い込まないよう、事前にハンカチやタオルなどのご用意をお願い致します。



④ フロアマップ：各フロアの体験施設、展示品に関する案内（図や写真、文章による施設案内）



⑤ イベント情報：予定されているイベントの概要についての案内（図や写真、文章による施設案内）



⑥ 防災Ｑ＆Ａ：一般的な防災に関するＱ＆Ａに関する案内



【意見１３】「防災Ｑ＆Ａ」に関するホームページ上の記載について、より内容の充実が望まれる。

イベント情報等頻繁に更新され、コンテンツが充実しているページがある一方で、防災Ｑ＆Ａについては、作りが簡素となっており、質問に対する答えが不十分とも思えるようなページも見受けられた。埼玉県防災学習センターの設立意図は、県民が防災について学習する機会を設けることにより、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与するためと定められているところ、ホームページ上においても、県民の防災に対する知識と理解の向上に寄与することが適切であると考える。

他県での例等を参考にし、例えば以下の情報について記載し内容を充実していくことが望まれる。

・災害に対する豆知識に関する情報
・防災グッズの紹介
・防災グッズチェックリストの配布
・県内の過去の風水害に関する情報
・ハザードマップの配布又はリンク先の案内
・市町村の防災計画についての案内又はリンク先の案内

（他県の例：ホームページ上での防災チェックリストの配布）



（出典：阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」ホームページより　防災グッズチェックリストの配布]

⑦ バリアフリー情報について

【意見１４】バリアフリーに関する情報をホームページへ追加することが望まれる。

現状バリアフリーの状況について、部分的に案内がなされているものの、車椅子の利用者や高齢者等に対する案内が不足している状況である。例えば、車椅子用トイレやスロープ・エレベーター・手すり・点字ブロックに関する情報、ＡＥＤ、救護スペースに関する情報等他県の例を参考にバリアフリー情報について案内をすることが望ましい。

他県の例として、「兵庫県　阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターのホームページ」がある。

（他県の例：ホームページ上での防災チェックリストの配布）



（出典：「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」ホームページ）

⑧ 多言語化への対応について

【意見１５】多言語化への対応について現状ホームページ上の英語対応の状況は、限定的となっており、県内の在留外国人の増加に対応すべく英語等による施設紹介の充実が望まれる。

（ホームページ上の英語による案内）

・埼玉県防災学習センター そなーえの紹介
・所在地、電話番号、開館日時
・アクセス案内（Google マップにあり）
・利用料金
・解説員の英語対応状況



（出典：「埼玉県防災学習センター そなーえ」ホームページ 英語対応の状況）

多言語化状況について現状では、上記の基本的な内容のみとなっており、ホームページの多言語化の状況は限定的となっている。現在、県では在留外国人数は増加傾向にあり令和５年６月末時点では、221,835 人と県民に占める割合が 3.0%となっている。このことからも、在留外国人へ向けた防災教育の必要性は無視することは適切ではなく、ホームページを通じ防災学習センターについて広報活動を行っていくことが望まれる。特に他国では地震に馴染みのない国もあり、このような県民に対しても平等に防災について学ぶ機会を提供することが望ましいと言える。

ホームページの多言語化が進んでいる事例として、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」があるため参照されたい。同ホームページでは日本語を含む８言語

への対応があり、英語では日本語とほぼ同等の情報の案内がなされている状況である。

⑨ 埼玉県防災学習センター そなーえ ホームページについての現状

（a）概要

上述のとおり、「防災学習センター施設運営マニュアル　４－４.広報事業」によれば、令和４年度からホームページをリニューアルし適宜情報をアップしイベント案内などの情報更新は随時行えるようにし、ＳＮＳへの情報発信も随時行うとされている。また、「埼玉県防災学習センターの管理運営に関する事業計画書　広報に関する基本方針」によれば、ウェブ媒体は現在の情報収集の要となっており、ＳＮＳを職員がこまめに更新する等、Web 媒体をより積極的かつ効果的に活用するとある（広報に関する基本方針　方針２ Web を使ったタイムリーな情報発信)。また、当該ＳＮＳについて「ホームページとＳＮＳを相互にリンクさせ、様々な角度から情報が届くようにします。」との記載がある。

埼玉県防災学習センター そなーえ ホームページとＳＮＳとのリンクの状況について

本ホームページには、次のとおり各ＳＮＳにリンクがなされている。

・トップページ

トップページにおいて、写真のとおりＳＮＳとリンクがなされている状況である。(□枠について監査人が追記)

各ＳＮＳへは、クリックによりページ移動ができる仕様となっているものの、Ｘ（旧 Twitter）について、リンクページに移動はできるが、ホームページ上にその内容が表示されていない可能性のある状況となっている。



（出典：埼玉県防災学習センター そなーえ ホームページ）

・各ページ

各ページには、写真のとおりＳＮＳへのリンクがなされている状況である。（□枠について監査人が追記）

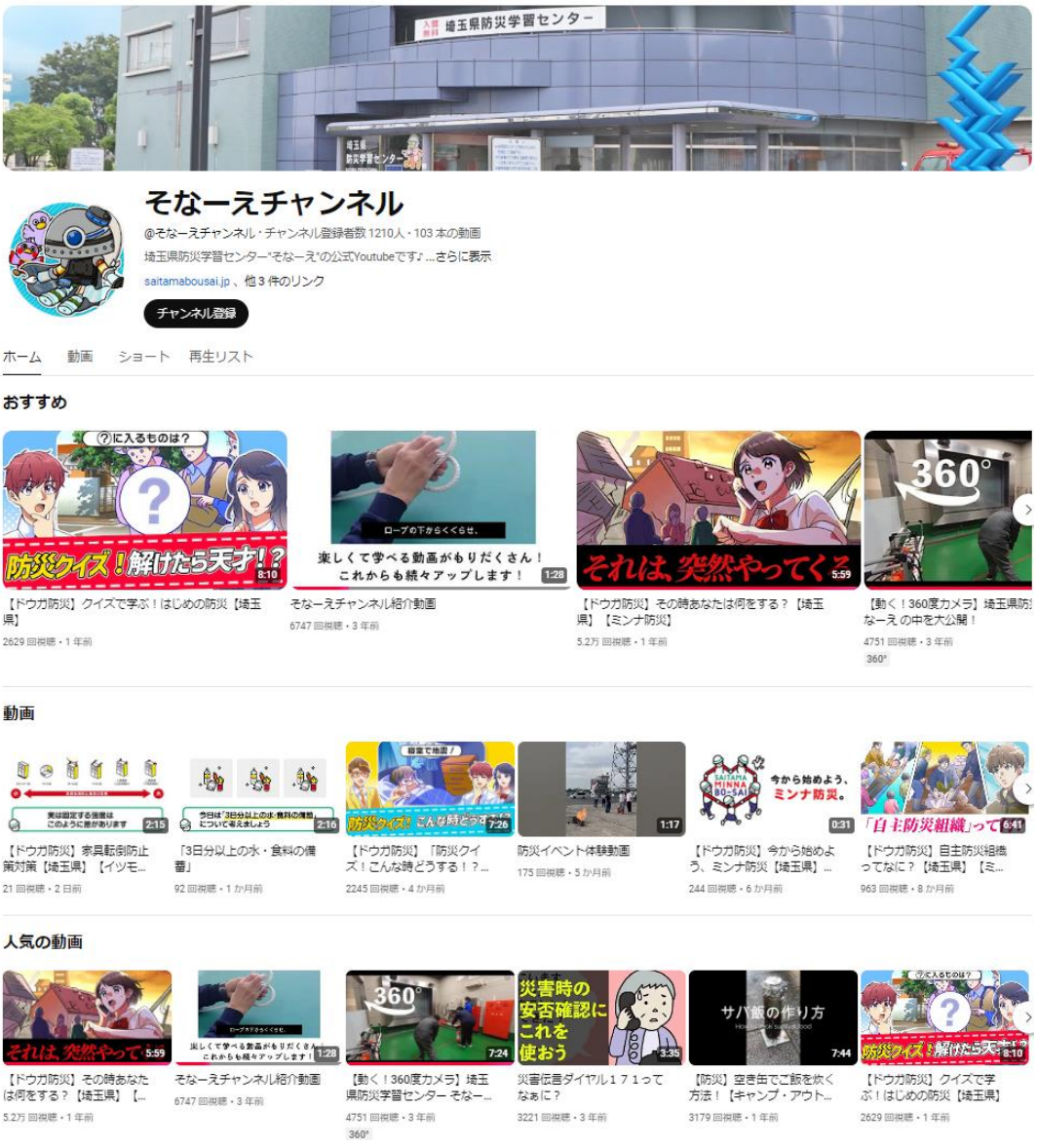
各ＳＮＳへは、クリックによりページ移動ができる仕様となっている。



（出典：埼玉県防災学習センター そなーえ ホームページ）

（埼玉県防災学習センター そなーえ チャンネル）

防災学習センターセンターホームページから、そなーえチャンネルという YouTube チャンネルにアクセスすることができる。当該チャンネルでは、防災に関する動画を多数公開している。



埼玉県防災学習センター そなーえ ホームページ上にＳＮＳが適切に表示されていない可能性のある状況について

【意見１６】Ｘ（旧 Twitter）について、ホームページ上にその内容が表示されていない可能性のある状況となっているため、改善が望まれる。

トップページ上には、Ｘ（旧 Twitter）のタイムラインが表示される仕様となっているものの現在その内容が表示されていない可能性のある状況となっている。監査人の調べによると、Ｘ（旧 Twitter）側の仕様変更によりホームページ上のタイムライン表示についてＡＰＩ制限を行っているため、令和６年 12 月現在においてもタイムラインの表示がホームページ上では確認ができない状況となっている。

この点、X（旧 Twitter）側の対応が令和５年７月より長期にわたりなされていない状況に鑑み、X（旧 Twitter）のタイムライン表示を継続することは広告有効性の観点より適切ではないと考えられる。

上述の広報に関する基本方針によれば、「ホームページとＳＮＳを相互にリンクさせ、様々な角度から情報が届くようにします。」とされていることより、基本方針で望んだ効果が最も出る方法でホームページと ＳＮＳ間のリンクを行うことが望まれ、すでにサポートがなされていない、X（旧 Twitter）のタイムライン表示を継続することは有効性の観点より妥当でないと判断した。対応としては他のＳＮＳ（Instagram、Facebook 等）の投稿状況等の表示へ切り替えることが望まれる。

（C）その他

①来館者からアンケートの取得について

【意見１７】来館者からアンケートについて、より広範囲かつより多様な方法で取得することが望まれる。

(a) アンケートの取得方法についての現状

・アンケート取得の意義について

アンケートを取得する意義について、「防災学習センター管理運営業務仕様書（１)-２ 広聴及び広報に関する業務」では、「集客促進を図るため、アンケート等による来館者分析、利用者の満足度の把握、利用者の要望・苦情を聴取するなどの広聴業務を行う。」と定めている。

また、埼玉県防災学習センターの管理に関する基本協定書 11 条において自己評価制度について、指定管理者は、センターの効果的･効率的な管理及びサービス向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施して、その報告書を事業報告書と共に埼玉県に提出しなければならないと定めており、これを受けて埼玉県防災学習センターの管理運営に関する事業計画書においては、「事業運営について点検･モニタリングを行う『自己評価制度』の取組を利用者数、アンケート調査結果、プログラム実施回数などの定量的なデータを元に実施します」と規定し、アンケート調査を指定管理者の自己評価制度の一役を担うものと定義をしている。

・現状のアンケートの取得の方法について

現状、来館者アンケートは受動的な形態で館内２箇所（１階と２階）にアンケート用紙を設置し、アンケートを実施している。また、イベント開催時等には、来訪者にアンケート用紙の配布を行いアンケートの回答を得ている。

(b) 意見事項

アンケートの取得について、より広範囲により多様な方法で行われることが望まれる。

上述のとおり、アンケートの意義について、「防災学習センター管理運営業務仕様書（1)-2 広聴及び広報に関する業務」では、「集客促進を図るため、アンケート等による来館者分析、利用者の満足度の把握、利用者の要望・苦情を聴取するなどの広聴業務を行う。」と定められているとおり、アンケートの取得は、集客を促すための重要な活動であると考える。

この点、現状、来館者アンケートについては、館内２箇所(１階と２階)にアンケート用紙を設置し、アンケートの実施をすると定められており、来館者より網羅的にアンケートによるフィードバックの取得を得ることができていない状況である。

埼玉県防災学習センターは、県民が防災について学習する機会を設けることにより、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与するため設置されたものであり、より多くの県民に利用をしてもらうためにアンケートを実施し、来館の目的、きっかけ等の流入過程や施設に関するフィードバックを常に取得や把握、分析し改善を重ねていくことが重要と考える。

このため、現状のアンケートの取得に加え、より広範囲により多様な方法でアンケートを行えるよう体制を整備していくことが望まれる。

他県の好事例として、札幌市民防災センターが挙げられる。同施設では、公式ホームページ（Google フォーム）より行うことができ、場所時間を問わず利用者のタイミングで回答を行うことができるようになっている。また、同ホームページ上に「来館者の声」として、アンケートの回答とそれに対する札幌市民防災センターからの回答が掲載されており、対応の状況が伺える。

埼玉県防災学習センターにおいても、より多くの来館者からアンケートを受領できるよう、Google フォーム等を利用しインターネット上で回答ができるよう整備を進めるとともに、来館者へ入館時又は退館時に当該 Google フォーム等へのリンクが記載されたＱＲコード等を印字した用紙を手渡す等、積極的にアンケートを収集していくことが適切と考える。



混雑状況

（出典：札幌市民防災センターホームページ
（https://www.119.or.jp/sapporo-preventioncenter/#facility）
□枠は監査人が加筆）

（参考：札幌市民防災センターホームページ上のアンケート（Google フォーム））

お客様アンケート

サービスの改善についてお客様のご意見、ご要望をお聞かせください。

また、意見・要望等につきましては、市民防災センターホームページの「来館者の声」に、回答とともに記載されることがあります。ご了承ください。

* 必須の質問です

・年代*

小学生

中学生

高校生

大人（～29 歳）

大人（30～49 歳）

大人（50～64 歳）

高齢者

無回答
・性別*
男性
女性
無回答
・来館数（来館した方のみ）
1 回目
2 回目
3 回目
4 回目以上
・今日はどなたとお越しになりましたか（来館した方のみ）
家族
一人
友人
職場の人
町内会
学校関係
幼稚園・保育園
学童・児童デイ等
その他
・市民防災センターを何で知りましたか*
テレビ・雑誌・広報紙
友人
学校
ＳＮＳ等
札幌市消防局ホームページ
札幌市防災協会ホームページ
幼稚園・保育園
ホリデーテーリング
近所
その他
・災害について知りたいこと（複数回答可）*
災害時の基本行動
備蓄品
避難所の場所
ペットの防災

家族との連絡手段
災害のメカニズム
その他:
・以下の項目について満足度を教えてください（来館した方のみ）
係員の案内
地震のメカニズム
防災図書
パネル展示
その他掲示物
係員の案内
地震のメカニズム
防災図書
パネル展示
その他掲示物
・以下の各コーナーについて満足度を教えてください（来館した方のみ）
はしご車
災害バーチャル
地震
消火
煙避難
暴風
2 階展示
学習コーナー
はしご車
災害バーチャル
地震
消火
煙避難
暴風
２階展示
学習コーナー
・企画してほしいイベントはありますか（例　災害パネル展など）
・その他、意見・要望などお聞かせください
（出典：札幌市民防災センターホームページアンケートフォームより抜粋
（https://www.119.or.jp/sapporo-preventioncenter/#facility）

② 防災グッズの販売について

【意見１８】埼玉県防災学習センターの設置意図に鑑み、防災グッズの販売を館内で行っていくことが望まれる。

(a) 防災グッズの販売についての現状

現状、防災学習センターでの防災グッズの販売は限定的な形で行われている。担当課からのヒアリング結果によれば、現在、防災学習センターでは希望者にのみ（来館者が施設スタッフに購入の可否について質問を行った場合のみ）商品カタログの提供を行い、来館者が防災学習センターを通じて防災グッズを購入できる仕組みとなっている。また、その防災グッズの購入の可否についても、館内やホームページには掲示や記載がなく、監査人が埼玉県防災学習センターに往査した際にも、そのような掲示は見受けられなかった。

(b) 意見事項

埼玉県防災学習センターの設置意図に鑑み、防災グッズの販売を館内で積極的に行っていくことが望まれる。

現在、防災学習センター２階には、防災グッズの展示が行われており、来館者が、説明と共に防災グッズを観て・触れられる機会が設けられている。

一方で上述のとおり、防災学習センターでの防災グッズの販売は、希望者にのみ（来館者が施設スタッフに購入の可否について質問を行った場合のみ）商品カタログが提供され、来館者が防災学習センターを通じて防災グッズを購入できる仕組みとなっている。

この点、自助・共助のまちづくりを企図した防災学習センターの設置意図からすれば、防災グッズについて、利用者は館内で購入することができる様整備がなされることが望ましい。

防災グッズの販売がなされている他県の例に、兵庫県の「人と防災未来センター」が挙げられる。他県の好事例を参考にして、防災グッズの販売行われることが望まれる。

③ 防災におけるペットの対応について

【意見１９】ペット防災についての啓発の場として、埼玉県防災学習センターが機能することが望まれる。

(a) ペット防災を取り巻く環境

近年の大規模災害時に問題となることの多いペットに関する防災について、飼い主の平常時からの備え・平常時からの適正な飼養が最も有効な災害対策とされ、飼い主への啓発活動が必要不可欠と言われているところである。

ペットの救護対策ガイドラインによれば具体的には、次の事項について、飼い主は平常時より準備することが望ましいとされている。

・住まいの防災対策
・ペットのしつけと健康管理
・ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
・ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
・ 避難所や避難ルートの確認等の準備

また、災害時には、ペットとの同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理が飼い主には求められているところである。

(b) 意見事項

上述のとおり、環境省が公表するペットの救護対策ガイドラインにおいて飼い主の日頃からの備えの必要性について強調されるところであり、県全体の防災力の向上を目的とした埼玉県地域強靭化計画においても、平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行うこととされているところである。本計画に基づき、県では、「愛護動物の防災・災害対策事業」による広報・啓発活動が行われているところであるが、その啓発は、県民が防災について「学習する機会を設け、県民の防災に関する知識と理解を深め、もって災害に強い地域づくりに寄与する」とうたわれる防災学習センターの設置意図と合致するところであり、ペットの防災に関しても展示や体験がなされることが望ましいと考える。

④ 来館者の目標設定について

【意見２０】来館者数の目標については、設定の根拠を精緻にすることが望まれる。

(a) 来館者数の目標設定についての現状

来館者数の目標数について、令和５年度の管理目標では年間 50,000 人と設定している。また、中期的な目標として、来館者数 70,000 人をコンスタントな目標とし、令和７年度中には 72,000 人の来館者数を見込んでいる状況である。

当目標値の設定方法についてヒアリングを行ったところ、過去の最大来館者数の 71,356 人（平成 30 年）を、その設定の根拠としているとの回答を得た。

(b) 意見事項

来館者数の目標設定については、設定の根拠を精緻にすることが望まれる。

現状では、過去の最大来館者数 71,356 人を根拠として来館者数の設定を行っている。

この点、県民の防災に関する知識と理解の向上を目的とした防災学習センターの設置意義より、あらゆる状況下にある県民に網羅的に啓発できるように、あるべき来館者像（例：20～30 代、男性、さいたま市在住、既婚（子供あり）等）を想定し、各来館者像別の目標来館者数を決定、管理して行くことが、事業の有効性の観点より適切であるといえる。

また、この際に必要と考えられるのが、**【意見１７】**で挙げた来館者からアンケート取得の充実化である。上で設定した来館者像別目標の達成度や来館者の流入経路（職場、友人、学校、ＳＮＳ、ホームページ等）を把握・改善を行って行くことにより、より多くの県民の防災に関する知識と理解の向上に寄与することができると考える。特に目標の達成がされない人物像については、流入経路を分析・改善を図っていくことによりボトムアップを促すことが望まれる。

⑤ プロジェクターの管理について

【意見２１】防災学習センターに設置されているプロジェクターについて、備品として管理することが望まれる。

防災学習センターにおいて設置されている以下のプロジェクターについて、備品としての管理がなされていなかった。

製造メーカー	機種名	購入価額	台数
Panasonic	PT-RZ770JBL	1,428 千円	４台
Panasonic	PT-RZ660JBL	1,169 千円	５台
Panasonic	PT-RZ660JLW	1,169 千円	１台
SHARP	PG-LU300Z	1,169 千円	２台

この点に関して担当者の説明によれば、県会計管理課の定める「財務規則第 170 条第２項の規定より会計管理者が定めた物品管理事務の手引き（令和４年 12 月）（以下「物品管理事務の手引き」という。）の６　工事請負契約等による取得（2）ウ　には物品として受け入れるものの範囲について規定があり「建物と一体的に管理することが適当な動産」と規定されている。そして「施設内の壁や防災絵巻、展示フロア等のリニューアル工事を行った際にその工事請負契約の一環で整備し、かつ建物に固着しているものであるため、建物と一体的に管理することが適当な動産と判断されるため」これらプロジェクターは備品には含まれないという見解であった。

しかしながら前述の物品管理事務の手引きでいう建物と一体的に管理することが適当な動産とはボイラーや電気設備など本来法人税でいう建物附属設備にほぼ相当するものを想定しているものと解され、当該プロジェクターが建物設備と一体として利用してその建物の効用を高めるものというのは説明としては苦しい。また、前述の物品管理事務の手引きの該当箇所を正確に記述すると「建物と一体的に関するすることが適当な動産（この場合、動産を使用するに際に動かないように、ビス、ボルト、釘等で建物等に容易に固定されている動産は含まれない）」とあり、県の規定からも当該プロジェクターについては備品に該当すると解することが妥当と思われる。

したがって、当該プロジェクターは備品として管理することが望ましい。

⑥ 寄贈品の管理について

【意見２２】展示用消防車を備品管理簿に記載するなど、適切に管理することが望まれる。

桶川市より寄贈品として受け取っている展示用消防車について、備品としての管理がなされていなかった。この点について担当者の説明によれば「桶川市から解体（廃車）予定のものを受け入れたため、評価額は発生せず、備品として登録する必要はな

いため」との説明であった。しかし、一方において県は平成 30 年に益城町や岩泉町、西原村から地震被害を伝えるための展示物として壊れたトースターや泥にまみれた学生カバンなどを受け入れ、備品に準じて備品台帳に 1 円の備忘価額で記録しており一定の管理がなされている。

したがって、当該展示用消防車についても備品に準じてセンターの展示物として、備忘記録等を行うことにより備品管理簿に記載するなど適切に管理することが望ましい。

⑦ 備品管理ラベルの貼付について

【意見２３】全ての備品に備品管理ラベルを貼付することが望まれる。

複数のパーツが一体となって利用されている備品(煙体験ハウス一式、ステージ一式）について１つのパーツにしか備品管理ラベルが貼付されていなかった。この点について担当者の説明によれば、「一体で管理しているため個別のパーツに備品管理票の貼付をしていないため」との説明であった。しかし複数のパーツが一体として利用されている備品の場合に１つのパーツにしか備品管理ラベルが貼付されていないと逆に備品の散逸につながり、一体としての管理がなしえなくなる可能性が高まる。適切な備品管理のため、例えば、1/5、2/5 など記載することで、全ての備品に備品管理ラベルを貼付することが望ましい。

⑧ 防災体験学習の設備の修繕について

【意見２４】防災体験学習の設備について、早急に修繕対応を行い、できるだけ早く復旧させることが望まれる。

防災学習センターの防災体験学習設備のうち暴風体験コーナーの設備が不具合により長期間にわたって利用できない状況となっている。担当者の説明及び関係書類の閲覧によると当該設備について使用不能になったのが令和６年１月で、令和７年１月現在も修繕が完了しておらず１年以上利用できない状況が続いている。防災学習センターの防災体験学習の暴風体験コーナーは地震体験コーナー、煙体験コーナー、消火体験コーナーと並んで主要な施設の一つであり、当該施設が利用できないことによる風被害に関する学習機会の喪失もさることながら、体験できないことによる小学生などの落胆・失望は想像に難くない。施設内設備に関して故障で使用できなくなった際には早急に修繕対応を行い、できるだけ早く復旧させることが望ましい。

⑨ 防災学習センターでの催し

能登半島地震支援学生ボランティア報告会を開催した。

（下記、報告会のお知らせの資料を引用）



能登半島地震支援学生
ボランティア報告会

2024年6月23日（日）

参加無料

時間：14:00～17:00（受付開始　13:30）
会場：埼玉県防災学習センター　そなーえ

2024年1月1日に発生した能登半島地震は、周辺地域に甚大な被害をもたらしました。5か月が経過した現在においても復旧を要する状態が続いており、被災者の生活再建には、まだまだ多くの時間がかかります。そのような中、2~3月とゴールデンウイークの期間に、埼玉県内の学生（立正大学・聖学院大学・埼玉県立大学）が協力して、ボランティア活動に取り組んできました。

この度、学生たちがこれまで取り組んできた活動について、現地の様子と共にお伝えさせていただく報告会を実施します。同世代の高校生・大学生をはじめ、能登半島の現状やボランティア活動について関心のある方々にお聞きいただき、これからについて一緒に考える機会になれば幸いです。

《プログラム》

【第一部】14:00~15:25　・能登半島地震の被害と復興状況の概要
・現地での活動報告

【第二部】15:40~17:00　グループワーク
・学生たちが活動を通して考えた疑問や思い
「これから能登半島の復興にどう関わっていけるか？」
「次の震災に私たちはどう備えるのか？」
「ボランティア活動の敷居をどう下げられるか？」等々をテーマにして、参加者のみなさんと一緒に語り合いたいと思います。

（第二部のみ要予約　定員３０名・先着順　高校生、大学生等の若者が優先となります。）

上記の内容は埼玉新聞でも取り上げられた内容である。

県内の大学生が、ボランティアとして、被災地支援を行い、その活動内容について、防災学習センターにおいて報告を行ったものである。

学生からは、「一部地域で感染症拡大があった」、「断水が解消された地域でも水道が使えない家庭が多くあったが、修理業者が現場になかなか来てもらえない」、「災害ボランティアセンターの存在を知ってもらう必要がある」、「地域でのつながりや文化が消えていく」といった報告があった。また、「メディアでは伝わりにくい被害がある」、「『申

し訳ない』の気持ちが解決を遅らせる」、「ボランティアにできる仕事は力仕事だけではない」といった話も出たということであった。

参加者からのアンケート結果では、災害ボランティアに参加したい、現地にいくこと、（ボランティアとして）行動することの大切さを学んだ、関東でもコミュニティが必要であるといった感想があった。

とても有益な報告会であると思われる。このような会は今後も開催して、ボランティア活動を啓発していくこと、自助・共助の重要性を認識してもらうことが必要である。

当該報告会は、県広報紙「彩の国だより」への掲載のほか、県と市町村との会議の中で参加している市町村担当者に対して防災学習センターの周知を継続的に行っている。

【意見２５】災害ボランティアの活動について、今後も継続して県民に周知していくことが望まれる。

防災学習センターにて、令和６年１月の能登半島地震で被災した地域へ災害ボランティアとして参加した学生からの報告会が開催された。災害発生時には、ボランティア活動による支援が重要であることを県民に対して、継続して広く周知していくことが重要であると考える。現状は防災学習センターにおける掲示や新聞などで取り上げている。それだけでなく、県のホームページで、その模様を掲載したり、県内の学校向けに広報紙などを配布したりすることで、広く県民に周知していくことも有益であると思われる。

３．減災に向けた自助と共助の推進事業（危機管理防災部）

（１）目的

首都直下地震の発生が懸念される中、県民の自助の取組を促進するとともに、自主防災組織の強化により共助の取組を促進し、災害時の被害の軽減を図る。

（２）概要

事業内容	当該事業は以下の２事業から構成されている。 (A) イツモ防災（自助の取組強化） ・防災マニュアルブックの提供 ・イツモ防災講座の開催 ・小学生向けイツモ防災教材の提供 ・県が推奨する３つの自助（家具の固定、災害用伝言サービス、３日分以上の水・食料備蓄）を啓発する取組 (B) ミンナ防災（共助の取組強化） ・リーダー養成指導員の養成 ・自主防災組織向け研修等に活用できるコンテンツ及び道具の提供 ・市町村職員への研修等の実施 ・市町村の共助事業への財政補助 ・若い世代への防災講座の実施 ・共助に関する広報、啓発の実施
令和５年度予算額（当初予算）	16,620 千円
令和５年度実績	11,196 千円
事業計画	(A) イツモ防災（自助の取組強化）事業　令和４年度～令和８年度 災害・危機に強い埼玉を構築するためには、県民の自助の取組（特に３つの自助の取組）を普及させていくことが重要である。県が、普及啓発活動等を通じて市町村のイツモ防災講座等の実施を支援していくことにより、自助の取組を普及啓発していく。 (B) ミンナ防災（共助の取組強化）事業　令和４年度～令和８年度 市町村が自主防災組織の活性化や設立促進等に取り組めるよう、自主防災組織リーダー養成指導員の育成を行う。

	市町村の共助に関する取組に対して財政支援を行うことにより、市町村が主体的に取組を行えるよう支援し、地域防災力の向上を図る。 若者向け防災講座を実施し、次世代の地域防災の担い手確保を図る。 民間の災害支援団体（ボランティア団体、ＮＰＯ等）ネットワークとの連携、地域防災サポート企業・事業所の登録促進により、共助の取組の強化を図る。
事業効果	(A) 全世代で『イツモ』防災の意識や知識を持ち、命を守る３つの自助を実施する県民の割合が毎年増加する。 (B) 市町村が地域の特性や実情に応じて主体的に防災事業に取り組み、地域防災力を向上させることができる。 (C) 平時から災害ボランティア団体ネットワークとの連携、地域防災サポート企業・事業所の登録を促進することにより、大規模災害発生時の地域防災力の向上が図れる。 (D) 計画的に震災対策を推進することができ、震災対策の効率化に大きく貢献できる。

（出典：県ホームページ）

当該事業は、主に「イツモ防災」と「ミンナ防災」から構成されており、内容は下記のとおりである。

（A）【イツモ防災】

日本に暮らすということは地震と共に生きていくということであり、地震への備えを平常の生活と切り離して「特別なこと（モシモ）」として捉えるのではなく、「イツモ」の生活の中で、自然体で当たり前のこととして取り組むことが大切である。そのため、県では、イツモの備えを具体的に分かりやすく伝えていくことで、県民が防災に取り組みやすい社会を目指すものとして、以下のようなイツモ防災の事業を実施している。

① 防災マニュアルブックの作成・配布

・命を守る３つの自助

家具の固定、災害用伝言サービスの体験利用、３日分以上の水・食料備蓄

・家庭における災害時のトイレ対策

・風水害・土砂災害

風などの風水害の際には、早めの準備と避難が重要である。本マニュアルブックを参考に避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておく「マイ・タ

イムライン」を作成し、逸早い避難に備える。

・自宅サバイバル

自宅避難の際に備える必要がある避難用グッズの使用方法や、災害時に慌てず行動できるように事前に家族で決めておきたいルールなどをまとめる。

・地震時の行動

② イツモ防災講座

日頃から家庭でできる備えを分かりやすい資料を使いながら丁寧に説明し、具体的な取組方法を知ることができる講座を開催している。



③ 小学生向けイツモ防災教材の作成・配布

小学生に防災に関する知識を分かりやすく伝える防災教材である。小学校での学習や地域での防災啓発の教材として活用されている。



④ イツモ防災キャラバンの実施

県が推奨する３つの自助(「家具の固定」、「災害用伝言サービス」、「３日分以上の水・食料備蓄」)を分かりやすい防災コンテンツを使い、イベント形式で講座やワークショップなどの方法を用いて啓発する取組であり、県内市町村や消防本部が主体となって実施している。

（B）【ミンナ防災】

災害に備え、地域の防災力を高めるためには、「自助」のみを積み上げても必ずしも「共助」にはならないと考えられるため、意識的に「共助」の取組を取り入れることが重要である。県民自身が自分の地域を守るため、ミンナ（みんな）で防災に取り組む意識を高めるため、県は以下のようなミンナ防災の事業を実施している。



① 自主防災組織

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のことをいう。地域の方々の合意に基づき、自発的に活動を行うという意味で、消防組織法により消防機関として位置付けられている消防団とは性格が異なり、通常、町内会や自治会単位に結成され、「○○町自主防災会」といった名称の団体が多い。しかしながら、地域の方々により自発的に活動する団体であれば、町内会や自治会単位の結成に限定しているものではな

い。

大地震などの災害では、消防機関による消火活動のほか、被災者への食料や生活物資の配分、避難所の管理、税の減免、各種生活資金の貸付けなどの被災者支援対策をはじめ、災害廃棄物の処理、道路等公共施設の復旧など、様々な行政需要が発生する。消防機関などの防災機関は全力を挙げて防災活動を行うが、道路、橋梁の損壊、水道管の破損や停電などにより活動が制限され、災害対応能力が大きく低下することも想定される。このような事態では、地域の方々が自主的に初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導、避難所の運営を行うことで、被害を少なくすることができると考えられる。自主防災組織は、災害が発生した場合、情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営（給食・給水、清掃等）、二次災害防止のための巡視など、幅広い活動を行う。そのための平常時の活動として、例えば、組織体制の整備、防災知識の習得、市町村防災訓練への参加、応急救護講習の受講、防災訓練の実施などである。県としては、自主防災組織がない地域については、自主防災組織設立に関する検討会・勉強会に講師を派遣している。

② 自主防災活動の紹介

ハザードマップの確認、ミンナで向こう三軒両隣の無事の確認、ミンナでイツモ防災の実践、についてホームページや「埼玉県ミンナ防災チラシ」で周知している。







③ 自主防災組織の優良活動事例の紹介-知事表彰団体等-

県では、平常時または災害時において、特に優れた活動を行なった自主防災組織に対し、知事表彰を行っている。例えば、平成 29 年度以降に設立された自主防災組織のうち、以下の自主防災組織について知事表彰を行っている。

自主防災組織等の名称	市町村	設立年度	世帯数	テーマ
南町１丁目西町町会自主防災会	蕨市	平成 29 年度	283	防災訓練を通じて住民の交流を促進している
東間１丁目、２丁目、３丁目、４丁目各自主防災会	北本市	平成 29 年～平成 30 年	767	複数の自主防災会で連携して活動を行っている
奈良地区災害対策本部	熊谷市	平成 31 年度	2,450	地区防災計画に基づく台風水害の対応事例
大野区自主防災組織	ときがわ町	平成 31 年度	154	山林火災の対応事例

（出典：県ホームページ）

④ 若い世代向け防災講座の開催

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、県では、新たな地域防災の担い手確保に向けて、若い世代に防災への興味関心をもってもらう取組の一つとして、令和４年度から高校生や大学生などを対象に防災講座を始め、令和５年度は以下のとおり講座を実施した。

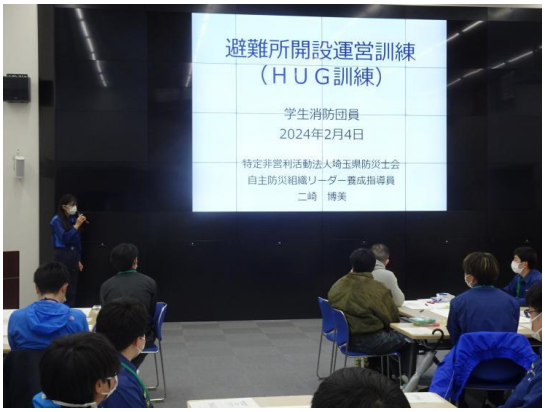
・高校生災害ボランティア育成講習会での防災講座（令和５年８月４日実施）



・城西大学での防災講座（令和５年 11 月 16 日、12 月７日実施）



・学生消防団員研修会での防災講座（令和６年２月４日実施）



（出典：県ホームページ）

⑤ 埼玉県地域防災サポート企業・事業所との連携

県では、地域の防災・救助活動に協力してもらえる企業・事業所を募集・登録し、登録された企業や事務所は、災害や事故が起きた場合に、地元の市町村や自主防災組織と協力して防災・救援活動などを行うとともに、地域の防災・救援活動に積極的に取り組むこととなっている。なお、この登録制度は県独自の制度であり、令和５年度末で 5,300 を超える企業・事業所が登録している。防災・救援活動を行う意欲のある企業・事業所を対象としており、県内外は問わないとしている。

サポート企業・事業所に登録した場合、次のような活動を県は希望し、サポート企業・事業所が所在する市町村に情報提供を行う。そのため、地域の市町村から直接、協力要請があることが想定される。

・地域の初期消火活動や救助活動にあたる人員の提供
・救援活動に必要な資機材・車両などの提供

・避難場所への水や食糧、物資の提供
・倉庫の空きスペースを利用した地域の備蓄物資・資機材の保管場所の提供
・市町村や地元の消防組織が主催する防災訓練への参加

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	30,158	19,437	18,275	18,645	16,620
実績	24,265	14,219	10,561	12,219	11,196

（４）支出の主な内容

当該事業の支出の主な内容は、特定非営利活動法人プラス・アーツに対するイツモ防災に関する業務（研修の実施、防災マニュアルブックの増刷、啓発道具の作成、イツモ防災動画コンテンツの企画・作成、オンライン実施マニュアルの作成等）の業務委託料やミンナ防災に関する研修の開催等に関するものである。

（５）当該事業に要する人員の状況

4.8 人（危機管理課 普及啓発担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

災害対策基本法第４条に防災に関する都道府県の責務が規定されており、これに抵触するような事象は発生していない。

> 災害対策基本法
> （都道府県の責務）
> 第４条 都道府県は、基本理念に則り、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業に係る具体的な評価指標はないが、事業の実績は以下のとおりである。

①自主防災組織の組織率　令和５年度　92.0%（参考：令和４年度 92.2%）
②自主防災組織の活動活性化 啓発活動実施割合　令和５年度　74.0%（速報値）
（参考：令和４年度　46.3%）
③自主防災研修　参加者　令和５年度　7,585 人（参考：令和４年度　4,816 人）

④イツモ防災　事業講師派遣等の実施回数　171 回

（８）監査人総括（評価）

当該事業では、イツモ防災及びミンナ防災による防災支援を通じ、県民への防災に関する意識を高めるための様々な活動を行っており、防災への貢献度は非常に高いものと考えられる。また、支出に関しては、イツモ防災に関する業務委託料やミンナ防災の実施・運営に関する費用が主な内容となっている。これらの一部について、財務事務の執行に係る証憑書類を閲覧・検証したが、以下の意見事項に記載されたものを除き、問題点は発見されなかった。

【意見２６】全ての地域防災サポート企業と継続的かつ緊密な連携をとり続けることが望まれる。

県内には 5,300 を超える地域防災サポート企業があり、これらの企業は避難場所、水、物資、駐車場の提供など、災害時に重要な役割を果たすことが期待され、県や市と緊密な連携をとり、防災・減災に取り組むことが求められる。県は、災害発生時にこれらの企業と連携をとるために必要な情報を収集するため、令和５年度に 861 社の地域防災サポート企業に書面を発送し、約半数から回答を得た。しかしながら、県は当該書面を回収し、企業情報を収集しているが、実際に地域防災サポート企業に対し十分かつ具体的な連絡を取りきれていない。また、発送した書面のうち未回収となっている企業に対し督促を行うなど、連携強化のための働き掛けが十分に実施できていない。令和６年度中にこれらの企業に対し再度新たな書面を発送する予定とのことである。県の人的資源の課題もあると考えられるが、災害に備える上で、全ての地域防災サポート企業と緊密な連携をとることができるように引き続き粘り強く連絡をとり続ける必要があると考えられる。

【意見２７】仕様書に記載すべき重要事項については、内容を統一することが望まれる。

当該業務には複数の業務委託契約があり、業務委託契約書において、企業は業務が完了した際に業務完了報告書を県に提出することとされている。また、県は業務委託契約の詳細を規定するため仕様書を提供しており、業務委託契約書と仕様書を一体のものとして運用している。一般的に仕様書は委託業務に係る詳細な仕様を記載することで発注者と受注者の間で共通認識を持ち、品質を確保することを目的としている一方、契約書は契約に関する重要事項を記載された法的拘束力を持つものとされる。しかしながら、県が作成している仕様書自体は、記載すべき詳細な内容が規定化されておらず、仕様書に記載する内容は業務委託契約を締結する課の担当者の意思に委ねられている。そのため、一部の仕様書には業務完了報告に関する規定がないものがあったが、業務完了報告は委託業務が完了したか否かを判断するための重要な書類であり、仕様書に詳細を記載

すべきものと考えられる。よって、仕様書に記載すべき重要事項については、内容を統一することが望ましいと考える。

（９）その他

当該事業に関連して、下記の点についても、検討した。

（A）自主防災組織

①自主防災組織とは、

「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のことをいう。

地域の方々の合意に基づき、自発的に活動を行うという意味で、消防組織法により消防機関として位置付けられている消防団とは性格が異なる。

通常、町内会や自治会単位に結成され、「○○町自主防災会」といった名称の団体が多いが、地域の方々により自発的に活動する団体であれば、町内会や自治会単位の結成に限定しているものではない。

②自主防災組織の必要性

大地震などの災害では、消防機関による消火活動のほか、被災者への食料や生活物資の配分、避難所の管理、税の減免、各種生活資金の貸付けなどの被災者支援対策をはじめ、災害廃棄物の処理、道路等公共施設の復旧など、様々な行政需要が発生する。

消防機関などの防災機関は全力を挙げて防災活動を行うが、道路、橋梁の損壊、水道管の破損や停電などにより活動が制限され、災害対応能力が大きく低下する。

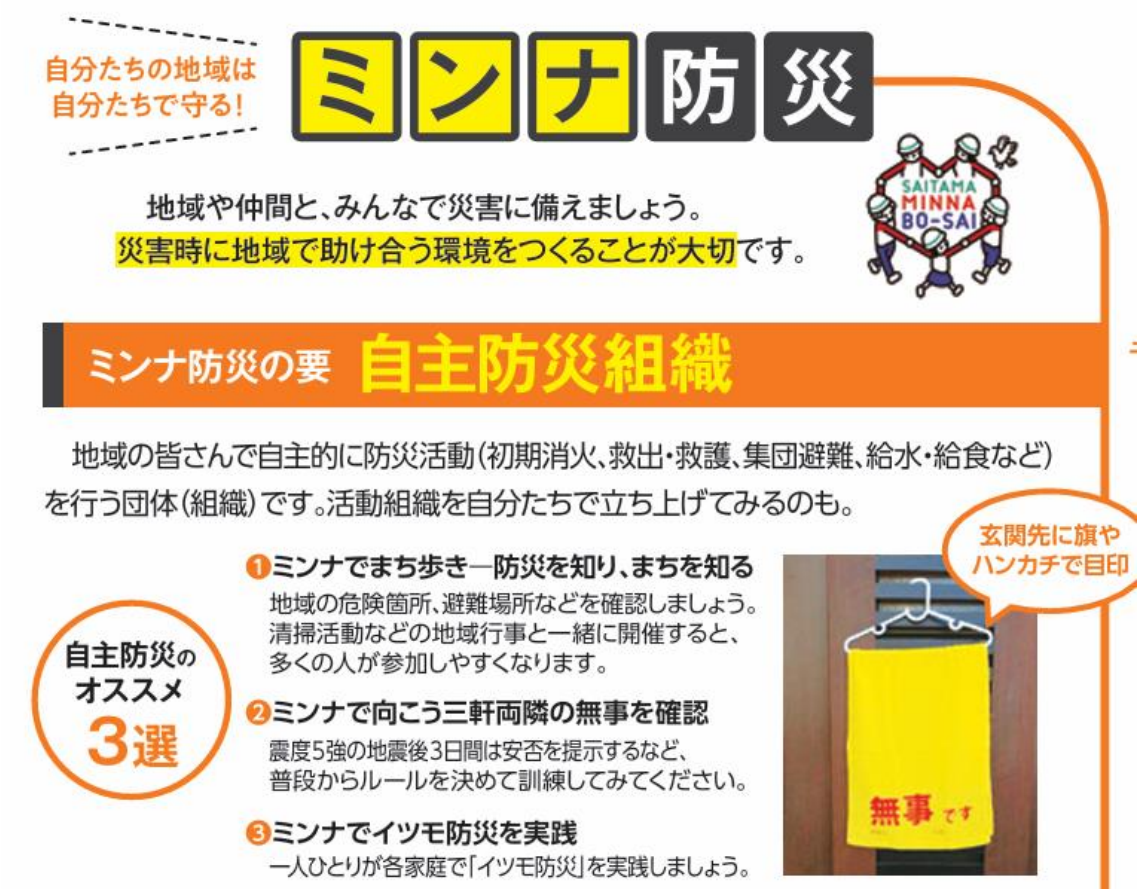
このような事態では、地域の方々が自主的に初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導、避難所の運営を行うことで、被害を少なくすることができると考えられるからである。

③活動内容

自主防災組織は、災害が発生した場合、情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営（給食・給水、清掃等）、二次災害防止のための巡視など、幅広い活動を行う。

④県民への周知

県広報紙「彩の国だより」令和６年９月号において、自主防災組織について紹介している。



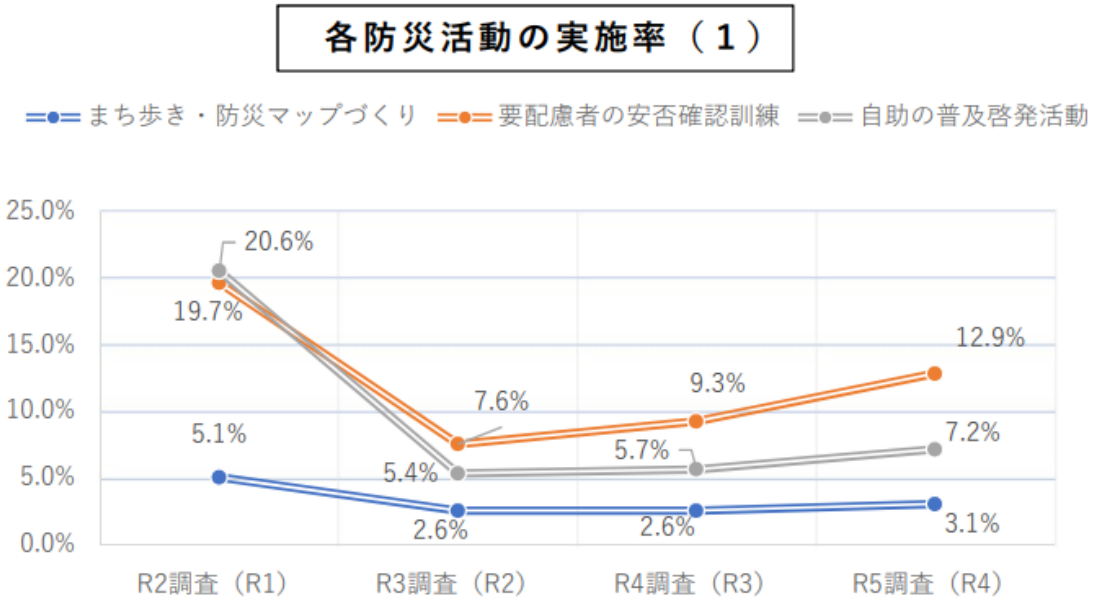
（出典：彩の国だより）

⑤自主防災組織活動の実績について

自主防災組織活動について実態調査を行っている。結果は下記のとおりである。

○調査期間　令和5年４月～１０月
○調査対象　県内の自主防災組織
○調査方法　各組織への調査票の配布
○回 収 率　71.2%【4,153団体／5,834団体】

（出典：埼玉県　令和５年度自主防災組織活動実態調査結果 概要版）



上記のとおり、防犯活動（まち歩き・防災マップづくり 要配慮者の安否確認訓練 自助の普及啓発活動）の実施率がいずれも１割弱から１割程度と低い割合に推移している状況にある。

【意見２８】首都直下地震等の大規模地震が発生する可能性がある状況では、これら各防災活動の実施率を高めるよう啓発していくことが望まれる。

県では、例年実施している自主防災組織リーダー養成指導員研修のメニューとして防災まち歩きを実施しており、受講した指導員を市町村に派遣し、防災まち歩きを含めた防災の取組について、普及啓発を実施している。近年のコロナ感染拡大の影響もあり、実施率は一時大幅に低下しているが、上記取組の結果、少しずつではあるが、実施率は上昇している。しかし、割合自体が低い水準であるため、実施率が上昇するよう、継続した啓発が望まれる。

（Ｂ）災害図上訓練（ＤＩＧ）

①災害図上訓練とは

災害図上訓練（Disaster Imagination Game）とは大きな地図をみんなで囲み、経験したことのない災害をイメージして地域の課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討するための手法の一つである。

②地図を用いる５つのメリット

ＤＩＧは地図を使って様々な立場の人が集まり作業しする。これには次のようなメリットがある。

・地図に書き込むことで、普段は気に留めないことや気づかないことを発見できる
・頭の中や文字だけで考えるより、ハッキリと、ビジュアルで認識できる
・一緒に作業しながら地域のリスクや課題を明らかにすることで、共通理解が持てる
・様々な立場の人が集まりアイデアを出し合うことで、相互理解を深め効率的に議論を進めることができる
・活用できる人や組織・モノを有機的に結びつける発想などが生まれやすくなる

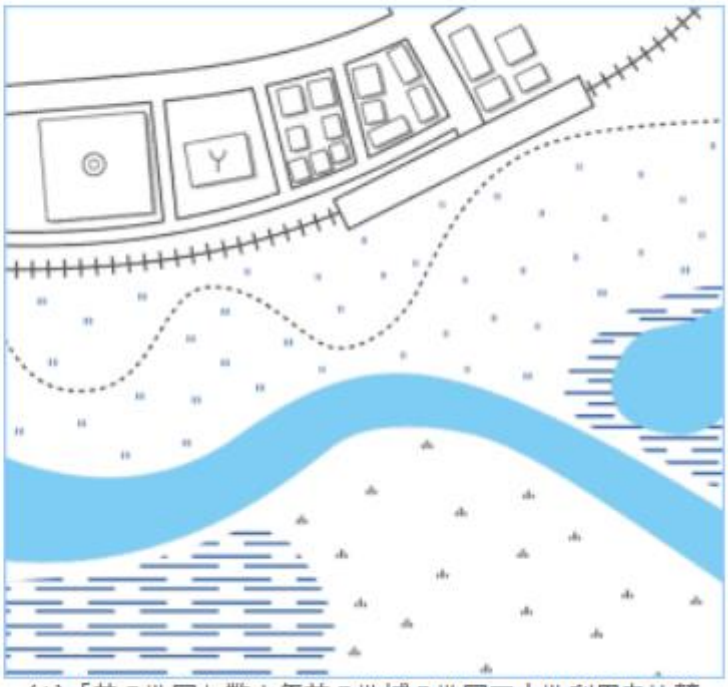
③ＤＩＧの実施方法

DIGに必要なもの

- 大きな地図（昔の地図と、市町村地図や住宅地図など　テーマに応じて拡大コピーし、畳2枚大に貼り合わせる）
- 透明シート（地図にかぶせて書き込むのに使う。複数枚　用意）
- 油性のカラーペン（太字・細字両用の8～12色セットが　便利）
- テープ類（地図や透明シートの固定に使うガムテープや　はがせるテープなど）
- 付せん（地図上に表示したり、意見を書き出すときに使う）
- ラベルシール（地図上にマーキングするときに使う）
- 模造紙やホワイトボード（意見を書き出すときに使う）



DIGの流れ



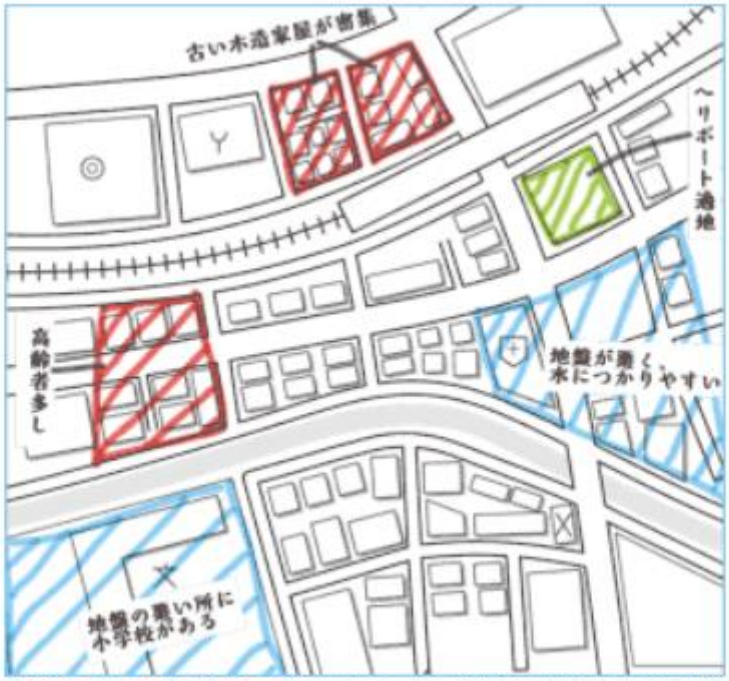
(1)「昔の地図」数十年前の地域の地図で土地利用を比較



(2)「塗り絵」鉄道・道路・川や池・緑地を色分けして塗る



(3)「"財産目録"づくり」赤丸は一人暮らしの高齢者など「気になる人物」緑丸は町内会長など「お役立ち人物」



(4)「健康診断」古い木造家屋の密集地帯、狭い道路など災害に弱い箇所を理解

（出典：内閣府ホームページ）

上記を受けて、下記のような地図ができあがる。

完成した逃げ地図マップ例



（出典：埼玉県災害図上訓練ＤＩＧテキスト）

④県でのサポート

県では、ホームページにおいて災害図上訓練ＤＩＧテキストを準備している。県では、市町村から相談があれば、課題に対する解決方法を助言する体制を整えている。

（下記、県ホームページから入手可能）



⑤災害図上訓練の実施状況

令和５年度自主防災組織活動実態調査によれば、県内の自主防災組織 5,834 組織のうち、災害図上訓練を実施した団体は 124 組織にとどまっている。

なお、当該訓練の実施の働き掛けについて、県では毎年、市町村職員に災害図上訓練の実施手法などについて研修を実施する形で実施している。

【意見２９】県内の自主防犯組織の災害図上訓練の実施状況が低い水準であるため、より多くの組織に実施できるよう、市町村や自主防災組織への働き掛けを継続することが望まれる。県広報紙や県ホームページによる働き掛けのほか、学校への働き掛けも有益と思われる。

（C）避難所運営ゲーム（HUG）

①避難所運営マニュアル

避難所運営マニュアルについて、下記のホームページで、避難所運営支援マニュアルについて公表している。当該ホームページは保健医療部（鴻巣保健所）である。当該ページを通じて、県から広く避難所運営ゲームの有用性について周知している。避難所運営ゲームを実施して、避難所の運営を学ぶことは、災害に備える上で重要である。避難者の特性に配慮した運営方法を考えるのに有益である。

②避難所運営ゲーム

避難所運営ゲームは、県によれば、避難者の年齢やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館などに見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるのか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験するゲームであり、話し合いながら避難所の運営を学ぶことができるものである。

災害時に備えるために

避難所運営支援マニュアルについて

埼玉県食料班サポートゲーム（埼玉SSS）「さいたますりーえす」

埼玉SSS(S：埼玉県　S：食料班　S：サポートゲーム)

これまで発生した大規模災害では、避難者等によって、避難所の運営が行われたという報告が数多くあります。

そこで、鴻巣保健所では、避難所運営の中でも、特に「食料班」と呼ばれる「食料の受け入れ」「配給」などを担当する方の役割に着目した「サポートゲーム」を作成しています。

（出典：県ホームページ）

（D）自主防災組織の優良活動事例の紹介

県では、自主防災組織の優良事例について、ホームページにて紹介している。詳細は下記のとおり。

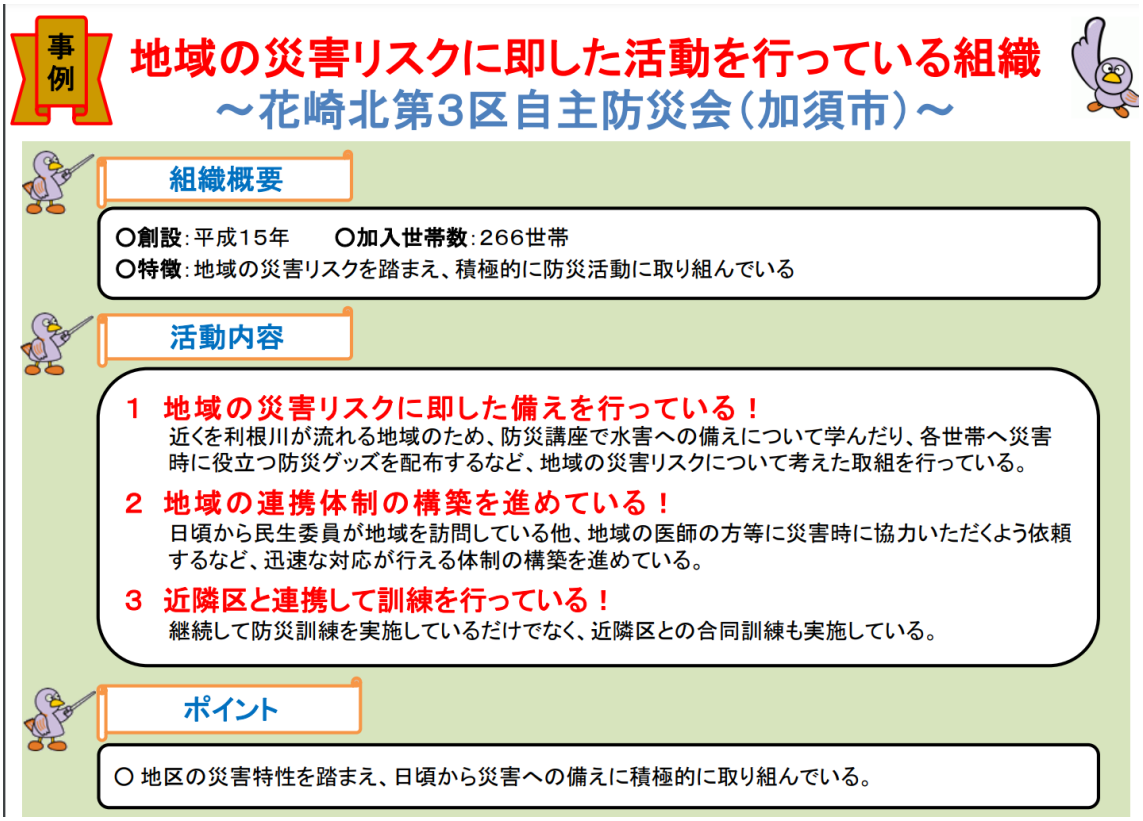
自主防災組織の優良活動事例の紹介-知事表彰団体等-

大規模災害では消防などの公的防災機関だけでは十分な対応は困難です。人命救助は一刻一秒を争うため地域住民が主体的に取り組むことが必要です。地域防災の中心は、主に自治会を母体とする自主防災組織であり、県内の9割を超える地域で結成され、自らの地域を自分たちで守る活動をしています。

自分たちの地域を自分たちで守る「共助」の先進事例として知事表彰を受けた事例などを参考にしてください。

備考欄：☆県知事表彰、★県会議発表、△埼玉・群馬・新潟3県知事会

自主防災組織等の名称	市町村	設立年度	世帯数	テーマ	備考
花崎北第3区自主防災会	加須市	平成15年	266	地域の災害リスクに即した活動を行っている	☆
南町1丁目西町町会自主防災会	蕨市	平成29年	283	防災訓練を通じて住民の交流を促進している	☆
東間1丁目、2丁目、3丁目、4丁目各自主防災会	北本市	平成29年～平成30年	767	複数の自主防災会で連携して活動を行っている	☆



（出典：県ホームページ）

上記のとおり、自主防災組織の優良活動事例の紹介－知事表彰団体等－について、事例を掲げて県民に広く開示している。しかし、上記の内容のみでは、活動内容の詳細が把握できず、参考にする上では限界があるように思われる。

【意見３０】自主防災組織の優良活動事例の詳細資料（例：活動内容の詳細やハザードマップなど）は市町村に問い合わせないと入手できない状況である。事例の概要を見るだけでは、他の組織が活用する際の参考にするのは難しい面があるため、詳細資料を入手できるような仕組みを導入することが望まれる。

例えば、市町村のホームページで公開する、難しければ、市町村の連絡先を開示し、問い合わせすれば、個別に詳細資料が入手できるようにする等が考えられる。

（E）マイ・タイムライン訓練について

①マイ・タイムラインとは

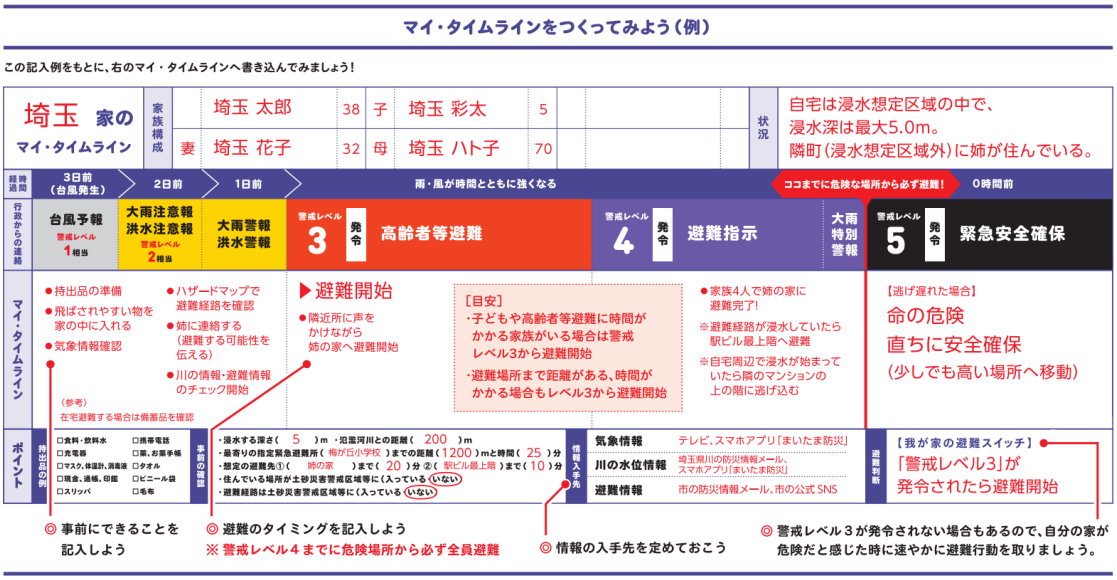
台風などの風水害の際には、早めの準備と避難が重要であり、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めたものがマイ・タイムラインである。

具体的には下記のように風水害が発生する可能性があるときに使用する。

・台風が近づいているとき
・大雨が長引くとき
・短時間の急激な豪雨が発生するとき

②マイ・タイムラインの作成について

マイ・タイムラインの作成のためのシートや作成ポイントは県ホームページにて紹介している。



（出典：県ホームページ）

③マイ・タイムライン作成のポイント

・ハザードマップを確認する

→市町村が作成するハザードマップを確認し、自分の身の回りに起こりやすい災害リスクを確認する。

・避難するタイミングを決めておく

→気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。情報の入手方法（防災無線、県ホームページ等）も決めておく。

・避難する場所を想定しておく

→ハザードマップを確認し、避難する場所を事前に想定しておく。

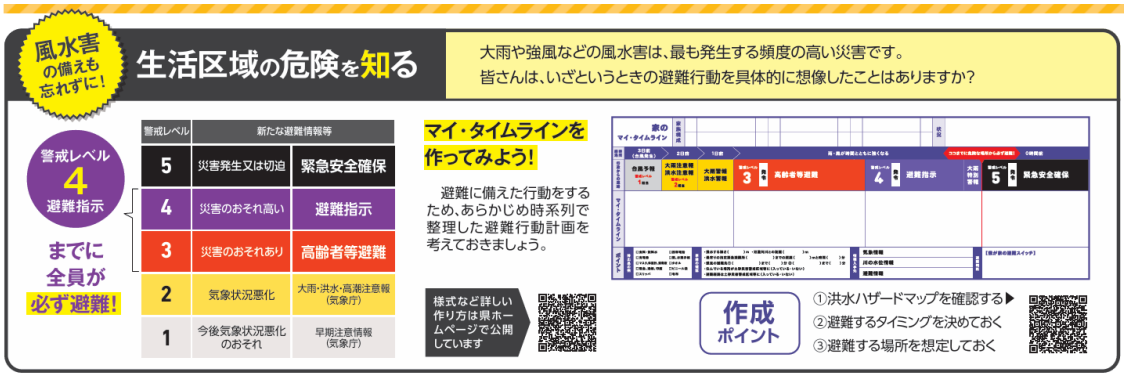
④啓発について

県ホームページにおいて、防災マニュアルブックを公開しており、その中でマイ・タイムラインの作成方法について記載している。また、県広報紙「彩の国だより」でも紹介されている。

（出典：県ホームページ）



（下記、彩の国だよりより引用）



⑤マイ・タイムラインの実施状況について

実施状況について、現時点では把握していない。

【意見３１】マイ・タイムライン訓練の実施状況について、市町村ないし自主防災組織に対してアンケートを取り、実施状況を確認し、実施率が低ければ、更なる実施を働き掛けるなどの対応が望まれる。

なお、東京都のマイ・タイムラインにおいては、マイ・タイムライン作成用「行動」シールを用いての、タイムラインの作成についても紹介している。シールを貼りながら、マイ・タイムライン訓練を行うことも有益と思われる。

（Ｆ）埼玉の震災対策

①年次報告書（埼玉の震災対策（令和５年版））について

「埼玉県震災予防のまちづくり条例」第８条において、「震災の予防に関する状況及び県が震災の予防に関し講じた施策の状況を明らかにする報告書を作成し、公表する」ことが定められている。これに則り、条例第８条に基づく報告書として、「埼玉の震災対策」を発行している。

震災予防に関する自主的・自立的な取組を支援するため、地震や震災対策に関する情報や県の施策を情報提供している。

内容は下記のとおりである。

１ 埼玉県の震災対策

埼玉県震災予防のまちづくり条例

埼玉県地震被害想定調査

２ 災害に備えた体制の整備

埼玉県の防災体制

帰宅困難者対策

災害時の情報収集と伝達体制の整備

防災ヘリコプター

防災活動拠点の整備

物資の備蓄

救援物資管理システムの整備

３ 震災の予防に関し講じた施策

重点施策の取組状況

個別施策（代表指標）の進捗状況

４ 東日本大震災

東日本大震災の被害状況等について

その他、資料編がある。

１ 埼玉県の震災対策

埼玉県震災予防のまちづくり条例、埼玉県地震被害想定調査について記載されている。

２ 災害に備えた体制の整備

埼玉県の防災体制、帰宅困難者対策、災害時の情報収集と伝達体制の整備、防災ヘリコプター、防災活動拠点の整備、物資の備蓄、救援物資管理システムの整備について記載されている。

３ 埼玉県の震災対策震災の予防に関し講じた施策

・施策

住宅の耐震化、家具の固定、関電ブレーカーの普及、防火地域又は準防火地域の指定、消防団員の確保、自主防災組織の育成、応急危険度判定士の養成、ライフラインの早期復旧（水道、下水道、通信、電力、ガス）について、各種施策を講じたことが記載されている。

・施策の取組状況

2 施策の進捗状況について

■ 施策の取組状況

NO	施策名	計画策定時	令和4年度の状況	目標値
施策1	多数の者が利用する建築物の耐震化	耐震化率 94．0%（令和元年度末）	耐震化率 95．2%	耐震化率 おおむね解消（令和7年度） ※1
施策2	私立学校の耐震化	耐震化率 84．3%（高等学校） 76．0%（幼稚園） （平成26年4月1日）	耐震化率 100．0%（高等学校） 94．5%（幼稚園） （令和4年度末）	耐震化率 100%（高等学校） 100%（幼稚園） （平成27年度末）
施策3	市町村立小中学校等の耐震化	耐震化率 97．2% （平成26年4月1日）	耐震化率 100% （令和4年度末）	耐震化率 100% （平成27年度）
施策4	県立学校食堂兼合宿所等の耐震化	旧耐震化基準の建物の耐震化率 8．3% （平成26年）	旧耐震化基準の建物の耐震化率 100% （令和4年度末）	旧耐震化基準の建物の耐震化率 100% （平成31年度） ※3
施策5	社会福祉施設等の耐震化	12施設 （平成25年度）	累計　112施設 （令和4年末）	87施設 （平成29年度）
施策6	医療施設の耐震化	災害拠点病院の耐震化 14病院 （平成26年度）	災害拠点病院の耐震化 22病院	災害拠点病院の耐震化 17病院 （平成31年度）
施策7	防災拠点となる公共施設等の耐震化	耐震化率 86．9% （平成24年）	耐震化率 97．3% （令和4年）	耐震化率 100% （平成32年）
施策8	警察署の耐震化	事業着手 37／39署 （平成26年度）	事業着手 39／39署	事業着手 39／39署 （平成27年度）
施策9	鉄道高架駅の耐震化	鉄道高架駅の 耐震補強 7駅 （平成25年度末）	鉄道高架駅の 耐震補強 8駅	鉄道高架駅の 耐震補強 8駅 （平成27年度末）
施策10	緊急輸送道路の整備	現在整備中の箇所 54箇所 65．8km （平成26年度）	緊急輸送道路の整備 完了：29箇所 完了延長：31．24km （令和4年度末）	完了する箇所 29箇所 25．2km （平成32年度末）
施策11	水道施設の耐震化	県営水道浄水施設の 耐震化率 40%（平成25年度） ※2	県営水道浄水施設の 耐震化率 99%（令和4年度末）	県営水道浄水施設の 耐震化率 86%（令和3年度） ※2
施策12	下水道施設の耐震化	処理場、中継ポンプ場における バイパス管の建設 20% （平成26年度）	処理場、中継ポンプ場における バイパス管の建設 処理場　100%（令和2年度末） ポンプ場　50%（令和2年度末）	処理場、中継ポンプ場における バイパス管の建設 処理場　100%（令和2年度） ポンプ場　50%（令和2年度） ※1

■ 施策の取組状況

施策13	延焼を防ぐまちづくり	良好な都市基盤が整備された市街地や商業地の面積 18，980ha （平成25年度末）	良好な都市基盤が整備された市街地や商業地の面積 20，600ha （令和4年度末）	良好な都市基盤が整備された市街地や商業地の面積 20，080ha （平成32年度末）
施策14	土砂災害の防止	急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数 1，093戸 （平成25年度末）	急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数 1，232戸 （令和4年度末）	急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数 1，213戸 （平成32年度末）
施策15	消防力の強化	消防団員の定員に対する充足率 92．9% （平成26年）	消防団員の定員に対する充足率 86．8% （令年4年4月1日）	消防団員の定員に対する充足率 89．6% （令和8年度）
施策16	災害医療体制の整備			
施策17	県民への迅速な情報提供			
施策18	県庁の初動体制の整備			
施策19	避難者対策	避難行動要支援者名簿の作成市町村数 3市町 （平成26年）	避難行動要支援者名簿の作成市町村数 63市町村	避難行動要支援者名簿の作成市町村数 全63市町村 （平成32年）
施策20	防災の担い手育成	自主防災組織リーダーの養成人数 3，415人 （平成25年度）	自主防災組織リーダーの養成人数 20，910人（令和4年度末）	自主防災組織リーダーの養成人数 13，415人 （平成28年度）
施策21	被災建築物応急危険度判定士の養成	応急危険度判定士登録者数 6，288人 （平成25年度末）	応急危険度判定士登録者数 6，326人	応急危険度判定士登録者数 6，800人 （平成28年度末）
施策22	被災者の生活再建支援			
施策23	被災者の健康管理			
施策24	復興まちづくり	復興まちづくりイメージトレーニングの実施市町村 4市 （平成25年）	復興まちづくりイメージトレーニングの実施市町村 16市	復興まちづくりイメージトレーニングの実施市町村 17市町 （令和5年）
施策25	分散型エネルギーによる電源確保			
施策26	災害時の環境対策	災害廃棄物処理計画の策定率 22% （平成25年度）	災害廃棄物処理計画の策定率 100%	災害廃棄物処理計画の策定率 60% （平成32年度）
施策27	自治体・企業の再建	県内市町村の業務継続計画（BCP）策定率 51% （平成25年）	県内市町村の業務継続計画（BCP）策定率 100%	県内市町村の業務継続計画（BCP）策定率 100% （平成32年）

※1　関連計画の改定により、目標値等に変更が生じた。
※2　廃止が決定されている施設を除外して再計算した結果、現状及び目標値等に変更が生じた。
※3　対象棟が追加されたため、目標値等に変更が生じた。

（出典：埼玉の震災対策（令和５年版））

②施策の進捗状況について

上記のとおり、施策について、令和４年度の状況、目標について記載されている。施策の進捗状況が整理されており、分かりやすい。なお、内容によっては、古い時期の数字となっているものがある。

【意見３２】施策の進捗状況について、目標値が過去の年度になっている箇所がある。目標数値を管理している各課の判断によるものではあるが、最新の目標数値を記載していない課には、最新の数字を出すよう働き掛けることが望まれる。

作成している部署によれば、関係各課に照会する際には、最新の数字があれば更新するよう呼び掛けているとのことである。関係各課の一層の協力が望まれるところである。

③施策２０　防災の担い手養成について

自主防災組織リーダーの養成人数は令和４年度末において、20,910 人となっている。市町村に県が養成した講師の活用を呼び掛けており、市町村からの要望により自主防災組織等への講師派遣を実施しているとのことである。

大変重要な取組であると考える。

なお、自主防災組織リーダーの養成後は、市町村が主体となって養成後のフォローアップを行っていくこととなる。

【意見３３】自主防災組織リーダーの養成後のフォローアップについて、県でアンケートを取る、市町村などへヒアリングを行うなどして把握を行い、その後のリーダーの養成方法や講師の活用、市町村への働き掛けに生かしていくことが望まれる。

（G）埼玉県の地区防災計画の策定状況

災害対策基本法に基づいて、埼玉県の地区防災計画の策定状況が、令和５年４月１日現在　策定済７市・21 地区にとどまっている状況であり、全体の市町村数と比較して策定割合が極めて低い状況にある。

【意見３４】市町村などへの継続的な働き掛けを行い、地区防災計画の策定を推進していくことが望まれる。

地区防災計画は、本来市町村の地域防災計画に定めるものであり、市町村が主体となって策定を進めていくべきものである。現状、県では市町村危機管理・防災担当主幹課長会議で地区防災計画の作成を呼び掛けている。作成が進まない原因は、計画の認知度や必要性の理解が十分でないことなどであると認識している。策定働き掛けのために、予算計上し、埼玉県地域防災活動活性化事業補助金のメニューとして、市町村が実施する地区防災計画策定支援事業を実施しているとのことである。

（H）防災の啓発について

県では、若者向けの防災講座を開設し、自助共助の重要性についての理解が進んでいるように思われるが、大人向けの防災講座は市町村が担っている。市町村における県民への防災教育の状況は調査により把握しており県防災講師や防災マニュアルブックを活用した防災講座の実施を働き掛けている。

【意見３５】防災教育が遅れている市町村については、県で防災講座の実施などの支援を検討するなど、県全体での防災に関する意識を高めていくことが望まれる。

なお、防災教育の実施状況は市町村によりまちまちである。防災教育が遅れている市町村に対しては、防災講座の実施などの支援を検討することにより、継続してフォローしていくことが望まれる。

（Ⅰ）「大地震に対する３つの自助の取組状況について」のアンケート

アンケート実施について

県では、大地震に対する３つの自助の取組状況についてアンケートを実施している。

調査の目的

埼玉県を含む南関東地域では、マグニチュード７クラスの首都直下地震が今後 30 年以内に 70%の確率で起こるとされている。県では、地震への備えに普段の生活の中で取り組んでもらうため、「命を守る３つの自助の取組」を推進している。

「命を守る３つの自助の取組」とは下記の３つである。

・家具の固定

・３日分以上の水・食料の備蓄

・災害用伝言サービスの体験

この「３つの自助」の取組状況について今後の事業の参考とするため、県政サポーターにアンケートを実施した。

調査時期などの概要

調査時期：令和６年１月 25 日(木曜日)～１月 31 日(水曜日)

調査方法：インターネット(アンケート専用フォームへの入力)による回答

対象者：県政サポーター(3,260 人)(うち県内在住(3,008 人))

回収率：67.9%(回収数 2,213 人)(うち県内在住 67.9%(回収数 2,043 人))

家具転倒の防止対策をしているかどうかのアンケート結果

地震に備えて家具転倒防止対策をしているか尋ねたところ、「全ての家具の転倒防止対策をしている」(4.7%)、「ほとんどの家具の転倒防止対策をしている」(21.1%)、「一部の家具について転倒防止対策をしている」(41.3%)を合わせた『家具転倒防止対策をしている(計)』が６割半ば超(67.1%)であった。家具転倒防止対策をしていない人は 32.8%に上った。

なお、家具転倒防止対策をしていない方について、理由を尋ねたところ、39.5%の方が面倒であるからとの回答であった。

災害時の水・食料の備蓄の有無についてのアンケート結果

災害時の水・食料の備蓄がない人が 16.8%に昇り、その方について更に質問したところ、そのうち 44.8 が面倒だからとの結果であった。

災害用伝言サービスの体験の有無についてのアンケート結果

災害時に安否を確認する手段として、「『災害用伝言サービス』（災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板）を体験したことがありますか。」との質問に対し、両方とも体験したことがない方が 75.3%に上った。

なお、県では。県広報紙（彩の国だより令和６年９月号）やＳＮＳにより、必要性を強調しているところである。



（出典：彩の国だより令和６年９月号）

上記のように、県では、家具の固定、水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験については、県広報紙やＳＮＳにより、必要性を強調している。

【意見３６】アンケート結果を踏まえて、家具の固定、水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験について、継続して必要性を呼び掛けることが望まれる。

家具転倒防止対策を行う割合を更に向上していることが重要であるので、引き続き、県広報紙やWeb媒体などで、その必要性を強調することも重要であるが、その他市町村や自主防災組織、学校などを通じての必要性を述べることも有益と思われる。

（Ｊ）家具固定サポーター登録制度について

家具サポーター登録制度について

県では、建設業関係団体と連携し、「家具固定サポーター登録制度」を実施している。家具類の固定を専門家に実施してもらいたい県民に対し、相談及び見積り（無償）、施工（有償）を安心して依頼できる環境を提供し、県民の家具固定化の取組を支援している。

また、家具固定サポーター登録制度に関連して、市町村による補助制度の紹介を行っている。なお、県内の全市町村に補助制度があるわけではない状況である。

県では、補助制度がない市町村に対しては、毎年、会議により補助制度創設検討を呼び掛けているとのことである。

なお、特に高齢者の世帯に対しては、災害に備えて、家具の固定を支援していくことは重要と考えられる。

【意見３７】家具類の固定に関する補助制度がない市町村に対しては、特に高齢者の世帯への補助制度を創設するなどの各種働き掛けを継続して行うようにすることが望まれる。

（K）県ホームページについて

県のホームページは下記のようになっている

彩の国 埼玉県
Saitama Prefecture

Foreign Language　文字サイズ・色合い変更　音声読み上げ

トップページ　くらし・環境　健康・福祉　しごと・産業　文化・教育

トップページ > くらし・環境 > 防災・消防 > 防災対策 > 日頃の備え（自助・共助）



防災対策

- 防災計画
- 風水害対策
- 震災対策
- 日頃の備え（自助・共助）
- 災害時のデマに注意しましょう
- 民間力を活用した防災力向上の取組
- 埼玉県防災学習センター
- 埼玉県内防災関係リンク集
- イツモ防災
- いつでも、どこでも炊出訓練応援隊
- 災害対策用医薬品等の備蓄
- 防災備蓄の状況
- 防災組織
- 被災者支援
- 避難所の空調設備の応急対

日頃の備え（自助・共助）

- 命を守る３つの自助の取組
- 埼玉県震災予防のまちづくり条例
- 災害へ備える（行動心得）
- エレベーターの閉じ込め対策について
- 【減災に向けた自助の取組】啓発資料
- 自主防災組織の優良活動事例の紹介-知事表彰団体等-
- 埼玉県地域防災サポート企業・事業所の募集について
- ミンナ防災の要「自主防災組織」
- 年次報告書「埼玉の震災対策」
- 埼玉県震災予防のまちづくり条例・規則
- 埼玉県震災予防のまちづくり条例とは
- （2）災害用伝言サービスの体験利用 ～命を守る3つの自助の取組～
- （3）3日分以上の水・食料の備蓄 ～命を守る3つの自助の取組～
- （1）家具の固定 ～命を守る3つの自助の取組～
- 家具固定サポーター登録制度
- みんなで始めよう！自主防災活動のオススメ3選
- 若い世代向け防災講座
- 地区防災計画策定モデルの紹介
- 自主防災組織リーダー養成指導員・イツモ防災インストラクターの皆様へ
- 今日から始める「ミンナ防災」ガイドブック
- 「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」を作成
- 企業向け防災講座

（出典：県ホームページ）

上記のとおり、日頃の備え（自助・共助）のサイトには、多くの項目が羅列されている。どれも重要な項目であり、規定などを策定した際に付け加えてきたことにより、上記の画面になっているとのことである。

必要な項目を閲覧できることは県民にとって有益であるが、県民にとっては、どの項目から見ていけばよいのか、一見しただけでは分かりにくい。

【意見３８】県では防災に関する情報をホームページにて公表しているが、県民が当該ホームページを訪問した際に、どこから閲覧していけばよいのか、判断しづらいように思われる。県民の閲覧目的に沿って、どのページから見ていけばよいのか、分かるようにすることが望まれる。

この点、福岡県の防災のホームページは分かりやすい。自助・共助に関して、「災害に備える」をクリックすると、関連するページにアクセスし、目的として、必要な項目に素早くアクセスできる。県民が見ても分かりやすく、参考になると思われる。



（出典：福岡県ホームページ）

上記のうち、「災害に備える」をクリックすると、下記の画面にアクセスする。



上記のうち、「日ごとの備え」をクリックすると、下記の画面が開く。

日頃の備え

高齢者

肢体の不自由な方に配慮する



車椅子での階段での移動は、必ず2人以上で援助する。上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きにして恐怖感を与えないように注意する。脱出や避難の時で2人以上の救援者がいない場合は、紐で結んで背負うなどして要救援者の両手の自由をきくようにして臨機応変に対処する。

健康障害が生じやすい状態に注意する



ダメージを受けたときに回復できる力、環境や外敵からのストレスへの抵抗力の低下に注意する。

1. 体重減少
2. 疲れやすい
3. 身体活動量の低下
4. 歩行速度低下
5. 筋力低下

障がい者

視覚障害の方のための日頃からの備え



視覚障害の方や自分だけでの避難が困難な方を想定した備えを日頃からしておく。

01. 慣れた道の点字ブロックや誘導設備が損壊した場合に備えて、事前に複数経路を確認する。被災時は家族や周囲の人の誘導もお願いする。
02. テレビ、電話、ラジオ、インターネットなどの手段が使えない時に備えて、地域の方に事前に様子を見に来てもらうように協力をお願いする。被災時は視覚障害があることを告げて周囲の人に状況を聞く。

コミュニケーションが円滑に取れない人のための日頃からの備え



コミュニケーションが円滑に取れず、要望が伝えられない人（聴覚障害の方、知的障害の方、児童、外国人等）への対応策として事前に、言語カード、緊急連絡カード、支援内容を記載したヘルプカードなどを作成し、必要な事柄を整理して日頃から備えておく。

健康状態に配慮が必要な人、心身障がい者への手助け



- 安全な場所への移動
- 身の回り（飲食・衛生）の基本的ニーズの確保
- 健康状態の把握と必要な医療サービスの確保
- 支援が必要な人への付き添いと利用可能な支援へのアクセス情報の提供

４．県庁の実践的な防災体制整備費（危機管理防災部）

（１）目的

大規模災害等が発生した場合に、迅速かつ的確な災害対応を実施するため、県の平時からの体制強化や初動体制の整備を図るもの。

（２）概要

事業内容	① 職員参集支援システムの運用 ② 非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等の運用管理
令和５年度予算額（当初予算）	① 職員参集支援システムの運用：2,706 千円 ② 非常用発電機：3,168 千円、衛星携帯電話：1,687 千円、大型映像装置その他：632 千円
令和５年度実績	① 職員参集支援システムの運用 ・令和５年７月 12 日：令和５年度第１回導通試験 ・令和６年２月５日：大雪警報発令に伴う参集依頼（手動配信） ・令和６年２月７日：令和５年度第２回導通試験 ・令和６年３月 21 日：震度５弱以上の地震発生に伴う自動配信 ② 非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等 上記につき運用管理
事業計画	① 職員参集支援システムの運用 ・県内で震度５弱以上の地震が発生すると、システムに登録している職員に自動的にメール配信するほか、必要に応じ手動配信を行う。 ・年２回の導通試験を実施する。 ② 非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等の運用管理 非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等の運用管理を行うことで、業務の継続性を確保し、大規模災害時の災害対応機能強化を図る。

事業効果	① 職員参集支援システムの運用 実際の参集要請、年２回の導通試験においてシステムが稼働した。 ② 非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等 上記につき継続的に管理・運用を行った。

参考：**職員参集支援システム**について

県の危機管理・防災力の強化のため、地震等の危機事案発生時に県職員の安否、参集の可否、参集までの時間及び被災した地域状況報告などを迅速かつ容易に確認することができるシステムである。

上記システムを利用することで、災害発生時に、県職員の参集可否や参集までの時間を把握し、県民の安全確保のための業務分担などを迅速に効果的に決定することができる。

非常用発電機について

大規模災害時に、危機管理防災センターや各災害対策本部支部（地域振興センターなど）における停電時の電気確保のために導入している。

衛星携帯電話について

大規模災害時に、危機管理防災センターや各災害対策本部支部（地域振興センターなど）における通信回線遮断時における非常用通信手段の確保のために導入している

大型映像装置等について

内容としては、大規模災害時の即時の情報収集のための大型映像装置の導入や、AED パッドの購入などである。



（危機管理防災センター（出典：県ホームページ））



（東部地域振興センター（出典：県ホームページ））

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

（A）職員参集支援システムの運用

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	2,706	2,706	2,706	2,706	2,706
実績	2,682	2,706	2,442	2,178	2,178

（B）非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置他

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	8,570	6,702	6,674	5,686	5,487
実績	3,085	3,183	4,315	3,515	3,771

（４）支出の主な内容

（A）職員参集支援システムの運用

・埼玉県職員参集支援システム役務提供業務

令和５年度：予算 2,706 千円、実績 2,178 千円

契約内容：ＡＳＰ（インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションを提供するサービス）を用いた職員参集の可否確認（安否確認）や電子メールを用いた通信手段の確保などの役務提供

契約期間：令和３年 10 月から令和６年９月までの３年間の長期継続契約

平成 30 年から契約事業者は同一の事業者である。

（B）非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等の運用管理

・非常用発電機

令和５年度：予算 3,168 千円、実績 2,304 千円

・衛星携帯電話

令和５年度：予算 1,687 千円、実績 1,382 千円

・大型映像装置その他
令和５年度：予算 632 千円、実績 85 千円

（５）当該事業に要する人員の状況
0.8 人（危機管理課　企画担当、危機管理担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について
関係する法規（ルール）：災害対策基本法
遵守状況：遵守している。

（７）評価指標とその達成状況について
（A）職員参集支援システムの運用
・埼玉県職員参集支援システムへの登録率は、職員定数に対する登録者数の割合で100％を目指しているところ、令和６年９月１日現在、99.5％の登録率となっている。
・導通試験における回答状況は、集計対象人数に対する集計回答数の割合で 100％を目指しているところ、第１回導通試験では 99%、第２回導通試験では 100％となっている。

（B）非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等の運用管理
・いずれのシステムも大規模災害時の対応機能強化を図るうえで継続的な管理・運用を目標としており、これは達成しているとのことである。

（８）監査人総括（評価）
（A）職員参集支援システムの運用
令和５年度における職員参集支援システムの実際の稼働は、以下の２回であった。
・令和６年２月５日：大雪警報発令に伴う参集依頼（手動配信）
・令和６年３月 21 日：震度５弱以上の地震発生に伴う自動配信
また、システムを実効的に稼働させるため、異動に伴う所属変更や各個人の操作方法の習得などを目的に例年、年２回の導通試験を実施し、システムの実効性を高めるよう取り組んでいるとのことであった。この導通試験は、令和５年度においては、以下の２回実施された。
・第１回：令和５年７月 12 日
・第２回：令和６年２月７日
導通試験において、試験メールを送信した職員数は、第１回目が 10,463 名、第２回目が 10,297 名であった。回答率は、第１回目が 99%、第２回目が 100%であった。

システム上での対象職員の所属課の登録については、４月の異動直後、訓練前の計３回精査依頼をしているが、所属変更の漏れがあるとのことであった。

監査人による資料の閲覧、担当者への質問の結果、意見に記載の発見事項があった。

（Ｂ）非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等の運用管理

非常用発電機、衛星携帯電話及び大型映像装置等については、継続的な管理・運用が必要である。長期的には機器を導入してから 10 年以上経過しているものもあり、大規模な機器の入れ替えが必要となる可能性があるが、現時点ではいずれの機器についても問題が生じていないため、将来にわたっての支出予想などは立てていないとのことであった。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（Ｃ）職員参集支援システムでの試験における安否確認報告の集計及び対象について

【意見３９】職員参集支援システムに関する運用試験については、安否確認を含めた訓練として行うことが望まれる。また、安否確認については、県の職員管理の在り方として、安否を確認する必要がない職員は存在しないはずであるから、全職員を対象とすることが望まれる。

埼玉県職員参集支援システム役務提供契約（契約金額令和５年度 2,178 千円（消費税等を含む。））に係る執行伺に、

・調達内容として、「職員の参集の可否確認（安否確認）」の記載があること

・随意契約を行う理由として「職員の安否確認と参集状況を把握し」との記載があることに鑑みれば、同システムは職員参集のためのみならず、職員の安否確認のためにも機能する必要がある。

一方、職員参集支援システムに関し、職員に対して行う運用試験は、「職員参集支援システム導通試験」のみが行われており、これには安否確認は含まれていない。

そこで、職員参集支援システムに関する運用試験については、安否確認を含めた訓練として行うべきである。

また、安否確認については、県の職員管理の在り方として、安否を確認する必要が無い職員は存在しないはずであるから、全職員を対象とすべきである。

なお、令和７年度に行う職員参集支援システムに関する運用試験については、県の全職員を対象とした安否確認を含めて、訓練として行うことを検討しているとのことであった。

（D）試験時の、回答訓練の終了時間（最終集計時点）の通知について

【意見４０】「職員参集支援システム導通試験」を実施する際には、回答の終了時間（最終集計時間）を通知することを検討することが望まれる。

令和５年度に実施した「職員参集支援システム導通試験」においては、回答の終了時間（最終集計時点）を通知していなかったとのことであった。

すなわち、上記試験において試験実施者が配信するメールにおいては、通常業務に支障のない範囲で回答する旨の指示を行うのみで、回答訓練の終了時間は明示されていなかった。すると、仮に回答を一時的に失念していた職員がいる場合、いつまで回答が可能なのか分からず、試験対象者が回答の要否について混乱する可能性がある。また、試験実施者にとっても、回答の集計を行う際に、どの時間までの回答を有効とみなすか判断しかねる可能性がある。

したがって、上記試験を実施する際には、回答の終了時間（最終集計時間）を通知することを検討すべきである。

なお、令和６年度に実施した「職員参集支援システム導通試験」においては、回答の終了時間（最終集計時間）を通知しているとのことであった。

（E）職員参集支援システムの登録率について

【意見４１】職員参集支援システムの登録率は 100%に近づくよう、更に対策を講じることが望まれる。

職員参集支援システムの登録率は、令和６年９月１日現在で 99.5%とのことであった。職員参集支援システムは、災害時の安否確認、参集要請を目的とするものであるから、登録率は 100%となるべきである。

したがって、登録率が 100%に近づくよう、更に対策を講じるべきである。

なお、令和５年度までは、システムに登録するメールアドレスを個人携帯のメールアドレスとするシステムであったことも、登録率が 100%にならなかった原因として挙げられるとのことであった。そこで、令和６年度からは、登録するメールアドレスを業務のメールアドレスとするシステム変更を行ったため、登録率の向上が見込まれる。

（F）職員参集支援システムが、県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象としていないことについて

【意見４２】職員参集支援システムについて、県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象とするよう検討することが望まれる。

職員参集支援システムにおいては、県立学校の教員も登録対象となっているが、「職員参集支援システム導通試験」の対象にはしていない。

この点、「職員参集支援システム導通試験」は、少なくとも職員の参集が実現可能であることの確認のために実施するものであるから、システムに登録の必要がある職員は、

同時に導通試験の対象であるべきである。

県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象としていない理由は、自校に参集することとなっているため、参集についての報告を受ける必要がないためとのことであった。しかし、システムに登録されているにも関わらず「職員参集支援システム導通試験」の報告の対象としないのは不合理である。

そこで、職員参集支援システムについて、県立学校の教員を「職員参集支援システム導通試験」の対象としていないことについて、対応を検討すべきである。

なお、令和６年度のシステム変更に伴い、

・県立学校の教員は登録対象にしない。（参集の対象とならないため。）

・県立学校の校長、教頭、事務担当者は登録の対象とし、参集の対象とする

という運用に変更したとのことである。

（G）職員参集支援システムの登録者数と職員定数との不一致

【意見４３】職員の異動や人事情報を適時に反映して職員参集支援システムの正確な登録率が算定できるよう検討することが望まれる。

職員参集支援システムの登録率（令和６年９月１日現在）の算定は、以下のように集計されていた。

	登録数(人) (令和６年９月 １日現在)	職員定数(人) (令和６年４月 １日)	割合(%)
知事部局	7,130	7,159	99.6
行政委員会	73	80	91.3
企業局	424	439	96.6
下水道局	120	111	108.1
議会事務局	66	66	100
（合計）	7,813	7,855	99.5

（出典：危機管理防災部危機管理課作成資料）

上記のうち、下水道局については、職員定数より登録数が多くなっていた。

この原因は、職員参集支援システムへの登録については、職員や異動情報の反映を担当課に依頼したのちに危機管理課で集計を行っているが、集計時点で所属課における所属情報が変更されていない、また、退職しているにもかかわらず登録が残ってしまうケースがあるためと推定されるとのことであった。

しかし、職員参集支援システムへの登録率は100%を目指すべきところ、その登録率の算定の際に、異動や退職等の人事情報が反映されていないのでは、算定される登録率

の信頼性が揺らぐことになる。

そこで、異動や人事情報を適時に反映して正確な登録率が算定できるよう検討すべきである。

なお、平成６年度のシステム変更に伴い、年２回の導通試験と年度初めの定期異動の時に管理者側で人事情報と合わせる仕組みを導入することで、正確な適時な登録が図れるような変更を行ったとのことである。

５．防災体制整備費（危機管理防災部）

（１）目的

大規模災害等が発生した場合に、迅速かつ的確な災害対応を実施するため、県の平時からの体制強化や初動体制の整備を図るもの。

（２）概要

事業内容	・災害対応力の強化を図るための各種研修会の実施 ・帰宅困難者対策の強化・推進 ・災害対応のための情報連絡室等における気象情報等の収集業務の実施
令和５年度予算額（当初予算）	11,085 千円
令和５年度実績	6,649 千円
事業計画	・災害対応力の強化を図るため、各種研修会の実施 ・防災関係機関との体制を強固にするため、各種会議の実施 ・災害対応で必要な気象注警報情報受信するための公用携帯の活用 ・日本気象協会との防災気象情報提供に関する業務委託 ・災害時応援協定の締結団体との連携を強化する取組の実施（締結団体は下記参照）
事業効果	関係機関との連携を含めた県の迅速かつ的確な災害対応により、発災時に県民の安心・安全が維持される。

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	129,439	147,048	130,719	502,963	11,085
実績	114,397	138,063	112,313	344,563	6,649

※令和５年度については、前年度に震度集計システムの再構築の実施があったこと、防災システム管理運営費が分離されたことにより、予算規模が縮小している。

（４）当該概要に含まれる予算・実績の内容

・令和５年度防災気象情報提供の業務委託：3,278 千円

・防災情報メール等連携ページお問い合わせ欄：275 千円
・その他（旅費・電話通信料等）

（５）当該事業に要する人員の状況
0.3 人（災害対策課　災害対策担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について
関係する法規（ルール）：災害対策基本法
その遵守状況：関係する法規（ルール）を遵守していない状況は発見されていない。

（７）令和５年度に評価指標とその達成状況について
県内で気象注意報（洪水注意報・大雨警報等）が発せられた場合や、震度４以上の地震発生に伴う、情報連絡体制の構築を評価指標としている。令和５年度については、35 回中 35 回情報連絡体制の構築がなされた。

（８）監査人総括（評価）
事業の趣旨である大規模災害等が発生した場合に、迅速かつ的確な災害対応を実施するため、県の平時からの体制強化や初動体制の整備を図る点について、
・災害対応力の強化を図るための各種研修会の実施
・帰宅困難者対策の強化・推進
・災害対応のための情報連絡室等における気象情報等の収集業務の実施
によって達成しようとしているものである。
災害対応のための情報連絡室等における気象情報等の収集業務の実施においては、日本気象協会と防災気象情報提供についての業務委託を行っている。
担当課は、業務実施の上で、
・梅雨や台風による降雨が多くなる６月頃までには、災害対応の基礎的な知識を習得してもらう必要があるため、４月、５月に集中的に研修等を実施する
・夜間休日を問わず、職員が速やかに参集できるよう、参集可能性がある場合は、職員に対し、事前に注意喚起を行う
など、効率性、適正性を確保すべく留意しているとのことであり、これを一定程度達成できているものと考える。
また、予算については、年度ごとに実施が必要な事項に必要な事項に絞って計上しており、費用対効果に留意していると考える。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（A）当日研修を受講できなかった新任受講対象者のフォローについて

【意見４４】統括部研修について、研修内容の習得を担保するため、欠席者が後日フォローを受けたことを確認することが望まれる。

災害対応力の強化を図るために実施している各種研修会のうち、統括部研修については、異動等で統括部（危機管理防災部）に着任した新任者を主たる受講対象としている。統括部研修は令和５年度に５回実施され、新任者として受講対象者となっている者のうち出席者の数は以下のとおりであった。

回数	年月日	受講対象 新任者(①)	①のうち 当日出席者	①のうち 当日欠席者
第１回	令和５年４月 26 日	29 人	26 人	３人
第２回	令和５年６月 12 日	29 人	12 人	17 人
第３回	令和５年７月 27 日	12 人	５人	７人
第４回	令和５年 12 月 26 日	５人	４人	１人
第５回	令和６年２月８日	３人	３人	－

研修については、参加率を高めるためにオンラインでの受講も可能とする等の施策を取り、参加しやすさに配慮はしているが、危機管理防災部での災害等業務上の対応が必要等の理由で当日欠席せざるを得ない者もいるとのことである。その場合、研修動画の視聴、課内の各班での伝達等、各担当課で研修のフォローを行うことで対応しているとのことであった。一方で、研修を所管する災害対策課として、これら当日欠席者に対する研修のフォローが実際に行われたか否かについては、確認していないとのことであった。

ここで、防災体制整備費の中で実施している研修の目的は、災害の初動時において想定される業務とその分担・流れなどについて共通理解を図ることにある。この目的は、研修に当日の出席者のみならず、研修当日の欠席者にも等しく達成される必要があり、当日研修を欠席した者が後日そのフォローを受けることで達成されるものである。そこで、研修目的の達成を管理するためには、当日欠席者に対する研修のフォローが実際に行われたことを、研修を所管する災害対策課が確認することが望ましいと考える。

具体的な方法としては、例えば、研修欠席者に対しては、研修のフォローを受けたのちに、その内容についてアンケートを実施し、これを提出させることが考えられる。アンケートには、フォローを受けた日時、方法（動画、講義、書面等）、研修の感想等を記載し、各班長の確認を経て、研修を所管する者がチェックを行い、当日欠席者全員が研修のフォローを受けたことを管理することが考えられる。

（Ｂ）要配慮者で自力帰宅が困難な方への対策について

【意見４５】要配慮者で自力帰宅困難な方の搬送の準備として、バス協会に所属する運送事業者が県内のどの地域にどの程度分布しているかなど輸送力の把握を行うことが望まれる。

帰宅困難者対策として、協議会を設置して、情報共有、一時滞在施設の開設運営や帰宅困難者の誘導等に関する訓練を実施しており、その中で、要配慮者（障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの人、要介護者、外国人）で自力帰宅困難な方についても、バス搬送訓練についての意見交換、訓練の実施によって災害時の対応の備えとしているとのことであった。また、実際の災害発生時におけるバスでの搬送は、一時滞在施設の施設管理者を通じて搬送の依頼があった場合に、その施設までバスを向かわせて搬送を行うことになるため、バス協会と県とで、災害時等におけるバスの供給に関する協定を締結しているとのことであった。一方で、バスの地域分布などの輸送力の把握まではできていないとのことであった。

要配慮者で自力帰宅困難な方については、理想的にはその人数や場所を推計してこれに対応する搬送の手段を確保することが望ましいが、要配慮者には他県在住の方も存在すること、そのうち災害時に自力帰宅困難な方がどこにどのくらい存在するかの正確な推計は難しいこと、等鑑みれば、県としてそれを行うことが困難である点は理解できる。

一方で、被搬送者側ではなく搬送者側のバスについては、その県内地域ごとの輸送力について、県内地域ごとの現保有数の把握等一定の準備ができるものと解する。災害発生時にこれらを行うより、災害発生前から可能な準備は行っておくことが、災害時のより効果的な対応につながるものと考える。したがって、バス協会に所属する運送事業者が県内のどの地域にどの程度分布しているかなど輸送力の把握を行うことが望ましい。

また、そのために、バス協会とは平時より顔の見える関係を築いておくことも有用である。

（Ｃ）発災時の一斉帰宅抑制についての認知度調査について

【意見４６】令和５年度のキャンペーン実施に対して参考にしている認知度調査の数値が令和３年３月の調査のものというのは情報として古いため、より新しい情報に基づくことが望まれる。認知度調査については、広域的な実施が望ましいのであれば、内閣府の担当に働き掛ける等して、より新しい情報を入手できるよう努めることが望まれる。

東日本大震災の経験から、首都圏での帰宅困難者の発生と、これに伴う発災時の一斉帰宅の危険性や 72 時間待機後の分散帰宅の必要性が明らかになっているところであり、防災体制整備費の事業の中でも、発災時の一斉帰宅抑制に関する普及啓発キャンペーンを実施しているところである。

本キャンペーンの目的は、災害時の一斉帰宅抑制に関する普及啓発であることから、

事業費として費用をかける以上、その内容についての現状の認知度によって、これに応じた内容のキャンペーンを行う必要性があることから、直近の認知度を把握することが有用と考えられる。

この点、災害時の一斉帰宅の抑制の危険性や分散帰宅の必要性についての認知度は、令和３年３月に内閣府が実施した個人向けアンケートでは、「内容を詳しく知っていた」6.3%、「内容をおおむね知っていた」30.8%であった。この数値から、現状は普及啓発が必要な段階と判断し、令和５年度のキャンペーンの内容（電車内・駅構内での動画放映、ネット上の特設サイトにおける情報発信、リーフレットのデジタル配布、ポスターの掲出、主要駅でのリーフレット配布、等）を決定している。

しかし、令和５年度のキャンペーン実施に対して参考にしている認知度調査の数値が令和３年３月の調査のものというのは情報として古いため、より新しい情報に基づくことが望ましい。認知度調査については、広域的な実施が望ましいのであれば、内閣府での調査の頻度を上げるよう内閣府の担当に働き掛ける等して、より新しい情報を入手できるよう努めることが望ましい。

参考　民間力を活用した防災力向上の取組

地域防災力の向上のためには、国や県、市町村などの公共の力だけではなく、県民や企業、各種団体との協働が不可欠である。このため、県では各種団体・企業等と災害時における応援協定を締結し、民間事業者の機動力や調達力等を活用し、防災力の一層の強化を図っている。

さらに、首都直下地震時等に想定される県内の被害への対応と、全国からの救援・支援の首都圏への受入れ及び被災都県の支援についても民間企業等と連携した取組を進めている。

・災害時応援協定 ～さまざまな主体との連携で民間力を活用～
・災害時応援物流団地 ～多種多様な在庫物資と物流機能を活用～
・広域支援拠点 ～大規模災害時に民有地を活用～

そこで、各種団体・企業等との連携により「食料・物資」、「応急復旧」、「輸送・保管」などの分野で災害時応援協定を締結している。

これら協定については、平時から応援要請の手順の確認のため防災訓練の参加や緊急時の連絡先の交換による「顔の見える関係づくり」に努めている。

災害時応援協定一覧表

本庁所管分	563団体	248協定
地域機関所管分	20団体	10協定
計	583団体	258協定

令和6年8月1日時点

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
自助、共助による防災力の向上							
1	埼玉県災害ボランティア支援センターの設置・運営に関する協定	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	1	災害ボランティアセンターの設置・運営に対する協力		R3.7.9	救援福祉部
2	災害時における被災者支援に関する協定	（公社）日本青年会議所関東地区埼玉ブロック協議会	1	災害ボランティアセンターに対する人的支援		R3.9.9	統括部
災害に強いまちづくりの推進							
1	被災建築物応急危険度判定活動に関する基本協定	（一社）埼玉県建設業協会	1	被災建築物応急危険度判定の実施		H20.3.31	住宅対策部
交通ネットワーク・ライフライン等の確保							
1	地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定	（一社）日本橋梁建設協会	1	応急復旧用仮設橋の確保		S60.10.1	応急復旧部
2	災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	（一社）埼玉県警備業協会	1	緊急交通路の交通誘導。避難場所等の警備		H9.7.24	警察本部
3	災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達する覚書	埼玉県石油業協同組合	1	石油類燃料の供給		H13.12.1	輸送部
4	災害時等における通行妨害車両の移動に関する協定	（一社）日本自動車連盟関東本部埼玉支店	1	緊急通行車両の通行の妨害となる車両の移動		H17.6.7	警察本部、応急復旧部
5	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定	（一社）埼玉県電業協会	1	県有施設の電気設備の復旧		H17.9.22	総務部、応急復旧部、住宅対策部、医療救急部、文教部
6	災害時における給排水設備等の応急対策業務に関する協定	（一社）埼玉県空調衛生設備協会	1	県有施設の給排水設備の復旧		H18.3.27	総務部、住宅対策部、医療救急部、文教部
7	災害時等における応急対策の協力に関する協定	（公財）日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会	1	管路調査その他の応急措置		H29.9.20	下水道対策部
8	災害時における倒壊等の被害を受けた建築物の除去業務に関する協定	埼玉県解体業協会	1	倒壊建築物等の除去		H19.3.26	農林対策部、応急復旧部
9	災害時における応急対策業務等の実施に関する基本協定	（一社）埼玉県造園業協会	1	県営公園の機能確保		H19.3.27	住宅対策部
10	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	1	公共施設の電気設備の復旧		H19.3.29	統括部
11	災害時における水道施設の復旧に関する協定	埼玉県管工事業協同組合連合会	1	水道施設の復旧に係る資材の調達及び技術者のあっせん		H19.3.29	給水部
12	災害時等における高速自動車国道等の使用に関する協定	東日本高速道路株式会社関東支社	1	災害救助のため使用する車両の無償通行		H19.8.8	統括部
13	災害時における応急対策業務に関する基本協定	（一社）埼玉県建設業協会	1	県が管理する道路、河川の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H21.4.1	応急復旧部
14	災害時の非常通信に関する覚書	（一社）日本アマチュア無線連盟埼玉県支部	1	防災に関する非常通信の実施		H22.3.24	統括部
15	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油連盟	1	重要施設に対する燃料油供給		H24.3.29	統括部
16	災害応急対策支援活動に関する協定	埼玉県レッカー事業協同組合	1	レッカー車による被災車両等障害物の除去活動		H24.8.2	応急復旧部、警察本部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
17	災害時における交通誘導対策業務に関する基本協定	（一社）全国道路標識・標示業埼玉県協会	1	交通誘導のための標識・区画線の設置		H25.1.29	応急復旧部
18	災害時における県営水道の送水管を活用した応急給水に関する協定	埼玉県管工事業協同組合連合会	1	応急給水拠点における給水作業に必要な装置の着脱に係る技術的作業者のあっせん		H26.8.4	給水部
19	流域下水道における災害時応急対策業務に関する基本協定	（一社）埼玉県建設業協会	1	流域下水道施設の応急対策業務		H27.3.30	下水道対策部
20	災害等における水道施設復旧に関する協定	災害等における水道施設復旧に関する協定業者（89）	91	水道施設の復旧・被害防止の緊急対応		H28.3.25	給水部
21	包括的民間委託に係る下水道施設における災害等発生時の危機管理対応業務に関する協定	（公財）埼玉県下水道公社、環境クリアー・ヴェオリア共同企業体	2	下水道施設における危機管理対応	R6.3.1	R3.3.1	下水道対策部
22	包括的民間委託に係る下水道施設における災害等発生時の危機管理対応業務に関する協定	（公財）埼玉県下水道公社テスコ・前澤工業共同企業体	2	下水道施設における危機管理対応	R6.3.1	R3.3.1	下水道対策部
23	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定	一般社団法人日本建設業連合会関東支部	1	災害応急対策業務及び建設資材等の調達		H30.3.28	統括部
24	災害時におけるクレーンの供給に関する協定	埼玉クレーン協会	1	クレーンによる人命救助・障害物の除去		R1.8.21	応急復旧部、給水部、下水道対策部
25	土砂災害発生時における緊急調査等業務に関する協定	一般社団法人斜面防災対策技術協会関東支部	1	斜面・のり面の被災状況等の現地調査、監視観測		R2.3.25	応急復旧部
26	災害時における設計等の災害復旧業務等に関する協定	（一社）埼玉県建設コンサルタント技術研修協会、（一社）建設コンサルタンツ協会関東支部	2	公共土木施設の災害復旧業務支援		R2.3.26	応急復旧部
27	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	1	停電復旧における連携		R2.8.6	統括部
28	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する応援協定	（一社）埼玉県浄化槽協会、（一社）埼玉県環境検査研究協会	2	浄化槽の点検・復旧		R2.9.1	環境対策部
29	災害時における通信障害復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話株式会社	1	通信障害復旧における連携		R3.3.29	統括部
30	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	（一社）埼玉県建設コンサルタント技術研修協会、（一社）建設コンサルタンツ協会関東支部、（公財）全国上下水道コンサルタント協会関東支部	3	県が管理する下水道施設における応急復旧及び災害復旧の技術支援協力		R3.3.22	下水道対策部
31	長時間停電時における石油類燃料の調達に関する覚書	東和アークス株式会社	1	長時間停電時における非常用発電機用の燃料調達		R2.12.1	給水部
32	災害時における水道施設等の技術支援協力に関する協定	（一社）埼玉県建設コンサルタント技術研修協会、（一社）建設コンサルタンツ協会関東支部、（公財）全国上下水道コンサルタント協会関東支部	3	県の管理する水道施設及び工業用水施設における応急復旧方法に関する助言や災害復旧の技術支援協力		R3.2.22	給水部
33	災害時等における車両の移動等の協力に関する協定	NPO法人全日本レッカー協会	1	道路上に停止した車両等の移動の協力		R5.9.6	統括部、応急復旧部、下水道対策部
応急対応力の強化							
1	災害時の「さいたまスーパーアリーナ」の運営（利用）に関する協定	（株）さいたまアリーナ	1	さいたまスーパーアリーナを防災活動拠点として運用		H15.3.18	住宅対策部
2	災害時における応急対策活動に関する協定	（一社）埼玉県鳶・土木工業会	1	会員による人命救助活動	H27.11.10	H17.12.20	統括部、応急復旧部
3	災害時における応急対策活動に関する協定	埼玉県建設労働組合連合会	1	組合員による人命救助活動	H27.11.20	H19.1.19	統括部
4	大規模災害発生等における埼玉県県民健康センターの使用に関する協定	（一社）埼玉県医師会	1	埼玉県県民健康センターを防災活動拠点として運用		H21.10.1	統括部
5	大規模災害発生等におけるさいたま商工会議所会館の使用に関する協定	さいたま商工会議所	1	さいたま商工会議所会館を防災活動拠点として運用		H21.10.1	統括部
6	災害時における汚泥洗浄等応急対策の協力に関する協定	（一社）日本塗装工業会埼玉県支部	1	公共施設及び避難所等の汚泥洗浄		H24.9.13	総務部、文教部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
7	緊急時等における別所沼会館の利用に関する契約	(株)エイチ･アール･エス	1	県職員に対する宿泊室の提供		H28.4.1	総務部
8	大規模災害時等における防災エキスパート支援に関する協定	(一社)関東地域づくり協会	1	TEC-FORCE及びリエゾン同行による自治体への災害復旧支援		H28.4.8	応急復旧部
9	災害時の支援等に関する協定	関東財務局	1	利用可能な公務員宿舎及び未利用国有地の提供、職員の派遣		H28.12.15	統括部
10	災害時における「彩の国さいたま芸術劇場」の施設等の提供依頼に関する協定書	さいたま市、(公財)埼玉県芸術文化振興財団	2	彩の国さいたま芸術劇場駐車場の提供		R3.3.15	県民安全部
情報収集・伝達体制の整備							
1	災害時における放送要請に関する協定（放送）	NHKさいたま放送局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H14.12.25	S53.7.15	統括部
2	災害時における放送要請に関する協定（放送）	(株)テレビ埼玉	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H14.12.25	S56.6.25	統括部
3	災害時における放送要請に関する協定（放送）	(株)エフエムナックファイブ【NACK5】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	H14.12.25	H1.12.18	統括部
4	災害時における報道要請に関する協定	(株)朝日新聞社　さいたま総局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
5	災害時における報道要請に関する協定	(株)共同通信社　さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
6	災害時における報道要請に関する協定	(株)埼玉新聞社	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
7	災害時における報道要請に関する協定	(株)産経新聞社　さいたま総局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
8	災害時における報道要請に関する協定	(株)時事通信社　さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
9	災害時における報道要請に関する協定	(株)東京新聞（中日新聞社）　さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
10	災害時における報道要請に関する協定	(株)日本経済新聞社　さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
11	災害時における報道要請に関する協定	(株)毎日新聞社　さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
12	災害時における報道要請に関する協定	(株)読売新聞社　東京本社　さいたま支局	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
13	災害時における報道要請に関する協定	(株)フジテレビジョン【フジテレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
14	災害時における報道要請に関する協定	日本テレビ放送網(株)【日本テレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
15	災害時における報道要請に関する協定	(株)東京放送【TBS】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
16	災害時における報道要請に関する協定	全国朝日放送(株)【テレビ朝日】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H8.12.18	統括部
17	災害時等における県政広報ラジオ番組の製作・放送についての協定	(株)エフエムナックファイブ【NACK5】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	R5.4.1	H14.12.25	県民安全部
18	災害時等における県政広報テレビ番組の製作・放送についての協定	(株)テレビ埼玉	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送	R5.4.1	H14.12.25	県民安全部
19	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	日本放送協会　さいたま放送	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
20	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)テレビ埼玉	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
21	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	日本テレビ放送網(株)【日本テレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
22	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)東京放送【TBS】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
23	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)フジテレビジョン【フジテレビ】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
24	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	全国朝日放送(株)【テレビ朝日】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
25	埼玉県防災ヘリからの映像提供に関する協定	(株)テレビ東京【東京12ch】	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送		H15.4.1	統括部
26	災害時における航空機による被災状況調査に関する協定	本田航空(株)	1	航空機による被災状況調査		H19.3.19	統括部
27	災害時における被害状況調査業務に関する協定	(一社)埼玉県測量設計業協会	1	ドローンによる公共施設の被害状況調査	H29.6.12	H19.3.26	応急復旧部、住宅対策部、下水道対策部、農林対策部、総務部、給水部、医療救急部、文教部
28	災害時における地質調査等業務に関する協定	埼玉県地質調査業協会	1	目視による公共施設の被害状況調査		H21.3.24	応急復旧部、住宅対策部、下水道対策部、農林対策部、総務部、給水部、医療救急部、文教部
29	災害発生時の応急対策の協力に関する協定	埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯連絡協議会	1	流言飛語に対する適切な広報活動、注意喚起		H24.4.27	警察本部
30	災害時における報道要請に関する協定	埼玉ケーブルテレビ連盟	1	災害に関する通知、要請、伝達または警告の報道		H26.3.24	統括部
31	埼玉県災害時多言語情報センターの設置・運営に関する協定	(公財)埼玉県国際交流協会	1	埼玉県災害時多言語情報センターの設置・運営	R2.1.27	H26.8.28	県民安全部
32	地理空間情報活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	1	被災地域の空中写真の提供		H28.1.20	応急復旧部
33	大規模災害時における無人航空機による協力に関する協定	JAPAN47	1	ドローンによる公共施設の被害状況調査、応急復旧の技術的支援		H29.11.24	統括部
34	大規模災害時における被害状況地図作成支援に関する協定	立正大学	1	被害状況等地図作成の支援		H29.11.30	統括部
35	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会埼玉県隊友会	1	災害情報等の収集及び提供		R3.8.24	統括部
36	災害時における相互協力に関する協定	株式会社エフエムナックファイブ、株式会社ニッポン放送	2	災害時における情報提供・発信、防災意識の啓発や普及活動		R4.10.19	統括部
医療救護等対策							
1	災害時の医薬品等の供給に関する協定	一般社団法人　埼玉県医薬品卸業協会	1	医薬品の供給	H23.4.1	H18.3.29	医療救急部
2	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)埼玉県薬剤師会	1	薬剤師の派遣による医療救護活動		H19.1.24	医療救急部
3	災害時の医療救護に関する協定	(一社)埼玉県医師会	1	医療救護班の派遣による医療救護活動		H19.6.14	医療救急部
4	災害時における遺体搬送活動の協力に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	1	遺体の搬送		H22.6.23	医療救急部
5	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体搬送等の協力に関する協定	埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	2	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送		H23.1.18	医療救急部
6	災害時の医療ガス等の供給に関する協定	一般社団法人　日本産業・医療ｶﾞｽ協会	1	医療ガスの供給		H24.11.15	医療救急部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
7	災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人　埼玉県歯科医師会	1	歯科医療救護チームの派遣による医療救護活動		H26.4.21	医療救急部
8	災害時の看護職医療救護活動に関する協定書	埼玉県看護協会	1	看護職医療救護班の派遣による医療救護活動		H28.3.23	医療救急部
9	災害時の助産師医療救護活動に関する協定書	埼玉県助産師会	1	助産師医療救護班の派遣による医療救護活動		H28.3.23	医療救急部
10	災害時における葬祭用品の供給等及び遺体搬送等の協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	1	葬祭用品の供給・遺体の搬送		H29.3.16	医療救急部
11	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（医）大壮会　久喜すずのき病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
12	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（社福）恩賜財団済生会支部　埼玉県済生会鴻巣病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
13	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	埼玉医科大学病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
14	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（医）昭友会 埼玉森林病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
15	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（社福）シナプス　埼玉精神神経センター	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
16	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
17	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（医）寿鶴会 菅野病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
18	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（公財）西熊谷病院　西熊谷病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
19	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（医）川越同仁会　川越同仁会病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
20	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（医）江仁会　北深谷病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
21	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	埼玉医科大学総合医療センター	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
22	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（医）秀峰会　北辰病院	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		H30.3.23	救援福祉部
23	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定	（地独）埼玉県立病院機構　埼玉県立精神医療センター	1	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣		R3.4.1	救援福祉部
24	災害時の柔道整復師救護活動に関する協定	埼玉県柔道整復師会	1	柔道整復師救護活動の実施		H30.11.13	医療救急部
25	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定	（公社）埼玉県栄養士会	1	管理栄養士の派遣による医療救護活動		R2.8.25	医療救急部
26	災害時における在宅ALS患者の安全確保に関する協定	チェスト株式会社、株式会社東機貿、フィリップス・ジャパン株式会社、フクダライフテック関東株式会社、アイ・エム・アイ株式会社、日本ALS協会埼玉県支部	6	災害時の在宅ALS患者の安全の確保	R5.4.1	R4.8.26	医療救急部
27	災害時の医療機器等の供給に関する協定	埼玉県医療機器販売業協会	1	災害時の医療機器等の供給		R5.3.1	医療救急部
28	救助犬の出動に関する協定	特定非営利活動法人日本捜索救助犬協会	1	災害時における救助犬による人命等の救助		R6.7.8	統括部
29	災害時における愛護動物の救護活動に関する覚書	公益社団法人埼玉県獣医師会	1	災害発生時における安定した獣医療技術等の確保		H25.5	医療救急部
30	災害時における動物用薬品等の供給支援に関する覚書	株式会社アスコ、アクティ株式会社、森久保薬品株式会社、日本全薬工業株式会社	4	災害発生時における安定した動物用薬品の供給体制の確保		H25.8	医療救急部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
31	災害時における動物救護に関する必要物資等の支援に関する覚書	イオンペット株式会社	1	災害発生時における被災動物の飼養管理に必要な物資の安定供給の確保		H27.1	医療救急部
帰宅困難者対策							
1	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	埼玉県石油業協同組合	1	徒歩帰宅者の支援		H16.11.1	統括部
2	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	（株）セブン－イレブン・ジャパン	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
3	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	（株）デイリーヤマザキ	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
4	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	（株）ファミリーマート	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
5	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	ミニストップ（株）	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
6	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	（株）吉野家	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
7	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	（株）ローソン	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.8.31	統括部
8	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	（株）ポプラ	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.9.22	統括部
9	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	山田食品産業（株）【山田うどん】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H17.9.22	統括部
10	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	ロイヤルホールディングス（株） 【ロイヤルホスト、カウボーイ家族】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設	H26.3.26	H19.2.8	統括部
11	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	（株）セブン＆アイ・フードシステムズ 【デニーズ】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H19.9.1	統括部
12	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定（FC協会）	（株）モスフードサービス	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H20.6.11	統括部
13	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	（株）壱番屋 【カレーハウスCoCo壱番屋】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H22.8.20	統括部
14	防災協力に関する包括協定 （徒歩帰宅者支援に関する細目協定あり）	（株）埼玉りそな銀行	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
15	防災協力に関する包括協定 （徒歩帰宅者支援に関する細目協定あり）	（株）武蔵野銀行	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
16	防災協力に関する包括協定 （徒歩帰宅者支援に関する細目協定あり）	埼玉縣信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
17	防災協力に関する包括協定 （徒歩帰宅者支援に関する細目協定あり）	川口信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
18	防災協力に関する包括協定 （徒歩帰宅者支援に関する細目協定あり）	青木信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
19	防災協力に関する包括協定 （徒歩帰宅者支援に関する細目協定あり）	飯能信用金庫	1	情報発信機能の活用、徒歩帰宅者の支援、「地域防災サポート企業・事業所」としての活動		H22.9.1	統括部
20	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	ワタミ（株）【居酒屋和民　ほか】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.6.20	統括部
21	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	チムニー（株）【居酒屋はなの舞　ほか】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.6.20	統括部
22	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	（株）第一興商【ビッグエコー　ほか】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.9.1	統括部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
23	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)ビーアンドブィ【カラオケ館】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H23.9.1	統括部
24	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)サガミチェーン【和食麺処サガミ】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.8.31	統括部
25	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	味の民芸フードサービス(株)【味の民芸】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.8.31	統括部
26	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	埼玉県カラオケ業防犯協力会ほか各都県の3団体	4	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.9.19	統括部
27	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	サトフードサービス(株)	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H24.12.1	統括部
28	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)ダスキン【ミスタードーナッツ】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H25.3.11	統括部
29	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	タリーズコーヒージャパン(株)	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H25.3.11	統括部
30	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)ストロベリーコーンズ 【ナポリの窯】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H25.10.8	統括部
31	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	埼玉県住宅供給公社	1	帰宅困難者の支援		H25.11.1	統括部
32	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	(株)オートバックスセブン 【オートバックスセブン】	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		H26.11.6	統括部
33	＜九都県市＞　災害時における徒歩帰宅支援に関する協定	ケアパートナー(株)	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		R2.3.25	統括部
34	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	㈱関東マツダ	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		R2.4.10	統括部
35	＜九都県市＞　災害時における帰宅困難者支援に関する協定	(株)共和コーポレーション	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		R4.2.28	統括部
36	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	埼玉県喫茶飲食生活衛生同業組合	1	災害時帰宅支援ステーションの開設		R5.11.1	統括部
37	災害時における帰宅困難者の支援に関する覚書	(公財)埼玉県芸術文化振興財団	1	帰宅困難者の支援		H28.9.30	県民安全部
避難対策							
1	災害時における空調設備の応急対策に関する協定	(一社)埼玉県冷凍空調工業会	1	避難所への空調機器の貸与・提供、避難所の空調設備の復旧		H27.2.18	統括部
2	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱	2	避難所の非常用電源としての電動車両の貸与		R2.1.31	統括部
3	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合	1	ホテル・旅館を避難所として活用する支援		R2.9.14	統括部
4	災害時の次世代自動車等の支援に関する協定	埼玉県トヨタグループ	9	避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与		R2.11.27	統括部
災害時の要配慮者対策							
1	災害時における老人福祉施設の応援、協力等に関する基本協定	埼玉県老人福祉施設協議会	1	被災施設への応援（利用者の受入れ、物資の提供、職員の派遣）		H27.7.21	救援福祉部
2	災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定	埼玉県災害福祉支援ネットワーク構成団体	18	災害派遣福祉チームの派遣による要配慮者の支援		H29.9.19	救援福祉部
3	災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（個別協定）	個別協定締結法人・施設	173	災害派遣福祉チームの派遣による要配慮者の支援		H30.3.23	救援福祉部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
物資供給・輸送対策							
1	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)ナンブ	1	救援物資（米穀）の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
2	災害時における応急食品の調達に関する協定	全農パールライス東日本(株) 埼玉営業所	1	救援物資（米穀）の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
3	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)ミツハシ	1	救援物資（米穀）の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
4	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)イトーセーブ	1	救援物資（米穀）の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
5	災害時における応急食品の調達に関する協定	埼玉県漬物協同組合	1	救援物資（副食）の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
6	災害時における応急食品の調達に関する協定	埼玉醤油工業協同組合	1	救援物資（調味料）の供給	H20.9.11	S52.7.1	農林対策部
7	災害時における応急食品の調達に関する協定	全埼玉県パン協同組合	1	救援物資（パン類）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
8	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)サンフレッセ	1	救援物資（パン類・米穀）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
9	災害時における応急食品の調達に関する協定	フジパン(株)	1	救援物資（パン類）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
10	災害時における応急食品の調達に関する協定	伊藤製パン(株)	1	救援物資（パン類）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
11	災害時における応急食品の調達に関する協定	(株)栄喜堂	1	救援物資（パン類）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
12	災害時における応急食品の調達に関する協定	埼玉県学校給食パン・米飯協同組合	1	救援物資（パン類）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
13	災害時における炊飯の委託に関する協定	協同組合埼玉給食センター	1	救援物資（米飯）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
14	災害時における炊飯の委託に関する協定	協同組合東部給食センター	1	救援物資（米飯）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
15	災害時における炊飯の委託に関する協定	協同組合飯能給食センター	1	救援物資（米飯）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
16	災害時における炊飯の委託に関する協定	埼玉県学校給食パン・米飯協同組合	1	救援物資（米飯）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
17	災害時における炊飯の委託に関する協定	(株)サンフレッセ	1	救援物資（米飯）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
18	災害時における炊飯の委託に関する協定	(有)秩父学給パンセンター	1	救援物資（米飯）の供給	H20.9.11	S55.3.11	農林対策部
19	災害時における応急食品の調達に関する協定	第一屋製パン(株)	1	救援物資（パン類）の供給	H20.9.11	S55.11.17	農林対策部
20	災害時における県民生活の安定を図るための基本協定	埼玉県生活協同組合連合会	1	会員生協による被災者の救援活動		H7.12.27	県民安全部
21	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H8.3.29	県民安全部
22	災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会	1	簡易ガスコンロ及びカセットボンベの避難所への供給		H9.8.27	統括部
23	災害時における人員の輸送に必要なタクシーの調達に関する覚書	(一社)埼玉県乗用自動車協会	1	人員の輸送	H25.4.1	H9.12.1	輸送部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
24	災害時における県民生活の安定を図るための協定	埼玉県農業協同組合中央会	1	会員農協による被災者の救援活動		H10.3.24	農林対策部
25	災害時における人員の輸送に関する協定	（一社）埼玉県バス協会	1	人員の輸送		H13.12.1	輸送部
26	物資の輸送に関する協定	（一社）埼玉県トラック協会	1	救援物資の輸送	H30.3.1	H13.12.1	輸送部
27	物資の輸送に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部	1	救援物資の輸送		H13.12.1	輸送部
28	災害時における人員及び物資の輸送に関する協定	本田航空（株）	1	人員及び物資の輸送	H19.3.19	H13.12.1	輸送部
29	災害時における人員及び物資の輸送に関する協定	朝日航洋（株） 東日本航空支社	1	人員及び物資の輸送		H13.12.1	輸送部
30	地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定	（一社）埼玉県LPガス協会、埼玉県ガス協会、（一社）日本コミュニティーガス協会関東支部埼玉県部会	3	液化石油ガスボンベの避難所への供給		H17.8.24	統括部
31	災害発生時における物資の保管等に関する協定	埼玉県倉庫協会	1	救援物資の保管		H18.2.2	統括部
32	災害時の物資供給に関する協定	イオンリテール（株）	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H18.8.30	統括部
33	災害時における飲料の提供に関する協定	ダイドードリンコ（株）	1	救援物資（飲料）の供給		H19.2.16	統括部
34	災害時の物資供給に関する協定	（株）イトーヨーカ堂	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H19.2.19	統括部
35	災害時の物資供給に関する協定	（株）西友	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H19.2.19	統括部
36	災害時の物資供給に関する協定	（株）ローソン	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H19.11.27	統括部
37	災害時における応急食品の調達に関する協定	東洋水産（株）	1	救援物資（生麺）の供給		H20.9.11	農林対策部
38	災害時における応急食品の調達に関する協定	明星食品（株）	1	救援物資（即席麺）の供給	H26.9.8	H20.9.11	農林対策部
39	災害時における応急食品の調達に関する協定	（有）新井武平商店	1	救援物資（調味料）の供給		H20.9.11	農林対策部
40	災害時における応急食品の調達に関する協定	（公財）埼玉県学校給食会	1	救援物資（米穀、副食）の供給		H20.9.11	農林対策部
41	災害時の物資供給に関する協定	（株）ファミリーマート	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H21.10.30	統括部
42	災害時の物資供給に関する協定	（株）セブン－イレブン・ジャパン	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H22.3.18	統括部
43	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	1	救援物資（生活用品）の供給		H24.6.6	統括部
44	災害時における飲料の提供に関する協定	東京キリンビバレッジサービス（株）	1	救援物資（飲料）の提供		H24.9.13	統括部
45	災害時における物資供給に関する協定	（株）カインズ	1	救援物資（生活用品、生活資材）の供給		H24.10.1	統括部
46	災害時における飲料の提供に関する協定	（株）伊藤園	1	救援物資（飲料）の提供		H25.2.18	統括部
47	災害時の物資供給に関する協定	（株）そごう・西武	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H25.7.1	統括部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
48	応急対策用天幕等資機材の供給に関する協定	TSP太陽（株）	1	応急対策用天幕等資機材の供給		H26.3.25	統括部
49	災害時における応急食品の調達に関する基本協定	（株）イナベーカリー	1	救援物資（パン類）の供給		H27.9.29	農林対策部
50	災害時における物資供給に関する協定	（株）ケーヨー	1	救援物資（生活用品、生活資材）の供給		H27.11.1	統括部
51	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	川越総合卸売市場(株)	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
52	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	協同組合熊谷流通センター	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
53	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	越谷流通団地運営協議会	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
54	大規模災害時における救援物資対応に関する協定	埼玉県南卸売団地協同組合	1	在庫商品の供給及び救援物資受入れ・一時保管		H28.2.18	統括部
55	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	1	段ボールベッドの供給		H28.11.1	統括部
56	災害時等における支援物資輸送拠点としての協力に関する協定	佐川急便株式会社北関東支店	1	救援物資の受入れ及び配送		H29.2.1	統括部
57	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	(株)カワチ薬品	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		H29.3.21	統括部
58	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	（一社）AZ-COM丸和・支援ネットワーク、㈱丸和運輸機関	2	救援物資の輸送、防災基地への連絡調整員派遣、物資の受入れ、荷役作業、物資拠点の提供及び運営		R2.1.31	統括部
59	災害時等における物資供給に関する協定	ウエルシア薬局㈱	1	救援物資（食料品・生活用品）の供給		R3.3.26	統括部
60	災害時等における乳児用液体ミルク等の供給に関する協定	（一社）日本チェーンドラッグストア協会埼玉県支部	1	乳児用液体ミルク等救援物資（食料品・生活用品）の供給		R3.11.16	統括部
61	災害時等の物資供給に関する協定	株式会社八洋	1	救援物資（飲料）の提供		R5.11.27	統括部
62	災害時等における什器・備品等の供給に関する協定	（一社）ジャパン・レンタル・アソシエーション	1	救援物資（仮設品等）の供給		R5.11.27	統括部
63	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	埼玉県テントシート工業組合	1	救護物資（ブルーシート、テント等）の供給		R6.7.8	統括部
県民生活の早期再建							
1	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	（一社）埼玉県環境産業振興協会	1	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分	R3.7.15	H16.11.1	環境対策部
2	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独)住宅金融支援機構	1	住宅相談窓口の開設	H27.8.14	H17.9.1	住宅対策部
3	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	1	被災者のための行政手続き等に関する無料相談の実施		H28.3.8	渉外財政部
4	災害時における法律相談業務に関する協定	埼玉弁護士会、埼玉司法書士会	2	被災者のための無料法律相談の実施		H28.3.8	県民安全部
5	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	（公社）全日本不動産協会　埼玉県本部	1	賃貸型応急住宅の供給		H29.3.27	住宅対策部
6	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	（公社）埼玉県宅地建物取引業協会	1	賃貸型応急住宅の供給		H29.3.27	住宅対策部
7	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合 （公社）東京共同住宅協会	2	賃貸型応急住宅の供給		H29.3.27	住宅対策部

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
8	災害時における石綿モニタリングに関する合意	一般社団法人埼玉県環境計量協議会	1	被災建築物等からの石綿飛散状況のモニタリング		H30.11.6	環境対策部
9	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉県土地家屋調査士会	1	家屋被害認定調査の実施		H30.11.12	統括部
10	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	（一社）プレハブ建築協会	1	建設型応急住宅の供給	R2.3.31	S63.4.1	住宅対策部
11	災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定	（一社）埼玉県建設産業団体連合会	1	建設型応急住宅の資機材等の提供、住宅の応急修理等	R2.3.31	S63.12.27	住宅対策部
12	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	（公社）全日本不動産協会　埼玉県本部	1	賃貸型応急住宅の供給	R2.3.31	H16.5.18	住宅対策部
13	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	（公社）埼玉県宅地建物取引業協会	1	賃貸型応急住宅の供給	R2.3.31	H16.5.18	住宅対策部
14	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会	1	賃貸型応急住宅の供給	R2.3.31	H22.12.2	住宅対策部
15	災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定	（一社）全国木造建設事業協会	1	建設型応急住宅の供給、住宅の応急修理等	R2.3.31	H24.3.29	住宅対策部
16	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	埼玉県住まいづくり協議会	1	建設型応急住宅の供給	R2.3.31	H24.3.29	住宅対策部
17	循環型社会の形成の推進及び災害廃棄物の処理に関する協定	太平洋セメント株式会社	1	災害発生時における廃棄物の処理体制の構築		R3.1.18	環境対策部
18	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	（一社）日本木造住宅産業協会	1	建設型応急住宅の供給		R5.6.9	住宅対策部
19	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定	（一社）日本ムービングハウス協会	1	建設型応急住宅の供給		R5.6.9	住宅対策部
広域応援							
1	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	埼玉キッコーマン(株)	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
2	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	関東グリコ(株)	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
3	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(株)カインズ	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
4	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(株)ジョイアス・フーズ	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
5	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	川越総合卸売市場(株)	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
6	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(学)駿河台大学	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
7	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	(学)日本工業大学	1	広域支援拠点設置用地の提供		H27.2.19	統括部
8	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	（一社）埼玉県トラック協会	1	広域支援拠点設置用地の提供		R5.9.6	統括部
9	大規模災害時における広域支援拠点の確保に関する協定	（株）UACJ　深谷製造所	1	広域支援拠点設置用地の提供		R6.4.1	統括部
交通ネットワーク・ライフライン等の確保（地域機関所管分）							
1	森林管理道の災害時における応急対策業務に関する協定	埼玉県森林土木建設業協会	1	森林管理道の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H22.3.8	秩父農林振興センター

No	協定名	相手方	相手方の数	主な内容	更新日（直近）	締結日	所管部（災害対策本部体制）
2	森林管理道の災害時における応急対策業務に関する協定	埼玉県森林土木建設業協会	1	森林管理道の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H22.3.11	寄居林業事務所
3	森林管理道の災害時における応急対策業務に関する協定	埼玉県森林土木建設業協会	1	森林管理道の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事		H22.3.16	川越農林振興センター
情報収集・伝達体制の整備（地域機関所管分）							
1	災害時における被害状況調査に関する協定	（一社）埼玉県治山林道協会	1	県所管の森林、治山施設及び森林管理道の被害状況調査		H23.5.31	川越農林振興センター
2	災害時における被害状況調査に関する協定	（一社）埼玉県治山林道協会	1	県所管の森林、治山施設及び森林管理道の被害状況調査		H23.5.31	秩父農林振興センター
3	災害時における被害状況調査に関する協定	（一社）埼玉県治山林道協会	1	県所管の森林、治山施設及び森林管理道の被害状況調査		H23.5.31	寄居林業事務所
4	災害時における被災現場調査及び応急復旧支援に関する協定	本庄市児玉郡測量設計業共同企業体	1	公共施設の被害状況調査、応急復旧の技術的支援		H29.10.10	本庄県土整備事務所
5	災害時における被災現場調査復旧支援に関する協定	埼玉県測量設計業協会北部地区協議会	1	UAVによる被災現場調査		R2.3.16	秩父県土整備事務所
県民生活の早期再建（地域機関所管分）							
1	八潮南部西一体型特定土地区画整理地内の災害等応急処置に関する協定	株式会社潮　他8社	9	八潮南部西一体型特定土地区画整理地内の災害等応急処置		H23.12.26	住宅対策部
2	災害時のアスベスト対策支援に関する合意	関東地方環境事務所、国立研究開発法人 国立環境研究所、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会	3	被災自治体が行うアスベスト対策の支援		H30.7.5	環境科学国際センター

６．防災システム管理運営費（危機管理防災部）

（１）目的

災害に迅速に対応するため、災害関連情報を収集し、共有を図る防災システムの維持管理を行うもの。

（２）概要

事業内容	・災害オペレーション支援システムの維持管理 ・震度情報ネットワークシステムの維持管理
令和５年度予算額 （当初予算）	104,567 千円
令和５年度実績	94,697 千円
事業計画	・災害オペレーション支援システムの維持管理 災害時に、県や市町村、消防、防災関係機関が実施する災害対策活動を支援するため、被害情報の一元的な管理と共有化を図る災害オペレーション支援システムが正常に機能するよう、維持管理を行う。 ・震度情報ネットワークシステムの維持管理 市町村役場等に設置した震度計から各地の震度を県庁で集約するためのシステムで、初動対応等で活用しているほか、気象庁や消防庁に震度情報を配信している震度情報ネットワークシステムが正常に機能するよう、保守点検や修繕等の維持管理を行う。
事業効果	災害時における県地域機関、市町村、消防本部、防災関連機関等の間でのスムーズな災害情報の収集・共有が可能となる。

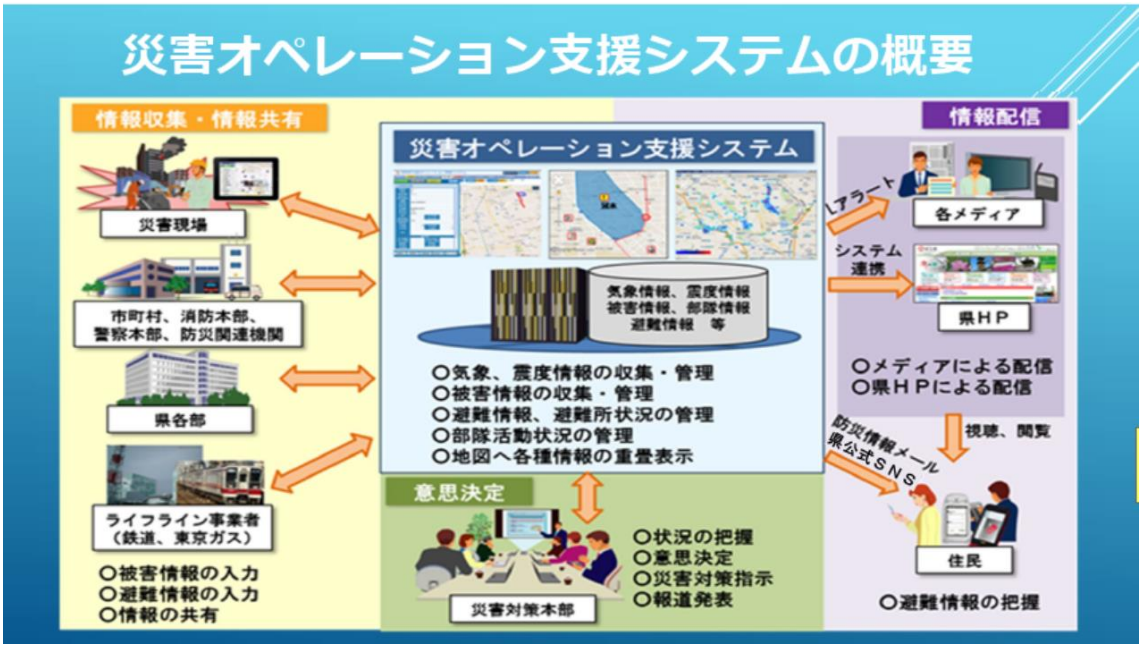
参考

（A）災害オペレーション支援システムについて（平成 28 年３月導入）

当該システムは、全市町村、全消防本部・消防局、県庁各支部・各機関、警察本部・警察署、防災関係機関（国、ライフライン事業者）等 244 機関にＵＲＬ・ＩＤ・ＰＷを配布しており、被害情報等の入力権限、避難情報等の発信権限、情報の閲覧権限をそれぞれ機関に応じて付与されているため、配布された機関が操作可能なシステムとなっている。

また、専用線ではなく、インターネット回線を使用しているため、スマートフォン・タブレット等インターネットに接続できれば操作が可能で、災害現場などから全ての操作が可能である。

特徴として、①インターネット回線を使用することで業務端末や災害現場からの利用が可能。②被害情報や各機関の対応状況、避難情報などを地図上に重ね合わせて表示し、可視化。テクロノロジー導入による被害情報等の時系列表示。③Ｌアラートを通じた避難情報等の発信機能や緊急速報メール機能を追加し、県民への情報発信を充実化、がある。



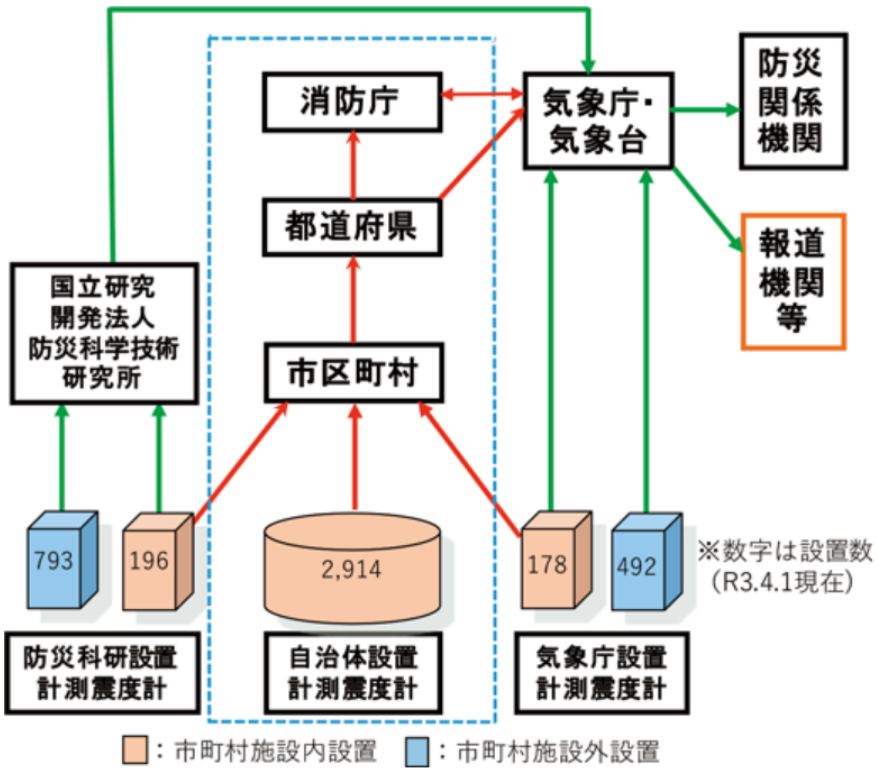
（危機管理防災部作成資料より引用）

（Ｂ）震度情報ネットワークシステムについて

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約 2,900 箇所の震度計が計測する震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステムが運用されている。総務省消防庁では、地方公共団体が設置する震度計の更新や通信回線の切替等の整備を支援している。

当該システムにおいては、各市町村に設置した計測震度計から得られる震度情報は、県庁に集約される。県では、集約された震度情報を応急対策活動に活用するほ

か、消防庁や熊谷地方気象台等の関係機関にも伝達している。また、消防庁では各都道府県から送られてくる震度情報により、迅速な広域応援態勢を確立するとしている。県の震度情報は、気象庁を通じて、地震発生後ただちに発表される。



（震度情報ネットワークシステムの概要：出典　総務庁消防庁ホームページ）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	－	－	－	111, 988	104, 567
実績	－	－	－	100, 654	94, 697

※令和４年度に「災害オペレーション支援システム」及び「震度情報ネットワークシステム」等の保守及び管理を「防災体制整備費」から分割して防災システム管理運営費としたため、令和３年度以前には計上なし。

（４）支出の主な内容

・災害オペレーション支援システムの保守及び管理に係る経費（予算）：85,637 千円

・震度情報ネットワークシステムの保守及び管理に係る経費（予算）：18,930 千円

（５）当該事業に要する人員の状況

2.8 人（災害対策課 災害対策担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

関係する法規（ルール）：災害対策基本法

遵守状況：遵守していない状況は発見されていない。

（７）令和５年度に評価指標とその達成状況について

災害時における県地域機関、市町村、消防本部、防災関連機関等の間でのスムーズな災害情報の収集・共有が可能となることを目標としており、当該目標については達成できているとされていた。

（８）監査人総括（評価）

事業の内容は、

・災害オペレーション支援システムの維持管理

・震度情報ネットワークシステムの維持管理

であり、各々、株式会社ＮＴＴデータ関西、東日本電信電話株式会社との委託契約を締結している。

当該事業では、上記の２つのシステムを適切に維持管理することにより、災害時における県地域機関、市町村、消防本部、防災関連機関等の間でのスムーズな災害情報の収集・共有が可能となると考えられる。

災害オペレーション支援システム、震度情報ネットワークシステムともに保守管理を業務委託しているが、県による委託業務の管理については、契約書、業務完了報告書等の閲覧の結果、特に問題となる点は発見されていない。

また、予算については、複数年の長期契約を締結している点含め、費用対効果に留意していると考える。

当該事業について、問題となる事項は発見されなかった。

７．災害対策本部における統括部の機能強化事業費（危機管理防災部）

（１）目的

危機管理防災センターにある災害対策本部統括部の迅速かつ的確な対応に資する環境を整備し、情報収集及び発信能力の強化を図る。

（注）危機管理防災センターの概要は下記参照。

（２）概要

事業内容	・オペレーションルームの機能強化 ・多様化する災害関連情報の収集と活用
令和５年度予算額（当初予算）	79,457 千円
令和５年度実績	68,569 千円
事業計画	・オペレーションルームの機能強化 令和５年度では新たに電子テーブルや電子黒板、モニターを導入した。令和６年度ではこれらについて適切な維持管理を行う。 ・多様化する災害関連情報の収集と活用 令和５年度では次期災害オペレーション支援システムの基本設計を実施した。令和６年度及び令和７年度では詳細設計・システム開発に着手する。動画や図面など大容量情報への対応、入力の簡素化、埼玉県ＧＩＳの活用など県民への迅速で正確な情報発信に向けたシステムの再構築を行う（令和８年２月稼働予定）。 また、統括部をはじめ、支部、県土整備事務所、市町村、消防本部などとリアルタイムに映像や地図等を共有できる仕組みを構築するために令和５年度に配備した災害現場用のタブレット端末などの適切な維持管理を行う。

事業効果	情報連絡室業務及び災害対応訓練において、新たに導入した資機材により、災害時における情報の収集、トリアージ・加工、共有体制の強化を図る。

参考

危機管理防災センターについて

（A）概要

埼玉県危機管理防災センターは、埼玉県庁本庁舎に近く、大規模災害に対応する拠点施設として平成 23 年３月から運用を開始した。最大 500 ㎡にもなる広いオペレーションルームが整備され、自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が一堂に会し、迅速かつ的確な災害対応の実施が可能になっている。首都直下地震の発生確率が高まるなど、危機管理事案はいつ発生するか予測することは困難であり、今後とも、県民の生命・財産を守るために危機管理防災体制をより強固なものにしていくことが必要である。



危機管理防災センター（出典：県ホームページ）

（B）所在地等

所在地　埼玉県さいたま市浦和区仲町３－５－８

敷地面積　6254.81 ㎡

延床面積　3049.62 ㎡

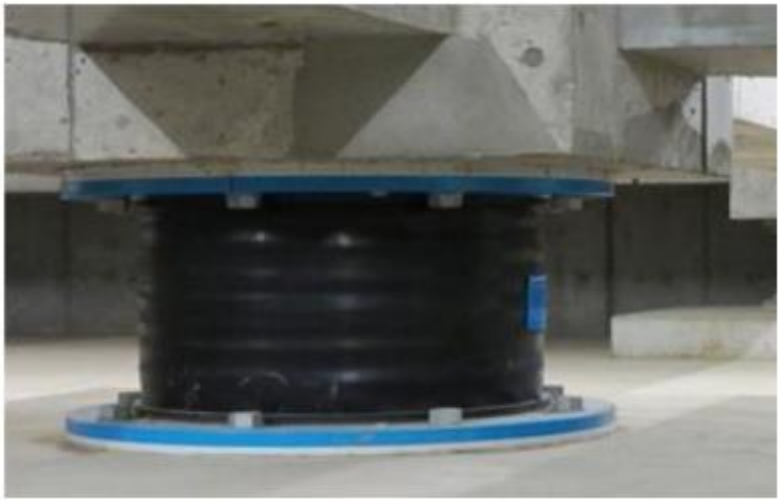
建築規模　地上２階
建築構造　鉄筋コンクリート造
総事業費　約 18 億 4000 万円
運用開始　平成 23 年３月　東日本大震災直後に運用を開始した。

（C）特徴

①危機管理・災害対応に特化した建築物

(a)「免震構造」を採用：耐震安全性の高い「免震構造」を採用し、震度７の揺れでも震度４程度に軽減する。

(b) ライフライン途絶に対応（自家発電、給排水）：自家用発電や井戸、貯・排水槽を設置し、センター機能を維持する。



免振装置（出典：県ホームページ）

②災害対策の本部機能の充実

(a) 約 350 名が同時に活動できるオペレーションルーム：センター２階には約 500 ㎡のオペレーションルームを整備し、防災関係機関が一堂に会した災害対応が可能。13 面のモニターを配置し様々な災害情報を映し出す。

(b) 自衛隊など応援機関専用の対策室を整備：センター１階に防災関係機関が使用する「災害対策室」を用意。スライディング・ウォールを採用し、部屋の仕切りを変えることが可能。

(c) 備蓄倉庫、仮眠室を整備：センター内に備蓄倉庫を設け、500 人の職員が７日間、活動できる食料、飲料水を備蓄している。



オペレーションルーム（出典：県ホームページ）

③情報収集機能の強化

(a) 約 300 インチの大型映像装置本部会議室：本部会議室には横約 7.2m、縦約 2.7m の大型スクリーンが設置されている。自衛隊、県警、県防災ヘリコプターからの災害映像や河川や交通情報を映し出すこともできる。様々な情報を収集することで迅速な災害対応を可能にする。

(b) 新防災情報システムを整備：各種警報・注意報の自動伝達、地図上に色分けした被害情報の表示など様々な機能を有している。システムの端末は、県内市町村や消防、自衛隊、警察本部、気象台などに設置している。



大型映像装置（出典：県ホームページ）

④環境に配慮した設備

(a) 太陽光発電：太陽光発電を設置し、平常時の執務室照明相当の電力を発電する。災害時にも電力を供給できる。

(b) 屋上及び駐車場緑化：屋上緑化により、センターの断熱効果を向上させている。また、駐車場緑化により地球環境に配慮している。



太陽光発電（出典：県ホームページ）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	－	－	－	－	79,457
実績	－	－	－	－	68,569

※令和５年度から予算化された事業のため、令和４年度以前の予算実績はなし。

（４）当該概要に含まれる予算・実績の内容

多様化する災害情報への対応や操作性の向上のため、令和５年度から令和７年度にかけて、災害オペレーション支援システムの再構築を行っている。

令和５年度においては基本設計を、令和６年度においては詳細設計・システム開発を行うスケジュールを予定している。

令和５年度においては、基本設計として以下の内容の予算となっている。



（令和５年度当初予算案における主要な施策（埼玉県）より抜粋）

（５）当該事業に要する人員の状況

1.0 人（災害対策課 災害対策担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

関係する法規（ルール）：災害対策基本法

遵守状況：遵守していない状況は発見されていない。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

評価指標としては、災害オペレーション支援システムの再構築後に、①現場への支持時間の短縮、②災害現場の状況把握時間の短縮を上げており、前年度比、①が 71%、②が 60%となることを目指している。

（８）監査人総括（評価）

災害オペレーション支援システム再構築前においては、

・災害時に統括部が活動するオペレーションルームは、災害対応に必要となる災害現場からの画像や映像などの災害関連情報を迅速に共有して対応を判断し、現場等に的確な対応を指示できる十分な環境が整備されていない。

・災害対策本部の各部や各支部が的確に災害関連情報を収集、共有し、迅速な災害対応を行うため、支援システムや防災映像情報システムの機能が充実していない。

・県民への災害対応に資する十分な情報を発信できていない

という状況があったとのことである。

そこで、

・オペレーションルームにおける情報収集、加工、意思決定の迅速性及び的確性を向上させる必要がある。

・災害現場用のタブレット端末を配備し、統括部とリアルタイムに映像や地図等を共有することで、対応を判断し、現場等に的確な対応を指示できる仕組みを導入する必要がある。

・災害オペレーション支援システムについて、より使いやすく、より詳細な情報を取り扱え、県民への災害対応に資する情報を発信するための基本設計が必要である。

と判断し、今回の災害オペレーション支援システム再構築に至ったとのことである。

令和５年度においては、基本設計のフェーズとして

・災害オペレーション支援システムの基本設計を実施

・オペレーションルームの再構築に必要な資機材の設置工事を実施

・災害現場と統括部で映像等のやり取りができる仕組みを導入するための設計及びタブレット導入を実施したものである。

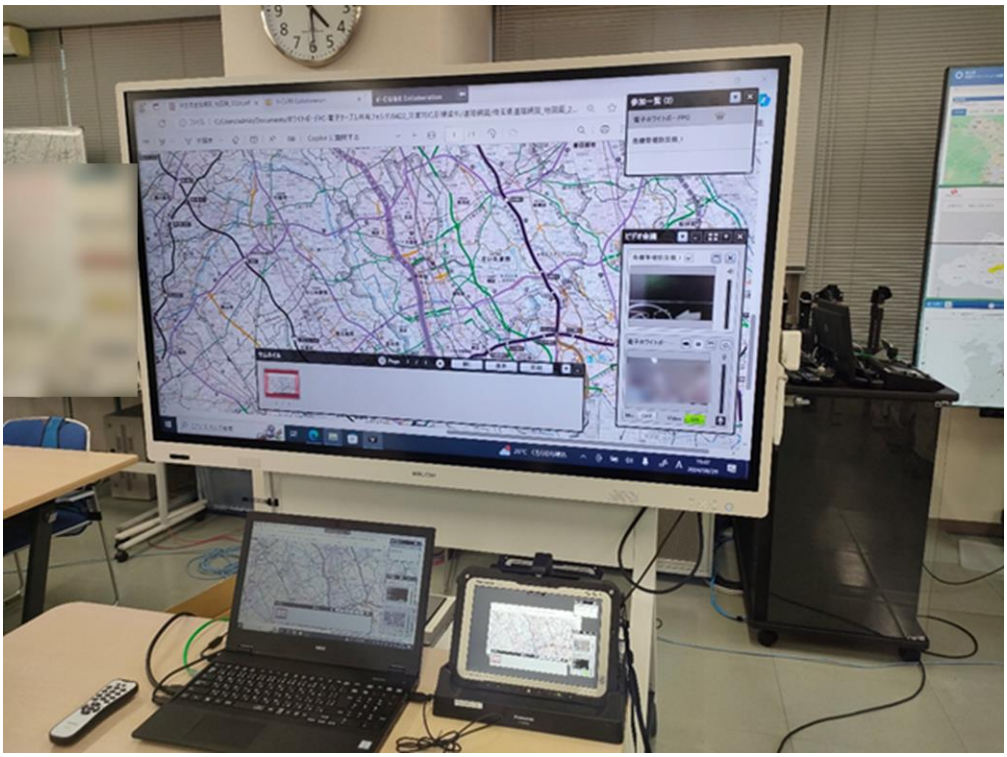
実際に危機管理防災センターを視察した。設置されたマルチモニター、電子テーブル、電子黒板等は、以下のとおりである。



（マルチモニター：現地視察時に撮影）



（マルチモニターに分割して映し出された県内各地の防災カメラからの映像：現地視察時に撮影）



（電子黒板：現地視察時に撮影）



（電子テーブル：現地視察時に撮影）



（災害対策本部のオペレーションルーム：現地視察時に撮影）

令和５年度は、開発スケジュールの基本設計が完了した段階に過ぎないため、実際の稼働による防災への貢献状況、費用対効果等についての検証には時間が必要であるが、基本設計の実施については遅滞なく進捗していた。

問題となる事項は発見されなかった。

８．九都県市合同防災訓練等開催費（危機管理防災部）

（１）目的

九都県市合同防災訓練等開催費の目的は、首都直下地震等の大規模災害に備え、九都県市相互の連携協力体制を充実・強化するとともに、職員の災害対応能力を向上させることにある。

これにより、防災関係機関間の連携を強化し、県民の防災意識の高揚や減災への備えを促進することを目指す。

また、防災訓練や図上訓練を通じて、災害時における迅速で的確な対応力を養成し、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を構築する。

さらに、埼玉県を含む九都県市が一体となり、地域の安全と安心を確保するための取組を推進する。

（２）概要

（A）概要

事業内容	① 九都県市合同防災訓練 消防や警察などの防災関係機関相互の連携強化並びに県民の防災意識の高揚及び知識の向上を図る。 ② 市町村防災訓練等支援 市町村防災訓練及び三県知事会議による支援物資輸送訓練の実施に当たり職員を派遣し支援する。 ③ 大規模災害時対応訓練 大規模災害の発生を想定した図上訓練を実施し、災害時における職員の対応力の向上を図るとともに関係機関との連携強化及びその検証を図る。
令和５年度予算額（当初予算）	24,045 千円
令和５年度実績	21,821 千円
事業計画	① 九都県市合同防災訓練 第 44 回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）実施時期：令和５年８月 27 日　会場：志木市 ② 市町村防災訓練等支援 ・市町村防災訓練実施時期：令和５年８月～令和６年１月　約 10 市町村予定 ・三県知事会議による支援物資輸送訓練実施時

	期：令和５年８月頃　　会場：埼玉県 ③ 大規模災害時対応訓練 大規模災害時対応訓練実施時期：令和６年１月
事業効果	① 九都県市合同防災訓練 防災関係機関の協力関係の強化及び防災意識の向上等 ② 市町村防災訓練等支援 ・市町村防災訓練の充実・強化 ・三県知事会議構成県の連携強化と首都機能バックアップ体制等の検証 ③ 大規模災害時対応訓練 防災関係機関の連携強化及び災害対応力の向上

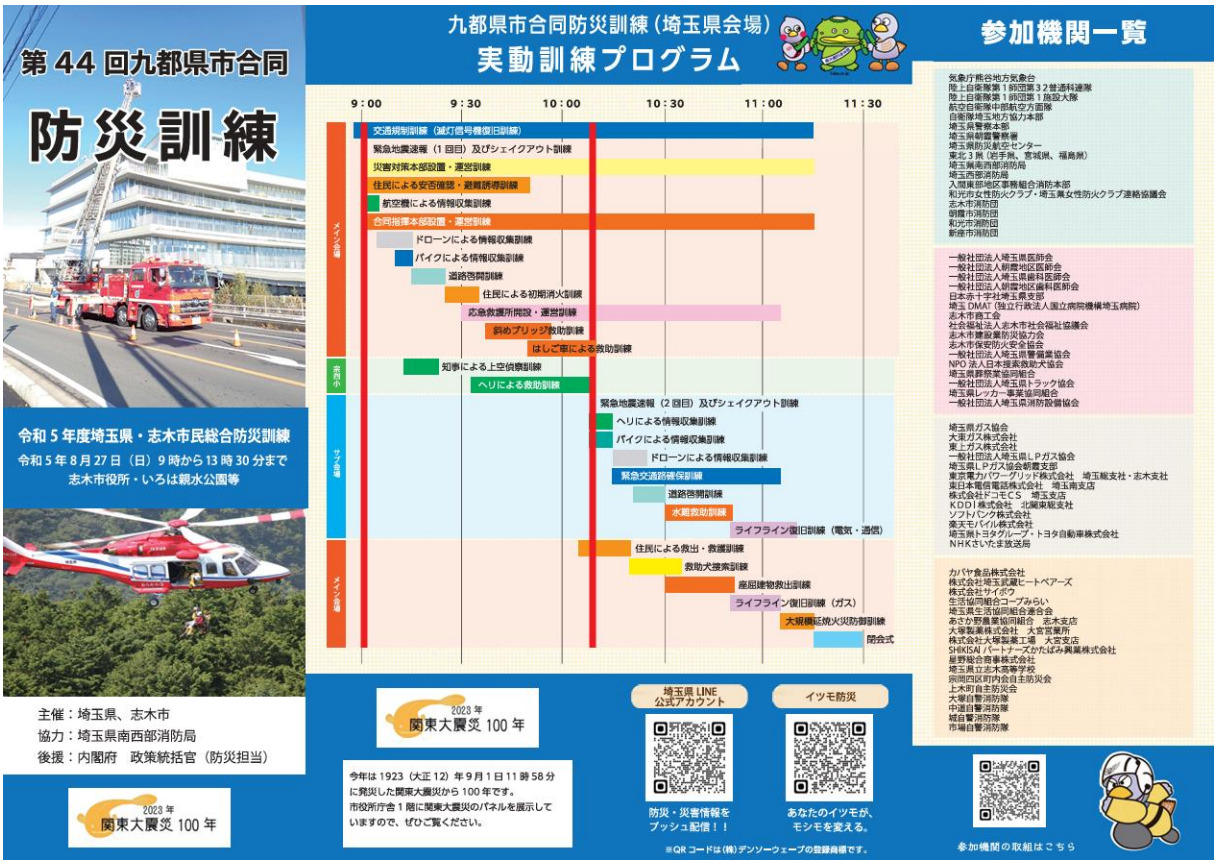
（B）第 44 回九都市合同防災訓練参加機関

気象庁熊谷地方気象台
陸上自衛隊第１師団第 32 普通科連隊
航空自衛隊中部航空方面隊
自衛隊埼玉地方協力本部
埼玉県警察本部
埼玉県朝霞警察署
埼玉県防災航空センター
東北３県（岩手県、宮城県、福島県）
埼玉県南西部消防局
埼玉西部消防局
入間東部地区事務組合消防本部
和光市女性防火クラブ・埼玉県女性防火クラブ連絡協議会
志木市消防団
朝霞市消防団
和光市消防団
新座市消防団
一般社団法人埼玉県医師会
一般社団法人朝霞地区医師会
一般社団法人埼玉県歯科医師会
社団法人朝霞地区歯科医師会
日本赤十字社埼玉県支部

埼玉ＤＭＡＴ（埼玉病院）
社会福祉法人志木市社会福祉協議会
志木市建設業防災協力会
志木市保安防火安全協会
一般社団法人埼玉県警備業協会
ＮＰＯ 法人日本捜索救助犬協会
埼玉県葬祭業協同組合
一般社団法人埼玉県トラック協会
埼玉県レッカー事業協同組合
埼玉県ガス協会　大東ガス株式会社
東上ガス株式会社
一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会　埼玉県ＬＰガス協会朝霞支部
東京電力パワーグリッド　埼玉総支社
東日本電信電話株式会社 埼玉南支店
株式会社ドコモＣＳ埼玉支店
ＫＤＤＩ株式会社 北関東総支社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社
埼玉県トヨタグループ　トヨタ自動車株式会社
カバヤ食品株式会社
株式会社埼玉武蔵ヒートベアーズ
生活協同組合コープみらい
あさか野農業協同組合 志木支店
埼玉県生活協同組合連合会
大塚製薬株式会社大宮営業所
大塚製薬工場 大宮支店
かたばみ興業
星野総合商事株式会社
自警消防隊
志木市自主防災組織
埼玉県立志木高等学校
埼玉県防災学習センター そなーえ
陸上自衛隊第１師団　第１施設大隊
ＮＨＫさいたま放送局
一般社団法人埼玉県消防設備協会

埼玉県企業局
埼玉県保健医療部生活衛生課
埼玉県朝霞県土整備事務所

（出典：県ホームページ）



（出典：県ホームページ）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	21,765	166,102	2,523	21,081	24,045
実績	23,335	161,520	2,117	20,821	21,821

（４）支出の主な内容

以下の支出を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧をして検証した。

支出命令額（単位：円）	財務節名	件名
11,966,900	委託料	第４４回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）撮影配信等業務委託
2,999,000	委託料	第４４回九都県市合同防災訓練会場設営等業務委託
770,000	需用費	浮島建設に係る必要物品一式の購入
5,500,000	負担金、補助及び交付金	令和５年九都県市合同防災訓練連絡部会負担金

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容の有無についても検証を実施した。

特に問題あるような内容のものは識別されなかった。

（５）当該事業に要する人員の状況

2.7 人（災害対策課 防災基地・防災訓練担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

災害対策基本法第８条第２項第 18 号に基づき訓練等を行っている。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

訓練等を実施することを目標としており、上記事業計画とおりの訓練等を実施している。

事業実績は下記のとおり。

実 施 項 目	令和５年度
九都県市合同防災訓練参加者数	約 8,000 人
初動対応・非常参集訓練	約 7,000 人
大規模図上訓練参加者数	約 400 人

さらに、広く県民に防災意識を浸透させるため、第 44 回九都県市合同防災訓練では、YouTube を活用したリアルタイム配信を行った。

視聴者はオンライン上で訓練の模様をリアルタイムで確認でき、これにより県民の防災意識の向上に貢献したと考えられる。



（出典：県ホームページ）

（８）監査人総括（評価）

（A）まとめ

九都県市合同防災訓練等開催費は、首都直下地震等の大規模災害に備え、防災体制の充実・強化を目的としており、関係機関間の連携や県民の防災意識向上に一定の成果を上げている。

当該事業は令和５年度の計画とおりに実施され、訓練の規模や参加者数からもその実効性が評価される。

訓練会場、訓練内容、参加団体等については、共催市町村や地元消防と協議の上で決定しており、地域の実情に応じた防災体制の構築に寄与している。

一方で、訓練内容の充実や今後の開催地調整など、課題も残されている。

（B）防災への貢献状況について

九都県市合同防災訓練等開催費による事業は、首都直下地震などの大規模災害に備えた防災体制の強化を目的としており、防災関係機関間の連携強化や県民の防災意識向上に大きく貢献している。

特に、第 44 回九都県市合同防災訓練では約 8,000 人が参加し、消防、警察、自衛隊、医療関係者、住民が一体となり災害対応の手順や役割分担を確認した。

この訓練を通じ、迅速かつ的確な対応力を養成し、災害発生時の被害軽減に寄与している。

また、大規模災害を想定した図上訓練では、約 400 人が参加し、災害発生時の対応をシミュレーションすることで、関係機関間の連携と職員の対応能力向上に大きな成果を上げた。市町村防災訓練への支援も、地域レベルでの防災対応力向上を促進し、県全体の災害対応力を底上げする効果を発揮している。

さらに、第 44 回九都県市合同防災訓練では YouTube を活用したリアルタイム配信が実施され、現地参加が難しい県民にも訓練内容を共有することで、防災意識の浸透が図られた。

ただし、配信動画が長時間にわたるため、ダイジェスト版の作成や要点の時間表示を行うことで、視聴の利便性を向上させる余地がある。

一方で、防災訓練の実施内容や効果を定量的に評価する指標の不足が課題であり、例えば「参加者数」「訓練後の改善点」「迅速性の確認」といった指標の導入が求められる。

これにより、訓練効果をより明確に把握し、次年度以降の事業改善につなげることが可能となる。

今後、訓練内容の充実や評価指標の整備、県民との接点強化を図ることで、防災体制の更なる強化が期待される。

（C）費用対効果について

令和５年度の予算額は24,045千円、実績額は21,821千円であり、執行率は約90.8％と高い水準である。

また、訓練ごとの参加者数や実施内容から、予算が適切に活用されていると評価できる。

一方で、令和３年度の実績額が極端に低くなっている点については、新型コロナウイルス感染症の影響で訓練が中止となり、予算と実績の間に大きな乖離が生じたことが主な要因である。

（D）各論点（委託事業、補助事業）について

委託事業：訓練会場の設営や撮影配信業務が外部委託されており、訓練運営に寄与している。

また、委託業務の選定過程や実施状況についても適正である。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（E）合同防災訓練動画について

【意見４７】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の様子を記録した動画について、動画の中で重要な部分を分かるようにして、短時間で要点を把握できるようにすることが望まれる。

動画で合同防災訓練の模様を見ることができるが、３時間もの視聴時間を要することになる。３時間の動画の中で、特に重要な部分が何時何分かを示すことも有益ではないかと思われる。それを受けて、県では、重要な部分は分かるように改善されている。



（出典：県ホームページ）

（Ｆ）視聴者からのフィードバックについて

【意見４８】県ホームページに掲載されている合同防災訓練の動画ページに参加者の声や視聴者の感想を掲載することが望まれる。

合同防災訓練の動画の Web ページにて、合同防災訓練の参加者の声や、動画を視聴した方の感想を掲載すると、視聴の参考になると思われる。それを受けて、県では、動画のコメント機能を活用して、県民からの意見を把握できるようにした。

９．防災基地等維持管理費（危機管理防災部）

（１）目的

当該事業は、災害時における即時対応体制の拠点である防災基地の機能を維持し、災害時に必要な物資備蓄や災害従事者の活動拠点としての役割を確保することを目的とする。

また、平時には消防や警察の訓練場所として活用することで、防災活動の充実と強化を図る。

これにより、埼玉県地域防災計画で定められた防災拠点の機能を保ち、県民の安全と安心を支える体制の構築を目指す。

（２）概要

事業内容	災害時に食料品、生活必需品、医薬品等の物資備蓄や県、消防、警察等の災害従事者の拠点施設とするため、防災基地等の維持管理等を行う。 ①防災基地の維持管理 汚水汲取、消防設備点検、植栽管理、施設修繕、光熱水費 ②震災対策用設備の維持管理 発動発電機維持管理、耐震性貯水槽維持管理
令和５年度予算額（当初予算）	24,045 千円
令和５年度実績	21,821 千円
事業計画	維持管理等に必要な業務及び施設の修繕等を行なう。
事業効果	県地域防災計画で定める防災活動拠点の機能を維持することで、県、消防、警察等の即時対応体制の機能を担うことができる。 また、平時には消防、警察等の訓練場所として活用できる。

（３）県内の防災基地



（出典：防災基地パンフレット）

	場所	敷地面積 （延床面積）	付帯設備等
越谷防災基地	越谷市大字北越谷４	5,284.71 ㎡ （376.98 ㎡）	臨時ヘリポート、耐震性貯水槽、防災用深井戸など
新座防災基地	新座市新塚　5077－５	20,000.34 ㎡ （1,669.09 ㎡）	臨時ヘリポート、耐震性貯水槽など
秩父防災基地	秩父市小鹿野町長留 2936－１	11,983.08 ㎡ （652.62 ㎡）	臨時ヘリポート、車庫、ヘリコプター燃料庫など
中央防災基地	比企郡川島町大字上狢 111－１	76,906 ㎡ （1,890.51 ㎡）	臨時ヘリポート、ヘリコプター駐機場、救援物資集積仕分け場、耐震性貯水槽、防災用深井戸など
熊谷防災倉庫	熊谷市上川上 300	997,000 ㎡ （1,278 ㎡）	臨時ヘリポート、救援物資集積仕分け場、耐

			震性貯水槽、防災用深井戸など

埼玉県の防災基地とは

埼玉県は、人口や産業が集積しており、大規模地震等が発生した際は、大きな被害が予想されます。

そこで、埼玉県では、災害発生時の応急対策を迅速に行うため、被災者の救援・救護に必要な食料や生活必需品などを備蓄する防災倉庫及び救援物資などの集配機能を備えた総合的な防災活動拠点として、防災基地を県内５か所に整備しています。









主な備蓄物資

食　料　品	乾パン、アルファ米、レトルトがゆ、缶入りパンなど
生活必需品	毛布、肌着、タオル、ローソク、簡易トイレなど
乳幼児用品	ほ乳瓶、紙おむつ
医　薬　品	医薬品セット、衛生材料セット、診療・創傷セット、蘇生・気管セットなど
防災用資機材	ろ水機、発動発電機、エアテント、ストレッチャーなど

中央防災基地 （平成12年度供用開始）

県中央地域における防災活動の拠点であるとともに、大規模災害等の発生時には、県外からの救援物資等の集積仕分け拠点及びヘリコプターや車輌による人員・物資の輸送拠点として、県全域の支援活動を行う中核的な防災基地です。

敷　地　面　積

76,906㎡

防　災　倉　庫

建物用途　備蓄倉庫、会議室
建物構造　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
　　2階建
建築面積　1,241.58㎡
延床面積　1,890.51㎡



臨時ヘリポート

大型機離発着可、夜間離発着照明設備完備

ヘリコプター駐機場

大型機1機、中型機3機駐機可



救援物資集積仕分け場

約40,000㎡

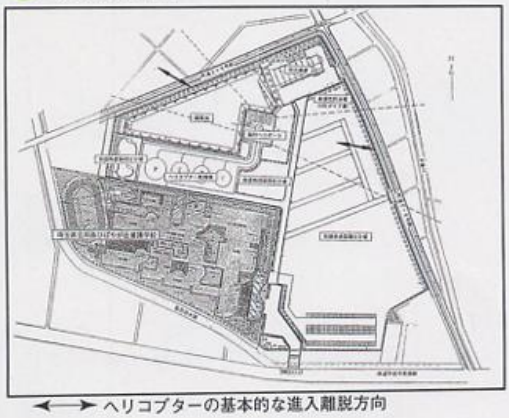
付　帯　設　備

耐震性貯水槽 2基（鋼板製　100㎡×2基）
防災用深井戸 1本（深さ150m、口径30cm
　　揚水量400ℓ／分）

● 案内図



● 施設配置図



←→ ヘリコプターの基本的な進入離脱方向

新座防災基地

（平成５年度供用開始）

主に県南西部地域で防災活動を行う活動拠点です。
また、平常時は、防災関係者の訓練施設としても利用できます。

敷　地　面　積

20,000.34㎡



防　災　倉　庫

建物用途　備蓄倉庫、会議室
建物構造　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
　　２階建
建築面積 1,112.06㎡
延床面積 1,669.09㎡

臨 時 ヘ リ ポ ー ト

大型機離発着可
夜間離発着照明設備完備



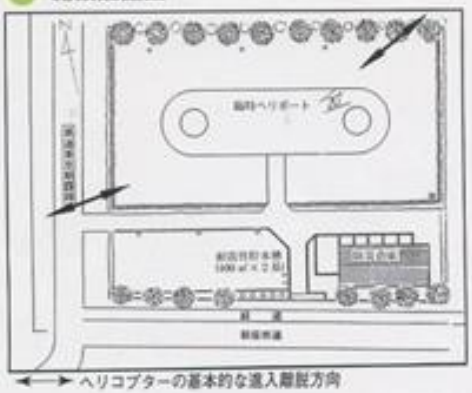
付　帯　設　備

耐震性貯水槽　２基（鋼板製　100㎥×２基）

● 案内図



● 施設配置図



熊谷防災基地 （平成15年度供用開始）

主に県北地域で防災活動を行う活動拠点です。

また、平常時は、熊谷スポーツ文化公園として利用され、災害発生時には、公園全体が防災活動拠点となります。

敷　地　面　積

99.7ha

防　災　倉　庫

陸上競技場サイドスタンド下部に整備
延床面積　1,278㎡

臨 時 ヘ リ ポ ー ト

第５駐車場を利用
中型機離発着可
夜間離発着照明設備完備

救援物資集積仕分け場

屋内運動施設、オープンスペース等を利用

付　帯　設　備

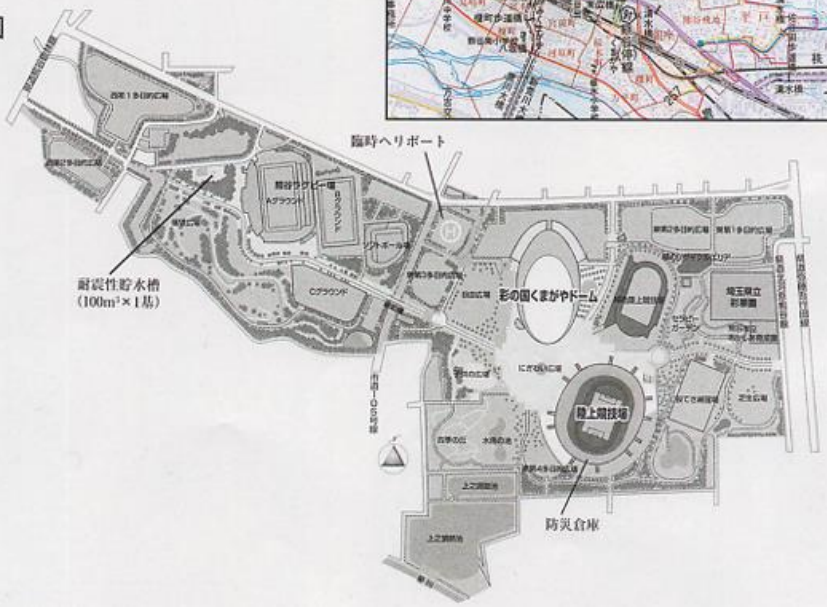
耐震性貯水槽 １基（鋼板製　100㎥）
防災用深井戸 ２本（深さ 110m、口径 20cm
揚水量 360ℓ／分）
（深さ 30m、口径 15cm
揚水量 210ℓ／分）



案内図



施設配置図



秩父防災基地

（平成８年度供用開始）

主に秩父地域で防災活動を行う活動拠点です。
さらに、山林火災消火活動や、山岳事故等の救助活動を行う活動拠点として利用しています。

敷　地　面　積

11,983.08㎡



防　災　倉　庫

建物用途　備蓄倉庫、会議室
建物構造　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
　　２階建
建築面積　450.50㎡
延床面積　652.62㎡

臨 時 ヘ リ ポ ー ト

中型機離発着可
夜間離発着照明設備完備



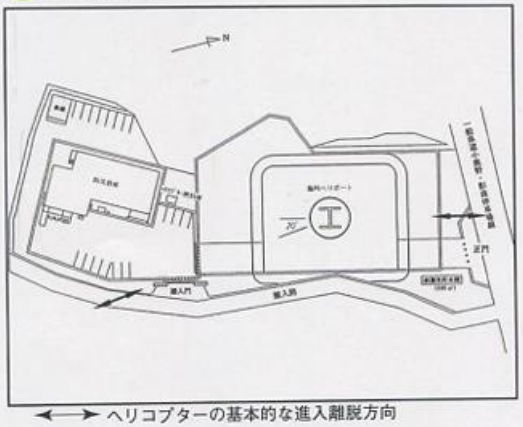
付　帯　設　備

耐震性貯水槽　１基（鋼板製100㎥）
車　庫（鉄骨造１階建　35.75㎡）
ヘリコプター燃料庫
　（コンクリートブロック造１階建　8.28㎡）

案内図



施設配置図



◀▶ ヘリコプターの基本的な進入離脱方向

越谷防災基地

（平成2年度供用開始）

主に県南東部地域で防災活動を行う活動拠点です。
埼玉県で最初に建設した防災基地です。

敷　地　面　積

5,284.71㎡



防　災　倉　庫

建物用途　備蓄倉庫、会議室
建物構造　鉄筋コンクリート造１階建(一部２階)
建築面積　304.22㎡
延床面積　376.98㎡

臨 時 ヘ リ ポ ー ト

中型機離発着可
夜間離発着照明設備完備



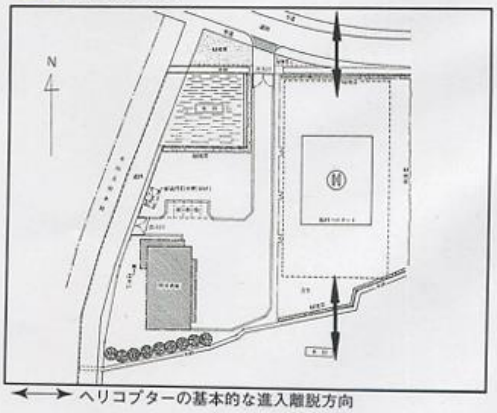
付　帯　設　備

耐震性貯水槽　１基（鋼板製　40㎥）
防災用深井戸　１本（深さ 160m、口径 20cm
揚水量 150ℓ／分）

案内図



施設配置図



（出典：防災基地パンフレット）

県ホームページでの紹介

熊谷防災基地

災害時の総合的な防災活動拠点として、県内に5カ所（越谷、新座、秩父、中央<川島>、熊谷）整備されています。

被災者の救援、救護に必要な食糧や生活必需品などを備蓄する防災倉庫、救援物資などの集配施設を備えています。

- 所在地：熊谷市上川上300（熊谷スポーツ文化公園内陸上競技場下部）
- 備蓄品：缶入りパン、アルファ米、毛布、肌着、簡易トイレ、医薬品等



（出典：県ホームページ）

（４）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	19,353	18,779	15,915	15,964	24,045
実績	18,844	17,530	13,287	15,372	21,821

（５）支出の主な内容

以下の支出を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧をして検証した。

支出命令額（単位：円）	財務節名	件名
3,560,000	委託料	埼玉県中央防災基地植栽管理等業務委託
1,696,516	委託料	埼玉県新座防災基地植栽管理業務委託
1,306,500	委託料	埼玉県越谷防災基地植栽管理等業務委託
968,000	備品購入費	昇降リフト（手動式高所作業台）の購入
909,420	委託料	埼玉県秩父防災基地植栽管理等業務委託
880,000	委託料	防災基地自家発電設備負荷運転点検業務委託（発注伺）
842,600	委託料	防災基地消防用設備点検業務委託
396,440	委託料	発動発電機保守点検業務委託
353,100	委託料	埼玉県防災基地地下タンク点検業務委託（発注伺）
52,668	役務費	新座防災基地　汚水槽清掃
32,631	役務費	新座防災基地　汚水槽清掃
18,414	役務費	新座防災基地　汚水槽清掃
17,671	役務費	新座防災基地　汚水槽清掃
5,516	役務費	新座防災基地　汚水槽清掃

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容の有無についても検証を実施した。特に問題あるような内容のものは識別されなかった。

（６）当該事業に要する人員の状況

1.7 人（災害対策課 防災基地・防災訓練担当）

（７）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

災害対策基本法第 46 条第１項第４号に基づき防災基地の維持管理等を行っている。

（８）令和５年度の評価指標とその達成状況について

物資備蓄や災害従事者の拠点施設となる防災基地等の維持管理等を行うことを目的としており、県からは、修繕費、消耗品費、光熱費、及び訓練に係る旅費等を含む維持管理費であるとの回答があった。

また、県の見解によれば、当該事業は施設維持を目的としており、指標を設けて実績を評価する性質のものではないため、現状の運用体制の中で計画どおりに遂行されていることを確認した。

（９）監査人評価（総括）

（A）まとめ

防災基地等維持管理費は、災害時における物資備蓄や災害従事者の活動拠点として不可欠な役割を担っており、施設機能の維持が重要な事業である。

令和５年度の予算執行率は約 90.7%と適正であり、一定の効果が認められる。

（B）防災への貢献状況について

防災基地等維持管理費に基づく事業は、災害時における迅速かつ的確な対応体制の構築に重要な役割を果たしている。

当該事業は、埼玉県地域防災計画に基づき、防災拠点としての施設機能の維持を目的としており、災害時には物資備蓄や災害従事者の活動拠点、さらには県民の避難生活を支える重要なインフラとして機能している。

具体的には、災害時に必要な食料、生活必需品、医薬品などの物資を適切に備蓄するとともに、県、消防、警察などの災害従事者が円滑に活動できる拠点の維持管理が行われている。

また、防災基地における発電設備や貯水槽の維持管理は、災害時における電力や生活用水の供給を確保するための基盤であり、県内の防災力を高める上で不可欠な要素である。

これにより、緊急時の迅速な物資搬送や救助活動が可能となり、災害発生時における県民の安全と安心を守ることに寄与している。

さらに、平時においても防災基地は、消防や警察などの訓練場所として活用され、防災従事者の技能向上や防災意識の強化に貢献している。

こうした取組を通じて、防災拠点としての役割が災害発生時のみならず、日常の防災活動の充実にも寄与している点は特筆すべきである。

しかしながら、現在の運用には課題も存在する。事業効果を測定するための評価指標が設定されていない点が課題である。具体的には、修繕完了率や施設機能の維持率といった定量的な指標を導入することで、事業効果を客観的に把握し、継続的な改善を図る体制の構築が求められる。

これにより、事業の有効性を高めるとともに、予算執行の透明性を確保することが可能となる。

当該事業の継続的な改善を通じ、災害時における迅速かつ効果的な対応体制を確立し、県民の安全を守る役割をより強固にすることが期待される。

同時に、防災活動の効率化とコスト削減を図り、埼玉県全体の防災力を高めるための取組を更に推進する必要がある。

（C）費用対効果について

防災基地は、災害時に迅速な物資搬出入や従事者の活動拠点として機能し、平時には防災訓練の場としても活用されている。

計画的な維持管理を通じて、施設機能の持続的な確保が図られており、災害対応力の向上に貢献している。

（D）各論点（委託事業）について

外部委託により植栽管理や消防設備点検などが行われており、適切に行われている。

（E）長期保全計画について

施設ごとに長期保全計画が作成されている。定期的に実施される劣化状況の調査の結果等を踏まえ、劣化の著しいものは前倒し、良好なものは後ろ倒しするなど、コスト縮減を考慮した計画内容となっており、効果的かつ効率的な施設の維持管理が行われていることが確認された。

（F）防災基地管理運営要領について

【指摘１】防災基地管理運営要領に記載されている「防災情報システム」について、現在は同システムの名称が「物資調達・輸送調整支援システム」が正しいため、要領の記載もそれに合わせて正しいシステム名に修正すべきである。

埼玉県危機管理防災部では防災基地の管理・運営のためのマニュアルとして、「防災基地管理運営要領」を作成し、備蓄物資の管理、防災基地の任務等を定めている。当該「防災基地管理運営要領」の　４備蓄物資の管理　（４）在庫数の確認　エ　点検結果

の集計において「在庫数確認の結果は、各搬出入所属が整備する備蓄物資の管理台帳に集計し、災害対策課へ報告するとともに、防災情報システムに反映させる」とあるが、この「防災情報システム」という名称は以前使用していた名称であり、現行は「物資調達・輸送調整等支援システム」が正しい名称であった。担当者の説明によれば、単純に当該要領の修正漏れということであった。

この点、現地調査において、指摘をしたのち、速やかに修正されたことを確認した。

（G）民間の活用について

フォークリフトなど運搬に有用な車両を借用できるよう、協定締結事業者と締結している。

（H）災害時に備えた訓練について

防災基地においては、中央防災基地をはじめ、定期的に協定事業者と訓練を行っている。また、令和７年度は、昨年の能登半島地震を受けて民間事業者の協力を得て、大規模な訓練を行う予定であるとのこと。

【意見４９】今後も継続して防災基地での訓練を行うとともに、協定事業者の知見を蓄積し、災害時にその結果を生かせるようにすることが望まれる。

（Ｉ）施設アセスメントについて

新座防災基地と中央防災基地は、総務部管財課による施設アセスメントを実施しているが、他の防災基地ではそれに準じた施設アセスメントを実施している。

（Ｊ）備蓄品のシステム管理について

備蓄品のシステム管理においては、2020 年から物資調達・輸送調整等支援システムが導入されている。そのため、備蓄品の備蓄や入出庫状況は、当該システムにて管理している。なお、全ての備蓄品の入出庫に当たっては、必要な処理時にネット環境がないケースもあり、その場合にはＦＡＸを用いるケースもある。また、基地の中の人員などのやりとりについては、当該システムでは対応できないため、ＦＡＸや電子メールなどを用いて行っている。

なお、現状の防災基地管理運営要領においては、当該システムの記載がなく、ＦＡＸや電話などでのやり取りについて記載されていた。

【指摘２】防災基地管理運営要領において、実態に合わせて物資調達・輸送調整等支援システムへの入力を行う業務フローを反映させるべきである。

防災基地管理運営要領　防災基地資料編によれば、表 14（各種報告事例）において、例えば備蓄物資搬出済報告においてＦＡＸを用いる旨の記載が見られるが、2020 年から物資調達・輸送調整等支援システムが導入されているため、ＦＡＸではなく、システムに入力しているケースがある。当該システム導入に伴い、運用が変更されているため、当該要領について、記載の更新が必要である。

この点、現地調査後に、県では速やかに防災基地管理運営要領の見直しを行い、当該システムを利用した業務フローが反映されていることを確認した。

１０．災害対策用物資備蓄費（防災基地）（危機管理防災部）

（１）概要

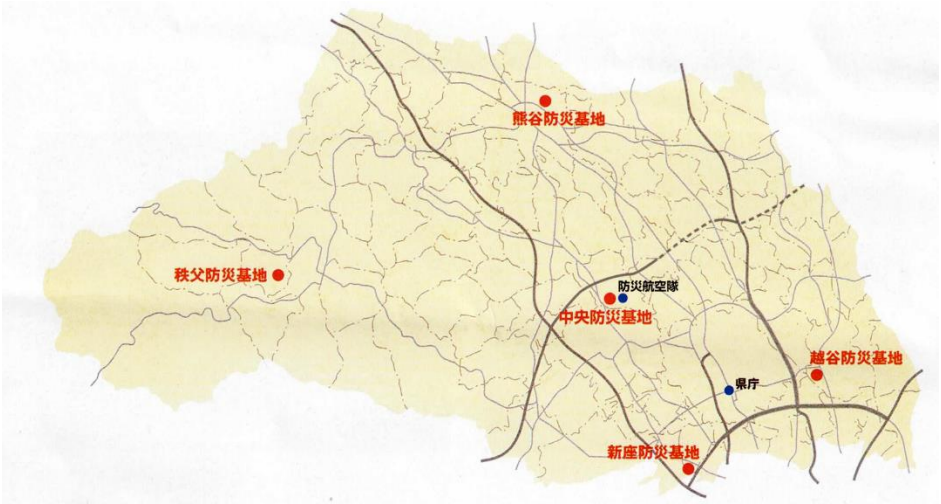
<table>
<tr><td>目的</td><td>埼玉県は、人口や産業が集積しており、大規模地震等が発生した際は、大きな被害が予想される。そこで県では、災害発生時の緊急対応を迅速に行うため、被災者の救援・救護に必要な食料や生活必需品等を備蓄する防災倉庫及び救援物資などの集配機能を備えた総合的な防災拠点として、防災基地を県内５か所に整備している。
そして、災害時に物資を避難所等の被災者に迅速に支給するため、食料品、生活必需品、医薬品等を防災基地等に備蓄し、賞味期限や使用期限を迎える備蓄品を随時更新するための支出として災害対策用物資備蓄費を執行している。食料品は農産物安全課、生活必需品は産業労働政策課、医薬品は薬務課へ執行委任している。</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td>災害時に避難所等の被災者に支給する生活必需品、医薬品、食料品等を防災基地等に備蓄する。
①災害用生活必需品対策事業費
県民の基本的な生活を確保するのに必要な生活必需品の購入等
②災害用医薬品対策事業費
災害時の医療活動を行うのに必要な医薬品の購入等
③震災用食料品備蓄等対策費
保存期間が長くかつ調理不要な食料品の購入等
④事前対策の推進事業費
災害時の車中泊避難者用物資の購入</td></tr>
<tr><td>主な備蓄物資</td><td><table>
<tr><td>食料品</td><td>アルファ米、レトルトがゆ、缶入りパンなど</td></tr>
<tr><td>生活必需品</td><td>毛布、肌着、タオル、ローソク、簡易トイレなど</td></tr>
<tr><td>乳幼児用品</td><td>哺乳瓶、紙おむつ</td></tr>
<tr><td>医薬品</td><td>医薬品セット、衛生材料セット、診療・創傷セット、蘇生・気管セットなど</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	防災用資機材	ろ過機、発動発電機、エアテント、ストレッチャーなど
令和５年度予算額（当初予算）	171,616 千円	
令和５年度実績	118,353 千円	
事業計画	地震被害想定調査で想定した東京湾北部地震による避難者数に対応することを基本とする。また、賞味期限や使用期限を迎える備蓄品を随時更新する。 令和５年度： ・生活必需品（下着 1,000 枚、子供用おむつ 2,600 枚他） ・医薬品（注射薬 17 品目、防護服 450 着他） ・食料品（アルファ米 267,000 食、缶入りパン 28,056 食他） 令和６年度： ・生活必需品（下着 1,000 枚、子供用おむつ 2,600 枚他） ・医薬品（注射薬 10 品目、防護服 500 着他） ・食料品（アルファ米 28,000 食、缶入りパン 222,000 食他） 令和７年度： ・生活必需品（下着 1,000 枚、子供用おむつ 2,600 枚他） ・医薬品（注射薬 19 品目、防護服 500 着他） ・食料品（アルファ米 157,500 食、乾パン 125,400 食他） なお、備蓄計画の詳細は下記に記載する。	
事業効果	防災基地等に現物で物資を備蓄しておくことで、災害時に迅速に被災者へ支給することができる。	

（参考１）県内の防災基地

	場所	敷地面積 （延床面積）	付帯設備等
越谷防災基地	越谷市大字北越谷４	5,284.71 ㎡ （376.98 ㎡）	臨時ヘリポート、耐震性貯水槽、防災用深井戸など
新座防災基地	新座市新塚 5077-５	20,000.34 ㎡ （1,669.09 ㎡）	臨時ヘリポート、耐震性貯水槽など
秩父防災基地	秩父市小鹿野町長留 2936-１	11,983.08 ㎡ （652.62 ㎡）	臨時ヘリポート、車庫、ヘリコプター燃料庫など
中央防災基地	比企郡川島町大字上狢 111-１	76,906 ㎡ （1,890.51 ㎡）	臨時ヘリポート、ヘリコプター駐機場、救援物資集積仕分け場、耐震性貯水槽、防災用深井戸など
熊谷防災倉庫	熊谷市上川上 300	997,000 ㎡ （1,278 ㎡）	臨時ヘリポート、救援物資集積仕分け場、耐震性貯水槽、防災用深井戸など

（埼玉県の防災基地の分布）



（中央防災基地）



（参考２）備蓄計画について

生活必需品及び食料については、災害時において必要な数量等を試算し、これを備蓄計画として危機管理防災部によって策定されている。備蓄品目は県民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。数量については、被害が大きく発生確率が最も高い東京湾北部地震（冬 18 時・風速８m/s）の１週間後避難所避難者数 54,180 人を基本として設定する。

なお、被害を想定している東京湾北部地震とは、首都地域では、２～３百年間隔で関東大震災クラス（Ｍ８）の地震が発生するが、今後 100 年以内に発生する可能性はほとんどないことからこのクラスの地震は除外している。しかし、この間に、Ｍ７クラスの直下地震が数回発生していることから、この地震の発生を想定しており、これを東京湾北部地震と呼んでいる（注１）。

なお、主な生活必需品及び食料備蓄計画の備蓄数量の目標数、計算式等は次のとおりである。

	品目	目標数	計算式	更新期限	荷姿
生活必需品	毛布	54,180 枚	避難所避難者数×１枚（１人１枚）→54,180 人×１枚	10 年	段ボール箱
	下着	53,313 枚	避難所避難者数－避難所避難乳幼児数（乳幼児はおむ	10 年	段ボール箱

			つ対応）→54,180 人−867 人		
	おとな用おむつ	38,189 枚	避難所避難者後期高齢者数（注２）÷２×10 回×1.5 日（後期高齢者の半数が使用し１人１日 10 枚使用	５年	段ボール箱
	ウエットティッシュ	54,180 個	避難所避難者×１個	５年	段ボール箱
食品	主食（アルファ米、缶入りパン、など）	243,810 食	避難所避難者 54,180 人×３食×1.5 日	５～７年	段ボール箱
		168,561 食	災害救助従事者数 18,729 人×３食×３日		
		286,748 食	駅周辺帰宅困難者数 286,748 人×３食×１日分		
		合計 1,399 千食→→1,400 千食			
	粉乳	520 kg	避難所避難乳幼児数 867 人×0.2 kg／１人×３日分		

（注１）内閣府防災情報「首都直下地震の被害想定（概要）」最終アクセス　令和６年 12 月 15 日　https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/past2/pdf/higai_gaiyou.pdf

（注２）避難所避難後期高齢者数 5,093 人は、避難所避難者数 54,180 人に「町（字）別人口調査（平成 26 年１月１日現在）」による埼玉県の 75 歳以上の人口割合 9.4%を乗じて算出

（注３）避難所避難乳幼児数 867 人は、避難所避難者数 54,180 人に「町（字）別人口調査（平成 26 年１月１日現在）」による埼玉県の０から２歳までの人口割合 1.6%を乗じて算出

（倉庫内の備蓄品）



（参考３）医薬品、医療資機材の備蓄

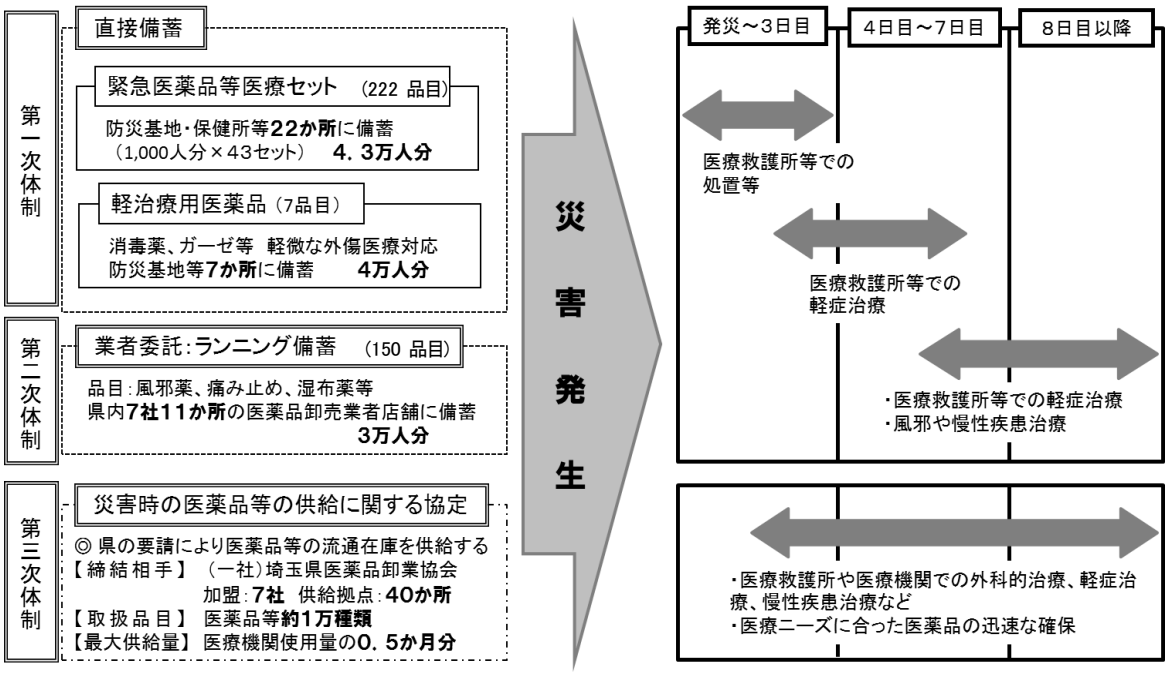
医薬品、医療資機材の備蓄について、県は、医療救護基本計画を策定し、防災基地などで災害用医薬品等を備蓄するとともに、医薬品卸売業者にランニング備蓄を委託している。また、県は市町村や医療機関、保健医療活動チーム等の要請に応じ備蓄医薬品等を払い出す。

さらに、県は一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会と締結している「災害時の医薬品等の供給に関する協定」に基づいて、医薬品等の供給を要請する。

医薬品及び医療救護資機材の県の備蓄状況

備蓄体制		内容	場所	箇所	品目
第一次体制(直接備蓄)	緊急医薬品等医療セット	発災直後の外科的処置に使用	防災基地＊保健所など	22	222
	軽治療用医薬品	比較的軽度な外傷等の消毒に使用	防災基地、さいたまスーパーアリーナなど	7	7
第二次体制	ランニング備蓄	医薬品卸売業者の流通在庫を活用	７社 11 事業所	11	150
第三次体制	災害時応援協定	医薬品卸売業者の流通在庫を調達	（一社）埼玉県医薬品卸業協会加盟 ７社		

＊越谷、新座、秩父（小鹿野町）、中央（川島町）、熊谷の ５か所



（薬務課作成）

（２）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位:千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	93,984	93,984	130,416	123,673	171,616
実績	106,264	77,353	94,060	105,150	118,353

（３）支出の主な内容

災害救助用備蓄食料「アルファ米（わかめご飯)」購入：69,206 千円
災害救助用備蓄食料「梅がゆ」の購入：18,750 千円
災害用備蓄物資（生活必需品）売買契約の締結について：9,760 千円
災害救助用備蓄食料「缶入りパン」の購入：7,181 千円
災害用備蓄医療機器の売買契約について：4,865 千円
災害用備蓄医薬品の売買契約について：3,441 千円

(参考４）災害対策用物資備蓄費の決算の内訳について

各担当課の令和３年度以降の決算内容　　（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
食料品（農産物安全課)	59,319,540	56,118,754	95,139,789

生活必需品（産業労働政策課）	1,407,120	10,551,200	9,760,300
医薬品（薬務課）	8,717,410	4,627,421	8,306,633
防災用資機材（災害対策課）	12,944,578	776,564	1,495,716
合計	82,388,648	72,073,939	114,702,438

（A）備蓄品の目標達成状況について

令和５年度末における備蓄品の目標達成状況は次のとおりである。

			R6.4.1備蓄数							充足率結果	
			【県】			【市町村】(R6.4.1時点)			【県+市町村】備蓄数計	備蓄目標数	充足率
			備蓄数	目標数	充足率	備蓄数	目標数	充足率			【県、市町村】
			①			②			③=①+②	④	③÷④
食料	主食	(食)	1,405,066	1,400,000	100.4%	3,968,750	406,656	975.9%	5,373,816	1,806,656	**297.4%**
	粉乳	(kg)	520	520	100.0%	2,875	520	552.9%	3,395	1,040	**326.4%**
	液体ミルク	(缶)	960	960	100.0%	9,314	960	970.2%	10,274	1,920	**535.1%**
	哺乳瓶	(本)	1,749	1,750	99.9%	56,345	1,750	3219.7%	58,094	3,500	**1659.8%**
生活必需品	毛布	(枚)	54,843	54,180	101.2%	591,090	54,180	1091.0%	645,933	108,360	**596.1%**
	下着	(枚)	39,990	53,313	75.0%	95,737	53,313	179.6%	135,727	106,626	**127.3%**
	靴下	(枚)	40,500	53,313	76.0%	42,797	53,313	80.3%	83,297	106,626	**78.1%**
	弾性ストッキング	(枚)	5,972	5,000	119.4%	1,930	5,000	38.6%	7,902	10,000	**79.0%**
	タオル	(枚)	47,203	54,180	87.1%	239,832	54,180	442.7%	287,035	108,360	**264.9%**
	ウェットティッシュ	(個)	47,500	54,180	87.7%	72,276	54,180	133.4%	119,776	114,870	**104.3%**
	子供用おむつ	(枚)	5,826	13,005	44.8%	812,853	13,005	6250.3%	818,679	26,010	**3147.6%**
	大人用おむつ	(枚)	15,992	38,198	41.9%	243,245	38,198	636.8%	259,237	76,396	**339.3%**
	生理用品	(枚)	14,904	29,259	50.9%	1,104,931	29,259	3776.4%	1,119,835	58,518	**1913.7%**
	トイレットペーパー	(ロール)	48,252	18,060	267.2%	231,332	18,060	1280.9%	279,584	36,120	**774.0%**
	携帯トイレ	(枚)	215,300	152,298	141.4%	2,657,587	152,298	1745.0%	2,872,887	304,596	**943.2%**

（４）当該事業に要する人員の状況

1.6 人　（災害対策課 防災基地・ 防災訓練担当）

（５）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

災害対策基本法

上記法令に従い運用している。

（６）令和５年度の評価指標とその達成状況について

該当なし

（７）監査人評価（総括）

包括外部監査人は中央防災基地に現地視察を行い、建物や備品及び備蓄品の管理状況、備蓄品についてテストカウントを行った。その他中央防災基地に関する関連資料の閲覧を行った。その結果次のような問題点が発見された。

（A）目標備蓄算出数量の基礎データについて

【意見５０】目標備蓄算出数量の基礎データ値が現状と相違している場合、実際の使用時において備蓄品の過不足が生じる可能性が高いため、できるだけ最新の基礎データを用いて算出することが望まれる。

目標備蓄算出数量の算出過程では帰宅困難者数及び高齢者数、乳幼児数が計算基礎データとして考慮され算出されているが、いずれも平成 24 年～平成 26 年の数値が使用されており、乖離が生じている状況である。

駅周辺の帰宅困難者数は平成 24 年の大宮駅、鉄道博物館駅、北大宮駅、北与野駅及びさいたま新都心駅の１日使用者数を合計して 767,470 人として算出されているが、データが古く最近の数値と乖離が生じている。令和４年度において県がホームページで発表している「県内駅・利用者数ランキング（令和４年度・１日平均)」を用いて監査人が該当する駅の利用者数を算出してみると 749,394 人であった。

目標備蓄算出数量の基礎となる高齢者数と乳幼児数については、同計画では平成 26 年１月１日現在のデータが使用されている。しかし、同データについても平成 26 年から約 10 年が経過し、少子高齢化が急激に進行した現在においては割合が大きく変動している。県がホームページにおいて提示している年齢階層別人口によれば別記のとおりであった。

（表　乳幼児と高齢者の割合について）

	平成 26 年１月１日現在	令和６年１月１日現在
埼玉県人口　A	7,288,772 人	7,378,619 人
乳幼児（0～２歳）B	177,295 人	138,735 人

後期高齢者数（75 歳以上）C	686,136 人	1,102,782 人
乳幼児の割合（B/A　%）	2.43%	1.88%
後期高齢者の割合（C/A　%）	9.41%	14.95%
備蓄計画で用いている割合		
乳幼児割合（%）	1.6%	
後期高齢者の割合（%）	9.4%	

目標備蓄算出数量の基礎データ値が現状と相違している場合、実際の使用時において備蓄品の過不足が生じる可能性が高いため、できるだけ最新の基礎データを用いて算出することが望まれる。

前述のとおり、現在の備蓄計画は平成 26 年１月１日現在の人口数を用いて、乳幼児のために必要な備蓄品の数量を決定している。なお、監査人が県提供のデータに基づいて試算したところ乳幼児の割合について乖離が生じている状況であった点についても言及しておく（後期高齢者の割合の割合は一致していた。）。

（B）目標備蓄算出数量について

【意見５１】目標備蓄数量について、大宮駅周辺の１日利用者数などを用いて算出しているが、前提の利用者数は平成 24 年～平成 26 年の数字を用いているため、できるだけ最新の数字を用いて計算することが望まれる。（少なくとも５年ごとには更新することが望まれる。）

上述の指摘に関連するものである。大宮駅周辺の１日利用者数は災害対策課にて算出している数字を利用していることや、近年感染症の影響により増減が生じている状況ではあるが、関係部署の協力を得て、できるだけ最新の数字を用いて計算をすべきである。

【意見５２】生活必需品備蓄計画について、平成 26 年度時点の人口調査に基づき、必要数量を算出しているが、古い数字を用いているため、できるだけ最新の人口調査に基づき必要数量を更新することが望まれる。

上述の指摘に関連するものである。人口調査も災害対策課にて算出している数字を利用している。今後も関係部局の協力を得て、できるだけ最新の人口調査に基づき算出すべきである

（C）備蓄品リストの使用期限の未記入について

【指摘３】備蓄品リストに納入時期や使用期限についても記載すべきである。

備蓄品リスト（令和５年度　災害用備蓄物資定期点検　報告様式）についてカセットコンロやコンロ用ボンベなど備蓄品リストの一部について納入時期及び使用期限が記入されていないものがあった。納入時期や使用期限は当該備蓄品が使用に耐えるか否か非常に重要な情報であり、概観性を確保する観点からも棚札からの転記を徹底して備蓄品リストに記載すべきである。

（D）劣化が著しい備蓄品について

【意見５３】備蓄品について劣化が著しい備蓄品が存在しているため廃棄を徹底することが望まれる。

備蓄品について県職員が段ボール箱をランダムに開封して、個装品を外観から異常がないかをチェックしていることは伺えた。しかしながら平成 16 年納入のウエットティッシュを監査人が持ってみたところ明らかに水分が抜けていてウエットティッシュとしての役割を果たさないと思われるものが存在していた。この点について担当者に確認すると、備蓄品を実際に開封して検査し、利用できないものは順次廃棄しているということであったが、いつ災害が起こっても備蓄品はいつでも利用できるように劣化が著しい備蓄品は廃棄することが望ましい。

（E）評価指標の多面的拡充と管理体制の改善について

【意見５４】備蓄体制の適切な管理と柔軟性を確保するためには、「品目別の賞味期限管理」「更新頻度」「避難所への迅速な供給体制」など、多面的な評価指標を整備し、定期的な見直しを行うことが望まれる。

令和５年度の評価指標として「1.5 日分の食料備蓄」が達成されている点は一定の評価に値する。

また、備蓄物資については、賞味期限や使用期限で適切に管理されており、必要に応じた開封や状態確認が行われている。

また、物資運搬事業者との協定締結に加え、協定事業者と連携した物資搬出入訓練を実施しており、災害時に迅速な物資搬出入を可能とする体制が整備されている点も評価される。

一方で、現行の評価指標が数量に限定されているため、災害時の備蓄の実効性を十分に評価するには課題が残ると考えられる。

ただし、県は「災害の状況により、搬出入する物資の品目や数量、搬出入の方法、車両の種類や運搬経路が大きく異なるため、供給までの時間を指標として設定することは適当でない」としており、これを踏まえ慎重に検討する必要がある。

こうした前提を踏まえつつ、備蓄体制の多面的な評価を可能にするため、品目別の状態確認結果や訓練内容の成果を記録・分析する仕組みをさらに整えることが望まれる。

これにより、備蓄物資の有効活用と効率的な管理体制が実現し、災害時の住民支援の精度向上が期待される。

また、こうした取組は、災害対応の透明性を高め、県民からの信頼性向上や防災意識の更なる向上にも寄与するものである。

（F）棚札の管理について

【指摘４】未更新の棚札については、速やかに更新すべきである。

肌着が保管されているが、棚札を見ると、昭和 52 年に購入したとの記載があった。確認したところ、古い棚札が貼られていたもので、肌着は昭和 52 年に購入したものではなく、最近購入したものであるとのこと。

なお、現地調査後、残ったままになっていた古い棚札を処分したとのことである。備蓄物資については、賞味期限や使用期限で管理しており、備蓄品については、必要に応じて開封するなど、物資の状態を確認し、適切に管理できているとの回答を得ている。

（G）備蓄品の積上方法や数え方について

【意見５５】協定事業者の知見を得て、引き続き数量カウント等の誤りがないように、誤りやすい例を周知する、カウントしやすいように在庫の配置図を棚札に添付するなどの方法を検討することが望まれる。

現地調査での備蓄品の保管状況を踏まえて質問したところ、備蓄品の数量について、備蓄品の積上方法や数え方の誤りなどで、数量の記入誤りがあるとの回答があった。また、棚札にも修正の証跡があった。県によれば、備蓄品の積上方法等については、現地調査後も協定事業者からに助言をもらっているとのことであり、配置図を棚に添付することも実施しているとのことであった。

ゆえに、現地調査後、速やかに正確な備蓄品のカウントに努めており、引き続き正確な数量の把握に努められたい。

（H）災害用備蓄物資定期点検　報告様式

長期保管が可能な発電機などの物資を当該報告様式にて管理している。なお、耐用年数の設定が難しいものであることから、耐用年数、納入時期、期限欄は空欄として、毎年度点検を行っている。使用できないものは廃棄しているとのことである。

なお、毎年度の定期点検の結果は書面で残すことにより、引き続き、使用できるか否かの確認を行っている。

（Ｉ）非常用食料の備蓄数量について

農作物安全課作成の「農産物安全課災害用備蓄食料更新サイクル計画修正案 0603 財政課査定後」によれば、缶入りパンの備蓄数量について、各基地合計で、実績数が目標数を下回っていた。この理由として、食料品の保管スペースや予算の兼ね合い、調達数の平準化、更には廃棄する食料品の処理との兼ね合いが挙げられ、極端に目標数量を下回ることはないものの、必ずしも目標数を満たせないこともあるとのことであった。

なお、令和６年４月時点の備蓄物資充足率調査結果を閲覧したところ、県では主食 140 万食の備蓄を目標としているところ、当該目標値を満たしているため、十分な食料が備蓄されていると判断した。

（Ｊ）毛布などの備蓄数量について

【意見５６】産業労働政策課作成の備蓄品ファイルによれば、毛布、子供用おむつ、トイレットペーパー、使い捨てトイレについて、目標値を実績の備蓄量が下回っている状況にあるため、目標値以上の備蓄となるよう、追加購入が望まれる。

（K）生活必需品の備蓄数量について

【意見５７】「埼玉県 災害用備蓄物資・資機材一覧表（概要）　充足率有」によれば、生活必需品（下着、タオル、くつした、ウエットティッシュ、おむつ、生理用品）について充足率が 100%を下回っているため、100%以上となるよう、備蓄品の確保が望まれる。

１１．大規模災害対策事業費（危機管理防災部）

（１）目的

大規模災害対策事業費は、災害救助法第四条に基づき大規模災害における被災地からの避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅等の提供を目的とする事業である。具体的には、東日本大震災に伴い県内に避難した方に対して、県が民間住宅を借り上げるなどして住まいを提供している。

（２）概要

当該事業の概要は次のとおりとなる。

事業内容（A）	災害救助法第四条に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅等を提供するもの
令和５年度予算額（B）	37,781 千円 ・民間賃貸住宅借上げ事業　36,236 千円 ・県営住宅事業特別会計繰出金 1,545 千円
令和５年度実績（B）	33,854 千円
事業計画（B）	災害救助法に基づき、東日本大震災の避難者に対して、民間賃貸住宅の借上げ等により応急仮設住宅を供与する。 ・民間賃貸住宅借上げ事業（36,236 千円） 対象戸数：43 戸 費用：賃料、事務費等 ・県営住宅事業特別会計繰出金（予算額 1,545 千円） 対象戸数：３戸 費用:近傍同種家賃を参考とする家賃＋修繕費＋設備に係るリース料
事業効果（B）	東日本大震災借上げ民賃家賃支払： 30,087 千円 県営住宅事業特別会計繰出金： 1,711 千円　他

（Ａ）事業内容

大規模災害対策事業費は、災害救助法第４条に基づき大規模災害における被災地からの避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅等の提供を目的とする事業である。具体的には、①民間賃貸住宅借上げ事業及び②県営住宅事業特別会計繰出金の単位事業があり、東日本大震災に伴い県内に避難した方に対して、

県が民間住宅を借り上げるなどして住まいを提供することを目的とした事業である。

災害救助法
第４条（救助の種類等）
第２条第１項（救助の対象）の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一　避難所及び応急仮設住宅の供与
（災害救助法第四条一項より一部抜粋）

①民間賃貸住宅借上げ事業
民間賃貸住宅借上げ事業については、民間の賃貸住宅を県が借上げ、避難者へ対して応急仮設住宅として民間賃貸住宅等を提供するものである。

②県営住宅事業特別会計繰出金
避難者へ対して県営住宅を貸し出した際の、家賃や修繕費、設備に係るリース料等の経費の支払いを目的とした事業となっている。

両事業ともに、効率性の観点より住宅の提供状況の管理について、県営住宅等を所管する住宅課に執行委任を行っている状況である。

（Ｂ）過去３年間の予算額及び実績並びに事業計画及び実績・効果について
予算及び決算の状況について次のとおりとなっている。

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	47,257	44,627	37,781
実績	37,990	36,106	33,854

①民間賃貸住宅借上げ事業（予算額 36,236 千円）
経費については、主に賃料、事務費等により構成される。
主な予算上の支出内訳は次のとおりとなっている。（対象戸数：43 戸）

事業内訳書

事業名	大規模災害対策事業費		
単位事業名	民間賃貸住宅借上げ事業	予算額	36,236千円

（単位：千円）

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
報償費	660	0	法律相談　12か月
旅費	210	0	借上げ住宅入居確認旅費 未退去指導費 福島県連絡会議出席旅費
役務費	219	△16	通常郵便(各種通知等) 特殊郵便(住替え契約書等送付) 仲介手数料(住替え契約3件)
委託料	2,699	△1,309	入居者意向確認等支援業務委託
使用料及び賃借料	32,448	△5,542	賃料(東日本大震災被災者) 退去修繕費(住替え3件) 契約更新料
合計	36,236	△6,867	

②県営住宅事業特別会計繰出金（予算額 1,545 千円）

経費については、主に家賃、修繕費、設備に係るリース料により構成される。

主な予算上の支出内訳は次のとおりとなっている。（対象戸数：３戸）

単位事業名	県営住宅事業特別会計繰出金	予算額	1,545千円

（単位：千円）

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
繰出金	1,545	21	県営住宅事業特別会計繰出金
合計	1,545	21	

（３）支出の主な内容

令和５年度における支出命令は、主に東日本大震に伴う民間賃貸住宅借上げ事業及び県営住宅事業特別会計繰出金においてなされている。

（A）令和５年度の支出命令の一覧

①執行委任している住宅課による支出

東日本大震災借上げ民賃家賃支払　30,087,624 円

切手購入代　33,602 円

旅費（会計年度任用職員の交通費）　4,113 円

旅費（住人への訪問等）　　17,565 円
県営住宅事業特別会計繰出金　　1,711,000 円

②災害対策課による支出（予備費）
令和６年能登半島地震に係る災害見舞金（新潟県あて災害見舞金）
500,000 円
令和６年能登半島地震に係る災害見舞金（富山県あて災害見舞金）
500,000 円
令和６年能登半島地震に係る災害見舞金
（石川県あて災害見舞金）　　1,000,000 円

（４）当該事業に要する人員の状況
2.0 人（災害対策課 災害対策担当、住宅課）

（５）関係する法規について
当該事業が関係する法規は主に災害救助法第四条となっている。
災害救助法災害救助法第４条では、次のとおり定めている。なお、災害救助法に基づく当該事業の状況については、「(B) 過去３年間の予算額及び実績並びに事業計画及び実績・効果について」を参照されたい。

（救助の種類等）
第４条　第２条第１項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一　避難所及び応急仮設住宅の供与
二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　被災者の救出
六　被災した住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与
九　埋葬
十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

（６）監査人総括（評価）
問題となる事項は発見されなかった。

１２．災害救助事業特別会計（危機管理防災部）

（１）目的

災害救助事業は、一定の災害規模（全壊 100 世帯、床上浸水 10,000 世帯）を想定した救助費（応急的救助に必要な粉乳、医薬品、応急仮設住宅設置費　等）の計上を行うとともに、災害救助法に規定された災害救助基金の積立を行うことを目的とした事業である。

（２）事業の概要

当該事業の概要は次のとおりとなる。

事業内容（A）	・一定の災害規模（全壊 100 世帯、床上浸水 10,000 世帯）を想定し救助費の計上を行う。 ・災害救助基金への積立を行う。
令和５年度予算額（B）	696,904 千円
令和５年度実績（B）	21,155 千円 （令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害に対する災害救助法の適用に伴う支出額）
事業計画（B）	・一定の災害規模（全壊 100 世帯、床上浸水 10,000 世帯）を想定した救助費の計上をあらかじめ行い、災害救助法による救助の円滑な実施を図る。 ・災害救助基金への積立を行う。
事業効果（B）	令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害に対応するため、災害救助法の適用がなされ、草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町に対して、次の自治体に救助費の計上がなされた。 越谷市：11,113 千円 松伏町：609 千円 草加市：1,040 千円

（A）事業内容

近年激甚化・多発化する災害への備えとして、災害で被害にあった県民への対策を講ずることを目的とした事業であり、主に①一定の災害規模（全壊 100 世帯、床上浸水 10,000 世帯）を想定した救助費の計上と、②災害救助基金への積立を行う。

救助費の計上について、令和５年度においては、梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害に関連し、令和５年６月２日に災害救助法の適用がなされ、草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町に対して、救助費の計上がなされている状況である。（救助費

の内容について、「（B）過去３年間の予算額及び実績並びに事業計画及び実績・効果について」を参照されたい。）

また、災害救助法に基づき積立てがなされる災害救助基金には法定最少額が定められており、その金額に達していない場合は当該年度に積み立てなければならないとされる。令和５年度は災害救助基金の残高が法定最少額を上回る見込みであったため、当初予算での計上はしていない状況である。

なお、災害救助法については「（４）関係する法規」を参照されたい。

（B）過去３年間の予算額及び実績並びに事業計画及び実績・効果について

過去３年間の予算及び決算の状況について次のとおりとなっている。

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	705,140	659,436	696,904
実績	26,206	10,707	21,155

①救助費の計上について

令和５年度においては、梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害に関連し主に次の支出命令を行っている。

・災害救助費繰替支弁金の概算交付決定について（越谷市）：11,113 千円
・災害救助費繰替支弁金の概算交付決定について（松伏町）：609 千円
・災害救助費繰替支弁金の概算交付決定について（草加市）：1,040 千円

②災害救助基金の積立について

上述のとおり令和５年度は災害救助基金の残高が法定最少額を上回る見込みであったため、当初予算での計上はしていない状況である

令和５年度において災害救助基金の運用益が 8,391 千円生じており、災害救助基金への積立を行っている。（災害救助法第 24 条）

（３）支出の主な内容

令和５年度の支出の内容については、①救助費の計上、②災害救助基金の積立、それぞれについて、上記「（B）過去３年間の予算額及び実績並びに事業計画及び実績・効果」を参照されたい。

（４）関係する法規

当該事業が関係する法規は災害救助法である。

①災害救助法について

災害救助法は、災害に対して、国が地方公共団体や国民の協力の下に、応急に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために制定されたものである。災害救助法の適用がなされると被災者の救助に要する費用は、都道府県が支払うこと（その一部は国が負担）となる。 救助の範囲は、避難所の設置、食料・飲料水の供給、土石等の障害物の除去等である。

災害救助法の適用について、災害救助法施行令第１条第１項第４号では、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。」と規定されている。

また、災害救助法第 22 条では、「都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。」と都道府県の災害救助基金への積立義務について定めている。

②令和５年度中の適用について

上記のとおり、県は、令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害により、県内市町において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている状況とのことで、令和５年６月２日に災害救助法の適用がなされ、草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町に対してそれぞれ、11,113 千円、1,040 千円、609 千円の救助費の計上がなされている状況である。

また、災害救助基金への積立について、県では令和５年度において、基金の残高が法定最少額を上回る見込みであったため、予算計上はしていない状況である。

（５）監査人総括（評価）

問題となる事項は発見されなかった。

１３．災害救助基金、災害救助事業費（特別会計）（危機管理防災部）

（１）目的

（A）災害救助法とは

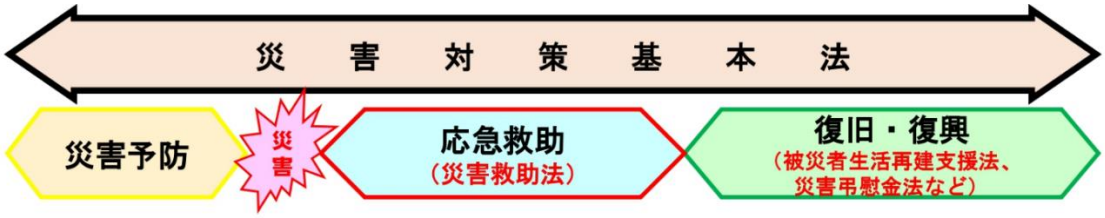
我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である（図１参照）。

そして、災害救助法は「災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること」と規定している（第１条）。そして同法において災害救助は都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行うこと（法定受託事務）、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できること、広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定の締結を行う、あるいは発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましいとされている。

つまり、本来災害が生じた（災害救助法の適用がない場合）際に災害への対応を行うのは市町村であるが、災害救助法の適用がある場合は都道府県知事が主体となって災害対応にあたることとなり、市町村へ一部を委任するという関係になるところが特徴的である。

災害救助法の適用がない場合と適用がある場合について一覧表にしたものが（図２）である。

（図１）災害救助法の位置付け



（図２）　災害救助法の適否について

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法５条）	救助の後方支援、総合調整（基本法４条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法１３条２項）	救助の実施主体（法２条）（救助実施の区域を除く（法２条の２））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法１３条１項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法１３条１項）
	費用負担	費用負担なし（法２１条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

（出典　「災害救助法の概要（令和２年度）」内閣府政策統括官（防災担当））

災害救助法では、救助に関しての具体的な内容についても言及しており以下の事項がその対象となっている（災害救助法第４条）。

【災害救助法の対象となっている救助の種類】
○避難所の設置　○応急仮設住宅の供与　○炊き出しその他による食品の給与　○飲料水の供給　○被覆、寝具その他の生活必需品の給与・貸与　○医療・助産　○被災者の救出　○住宅の応急修理　○学用品の給与　○埋葬　○死体の捜索・処理　○障害物の除去

（Ｂ）災害救助基金について

①概要

災害救助法第 22 条は「都道府県等は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない」と定め基金の積み立てを要求している。つまり、災害救助のための各種費用について一定の額を積み立てておかなければならず、この積立金（基金）のことを災害救助基金と呼ばれる。

②基金の積立方法

災害救助法第 23 条は以下のとおり基金の積立方法を定めている。

・前年度の前３年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の５/1000 相当額を積み立てることが原則である。
・都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度６月 15 日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。

③基金から支出できる費用

基金から支出できる費用は以下のものと定められている（災害救助法第 21 条等）。

（a）法による救助に要した費用
（b）法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資）
（c）基金の管理に必要な費用（注１）

（注１）基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。

なお、災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

④基金による備蓄物資

基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品

に限られる（具体例：食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品等。なお、要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。）

救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくことが定められている（「災害救助法による救助の実施について」（昭和 40 年５月 11 日付社施第 99 号、最終改正：令和３年３月 31 日府政防第 429 号）（抄））。

（２）埼玉県の災害救助基金について

（A）事業の内容等

事業内容	救助に要する経費の財源となる災害救助基金への積立てを行う必要がある。
令和５年度期首残高	3,258,153 千円
事業計画	ア　災害救助法による救助の円滑な実施を図るため、基金運用益を基金に積み立てる。 イ　災害救助法に規定される最少額に対する不足額を充当する。
事業効果	ア　災害時における円滑な救助が可能となる。 イ　災害救助法で規定する法定最少額を積み立てる必要がある。

（B）令和元年度以降の積立額と取崩額　　（単位：千円）

	積立額	取崩額	法定最少額との差
令和元年度（注２）	652,871	499,244	0
令和２年度（注３）	12,635	608,928	＋51,902
令和３年度（注３）	9,241	8,541	＋55,242
令和４年度（注３）	8,448	1,176	＋90,474
令和５年度（注３）	8,716	－	＋40,663

（注２）令和元年度は、令和元年東日本台風において本県が被災し、災害救助法による被災者の救助を実施し、その財源として基金を取崩した。同災害における救助は令和４年まで継続した。

（注３）令和２年度以降、さいたま市が救助実施市になったことにより、積立額をさいたま市と按分することになった。このため、本県における法定最少額が低

下した。

（３）災害救助事業費（特別会計）災害救助法による救助実施費

（A）目的

災害救助法による救助が実施された場合に備え、応急的救助に必要な粉乳、医薬品、応急仮設住宅設置費など、救助費の計上をあらかじめ行うものである。

（B）概要

事業内容	災害救助法による救助が迅速に行われるよう、あらかじめ救助費を計上する。
令和５年度予算額（当初予算）	688,348 千円
令和５年度実績	12,764 千円
事業計画	一定の災害規模（全壊 100 世帯、床上浸水 10,000 世帯）を想定した救助費の計上をあらかじめ行い、災害救助法による救助の円滑な実施を図る。
事業効果	全壊 100 世帯 310 人、床上浸水 10,000 世帯 31,000 人規模の被害に対して、発災後速やかに救助を実施することが可能となる。

（C）各年度における事業の予算額及び実績額について（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	611,702	611,702	766,367	650,987	688,348
決算	1,209,870	214,829	17,032	2,352	12,764

（D）支出の主な内容

令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害における 災害救助費繰替支弁金

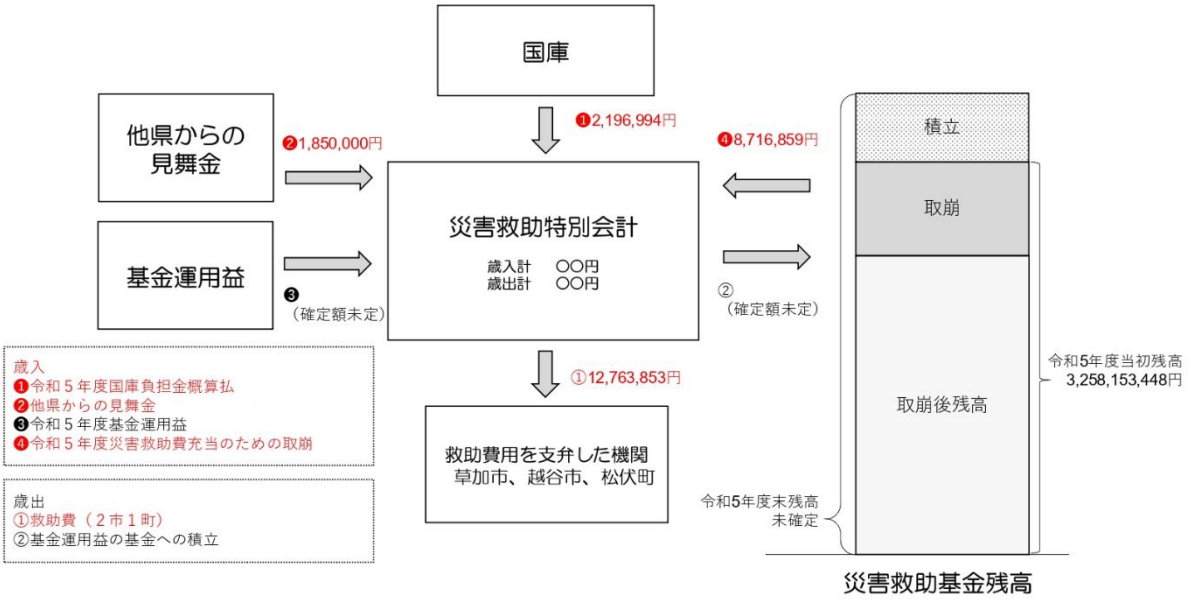
松伏町　　609,525 円

草加市　1,040,436 円

越谷市　11,113,892 円

合計　　12,763,853 円

令和５年度災害救助基金と災害救助特別会計の関係を図示すると次のとおりになる。



※令和６年３月１９日時点

（４）当該事業に要する人員の状況

0.1 人（災害対策課 災害対策担当）

（５）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

災害救助法

上記法令に従い運用している。

（６）令和５年度の評価指標とその達成状況について

該当なし。

（７）監査人総括（評価）

当該事業に関する執行伺い、各種計画書、交付申請書、交付決定通知書、備蓄物資に関する関係書類などを閲覧したところ特に問題は存在しなかった。

１４．ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費（危機管理防災部）

（１）目的

ジェンダー視点を踏まえた避難所開設･運営マニュアルを市町村が策定することにより、災害時に女性等に配慮した避難所運営体制を整備する。

（２）概要

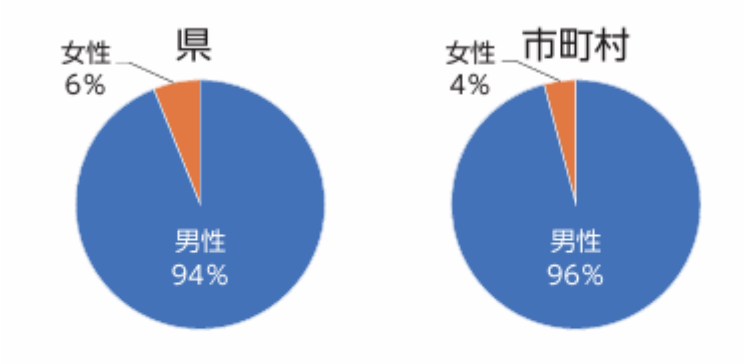
事業内容	当該事業は、災害時に市町村がジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営ができるよう、避難所開設・運営に関する標準手引き及び映像資料を作成するものであり、これを防災に関する専門知識や業務経験を有する者に委託することで、効率的かつ効果的に業務を実施することを図るものである。
令和５年度予算額（当初予算）	―千円 ※令和６年度からの新規事業であるため、令和５年度の予算は０円となっている。なお、令和６年度の予算は、9,185 千円である。
令和５年度実績	―千円 ※令和６年度からの新規事業であるため、令和５年度の実績は０円である。
事業計画	業務委託による埼玉県標準手引き及び映像資料の作成 （委託内容は以下も含む） ・埼玉県版避難所の標準的なレイアウト －風水害等を想定した短期間避難の作成 －国のガイドラインにない項目の検討（子どもに配慮したレイアウトなど） －先進事例の紹介や専門家の意見を反映 ・避難所設営手順の映像 埼玉県全県に展開 ・埼玉県標準手引きを活用し、市町村版マニュアルの作成依頼を実施 ・会議等の場を活用し、市町村町に直接説明
事業効果	災害発生時に、市町村において、避難所開設・運営マニュアル及び訓練に基づき、ジェンダー視点による避難所運営がなされ、女性をはじめとした全ての人が安心して避難生活を送れるような避難所運営を図る。

（A）当該事業の背景

災害時には避難所が被災者の生活の場となるが、その避難所において、更衣室等がなくプライバシーが守られない状況が続く、物資担当が男性であることから女性用品、育児・介護用品等の物資の要望が出しにくい、子どもや女性がＤＶや性被害にあう、炊事・洗濯等の仕事が全て女性に押し付けられる等、ジェンダー視点が不足することに起因する問題が多発しているという現状がある。県では、このような課題を解消し、安全で安心な避難所環境を県民に提供できるように、ジェンダー視点を取り入れた避難所開設・運営の標準手引きを作成した。

なお、参考までに、国が策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の一部を以下に掲載する。

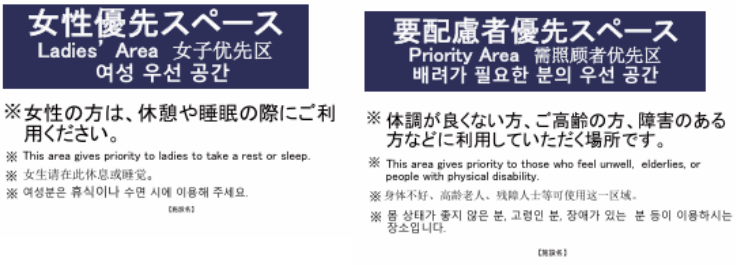
＜災害対策本部では女性構成員が少ない＞



熊本地震の災害対策本部構成員の
男女別比較（常勤、最大時）

＜女性や要配慮者に配慮した区域設定＞

埼玉県さいたま市では、大宮駅・浦和駅周辺帰宅困難者対策協議会が策定した一時滞在施設運営ガイドラインの中で、女性専用スペースや授乳室、要配慮者優先スペースの設置など、女性や要配慮者に配慮した区域設定に努めています[21]。



案内表示の例[21]

＜女性も男性も意見を言えるように＞

避難生活では時期や立場によってニーズは変化し、多様化する傾向があります。

これまでの災害では、避難所のトイレに「みんなの声」という意見箱を設置したところ、「女性更衣室はあるのに、男性はトイレで着替えている」「生理中でお風呂に入れない」「テレビが観たい」という投稿があり、それぞれ見直しや情報提供につながった事例もあります。



九州北部豪雨災害で使われた意見箱



紙の間仕切りの例
（写真提供：株式会社　坂茂建築設計）



更衣室・授乳室（ドーム型）
（熊本市の事例）



女子更衣室（段ボールカーテン）
（朝倉市の事例）



女性専用物干し場
（熊本市の事例）



チェックシートで避難所の状況確認
（熊本市の事例）

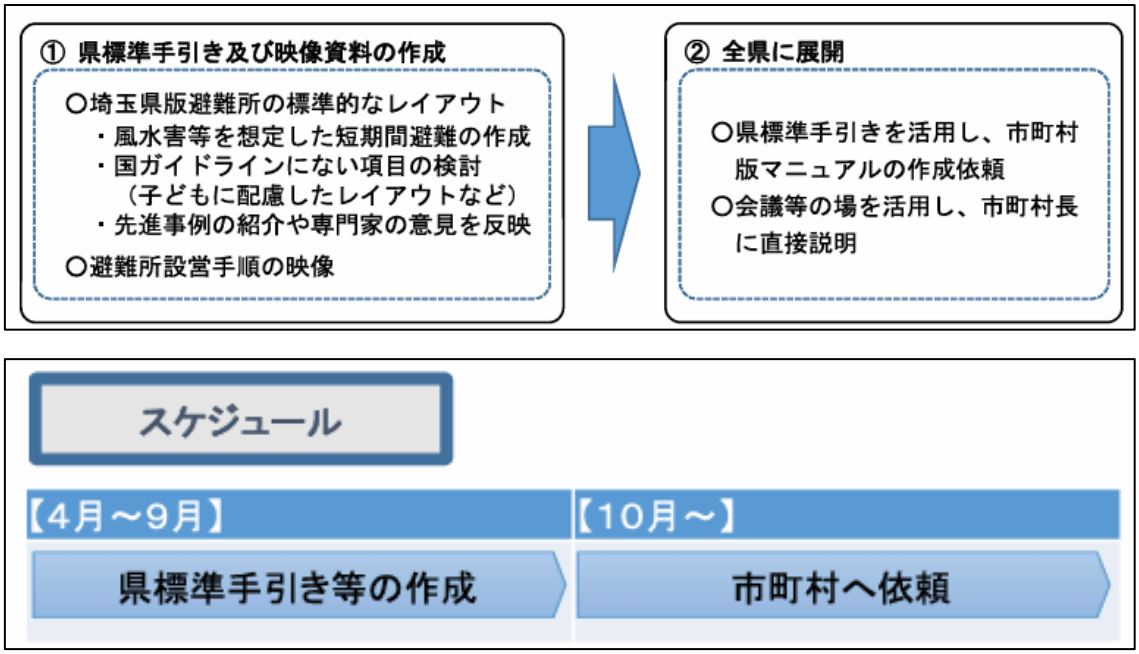


配布方法の見直し
（熊本市の事例）

（出典：国が策定「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」）

（B）当該事業のスケジュール・進捗状況

ジェンダー視点を取り入れた避難所開設・運営の標準手引きは、監査時点（令和６年 11 月）で既に委託業者から素案が完成しており、今後市町村へ標準手引きを活用し、市町村版マニュアルの作成を依頼する予定である。なお、県では、従来より、男女共同参画の視点を取り入れた「みんなが安心できる避難所運営」のすすめ（令和元年作成）や、男女共同参画の視点からの防災研修（平成 30 年３月作成）等を実施しているが、これらは、避難所開設・運営時に必要なことは記載されているものの、具体的に何をどのように取り組むべきかが示されておらず、実践的な視点が不足していたため、当該事業において手引きを作成することで、チェックリストによって市町村の避難所開設・運営マニュアルを点検するとともに、行うべき取組の具体的な方法を確認できるようにしているほか、避難所レイアウト検討のためのワークショップの実施例等も掲載するなど、実践を重視したものとなっている。



（出典：災害対策課提出資料より抜粋）

（C）市町村が負担するコストについて

当該手引きに沿った避難所設営において発生するコストは市町村が負担する。そのため、ジェンダー視点を取り入れた避難所設置が財政的に厳しい市町村も存在する可能性がある。また、どの程度の追加コストが発生するかについての金額の記載は当該標準手引きにはない。これについて、災害対策課担当者に質問したところ、避難所の規模や災害時に実際に避難する人数や期間等、市町村の事情や災害により大きく異なるため、コストの算出は困難であるが、当該手引きでは、事前のレイアウト作成やマ

ニュアルの見直し等を行うのが主であり、極力コストをかけずに実施できるようになっていること、また、リソースの捻出について、例えばパーティション等の資機材について市町村の備蓄からねん出することが難しい場合も想定されるが、県及び協定事業者から供給する仕組みを整えているため、最終的には市町村においてコスト面が課題となることはないと考えているとの回答を受けた。

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

令和６年度からの新規事業であるため、令和５年度までの予算額及びの実績額は０円である。

（４）支出の主な内容

令和６年度予算は 9,185 千円であり、支出の内容は、ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化業務委託料である。なお、業務委託契約は、公募型プロポーザル方式により審査・選定が行われ、委託先が決定している。

（５）当該事業に要する人員の状況

1.0 人（災害対策課 災害対策担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業に関係する法規は以下のとおり。

＜国が策定＞

・災害対策基本法
・防災基本計画
・災害対策基本法
・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
・避難所運営ガイドライン
・男女共同参画社会基本法
・男女共同参画基本計画
・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

＜埼玉県が策定＞

・埼玉県地域防災計画
・埼玉県男女共同参画推進条例
・埼玉県男女共同参画基本計画

上記法令等に従い運用している。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業における評価指標は、県内全市町村がジェンダー視点による避難所開設・運営マニュアルを策定することである。

なお、当該事業は、令和６年度からの新規事業であり、令和５年度の評価指標及び達成状況はない。

（８）監査人総括（評価）

当該事業は、災害発生時に、市町村においてジェンダー視点による避難所運営がなされ、女性をはじめとした全ての人が安心して避難生活を送れるようにすることを目的として、ジェンダー視点を取り入れた避難所開設・運営の標準手引きを作成するものである。

災害時には避難所が被災者の生活の場となるが、当該避難所において、ジェンダー視点が不足することに起因する問題が多発しているという現状がある。当該事業で作成している手引きには、そのような問題に関して、他地域での避難所の事例や取組例を紹介するとともに、具体的に実施すべきことや、ジェンダー視点を取り入れた避難所レイアウト例等も掲載しており、分かりやすく、また取り入れやすい形となっており、事業の有効性は高いといえる。また、当該手引きの周知状況について、令和６年度においては、市町村に対して手引きの内容を直接説明しているが、当該手引きの内容が各市町村により浸透し、実際の避難所開設・運営に活かされるように、今後も各市町村に対して継続して周知を行っていただきたいと考える。

【意見５８】ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きの内容が、実際の避難所開設・運営に生かされるように、引き続き周知を行っていくことが望まれる。

当該事業により作成された標準手引きには、ジェンダー視点を取り入れた、より具体的・実践的な避難所開設・運営方法が掲載されており、市町村がジェンダー視点を取り入れた避難所を開設・運営するのに役立つものとなっている。当該手引きは、作成して終わりではなく、当該手引きの内容が実際の避難所開設・運営に浸透するよう普及啓発を行うとともに、現場の状況を追っていくことが肝要である。なお、令和６年度においては、会議等の場で市町村に直接説明を実施しているが、その後の市町村の対応状況についても把握していくとともに、継続して周知を行っていく必要があると考える。今回の標準手引きは、ジェンダー視点の避難所開設・運営が実現してはじめて意義のあるものになっているため、災害発生時に、女性をはじめとした全ての人が安心して避難生活を送れるように、今後も市町村に対して周知を行っていくことが望ましい。

１５．ＤＸを活用した災害対応能力の強化事業費（危機管理防災部）

（１）目的

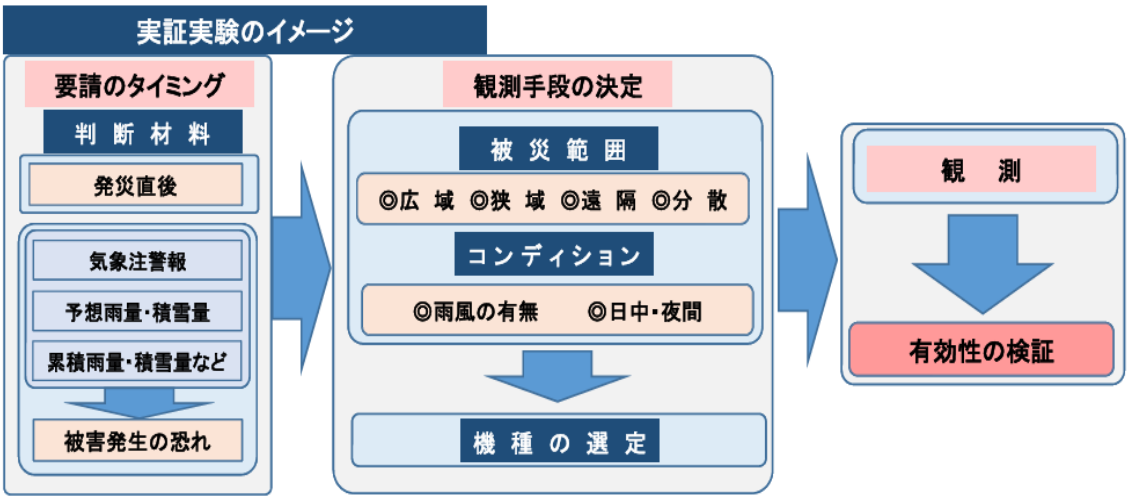
ドローンを活用することにより災害発生初期の情報収集力を向上させ、迅速・的確な災害対応を行う体制を整備する。

（２）概要

事業内容	ドローンを活用した災害現場の上空緊急観測の実証実験 災害発生初期に、地理的条件、悪天候、夜間など、様々な飛行条件の中で、ドローンを保有する委託業者に緊急観測を要請し、観測要請から統括部への情報伝達時間やドローンの性能別の活用方法を整理し、迅速・的確な災害対応への有効性を検証する。
令和５年度予算額 （当初予算）	―千円 ※令和６年度からの新規事業であるため、令和５年度の予算は０円となっている。なお、令和６年度の予算は 7,350 千円である。
令和５年度実績	―千円
事業計画	・委託業者に対して、災害発生時及び業務ごとのコンディション時（悪天候・夜間・降雪時など）にドローンによる緊急観測を要請する。 ・委託業者は、要請に応じてドローンによる観測を実施し、データ等を送付する。 ・委託業者から送付されたデータ等の情報伝達時間や、災害発生時のドローンの性能別の活用方法を整理し、災害対応への有効性を検証する。 【委託業務観測当日の流れ】 (ア)県：観測を行う地域と範囲について要請 （台風等の災害が事前に予測できる場合は事前に要請） (イ)事業者：観測の応諾 (ウ)事業者：観測現場で観測実施 (エ)事業者：観測後、撮影データを送付 (オ)事業者：観測日以後、オルソ画像を作成
事業効果	ドローンを活用することにより災害発生初期の情報収集能力が向上するかどうかの有効性について検証ができる。

（A）実証実験のイメージ

ドローンを活用した災害現場の上空緊急観測の実証実験のイメージ図は以下のとおりである。



（出典：災害対策課提出資料より一部抜粋）

（B）使用するドローン

当該事業の実証実験では、通常のドローンではなく、降雨・降雪時等の悪天候時や夜間等のコンディション時でも使用できるドローンや、200ha 以上の撮影範囲を持つ広域情報収集のためのドローンを使用している。実際に使用しているドローンの写真は以下のとおり。

（悪天候時使用ドローン）

使用予定機種

DJI 社製　Matrice300RTK（保護等級 IP45）



搭載カメラ　ZenmuseH20



SLAM 搭載状況　HovermapST(保護等級 IP65)



（広域調査時使用ドローン）



（出典：災害対策課提出資料より一部抜粋）

（C）業務委託契約について

当該事業の実証実験は全て業務委託により実施される。委託先の事業者の決定に際しては、「災害時における無人航空機による被害状況調査業務に関する協定」を締結している埼玉県測量設計業協会と、予定価格が 100 万円以下である等の理由から、見積業者を公募により広く募集し、審査をした上での随意契約としている。

令和６年度における業務委託及び契約金額は以下のとおりである。

（単位：千円）

件名	委託先	契約金額（税込）	随意契約とする理由
ＵＡＶを活用した観測実証実験業務委託その１	A社	957	地方自治法施行令第 167 条の２第１項の１号、財務規則 102 条の２ 予定価格が、100 万円以下であることから、随意契約とする。なお、見積業者は、公募により広く募集をした。
ＵＡＶを活用した観測実証実験業務委託その２	Ｂ社	966	同上
ＵＡＶを活用した観測実証実験業務委託その３	A社	957	同上
ＵＡＶを活用した観測実証実験業務委託その４	Ｃ社	990	同上
ＵＡＶを活用した緊急上空観測その１	一般社団法人埼玉県測量設計業協会	770	地方自治法施行令第 167 条の２第１項の５号 河川の溢水が発生している現場の状況把握であることから、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。実施予定事業者に当たっては、「災害時における無人航空機による被害状況調査業務に関する協定書」を締結しており、経験や機材の保有、能力のある埼玉県測量設計業協会との随意契約とする。
ＵＡＶを活用した緊急上空観測その２	一般社団法人埼玉県測量設計業協会	770	同上

（出典：災害対策課提出資料より一部抜粋）

（D）実施済み実証実験について

令和６年度監査時点においては、災害発生時における実証実験として、台風 10 号の影響により溢水した河川被害状況について、埼玉県測量設計業協会にて調査の要請をし、当協会が調査を実施した。調査の概要は以下のとおり。

①調査した災害現場の地域及び範囲

・調査地域：坂戸市小沼

・調査範囲：15.000 ㎡

②調査に使用した無人航空機

・機種名（メーカー名）

Phantom 4Pro DJI

③要請からデータ送付までの時間

・要請年月日及び時刻：令和６年８月 30 日(火)：9:00

・データ送付年月日及び時刻：令和６年８月 30 日(火)：13:40

・要請からデータ送付までの時間： ４時間 40 分

④データファイル名及び容量

データファイル名：動画 2 ファイル（拡張子.MOV）（合計 4.6GB）

⑤その他 ドローン飛行時間 11:49～12:10

（出典：災害対策課提出資料　「調査報告書」より抜粋）

（E）令和６年度における事業実施状況及び令和７年度の事業予定について

令和６年度の監査時点においては、溢水した河川被害状況における実証実験は完了しており、荒天、夜間、広域の３ケースにおいては、年度内での実証実験を行う予定である。

また、令和６年度の実施により、改善点等が抽出されており、これを受けて、令和７年度においても予算要求を行い、継続して事業を行う予定とのことである。

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

令和６年度からの新規事業であるため、令和６年度以前の予算及び実績は０円となっている。

（４）支出の主な内容

令和６年度における支出の主な内容は、ドローン保有事業者にかかる業務委託料である。主な内訳は、昼間４回（770 千円×４回＝3,080 千円）、荒天等４回（990 千円×４回=3,960 千円）の合計 7,040 千円を予定している。

（５）当該事業に要する人員の状況

0.3 人（災害対策課 災害対策担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業に関係する法規は以下のとおり。

・航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

上記ガイドラインに従い運用している。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業は、令和６年度より開始された事業である。

なお、令和６年度における当該事業の評価指標は、「現場での状況が分かる画像・映像」及び「観測データ送付までの時間」となっている。

（８）監査人総括（評価）

当該事業は、災害発生初期に、地理的条件、悪天候、夜間など、様々な飛行条件の中で、ドローンを保有する委託業者に緊急観測を要請し、観測要請から統括部への情報伝達時間やドローンの性能別の活用方法を整理し、迅速・的確な災害対応への有効性を検証するための実証実験であり、令和６年度より事業が開始されている。ドローンによる被災状況の画像や映像は、発災時の被災状況が目で見て分かるため、その被災状況を把握する上で有効であるが、災害は、昼間の天気が良好な日だけでなく、悪天候や夜間に起きることも当然想定され、そのような場合でもドローンが飛行でき、被災状況の迅速な把握に役立つ画像や映像を的確に統括部へ送ることができるかといった点が重要になるため、当該有効性の検証は、災害時の迅速で的確な対応を行うという観点から効果的で必要な事業であるといえる。監査時点において既に実施されている実証実験もあり、既に改善点等も生じてきているため、今後も当該改善点等を解消していき、実装に向けて引き続き事業を行っていただきたい。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見５９】事業の実施に当たっては、事業の目的が計画期間内に達成できるように、計画の蓋然性が担保されるような精緻な計画を立てることが望まれる。

当該事業は、災害時のドローンによる災害現場観測の実証実験事業であり、令和６年

度より開始され、令和７年度の実装を目指す計画となっている。これにつき、事業開始時の詳細計画を依頼したが、提出された資料を閲覧する限りにおいては、災害等が発生した場合に、観測手段を決定・観測し、有効性を検証するという大まかな計画は記載されていたものの、目標を達成するまでの具体的なスケジュール等や目標を達成するために必要な具体的な作業等は記載されておらず、いつ時点でどの作業が実施されるべきかが判然としなかった。事業を実施するに当たっては、効果的かつ効率的に事業を行うことが求められるため、計画期間内に事業目的が達成されるように、より具体的で精緻化された計画を立てることが望ましい。

１６．地上系防災行政無線施設再整備事業費・衛星系防災行政無線施設再整備事業費及び地域衛星通信運営事業費（危機管理防災部）

（１）目的・概要

（A）防災行政無線について

①防災行政無線とは（注１）

防災行政無線とは、県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局をいう。県防災行政無線と市町村行政無線では目的及び役割が異なるので以下それぞれ説明する。

(a) 県防災行政無線

県防災行政無線は、固定系と衛星系の併用により出先機関や市町村との無線網を構成している平常時は一般行政事務用として使用され、災害時には県庁から通信統制を行うことにより、県内の市町村等に一斉に緊急通報を伝達し、災害現場の状況をいち早く把握する等、災害対策に大きく貢献するものである。

県防災行政無線の二重化（地上系・衛星系）の必要性については、防災基本計画（注２）に次のとおり記載されている。

・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。

(b) 市町村防災行政無線

市町村防災行政無線は、「同報通信用（同報系防災行政無線）」と「移動通信用（移動系防災行政無線）」の２種類に大別される。

Ⅰ　同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである。住民が直接耳にすることが多いことから最も馴染み深い防災行政無線がこれにあたる。

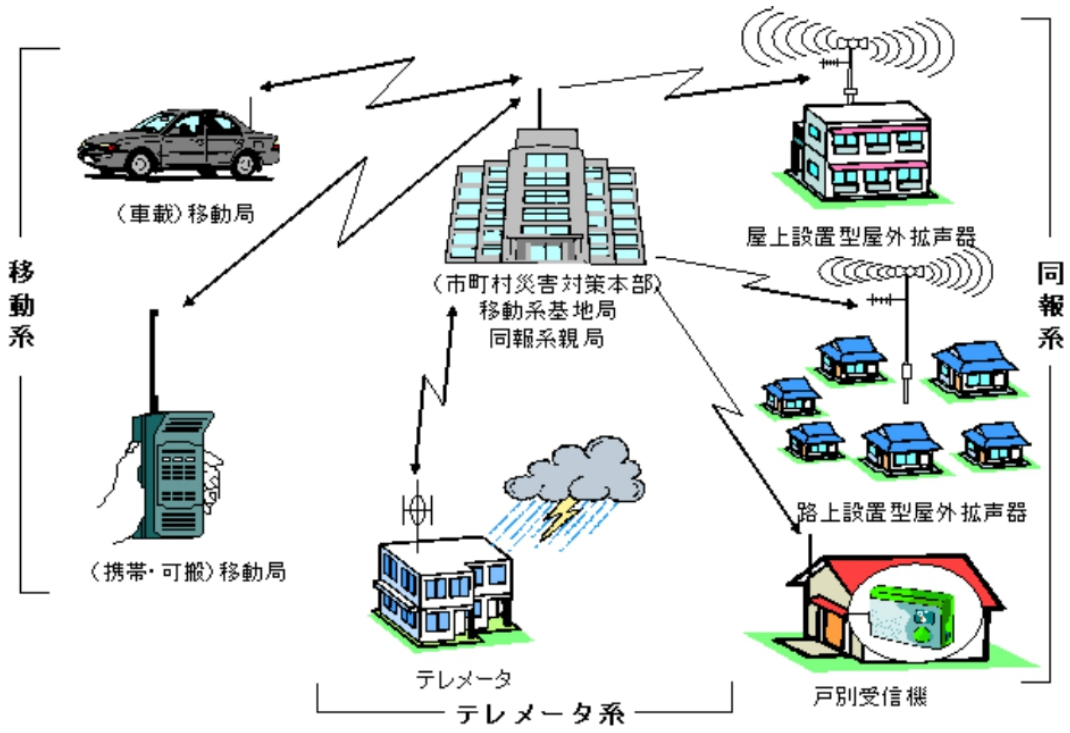
Ⅱ　移動系防災行政無線

車載型や携帯型の移動局と市町村役場との間で通信を行うもので、同報系が市町村役場（行政機関）と住民との通信手段であるのに対して、移動系は主として行政機関内の通信手段といえる

移動系防災行政無線の中で「地域防災無線」と呼ばれるものは、市町村役場のほか消防、警察等の防災関係機関や医療、電気、ガス等の生活関連機関にも移動局が配備され、地域における関係機関相互の防災通信網として利用

されている。

なお、本報告書でいう「防災行政無線」とは県の施策として行うものであるので、主として上記における「県防災行政無線」であることを付記しておく。



（出典　総務省　九州総合通信局ホームページより転載）

（注１）総務省ホームページより転載（最終アクセス）令和６年 12 月９日
https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ru/prevention.html
（注２）災害対策基本法第 34 条第１項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画

② 県における防災行政無線の目的と現状

県では、災害情報の収集・伝達を目的として、昭和 49 年度から地上系防災行政無線を整備・運用しており、地上系防災行政無線のバックアップとして、平成 10 年度から衛星系防災行政無線を整備・運用している。また、著しく進歩する通信技術に対応するため、平成 26 年度から平成 28 年度の３か年で衛星系の再整備を、平成 29 年度から令和２年度の４か年で地上系の再整備を行い、更なる充実・強化を図っている。なお、現行の地域衛星通信ネットワークについては現行システム（第２世代）の設備老朽化を受けて、第３世代への設備の推進を行っている。



（B）防災行政無線の地上系及び衛星系について

県の防災行政無線は前述のとおり地上系及び衛星系の２つの系統が存在している。

それぞれの長所・短所を表で表すと次のとおりになる。

	地上系（メインとして運用）	衛星系（バックアップとして運用）
長所	・県内の自治体や防災関係機関等の通信が可能 ・通信容量が大きい（ハイビジョン相当の映像、かつ。４つの映像を同時に伝送できるため、より正確に多くの情報を得ることができる ・天候の影響（雨・雪等）を受けにくい	・通信衛星を利用し、国や全国の自治体との通信が可能 ・地上災害の影響を受けにくい
短所	・地上災害による基地局や各支部の通信施設の損傷により、通信ができなくなる恐れがある	・天候の影響（雨・雪等）を受けやすい※ ・通信容量が小さく、伝送できる情報が少ない（アナログＴＶ相当の映像画質、同時に転送できる映像は１つまで）＊

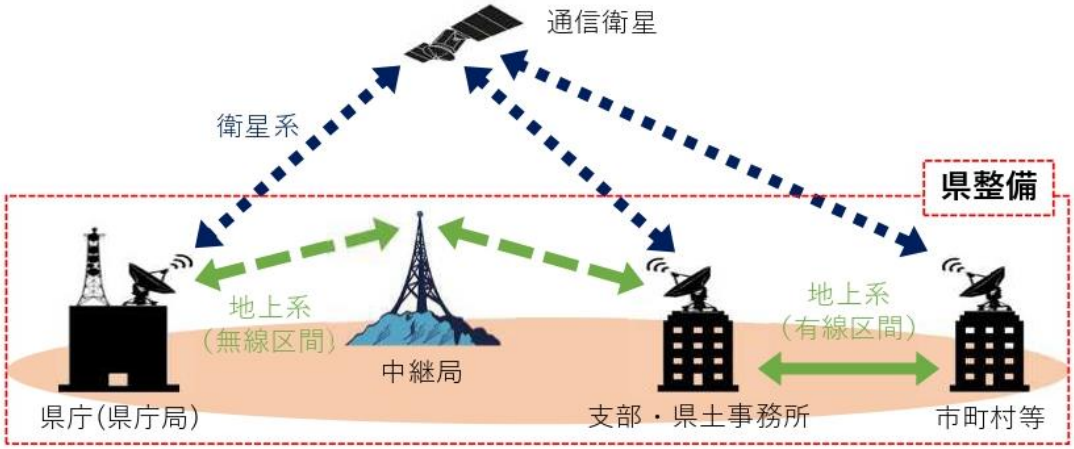
＊第３世代への移行により大幅に改善する見込みである。（出典：県提供資料）

県における現在運用中の衛星系防災行政無線設備の県庁局は、平成 19 年度に整備完了したものであり、運用開始から約 15 年が経過し、設備が老朽化してきている。また、地域衛星通信ネットワークを管理運営する（一財）自治体衛星通信機構が、令和９年度末に現行の第２世代システムのサービスを停止する予定であることから、令和９年度末までに第３世代システムに適合したシステムで再整備する必要がある。地上系防災行政無線は、平成 29 年度から令和２年度にかけて再整備したものであり、今回、衛星系防

災行政無線の第３世代化に伴い、通信容量の増強・映像機能の強化及び衛星系と地上系を連携するための改修をしていくものである。ついては、設備の老朽化及び第３世代システム移行への対処として防災行政無線設備を再整備するため、委託により設計を行うものである。

なお、令和４年度までは地上系防災行政無線施設再整備事業費・衛星系防災行政無線施設再整備事業費は両方で単体の事業として執行されていたが、令和５年度より別々の事業として分割されている。当該報告書では、両者が一体として行われている事業であることに鑑みて、まとめて記述するものとする。また、地域衛星通信運営事業費（注）についても「地上系防災行政無線施設再整備事業費」の執行のために補完するものであるため併せてここで述べることにする。

（注）地域衛星通信運営事業費…（一財）自治体衛星通信機構が運営している「地域衛星通信ネットワーク」を利用した「衛星系防災行政無線」を整備・運営し、防災情報及び行政情報の伝達を行っている。 当該事業費は、「地域衛星通信ネットワーク」を管理運営する（一財）自治体衛星通信機構に対する負担金である。



（出典：県提供資料）

（２）事業効果

市町村からの被害状況報告所要時間の短縮　75%削減

災害現場などでの可搬局設置時間の短縮　67%

その他、可搬局の小型化・軽量化による機動性が高くなること、大雨による通信障害が発生しにくくなる、画質についてアナログレベルからＨＤ画質への高精細化、市町村との映像送信の双方向化などの効果が見込まれる。



（出典：県提供資料）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

（単位：千円）

・（地）：地上系防災行政無線施設再整備事業費

・（衛）：衛星系防災行政無線施設再整備事業費

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算（地）	－	－	－	133,548	74,435
（衛）	－	－	－		163,047
決算（地）	－	－	－	93,515	72,600
（衛）	－	－	－		58,715

・地域衛星通信運営事業費

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	－	－	35,063	35,063	36,963
決算	－	－	34,860	35,062	35,062

（４）支出の主な内容

（地上系防災行政無線施設再整備事業費）

・埼玉県地上系防災行政無線改修設計業務委託　72,600 千円

（衛星系防災行政無線施設再整備事業費）

・飯能共同指令センター防災行政無線設備整備工事　50,160 千円

・埼玉県防災行政無線県庁統制局非常用発電機再整備工事　52,275 千円

この金額は当初契約の金額であり、令和６年度に設計変更を行い、最終金額は 53,979 千円となっている。

・埼玉県衛星系防災行政無線県庁統制局再整備工事　０円（注１）

（注１）契約は令和５年度であるが、執行は令和６年度以降である。

（５）当該事業に要する人員の状況

地上系防災行政無線施設再整備事業費　1.3 人（災害対策課 防災情報通信担当）

衛星系防災行政無線施設再整備事業費　1.3 人（災害対策課 防災情報通信担当）
地域衛星通信運営事業費　0.2 人（災害対策課 防災情報通信担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について
災害対策基本法　第８条第２項
国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
五 防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項（一部省略）
上記法令に従い運用している。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について
該当なし。

（８）監査人総括（評価）
当該事業に関する委託事業（工事含む）の業者選定時の仕様書、実施要項、入札関係資料、公告、予定価格算定資料及びその根拠資料、契約書及び検査調書等を閲覧したところ以下のような問題点が発見された。

一者応札への対応について
【意見６０】入札可能参加者が限られている契約についての入札の実施は、特に入札の参加を促す施策を行うこと、また事後分析を併せて行うなど、とりわけ１者入札の発生について慎重に対応することが望まれる。
地上系防災行政無線施設再整備事業費についての入札状況については次のとおりであった。
入札者数：１者
入札回数：１回
上記のとおり、地上系防災行政無線施設再整備事業費に関しては１者応札であり、一般競争入札における競争性が十分に発揮されない結果となってしまっている。これについて、担当者の説明によれば「業者選定委員会において、地域要件を設定しない（全国）など、資格要件を都度選定することで、一定の応札可能業者数を確保している。なお、本業務については、前年度に同者が基本設計業務を受注しており、今回はそれを受けての実施設計業務となるため、他者は応札を見送ったものと分析している。」との回答であった。
入札可能参加者が限られている入札についての入札の実施は特に入札の参加を促す施策を行うこと、また事後分析を併せて行うなどとりわけ１者入札の発生については慎重に対応することが望ましい。

１７．若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業（危機管理防災部）

（１）目的

埼玉県地域強靭化計画では５つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定、具体化し、事前に備える目標（行動目標）を９つ設定している。その上で本県の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、37 の「起きてはならない最悪の事態」及びこれに対応する「強靭化に向けた主な行動」を設定している。この中で、「起きてはならない最悪の事態」の一つである「1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態」に対処する目的で、「消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減」、特に消防学校の教育訓練施設の充実や消防団員数の減少・高齢化に対する消防団員確保のため、女性・学生消防団員の確保等による消防団の充実強化を図ることを行動目標として定めている。

埼玉県地域強靭化計画に対応する主な事業として、「若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業」が予算化されている。

（２）概要

当該事業の概要としては以下のとおりとなっている。

(A) 事業内容	①消防団啓発広報の実施 ②消防団応援の店の拡充 ③準中型免許取得費用への補助
(B) 令和５年度予算額（当初予算）	8,028 千円
(B) 令和５年度実績	3,250 千円（支出命令より）
(C) 事業計画	（５）のとおり
(C) 事業効果	① 広報強化事業 ・イベントでのＰＲ回数 （目標）10 回 （実績）８回 ・ポータルサイト動画の作成本数 （目標）３本 （実績）３本 ・学生、若者消防団員向けの研修会 （目標）１回 （実績）１回 ② 消防団応援プロジェクト事業 ③ 消防力充実強化

（３）事業内容

埼玉県地域強靭化計画に基づく、37 の「起きてはならない最悪の事態」の一つである「1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態」に対処するため、「消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減」を目的として、県では「若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業」を予算化し、令和５年度において次の３つの具体的事業の予算化を行っている。

具体的事業と事業目的は次のとおり

（A）広報強化事業：

消防団員が出演するＰＲ動画を作成し更なる加入促進を図る。

学生消防団員及び若い消防団員へ向けた研修会を開催し、消防団員の育成と連携強化を図る。

（B）消防団応援プロジェクト事業：

消防団応援の店を紹介するサイト運営・維持管理を行う。

＊「埼玉県消防団応援プロジェクト」は、消防団員に配布する「消防団員カード」を消防団応援の店で提示するか、消防団応援の店から事前配布されたクーポン券等の利用により、割引などのさまざまなサービスが受けられる消防団員への優遇制度

（C）消防力充実強化事業：

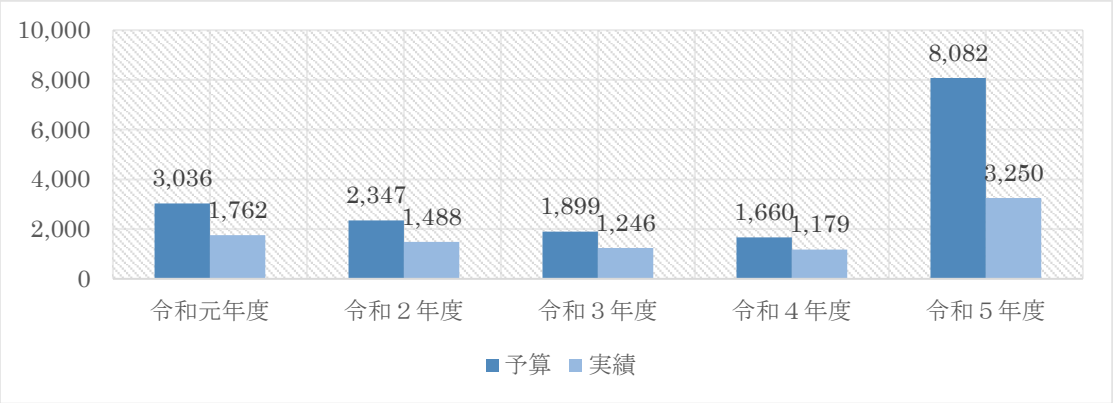
平成 29 年の道路交通法改正に伴い、消防ポンプ自動車を運転可能な若い消防団員数が減少していることから、消防団員の準中型運転免許取得に対する公費助成制度を有する市町村を対象に、県費による間接補助を行い、消防団員の負担軽減と消防活動能力の向上を図る。

（４）各年度における事業の予算額及び実績について

当該事業の各年度における事業の予算額及び実績額の推移については以下のとおりとなっている。

予算及び決算の状況（合計）　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	3,036	2,347	1,899	1,660	8,028
実績	1,762	1,488	1,246	1,179	3,250



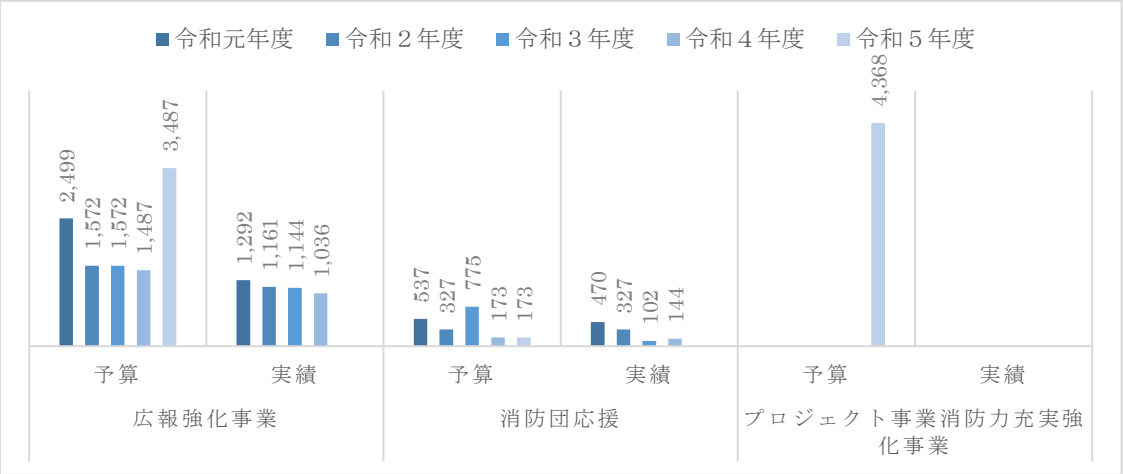
令和５年度に予算額が上昇しているのは上記３つの具体的事業のうち「広報強化事業」及び「消防力充実強化事業」での予算額の増加による要因となっている。「広報強化事業」では、令和５年度において、ポータルサイトでの配信を予定した動画の作成費（全３本）が計上されていることより予算が増加している。また、「消防力充実強化事業」では、令和５年度より予算化がなされた事業であり、消防団員の運転免許取得に対する公費助成制度を有する市町村を対象に、県費による間接補助を行うことをその目的としている。

令和５年度の実績額が予算額に比して減少しているのは、消防力充実強化事業の対象である準中型運転免許取得件数が計画に比して下振れていることを原因とする。（以下（５）事業計画及び実績並びに事業効果の状況参照）

具体的事業別の当該事業の予算及び決算の状況は以下のとおり。

予算及び決算の状況（具体的事業別）　（単位：千円）

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
広報強化事業	予算	2,499	1,572	1,572	1,487	3,487
	実績	1,292	1,161	1,144	1,036	2,945
消防団応援プロジェクト事業	予算	537	327	775	173	173
	実績	470	327	102	144	102
消防力充実強化事業	予算	0	0	0	0	4,368
	実績	0	0	0	0	203



（５）事業計画及び実績並びに事業効果の状況

令和５年度の当該事業の事業計画は次のとおりとなっている。

（A）広報強化事業

広報強化事業では、消防団の存在意義やイメージが伝わることにより若者や女性の加入増加につながることを意図して、ショッピングモールや成人式等にける広報やポータルサイトＰＲ動画作成、研修会の開催を行っている。

令和５年度の事業実績は次のとおりとなっている。

①令和５年度事業計画及び実績

(A) イベントでのＰＲ回数

（目標）10 回

（実績）８回（＊１）

(B) ポータルサイト動画の作成本数

（目標）３本

（実績）３本（＊２）

(C) 学生、若者消防団員向けの研修会

（目標）１回

（実績）１回（＊３）

(＊１)具体的なイベントの内容は次のとおりとなっている。

R5年度啓発イベントの一覧

	イベント	実施日時	実施場所	実施内容
1	防災学習センターGWイベント	R5.4.29	埼玉県防災学習センター	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・消防団に対するアンケートの実施 ・子供用防火衣の着装及び放水体験
2	イオンレイクタウン防災フェス2023	R5.5.27～28	越谷市レイクタウンアウトレット駐車場	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・消防団に対するアンケートの実施
3	第71回利根川水系連合・総合水防演習	R5.5.27	深谷市前小屋（新上部大橋下流河川敷）	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・消防団の活動紹介パネルの展示 ・消防団に対するアンケートの実施
4	コープみらいフェスタ2023	R5.10.22	埼玉スーパーアリーナ　コミュニティアリーナ	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・応急手当体験（AED）
5	駿河台大学学園祭　駿輝祭	R5.10.28	駿河台大学	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・消防団車両の展示 ・消防団PR動画の撮影
6	文教大学学園祭　藍夢祭	R5.11.3	文教大学	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・子供用防火衣の着装体験 ・消防団PR動画の撮影
7	県庁オープンデー	R5.11.14	危機管理防災センター駐車場	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・消防団車両の展示 ・子供用防火衣の着装体験
8	埼玉県農林公園冬まつり	R5.12.17	深谷市農林公園	・消防団リーフレット、啓発品の配布 ・消防団車両の展示 ・子供用防火衣の着装体験

（危機管理防災部　消防課作成資料）

また、特に女性へ向けたＰＲ活動として、消防団ＰＲ動画（女性消防団編）による紹介や県庁オープンデーでの女性消防団の日（11 月 1 日）にあわせて、女性をターゲットに啓発活動を実施している。

(＊２)ポータルサイトでの広報用動画として制作された動画の内容については次のとおりとなっている。

タイトル	動画尺
【埼玉県消防団PR動画】女性団員編	2分50秒
【埼玉県消防団PR動画】学生団員編	2分33秒
【埼玉県消防団PR動画】全般編	3分30秒

(*3) 学生、若者消防団員向けの研修会の開催状況は次のとおり。

項目	内容
研修会名称	令和５年度埼玉県消防団員研修会
日 時	令和６年２月４日（日）１０時００分～１６時００分
場 所	埼玉県危機管理防災センター（埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１）
内 容	・炊き出し訓練（昼食準備を含む） ・実技訓練 避難所設営訓練（段ボールベッド、簡易トイレ組み立て） 応急手当訓練（外傷手当） ・避難所運営ゲーム（ＨＵＧ） ・消防団員交流会（意見交換会）
参加者数	受講者 ３９名（学生消防団員１９名、若い消防団員１８名、一般参加２名）

②令和５年度事業効果

(a) 直接成果

消防団の認知度向上

（目標）

10,000 人

（実績）

7,600 人

ポータルサイト動画再生回数

（目標）

5,000 回

（実績）

2,640 回（令和６年１月～５月）

ポータルサイト閲覧数

（実績）

・閲覧数　19,682 件

(b) 中間成果

ポータルサイトを通じた入団申込数　43 件

令和５年度１月～令和６年１月の実績

（Ｂ）消防団応援プロジェクト

消防団応援の店のＰＲ活動を行い消防団員の入団継続や新規入団の促進を図る。

①令和５年度事業計画及び実績

（目標）４回

（実績）４回

②令和５年度事業効果

登録店舗数　2,739 店舗

（Ｃ）消防力充実強化事業

消防団員の準中型運転免許取得に対する公費助成制度を有する市町村を対象に、県費による間接補助を行い、消防団員の負担軽減と消防活動能力の向上を図ることを目的とした事業となっている。

①令和５年度事業計画及び実績並びに事業効果

（目標）

50 件（4,368 千円）

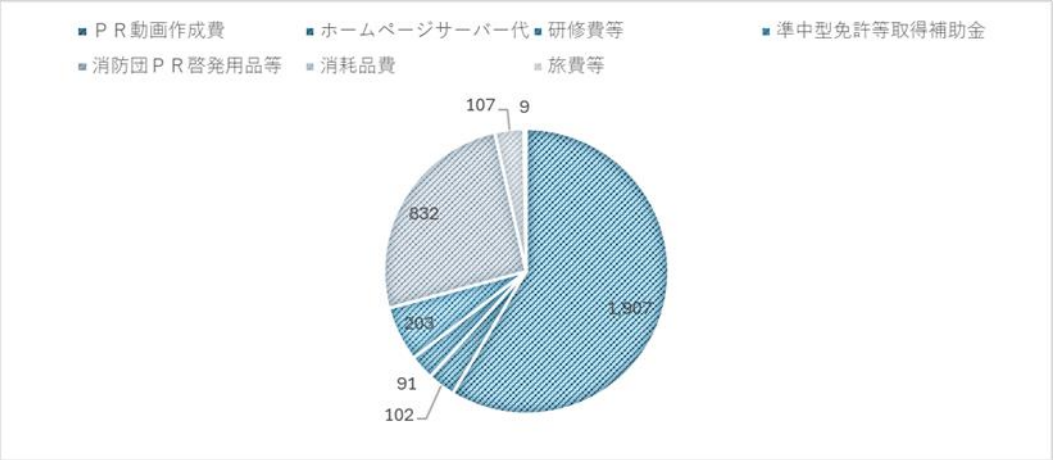
（実績）

３件（203 千円）

（６）支出の主な内容

令和５年度の主な支出内容は以下のとおりとなっている。

分類	支出金額合計（単位：千円）
ＰＲ動画作成費	1,907
ホームページサーバー代	102
研修費等	91
準中型免許等取得補助金	203
消防団ＰＲ啓発用品等	832
消耗品費	107
旅費等	9



（監査人が支出命令一覧より集計）

（７）当該事業に要する人員の状況

0.８人（消防課 消防・調整担当）

（８）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業の根拠法は「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成二十五年法律第百十号）となる。

同法では地方公共団体の責務として、地域防災力の充実強化を図る責務を有すると定め（第４条）、「消防団の強化」、「消防団への加入の促進」、「消防団員の教育訓練の改善及び標準化等」について次のとおり定めている。

（Ａ）（消防団の強化）

第８条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（Ｂ）（消防団への加入の促進）

第９条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（Ｃ）（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）

第 16 条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

（９）令和５年度の評価指標とその達成状況について

（５）概要　事業計画及び実績並びに事業効果の状況参照

(10) 監査人総括（評価）

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（A）準拠性について

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、地方公共団体の責務について、地域防災力の充実強化を図る責務を有すると定め（第４条)、より具体的には「消防団の強化」（８条)、「消防団への加入の促進」（９条)、「消防団員の教育訓練の改善及び標準化等」(16 条) について、地方公共団体の責務を規定している。

この点、当該事業と根拠法との整合性を示すと以下のとおりになる。

根拠法	本事業
「消防団の強化」（8条）	広報強化事業 消防団応援プロジェクト 消防力充実強化事業
「消防団への加入の促進」（9条）	広報強化事業 消防団応援プロジェクト
「消防団員の教育訓練の改善及び標準化等」（16条）	広報強化事業 消防力充実強化事業

（監査人作成）

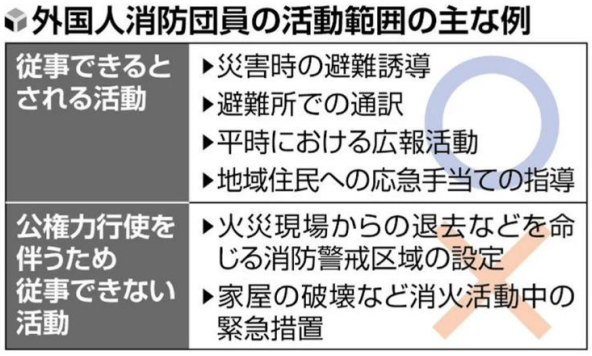
（B）事業範囲の十分性について

外国人消防団の加入について

①外国人の消防団加入を取り巻く環境

消防団員が減少の一途をたどる中、全国の 263 自治体で外国人の消防団員が活動している状況であることが朝日新聞で報じられている。(朝日新聞　外国人消防団員、立ちはだかる「公権力行使」の壁)

また、一方で外国人消防団員が活動する際には「公権力の行使」の点で課題が指摘されている。消防団員は消火活動に従事する際、延焼を防ぐために私有地の建物の破壊や公道の規制などができるとされているが、このような行為は「公権力の行使」として定義され、その行使は 1953 年の内閣法制局見解で日本国籍が必要とされている状況である。この点外国人消防団員は「公権力の行使」ができないこととなり、国の指針がない中外国人団員の活動範囲が問題となっている。



（外国人の消防団員、できる任務を明確化…新たな担い手確保目指し公権力行使の具体例示し「線引き」, 読売新聞オンライン,
https://www.yomiuri.co.jp/pluralphoto/20231111-OYT1I50070/　より抜粋）

②県の外国人消防団員をめぐる現状

県では、外国人消防団員に関する市町村に対する後方支援がなされていない状況となっている。これは、現状国の指針がないことを理由とする。この点、令和６年度中に国が通知を示すとされており、県担当者の回答では、これにより消防団員として活動できる範囲が明確化されるため、国の指針の提示を受けた後、県としての市町村の後方支援として市町村に向けた周知、好事例の横展開等消防団員の確保や消防団の活性化につなげる方針であるとしている。

【意見６１】「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成二十五年法律第百十号）への対処の十分性の観点より、国の指針が示され次第早急に県として市町村との地域防災力の充実強化に関する意見交換や好事例の横展開等、消防団員の確保や消防団の活性化を企図する市町村の後方支援を行うことが望まれる。

（a）意見事項

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成二十五年法律第百十号）への対処の十分性の観点より、現状国の指針が示され次第早急に県として市町村との意見交換や好事例の横展開等消防団員の確保や消防団の活性化を企図する市町村の後方支援を行うことが望まれる。

県内の在留外国人は 221,835 人（令和５年６月末）であり、近年増加の一途をたどっている。このような状況の中、在留外国人へ向けた外国語での平時における広報活動、災害時の誘導、避難所での通訳等の必要性は相対的に高まっていると言える。このような状況の中、外国人消防団員加入に関する後方支援を市町村に対して行って行くことは、県が負う「地域防災力の充実強化を図る責務」を全う

することに繋がると考える。
　他自治体や県内で先行事例を集約の上、市町村の後方支援を行って行くことが望まれる。

埼玉県内の在留外国人数

年	人数	対前年比増減率	県人口に占める割合
令和5年※	221,835人	7.8%	3.0%
令和4年	212,624人	7.9%	2.9%
令和3年	197,110人	-0.6%	2.7%
令和2年	198,235人	1.1%	2.7%
令和元年	196,043人	8.5%	2.7%

（在留外国人の増加：出典　県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/keikakutoukei/r5-6toukei.html）

（b）事例
　外国人消防団の加入の好事例として横浜市の例を以下記載する。
　横浜市では、横浜市ホームページ上に「横浜市消防団には外国人の方も入団できます。」と公言し、希望者へ向けた紹介動画やチラシを掲載している。
　また、横浜市では、外国人消防団員の希望者に対して、入団条件を次のとおり提示している。

入団条件（横浜市の例）
・「在留カード」または「特別永住者証明書」を保有している者
・２年以上の在留期間があり、消防団活動を３年以上続ける意思のある者
・班長以上の職に就くことが出来ないことを承諾できる者
・公権力※を行使した活動が出来ないことを承諾できる者
・日本語でのコミュニケーションがとれる者



（出典：横浜市ホームページ
https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/bosai/shobodan/03.html）

（C）事業の有効性、効率性、有効性

ポータルサイトを通じた消防団広報の拡充化について

①ポータルサイトを通じた消防団広報についての現状

令和４年度に消防団への加入促進を目的として制作を行った「埼玉県消防団ポータルサイト」への誘導について、県では次のとおり広報活動を行っている。

(a) チラシや啓発品（ＱＲコード）からの誘導

・各種イベント（レイクタウン防災フェス【５月】、浦和レッズ戦【５月】、県庁オープンデー【11 月】等）

・専門学校への出前講座【６月、７月】

・企業への通知（経済６団体【６月】、機能別消防団アンケート調査【８月】、サポート企業【12 月】等）

・彩の国だよりへの掲載【９月】

(b) ＳＮＳからの誘導

・包括連携企業（明治安田生命）でのＬＩＮＥ周知【10 月】

(c) ＰＲ動画からの誘導

デジタルサイネージの活用（埼玉高速鉄道、さいたまスーパーアリーナ、大宮アルシェビル、埼玉りそな銀行）【９月、10 月】

(d) 各市町村及び消防本部での周知（ホームページ、イベントでのチラシ配布、ＰＲ動画再生）【通年】



（出典：埼玉県消防団ポータルサイト：
https://www.pref.saitama.lg.jp/shobodan/）

②意見事項

「埼玉県消防団ポータルサイト」について、ＳＮＳからの誘導をより充実させることが望まれる。

令和５年度に学生消防団員及び若い消防団員へ向けて実施された研修会（令和５年度埼玉県消防団員研修会）における参加者からのアンケート結果によれば、「消防団に入団する人が増えるためのアイデア」との質問に、「ＳＮＳ、ホームページ、ポスター掲示による広報」との回答が多数を占める状況であった。

この点現状では、ＳＮＳからのポータルサイトへの誘導が、包括連携企業（明治安田生命）でのＬＩＮＥ周知のみとなっており、他自治体の状況（長野県、広島県、大分県等）からすると、より一層の広報の拡充化が必要であると考える。

ＳＮＳの運用について、他自治体（大分県）の事例では、大分県消防団ＰＲ動画を活用し、令和４・５年度はこの動画を素材としたＳＮＳ広告を配信し、ターゲット、配信媒体、配信時間帯等の条件設定を変えながら、分析を行った事例が存在す

る。

当事例ではＳＮＳ広告にはＬＰ（入団申し込みフォーム）へのリンクを設定し、デジタル媒体による広報が若い世代の加入促進に一定の効果があることが検証されている。

県では、令和４年度にポータルサイトの制作、令和５年度にポータルサイト掲載用動画の制作し投資を行っていることより、当該ポータルサイトやＳＮＳ等を有効に活用し他県での好事例を参考に消防団のＰＲ活動を行っていくことが望まれる。県の担当課によれば今後、ＳＮＳによる積極的なＰＲ活動を行う県内の消防団員や県広報アンバサダーと連携し若者に向けたＰＲ活動や好事例の横展開を行っていく構想があるとの回答を得た。

この他、県内には 47 の少年消防クラブがある。さいたま市では、少年消防団という名称で、原則、市内に在住又は在学する小学４年生から高校３年生までを対象として組織された団体で、訓練等を通じて規律礼節を身に付けるとともに、防火・防災知識と災害時の行動力を習得し、将来の地域防災の担い手を育成することを目的としている。地域での消防団の活躍の場に少年消防クラブを参加させることも、消防団の募集・育成には有益であると思われる。

他県の例：ＳＮＳを活用した広報活動

<table>
<tr><th>実施県</th><th>事業内容</th><th>事業成果</th></tr>
<tr><td>長野県</td><td>消防団員に協力いただき、学生・若者向けに消防団の活動紹介や入団促進に使用する動画を制作した。
YouTube など、学生が多く利用しているSNS等の各種広報媒体を利用し、より多くの学生に周知を図った。</td><td>○学生の入団促進広報事業
SNSの媒体としてYouTube、TikTokを活用したが、再生時間が短尺（15秒）であり、楽曲の二次利用が可能なTikTokは再生回数が多く、また10代から20代前半の割合が高い。一方、YouTubeにおいても、再生時間は約90秒と比較的短い動画であるため、公開後約３週間で、総再生回数が3万回を超え、多くの視聴に繋げることができた。若者・学生に人気の高いヒップホップと、よく利用されるSNSを効果的に活用することで、短期間で、ターゲットである若者・学生を始めとした多数の人が視聴した結果となり、消防団への理解促進に効果があったものと考えられる。
県において、引き続き学生・若者に向けて定期的に動画を紹介していくほか、市町村に動画を共有し、大学やショッピングセンターなど若者が多く集まる場所での消防団の広報活動時や、成人式等でのイベントでの動画放映を通じて、消防団の入団促進を図っていく。</td></tr>
<tr><td>広島県</td><td>８本のショート動画を、YouTube、Meta(Facebook、Instagram)、TikTokで広告配信し、県消防団サイト、市町消防団サイトに誘引した。</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>視聴回数（SNS内）</th><th>表示ｸﾘｯｸ回数（SNS→県HP）</th><th>ﾊﾞﾅｰｸﾘｯｸ回数（県HP内移動）</th><th>市町一覧ｸﾘｯｸ者数（県HP→市町HP）</th></tr>
<tr><td>YouTube</td><td>234,048</td><td>1,878</td><td>62</td><td>37</td></tr>
<tr><td>Meta</td><td>5,921</td><td>4,334</td><td>71</td><td>36</td></tr>
<tr><td>TikTok</td><td>5,358</td><td>2,339</td><td>30</td><td>19</td></tr>
<tr><td>計（1日当たり）</td><td>245,327（3,505回/日）</td><td>8,551（122回/日）</td><td>163（3.3回/日）</td><td>92（1.9人/日）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>大分県</td><td>・令和３年度に県内市町村の協力のもと制作した大分県消防団ＰＲ動画を活用し、令和４・５年度はこの動画を素材としたＳＮＳ広告を配信。ターゲット、配信媒体、配信時間帯等の条件設定を変えながら、分析を行った。
・ＳＮＳ広告にはＬＰ（入団申し込みフォーム）へのリンクを設定し、デジタル媒体による広報が若い世代の加入促進に一定の効果があることが検証できた。</td><td>・ＳＮＳを活用した広報を実施したことで、大分県内全域に対し、広く消防団の加入促進を図ることができた。
・より効果の高い広報を行うため、本事業に興味・関心が高いターゲット層(２５～３４歳「ボランティアに興味がある」層)に対し重点的に広報の展開を行った。
・動画に興味を持ち、LPへ移行されたのは３，６０３回であった。
・３か月間の広告配信を行い、２名の入団申し込みがあった。</td></tr>
</table>

（D）事業の有効性、効率性、有効性（その２）

ポータルサイトを通じた消防団広報の拡充化について

広報強化事業における目標による管理について

①広報強化事業における目標による管理についての現状

現状、「埼玉県消防団ポータルサイト」及びＰＲ動画の閲覧数について明確な目標数を定められていない状況となっている。

また、ポータルサイトを経由した新規消防団入団希望者に数についても、明確にその目標数を定められていない状況である。

【意見６２】「埼玉県消防団ポータルサイト」について、ＳＮＳからの誘導をより充実させることが望まれる。

【意見６３】埼玉県消防団のＰＲ（特に新規入団者の増加）を目的とした「埼玉県消防団ポータルサイト」やＰＲ動画について、目標の設定からその達成状況まで適切に管理することが望まれる。

②意見事項

埼玉県消防団のＰＲ（特に新規入団者の増加）を目的とした「埼玉県消防団ポータルサイト」やＰＲ動画であり、目標の設定からその達成状況まで適切に管理されることが望ましい。

特に、ポータルサイトへのＳＮＳ等からの流入の経路、ポータルサイト内での行動、入団申し込みまでの過程を適切に分析し、各要所（大分県の例：広告配信回数→視聴回数→ＬＰ遷移数）での目標値を設定し、適切に目標による管理していくことが適切と考えられる。

大分県（消防団員確保プロモーション事業）の例では、広告配信回数、視聴回数、LP 遷移数について目標値を設定し、ターゲット、配信媒体、配信時間帯等の条件設定を変更し分析を行ったとしており、目標による管理について参考にされたい。

１８．防災ヘリコプター整備事業費（危機管理防災部）

（１）目的

阪神・淡路大震災を教訓にした大規模災害の発生に備え、更なる航空消防防災体制の充実化を図るため、平成 13 年より第２防災ヘリコプターあらかわ２を配備し、県内の災害はもとより、関東全域、長野県及び富山県、山梨県などへ広域航空応援出場した。しかしながら、機体の更新時期の目安となる運航期間、総飛行時間を超えて運用されていることから、後継機となる新たな防災ヘリコプターを購入するものである。

（２）概要

事業内容	旧機体は、一般的に機体更新の目安とされる「運航開始 20 年、総飛行時間 5,000 時間」を経過していること、老朽化に伴い修繕費が増加していること、令和元年に総務省消防庁が定めた基準における運航安全の確保に資する装置、装備の一部が付いていないこと、高額部品の交換時期が近付いている等の状況があり、更なる航空消防防災体制の充実化を図るため防災ヘリコプターの機体を更新するものである。
令和５年度予算額（当初予算）	－　＊
令和５年度実績	－　＊
事業計画	新機体の取得までの計画は以下のとおりである。 ・令和４年 12 月　一般競争入札(WTO 案件) ・令和５年３月　財産取得議案議決・本契約 ・令和５年６月　旧機体運航終了 ・令和６年 11 月　新機体取得 ・令和７年４月　新機体運航開始予定
事業効果	防災ヘリコプターの機体更新を行い、消防防災力の充実を図る。防災ヘリコプターが常時運航できる体制を構築できることにより、県民の安心・安全を確保することができる。

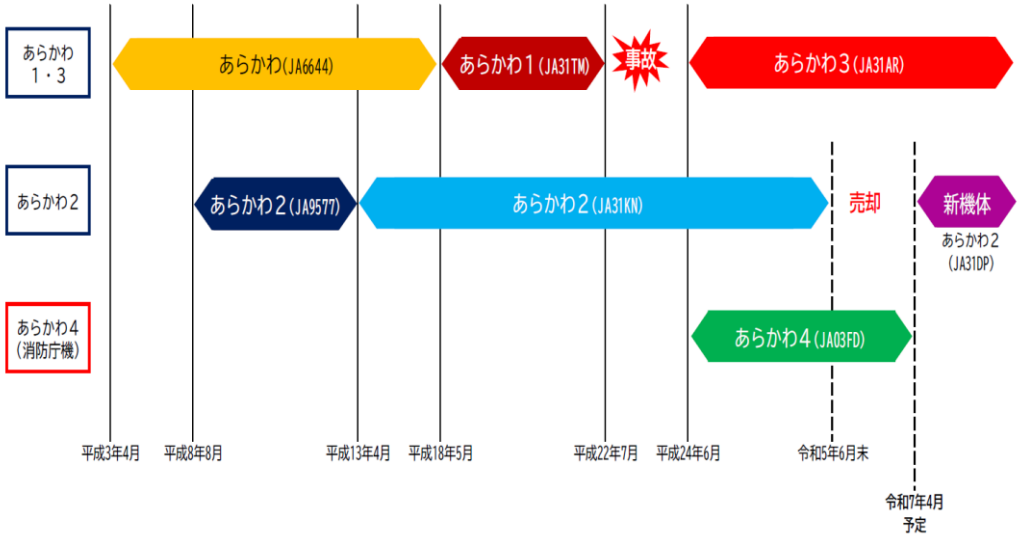
※新機体は、令和６年度（令和６年 11 月７日）に納入され、2,830,300 千円で三井物産エアロスペース株式会社から取得している。令和５年度については収支の計画・実績はない。

【埼玉県防災ヘリコプター諸元】



登録番号	JA31AR	JA03FD	JA31DP
製造会社	レオナルド社（イタリア）		
型式	AW139		
機体全長×全幅×全高	16.66m×4.22m×4.98m		
エンジン出力	1,679PS×2 基（計 3,358PS）		
運航開始	平成 24 年 6 月 1 日	平成 24 年 6 月 1 日	令和 7 年 4 月予定

【埼玉防災ヘリコプター変遷】



（出展：県ホームページ）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について
　令和６年度に取得されており、それまでの間に収支はない。

（４）支出の主な内容
　当該事業の支出の主な内容は、三井物産エアロスペース株式会社に対する新機体の取得支出であり、令和６年度に 2,830,300 千円の支出がされたものである。

（５）当該事業に要する人員の状況
　1.0 人（消防課 消防広域担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について
　消防組織法第 30 条が当該事業に関連する法令であるとともに、消防事務は消防組織法第６条により市町村の事務と規定されているが、消防組織法第 30 条では、都道府県が航空機を用いて市町村の消防を支援することができる旨が明記されている。当該規定に基づき、県は防災ヘリコプターを計画的に整備し、運航している。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について
　当該事業は機体の更新であることから、特段の評価指標はないが、ほぼ当初の計画にあった令和６年度における新機体の取得は達成されている。

（８）監査人総括（評価）
　旧機体の運航を終了した令和５年６月以降は、あらかわ３、４の２機体で運用されているため、いずれか１機が点検を実施している間は残りの１機のみの運航となっている。この間に防災ヘリコプターを利用した活動ができない等の事態は発生なかった。しかしながら、新機体が令和６年 11 月に納入され、令和７年４月以降は３機体制となるため、更なる航空消防防災体制の充実化が期待できる。当該事業は、一般競争入札を経て取得されており、これに関連する証憑書類の一部を閲覧・検証したが、問題点は発見されなかった。よって、当該事業の実施に係る費用及びその効果について、特段異常となる事項はないと考えられる。
　当該事業について、問題となる事項は発見されなかった。

１９．防災ヘリコプター総合運航管理費（危機管理防災部）

（１）目的

県民の生命・身体・財産を守るため、防災ヘリコプターを運航し、林野火災の消火や山岳遭難者の救助・救急活動など、災害への対応を図る。また、県内各消防機関及び他県防災航空隊等との連携を深めるため各種訓練を実施するほか、県内各市町村等の防災訓練に参加し、大規模災害時の相互の活動を確認する。

（２）概要

事業内容	防災ヘリコプターの運航体制は、埼玉県比企郡川島町にある防災航空センターを拠点として３機体制にて運用されており、県と市町村と民間の三者一体で運航している。県は機体購入費、運航管理費を負担、市町村は航空隊員を派遣、民間航空会社は機体の操縦、整備、格納を担当している。 (A)防災ヘリコプター運航費 防災ヘリコプター運航管理委託、防災ヘリの修繕、部品・燃料等の購入 (B)ヘリテレ通信管理費 ヘリコプターテレビ電送システムの点検委託 (C)活動用資機材購入費 防災航空隊の災害活動に必要な活動用資機材等の購入 (D)山岳遭難事故防止啓発事業 山岳遭難事故防止のため、広報・啓発活動として啓発グッズ及びポスター、リーフレットの作成・配布
令和５年度予算額（当初予算）	940,820 千円
令和５年度実績	885,786 千円
事業計画	防災ヘリコプター３機の運航体制を整備し、機動力及び高速性を活かした各種災害活動(火災消火、救助、救急、調査、救援)を行うことで、365 日 24 時間体制で、県民の安心・安全の確保に努める。
事業効果	防災ヘリコプター３機体制により、防災体制を盤石なものにできる。 (A)困難な山岳救助事案では２機目を支援機として出場させることで、より安全な救助活動が可能。 (B)山林火災事案では２機同時出場させることで、より早期

	に消火が可能。 (C)県外の災害に応援出場中でも他の機体で県内の災害に対して滞りなく対応可能となる。

【埼玉県防災ヘリコプター諸元】

県の防災ヘリコプターは以下の３機で運用されている。

あらかわ２は、旧機体は令和５年６月 30 日に運航を終了し、新機体が令和７年４月に運航を開始する予定である。



登録番号	JA31AR	JA03FD	JA31DP
製造会社	レオナルド社（イタリア）		
型式	AW139		
機体全長×全幅×全高	16.66m×4.22m×4.98m		
エンジン出力	1,679PS×2 基（計 3,358PS）		
運航開始	平成 24 年６月１日	平成 24 年６月１日	令和７年４月予定

【防災航空センターの運用】

埼玉県防災航空隊は平成３年に発足した。消防ヘリは昭和 40 年代から順次導入されてきたが、都道府県の防災ヘリとしては、神戸市と共同運航の兵庫県を除いて全国初の導入である。

隊員は県内消防本部から派遣されている消防職員（隊長以下 18 名）により編成され、消火、救助、救急搬送、調査等の活動に 365 日・24 時間体制で従事している。県(機体購入費、運航管理費負担)・市町村(隊員派遣)・民間(運航整備受託)の三者一体の運航体制は「埼玉方式」と呼ばれ、他県でも同様の形態が多く採用されている。

これらの業務の拠点となる防災航空センターは、埼玉県比企郡川島町にあり、当

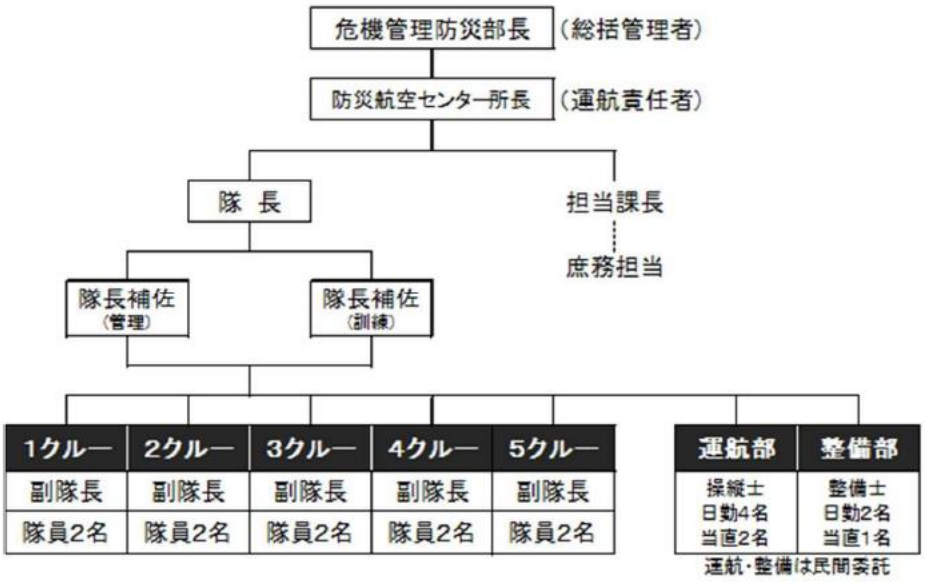
該センターは民間航空会社の本田航空株式会社が所有する建物の一部を県が賃借する形をとっている。

（A）沿 革

平成３年１月 防災航空隊（消防防災課防災航空係）設置（川島町）
平成３年４月 防災ヘリコプター１号機「あらかわ」運航開始
平成８年８月 防災ヘリコプター２号機「あらかわ２」運航開始＜リース機＞
平成 13 年４月 「あらかわ２」更新、運航開始
平成 16 年７月 自隊訓練中に隊員の死亡事故発生
平成 17 年４月 埼玉県防災航空センター発足
平成 17 年８月 ドクターヘリ的運用開始(基地病院:埼玉医科大学総合医療センター)
平成 18 年５月 「あらかわ」更新、「あらかわ１」として運航開始
平成 18 年７月 埼玉県特別機動援助隊発足（防災航空隊は先行調査の任務を担当）
平成 19 年 10 月 ドクターヘリ専用機運航開始に伴う補完的運行開始
平成 21 年７月 早朝夜間のドクターヘリ的運航開始(基地病院:埼玉医科大学国際医療センター)
平成 22 年７月 「あらかわ１」墜落事故発生
平成 22 年 12 月 埼玉県防災航空隊山岳救助活動ガイドライン策定
平成 23 年４月 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行、埼玉県防災航空隊総合運航規程施行
平成 24 年６月 「あらかわ３」「あらかわ４」運航開始

（B）組織体制

①組織体制 職員総数 22 名(うち防災航空隊 18 名)
【隊長＋隊長補佐２名＋３名×５クルー】



＜隊員派遣体制＞

・隊長：さいたま市から派遣

・隊長補佐(管理担当)：さいたま市から派遣
隊長補佐として２年勤務後、隊長として２年勤務

・隊長補佐(訓練担当)：副隊長の中から選出し隊長補佐として１年勤務(合計派遣期間:４年)

・隊員：派遣期間は３年(３年目は副隊長として勤務) 計 15 名

②防災航空隊組織の変遷

平成３年４月 12 名・３名×４クルー

平成８年４月 16 名・３名×５クルー ※ ２機運用開始

平成 17 年４月 17 名・３名×５クルー ※ 隊長補佐設置

平成 18 年４月 18 名・３名×５クルー ※ 隊長補佐２名体制

平成 21 年７月 18 名・３名×５クルー ※ 早朝夜間ドクヘリ的運航開始＜早朝夜間：搭乗３名＋基地通信１名(→他クルー又は管理職員)

平成 22 年４月 19 名・４名×４クルー＜早朝夜間：搭乗３名＋基地通信１名＞

平成 23 年４月 18 名・３名×５クルー ※ １機体制

平成 24 年度以降 組織変更なし ※ ３機体制 ＝ 常時２機（夜間は１機）運用を基本とする。

（C）運航体制

①運航体制

県、市町村、民間による三者一体の運航体制は、本県が初めて採用したものであり「埼玉方式」と呼ばれている。

・機体購入費、運航管理費の負担・・・ 埼玉県
・航空隊員の派遣・・・・・・・・・・ 市町村(消防本部)
・機体の操縦、整備、格納・・・・・・ 民間航空会社(委託)

※40 道県の運航方式 埼玉方式 34 県、自主運航４道県(北海道、秋田、長野、兵庫)、混合運航１県（岐阜)、事務委託１県（愛知)

②出場体制

・防災ヘリコプター ３機体制(原則：昼２機・夜１機体制)
・即時出場体制 365 日 24 時間(東京消防庁、仙台市消防局、横浜市消防局、川崎市消防局)

③災害活動

・火災出場 林野火災における空中消火及び中高層建物火災等における情報収集、警戒、指揮支援
・救助出場 山岳遭難、水難事故等における人命救助
・救急出場 交通遠隔地からの傷病者の救急搬送、高度医療機関等への転院搬送、医師搬送(ドクターヘリ的運航含む)
・調査出場 地震、風水害、大規模な事故等における情報収集、警戒、指揮支援
・救援出場 被災地への救援物資や人員の搬送

【防災ヘリコプターの主な役割】

情報収集 Investigation and Support

■孤立集落や大規模火災現場などの情報収集　■上空から地上の指揮隊を支援
■避難誘導・広報活動　■災害対策本部などへの情報伝達

埼玉県内に震度５弱以上が発生した場合や台風及び大雨等による洪水又は、強風等による被害が発生（恐れ）した場合は防災ヘリが直ちに出場し、上空から情報収集を行い、災害の発生状況を確認します。また、大規模な災害状況が把握しにくい夜間の災害などでは、防災ヘリの赤外線カメラで現場の映像をリアルタイムで県庁や消防機関へ送信し、地上の活動を支援します。


台風被害の情報収集


工場火災現場の情報収集


緊急消防援助隊合同訓練時の夜間上空支援


赤外線カメラでの夜間上空支援

捜索・救助 Search and Rescue

■災害時の捜索・救助　■山岳遭難における捜索・救助
■水難事故における捜索・救助　■高層ビル火災における救助

安全管理を行う航空隊員、降下する航空隊員、操縦士、地上の消防隊員が現場の状況や救助活動の状況を常に連絡を取り合い緊密な連携のもと、安全を確保しながら確実な救助活動を行います。活動は、山岳地域での負傷者の救出、河川や湖、ダムなどでの水難事故者の捜索・救助などのほか、高層ビルからの救出も行います。


水難事故における捜索活動


素早い応急手当とピックアップ


水面からの救助活動


建築中高層ビルの火災現場から救出

空中消火 Fire Fighting

■火災の延焼状況等の情報収集　■近隣住民への避難誘導
■林野火災における空中消火　■消火資機材、消火要員等の輸送

地上からでは火災の状況が把握しにくい林野火災などでは、上空から火災状況の偵察を行い、地上からの消火活動を支援するとともに、地上からの消火だけでは対応しきれない大規模な林野火災や工場火災などに対しては、防災ヘリの胴体下部に消火タンク（ファイアアタッカー）や消火用のバケットを取り付けて吸水し、空中散水により消火活動を行います。


上空から火災状況の偵察


湖面から消火タンクへ吸水


消火タンクから散水


消火用のバケットから散水

救急 Medical evacuation operation

■山間地域や事故現場からの救急患者の搬送　■医師、医療機材等の搬送
■高度医療機関への傷病者の搬送　■ドクターヘリ的運航

地上の救急隊や消防本部との連携のもと防災ヘリにより救出した傷病者をいち早く救急隊や医療機関に引き継ぎます。また、航空隊が保有している救急用資機材をヘリに搭載し、救急車と連携しながら病院間の傷病者搬送を行うほか、救急現場に医師を搬送します。さらに、ドクターヘリが出場できない場合は、防災ヘリが補完的に活動します。


航空隊の救急用資機材を搭載


病院の屋上ヘリポート確認


傷病者の引き継ぎ


搬送先病院へ到着

広域応援 Wide area support operation

■災害時応援協定に基づく他県への応援活動
■埼玉県緊急消防援助隊航空部隊としての調査・捜索・救助・搬送活動

近県の防災ヘリが機体の検査等で出場出来ない場合や大規模災害が発生した場合、相互応援協定に基づき埼玉県の防災ヘリが応援のため出場します。また、国内の大規模災害に対しては、消防庁長官からの求め、指示に基づき緊急消防援助隊航空部隊として被災地で活動を行います。さらに、防災ヘリ「あらかわ４」は総務省消防庁機として活動も行います。


茨城県内のコンビナート火災
（東日本大震災）


常陸那珂火力発電所から救出
（東日本大震災）


長野県長野市の千曲川堤防決壊
（令和元年東日本台風）


長野県上田市で中州から救出
（令和２年７月豪雨）

安全運航のために For safe operation

■徹底した装備の点検・計器類の確認　■入念な機体整備
■現場や気象状況を全員で徹底確認　■全員で情報・知識を共有

徹底した安全運航、安全活動を実施するため装備資機材や使用資機材の点検、機器類の確認を航空隊員、操縦士、整備士が毎日、入念に実施しています。また、出場時には防災航空センターにある動態管理システムで防災ヘリの位置を確認しながら、無線活動支援を行います。さらに、定期的に全体会議で航空隊員、操縦士、整備士が専門情報を共有化して安全運航の徹底を図っています。


毎日の使用資機材点検


操縦士の計器確認


整備士が入念にチェック


整備士が複数の目で検査


災害入電時の情報収集・共有


操縦士によるレーダーアメダスの確認


朝礼で気象状況の確認


全体会議でのスキルアップ

（出展：埼玉県ホームページ）

【業務委託内容】

当該事業の主業務である防災ヘリコプター運航管理業務は、民間航空会社である本田航空株式会社に委託されており、令和５年度は３機体制で行われている。（うち、あらかわ２は令和５年６月 30 日をもって運航終了。後継機である新たなあらかわ２は令和７年４月に運航開始予定）

	内容
事業者	本田航空株式会社
委託期間及び時間	令和５年４月１日から令和６年３月 31 日 業務は、１機目については 24 時間体制で実施するものとする。 ２機目については、午前８時 30 分から午後５時 15 分までの日勤体制で行うものとする。ただし、災害等が発生した場合で県が必要と認める場合は、県の指示に基づき 24 時間体制で行うものとする。なお、この場合において必要となる経費は、県と事業者の協議によるものとする。
委託金額	469,311,434 円（税込）
契約方法	随意契約
実施場所	埼玉県防災航空センター（格納庫等の関係施設を含む。）及び防災ヘリコプターが出場する全ての場所
委託業務内容	本田航空株式会社（以下「乙」という）は、埼玉県（以下「甲」という）が定める関係規定等を遵守するほか、次の業務内容とする。 （A） 操縦等 乙は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 73 条（機長の権限）に定める場合を除き、甲の指示により、次の業務を実施するものとする。 ア 操縦士業務 イ 操縦補助業務 ウ 上記ア及びイの付随業務 （B） 点検整備等 乙は、防災ヘリコプター（装備品を含む。）が常時、速やかに出動できる体制を確保するため、次に掲げる点検整備等を実施する。整備士は、機体の整備作業上防災ヘリコプターに搭乗が必要な場合、機体に搭乗し性能試験及び記録等の作業を行うものとする。なお、アについては、乙の整備工場等において実施する。イ及びウについては、甲が使用している格納庫等において甲の指示の下実施するものとし、エ及びオについては、適宜甲の指示する場所で実施する。 また、災害発生時等に地上支援及び整備の業務が必要な場合は、災害現場

	付近の飛行場外離着陸場等において実施するものとする。 ただし、上記の場所にて実施し難い場合には、甲、乙が協議して定めるものとする。 ア 耐空検査（年次点検（機体・エンジン）、無線定期点検の各基本作業のみ。） イ 点検整備業務 ウ 定期点検業務（25 時間、50 時間及び 100 時間等の各点検） エ 部品及び資機材管理業務 オ 上記アからエまでの付随業務 （C） 運航支援 防災ヘリコプターが円滑に運航できるよう、乙は、埼玉県防災航空センター等において次の業務を行うものとする。 ア 運航管理業務 イ 運航安全管理者が実施する業務 ウ 飛行場外離着陸場調査及び申請業務 エ 飛行計画通報業務 オ 上記アからエまで付随業務（気象及び航空情報収集業務を含む。） （D） 技術管理等運航諸業務 防災ヘリコプターの耐空性維持のため、乙は、東京航空局又はメーカー等の技術資料を管理、精査するとともに、操縦士、副操縦士及び整備士の技量の保持・向上を図るほか、技術管理業務を実施するものとする。 （E） 操縦及び整備に係る訓練 乙は、乙の操縦士のうち機長の資格を有する者に対して、操縦技能の維持・向上に必要な防災ヘリコプターを使用した飛行訓練及びシミュレータを用いた緊急操作訓練を行うことができるものとする。また、業務を円滑に執行するため、乙の操縦及び整備等を行う人員の強化・育成を図る各種訓練を防災ヘリコプター等を使用して行うことができるものとする。なお、訓練実施に当たっては、日程、内容その他必要な事項について、甲、乙が協議して定めるものとする。 （F） 機体格納及び資機材保管 防災ヘリコプター及び各種資機材等の保管は、乙は、乙が所有する格納庫の中で最も出場に適する場所に定置するものとする。なお、格納庫に付随

	する施設の使用も含むものとする。 （G） 被服及び個人装備品 乙は、操縦・整備等を行う人員に甲が指定する被服及び個人装備品もしくはこれに準じたものを貸与するものとする。 （H） 訓練施設 乙は、格納庫内に設置した訓練施設を甲に提供するものとする。 （I） 飛行場使用 防災ヘリコプターの離着陸のため、乙は、乙が管理する飛行場を提供し、昼夜を問わず使用できるものとする。なお、付随する施設の使用も含むものとする。 （J） 訓練場 乙は、防災訓練のため甲が借り受けた土地（レスキュースポット及び吉見訓練場）の草刈りを年５回以上行うものとする。 （K） 事務室 甲の職員が執務するために、乙は、事務室を甲に提供するものとする。 （L） 冷暖房等 乙は、前記（K）の事務室の冷暖房等（ブラインド、網戸、蛍光灯、換気扇等の維持管理を含む。）の整備を行うものとする。 （M） 電気、ガス、水道 乙は、前記（K）の事務室において執務等を行うために必要な電気、ガス、水道を提供するものとする。 （N） 宿泊設備 乙は、甲の当直業務のため、４名が宿泊可能な施設を提供するものとする。 （O） 宿泊寝具 乙は、甲の当直業務のため使用する前記（N）の施設のうち１名分の寝具の提供及びシーツ類の洗濯を行うものとする。

	(P)　当直 防災ヘリコプターの 24 時間運航体制を確保するため、乙は、操縦整備等を行う人員を当直させるものとする。当直者は、災害発生時等で緊急に対応が必要な場合を除き、午後 10 時から翌日午前５時の間は休憩できるものとする。 (Q)　駐車場 乙は、車両を駐車するための場所を確保するものとする。 (R)　施設の維持修繕 乙は、甲が円滑に執務を行えるように、甲が使用する乙の施設を良好な状態に維持するものとする。これらの施設が経年劣化、災害その他の事由により修繕が必要となった場合には、乙の負担において速やかに修繕するものとする。ただし、甲の故意又は過失により必要となった修繕は甲の負担において行うものとする。 (S)　航空保険 乙は、甲に代わって航空保険の加入及び保険請求等の手続を行うこととする。なお、乙を賠償記名被保険者及び求償権不行使先とするものとする。 (T)　委託料に含まない経費 ア 耐空検査における不具合修理 イ ヘリコプターテレビ電送システム定期点検 ウ ヘリサットシステム定期点検 エ 定期点検外点検 オ 部品 カ 航空機用燃料 キ 航空機用潤滑油

（出典：防災ヘリコプター運航管理業務仕様書）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	851,070	700,670	782,996	833,392	940,820
実績	827,685	693,302	680,006	828,417	885,786

（４）支出の主な内容

当該事業の支出の主な内容は、本田航空株式会社に対する業務委託料 469,312 千円、防災ヘリコプターの修繕費 315,212 千円、防災ヘリコプターのジェット燃料代 44,841 千円等である。

（５）当該事業に要する人員の状況

3.0 人（防災航空センター 総務担当（派遣職員 18 人）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業は、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例第３条第１項の規定に基づき実施され、組織的に問題なく遵守されている。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業に係る評価指標はないが、火災、救助、救急等を無事故で安全に遂行することが使命であり、過去 10 年間の事業の実績（緊急運航実績）は以下のとおりである。

緊急運航実績（過去 10 年間）

	火災	救助	救急	災害応急対策	県外応援	合計
平成 26 年度	18	44	33	4	23	122
平成 27 年度	14	27	9	3	44	97
平成 28 年度	9	29	17	1	13	69
平成 29 年度	14	36	24	5	38	117
平成 30 年度	7	24	14	2	49	96
令和元年度	0	25	19	4	31	79
令和２年度	7	36	13	2	44	102
令和３年度	5	33	19	1	17	75
令和４年度	2	31	21	2	32	88
令和５年度	3	18	14	1	29	65
合計	79	303	183	25	320	910

（出典：県ホームページ）

（８）監査人総括（評価）

当該事業は、県民の生命・身体・財産を守るため、防災ヘリコプターを、県、市町村、民間による三者一体で運航し、林野火災の消火や山岳遭難者の救助・救急活動などの分野で非常に重要な役割を果たし、防災への貢献度は非常に高く、支出に見合う効果は十分にあると考えられる。また、当該事業は、本田航空株式会社に対する防災ヘリコプター運航管理業務委託料が主な支出の内容となっており、当該業務の財務事務の執行及び

防災航空センターの運営業務に係る証憑書類の一部を閲覧・検証したが、以下に記載されたものを除き、問題点は発見されなかった。

【意見６４】「屋内訓練施設点検表」にも上長承認の証跡を残すことが望まれる。

防災航空センターの訓練時に使用される施設の安全を確保するため、「埼玉県防災航空センターにおける訓練時安全管理要綱」第３条には、「安全主任者は、訓練を安全かつ円滑に実施するため、訓練施設等を常に良好な状態に維持するよう、屋内訓練施設点検表（様式第３号）及び資機材（月・半年）点検表（様式第４号）に従い点検を実施するものとする。」と規定されている。サンプルで数ヶ月分の資料を閲覧したところ、「資機材点検表」には上長承認の証跡があるが、「屋内訓練施設点検表」 には上長承認の証跡がなかった。両書類は一体となって上長の承認を得ていたため、一方の書類にのみ証跡を残していたとのことであるが、いずれの書類も訓練施設等を常に良好な状態に維持するための重要な書類であり、両書類は前述の要綱においても別々に定められていることから、「資機材点検表」と同様に、「屋内訓練施設点検表」にも上長承認の証跡を残すべきである。なお、令和７年１月１日付で屋内訓練施設点検表（様式第３号）が改訂され、上長承認欄が新設され、改善が図られている。

【意見６５】公有財産として登録されている無線機について、県有備品との区別や、公有財産台帳との照合を容易にするための措置を講じることが望まれる。

防災航空センターのブリーフィングルームには、公有財産として公有財産台帳に登録されている数台の無線機があり、これらは平成 29 年度及び 30 年度にかけて、県庁局や中継局、関係機関を含めて移動系防災行政無線の工事として当時の消防防災課により一括発注され取得したものである。しかしながら、当該無線機を実際に確認したところ、公有財産であることを明示するものが貼付されていなかったため、公有財産であることを把握することや、県有備品と区別することが著しく難しい状態であった。同室内には多数の県有備品があり、当該無線機がこれらの県有備品と混同される可能性が否めない。県の職員は定期的な人事異動があることから、当該無線機について詳細な事情を把握していない者であっても、公有財産であることを容易に把握し公有財産台帳と照合できるようにすることや、県有備品と混同することのないようにするための措置を講じるべきである。

【意見６６】航空機保険の内容を防災航空センターの職員に十分に周知することが望まれる。

当該事業について加入している航空機保険について、隊員や要救助者に対して不測の事態が発生した場合にどのような状況のときにどの程度補償されるのかについて、防災航空センター内で十分な情報が共有されていない。仮に不測の事態が発生した場合に、補償される範囲を県職員が十分に把握していないと、航空機保険で正しい請求ができず多額の支出が発生する可能性があり、県の財政に大きな負担をかけることにつながり得る。そのため、保険会社から航空機保険に関する詳細な内容をヒアリングし、組織内で十分な情報共有を図るべきである。なお、令和６年度中に、県は保険会社から航空機保険の詳細な内容を再度ヒアリングし、センター全職員に改めて説明を行っており改善が図られている。

【意見６７】航空機の整備部品ごとに品質に問題がないことを保管部品一覧表等の資料において明示することが望まれる。

毎年９月末と３月末に、防災ヘリコプターの整備用に保管している部品の棚卸結果の確認を、本田航空株式会社から県に提出される保管部品一覧表に基づき実施している。しかしながら、当該表上では、部品の取得年月日や品質に関する記載がないため、取得してから長期間が経過していないか、品質に問題がないかを個々に確認することができない。本田航空株式会社が管理するシステム上では部品の品質管理が厳格に行われており、品質に問題がない部品のみが保管部品一覧表に掲載されているとのことだが、品質に問題がないことを書面上で確認できるよう、部品ごとに品質に問題がないことを保管部品一覧表上又は別途資料において明示の上、本田航空株式会社が県に報告する体制を整備し、部品の適切な管理に役立てることが望ましい。

２０．消防広域化推進費（危機管理防災部）

（１）目的

消防は市町村がその任に当たるという現在の市町村消防の制度は、 昭和 23 年(1948 年)施行の消防組織法とともに始まり、地域の安心･安全に大きな役割を果たしている。近年、豪雨や倉庫火災などにみられる災害の大規模化、NBC 災害（核物質、生物剤、化学剤による災害）を含む災害の多様化により、消防が担う役割は高度・専門化していく傾向にあり、政府の地震調査委員会では、今後 30 年間でマグニチュード７クラスの地震が 80%の確率で発生するとの見解を示しており、大規模地震への対応は切迫感を増している。一方、地域住民の高齢化により救急を中心に出動要請が年々増加するなど、消防を取り巻く環境は大きく変化している。当該事業は、高齢化の急速な進行による救急需要の増大、今後の人口減少による市町村財政の逼迫、災害の大規模化、高度多様化等に備え、消防広域化等により消防力の維持・強化を図り、将来にわたり県民の安心・安全を守ることを目的としている。

（２）概要

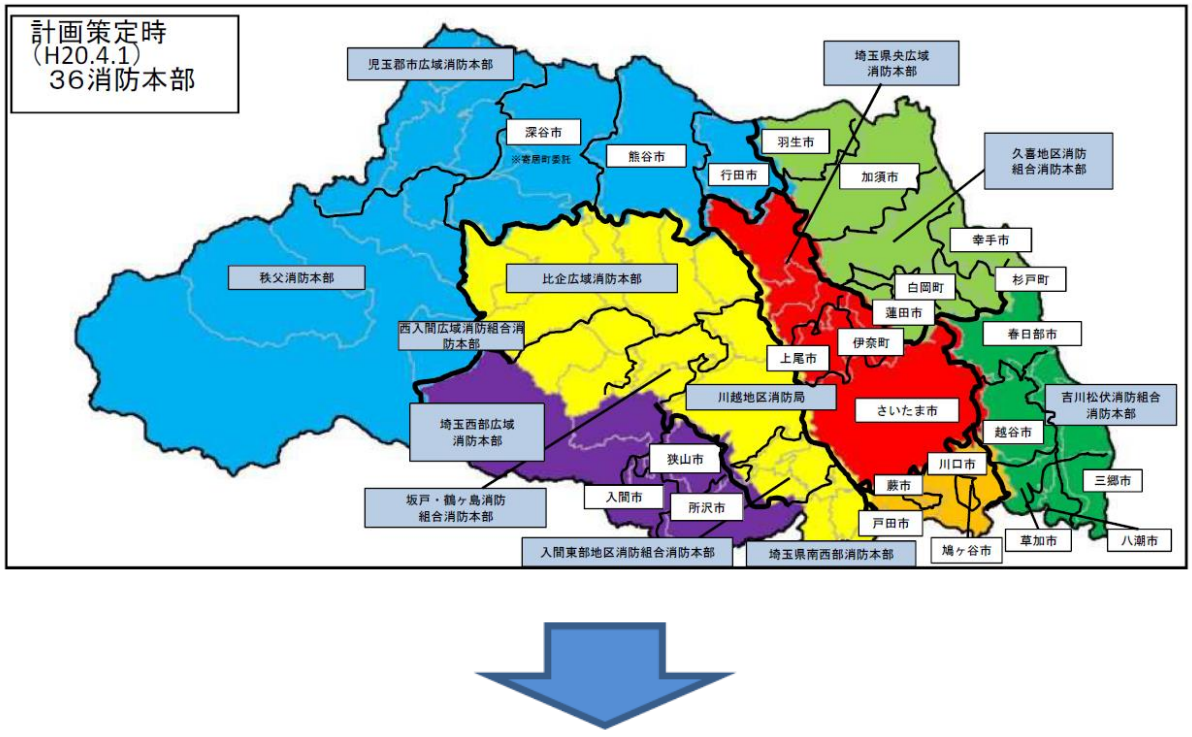
事業内容	「埼玉県消防広域化推進計画」に基づき、市町村の自主的な消防広域化を推進し、県内消防力の強化を図るものである。消防広域化に係る会議等の開催が事業の中心となり、具体的な内容は下記「事業計画」に記載されたとおりである。
令和５年度予算額（当初予算）	255 千円
令和５年度実績	40 千円
事業計画	「埼玉県消防広域化推進計画」に基づく市町村の自主的な消防広域化の推進 ・協議会等への県職員の参画 ・国や県の財政支援に対する助言 ・消防本部、市町村からの求めに応じた勉強会や情報提供の実施
事業効果	県が消防広域化等に係る協議会の設立や消防広域化等の協議の進展をさせることで、消防広域化が促進され、消防本部の住民サービスが向上するとともに、消防力が維持･強化されることで将来にわたり県民の安心・安全の確保が図られる。

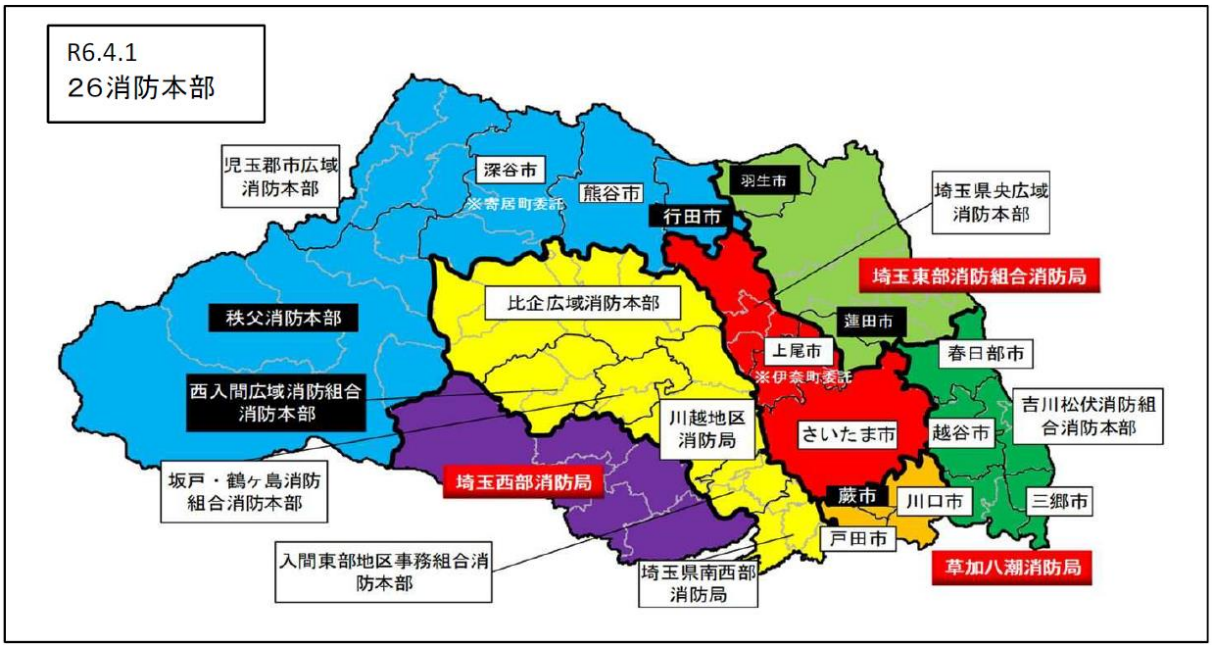
（A）消防広域化の背景及び内容

大きく消防に係る環境が変化する中で、消防広域化の重要性が一層増している。消防広域化は、消防組織法第 31 条で 「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義されている。さらに、「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。」とされている。消防広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する組合や広域連合の設立、既存の消防組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合における消防事務の追加、単独で消防事務を実施する他市町村への事務委託が考えられる。

（B）埼玉県における消防広域化の状況

平成 20 年に埼玉県消防広域化推進計画を策定した際、県は以下のように 36 の消防本部で構成されていたが、令和５年度末時点では、26 の消防本部に統合されている。





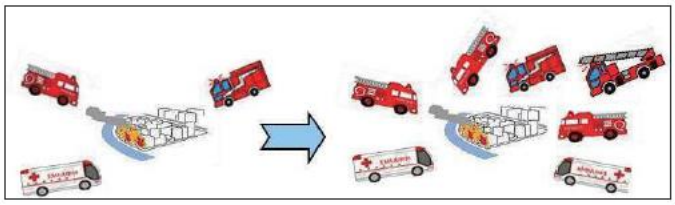
（C）消防広域化の効果

①災害発生時における初動体制の強化

火災が発生したときは、できるだけ多くの消防隊員と車両が迅速に現場へ到着し消火活動を実施することが重要である。消防広域化によって消防本部の隊員数及び車両台数が増えると、119 番通報を受けてすぐに多くの隊を投入することができるようになる。これにより、早期に消火でき、近隣家屋等への延焼を防ぐことができる。

②統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

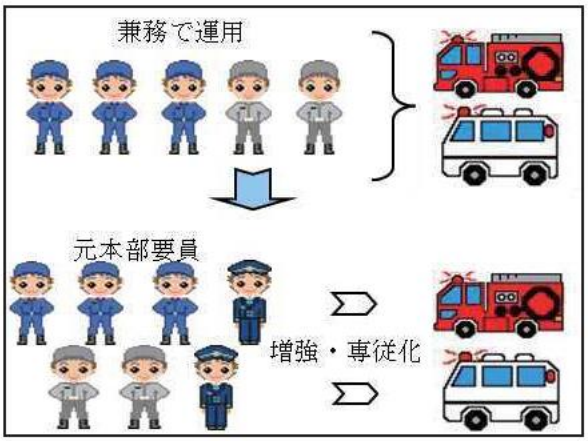
市町村境界をまたぐ災害が発生したとき、各市町村の消防本部がそれぞれに活動するより、消防広域化によって統合した組織のひとつの指揮命令下で部隊を運用する方が効果的に対応することができる。



③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

消防広域化を行うと総務管理部門が統合され、命令も一元的に運用されることになる。これにより、本部機能に係る職員体制がスリム化され、その分を現場へ配置

転換することができるようになるため、活動隊の増隊や隊員の専従化が可能になる。



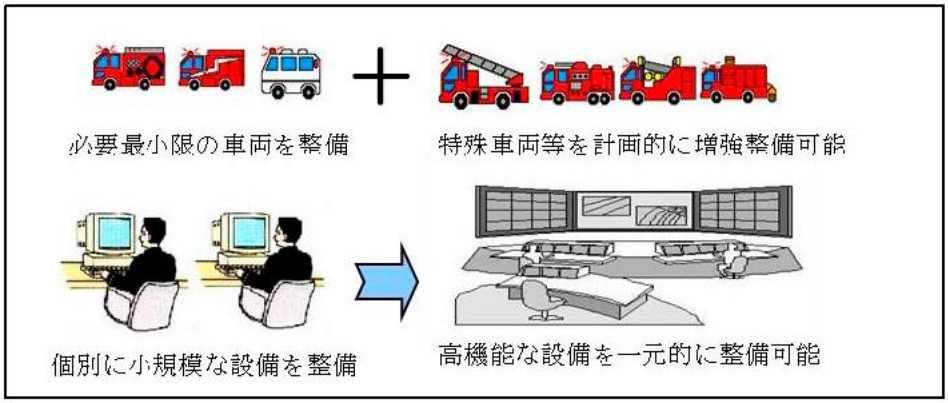
④予防業務や救急業務の高度化及び専門化

消防の業務のうち、 防火対象物の査察や火災原因調査といった予防業務は専門性が高いため、専任職員を育成し、高い専門性を身に付けさせることが必要である。また、救急業務は、高度な専門性を持った救急救命士の育成が求められている。しかし、職員の少ない消防本部では、専任職員を育成、配置することが難しいのが実情であり、消防広域化によって人員に余裕が生まれると、こうした専任職員を配置し育成することが可能となる。



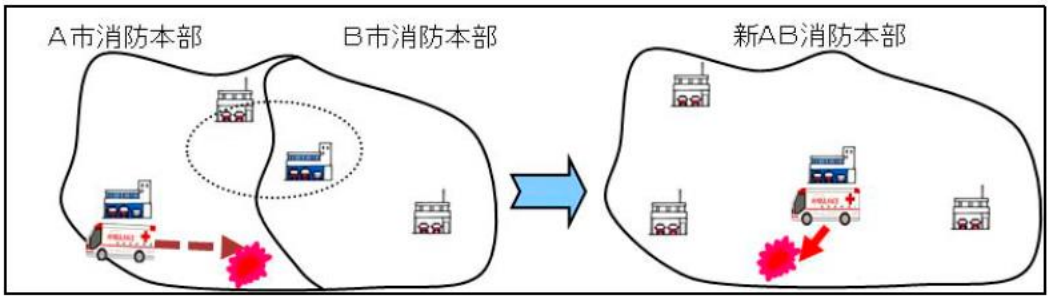
⑤財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

多岐に渡る災害に対応するためには、 はしご車などの特殊車両の整備が必要だが、特殊車両は高額であるため、小規模な消防本部では一般的に購入及び維持するための予算確保は厳しい面がある。しかしながら、消防広域化により財政規模が大きくなることで、 高額な車両や資機材を導入しやすくなる。

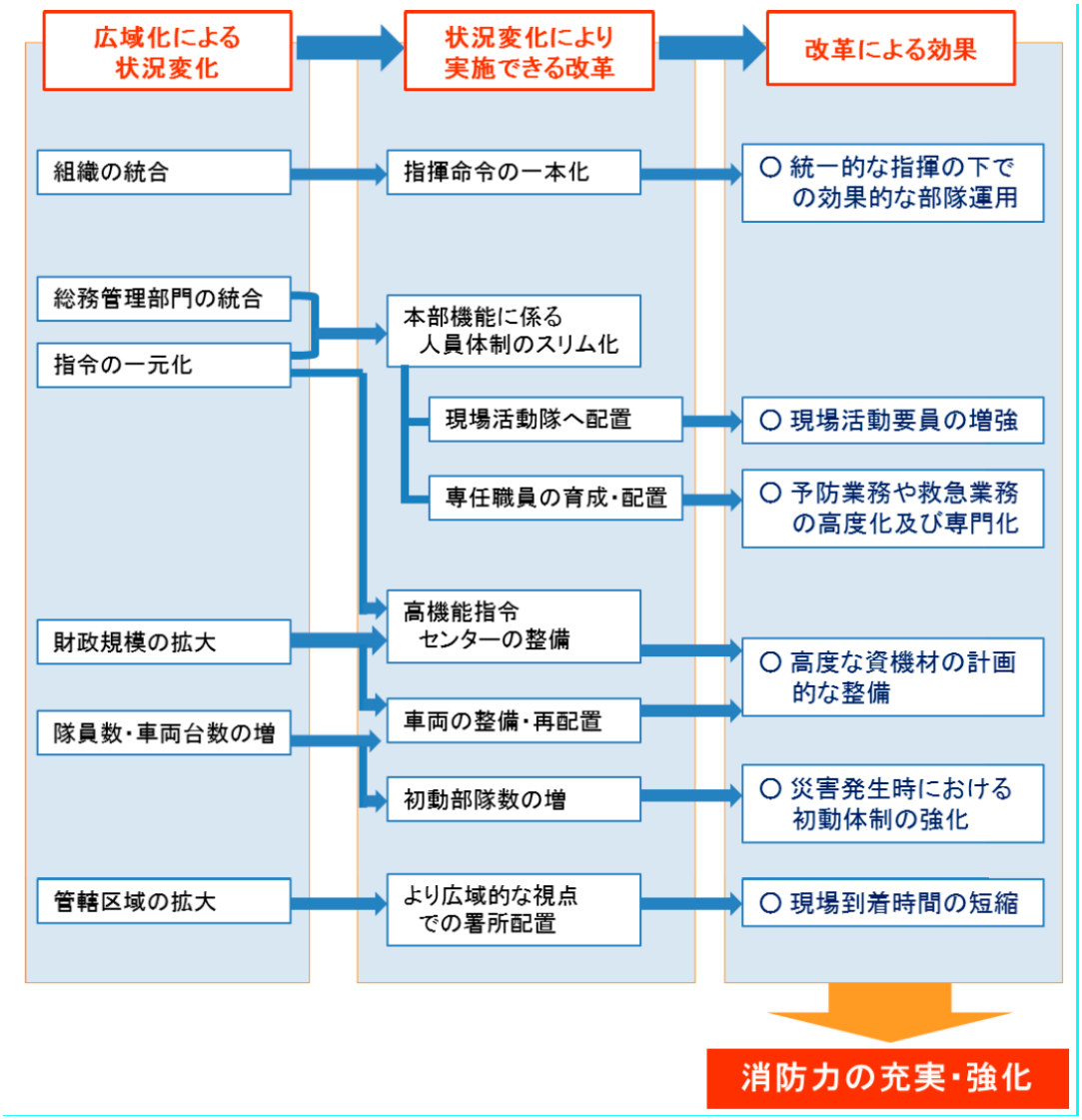


⑥消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

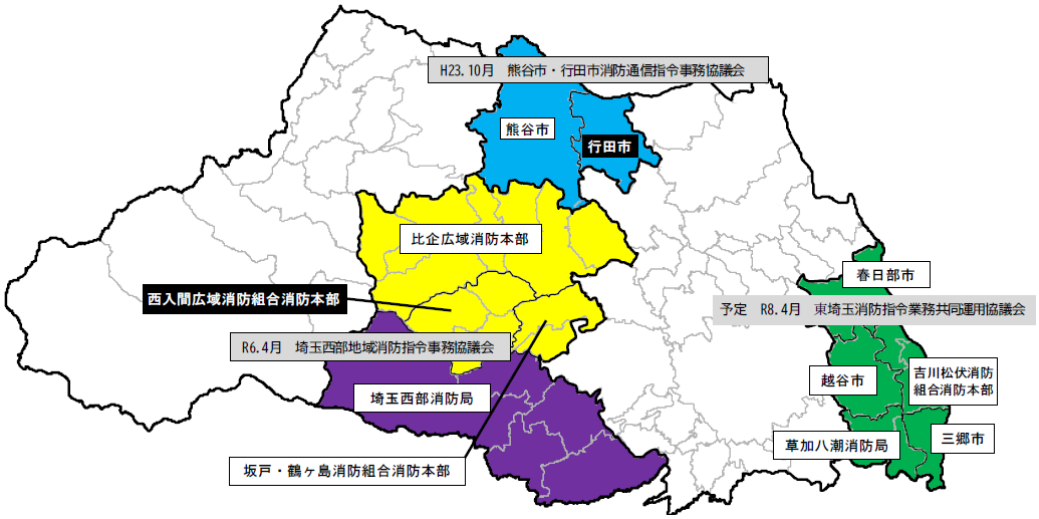
消防本部の管轄区域内において、どの署所からも遠隔地になってしまう、いわゆる空白地区があっても、財政規模や職員数などを考慮すると容易に署所を増やすことはできない。一方で、管轄区域境に近隣消防本部の消防署所が立地していることがあり、消防広域化によって管轄区域が広がることで、 より広域的な視点で署所の配置が可能になり、 現場到着時間の短縮に繋がる。



（消防広域化により期待される効果のイメージ）



（指令業務の共同運用　令和６年４月１日現在）



（出展：県ホームページ）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	1,412	1,175	938	1,339	255
実績	676	268	141	582	40

（４）支出の主な内容

当該事業の支出の主な内容は、当該事業実施のための研修講師依頼のための旅費交通費等である。

（５）当該事業に要する人員の状況

1.0 人（消防広域担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業は、消防組織法第 33 条に基づき実施され、県は市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（消防広域化推進計画）を定め、情報の提供等必要な援助を行っており、組織的に問題なく遵守されている。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業に係る評価指標はないが、事業の実績は以下のとおりである。

（A）消防本部の統合

前述の概要(2)に記載のとおり、平成 20 年度時点では 36 消防本部であった構成を、令和５年度末時点で 26 消防本部に統合している。

（B）広域化した消防本部が得られた効果

①住民サービス向上

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
初動体制の強化	・市境の現場への救急車到着時間が短縮 ・火災発見時の初動出動台数 ３～５台→９台出動に拡充	・平成 27 年１月 16 日から指令を統合し、直近方式に変更（市境の現場への到着時間が短縮） ・火災発生時の初期出動台数 ５台→８台出動に拡充	・出動区域の見直しにより市境の救急車到着時間短縮（１分～2.5 分） ・火災発生時の初期出動台数 ７～10 台→全区域 10 台に統一 ・待機部隊の確保（ポンプ）０～１台→４台に拡充

②職員の再配置

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
現場要員の増	総務及び指令部門から 46 人を現場に配置（当時の全職員数 866 人）	総務及び指令部門から 42 人を現場に配置（当時の全職員数 640 人）	・総務及び指令部門から 10 人を現場に配置（当時の全職員 329 人） ・乗換運用の救急車２隊のうち１隊を専従化
業務の高度化・専門家	・高度救助隊、山岳救助隊、水難救助隊の新設 ・指揮隊の増員（２人→４人）	・水難救助隊、高度救助隊、の新設 ・局内に救急課を設置 ・３消防署に指揮隊を新設し、４隊体制とした。	・高度救助隊の新設 ・指揮隊、救助隊の人員を増加した。

③高額設備の集約化、職員の研修機会増加→消防体制基盤の強化

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
装備の効率的運用	重複するはしご車、化学車の見直し 見直し後、経費削減が期待できる。	・NBC 部隊の専門家で資機材集約による節減 ・はしご車のうち１台を屈折型に置き換えるなど、多様な機能の車両を導入	・はしご車のうち１台を屈折型に置き換えて機能向上 ・車両配置の見直しによる出動体制の効率化 ・市境解消による出動計画見直しにより、頻繁に発生していた救急隊全隊出動の状況が解消
無線デジタル化	単独整備に比較して 5 億 9 千万円の削減(総額 17 億４千万円→11 億５千万円)	単独整備に比較して４億６千万円の削減（総額 13 億 5 千万円→８億９千万円)	単独整備に比較して５億２千万円の削減（総額７億９千万円→２億７千万円)
その他	・職員年齢構成の平準化 ・構成市の訓練施設（屋外訓練塔など）が利用可能に	・職員ローテーション活性化（異動先：４～11 課署→23 課署) ・業務の専従化等による職員モチベーションの向上 消防大学校等への研修派遣の機会拡大 ・資機材の共有 ・単独では実施しにくかった庁舎の大規模修繕 ・訓練施設の重点	・職員年齢構成の相互補完 ・異動先の増加（５～９課署→15 課署) ・構成市の訓練施設が利用可能に

		運用による訓練 体制の充実	

④その他実績

上記以外にも、県は消防長等への個別訪問２回（蓮田市消防本部、行田市消防本部）、東埼玉消防指令業務共同運用協議会調印式への参加、63 市町村・26 消防本部向けに消防広域化等研修会の開催、上尾市消防本部（伊奈町が上尾市に事務委託）の広域化が実現する等の実績がある。

（８）監査人総括（評価）

当該事業は、消防について市町村がその任に当たることを原則としながら、大きく変化する消防を取り巻く環境に対応するため広域化を推進する上で非常に重要なものであり、防災への貢献度は非常に高いものと考えられる。現在、県内には管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部が６本部あり、消防広域化のメリット等が市町村長、議会、住民等に浸透しきれていない等の課題もあるが、今後も粘り強く協議を重ね、地域のニーズに合致した消防広域化の促進が今後も必要になると考えられる。

また、当該事業の支出について、財務事務の執行に係る証憑書類の一部を閲覧・検証したが、問題点は発見されなかった。よって、当該事業の実施に係る費用及びその効果について、特段異常となる事項はないと考えられる。

当該事業について、問題となる事項は発見されなかった。

２１．埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業（危機管理防災部）

（１）目的

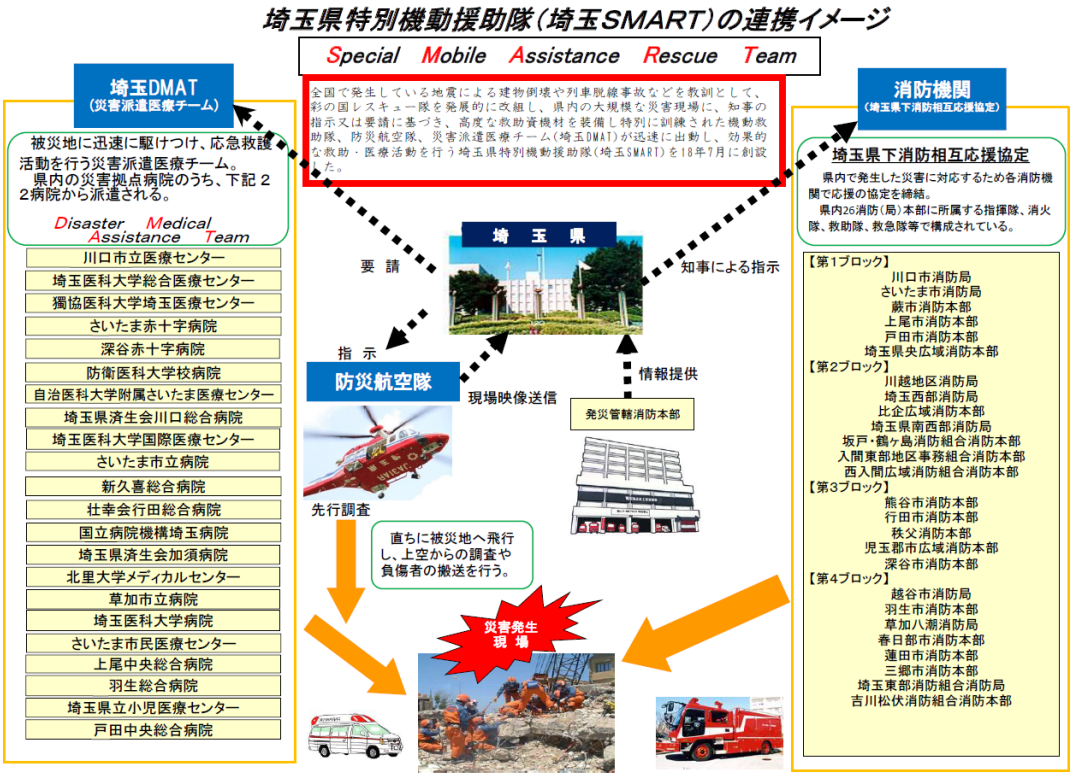
県内における局地的かつ多数の傷病者の発生が見込まれる災害に際し、県民の生命を守り、被害の軽減を図るため、埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）の訓練、研修を実施し、隊員の技術的向上、部隊の連携強化を図る。また、県内消防本部が緊急消防援助隊として効果的な活動ができるよう、部隊の連携強化を図る。

（２）概要

事業内容	埼玉県特別機動援助隊（以下「埼玉ＳＭＡＲＴ」という）教育訓練事業とは、埼玉ＳＭＡＲＴの構成機関である消防機関、埼玉県防災航空隊、災害派遣医療チーム（以下「埼玉ＤＭＡＴ」）が、県内における大規模災害を想定して合同訓練を行う事業である。 埼玉ＳＭＡＲＴは、地震による建物崩壊や列車脱線事故などの災害に迅速に対応することを目的として、平成18年に創設された。埼玉ＳＭＡＲＴの愛称は、特別機動援助隊の英語名である「Special Mobile Assistance Rescue Team」の頭文字を取ったものである。埼玉ＳＭＡＲＴ教育訓練事業では、実際の災害を想定した訓練を通じて、構成機関間の連携強化を図り、迅速・的確な救出救護活動を検証している。
令和５年度予算額（当初予算）	9,142千円
令和５年度実績	4,265千円
事業計画	以下の事業計画を策定している。 (A)運用協議会、作業部会 作業部会４回、運用協議会１回 (B)訓練・研修 情報伝達訓練 基礎研修　消防・医療 基礎研修　航空 応用研修 総合実施訓練 (C)会議・その他 九都県市合同防災訓練

	緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練 関東ブロックＤＭＡＴ訓練 国民保護実働訓練 大規模災害想定訓練（ＤＭＡＴ） 総合実践訓練参加部隊長会議
事業効果	事業計画で策定された訓練・研修を実施し、実際の災害を想定した訓練を通じて、構成機関間の連携強化を図り、迅速・的確な救出救護活動を行える体制を整備する。

埼玉ＳＭＡＲＴは、平成 18 年７月に創設され、消防機関、防災航空隊及び埼玉ＤＭＡＴにより編成されている。県内における地震による建物倒壊や列車脱線事故などの災害現場に、知事の指示又は要請に基づき、迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を実施する。登録部隊は、消防機関 26 消防本部（局）、防災航空隊３機５クルー、埼玉ＤＭＡＴ22 医療機関から構成されている。これらの連携のイメージは以下のとおりである。



（出展：県ホームページ）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	10,399	11,349	10,332	9,299	9,142
実績	9,533	2,374	7,704	6,381	4,265

（４）支出の主な内容

当該事業の令和５年度の支出の主な内容は、株式会社セレスポに対する「埼玉県特別機動援助隊総合実践訓練会場設営撤去及び運営業務委託」3,674 千円のほか、事業実施のための交通費等から構成されている。なお、前述の委託業務は訓練参加機関の令和６年能登半島地震被災地派遣の継続に伴い、令和６年１月 19 日に訓練の中止を決定したため契約を解除し、契約解除までに履行された業務内容について支払ったものである。

（５）当該事業に要する人員の状況

2.2 人（消防課　消防広域担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業は、消防組織法第 29 条、第 30 条、第 43 条及び埼玉県特別機動援助隊設置要綱に基づき実施され、組織的に問題なく遵守されている。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業に係る評価指標はないが、事業計画として策定した事業の実績は以下のとおりである。

（A）出動実績

令和５年度において、埼玉県特別機動援助隊の出動実績はなかった。

（B）教育・研修

名称	開催日・場所	内容	参加者
基礎研修（消防・医療）	令和５年９月 21 日～22 日 10:00～16:30 場所：大宮消防署	・埼玉ＤＭＡＴの現場医療活動について ・訓練展示 ・個人装備点検 ・災害を想定した進入体験	26 消防機関 131 名 ９医療機関 30 名 防災航空隊２名
基礎研修（航空）	令和５年 10 月 ２日～３日	【研修内容】 ①搭乗時の安全管理	26 消防機関 52 名 ４医療機関９名

	10:00～16:00 場所：埼玉県防災航空センター	について ②ホイスト降下の習熟 ③航空隊の概要 ④機体誘導訓練 ⑤ダウンウォッシュ体験	防災航空隊 18 名

（C）訓練

名称	開催日・場所	内容	参加者
埼玉県特別機動援助隊情報伝達訓練	令和５年６月 13 日 9:00～11:30 場所：危機管理防災センター及び各機関	ＮＴＴ一般電話回線（電話・ＦＡＸ）、防災行政無線ＦＡＸ、電子メール、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療システム）及び LINE WORKS を使用し、災害発生想定での情報伝達訓練	26 消防機関 16 医療機関 防災航空隊 医療整備課

（D）会議等

名称	開催日	会場
第１回埼玉県特別機動援助隊作業部会	令和５年５月 19 日	Web 会議
第２回埼玉県特別機動援助隊作業部会	令和５年９月 14 日	Web 会議
第３回埼玉県特別機動援助隊作業部会	令和５年 12 月 28 日	Web 会議
第４回埼玉県特別機動援助隊作業部会	書面会議	書面会議
埼玉県特別機動援助隊運用協議会	令和６年３月 21 日	Web 会議

（E）過年度に実施された埼玉県特別機動援助隊合同訓練の様子

令和５年度は、訓練参加機関の令和６年能登半島地震被災地派遣の継続に伴い、令和６年１月 19 日に訓練の中止を決定した。

<table>
<tr><td> 
訓練車両出動前の待機状況</td><td> 
情報収集と共有</td></tr>
<tr><td> 
メインスタンドの活動</td><td> 
応急救護所での活動</td></tr>
<tr><td> 
倒壊家屋からの救出</td><td> 
ドローン部隊</td></tr>
</table>

（８）監査人総括（評価）

埼玉ＳＭＡＲＴ教育訓練事業では、実際の災害を想定した訓練を通じて、構成機関間の連携強化を図り、迅速・的確な救出救護活動を検証しており、防災への貢献度は非常に高いものと考えられる。そのため、今後もあらゆる災害に備えるために、更なる構成機関の連携強化と、救出救護活動を行えるように教育訓練を継続的に実施し、課題を把握し、災害に対する十分な対応をとることが求められる。

当該事業は、埼玉県特別機動援助隊総合実践訓練会場設営撤去及び運営の業務委託費用が主な内容となっている。そこで受託者の財務事務の執行に係る証憑書類の一部を閲覧・検証したが、以下の意見事項に記載されたものを除き、問題点は発見されなかった。

【意見６８】情報伝達訓練に不参加だった医療機関に対して、引き続き参加を促すことが望まれる。

埼玉県特別機動援助隊「埼玉ＳＭＡＲＴ」によって、令和５年６月 13 日に情報伝達訓練が実施されている。そこには消防機関 26 機関、医療機関 16 機関、医療整備課等が参加している。川口市内において土砂災害が発生するという総合実践訓練と同想定の下、

災害が発生した際の埼玉県、消防機関及び医療機関における円滑な情報伝達手段の構築及び検証を目的としている。

当該訓練の中にＥＭＩＳへの入力訓練がある。ＥＭＩＳは災害時に医療機関の被災状況等の情報（ライフラインの稼働状況、建物被害の有無、患者の受入れ可否等）や埼玉ＤＭＡＴを中心とする保健医療活動チームの活動内容を一元的に収集し、関係者間で共有するシステムで全国的に整備されており、災害時は限られた医療資源（人的資源含む）を効率的に活用して必要な支援を効率的に行う必要があるため、埼玉ＤＭＡＴの出動状況や災害現場の状況など支援に必要な情報を一斉に関係者間で共有できるＥＭＩＳは災害医療の基盤となるシステムである。埼玉ＤＭＡＴを構成する医療機関は 22 あるが、そのうち 16 の機関が今回の訓練に参加しＥＭＩＳへの入力をしているが、残りの６医療機関は当該訓練に参加できなかったためＥＭＩＳへの入力ができなかった。当該訓練に不参加だった医療機関については、別の機会において県の医療整備課と共にＥＭＩＳへの入力訓練を実施しているとのことであり一定の訓練はされているが、情報伝達訓練においても全医療機関が参加することが理想的であると考える。医療機関側にも様々な事情はあると考えられるが、医療機関は災害が発生した際に人命救助を担う非常に重要な機関であり、県は情報伝達訓練に不参加だった医療機関に対して、引き続き参加を促すことが望ましい。

【意見６９】各研修で挙げられた要改善事項について、早急に対応できるように関係者に促していくことが望まれる。

令和５年９月 21 日に実施した基礎研修消防・医療のアンケート集計に、様々な要改善事項等が記載されている。例えば、「ＤＭＡＴ隊員の身に着ける個人防護（ゴーグル、ヘッドライト等）が一部老朽化（約 10 年前に購入）により機能不良でした。隊員の方もそのことに気付いていないようでしたので、このような研修を続けていく上で、その都度消防側から医療側への情報提供を行い、準備資機材に不備がないようにしていただけたらと考えます。」とあった。当該アンケート結果も含め、年度を通じた要改善事項について、県は年度末に近づいた時期に全関係当事者と協議を行い、次年度の研修内容に反映させることを目標として定めた。しかしながら、令和５年９月に実施された基礎研修で挙げられた要改善事項は災害への適時適切な対応の観点からは、基礎研修後に早急に対応することが必要な内容と考えられる。よって、各研修で挙げられた要改善事項で早急に対応すべきものについては、速やかに対応できるように関係者に促していくことが望ましい。

２２．ＳＮＳ災害情報サポーター制度（危機管理防災部）

（注）事業ではないため、概要を中心に記載している。

（１）ＳＮＳ災害情報サポーターとは

日常生活の中で遭遇した大規模災害において、身の安全を確保したうえで可能な範囲で、ＳＮＳ（主にＸ（旧 Twitter）により目前の被害状況をリアルタイムで情報発信することにご協力いただける県民のことである。

（２）ＳＮＳ災害情報サポーターの目的

インターネットを用いたＳＮＳは、災害に強く誰でも手軽にリアルタイムで情報発信が可能である。ＳＮＳで被害状況が発信されることにより多数の県民が情報共有でき、自助、共助活動の支援につながる。

また、県においても災害の規模が大きくなればなるほど、災害情報の収集が困難となるため、ＳＮＳにより被害状況を収集し、支援要請など迅速な災害対応に生かしていくことを目的とする。

（３）大規模災害の例

県内で発生した

（Ａ）地震は震度５強以上（これ以下の震度でも被害を確認した場合）

（Ｂ）風水害では台風直撃、特別警報が発令された場合、竜巻

（Ｃ）大雪、火山噴火、その他の自然災害

で、現に被害が出ている災害としている。

（４）ホームページでの呼び掛け

県では、県ホームページにて下記の呼び掛けをしている。

SNS災害情報サポーターへご協力のお願い

X（旧Twitter）で投稿していただきたい内容は、次の**4点**です。

(1) 具体的な被害の内容

ー（例）「地震により多くの建物が倒壊しています。」という文章

(2) 場所（地名、施設名、住所等）

ー地名・施設名・住所等できる限り正確な情報をご記載願います。

（住所に関しては○市○区○丁目付近等にとどめ、番地までは不要）

(3)「＃コバトン防災」または「＃埼玉防災」のハッシュタグ

ー 投稿内容には必ずハッシュタグの記載をお願いいたします。ハッシュタグの使い分けは以下のとおりです。

＃コバトン防災：一般の方

＃埼玉防災：防災知識が豊富で、地域の防災活動に日々ご尽力されている方

（例）自主防災組織に所属されている方、消防団員の方、防災士の方

(4) 目前の被害状況写真

ー目の前の被害状況を自分で撮影の上、投稿してください。個人情報や人権には特に配慮してください。

（例）実際に倒壊している建物の写真



（出典：県ホームページ）

（５）YouTube での呼び掛け

YouTube にて、動画を作成している。



「ＳＮＳ災害情報サポーター」は、災害時に多くの県民の方から情報提供していただき、災害対応に生かすことを目標にしていたとのことで、成果としては、例えば令和元年度の台風第 19 号の際に、ＳＮＳ災害情報サポーターによる河川増水状況、土砂崩れ状況等の被災現場の場所や写真等の情報発信の実績があった。災害時に県民への有益な情報を提供するためにも、より多くの方に認知してもらい、利用を活性化すべきである。

また、災害時に県民への有益な情報を提供するためのＳＮＳからの情報収集としては、「ＳＮＳ災害情報サポーター」に加えて、令和４年度からは各種ＳＮＳに投稿される情報を収集する民間サービスも活用している。そのため、災害対応に必要な情報を積極的に収集できている状況にある。

なお、上記内容はすでに多くの県民が閲覧できるホームページ上で恒常的に周知をしており、認知度が向上することが期待される。

その他、県としての情報提供をより実態に合わせるためにも、下記の点についても考慮することが望ましい。

【意見７０】「ＳＮＳ災害情報サポーターへのご協力のお願い」の動画は、約４年前に作成されたものであるため、災害情報について、当時の Twitter に記載する旨の説明がされているが、現在はＸに名称が変更されている。そこで正しい表現とするため、Ｘ（旧 Twitter）である旨、動画を更新する、ないしは、動画へのアクセス先のところに、注書きを付すなどして、正確な情報に更新することが望まれる。

この点、監査でコメントした後、動画案内の箇所において、「動画内の『ツイッター』は『Ｘ（旧 Twitter)』に読み替えて御視聴願います。」との記載が追加され、正確な情報に更新されたことを確認した。

２３．その他の施策等（危機管理防災部）

（注）事業ではないため、概要を中心に記載している。

（１）市町村の受援計画等策定状況について

消防庁ホームページによれば、消防庁では、地方公共団体における業務継続計画等の策定状況について調査を実施し、令和４年６月１日現在の状況を取りまとめた内容を令和５年３月 29 日に公表している。

業務継続計画と受援計画について、当該公表文書を確認したところ、下記のとおりであった。なお、消防庁からは、「各都道府県においては、管内市町村に対し、策定状況について周知及び助言いただくとともに、都道府県においても必要な取組を行っていただくようお願いします。」との記載があった。

（Ａ）業務継続計画について

業務継続計画に定めるべき項目が６項目ある。内容は下記のとおりである。

①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
③電気、水、食料等の確保
④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
⑤重要な行政データのバックアップ
⑥非常時優先業務の整理

なお、調査の結果、同計画に定めるべき特に重要な６要素の全てを盛り込んだ団体数は約４割にとどまっており、策定済団体においても一層の内容充実を図る必要がある。

そこで、災害発生時の業務継続計画策定状況（令和５年６月１日現在）を確認したところ、上記６要素に関連して、非常用電源の確保について定めていない、非常用発電機の燃料について必要な備蓄料を定めていない、職員のための水、食料について必要な備蓄量を定めていない、多様な通信手段について業務遂行に必要となる量を定めていない、バックアップすべき重要な行政データについて定めていない、代替庁舎を特定していないといった市町村が見受けられた。

なお、県としては、上記６要素について、定めていない市町村に対して、定めるように継続して働き掛けている。しかし、市町村側としても金銭的負担が生じるゆえ、定められていない現状がある。

【意見７１】消防庁が定める地方公共団体における業務継続計画において定めるべき６項目について、一部市町村では、金銭的負担等の制約があり定められていない現状がある。しかし、上記６項目については県民の安全のためには、定めるべき内容であるた

め、現在も定めていない市町村に対しては、引き続き、県から定めるように市町村に働き掛けることが望まれる。

（B）受援計画について

受援計画の策定状況によれば、作成当時は狭山市と嵐山町は応援職員受入れに関して定めた規定はなく、定める時期も未定となっていた。

そこで県としては、これまで、令和４年５月から６月、令和５年６月に、部長以下幹部職員が市長や副市長、副町長を直接訪問し、未策定の市町村に計画の策定を依頼し、また、令和６年６月にも担当職員が未策定の市町村に直接訪問し、計画策定を依頼するほか、令和４年度には内閣府に働き掛け、内閣府主催の受援計画策定の研修会を実施するなど、必要な働き掛けを行ってきたとのことである。

その結果、令和６年 12 月時点で、県内全市町村が受援計画の策定を完了している。

なお、狭山市と嵐山町では、地域防内に応援職員の受入れに関しての規定はされているとのことである。

（２）令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方（報告書）について

令和６年 11 月に内閣府より、当該報告書が公表された。当該報告書には、埼玉版ＥＭＡなど、今後の防災・危機管理対応として、考慮すべき事項が多く記載されている。

報告書の概要は次ページ（令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方（報告書）の概要版（内閣府ホームページより引用）を参照。

これを受けて県としては、内閣府から発出された能登半島地震に係る報告書については、県が取り組むべき内容について全庁に対して検証依頼を行い、現在その取りまとめ作業を行っているところである。

この結果については、年度末までに知事報告を終えた後、早期に埼玉県地域防災計画に反映させる予定と伺っている。

早期の反映と、必要な施策の実行が期待される。

令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- ○ 大規模災害に総力戦で臨むための**国民の防災意識の醸成**
- ○ 地域防災計画の見直し等による**各種計画の実効性の向上**
- ○ 災害対応力の底上げに向けた**各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施**
- ○ 災害対応の効率化・高度化に向けた**防災DXの加速・新技術等の活用推進**

＋

【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- ○ 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた**災害応急対応や応援体制の強化**
- ○ 高齢化地域における災害関連死防止のための**避難生活環境の整備等の被災者支援の強化**
- ○ 甚大な被害やリソース不足を踏まえた**NPOや民間企業等との連携の強化**
- ○ 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた**事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進**

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1.人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。
資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- ○ 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- ○ 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- ○ 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靭化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- ○ 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2.国・地方公共団体等における災害応急対応

- ○ 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- ○ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- ○ 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- ○ 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- ○ 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3.被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- ○ 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要となる設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



キッチンカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。
公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が容易にできる環境整備を図るべき。
高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。



トイレカー

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



仮設風呂

令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3.被災者支援

○ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討するべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

○ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

○ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善

○ 避難所等で被災者支援を行うＮＰＯ等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

4.物資調達・輸送

○「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

○ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

○ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

○ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5.住まいの確保・まちづくり

○ 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

○ 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

○ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

○ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

○地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

○ 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討

○ 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化

○ 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

7.特徴的な災害を踏まえた対応

○ ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された消防車の輸送

○ 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

8.引き続き検討及び取り組むべき事項

○ 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討

○ 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

○ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

２４．水防情報システム整備費（県土整備部）

（１）目的

洪水による被害から県民の生命及び財産を守るためには、県内の河川水位や雨量を把握することが必要不可欠であり、これは水防法に基づく水防活動の根幹をなすものである。

また、収集した情報を県民や水防関係者に迅速かつ正確に伝達することで、洪水被害の軽減につながると考えられる。以上の目的を達成するため、「水防情報システム」を適正に維持・運用することが求められる。

さらに、近年の気象変動に伴い水災害リスクが著しく増加しており、河川情報の把握や住民への情報提供の重要性がますます高まっている。

このような背景から、当該事業では河川情報を充実させ、効率的な操作システムを構築することで、迅速かつ確実な水防体制を整備することを目指している。

これにより、住民避難に必要な時間を確保するとともに、迅速な避難を促し、あらゆる水災害に対応可能な体制を構築する。

最終的には、住民の逃げ遅れゼロの実現を目標としている。

（２）概要

事業内容	① 各観測局の運営及び維持管理 ② 各観測局の通信機器及び多重無線通信設備の更新 ③ センサー増設に伴う水防情報システムの改修
令和５年度予算額（当初予算）	264,578 千円
令和５年度実績	201,780 千円
事業計画	① 各観測局の運営及び維持管理 ・水防情報システムに係る機器の適正な維持管理 ・気象情報及び河川水位などの情報発信システムの安定的運用 ・老朽化する設備の修繕工事の実施 ② 各観測局の通信機器及び多重無線通信設備の更新 ・水位・雨量観測局、カメラ観測局の通信機器更新工事 ・多重無線通信設備の更新工事 ③ センサー増設に伴う水防情報シス

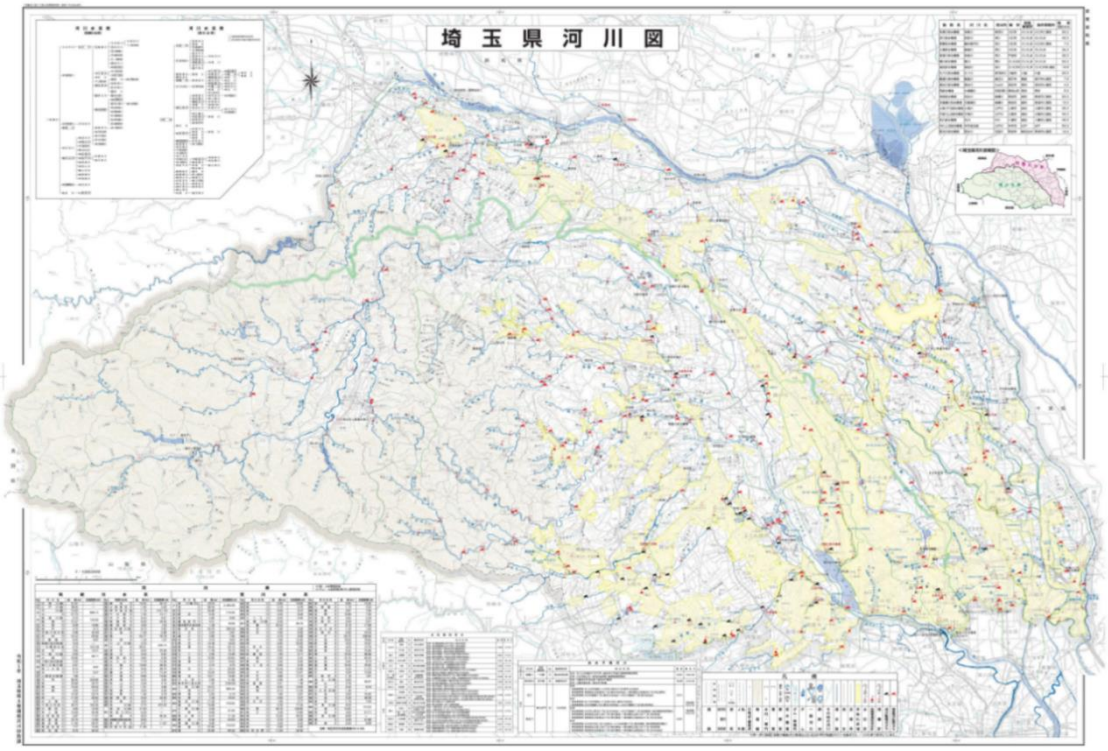
	テムの改修 ・水防情報システムの改修の実施
事業効果	① 各観測局の運営及び維持管理 ・迅速かつ的確な情報発信により、洪水による人的、物的被害を軽減 ・長年蓄積された観測データを河川改修計画の立案に活用し、実態に則した計画策定が可能 ② 各観測局の通信機器及び多重無線通信設備の更新 「水防情報システム」を適正に維持運用することで、迅速かつ的確な情報発信を図り、洪水による人的・物的被害を軽減する ③ センサー増設に伴う水防情報システムの改修 職員、県民が活用する河川情報の空白地帯を解消する



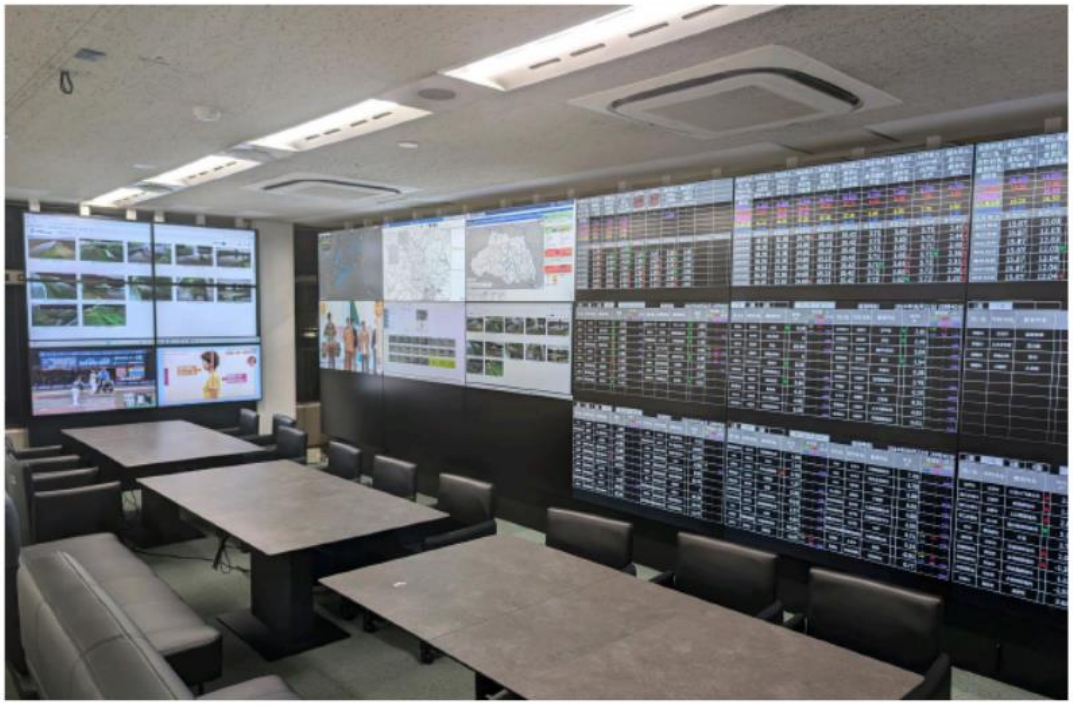
（出典：河川砂防課提出資料）



（出典：河川砂防課提出資料）



（出典：河川砂防課提出資料）



河川砂防課　水防室



操作端末・映像制御装置



河川砂防課サーバルーム

（出典：河川砂防課提出資料）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	50,669	67,339	71,047	220,407	264,578
実績	44,134	66,071	67,993	182,470	201,780

（４）支出の主な内容

以下の支出を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧をして検証した。

支出命令額（単位:円）	財務節名	件名
16,528,600	委託料	水防情報システム整備工事（川の防災情報ウェブページ改修業務委託）
13,354,000	委託料	水防情報システム整備事業・砂防維持修繕（水防情報システム点検業務）
8,360,000	委託料	埼玉県川の防災情報ホームページ運用保守業務委託
1,111,000	委託料	水防情報システム整備工事（非常用発電機点検整備業務委託）
880,000	委託料	水防情報システム整備事業（川の防災情報メール配信業務委託）
814,000	委託料	水防情報システム整備事業（携帯電話向け気象情報提供業務委託）
610,500	役務費	水防情報システム整備工事（産業廃棄物処分）

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容の有無についても検証を実施した。

（５）当該事業に要する人員の状況

1.3 人（河川砂防課　防災担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業で管理する水防情報システムにより、「水防法」に基づく洪水予報の周知、水位の周知（水位周知河川）を行っている。

また、「気象業務法」に基づき、気象台と洪水予報の共同発表、雨量計の設置を行っている。

いずれも、システム停止等による事故事例はない。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

システム維持管理費など、経常的な費用を含む事業のため、数値目標は設けていない。

（８）監査人総括（評価）

（A）まとめ

水防情報システム整備費は、洪水による被害から県民の生命及び財産を守るため、河川情報の収集・提供体制の強化を目的としており、その重要性は非常に高い。

当該事業はおおむね計画どおり実施されており、観測データの蓄積や情報公開も適切に行われている。

一方で、老朽化した設備の計画的な更新や、予算の厳しい状況に伴う限界保全の対応が課題として挙げられる。

また、災害時における効果測定指標の不足については、事業の実効性を向上させるための重要な改善提案事項と考えられる。

（B）防災への貢献状況について

当該事業は、河川水位や雨量、河川監視カメラの観測情報を住民や水防関係者に提供することで、洪水被害の軽減に寄与している。

また、観測データは河川改修計画の立案にも活用され、実態に即した計画策定が可能となっている。

これにより、迅速な避難行動の促進や災害被害の抑制に貢献している。

さらに、埼玉県川の防災情報ホームページは令和４年度にリニューアルされ、以降、アクセス状況の把握に努めており、利用者数は年々増加している。

出水期間（６～10 月）のアクセス数は令和４年度の 226,489 件から令和６年度には 1,465,088 件に大幅に増加しており、住民が防災情報を積極的に活用している様子が窺える。

これにより、住民の防災意識の向上と適切な避難行動の促進が期待される。

一方で、観測データの利用状況や住民への情報浸透率を測定する仕組みが整備されていない点が課題である。

これらの課題を改善し、情報提供体制の更なる強化を図る必要がある。

（C）費用対効果について

令和元年度から令和５年度にかけての予算額及び実績額をみると、おおむね予算執行率は適正であり、事業の目的達成に向けた活動が計画どおり進捗していると評価できる。

しかし、限られた予算の中で老朽化した設備の維持管理を行う必要があり、計画的な更新が困難な状況が見受けられる。

これにより、緊急時の対応能力が低下するリスクがあるため、更新計画の見直しが必要である。

（D）委託事業について

委託事業においては、観測機器の維持管理や通信設備の更新が適切に実施されている。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（E）老朽化した設備の計画的更新の必要性

【意見７２】水防情報システムに使用される機器の多くが老朽化しており、計画的な更新が望まれる。

現在は予算の制約により、限界保全にとどまる状況が続いており、緊急時の機器故障リスクが高まることで災害対応能力の低下が懸念される。

従来型の水位計については、これまで保守運用業務委託を発注し、定期的な点検を実

施してきたが、耐用年数超過に伴う故障の増加が予想される。

このため、安価で汎用的な簡易型水位計の導入を進め、コストを縮減しつつ、県民へ適切に情報を提供できる体制を構築することが重要である。

また、令和６年度からは簡易型水位計や河川監視カメラについても点検業務委託を発注する予定であり、これらを含めた設備の状態を定期的に評価し、更新の優先順位を明確化する計画の策定と、必要な予算措置の仕組みを構築することが求められる。

（Ｆ）水位計の保全について

現在、県が管理している水位計は 200 台以上あるにも関わらず、水位計の保全は、毎年３件程度にとどまっている。

そこで効果的な機能維持のために、部分修繕を行っている。具体的には計画的な水位計の更新と、事後保全として、故障時の迅速な修繕を行っているほか、部分的に水位計の部品（確実に劣化が見込まれるバッテリーなど）の交換を平行して行っている。

このような体制で費用を抑えつつ、県民生活に支障が生じることなく、水防の管理ができている状況である。

支障が生じないようにするため、日々の点検を定期的に行っている。日々の点検結果に基づいて、全体更新をするか、部品交換するかを判断している。

【意見７３】日々の点検の結果、不具合の度合いを考慮しながら、現状老朽化した部品の交換や計画的な機器の更新などを使い分けるなど、限られた予算の中で工夫しながら運用している現状にある。今後も限られた予算の中で、水位計の機能を維持できるように、日々の点検を適切に行う等、引き続き効果的な水防管理に取り組まれることが望まれる。

２５．緊急浚渫（しゅんせつ）推進費・河川改修費（水辺）（県土整備部）

（１）目的

（A）緊急浚渫推進費

浚渫（しゅんせつ）とは、河川や港湾の底にたまった土砂や堆積物を取り除く作業である。河川増水時において越水や溢水の恐れあるいは流木等による越水や越水のある河川について県民の財産被害を防ぐため、家屋等が近接する河川について堆積土砂の除去の実施及び樹木の伐採を行う事業である。

これにより以下の効果が期待される。

・河川の流下能力を向上させ、洪水のリスクを低減

・船舶の航行安全を確保

・港湾や漁港の機能維持

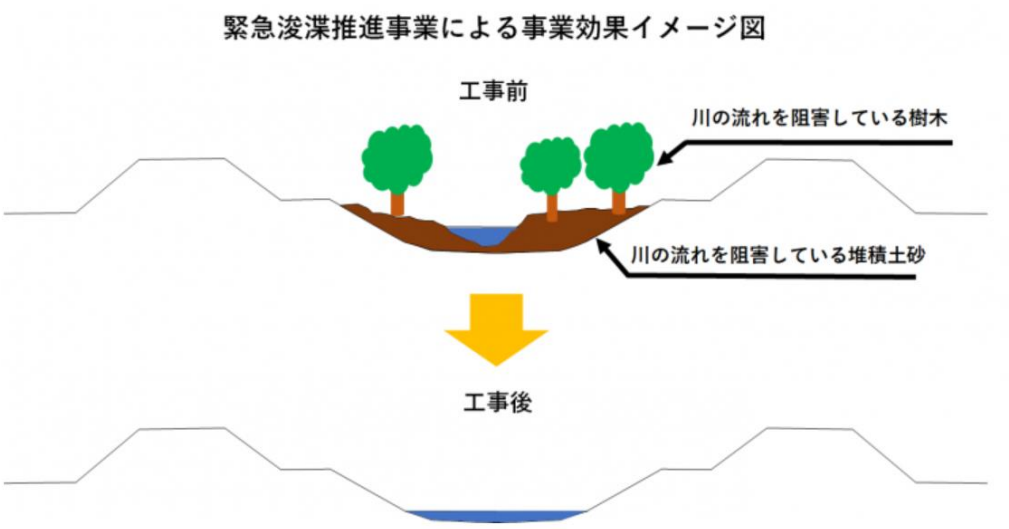
一方、河川法によれば河川の維持管理は次のようになっている（注１）。

区分		管理者	河川法の適用
河川法	一級河川	・指定区間外区間…国土交通大臣 ・指定区間（一級河川のうち国より委託された区間）…都道府県知事	一級河川の規定を適用
	二級河川	都道府県知事	二級河川の規定を適用
河川法外	準用河川	市町村長	二級河川の規定を適用
	普通河川	市町村長	河川法は適用しない

上記のうち国が管理する一級河川は国費によってある程度十分な対策が取られてきているが、都道府県知事が管理する一級河川のうち指定区間、二級河川、そして、市町村長が管理する準用河川及び普通河川については十分な対策が取られてこなかった経緯がある。また、令和元年台風第 19 号による河川氾濫では、国の管理する一級河川以外でも甚大な被害が発生した。そこで、国は緊急浚渫推進事業として、地方自治体各分野で個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川について、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫を実施できるように令和２年度から令和６年度までの５年間で総額 5,300 億円の浚渫経費について地方債（緊急浚渫推進事業債）の発行を可能とするための特例措置を講じているのである。

県においては、令和２年度から令和６年度までの５年間は、国が創設した「緊急浚渫推進事業債」を積極的に活用することで事業を推進し、現況河川の流下能力を確保している。

（注１）大分河川国道事務所 HP から引用　最終アクセス令和６年 12 月 19 日
https://www.qsr.mlit.go.jp/oita/naruhodokasen/kasen_kanri_chishiki/index.html



実際の写真①（伝右川：川口市）



実施前



実施後

実際の写真②（隼人堀川：白岡市）



実施前



実施後

実際の写真③（唐沢川：深谷市）



実施前



実施後

実際の写真④（生川：横瀬町）



実施前



実施後

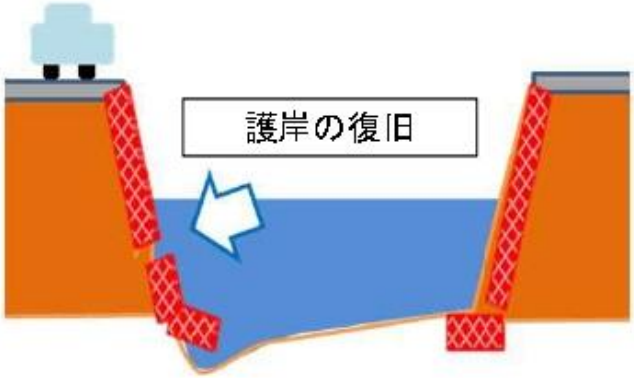
（B）河川改修費（水辺）

河川点検により確認された河川管理施設の損傷箇所について、計画的に施設機能の復旧強化を行い、護岸の崩落や法面の浸食、越水・溢水といった出水による被害を防ぐものである。具体的には、河川管理施設の機能復旧、川床低下等への対策が

主となる。

・河川管理施設の機能復旧

河川点検により確認された損傷箇所について、健全度や重要度を考慮しながら計画的に修繕を実施する。



（実際の工事例）

元荒川：越谷市



護岸ブロックの傾倒

入間川：川越市



護岸ブロックの破損



石積護岸の崩落

（C）浚渫土の利活用について

①浚渫土の利活用の概要

河川の浚渫工事を実施すると大量の土砂が生じるが、県ではこの浚渫工事で排出された土砂を他工区での転用あるいは改良プラントでの利用を行うなどの利活用を推進している。

②緊急浚渫工事推進費での利活用の状況

令和５年度における掘削土量の利活用の状況は以下のとおりである（〈〉内は搬出先での受入れ価格である）。

利用状況	利用内容	搬出箇所（延べ数）	運搬土量（㎥）
有効利用	他工区での転用	23 か所	61,341 ㎥
	改良プラントでの利用	23 か所	44,712 ㎥ 〈434,533,946 円〉
	小計	46 か所	106,053 ㎥
最終処分地への搬入			34,977 ㎥ 〈256,026,097 円〉
合計			141,030 ㎥

（２）各年度における事業の予算額及び実績額について（千円）

（Ａ）緊急浚渫推進費

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算		2,000,000	3,100,000	3,100,000	3,530,000
実績		1,135,128	2,726,871	3,110,760	3,609,402

（Ｂ）河川改修費

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	913,790	1,473,359	2,288,000	2,742,000	2,119,000
実績	773,　581	1,321,246	1,312,289	2,338,899	2,717,022

（３）支出の主な内容

課所名	支出額（円）	
	緊急浚渫推進費	河川改修費（水辺）
さいたま県土整備事務所	776,357,600	667,770,300
朝霞県土整備事務所	245,318,700	157,990,400
北本県土整備事務所	56,283,900	200,955,200
川越県土整備事務所	628,984,500	436,843,105
飯能県土整備事務所	795,768,700	59,233,000
東松山県土整備事務所	375,025,200	176,806,200
秩父県土整備事務所	219,104,600	78,589,000
本庄県土整備事務所	34,572,100	105,788,900
熊谷県土整備事務所	173,284,600	117,737,700
行田県土整備事務所	34,667,600	84,227,900
越谷県土整備事務所	7,010,300	126,965,900
杉戸県土整備事務所	52,399,000	110,807,400
総合治水事務所	210,625,900	381,942,600
河川環境課		8,853,089
計	3,609,402,700	2,714,510,694

（４）当該事業に要する人員の状況

0.6 人（河川環境課　河川維持担当）

（５）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

（Ａ）緊急浚渫推進費

地方財政法第 33 条の５の 11

（Ｂ）河川改修費（水辺）

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）

上記法規に従い運用している。

（６）令和５年度の評価指標とその達成状況について

評価指標はなし。

（７）監査人総括（評価）

当該事業に関する委託事業（工事含む）の業者選定時の仕様書、実施要項、相手先からの提案書や見積書、選定委員会の議事録・決定通知、公告、予定価格算定資料及びその根拠資料、契約書及び検査調書等を閲覧したところ以下のような問題点が発見された。

総合評価方式による入札のより一層の推進について

【意見７４】技術力を必要とする工事に関しては価格以外の要素も合わせて判断する「総合評価方式」について推進を図ることが望まれる。

県における緊急浚渫推進費及び河川改修費の執行については共に原則として価格による一般競争入札、いわゆる「価格競争方式」が採用されており、価格以外の要素も考慮する「総合評価方式」については例外的に採用されているのが現状である。令和５年度緊急浚渫推進費を例にとると総契約額上位 30 件のうち 25 件が価格競争方式で残りの５件が総合評価方式であった。

「価格競争方式」の問題点は価格のみの競争になってしまうため、特に工事の場合最低入札価格での落札やくじ引きによる業者選定が常態化してしまう危険性があり、これが契約の適正性を害し、品質の確保及び確実な施工に対する懸念が高まっており、県についても同様の状況が伺える。

そこで技術力を必要とする工事に関しては価格以外の要素も合わせて判断する「総合評価方式」について推進を図ることが望ましい。

この「総合評価方式」では、工事目的物や品質の向上、ランニングコストを含むトータルコストの削減、住環境の保全、不良・不適格業者の排除など様々な効果が見込め、

同時に入札談合等の発生のリスクが飛躍的に低くなるというメリットがあり、本県における工事の受注状況を見る限り、総合評価方式採用に伴うメリットが価格競争方式に伴うデメリットを大きく上回る状況と思われる（注１）。

（注１）国交省「総合評価方式使いこなしマニュアル～公共工事品確法を踏まえて～」平成 19 年３月

浚渫土の利活用のための浚渫土処理に関する新技術の導入について

【意見７５】浚渫土の利活用において専門家の意見を聴取するなど新技術の導入について検討することが望まれる。

浚渫土については、県としても浚渫土の発生状況をホームページ等で公表し、実際に他工区への転用や改良プラントでの利用実績の高さなどその利活用について積極的に取り組んでいる姿勢は評価できる。しかしながら、担当者の説明によれば建設副産物の手引き（埼玉県建設副産物対策協議会　平成 10 年 11 月制定　令和５年１月改定）に従って、浚渫土については、現場で利用できるか否か判断してその利用方法を検討し、利用できる場合はその都度必要とされている現場に運搬し、利用できない場合は処分しているということであった。この浚渫土については環境への負荷及びコスト意識を認識しながら利活用を図っていくことが将来的にも望ましい姿である。

もっとも浚渫土の活用について多くが大量の水分を含むため難しい面があることは否めないが、それでも浚渫土の最終処分場がひっ迫してきていることに呼応して、浚渫土有効利用のための新しい技術が次々と考案されており（注１）、県ではルールとしてそのような新技術の導入の適否について検討する機会そのものが存在しないのは問題である。本県においても、浚渫土の利活用において専門家の意見を聴取するなど新技術の導入について機会を設けることを検討することが望ましい（注２）。

（注１）新舎博・松本歩・長尾喬平・小森裕「浚渫年度を原料とした高強度固化処理ブロックの製造実験」土木学会論文集 C（地圏工学）, Vol. 75, No. 1, pp. 62-75, 2019
江守辰哉・上野一彦・渡部要一「浚渫粘土を母材料とする人口石材を裏込材として用いた重力式護岸の遠心模型実験」土木学会論文集 B3, Vol. 78, No. 2, Ⅰ_547-I_552, 2022

（注２）福井県では平成 27 年～28 年において専門家から構成される「河川浚渫土砂利活用促進検討会」を開催して、浚渫土砂の有効利用の検討を行っている。

２６．ＩＴを活用した河川防災情報システム整備費（水辺）（県土整備部）

（注）ＩＴを活用した河川防災情報システム整備費に係る事業は、全体としては、令和５年度から令和９年度までの５年間で、河川情報の空白地帯解消と施設操作効率化を目指すものであり、水位計 118 箇所、河川監視カメラ 106 箇所、越水監視機器、水門の遠隔操作２箇所を対象としている。実施内容は、①機能特化型水位計の設置、②簡易型監視カメラの設置、③越水監視機器の設置、④水防情報システムの改修、⑤水門の遠隔操作システムであるが、このうち、本記載の対象としているのは、河川環境課が所管する⑤水門の遠隔操作システム部分のみである。



（上記⑤　龍圷（たついり）水門）

（出典：埼玉県　県土整備部河川環境課作成資料より抜粋）

（ＩＴを活用した河川防災情報システム整備費 令和５年度予算額 169,000 千円の内訳）

所管課	事業の内容	金額（千円）
河川砂防課	① 機能特化型水位計 ② 簡易型監視カメラ ③ 越水監視機器の設置	100,000
	④ 水防情報システム（詳細は**水防情報システム整備費**にて記載）	40,000
河川環境課	⑤ 水門の遠隔操作システムの構築（龍圦水門）	29,000
（合計）		169,000

（１）目的

近年の気候変動などにより、水災害リスク増加が著しく、河川情報の把握、住民への情報提供の重要性が高まっている状況において、河川情報空白地帯の存在や、限られた職員数で対応する中、状況把握に遅れが生じる状況となっていた。そこで、**河川情報の充実、効率的な河川施設操作システムの構築により、迅速確実な水防体制の構築と、住民避難を実現する**ことを目的としている。

（２）概要

事業内容	水門の遠隔操作システムの構築（龍圦水門）（※）
令和５年度予算額 （当初予算）	29,000 千円
令和５年度実績	22,000 千円
事業計画	龍圦水門について、水門の遠隔操作システムを設置する。
事業効果	龍圦水門について、水門の遠隔操作システムの設置によって、効率的な河川施設操作を実現する。

参考：龍圦（たついり）水門とは　（出典、草加市役所ホームページ）

伝右川の水を綾瀬川に排水することで、草加市内を洪水から守るために設置された水門である。伝右川は川幅が狭いため、上流から流れてくる雨水を処理できず、洪水の原因となっていた。そこで、一の橋放水路を設け、龍圦水門において伝右川の水を綾瀬川に排水することで市内を洪水から守っている。

（注）伝右川（でんうかわ）は、埼玉県及び東京都を流れる利根川水系綾瀬川支流　の一級河川である。

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	－	－	－	－	29,000
実績	－	－	－	－	22,000

令和５年度にはじめて事業として行ったものである。

（４）支出の主な内容

・龍圦水門について、水門の遠隔操作システムの設置

予算：29,000 千円

実績：22,000 千円（契約金額中、令和５年度に支払いが完了した部分。残額の支払いは令和６年度に見込んでいる。）

（５）当該事業に要する人員の状況

0.2 人（河川環境課　河川設備担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

関係する法規（ルール）：水防法

遵守状況：遵守していない状況は発見されていない。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

契約書上の工期は令和６年３月 29 日とされていたが、実際の完成は令和６年度末を見込んでいる。

（８）監査人総括（評価）

県が所管する水門や樋門の中でも龍圦水門は操作実績が多かったため、本件整備費の対象となった、とのことである。なお、龍圦水門の操作実績は、令和２年度と３年度は各 13 回、令和４年度が８回、令和５年度が９回、であった。

龍圦水門は越谷県土整備事務所が所管しているが、実際の操作は、水防体制が迅速に取れるように草加市役所が龍圦水門の現場に行っていたものである。

本システム導入後は、越谷県土整備事務所の遠隔操作装置からも水門の開け閉め等ができるようになり、安全かつ適時に水門の開閉を行うことが可能となる点、一定の防災効果があるものと思料する。

問題となる事項は発見されなかった。

２７．河川施設震災対策費（県土整備部）

（１）目的

河川施設の耐震化を進めることで、レベル２地震動に対する耐震性能を確保するもの（レベル２とは、その構造物が受けるであろう過去、将来にわたって最大と考えられる地震動。想定しうる範囲内で、最大規模の地震を指す。阪神淡路大震災がそれに当たる。詳細は当該事業費の最後ページを参照）

（２）概要

事業内容	河川施設地震対策の照査等、耐震性能詳細設計、耐震補強工事の実施により、耐震照査指針でのレベル２対応を確保するもの
令和５年度予算額 （当初予算）	606,000 千円
令和５年度実績	392,443 千円
事業計画	九十川排水機場外 16 施設の河川施設について、国土交通省平成 24 年２月通知の「河川構造物の耐震性能照査指針」の耐震性能を確保するもの
事業効果	東日本大震災では多くの河川施設の被害が発生しており、県民の生活を守るためには、地震に対する対策を施す必要がある。 河川構造物である排水機場の耐震性能照査に基づく耐震補強工事の実施により、レベル２地震動に対する性能を確保するとともに、県民の生命と財産を守る。

（A）排水機場の役割

排水機場は、低い水位の水を高い水位のところへ強制的に排水するための施設である。

県の排水機場は大きく分けると二通りの目的で利用されている。

・放流先の河川の水位が高くなり、水を自然に排水できないときに、流域から水を排出する。

・調節地に溜まった水を洪水が去ったあと排出する。

（B）排水機場が必要な理由

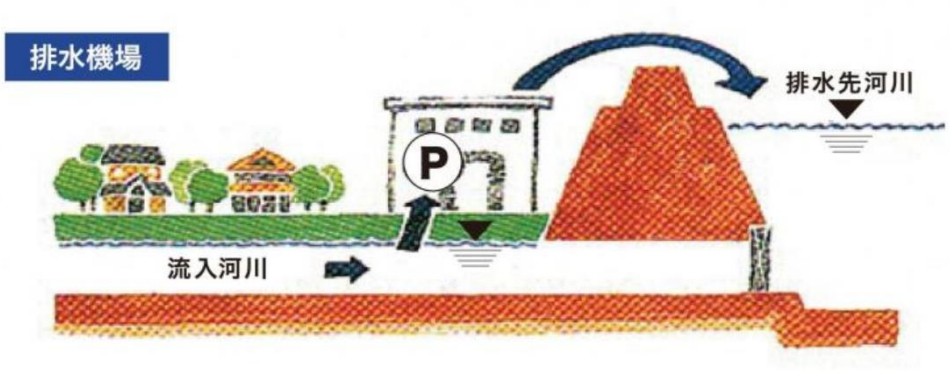
県の南東部は、低くて平らな土地が広がり、もともと降った雨を自然に排水することが難しい地域であった。

農地として利用されていた間は、流域内に貯まりながら長い時間をかけて排出されていたが、流域の都市化が進み、貯まっていた雨水を安全に処理しなければならなくなった。

そこで、河道の改修に加えて、流域に貯まっていた雨水を一時的に安全な形で貯える調節地と、自然に排出することができない地域の水を強制的に排出するための排水機場の建設が必要となった。

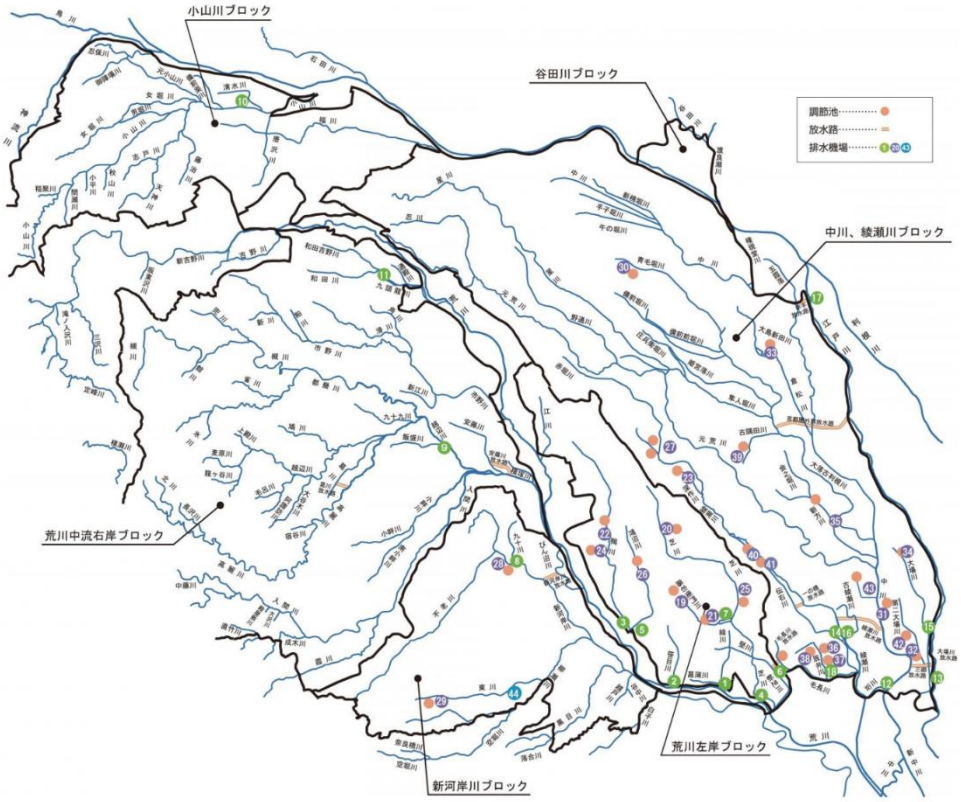
県では、このような地域にあった治水対策として、河道改修、放水路の建設、調節池の建設、排水機場の建設を組み合わせて実施することにより、治水安全度の向上を図っている。

（C）排水機場のイメージ



（出典：県ホームページ）

（D）排水機場マップ



（出典：県ホームページ）

（E）県が管理する排水機場

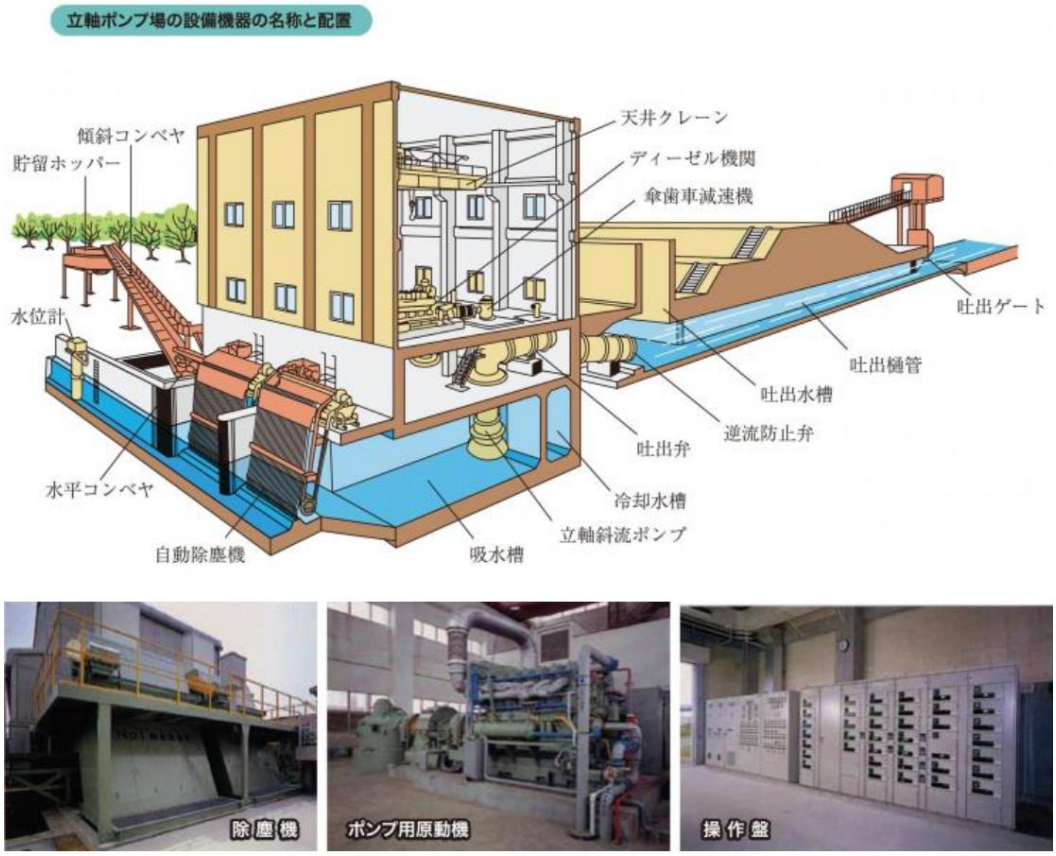
上図番号	排水機場名	所在地	河川名	水系
1	三領排水機場	川口市	菖蒲川	荒川
2	笹目川排水機場	戸田市	笹目川	荒川
3	鴨川排水機場	さいたま市	鴨川	荒川
4	芝川排水機場	川口市	旧芝川	荒川
5	鴻沼排水機場	さいたま市	鴻沼川	荒川
6	毛長川排水機場	川口市	毛長川	利根川
7	柳根排水機場	川口市	藤右衛門川	荒川
8	九十川排水機場	川越市	九十川	荒川
9	飯盛川排水機場	坂戸市	飯森川	荒川
10	清水川排水機場	深谷市	清水川	利根川
11	岡排水機場	東松山市	九頭竜川	荒川
12	垳川排水機場	八潮市	垳川	利根川
13	大場川下流排水機場	三郷市	大場川	利根川
14	神明排水機場	草加市	伝右川	利根川
15	大場川上流排水機場	三郷市	大場川	利根川

16	古綾瀬川排水機場	草加市	古綾瀬川	利根川
17	中川上流排水機場	幸手市	幸手放水路	利根川
18	辰井川排水機場	草加市	辰井川	利根川

※県内には、上記のほか、市町で管理している排水機場がある。

（F）排水機場の構造

排水機場における排水ポンプ設備は、一般的に大きく分けると・主ポンプ設備・主ポンプ駆動設備・補助機器設備・電源設備・操作制御設備・並びに付属設備から構成されている。



（出典：県ホームページ）

（G）排水機場のポンプの能力について

排水機場では、下記画像の大型ポンプを運転することで、洪水を強制排水する。下記のポンプは１秒間に 20 ㎥の水を排水できる。25m プール（25m×16m×1.5m）の容積を 600 ㎥とした場合、このポンプは 30 秒でプールの水を全て排水できる。

画像：排水機場等内に設置された排水ポンプ設備



［芝川排水機場（川口市)のポンプ設備］

（出典：県ホームページ）

県では、県民の生活安定のため、上記のような排水機場の維持管理が必要不可欠であり、地震などの大規模災害に対応するために、排水機場の耐震化工事が必要となる。当該事業は当該工事を行うものである。

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	195,000	110,000	165,000	281,000	606,000
実績	78,096	148,745	161,009	218,671	392,443

（４）支出の主な内容

令和５年度の河川施設震災対策費（排水機場）の支出は、以下のとおりである。

課所名	件名	支払済額（千円）	債権者名
さいたま県土整備事務所	三領排水機場耐震補強工	15,000	金本建設
さいたま県土整備事務所	毛長川排水機場躯体耐震補強工	48,000	中原建設
川越県土整備事務所	九十川排水機場耐震対策工	24,000	島田建設
越谷県土整備事務所	垳川排水機場耐震対策工	93,491	富士興業
越谷県土整備事務所	垳川排水機場耐震対策工	27,100	富士興業
越谷県土整備事務所	大場川下流排水機場耐震工	56,442	草加建設
越谷県土整備事務所	大場川上流排水機場耐震対策工	18,540	白石建設
越谷県土整備事務所	古綾瀬川排水機場杭基礎補強工	39,380	草加建設
越谷県土整備事務所	神明排水機場耐震工	70,490	埼玉車輌

（５）当該事業に要する人員の状況

0.5 人（河川環境課　河川設備担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

関係する法規：河川構造物の耐震性能照査指針

遵守状況：質問及び資料の査閲の結果、関係する法規（ルール）を遵守していない状況は発見されていない。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

耐震補強工事が必要な 17 施設の排水機場について、令和元年から耐震補強工事を進めており、令和５年度時点で、①工事終期に至ったもの５件（大場川下流、三領、鴻沼、笹目川、九十川）、②契約は締結したが工事終期に至っていないもの６件（大場上流、垳川、神明、古綾瀬川、飯盛川、毛長川）、③契約締結に至っていない

もの６件（鴨川、芝川、清水川、岡、辰井川、柳根）となっている。

（８）監査人総括（評価）

排水機場は、大雨や豪雨などによる水害を未然に防止するために、雨水や生活排水などを河川に強制的に排水することを役割としている。大規模地震によって排水機場に損傷があれば、地震後の復旧作業の困難な中、大雨や豪雨の際によって排水ができなくなる懸念がある。これを防止するための排水機場の耐震補強工事は、県民の生命と財産を守るために、優先度の高い事項と考える。

当該事業では、平成 30 年度に県内 18 施設の排水機場について耐震診断を行い、耐震補強工事が必要と診断された 17 施設の排水機場について、年間排水量等を参考に優先順位を設定し、令和元年度に耐震補強工事に着手し令和８年度の完了を目指して事業を進めている。

耐震補強工事については、排水機場が頻繁に稼働する雨の多い期間を避けて行う必要があるため、11 月から３月の間を中心に行っている。このように工事可能期間が短いが、各年度必要な予算を確保し計画的に事業を進めている。

国の制度である緊急自然災害防止対策事業債を財源の一部として使用していたが、令和７年度で一旦終了するため、国に期間延長を求めているところである。

【意見７６】耐震化工事については、計画的に進めていくことが望まれる。また、有利な起債があれば引き続き、活用できるように努めることが望まれる。

耐震化工事については、計画的に進めていくことが望ましい。また、有利な起債があれば引き続き、活用できるように努めることが望ましい。

大雨等の自然災害が増加傾向にある中、河川施設の震災対策は必須であり、県の全排水機場 18 施設のうち耐震補強工事が必要な 17 施設について、令和７年度には耐震工事対象の全ての排水機場について工事着手に至るよう、県としては鋭意努力しているところである。

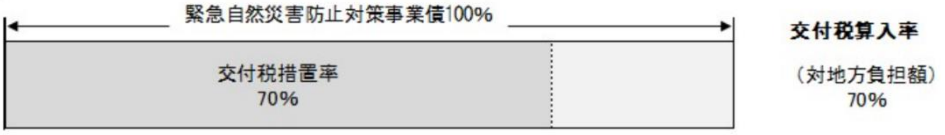
排水機場の耐震補強工事は、計画的に実施しているところであるとのことだが、令和５年度末で排水機場６施設について工事着手に至っていないところでもある。この耐震化工事の財源として利用している緊急自然災害防止対策事業費債（交付税措置 70%）は、起債可能期間が令和７年度で終了見込みとのことであった。

当該事業の重要性に鑑み、県としてはこのような地方交付税措置のある地方債の有無にかかわらず当該事業を進めており、活用できる有利な起債があれば活用して進めていくとのことであったが、今後当該事業の完了に向け有利な起債を活用できるように努めつつ、耐震工事の必要な排水機の耐震化工事を進めていくよう留意することが望ましい。

（参考）緊急自然災害防止対策事業債（農林水産省ホームページより引用）

災害の発生又は拡大を防止するため、地方公共団体が単独事業として緊急自然災害防止対策事業計画に基づき行う農業水利施設、農道防災、地すべり等に係る事業については、緊急自然災害防止対策事業債（充当率：100%、元利償還金に対する交付税措置率：70%）が適用できる（令和７年度まで)。

<概念図>



（参考）レベル２地震動について（可とうボックスカルバート協会ホームページより引用）

地震動　レベル1・レベル2とは？

地震動とは、地震によって発生する揺れのこと、そして「地震動レベル1」「地震動レベル2」というのは、構造物（建物）の耐震設計を行うときに、耐えられる地震の大きさを、大まかに2段階に分けたものです。



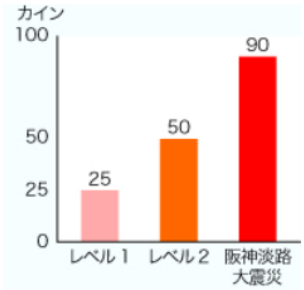
「地震動レベル1」は中規模の地震で、その構造物の耐用年数中に一度以上は受ける可能性が高い地震動を指しています。つまり、比較的頻繁に起きている地震です。
この地震動に対して、構造物はおおむね弾力的な揺れで対応するように設計しています。端的にいえば、ひび割れなどが起きないように、ほとんど無傷で耐えられることを目標に設計しています。



「地震動レベル2」は、その構造物が受けるであろう過去、将来にわたって最強と考えられる地震動。想定しうる範囲内で、最大規模の地震を指します。たとえば阪神淡路大震災がそれにあたります。
この「地震動レベル2」に対して、構造物が倒壊したり、外壁が脱落したりして、人命を奪うような被害を生じないように設計することを目標にしています。

当初、こうしたものは非常に抽象的な表現だったため、地震の外力の最大速度値や、加速度値が設計者によってまちまちだったことがありました。そこで、のちに具体的な数値で示すようになったわけです。

その目安は、「地震動レベル1」に対しては25カイン（cm/s）以上で基準化した地震波を想定。「地震動レベル2」に対しては50カイン以上で基準化した地震波を想定したのです。カインとは、地震の大きさを表す単位のひとつで、構造物が1秒間に何センチ変位したかを示すものです。
参考までに、阪神淡路大震災は90カインで、「地震動レベル2」の2倍近いものでした。阪神淡路地区では想像を絶する規模のものだったといえるでしょう。



２８．災害対応訓練（埼玉版ＦＥＭＡ）（県土整備部）

（１）目的

首都直下地震等の大規模な災害に備えた「埼玉版ＦＥＭＡ」の取組として、迅速な被災情報伝達や道路の啓開など、災害発生時の初動対応の更なる強化を図ることを目的とする。

（２）概要

事業内容	道路や河川などの社会インフラを整備・管理する県土整備部において、首都直下地震等の大規模な災害に備えた「埼玉版ＦＥＭＡ」の取組として、迅速な被災情報伝達や道路の啓開など、初動対応の更なる強化を図るため、災害時の協定を締結した建設業者等（以下、災害協定業者）と連携し、現場での実践的な災害対応訓練を行うもの。
令和５年度予算額（当初予算）	2,026 千円 ※ＩＰ無線機の使用料にかかる予算額である。なお、道路啓開訓練における会場設営、作業にかかる費用については、道路災害対策費（道路環境課）により支出しており、令和５年度予算額は 3,000 千円である。
令和５年度実績	2,026 千円 ※ＩＰ無線機の使用料にかかる実績額である。なお、道路啓開訓練における会場設営、作業にかかる費用については、道路災害対策費（道路環境課）により支出しており、令和５年度実績額は 3,000 千円である。
事業計画	・ＩＰ無線機、災害オペレーション支援システム 及び Web 会議システムの操作訓練（毎月） ・災害情報伝達訓練（４月） ・災害情報伝達・道路啓開訓練 （９月）
事業効果	実災害を想定した訓練を定期的に実施し、迅速な被災情報伝達や道路の啓開などの災害時初動対応の強化を図る。

（A）訓練内容

「埼玉版ＦＥＭＡ」である災害対応訓練は、情報伝達訓練及び道路啓開訓練に分かれており、両訓練の概要は以下のとおりである。

【情報伝達訓練】
地震発生を受け、災害協定業者は一斉にパトロールを開始し、ＩＰ無線機で被災状況を報告。

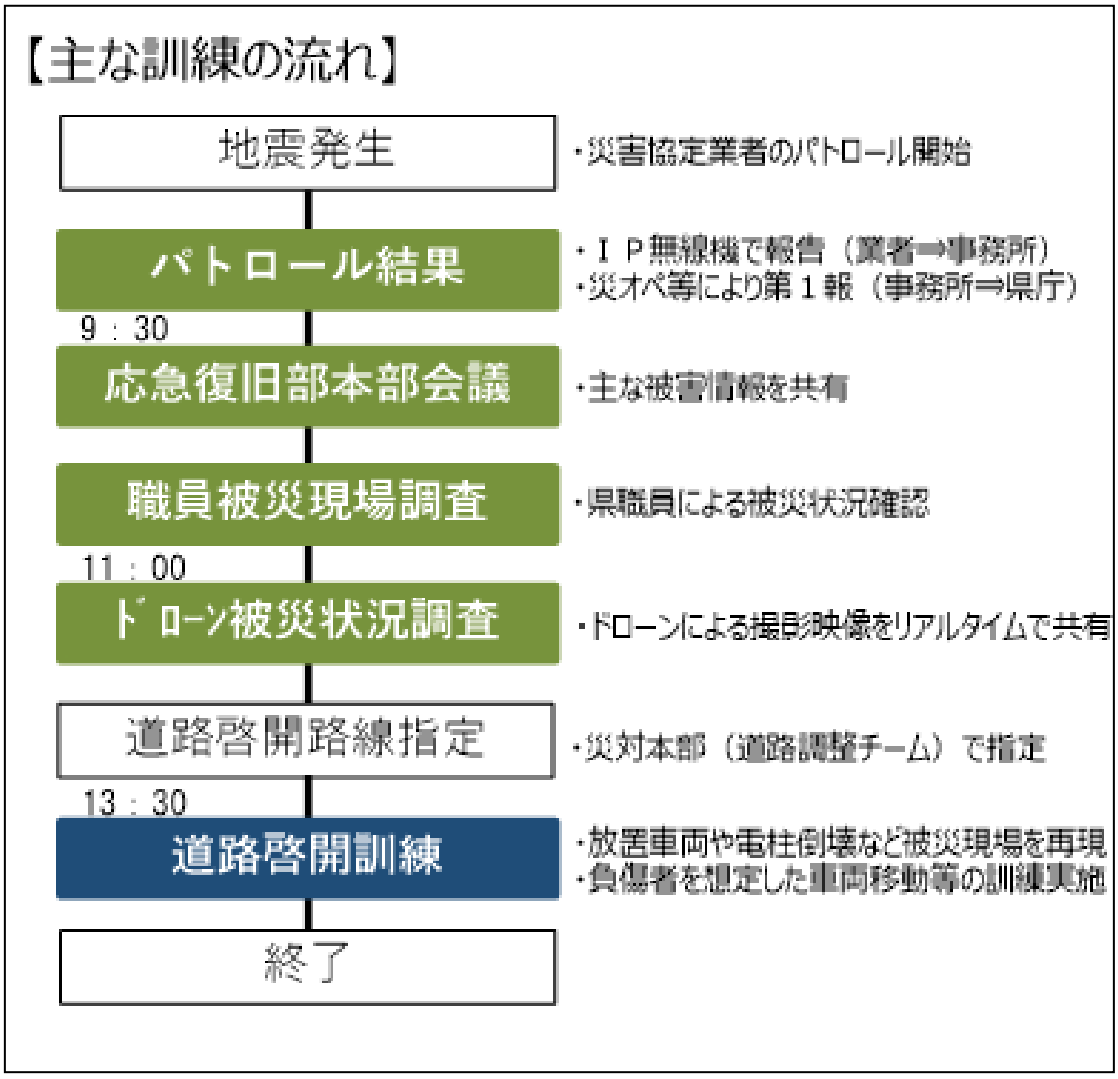
連絡を受けた地域機関は、災害オペレーション支援システムなどにより被災状況を本庁に伝達。
災害協定業者と連携して、タブレット端末やドローンを活用し、現場・地域機関・本庁をリモート（Web 会議）でつなぎ、被災状況等の情報を共有。
Web 会議・ドローン調査映像確認について
対象事務所：北本、飯能、秩父、杉戸県土整備事務所

ドローン調査実施箇所
北本県土：一級河川江川／桶川市大字上日出谷地内
飯能県土：主要地方道飯能寄居線／入間郡越生町上野東地内
秩父県土：一級河川横瀬川／秩父市大野原地内
杉戸県土：一級河川姫宮落川／南埼玉郡宮代町道佛地内

会場：埼玉県庁第二庁舎 2 階 県土整備部会議室

【道路啓開訓練】
被災状況情報伝達を踏まえ、優先啓開路線を決定する。
災害協定業者と連携して、車両移動手続の確認や重機を用いた放置車両の移動、倒壊した電柱の撤去など道路を啓開する訓練を実施する。
対象事務所：川越、本庄、熊谷、越谷県土整備事務所

川越県土：川越水上公園駐車場／川越市大字池辺地内
本庄県土：上里堤調節池運動公園グラウンド駐車場／児玉郡上里町大字堤地内
熊谷県土：道の駅はなぞの第二駐車場／深谷市小前田地内
越谷県土：しらこばと水上公園駐車場／越谷市大字小曽川地内



（出典：県土整備政策課提出資料より一部抜粋）



（出典：県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/news/page/news2023090501.html より）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	1,577	1,499	8,385	2,026	2,026
実績	1,577	1,499	5,367	2,026	2,026

（４）支出の主な内容

ＩＰ無線機使用料である。なお、令和３年度は、機材更新等があり、予算・実績ともに金額が増加している。

なお、道路啓開訓練における会場設営、作業にかかる費用については、道路災害対策費（道路環境課）により支出しており、各年度における事業の予算額及び実績額は以下のとおりである。

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	3,744	3,744	744	3,000	3,000
実績	3,000	3,744	744	3,000	3,000

令和３年度は、新型コロナの影響で道路啓開訓練が中止となっており、トンネル訓練費用の 744 千円のみである。

（５）当該事業に要する人員の状況

1.0 名（県土整備政策課　政策担当）

なお、災害対応訓練の参加者は、全体で約 500 名程度であり、その詳細は以下のとおりである。

（県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/news/page/news2023090501.html より）

県関係部局　県土整備部、危機管理防災部他 約 170 名

災害協定業者

（一社）埼玉県建設業協会会員 約 140 社

（一社）埼玉県測量設計業協会会員 ４社

埼玉県レッカー事業協同組合

（一社）日本自動車連盟関東本部埼玉支店

東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業は、災害対策基本法第 14 条第２項を基に作成された、埼玉県地域防災計画に基づき行われている。なお、埼玉県地域防災計画は県ホームページにも掲載されている。（https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/chiikibo.html）

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業における評価指標は、タイムラインに則って訓練を実施し、時間内にかつ正確に訓練を遂行するというものである。なお、令和３年度～令和５年度においては、当該目標は達成されている。

（８）監査人総括（評価）

県土整備部は、道路や河川などの社会インフラを整備・管理しているが、大規模災害が発生した際に、迅速な被災情報伝達や道路の啓開などの初動対応の更なる強化を目的として、災害時協定を締結した建設業者等と連携し、現場での実践的な災害対応訓練を、

埼玉版ＦＥＭＡとして実施している。大規模災害の発生時は、一番に、被害状況の情報取得が肝心であり、さらに、人命救助や緊急物資の輸送、復旧・復興のため、道路啓開を確実に実施し、早期に完了することが重要になってくる。令和６年１月に発生した能登半島地震でも、道路の寸断が相次ぎ、物資の輸送や安否確認、救助作業を妨げ、地域住民の孤立を招いており、道路の確保が重大な課題となっている。県は、大規模災害が発生した際に迅速な対応を実現するため、建設業協会、測量設計業協会、埼玉県レッカー事業協同組合、東京電力パワーグリット株式会社等、様々な業者と災害協定を結んでおり、当該災害対応訓練に、埼玉県職員だけではなく、その災害協定を結んでいる業者を含めた数百名が毎年参加しており、災害時に埼玉県と当該災害協定業者とが連携し、被害状況の情報取得や道路の啓開ができるように、平常時から準備をしている。一方で、下記に記載の意見にあるとおり、いくつかの課題が発見された。例えば、災害対応訓練をブラッシュアップさせるためには、他の都道府県の訓練内容等の事例を収集し、当該事例から抽出した課題等を県の災害対応訓練に盛り込むことが望ましく、また、災害対応訓練に参加している災害協定業者からのフィードバック等も行うことも必要であろう。さらに、危機管理防災部とも積極的に情報共有や意見交換を行い、文書として内容を記録しておくべきである。災害対応訓練を形式的なものとせず、いざ本当の災害が発生した際に適切かつ迅速に対応できるように、あらゆる事態を想定した訓練にしていくことが肝要と考える。しかしながら、当該災害対応訓練は、単なる口頭の訓練ではなく、実践的な訓練を、各関係機関も多く参加し繰り返し行っている点で評価できる。例えば、情報伝達訓練では、ＩＰ無線機を用いて被害状況を報告し災害オペレーション支援システムを使用した本庁へ伝達、また、ドローンを活用し、現場・県土整備事務所・本庁をWeb 会議でつなぎ被災状況等の情報を共有するなどを実施しており、また、道路啓開訓練では、実際に重機を用いた放置車両の移動や倒壊した電柱の撤去などを、県土整備事務所内にて実際に行っており、非常に実践的な訓練であり、災害時の情報伝達や道路啓開に直接的に役立つ訓練であるといえる。今後も引き続き同訓練を実施し続けていくことで、大規模災害時の初動対応力を向上させていただきたい。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見７７】災害対応訓練において、今後も、他の都道府県の訓練内容や実際に災害が発生した地域での事例等の情報を得て、訓練をブラッシュアップさせていくことが望まれる。

県では、毎年災害協定業者と大地震による道路被害等を想定した災害対応訓練（情報伝達訓練及び道路啓開訓練）を実施している。これにつき、他の都道府県においても同様な訓練を行っているとは聞いているものの、他都道府県が実施している訓練の詳細については把握しておらず、情報共有は行われていない。これについて県土整備政策課に質問したところ、他都道府県実施の訓練詳細は把握していないものの、ＩＰ無線機やド

ローン等の導入は、東日本大震災等の実際の事例を踏まえて取り入れたものであり、また、災害のシナリオについても、危機管理防災部の作成する実際の災害を想定した具体的な対応を行っているとの回答を受けた。県内で例年同様の訓練を行っていても見えてこない課題や不十分な点を明らかにし、県の災害対応訓練に生かすため、今後も、他の都道府県の訓練内容や、実際に災害が発生した地域での事例等の情報を得て訓練をブラッシュアップさせていくことが望ましい。

【意見７８】県関係部局と災害協定業者等の各参加者に対し、アンケート等によるフィードバックを行い、訓練で生じた課題を洗い出し、対策を講じることで、次年度以降の訓練のブラッシュアップ及び実際の大規模災害時の初動対応に役立てることが望まれる。

災害対応訓練において、参加した県の関係部局及び災害協定業者からのフィードバックについての資料が残っておらず、例年どのようなフィードバックが行われているかが不明である。また、災害対応訓練にて抽出された課題とその対応策が記載された資料（「8.1_訓練の振り返り（課題と対応）」）を閲覧したところ、県土整備部及び危機管理防災部で抽出されたと思われる課題のみが記載されており、他の関係部局や災害協定業者にて抽出されたと思われる課題については記載されていない。当該災害対応訓練は、県土整備部・危機管理防災部のみならず、県警察本部等の関係部局や、埼玉県建設業協会会員等、全体で 400 名程度が参加する大規模のものであり、大規模災害時における迅速な情報伝達や道路の啓開等の初動訓練として非常に大事な訓練であることから、各参加者からフィードバックを受け、そこで抽出された課題等に適切に対応することが必要であると考える。

【意見７９】災害対応訓練に関して、県土整備部と危機管理防災部において積極的に情報共有や意見交換を行い、それに関する資料を文書として残すことが望まれる。

当災害対応訓練は、道路被害等を想定し県土整備部が主体となって行っており、県の防災の中心課である危機管理防災部は当訓練に参加しているものの、両部間における情報共有や意見交換に関する資料は残されていない。これについて県土整備政策課に質問したところ、危機管理防災部とは、訓練説明会などにより必要な情報提供、共有を行っているが、当該事業はあくまで県土整備部内でしっかり動けるようにしておくための事業であるとの回答を受けた。県土整備部が毎年実施している災害対応訓練は、大震災等の大規模災害時における道路被害を想定したものであることから、危機管理防災部と県土整備部による積極的な情報共有や意見交換が行われるべきであり、また、異動等により職員が変わることもあるため、今後は、どのような情報共有や意見交換が行われ、どのように訓練に反映されたかの顛末について、文書として残していくのが望ましい。

２９．さいたま減災プロジェクト（都市整備部）

（１）目的

「さいたま減災プロジェクト」（以下、当該事業という。）とは、㈱ウェザーニューズが管理・運営するホームページを利用し、県民や県内市町村との連携により、被害リポート等の災害関連情報を円滑に集約・公表・共有を行うことにより、県民等の自助・共助による災害対応及び減災対策を支援し災害被害の軽減を図る事業をいう。

また、当該事業は埼玉県地域強靭化計画に主な事業・取組の１つとして位置付けられ、県はその広報を行うことにより、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進めることとされている。

（２）概要

当該事業の概要としては以下のとおりとなっている。

(A) 事業内容	埼玉県地域強靭化計画に位置付けられている事業として、「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。
(B) 令和５年度予算額（当初予算）	０円
(B) 令和５年度実績	０円
(C) 事業計画	①県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報 ②県職員及び県内市町村職員に対する減災プロジェクトへの参加、利活用の促進
(C) 事業効果	①令和５年度広報実績：明治安田生命でのチラシ配布(県内各支社、計 500 部)（４月） ②職員に対するＰＲ実績：市町村職員が参加する会議（都市計画主管課長会議など）において、さいたま減災プロジェクトの説明・ＰＲを実施

（３）事業内容

①事業の概要

㈱ウェザーニューズと県で協定を締結し、同社が管理・運営するホームページを利用することで、被害リポート等の災害関連情報を円滑に集約・公表・共有し、県民等の自助・共助による災害対応及び減災対策を支援することで、災害被害の軽減を図る事業となっている。

㈱ウェザーニューズとの協定書によれば、次のとおり同社との役割分担が規定されている。

(a) 県の役割

県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報

県の職員及び県内市町村職員に対する減災プロジェクトへの参加、利活用の促進

(b) ㈱ウェザーニューズの役割

減災プロジェクトのホームページの構築

減災プロジェクトのホームページの管理及び運用

また、当該事業は埼玉県地域強靭化計画に主な事業の１つとして位置付けられ、県はその広報を行うことにより、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及促進に努めるとされている。

②さいたま減災プロジェクトの具体的な機能

「さいたま減災プロジェクト」の具体的な機能は次のとおりとなっている。

(a) 減災リポート機能

災害時に大雨や大雪・竜巻などの状況をパソコンやスマートフォンから投稿することで、「減災リポート」としてどこで何が起こっているのか地図上で誰でも情報を共有することができる。

「減災リポート」には、画像を添付することができ、閲覧時に道路冠水の状況などを視覚的に確認することができる。

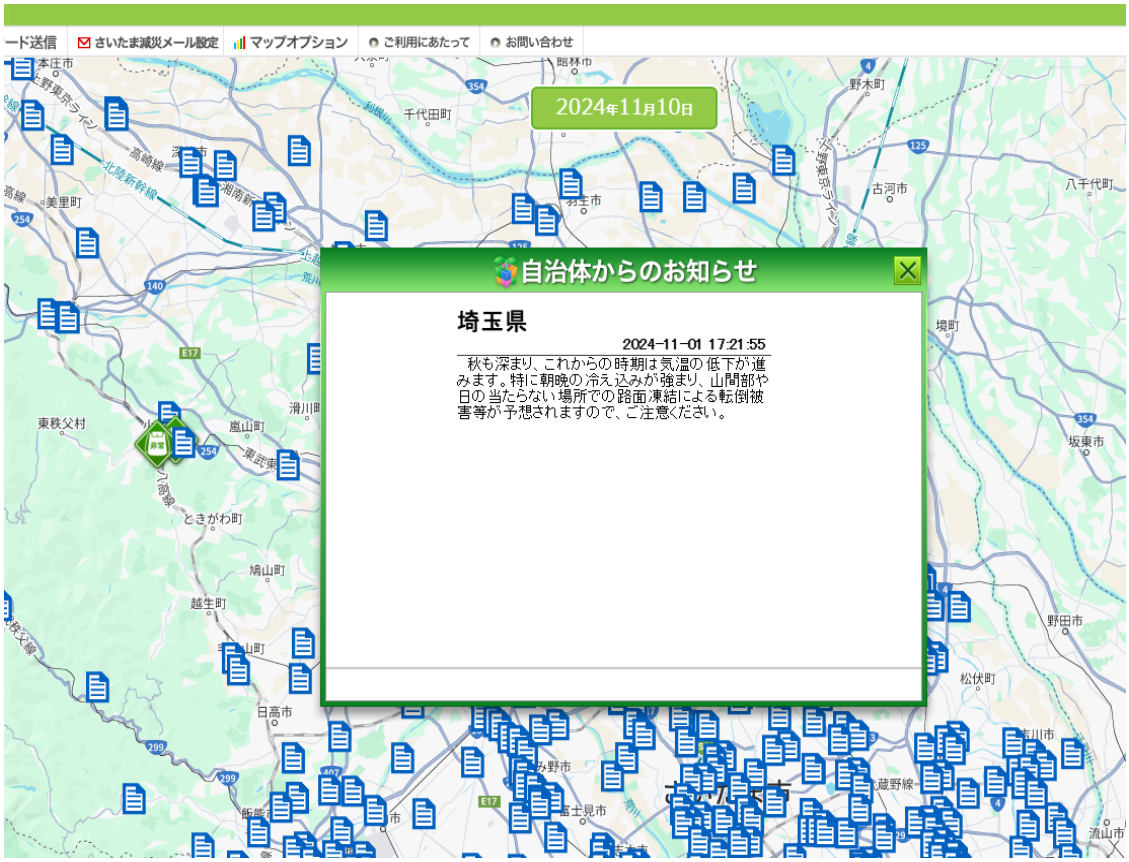
(減災リポートの画面)



（出典：県ホームページ
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshihukkou/gensaiproject/top.html）

（b）お知らせ機能

「お知らせ機能」は、県からのお知らせをホームページ上に表示し、閲覧者に対する情報提供を行うことができる機能である。



（c）さいたま減災メール機能

メールアドレスを事前に登録すると、災害の可能性がある場合に、注意喚起のメールが送信される機能となっている。メール内容・配信タイミングは、㈱ウェザーニューズが管理しており、㈱ウェザーニューズが定める配信基準により配信がなされる仕組みとなっている。

配信メールの例（さいたま減災メール）

件名：さいたま減災メール
ゲリラ豪雨に注意 栃木県から激しい雷雨やヒョウが積もったという報告が到着。県内からも怪しい黒い雲のリポートが多数寄せられています。雷雨の時間は10～20分前後ですが、18時頃まではゲリラ雷雨やヒョウ、突風に注意が必要です。随時、最新情報をご確認ください。

（出典：県ホームページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshihukkou/gensaiproject/top.html）

（４）令和５年度予算額及び令和５年度実績について

㈱ウェザーニューズとの協定書によれば、費用の負担について「分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。」と規定されている。

当該事業の各年度における事業の予算額及び実績額の推移については、以下のとおりとなっている。

予算及び決算の状況（合計）　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

*包括連携協定を結んでいる企業の協力や、県広報紙「彩の国だより」、ホームページ告知により事業を行っているため、予算を必要としない事業である。

（５）事業計画及び実績並びに事業効果の状況

（A）事業の実績

令和５年度の当該事業（広報事業）の実施状況（過年度の実施状況も含む）は次のとおりとなっている。なお、県では当該事業において重要業績指標（ＫＰＩ）の設定は、行っていない。

(a) 県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報

・令和５年度

明治安田生命でのチラシ配布（県内各支社、計 500 部）（４月）

・令和４年度

イオンリテール店舗でのチラシ配架（県内 25 店舗、計 1,000 部）（８月）

ＬＩＮＥ、X（旧 Twitter）、Facebook の県公式アカウントでのお知らせ（３月）

・令和３年度

第一生命でのチラシ配布（県内各支社、計 2,500 部）（６月）

・令和２年度

彩の国インフォメーションに掲載（８月１日）（２月１日）

ポケットブックまいたまでのお知らせ（８月１日）（２月１日）
県政広報ラジオ NACK５「朝情報★埼玉」でのお知らせ（８月７日）
・令和元年度
イオンでのチラシ配布（県内 21 店舗、各 30 部）（７月）
第一生命でのチラシ配布（県内各支社、計 2,500 部）（９月）
・平成 30 年度
彩の国インフォメーションに掲載（８月１日）
ポケットブックまいたまでのお知らせ（８月 28 日）
・平成 29 年度
県政広報ラジオ NACK５のモーニング・スクエア（６月 16 日、９月 19 日の２回）
イオンでのチラシ配布（県内 21 店舗、各 100 部）（１月）

(b) 県職員及び県内市町村職員に対する減災プロジェクトへの参加、利活用の促進

市町村職員が参加する会議（都市計画主管課長会議など）で、さいたま減災プロジェクトの説明・ＰＲを行っている状況である。

（Ｂ）さいたま減災プロジェクトの実績

㈱ウェザーニューズとの協定書によれば、当該事業で県は「県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報」を責務として負っているところであり、その内容（コンテンツ）については、直接の事業目的と関連しないところである。

一方で、さいたま減災プロジェクト内の機能として、県が利用者に対して情報提供をできる機能（・お知らせ機能、・さいたま減災メール機能）が備わっており、その機能別の実績内容を記載することが有用と判断したため、次に記載を行う。

(a) さいたま減災プロジェクト Web サイトへの１日当たりの平均アクセス数
令和５年度 307 件/日、令和４年度 366 件/日、令和３年度 267 件/日
*令和５年度の総アクセス数は、112,164 件
(b) 減災リポート機能での利用者からの投稿件数
令和５年全投稿数：290,894 件（うち、減災・台風カテゴリ 912 件）
(c) お知らせ機能によるお知らせ投稿実績

期間	掲載者	掲載内容
5 月 18 日～5 月 19 日	健康長寿課	熱中症予防の注意喚起
6 月 9 日～7 月 28 日	都市計画課	梅雨の長雨、大雨による浸水被害や土砂災害に対する注意喚起
6 月 13 日～10 月 2 日	健康長寿課	熱中症予防の注意喚起 合計62回
7 月 28 日～9 月 1 日	都市計画課	急な落雷、大雨に対する注意喚起
11 月 16 日～3 月 1 日	都市計画課	路面凍結に対する注意喚起
2 月 5 日～2 月 6 日	都市計画課	2月5日（月）から6日（火）にかけた降雪に対する注意喚起
3 月 1 日～3 月 12 日	都市計画課	東日本大震災の教訓を生かした注意喚起
3 月 14 日～5 月 31 日	都市計画課	台風並みの暴風といった急な天気の崩れに対する注意喚起

(d) さいたま減災メール配信

計 10 回配信

年度	送信日　本文
R5年度	2023/06/02 越谷で16:50までの1時間に39.5mmの激しい雨を観測、3日(土)朝にかけ荒天注意。冠水や河川増水のおそれ。すでに一部交通に影響が出ており明日も心配。最新情報の確認を
	2023/06/28 県内に活発な雨雲が流れ込み、激しい雨や雷雨、ヒョウ、突風のおそれ。ピークは２０時頃まで。道路冠水や低地の浸水に注意。
	2023/07/04 県内で雨雲が発達中。南西部を中心に18時頃にかけて激しい雷雨やヒョウ、突風に警戒。荒天時は道路冠水やアンダーパスなどの低地には注意してください。
	2023/08/01 県南部を中心に発達した雨雲が通過中。県内はこのあと13時頃にかけて激しい雷雨が続く予想です。ひょうやあられにも警戒を。荒天時の外出は控えて安全な場所で過ごして
	2023/08/22 東京都内で発達中の雨雲が、さいたま市方面（北西方向）に移動中。目先1から2時間は急な激しい雷雨のおそれ。道路冠水や低地の浸水に注意してください。
	2023/09/06 活発な雨雲が通過中。県内では１９時頃にかけて断続的に激しい雨や雷雨のおそれがあります。道路冠水や河川・用水路の増水に注意。荒天時の外出は控えてください。
	2023/09/20 県内を活発な雨雲が通過中。21時頃にかけて、激しい雷雨や突風に警戒が必要です。道路冠水や視界不良など荒天時の移動には十分注意を。
	2023/10/10 県内に活発な雨雲がかかり、18時頃にかけて断続的に激しい雷雨が続く予想です。道路冠水のおそれがあるので、帰宅時は冠水しやすい箇所の通行は控えてください。
	2023/10/28 県内では朝から激しい雷雨となり、昼頃までは雷雨やヒョウ、突風に要注意。荒天時の外出は控えるようにしてください。
	2024/03/18 １６時頃にかけて強風に警戒が必要です。火の取り扱いや花粉大量飛散、交通影響になどご注意ください。県内では風が強まっており、所沢で最大瞬間風速２８．０ｍ／ｓを観測。

（６）各年度における事業の予算額及び実績額について

（４）令和５年度予算額及び令和５年度実績を参照

（７）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

法規ではないが、当該事業で関係する取決めは次の二つが該当する。

・㈱ウェザーニューズとの協定書

・埼玉県地域強靭化計画

（８）令和５年度の評価指標とその達成状況について

（２）概要（C）事業計画及び実績並びに事業効果の状況参照

（９）監査人総括（評価）

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（A）準拠性について

「㈱ウェザーニューズとの協定書」によれば、県の役割として①県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報②埼玉県の職員及び県内市町村職員に対する減災プロジェクトへの参加、利活用の促進と定義されている。また、当該事業は埼玉県地域

強靭化計画に基づき実施する主な事業の１つとして位置付けられ、事業の目的をホームページやチラシ配布により、「さいたま減災プロジェクト」の取組をＰＲし、県民の自助・共助のまちづくりの推進に貢献することとされている。

令和５年度の当該事業（広報事業）の実施状況は、（５）事業計画及び実績並びに事業効果の状況①事業の実績に記載のとおりで、包括連携協定を結んでいる協力企業（明治安田生命）でのチラシ配布（県内各支社、計 500 部 令和５年４月）となっている。

（Ｂ）事業の有効性、効率性、有効性について

(a) 当該事業の目的（県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報）についての適切な目標設定について

【意見８０】当該事業の目的（県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報）についての適切な目標設定を行い、適切な管理を行うことにより、「さいたま減災プロジェクト」（ホームページ）の認知度を向上させ、利用者の増加を図っていくことが望まれる。

① 県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報の現状

現状の「さいたま減災プロジェクト」の広報の状況及び利用状況は次のとおりとなっている。広報の状況及び１日当たりの平均アクセス数が直近３年間でほぼ横ばいに推移していることが分かる。

またヒアリングの結果、広報活動や Web 閲覧数等にＫＰＩ等の目標値の設定は行っていないとのことである。

直近３年間の広報の状況

・令和５年度
　明治安田生命でのチラシ配布（県内各支社、計 500 部）（４月）
・令和４年度
　イオンリテール店舗でのチラシ配架（県内 25 店舗、計 1,000 部）（８月）
　ＬＩＮＥ、Ｘ（旧 Twitter)、Facebook の県公式アカウントでのお知らせ（３月）
・令和３年度
　第一生命でのチラシ配布（県内各支社、計 2,500 部）（６月）

直近３年間利用の状況

・さいたま減災プロジェクトホームページへの１日当たりの平均アクセス数
　令和５年度 307 件/日、 令和４年度 366 件/日、 令和３年度 267 件/日

*令和５年度の総アクセス数は、112,164 件

・減災リポート機能での利用者からの投稿件数

令和５年全投稿数：290,894 件（うち、減災・台風カテゴリ 912 件）

②意見事項

当該事業の目的（県民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報）についての適切な目標設定及び、管理を行うことにより、「さいたま減災プロジェクト」（ホームページ）の認知度を向上させ、利用者の増加を図っていくことが望まれる。

ヒアリングの結果、広報活動や Web 閲覧数等にＫＰＩ等の目標値の設定・アクセス数等の分析は行われておらず直近３年間利用者の推移はほぼ横ばいに推移している状況である。

投稿サイトの特性上、認知度が向上し利用者が増えるほど集合知としての利用価値が高まる性質がある。この点、認知度を向上させるための要因（ドライバー）の設定、目標の設定及び目標による管理が早急に望まれる。

(b) ＳＮＳ等 Web 媒体での広報の充実化について

【意見８１】認知度・利用者の増加を意識した様々な媒体での広報活動を行っていくことが望まれる。

①広報媒体の現状について

「さいたま減災プロジェクト」の広報について、上述のとおり現状、包括連携協定を結ぶ協力企業を通じたチラシの配布が中心となっている。

②意見事項

認知度・利用者の増加を意識した様々な媒体での広報活動を行っていくことが望まれる。

県民による自助・共助のまちづくりの推進のため、より多くの県民に「さいたま減災プロジェクト」の存在を知ってもらう必要性は高くその広報が課題となっている。この中で、広報の方法が包括連携企業を通じたチラシの配布のみとなり、その効果（１日当たりの平均アクセス数：上記直近３年間利用の状況参照）も限定的であることを鑑みると、Web ページ認知度向上のための新たな施策の実施が望まれる。認知度向上のための要因（ドライバー）を特定し、特にＳＮＳ等 Web 媒体を積極的に利用するなどして広報活動に幅を持たせることが期待される。担当課からのヒアリングでは、以前には悪天候など利用者の増加が見込められるタイミングで、ＳＮＳでの広報を行っていた実績もあり、一定の効果もあったとの回答があり、過去の経験なども参考に広報の充実化を図っていくことが望まれる。

３０．復興まちづくり担い手育成事業費（復興まちづくりイメージトレーニング）（都市整備部）

（１）目的

大規模災害発生後の震災復興においては、一刻も早く元の生活水準に戻りたいという被災者個人の「生活復興」の視点と、脆弱な市街地の再生を防止し、良好な市街地として復興させるべきという行政の「市街地復興」の視点が食い違うことが懸念されている。

復興まちづくりイメージトレーニングでは、この両者のバランスを取った適切な対応がとれるよう、復興期における課題の把握や、現行の体制・制度では対応できない課題に対し、解決に向けた政策検討を行い、被災後の復興期に対応できるような仕組みを準備するとともに、トレーニングの実施を通して、行政職員等の現場感覚、想像力、推論力を養成し、復興の道筋を立て、迅速で円滑な復興への対応を可能にする人材を確保及び育成することを目的とする。

（２）概要

事業内容	県が県内市町村と共に、「復興まちづくりイメージトレーニング」を実施し、速やかな生活再建を求める被災者と、より良いまちづくりへの基盤整備を求める行政の双方の意見を理解し、復興の道筋を考える訓練を行うという事業である。具体的には、ある地区において被災状況を具体的に想定した上で、復興のシナリオを「生活再建」と「市街地復興」の双方の視点から描き比較し、復興シナリオの実現可能性や問題点を検討するものである。 これにより、大規模災害発生後に迅速で円滑な復興を行うことができる人材の確保及び育成を図る。 なお、当該イメージトレーニングは、被災者と行政が対立し、復興スケジュールの遅れが生じた過去の事例での教訓を踏まえ、東京大学と埼玉県が共同で研究・開発した人材育成手法であり、国が都市防災の施策として推進している「復興事前準備」の取組の１つとして、国の「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」の中で県の取組が紹介されている。
令和５年度予算額（当初予算）	554 千円 ※令和５年度における事業名は、「震災に備えたまちづくり推進費」である。
令和５年度実績	263 千円
事業計画	＜事前準備＞

	・実施市町村の決定、対象地区の設定、現地調査、被害想定の設定 ・資料作成（地区概要、被災世帯、都市計画マスタープラン等抜粋・整理、被害想定図） ・会場準備、開催案内送付、出席者とりまとめ ＜実施当日：ワークショップ形式で実施＞ ・被災者になりきって、生活再建シナリオを作成 ・行政の立場から、市街地復興のシナリオを作成 ・生活再建シナリオと市街地復興シナリオを突き合わせ、実現可能性や問題点を検討 ＜実施後＞ ・復興まちづくりイメージトレーニングで明らかになった問題を整理、参加者アンケートを集計 なお、令和５年度をもって予算は廃止となっており、令和６年度は、予算を使わず、人手が不足している市町村でも実施できるよう「省力化した手法」にて事業を試行している。
事業効果	復興に関する人材育成や、復興に向けた知識やノウハウの蓄積が効果として期待される。

（A）国の復興まちづくりイメージトレーニングの手引きについて

大規模な災害が発生した際、復旧・復興には多くの費用と労力等が必要とされるため、早期に復旧・復興を図るには、手順や体制の検討などの事前準備をすることが重要となることから、国土交通省においても、事前準備を進める上で、住民の生活再建と被災市街地の抱えている状況の両方を考えつつ、復興まちづくり計画を策定する「復興まちづくりイメージトレーニング」が有効となるとして、トレーニングの進め方などを明らかにした「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」を策定している（国土交通省ホームページ：https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html）。

なお、当該「復興まちづくりイメージトレーングの手引き」では、県の当該事業の取組も紹介されている。

国策定の手引きにおいては、復興に関して「復興事前準備」と「事前復興」の２つが定義付けられている。手引きによれば、「復興事前準備」とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことをいう。例えば、①被災後に進める復興対

策の手順や進め方を記した計画・マニュアル等を作成しておくこと、②復興まちづくりに関する知識を持った人材を育成しておくこと、③復興計画の検討体制を構築しておくこと、④被災後の“まちのあるべき姿”を描き、グランドデザインとして位置付けておくこと、などがある。 ①～④のとおり、「復興事前準備」とは、災害に備え、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことをいう。一方で、「事前復興」とは、「復興事前準備」の取組①～④に加えて、被災後の復興事業の困難さを考え、事前に復興まちづくりを実現し、災害に強いまちにしておくことである。 例えば、津波による浸水被害が想定される地域において、集落や地域の継続に不可欠な公的重要施設を事前に高台に移転しておくことなどがある。ここで、「事前復興」と平時の「防災・減災対策」の違いを整理すると、直接的被害を軽減する「防災・減災対策」に対し、「事前復興」は、復興につながる防災・減災対策の上乗せとして、事前に被災後に目指す“復興まちづくり” を実現することであり、直接的被害に加え間接的被害を軽減することである。

この中で、復興まちづくりイメージトレーニングは、復興事前準備の「復興に関する知識・ノウハウの蓄積、人材育成等」の内容として位置付けられる。

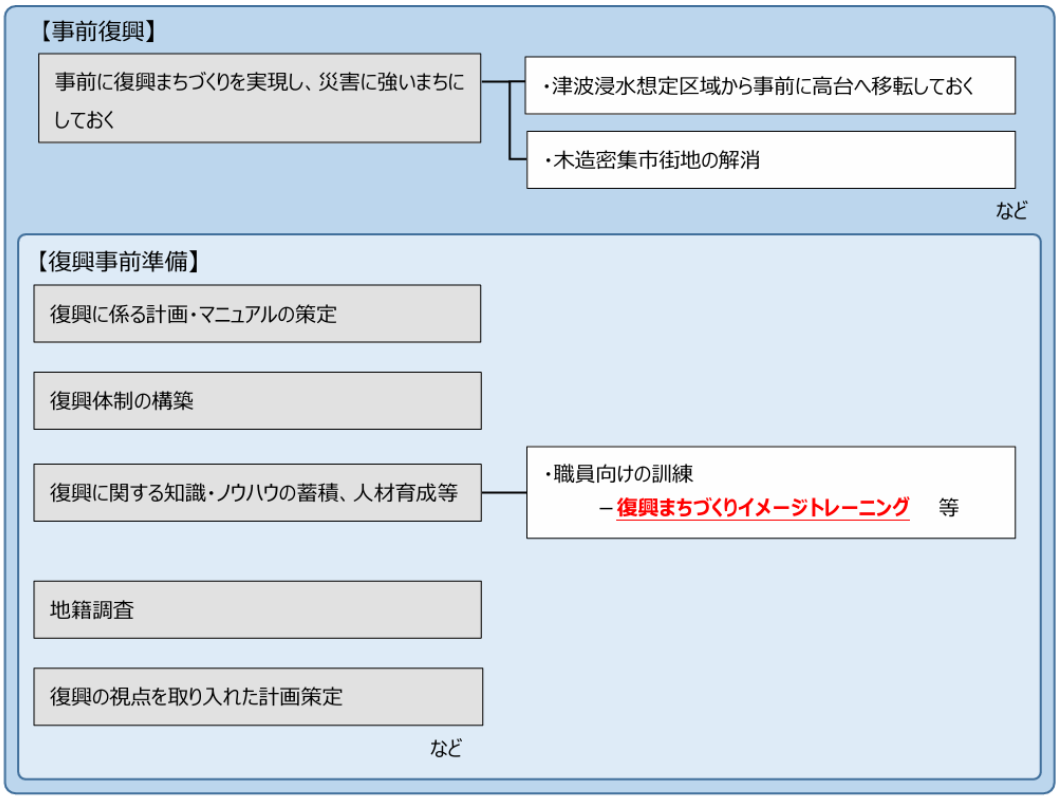


図 復興事前準備と事前復興の取組例

（出典：国策定「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html より一部抜粋）

また、手引きによれば、東日本大震災以前は地震等の災害が発生しても、被害を受けないようにするという「防災」の考え方の下、主に施設整備（ハード対策）が進められてきた。しかし、大震災の教訓から、防災対策のみで被害を完全に防ぐことは困難であると認識されたため、一定の被害を前提としつつも、少なくとも命だけは助かるようにするという「減災」の考え方の下、ハード対策のみにとどまらない総合的な対策が全国的で進められている。一方で、減災対策による対応は、一定の被害が起こりうることを前提とするため、被災した場合の対応も検討する必要がある。また、防災・減災対策により、災害に強いまちへ転換するまでには長い時間を要するため、災害による被害からの復興を迅速かつ効率的に行うための取組が必要となる。そのため、防災・減災対策と並行して、「復興事前準備」の取組を進めておくことが重要であるとしている。

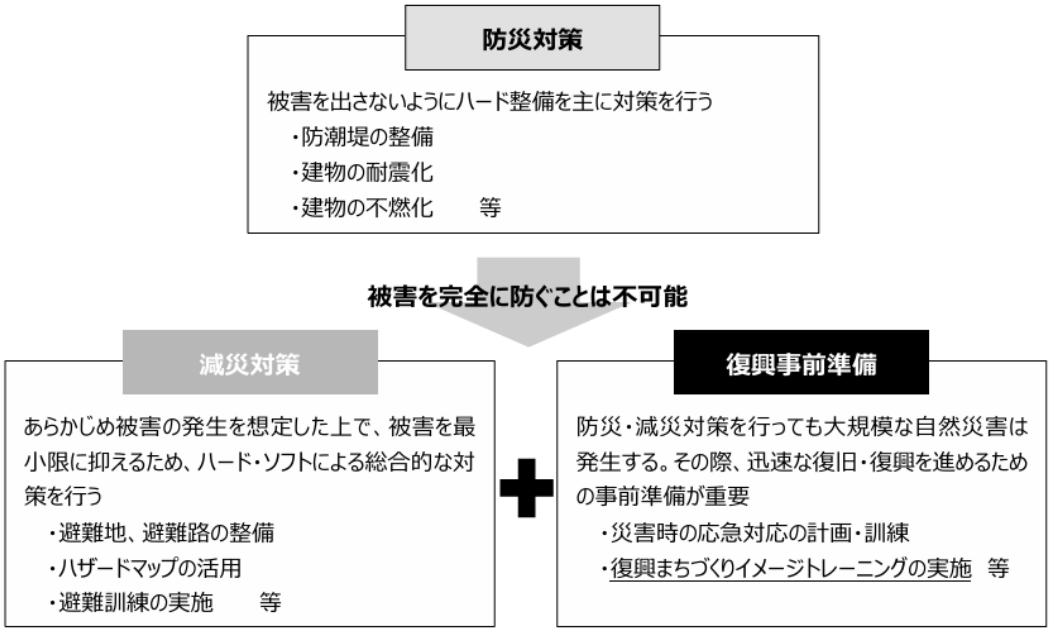


図　復興事前準備の必要性

（出典：国策定「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html より一部抜粋）

（B）都市整備部の「復興事前準備」への取組

都市整備部では、「復興事前準備」の取組として、各課において以下事業を実施している。

①都市整備政策課：埼玉県震災都市復興の手引きの策定（都市復興の考え方や復興計画作成の手続等をまとめたもの）、埼玉県都市事前復興会議の開催

②都市計画課：復興まちづくりイメージトレーニングの実施

③市街地整備課：市街地復興初動期業務図上訓練の実施（建築制限等に関する訓練）

なお、「埼玉県震災都市復興の手引き※」は、県ホームページにも掲載されており、都市計画課が実施している復興まちづくりイメージトレーニングについても、当手引きに記載されている。
（※リンク先：https://www.pref.saitama.lg.jp/a1101/toshihukkou/toshihukkou-tebiki.html#tebiki-gaiyou）

（C）復興まちづくりイメージトレーニングのこれまでの実施状況

復興まちづくりイメージトレーニングは、平成 22 年度から実施しており、実施市町村はのべ 17 市町となっている。また、復興まちづくりイメージトレーニングに参加した市町村はのべ 243 市町村、市町村職員は 437 名である。当該復興まちづくりイメージトレーニングは、令和５年度までは、芝浦工業大学の中村教授の指導を受けながら実施してきたが、令和６年度は予算が付かず、教授の指導を受けずに実施している。なお、県が当該復興まちづくりイメージトレーニングを実施した後、市町村独自の継続的な実施につながっているのは、さいたま市のみである。

（D）復興まちづくりイメージトレーニングの具体的内容

復興まちづくりイメージトレーニングでは、まず、①被災者になりきって、生活再建シナリオを作成、次に②行政の立場から、市街地復興のシナリオを作成する。その上で、③生活再建シナリオと市街地復興シナリオを突き合わせ、実現可能性や問題点を検討するという流れでトレーニングを実施する。また、トレーニング実施後は、復興まちづくりイメージトレーニングで明らかになった問題を整理し、参加者アンケートを集計している。

①全体イメージ



（出典：都市計画課提出資料より一部抜粋）

②モデル地区の地形、被害想定、被災者世帯の設定

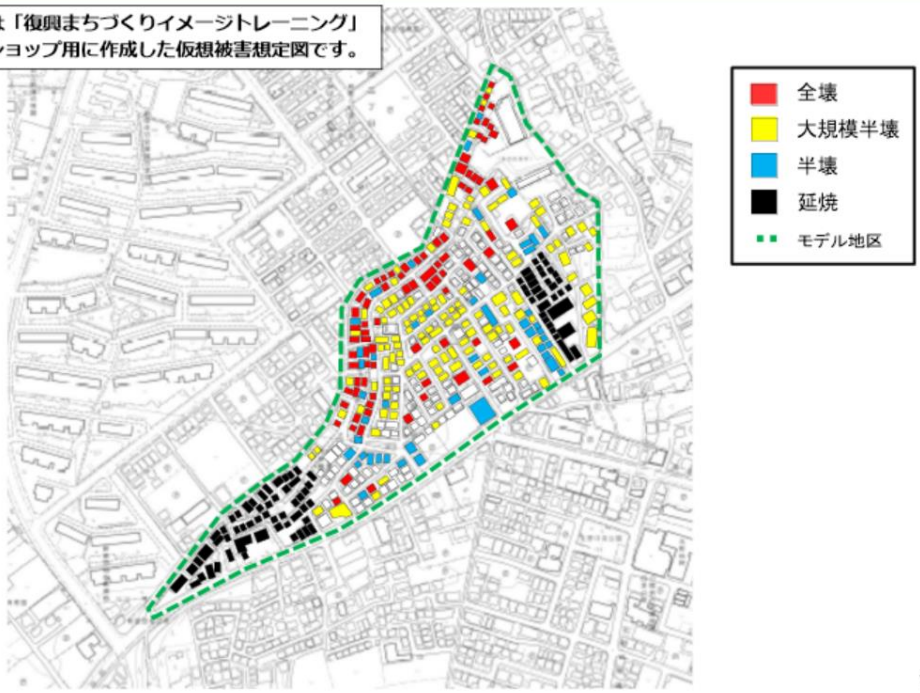
モデル地区の地形　イメージ



13

地震被害想定図（パターン１）　資料6

この資料は「復興まちづくりイメージトレーニング」のワークショップ用に作成した仮想被害想定図です。



1

事前資料２

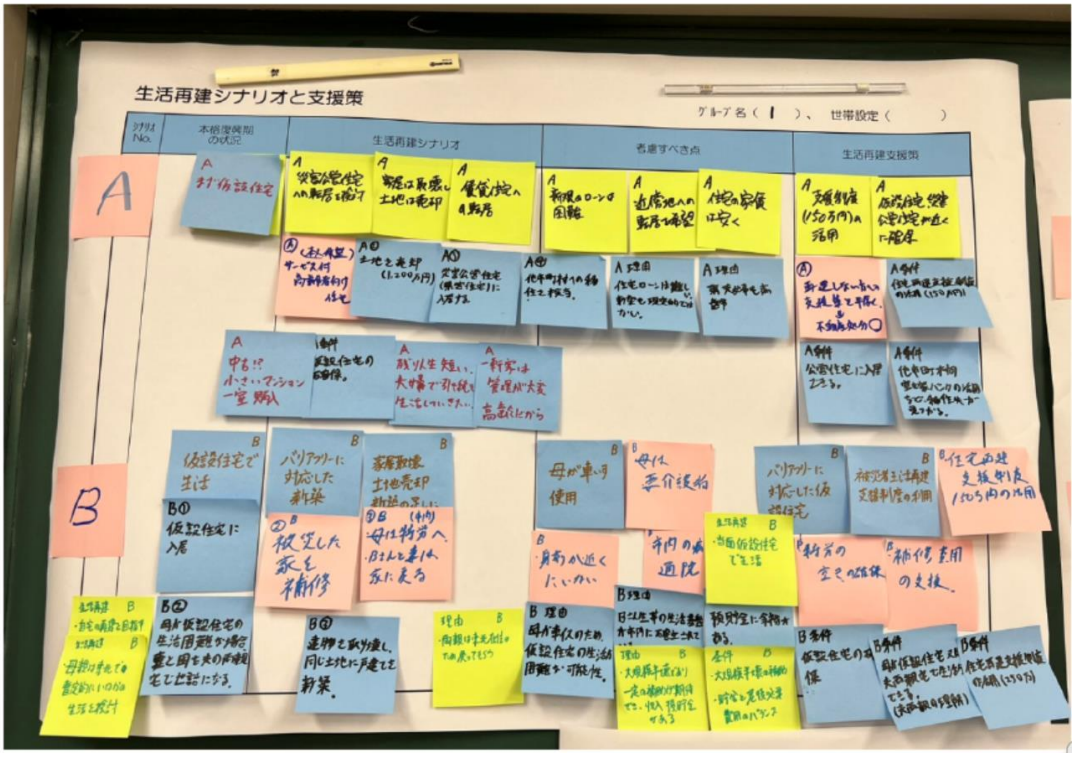
世帯の設定

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん
世帯タイプ	高齢世帯タイプ	高齢者同居タイプ	一般世帯タイプ	高齢一人世帯タイプ	若年世帯タイプ
居住エリア **建物用途**	第一種中高層住居専用地域 戸建住宅	第一種中高層住居専用地域 戸建住宅	第一種中高層住居専用地域 戸建住宅	第二種住居地域 共同住宅(アパート)	第一種中高層住居専用地域 戸建住宅
世帯構成	Aさん(73)、妻(75)、	Bさん(55)、妻(50)、 母(80)	Cさん(40)、妻(38)、長男(10)	Dさん(78)	Eさん(30)、妻(32) 長女(3)
世帯状況	・Aさんと妻は年金で生活 ・借入金なし ・預貯金:約500万円 ・年金収入(世帯):約260万円／年	・Bさんは市内勤務(会社員) ・Bさん収入:約800万円／年 ・妻のパート収入:約80万円／年 ・母の年金収入:約120万円／年 ・母は要介護者(車いす使用) ・母は市内の病院に通院 ・預貯金:約2,000万円	・Cさんは東京都豊島区勤務(会社員) ・Cさん収入:約700万円／年 ・長男は市内の小学校に通学 ・借入金:約2,000万円 ・預貯金:約400万円 ・収入:約600万円／年 ・妻は専業主婦	・60歳で定年退職 ・15年前に夫と死別 ・年金収入:約120万円／年 ・預貯金:約100万円	・Eさんは市内勤務(会社員) ・妻はパート ・長女は保育園 ・借入金:約3,000万円 ・預貯金:約200万円 ・Eさん収入:約400万円 ・妻のパート収入:約80万円
敷地	・約60㎡、所有地 ・前面道路:幅員4.0m ・土地評価額:約1,200万円 (㎡単価約20万円)	・約90㎡、所有地 ・前面道路:幅員4.0m ・土地評価額:約1,800万円 (㎡単価約20万円)	・約90㎡、所有地 ・前面道路:幅員4.0m ・土地評価額:約1,800万円 (㎡単価:約20万円)	・約200㎡ ・前面道路:幅員6.0m ・土地:約4,000万円 (㎡単価:約20万円)	・約70㎡、所有地 ・前面道路:幅員4.0m ・土地評価額:約1,400万円 (㎡単価:約20万円)
建物	・木造2階建　専用住宅 ・築50年 ・建築面積約45㎡、床面積約70㎡ ・地震保険に加入していない	・木造2階建　専用住宅 ・築20年 ・建築面積約50㎡、床面積約90㎡ ・地震保険に加入していない	・木造2階建　専用住宅 ・築8年 ・建築面積約45㎡、床面積約80㎡ ・地震保険に加入していない	・木造2階建(共同住宅、総戸数8) ・築40年 ・床面積約300㎡ ・賃料:5.0万円／月	・木造2階建　専用住宅 ・築2年 ・建築面積約40㎡、床面積約70㎡ ・地震保険に加入している (保険金額1000万円)
被災状況	・全壊	・大規模半壊	・全焼	・全焼	・全焼
備考 **(親世帯・子世帯)**	・Aさんの弟夫婦が東京都墨田区在住 (マンション・大規模平成)	・夫の両親(80代)は東北在住 (戸建住宅、被害なし)	・Cさんの両親(60代)は世田谷区在住 (戸建住宅、被害なし) ・妻の両親(60代)は福岡県在住 (戸建住宅、被害なし)	・長女(30)一家が横谷市在住 (戸建住宅、被害なし) 〔夫(52)、長女(22)、義父母(70代)〕	・Eさんの両親(60代)は川口市在住 (マンション、平成) ・妻の両親は石川県在住 (戸建住宅、被害なし)
居住歴	・50年	・20年	・8年	・15年	・2年

※注意※
この資料は復興まちづくりイメージトレーニングのワークショップ用に作成した資料です。
すべて仮想で作成しておりますので、取り扱いには注意してください。

（出典：都市計画課提出資料より一部抜粋）

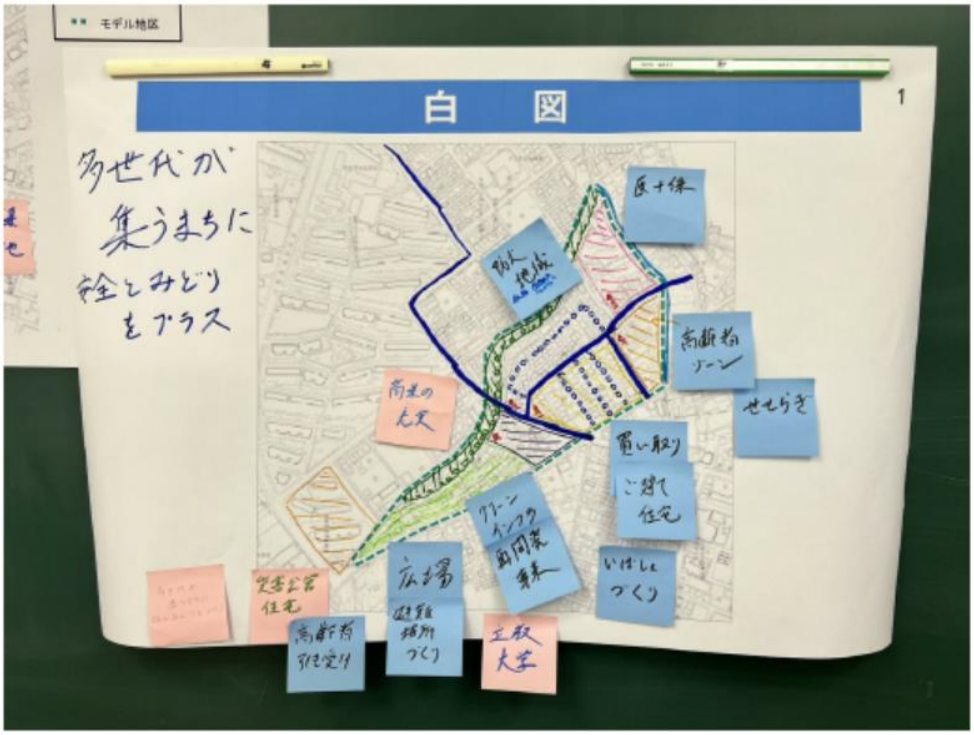
③生活再建シナリオ（被災者になりきり実施）



（出典：都市計画課提出資料より一部抜粋）

④「生活再建シナリオ」を考慮した「市街地復興シナリオ」の再検討

（グループ１）



（グループ２）


2
白　図
世代も
機能もMIX
～安全が
見通せる街～
団地の
前庭を
一緒にした所に
集合住宅
公園・集会所
（第2期工事）
8F
～
3F 共同住宅
1F 2F 利便施設
（第1期工事予定地）

（グループ３）


白　図
住むなら新座 プラスα がいっぱい
～災害に強く
全世代が住み易い
欲張りなまち～
共同住宅
商業施設
公園 緑地
拡幅道路

（グループ４）



（出典：都市計画課提出資料より一部抜粋）

⑤復興まちづくりイメージトレーニングにて明らかとなった課題について

復興まちづくりイメージトレーニングでは、参加者同士で実現可能性や問題点を検討している。令和３年度から令和５年度の復興まちづくりイメージトレーニングで抽出された主な課題は以下のとおり。

年度	市町村	地区の特徴	参加人数（人）	抽出された主な課題
令和３年度	蓮田市	蓮田駅西口の既成市街地	44	・細街路が多い木造住宅密集地での合意形成 ・利便性と安全性を兼ね備える必要性
令和４年度	富士見市	みずほ台駅西側の既成市街地	32	・生産緑地活用の考え方 ・高低差のある地形による制約 ・細街路が多い木造住宅密集地での合意形成
令和５年度	新座市	北西地域の住宅密集地	35	・延焼を繰り返さないための対策 ・駅から遠い場所での集合住宅整備の実現性

（出典：都市計画課提出資料より一部抜粋）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	917	872	829	567	554
実績	223	317	349	182	263

※　令和元年度から令和４年度までの事業名は「都市づくり企画推進費」、令和５年度の事業名は「震災に備えたまちづくり推進費」である。

（４）支出の主な内容

令和５年度の主な支出の内容は、交通費（職員旅費及び費用弁償）165 千円、復興まちづくりイメージトレーニング会場費（教育会館）25 千円、講師謝金 24 千円である。

（５）当該事業に要する人員の状況

0.9 人（都市計画課　企画、施設計画担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業に関係する法規はない。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

令和５年度における当該事業の評価指標とその達成状況は以下のとおりである。

指標	令和５年度	
	目標	実績
復興まちづくりイメージトレーニングの受講者数（延べ人数）	708 人	690 人
復興まちづくりコーディネーター登録者数	66 人	56 人
自主的に復興まちづくりイメージトレーニングを実施する市町村数	６市町村	５市町村

（出典：都市計画課提出資料の一部抜粋）

なお、当該事業は、令和５年度事業レビューにて、事業効果が乏しいと判定され、令和６年度より予算がついていない。令和６年度は、予算を使わず、人手が不足している市町村でも実施できるよう「省力化した手法」にて事業を試行している。

（８）監査人総括（評価）

当該事業は、発災後の再建フェーズにおいて、速やかな生活再建を求める被災者と、より良いまちづくりへの基盤整備を求める行政の双方の意見を理解し、復興の道筋を考える訓練である復興まちづくりイメージトレーニングを実施する事業であり、過去の事例での教訓を踏まえ、東京大学と埼玉県が共同で研究・開発した人材育成手法である。また、国が都市防災の施策として推進している「復興事前準備」の取組の１つとして、国の「復興まちづくりイメージトレーングの手引き」の中で県の取組が紹介されている。防災や災害発生時の対応については様々な自治体が事業に取り組んでいるが、災害発生後の再建フェーズについての議論・検討を、具体的なイメージトレーニングで実施している県は少ない（都市計画課へのヒアリングでは徳島県は同様のトレーニングを実施しているとのこと）。また、国が策定した「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」によれば、現在進められている減災対策は、一定の被害が起こりうることを前提とするため、被災した後の対応も検討する必要があり、災害による被害からの復興を迅速かつ効率的に行うための「復興事前準備」の取組を進めておくことが重要としている。そのため、県の復興まちづくりイメージトレーニングの取組は、発災後の復興という観点から、有効な事業であるといえる。

しかしながら、当該事業は、令和５年度事業レビューにおいて、事業効果が乏しい、また、本来市町村が主体的に行うべき事業と判定され、令和６年度より予算がついていない。そこで、令和６年度は、都市計画課において、通常業務の中で、市町村自らが当該復興まちづくりイメージトレーニングを実施しやすいように、従来の復興まちづくりイメージトレーニングを簡略化し、予算なしでも実施できる形を準備することを模索している。また、入間市より当該復興まちづくりイメージトレーニングを実施したい旨の連絡を受けたため、埼玉県都市計画課の職員と入間市とが簡略化させた復興まちづくり

イメージトレーニングを実施している。

このように、都市計画課が予算のない中で、市町村が実施しやすいように簡略化した形で復興まちづくりイメージトレーニングを実施していることは評価できる。下記意見に記載のとおり、大規模な災害が発生した際に早期の復興を図るには、事前準備をしておくことが重要であり、被災者と行政が対立し、復興スケジュールの遅れが生じた過去の事例での教訓を踏まえた当該事業の復興まちづくりイメージトレーニングは必要な事業であると考えるため、県が現在の取組をブラッシュアップしながら主体的に市町村を支援していくべきである。

【意見８２】発災後に早期に的確な復興まちづくりに着手できるように、復興事前準備の取組である復興まちづくりイメージトレーニングについて、埼玉県が主体的に実施していくことが望まれる。

当該事業は、事業効果が乏しい、また、本来市町村が主体的に行うべき事業であるとして、令和５年度で終了した事業であるため、令和６年度は予算が配分されていない。そのため、都市計画課では、令和６年度は予算なしでもできる形でかつ市町村が実施しやすいように、従来の復興まちづくりイメージトレーニングを簡略化した形で事業を行うことを模索している。

大規模な災害が発生した際に早期の復興を図るには、事前準備をしておくことが重要であり、被災者と行政が対立し、復興スケジュールの遅れが生じた過去の事例での教訓を踏まえた当該事業の復興まちづくりイメージトレーニングは必要な事業であると考える。また、令和６年１月１日に発生した能登半島地震を受けて、内閣府が作成した「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」においても、早期・的確なまちづくりのための事前復興まちづくりの取組の推進について、「平時から災害が発生した際のことを想定し、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興事前準備、事前復興まちづくり計画の策定や事前防災まちづくりを推進する必要がある」との記載がある。

平時から災害が発生した際のことを想定して備えておくことが重要であり、復興まちづくりイメージトレーニングは、当該復興事前準備として効果的な事業であることから、県が主体的に現在の取組をブラッシュアップしながら市町村と共に復興まちづくりイメージトレーニングを実施していくことが望ましい。

３１．災害医療体制強化推進事業（保健医療部）

（１）目的

災害医療体制強化推進事業の目的は、県の地域防災計画及び医療救護基本計画に基づき、大規模災害発生時における医療救護活動を迅速かつ的確に行うための体制を整備・強化することにある。

特に、災害拠点病院や災害時連携病院の役割を充実させ、災害派遣医療チーム（埼玉ＤＭＡＴ）の体制を強化するとともに、地域全体の医療資源の連携と調整を図る。

また、医療スタッフや関係機関の対応力を向上させるための訓練や研修を通じ、災害時医療に関わる人材の育成を推進する。

このような取組により、災害時の医療提供体制を構築し、住民の生命と健康を守る。

（２）概要

事業内容	記録的な災害に備えるため、地域で災害対応の中核を担う人材のレベルアップを図る。また、災害拠点病院に加え、災害時の患者受入れの拠点となる災害時連携病院、一般病院が重層的な災害に強い医療体制を構築することで、本県医療救護体制の更なる強化を推進する。 ① 災害医療体制整備事業 ・災害拠点病院・埼玉ＤＭＡＴ整備事業 ・災害時通信機器整備事業 ② 地域の災害医療体制強化事業 ・災害時連携病院支援事業 ③ 地域の災害対応能力・連携事業 ④ 埼玉ＤＭＡＴ養成事業 ⑤ 災害時医療人材養成事業
令和５年度予算額（当初予算）	57,687 千円
令和５年度実績	39,942 千円
事業計画	・災害時連携病院の指定　令和３年度～ ・埼玉ＤＭＡＴの登録の実施 ・埼玉ＤＭＡＴ養成研修の実施、インストラクター養成　10 人、統括ＤＭＡＴ養成　４人 ・地域災害保健医療対策会議研修・訓練　４保健所
事業効果	・災害時連携病院の指定数　令和８年度　35 病院（県５か年計画）

	・埼玉ＤＭＡＴ（埼玉地域ＤＭＡＴ含む）指定数　令和５年度末　60 隊以上（第７次県地域保健医療計画） ・地域ごとのコーディネート機能の確認を行う災害訓練の年間実施回数　令和元年度末３回→令和５年度末 10 回（第７次県地域保健医療計画）

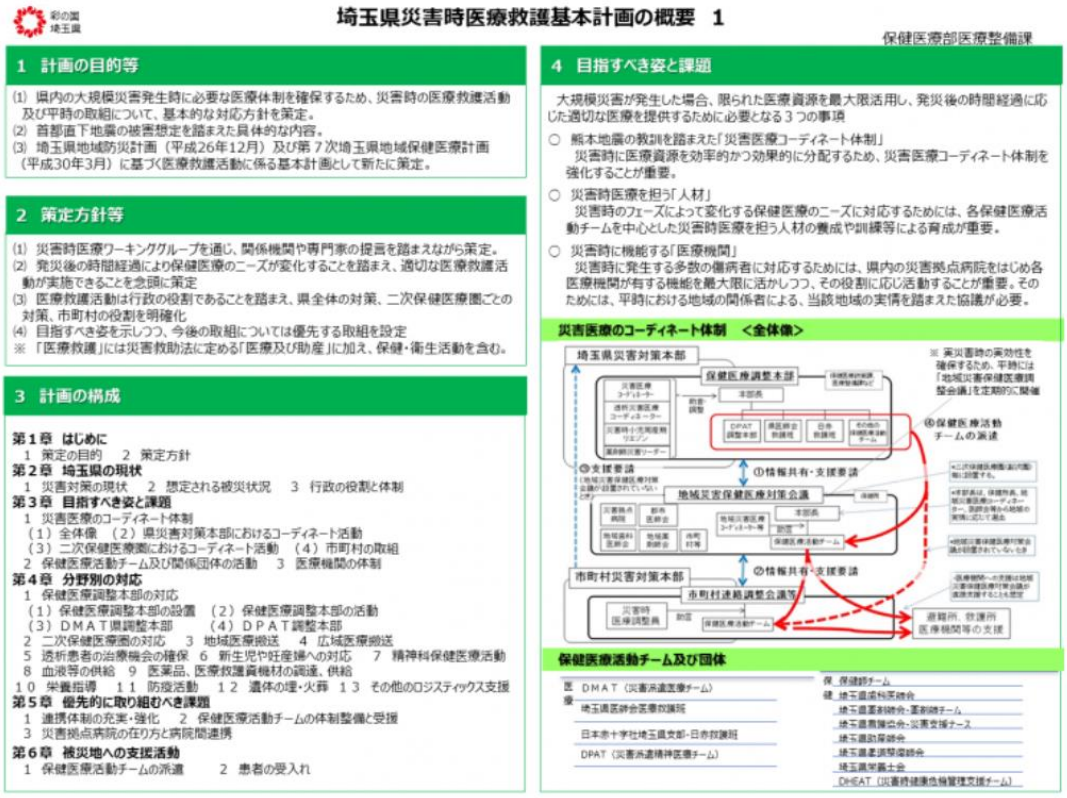
（Ａ）県の災害時医療体制について

①埼玉県災害時医療救護基本計画について

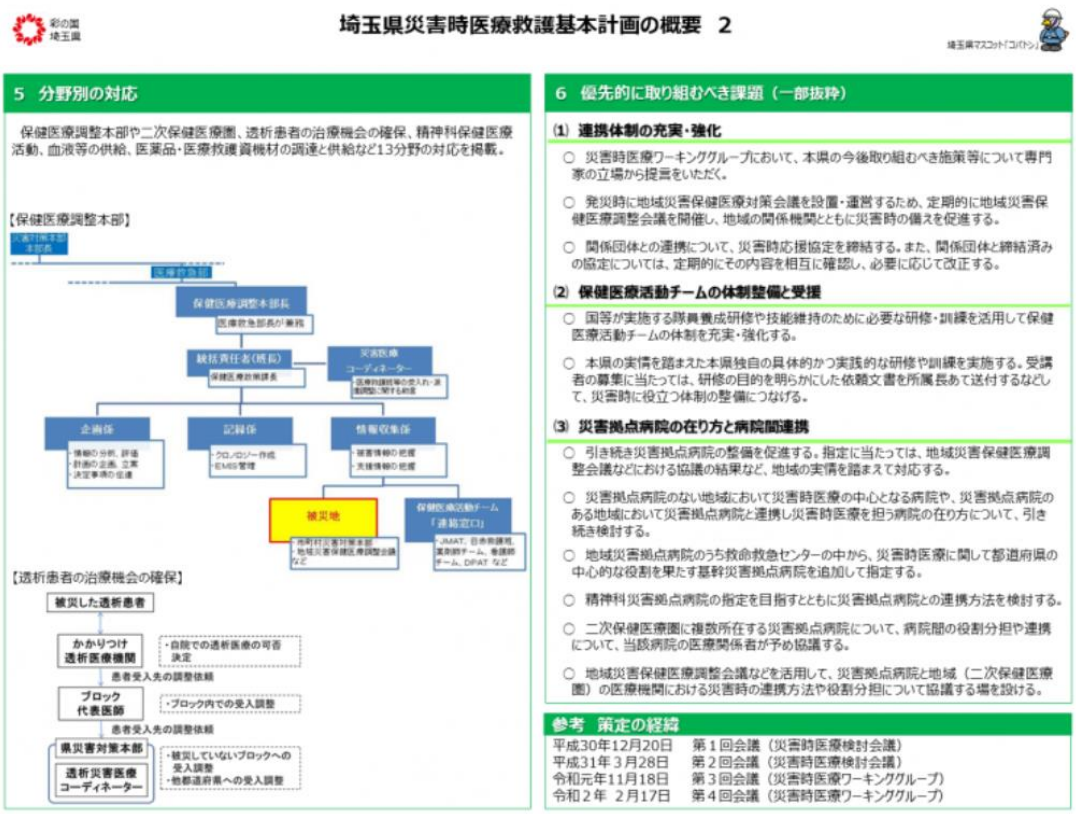
当計画は、埼玉県地域防災計画（注）に基づく医療救護活動に係る基本計画である。県内において大規模災害が発生したときに必要な医療体制を確保するため、災害時の医療救護活動及び平時の取組について、令和２年３月に策定した。（その後令和５年３月改定）

埼玉県地域防災計画は災害対策基本法の規定に基づき、県の地域に係る災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、埼玉県防災会議が定める計画である。

埼玉県災害時医療救護基本計画の概要は下記のとおり。



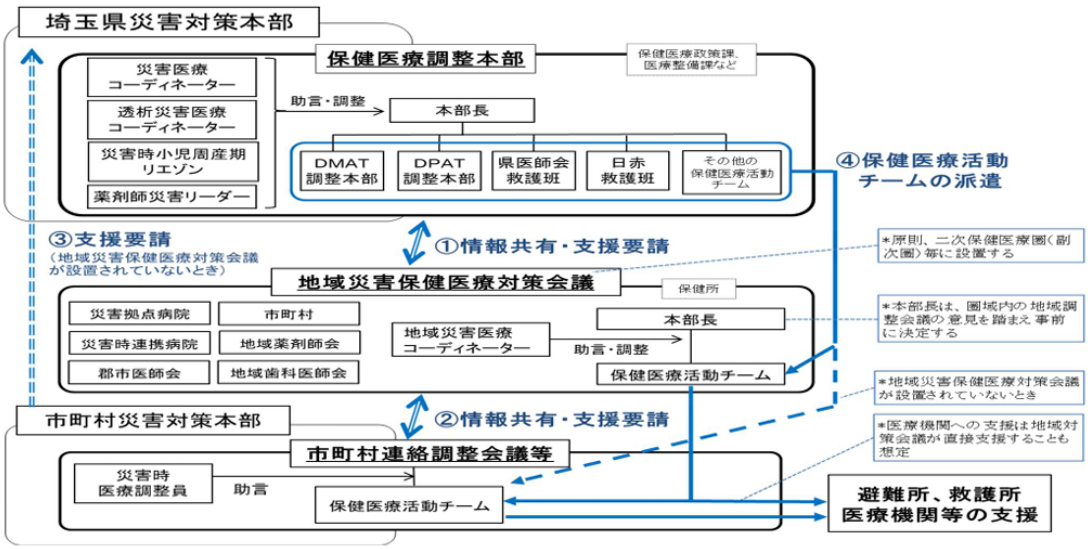
（出典：県ホームページ）



（出典：県ホームページ）

上記基本計画に基づく、<u>県の災害時医療体制</u>は下記のとおり。

＜本県の災害時医療体制＞



（前ページ〈本県の災害時医療体制〉の主な流れ）

埼玉県災害対策本部にある保健医療調整本部と（二次保健医療圏毎に設置される）地域災害保健医療対策会議が情報を共有する。

併せて、地域災害保健医療対策会議は、埼玉県保健医療調整本部に必要に応じて支援要請を行う。

また、地域災害保健医療対策会議と市町村連絡調整会議等で情報共有を行う。市町村は、必要に応じて地域災害保健医療対策会議に支援要請を行う。

それを踏まえて、保健医療調整本部はＤＭＡＴやＤＰＡＴなどの保健医療活動チームの派遣を、各地域ないし市町村に対して行う。

（注）地域災害保健医療対策会議は、保健所が中心となり、災害拠点病院、災害時連携病院、医師会、市町村、地域薬剤師会、地域歯科医師会などが構成員となっている。

（注）二次保健医療圏は南部、南西部、東部、さいたま、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父の各保健医療圏から構成される。

（Ｂ）災害拠点病院について

平成７年の阪神・淡路大震災の教訓から、被災地における医療体制の確保や被災地域への医療支援等を行うことを目的として設置、指定した病院である。

具体的には、厚生労働省で指定した病院であり、24 時間緊急対応が可能な体制を有し、災害発生時には被災地内の主に重症患者の受入れ拠点となっている。また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を保有し、その派遣体制が整っている。

厚生労働省ホームページによれば、令和６年４月時点で全国 776 病院（基幹災害拠点病院 63 病院、地域災害拠点病院 713 病院）を指定している。

なお県では、基幹災害拠点病院が３病院と地域災害拠点病院 19 病院が指定されている。

厚生労働省によれば、基幹災害拠点病院は、原則として各都道府県に１か所設置する。地域災害拠点病院は、原則として二次保健医療圏に１か所設置することとなっている。

なお、県における地域災害拠点病院は、二次保健医療圏のうち、秩父医療圏には設置されていない。

上記の災害時医療体制の主な構成要素について、下記で説明する。

まず、災害拠点病院の詳細は下記のとおり。

災害拠点病院①

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）の教訓から、被災地における医療体制の確保や被災地域への医療支援等を行うことを目的として設置、指定。

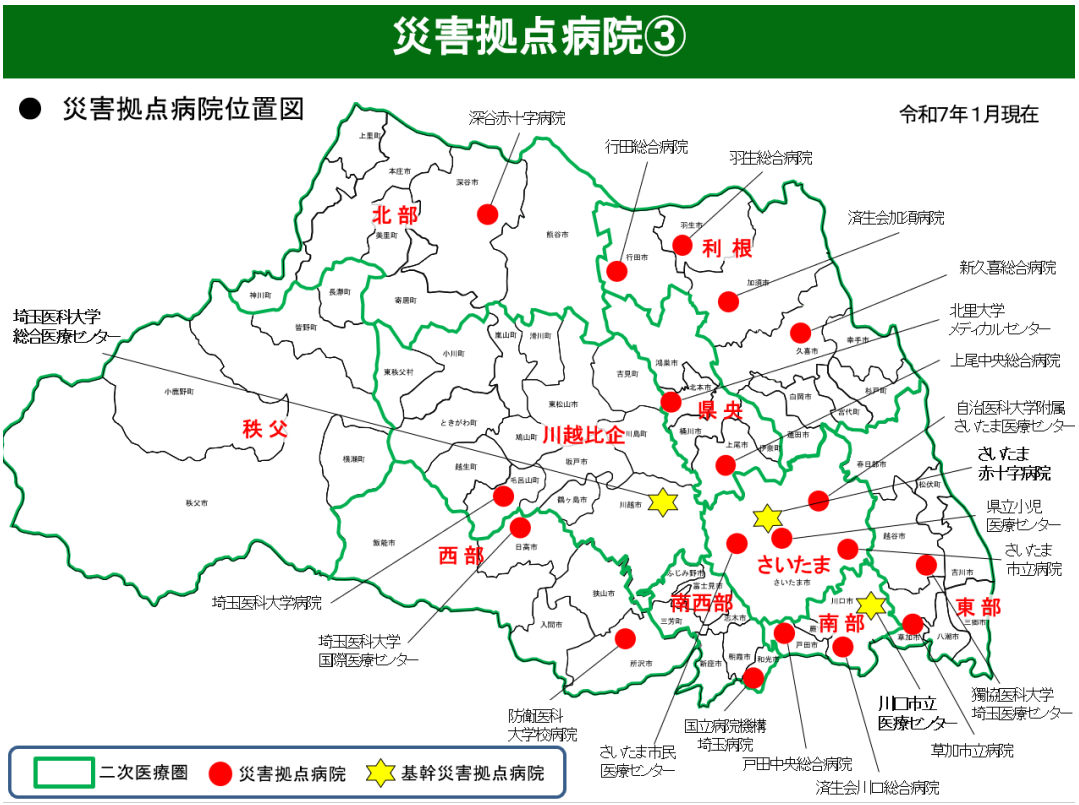
《主な指定要件》

1. 24時間緊急対応が可能であること。
2. 災害発生時に被災地内の重症患者の受入拠点となり、傷病者や医療物資等のピストン輸送を行えること。
3. 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、その派遣体制があること。
4. 地域医療機関への支援を行うための体制を備えていること。
5. 診療機能を有する施設が耐震構造であること。
6. 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。
7. 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること
8. 浸水想定区域に（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じること。
9. 災害時に利用できる通信手段(衛星電話を有し、衛星回線インターネット)を有していること。
10. 災害時に発生する挫滅症候群等の重篤救急患者の救命医療に必要な診療設備を有していること。
11. 多数の患者（通常時の2倍の入院患者、5倍の外来患者想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
12. 原則としてヘリコプター離着場やDMAT等の派遣に必要な緊急車両を有していること。
13. 業務継続計画の整備を行っていること。

災害拠点病院②

● 本県の指定状況
令和7年1月現在、以下の**22病院を指定**している。

- 平成9年度　① 川口市立医療センター（基幹災害拠点病院指定）
  ② 自治医科大学附属さいたま医療センター
  ③ 埼玉医科大学総合医療センター
  ④ 北里大学メディカルセンター、⑤ 済生会加須病院
  ⑥ 深谷赤十字病院
- 平成11年度　⑦ さいたま赤十字病院、⑧ 獨協医科大学埼玉医療センター
- 平成18年度　⑨ さいたま市立病院
- 平成19年度　⑩ 防衛医科大学校病院、⑪ 済生会川口総合病院
- 平成20年度　⑫ 埼玉医科大学国際医療センター
- 平成21年度　⑬ 社会医療法人壮幸会行田総合病院
- 平成23年度　⑭ 一般社団法人巨樹の会新久喜総合病院
- 平成24年度　⑮ 独立行政法人国立病院機構埼玉病院
- 平成26年度　⑯ 草加市立病院
- 平成27年度　⑰ 埼玉医科大学病院
- 平成28年度　⑱ さいたま市民医療センター
- 平成30年度　⑲ 医療法人社団愛友会上尾中央総合病院
  ⑳ 医療法人徳洲会羽生総合病院
  ㉑ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター
- 令和元年度　㉒ 医療法人社団東光会戸田中央総合病院
  ③ 埼玉医科大学総合医療センター（基幹災害拠点病院指定）
  ⑦ さいたま赤十字病院（基幹災害拠点病院指定）



（C）災害時連携病院について

県では、独自の制度として、令和３年度に災害時連携病院を創設した。

災害時連携病院は、災害時に重症患者を受け入れる 22 か所の災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容態の安定した重症患者を受け入れる病院である。また、災害派遣医療チーム「埼玉地域ＤＭＡＴ」を保有し、災害現場での活動など速やかな医療救護活動を実施する。

災害時連携病院の詳細は下記のとおり。

災害時連携病院①

災害時連携病院の概要　　※　本県独自の制度（令和3年度に創設）

1　活動内容
- 災害時に災害拠点病院と連携し、中等症患者や容態の安定した重症患者の受入を行う
- 県内で活動する医療救護チーム「埼玉地域DMAT」の派遣を行う
- 災害拠点病院のない秩父医療圏においては、重症患者域外に搬送しつつ、支援に入るDMATと連携しながら患者受入れの拠点となる



2　主な指定要件
- 第二次救急医療機関であること
- 業務継続計画(BCP)の整備及びBCPに基づいた研修及び訓練の実施
- 災害時の機能維持に必要な自家発電機等や診療用水の保有
- 3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄
- 衛星電話などの、衛星通信を用いた通信手段の保有
- 地域の災害拠点病院等との定期的な連携訓練の実施　等

災害時連携病院②

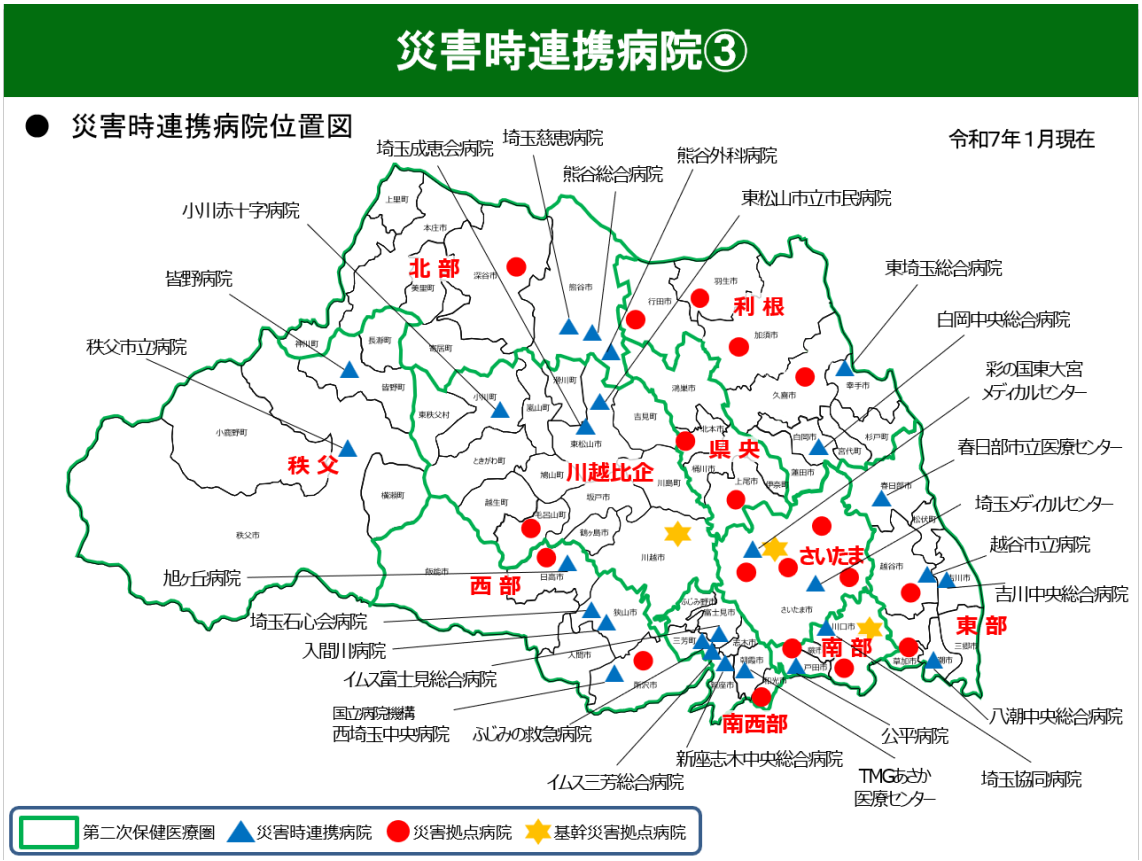
● 本県の指定状況
令和7年1月現在、以下の**27病院を指定**している。

＜令和3年度＞
① 熊谷総合病院
② 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院
③ 埼玉成恵会病院
④ 入間川病院
⑤ 埼玉石心会病院
⑥ 越谷市立病院
⑦ 東埼玉総合病院
⑧ 白岡中央総合病院
⑨ ふじみの救急病院
⑩ 小川赤十字病院

＜令和4年度＞
⑪ 彩の国東大宮メディカルセンター
⑫ 埼玉メディカルセンター
⑬ 埼玉協同病院
⑭ 秩父市立病院
⑮ TMGあさか医療センター
⑯ 新座志木中央総合病院
⑰ 八潮中央総合病院
⑱ 皆野病院

＜令和5年度＞
⑲ 医療法人慈公会公平病院
⑳ 春日部市立医療センター
㉑ 東松山市立市民病院

＜令和6年度＞
㉒ イムス富士見総合病院
㉓ イムス三芳総合病院
㉔ 吉川中央総合病院
㉕ 旭ヶ丘病院
㉖ 熊谷外科病院
㉗ 埼玉慈恵病院



（出典：医療整備課提出資料）

（D）ＤＭＡＴ（埼玉ＤＭＡＴ（狭義））について

厚生労働省ホームページによれば、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、災害派遣医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team の頭文字をとって略して「ＤＭＡＴ（ディーマット）」と呼ばれている。

医師１名、看護師２名、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）１名で構成されることを標準としている。大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

厚生労働省が平成 17 年に発足したものである。県では現在、22 の災害拠点病院に 257 人の隊員が所属している。埼玉県だけでなく、必要に応じ県外でも活躍することを想定している。

県では、埼玉ＤＭＡＴ（狭義）と呼んでいるが、このほか、県独自の制度として、埼玉地域ＤＭＡＴがある。

（E）埼玉地域ＤＭＡＴについて

県独自の制度で、県の災害時連携病院において、医師１名、看護師２名、業務

調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）１名で構成されることを標準としており、県内にて被災者を支援するために県が整備したＤＭＡＴである。上記のＤＭＡＴと同様、大規模な災害や事故などの発生時、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

令和７年１月現在で、27 の災害時連携病院にて 133 人の隊員が所属している。

（Ｆ）埼玉ＤＭＡＴ（広義）について

上記のＤＭＡＴ（埼玉ＤＭＡＴ（狭義））と埼玉地域ＤＭＡＴを合わせて、埼玉ＤＭＡＴと呼んでいる。

業務としては、

・ＤＭＡＴ調整本部及び活動拠点本部等における本部活動
・被災地域における医療支援及び患者搬送
・災害現場におけるトリアージ及び緊急治療
・航空搬送拠点臨時医療施設等での医療支援

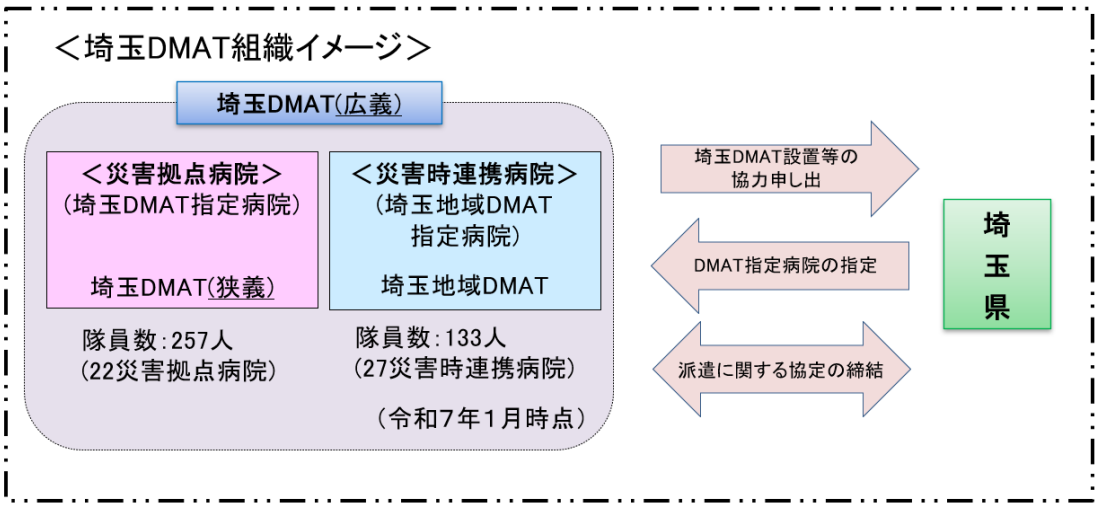
などを行う。

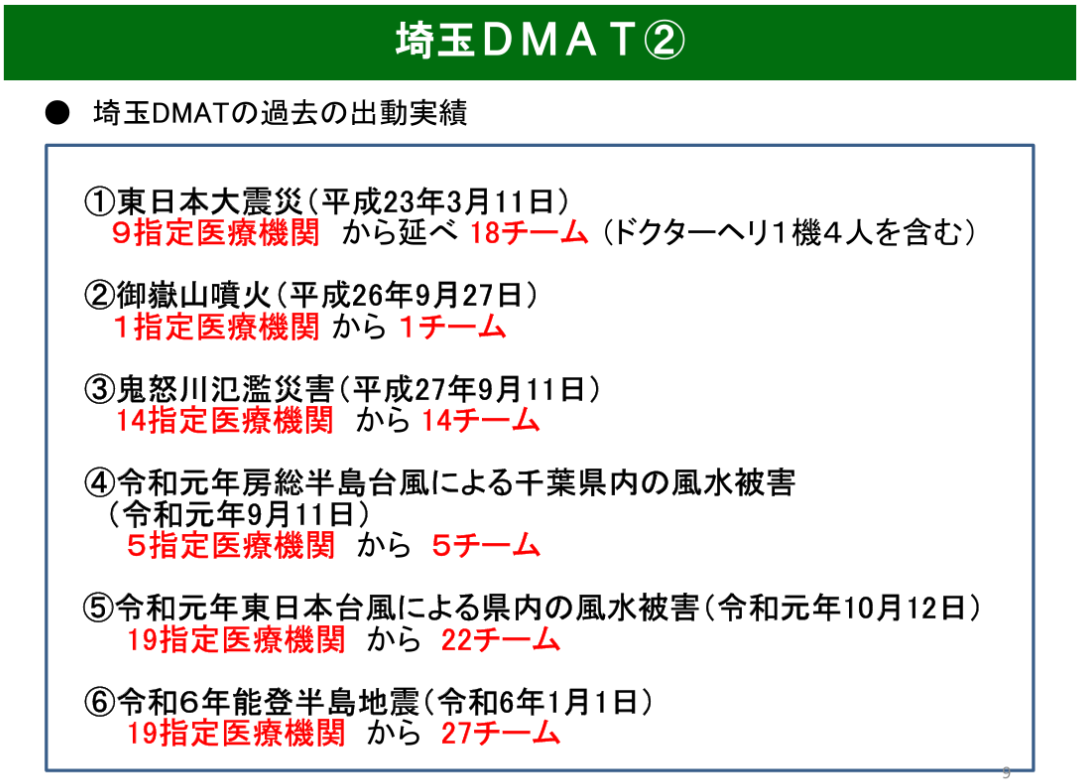
自己完結型の医療チームであり、活動に必要な通信手段、移動手段、医薬品のほか医療用資機材、生活手段等を自ら確保しながら継続した活動を行う。

埼玉ＤＭＡＴの詳細は下記のとおり。

埼玉ＤＭＡＴ①

○　大規模災害発生時に傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、災害の初期段階での迅速な救護活動を行う「災害派遣医療チーム」（Disaster Medical Assistance Team）





（Ｇ）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）について

被災地域の支援を目的とした専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team）と呼んでいる。

ＤＰＡＴは自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームである。主として発災からおおむね 48 時間以内の急性期の精神科医療ニーズ対応等の役割を担う。

ＤＰＡＴは精神科医師、看護師、業務調整員を含めた数名で構成される。

（Ｈ）県災害医療コーディネーターについて

災害時に、医療救護チームの受入れ調整など、医療活動に関わる様々な調整（コーディネート）業務を行い、中長期における適切な医療提供体制の構築を目指すものである。

県では、平成 26 年４月１日に指定を開始し、令和６年３月現在、医療活動全般にわたる調整業務を行う医師８名を県災害医療コーディネーターに指定している。

災害医療コーディネーターは、災害発生時に県保健医療調整本部に入り、本部長に対し専門的な助言を行い、災害医療全体のサポートをする。

（Ｉ）地域災害医療コーディネーターについて

災害時に、地域の医療関係機関と連携し、県災害対策本部に出務する県災害医療コーディネーターと連携して、医療資源需給調整（コーディネート）業務を実施する。

また、地域災害保健医療調整会議などで、平時の備えに対しても助言を行う。県では、平成 29 年５月 15 日に指定を開始し、令和７年１月現在 63 名の医師を指定している。

（Ｊ）透析災害医療コーディネーターについて

災害時に透析医療に関する医学的助言及び行政機関、医療関係機関等と、透析患者の受入れ等について調整を行う者。

平成 26 年 11 月 28 日に、２名の医師を透析災害医療コーディネーターに指定している。

（K）災害時小児周産期リエゾンについて

地震等の大規模な災害が発生した場合において、必要な小児・周産期医療を迅速かつ的確に提供するため、医療関係機関、行政機関等との調整等を行う。

（Ｌ）広域医療搬送について

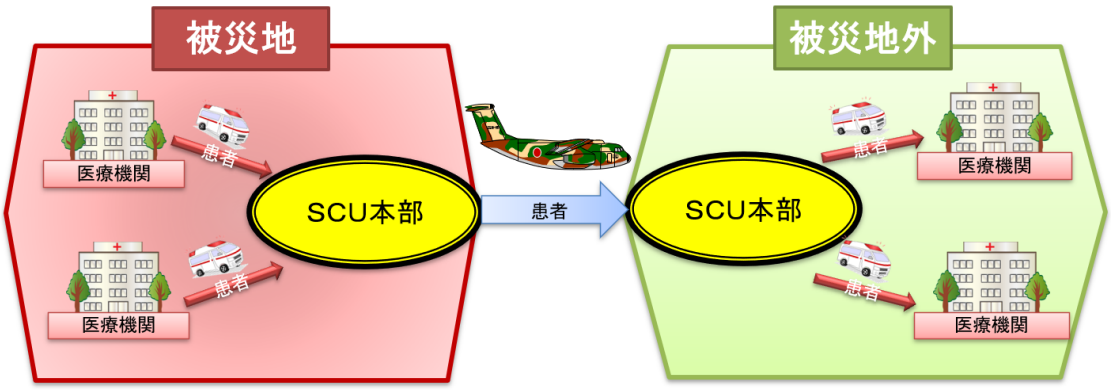
大規模災害時には、被災地では重症を含む多数の負傷者が発生するほか、医療施設の被災等により、十分な医療を確保できないことが想定される。

そこで、被災地内の医療機関等の負担軽減を図り、患者に必要な医療を提供するため、患者を被災地外の医療機関に搬送することが必要なケースがある。

これらの活動を広域医療搬送と呼び、本県では航空自衛隊入間基地内に広域医療搬送拠点が設置される。

（M）ＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設）について

広域医療搬送拠点には、拠点に集約された患者を搬送する優先順位を決めるトリアージや航空搬送に耐えうる応急処置を行うための臨時医療施設が設置される。これをＳＣＵ（Staging Care Unit）という。



入間基地内で訓練を行っている。

● 入間基地内での訓練模様



基地内に保管している医療用資機材等の設置



患者の安定化処置



SCUからの患者搬送

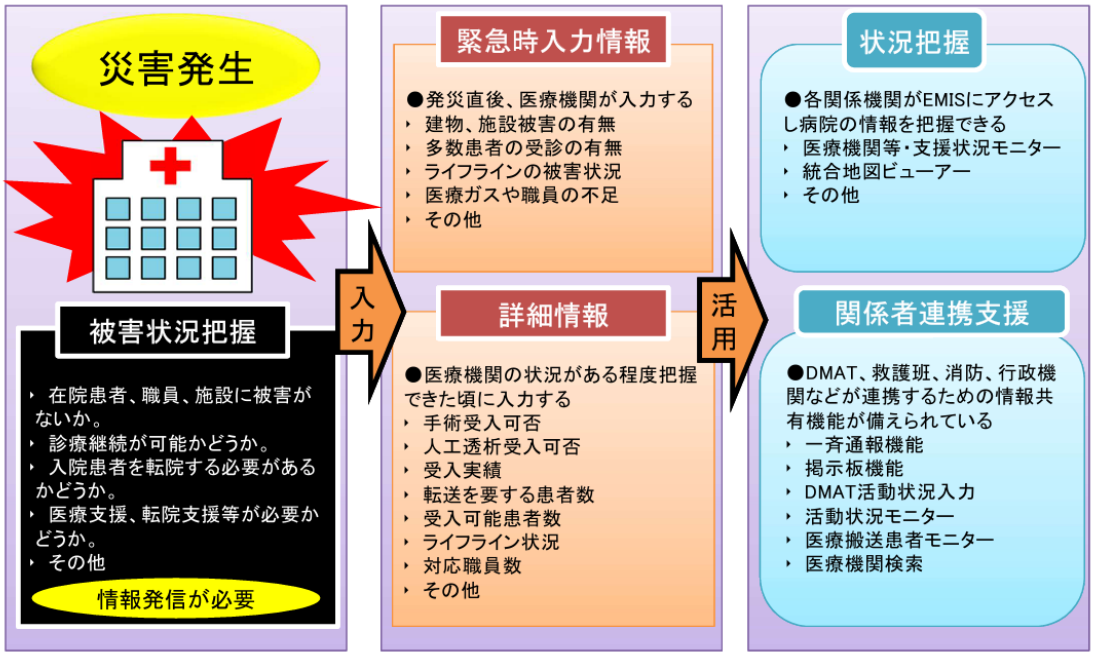


航空機内への移送

（N）広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）について

県、県内市町村、県内医療機関等の情報共有には、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を用いている。


EMIS Emergency Medical Information System
広域災害救急医療情報システム
警戒運用中
医療機関検索
予備知識
連絡先
システムについて
災害ライブラリ
災害対策
災害の知識
災害救急リンク集
関係者ログイン
※G-MISのログインをご利用の場合、
ご右をクリックしてください。
（利用可能なアカウントは医療機関
または都道府県アカウントのみ）
お知らせ
お知らせ一覧
2024/11/13 11:45 令和６年度メンテナンス作業に伴うサービス停止のお知らせ
2022/10/06 15:20 ２０２３年度末ＤＭＡＴ隊員資格更新について（更新手続き）
運用状況
北海道
青森
秋田
岩手
山形
宮城
新潟
長野
福島
群馬
栃木
茨城
埼玉
千葉
東京
神奈川
山梨
静岡
愛知
三重
岐阜
福井
石川
富山
京都
滋賀
兵庫
大阪
奈良
和歌山
鳥取
島根
岡山
広島
山口
香川
愛媛
高知
徳島
福岡
佐賀
長崎
大分
熊本
宮崎
鹿児島
沖縄
2025/01/03 18:40:45
現在の情報です。
最新情報表示
災害中
警戒中
災害支援中
訓練中
訓練支援中
状況 都道府県 発災/切替日時 メッセージ 支援先/支援要請先 最終更新日時
警戒 福島県 2024/12/03 09:22 原子力災害警戒配備（継続） 2024/12/03 09:22:13


災害発生
被害状況把握
・在院患者、職員、施設に被害がないか。
・診療継続が可能かどうか。
・入院患者を転院する必要があるかどうか。
・医療支援、転院支援等が必要かどうか。
・その他
情報発信が必要
入力
緊急時入力情報
●発災直後、医療機関が入力する
・建物、施設被害の有無
・多数患者の受診の有無
・ライフラインの被害状況
・医療ガスや職員の不足
・その他
詳細情報
●医療機関の状況がある程度把握できた頃に入力する
・手術受入可否
・人工透析受入可否
・受入実績
・転送を要する患者数
・受入可能患者数
・ライフライン状況
・対応職員数
・その他
活用
状況把握
●各関係機関がEMISにアクセスし病院の情報を把握できる
・医療機関等・支援状況モニター
・統合地図ビューアー
・その他
関係者連携支援
●DMAT、救護班、消防、行政機関などが連携するための情報共有機能が備えられている
・一斉通報機能
・掲示板機能
・DMAT活動状況入力
・活動状況モニター
・医療搬送患者モニター
・医療機関検索

広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）

● EMISによる情報収集の画面



- 医療機関が一覧で表示され、被災状況の入力状況について一覧で確認できる。
- 視覚的にわかるよう、手配が必要、医療活動が行えない医療機関は赤色、手配が不要、医療活動に支障のない医療機関は青色で表示される。

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について　　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	21,504	16,666	39,728	50,126	57,687
実績	14,357	10,243	22,963	33,062	39,942

（４）支出の主な内容

以下の支出を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧をして検証した。

支出命令額（単位：円）	財務節名	件名
3,960,000	役務費	広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の利用契約について
1,595,700	役務費	埼玉ＤＭＡＴに係る旅行傷害保険の支払いについて
2,607,000	委託料	令和５年度埼玉県地域災害保健医療対策会議研修・訓練実施委託
1,104,521	委託料	令和５年度埼玉県災害医療コーディネート研修実施業務委託契約
1,579,600	需用費	埼玉地域ＤＭＡＴ用メディカルユニフォームの物品売買契約
2,035,000	備品購入費	ＳＣＵ用ベッドサイドモニタの物品売買契約について
2,189,000	備品購入費	ＳＣＵ用携帯型超音波診断装置の物品売買契約について

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容の有無についても検証を実施した。特に問題あるような内容のものは識別されなかった。

（５）当該事業に要する人員の状況

3.7 人（医療整備課　地域医療対策担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

県地域防災計画、県災害時医療救護基本計画

上記法規に従い運用している。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

県からの回答なし。

（８）監査人評価（総括）

（A）まとめ

災害医療体制強化推進事業は、災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行うための基盤整備を目的としており、県の地域防災計画及び医療救護基本計画に基づき実施されている。

当該事業では、災害拠点病院や災害時連携病院、埼玉ＤＭＡＴの活動支援に加え、関係機関の訓練・研修を通じた対応力の向上を図る取組が進められている。

これらの施策により、地域住民の生命と健康の保護に貢献している点は評価できる。特に、ＤＭＡＴ派遣に関しては、災害発生後の対応時間や活動状況を既存のＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）で把握する仕組みが既に整備されており、訓練成果についても訓練検証会や振り返りの場を通じて課題を明確化し、ＰＤＣＡサイクルに基づき運用している。

また、訓練や研修の都度、参加者アンケートを実施し、その結果を基にプログラム改善を行っていることも当該事業の適切な運営を裏付けるものである。

これらの取組は、防災体制の継続的な強化につながっており、災害対応力の向上を着実に進めていると評価できる。

（B）防災への貢献状況について

災害医療体制強化推進事業は、災害時における迅速かつ的確な医療救護活動を支えるための基盤整備を進めており、その成果が一定程度確認されている。

特に、災害拠点病院や災害時連携病院のネットワーク強化は、地域内での医療資源の効率的な配分を可能にし、災害対応力の向上に寄与している。

また、埼玉ＤＭＡＴの養成や技能維持に係る研修等を通じて、専門性の高い医療チームが確保され、被災地での迅速な医療救護活動が実現している。

地域災害保健医療対策会議や訓練の実施も、関係機関間の連携強化に貢献しており、実施回数の増加は地域全体の災害対応力向上を示している。

さらに、災害時通信機器の整備や広域医療搬送体制の構築により、情報共有と患者搬送の効率化が図られている点も重要である。

当該事業は、災害対応能力を高めるだけでなく、住民に安心感を与え、防災意識を高める効果を持つ。

（C）費用対効果について

令和５年度の予算額は 57,687 千円で、執行率はおおむね良好と評価される。

当該事業により災害時連携病院の指定数が増加している点は費用対効果の観点からも評価できる。

（D）各論点（委託事業、補助事業）について

地域災害保健医療対策会議研修やＤＭＡＴ研修実施などの業務委託が適切に行われている。契約プロセスや実施結果に問題は見受けられなかった。

（E）ＤＭＡＴの人数について（令和６年 12 月現在）

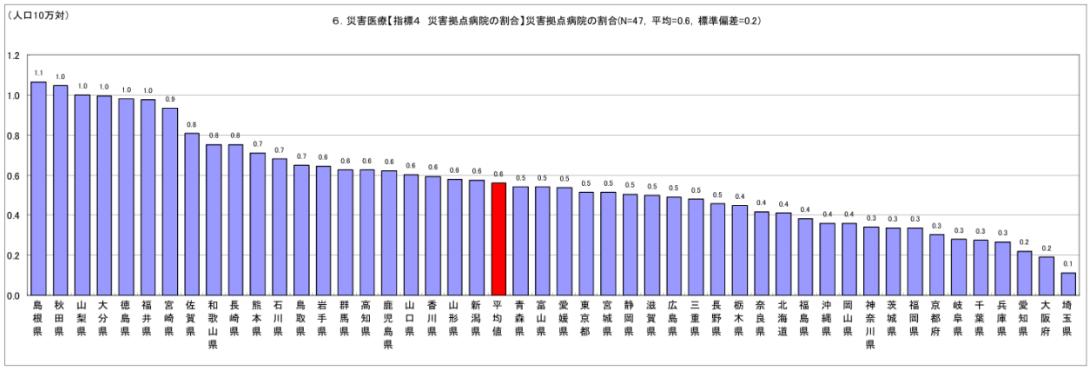
埼玉ＤＭＡＴ（狭義）：県内の災害拠点病院に整備。隊員 257 人

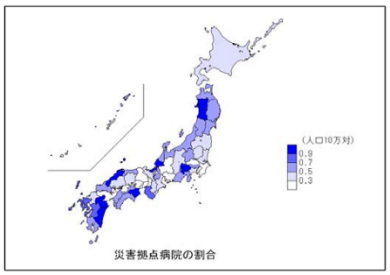
埼玉地域ＤＭＡＴ：県内の災害時連携病院に整備。隊員 133 人

上記人数について、１年に１回各病院に対して調査を行っており、上記のうち、95%に相当する人数が、災害時にすぐに対応できる体制となっていることを県で確認している。

（Ｆ）災害拠点病院の１病院当たりの人口について

・　災害医療-４　災害拠点病院の割合





・　「災害のときに、どこが医療を行うのか」を見るための指標として用いています。
・　島根県が最も高く、埼玉県が最も低い結果です。平均値は 0.6、標準偏差は 0.2 です。
・　地域的な傾向は特に見られません。

（出典：厚生労働省資料）

なお、国の指針では、「原則として１つの医療圏ごとに１か所設置する」とされている。県では、10 医療圏があり、それに対して災害拠点病院が 22 病院指定されている。それゆえ、国の指針に当てはめて病院数として不足している状況にはない状況である。

また、災害拠点病院の指定要件は、24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有することや、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有することなど、求められる機能のハードルは高く、こうした機能を持つ病院は既に指定している。

一方で、災害時連携病院の中には、改築が予定されている病院もあり、改築などにより災害拠点病院としての機能を持つ病院が新たに出てくれば県としては積極的に指定していきたいとのことである。

なお、災害拠点病院として求められる浸水対策や自家発電機、受水槽などハード面の整備については補助メニューを用意しており、こうしたものを活用できるよう支援していきたい方針である。

【意見８３】国の指針を満たす数の災害拠点病院が指定されている状況にはあるが、災害拠点病院の１病院当たりの人口負担が近隣県よりも極めて高い状況にある。県民の安全を考えれば、長期的には災害時連携病院が災害拠点病院となるよう、病院の整備について引き続き、予算措置を行うなどの支援を続けていくことが望まれる。

（G）災害拠点病院、災害時連携病院、埼玉ＤＭＡＴの県民への周知

県民に対し、県ホームページにおいて、上記の紹介を行っている。



災害拠点病院や災害時連携病院を指定する際には、報道発表を行っており、県としての公式の報道発表は最も効果の大きい広報と考えているとのことである。

若者向けという意味でいえば、年に３回消防学校で救急を担う多くの若者に説明をしている状況にある。

【意見８４】災害拠点病院、災害時連携病院、埼玉ＤＭＡＴについて県ホームページでも公表しているが、より県民に周知できるよう、引き続き、広報紙、ＳＮＳなどの媒体でも周知を行っていくことが望まれる。

（H）災害時医療部会について

県の災害時医療体制の充実・強化を図るため 、埼玉県地域保健医療計画等推進協議会に「災害時医療部会」を設置している。当部会では、①地域医療計画の策定、進捗に関すること、②災害拠点病院及び災害時連携病院の指定に関すること、③災

害時医療体制の充実・強化に関すること、④その他災害時医療に関する諸課題について検討・協議を行う。

委員として、基幹災害拠点病院の埼玉県災害医療コーディネーター、統括ＤＭＡＴ、埼玉県医師会、埼玉県薬剤師会、埼玉県看護協会などが就任しているが、学識経験者は含まれていない。

なお、割合は少ないが、委員の中に、災害医学会の評議委員を務める医師２名が参画しており、評議員は論文の査読や学会の運営を担っている。災害医学会は日本の災害医療の学会であり、災害医学会の評議員を上回る学識経験者はなかなかいない。

そもそも災害医療は、実災害での実践を基に、大きな災害のたびに対応がブラッシュアップされるものである。

（Ｉ）災害時連携病院の将来目標について

災害時連携病院は、埼玉県５か年計画においては、令和８年度に 35 病院を目標としているところである。人口 10 万人当たりの災害拠点病院は近隣都県に比較して少ない状況であることからすると、更なる増加が期待される。

災害時連携病院の指定数

保健医療部

0病院（令和2年度末） ▶ 35病院（令和8年度末）

指標の説明

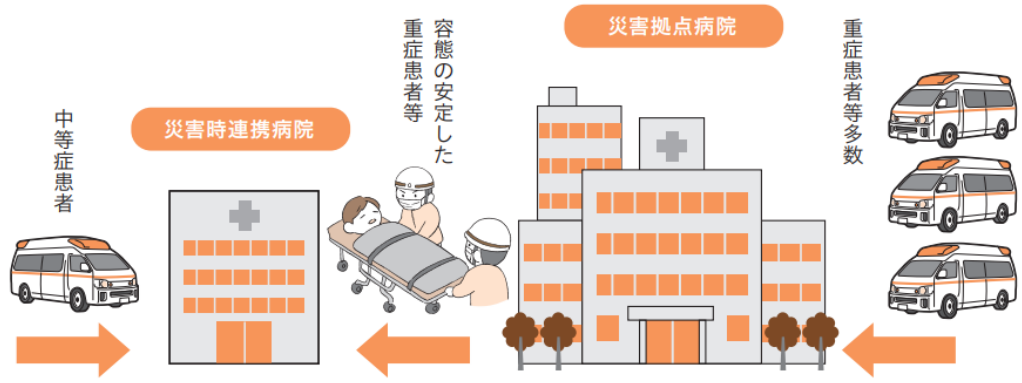
災害時に災害拠点病院と連携し、中等症患者などを受け入れる病院の指定数。

災害時連携病院の増加により、災害時における地域の医療体制の強化につながることから、この指標を選定。

目標の根拠

災害拠点病院（令和2年度末22病院）と円滑に連携できる体制の確立及び地域偏在の解消を目指し、目標値を設定。

災害時連携病院のイメージ

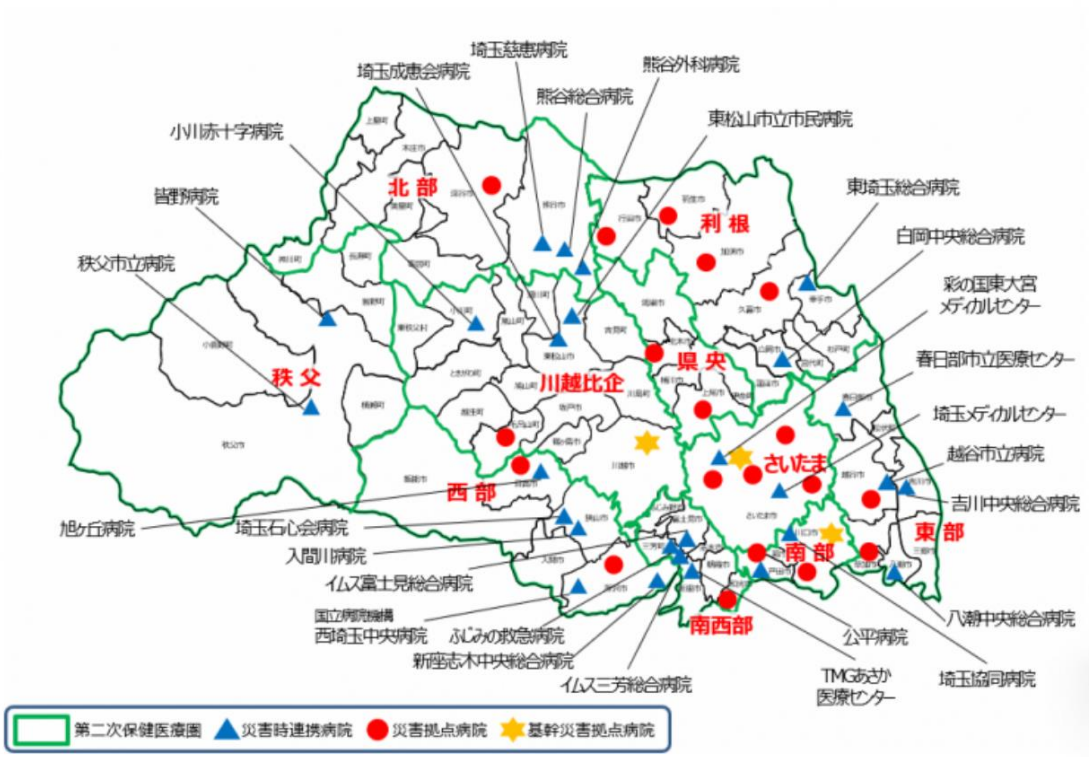


（出典：埼玉県５か年計画）

【意見８５】埼玉県５か年計画によれば、災害時連携病院数は令和８年度までに 35 病院整備する目標であるが、第８次埼玉県地域保健医療計画の策定に向けた方向性によれば、令和 11 年度は 40 病院が目標となっている。埼玉県は近隣都県に比して人口 10 万人当たりの災害拠点病院数が少ないことから、まずは、この目標を達成できるように取組を進めることが望まれる。

（Ｊ）災害時連携病院の位置について

災害時連携病院位置図（令和6年12月24日現在）



（出典：県ホームページ）

上記のとおり、北部医療圏や秩父医療圏では、災害拠点病院や災害時連携病院が少ない状況にある。

しかし、北部医療圏では、令和６年 12 月に災害時連携病院を２つ指定している状況である。災害拠点病院１つ、災害時連携病院３つという体制は、他の医療圏と比較しても遜色なく、隣の行田市にも災害拠点病院があることや地域の人口を考えればむしろ充実している。

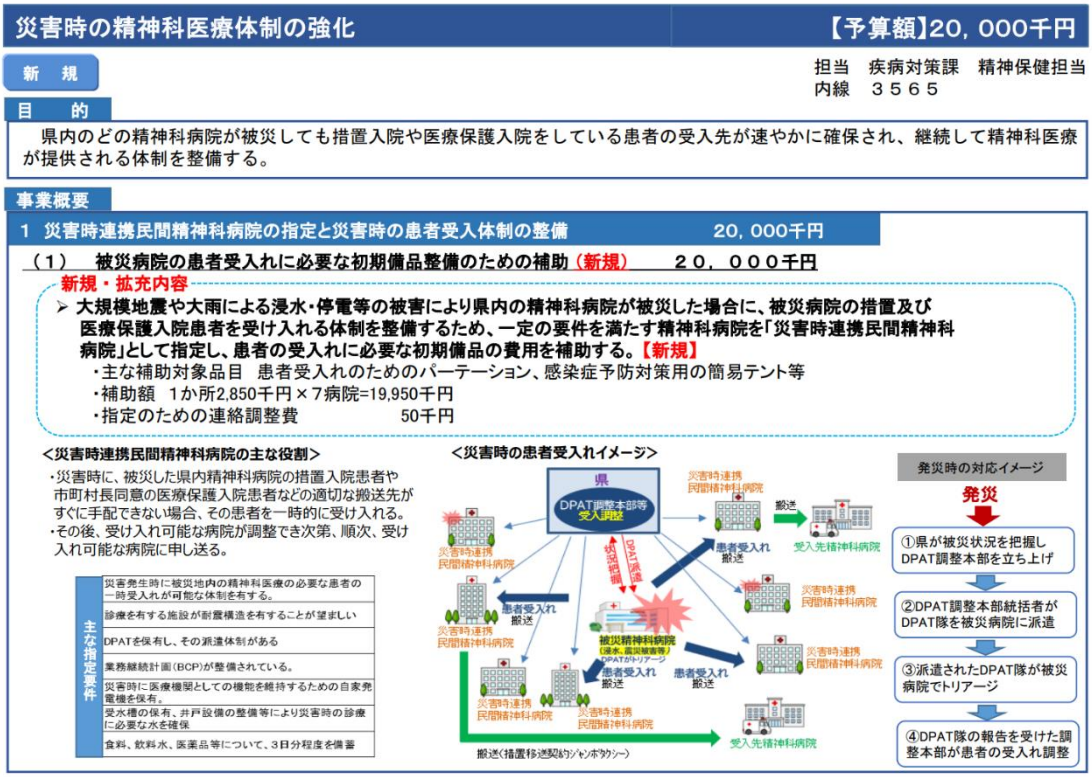
秩父医療圏は５つの二次救急病院のうち２つを災害時連携病院として、既に指定しているが、平時も救急医療を担う医師や看護師が慢性的に不足しているという状況にあり、増やしていくためには長期的かつ構造的な体制構築が必要である。

【意見８６】秩父医療圏には災害拠点病院がないなど災害時の医療資源が少ない状況にある。それゆえ、人材育成、設備面での補助などを通じて、災害時も含めた医療体制を強化していくよう継続して取り組まれることが望まれる。

（K）災害拠点精神科病院について

精神科病院については、平成 23 年の東日本大震災では被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われた。また、平成 28 年の熊本地震でも被災した精神科病院から595 人の患者搬送が行われており、今後想定される南海トラフ地震等の大規模災害においても、同様に多数の精神科患者の搬送が必要となる可能性がある。一方で、災害拠点病院の有する精神病床数は約１万床（全精神病床の約３％）であり、精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等を災害拠点病院のみで対応することは困難である。このため、精神科病院においても、災害拠点病院と類似の機能を有する災害拠点精神科病院を今後整備する必要がある。

現状、東京都や神奈川県では指定されている病院があるが、埼玉県で当該病院に指定されている病院はない。代わりに災害時連携民間精神科病院を設けて、７病院を指定している。それにより、災害時の精神患者に対応している。（詳細は下記資料を参照。）なお、これら７病院（西熊谷病院、久喜すずのき病院、北辰病院、菅野病院、済生会鴻巣病院、埼玉精神神経センター、埼玉医科大学病院）が県ホームページで公表がされていない状況である。



【意見８７】災害時連携民間精神科病院７病院について、県民への情報提供のためにも、県ホームページにて公表することが望まれる。

（Ｌ）大規模地震時医療活動訓練と埼玉ＳＭＡＲＴ合同訓練

埼玉ＤＭＡＴの訓練・研修として、大規模地震時医療活動訓練と埼玉ＳＭＡＲＴ合同訓練がある。県ホームページでも紹介されている。

主な訓練・研修

- 大規模地震時医療活動訓練
- 関東ブロックDMAT訓練
- 埼玉SMART合同訓練
- 埼玉DMAT養成研修（2日間）
- 埼玉DMAT養成研修（0.5日間）
- 埼玉地域DMAT養成研修（2日間）
- 埼玉地域DMAT技能維持研修（0.5日間）

関連リンク

- 災害拠点病院
- 災害時連携病院
- 埼玉SMART
- 厚生労働省 DMAT事務局HP（別ウィンドウで開きます）

（出典、県ホームページ）

【意見８８】県ホームページにおいて、埼玉ＤＭＡＴの訓練・研修として、大規模地震時医療活動訓練と埼玉ＳＭＡＲＴ合同訓練があるが、リンク切れになっている。リンク先を表示するよう修正することが望まれる。

この点、リンク切れの原因を調べたところ、いずれもリンク先は「県政ニュース」のページとのことで、県政ニュースは古いものを外部サイトに移行しているため、移行時にリンクが切れてしまったとのことである。監査人の指摘により、現在はリンク切れは解消されている。今後は、リンク切れが生じないよう、対応することが望まれる。

（Ｍ）ＢＣＰ（事業継続計画）について

災害拠点病院や介護施設では、ＢＣＰの策定が義務付けられている。それ以外の病院は現在義務付けられていない。しかし、災害時に備えて、事業継続計画を策定する

重要性は、人命にかかわることであるため、一般企業のＢＣＰよりも格段に重要性が高い。

そこで、県では、各病院の防災対策が一層充実・強化するようＢＣＰ（業務継続計画）の策定を支援している。県のホームページでは、病院がＢＣＰを策定する際の参考となるような資料や研修会等の開催情報を提供している。

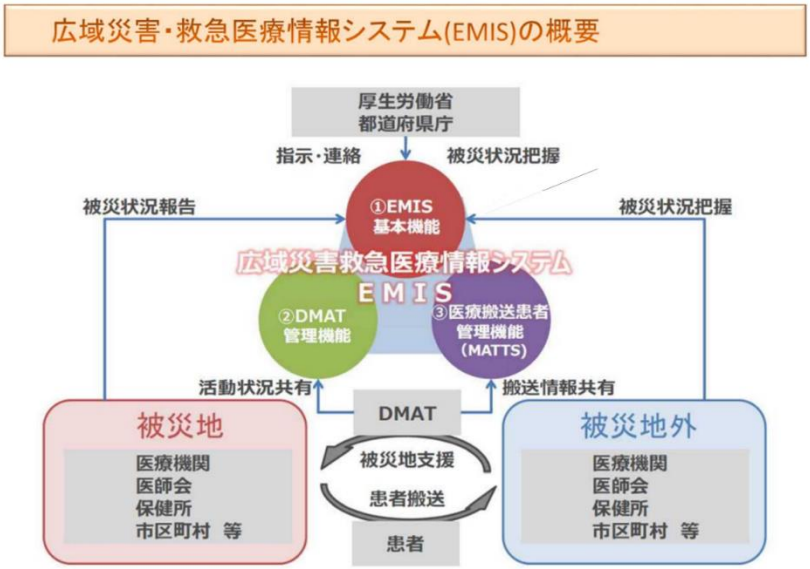
このような県の取組により、ＢＣＰ作成割合が 60%近くへ増加している。

【意見８９】ＢＣＰの未策定の病院が、ＢＣＰを策定できるように取組を継続することが望ましい。令和６年度はＢＣＰに精通した講師を迎え、「病院ＢＣＰ策定のためのワークショップ（体験型講座）」を２回開催することで、ＢＣＰ策定の支援を行う取組を行っている。その実績やＢＣＰ策定病院からのアンケートなどを基に、より多くの病院がＢＣＰ策定できるように周知を図っていくことが望まれる。

（Ｎ）ＥＭＩＳについて

広域災害救急医療情報システム（EMIS）とは

EMISは、被災した都道府県を越えて災害時に医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムです。阪神・淡路大震災を契機として平成8年から運用を開始し、これまで様々な災害に活用されながら、都度必要な改善を図ってきています。



（出典：厚生労働省ホームページ）

①ＥＭＩＳ入力訓練について

令和５年度は３回入力訓練しているが、いずれも参加率はＥＭＩＳに登録している全医療機関のうち、62～82%となっている。

令和６年度 第１回（平日訓練・保健所督促なし）

- 訓練日時　令和６年５月 22 日（水） 9：00～（発災）
- 被害想定　茨城県南部地震（春 9：00～、M7.3）
- 対象医療機関 ＥＭＩＳに登録している全医療機関

・ 訓練の目的　新任入力担当者によるＥＭＩＳのアクセス・入力方法の確認
担当者不在におけるバックアップ（代理入力）体制の確保
・ 参加率　　80%（376/469 医療機関）

なお、ＥＭＩＳ自体は令和７年４月にシステム変更が予定されている。

【意見９０】ＥＭＩＳへ入力している病院の割合を 100%により近づけていくことが望まれる。

県では、ＥＭＩＳの重要性を毎回しっかり説明した上で案内を出しており、今後も１つでも多くの病院に参加いただけるよう周知に努めていくとのこと。

３２．愛護動物の防災・災害対策事業（保健医療部）

（１）目的

「愛護動物の防災・災害対策事業」（以下、当該事業という。）とは、近年多発した大規模災害時のペットにまつわる教訓から災害時に飼い主とペットの両方の安全を守るため、平時からのペット防災に関する啓発と、避難所のペット受入れ体制整備を目的とした事業である。

また、当該事業は埼玉県地域強靭化計画に基づき実施する主な事業・取組の１つとして指定され、次の事項を事業の主な柱としている。

① 平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。

② 関係する団体、企業及びボランティアと災害発生時に備えた連携を深める。

③ 避難所のペット受入れ体制の整備に向け、市町村の支援を行う。

（２）概要

当該事業の概要としては以下のとおりとなっている。

(A) 事業内容	①備蓄品等整備事業 ②愛護動物の防災・災害時救護事業
(B) 令和５年度予算額（当初予算）	1,251 千円
(B) 令和５年度実績	798 千円
(C) 事業計画	①備蓄品等整備事業 災害時に急増することが予想される負傷動物及び迷子動物の保護と一時収容場所の確保に備え、ケージ等の動物管理用資材を備蓄する。 ②愛護動物の防災・災害時救護事業 ペット同行避難を円滑に実施できる環境づくりのため、市町村職員やボランティアを対象としたペット防災研修会の開催、災害時動物救護活動ボランティアの机上訓練、イベント出展、ＳＮＳ等広報による県民への啓発等を行う。 また、県獣医師会、ペット用品等企業、ボランティアとの連携を図り、市町村が設置する避難所でのペット受入れ体制を支援する。
(C) 事業効果	①備蓄品等整備事業 目標：130 個 → 115 個（令和５年度末）約 88%確保

	②愛護動物の防災・災害時救護事業 県内 63 市町村が、地域防災計画にて避難所でのペット受入れを記載

（A）事業内容

（a）事業の概要

「愛護動物の防災・災害対策事業」とは、近年多発した大規模災害時のペットにまつわる教訓に対応する必要性から、災害時に飼い主とペットの両方の安全を守るため、平時からのペット防災に関する啓発と、避難所のペット受入れ体制整備を目的とした事業である。なお、当該事業は埼玉県地域強靭化計画に基づき実施する主な事業の１つとして指定されている。

当該事業は「備蓄品等整備事業」、「愛護動物の防災・災害時救護事業」により遂行されるが、その目的は「①平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う②関係する団体、企業及びボランティアと災害発生時に備えた連携を深める③避難所のペット受入れ体制の整備に向け、市町村の支援を行う」ところにある。

（b）備蓄品等整備事業、愛護動物の防災・災害時救護事業の内容

「備蓄品等整備事業」、「愛護動物の防災・災害時救護事業」の具体的な事業内容は次のとおりとなる。

① 備蓄品等整備事業

災害時に急増する負傷動物、迷子動物の保護に備え、ケージやキャリー、食器、首輪、リード等飼育管理に必要な資材やペットフードなどの消耗品の備蓄を計画的に実施している。

備蓄数について、県では次のとおりの基準を設定している。

▸ケージやキャリー、食器、首輪、リード等の備蓄品

動物を受け入れる臨時収容場所の規模や動物指導センター等の動物業務担当者の人数等を勘案し、最大受入れ頭数を犬猫合計 130 頭として、各備蓄品の必要数量の基準としている。

なお、令和６年度中に予定数を確保できる見通しとなっている。

▸ペットフードなどの消耗品

ペットフードなどの消耗品については、ローリングストックとして犬猫合わせて 50 頭×30 日分を備蓄数の基準としている。

② 愛護動物の防災・災害時救護事業

ペット同行避難を円滑に実施できる環境づくりを目的として、県では県内の市町村と連携し、その対応状況について実態の把握を行うとともに、市町村への情報の提供や研修会を行うこととしている。

また、ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発活動や災害への対応力の強化を企図として、災害時動物救護活動ボランティアを含む民間団体（ボランティア）や獣医師会、民間企業とのイベント開催等や研修、覚書等の締結などを行うこととしている。

（B）過去３年間の予算額及び実績額について

予算及び決算の状況（合計）　（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	381	1,358	1,251
実績	162	917	798

（C）事業計画及び実績並びに事業効果の状況

(a) 事業の実績

①備蓄品等整備事業

令和５年度において、災害時に急増する負傷動物、迷子動物の保護に備え、ケージやキャリー、食器、首輪、リード等飼育管理に必要な資材の備蓄を計画的に実施している状況であり、令和６年度中に予定数を確保できる見通しとなっている。令和５年度末におけるケージ備蓄数は 115 台となっており、目標数 130 台に対する達成率は 88%となっている。

②愛護動物の防災・災害時救護事業

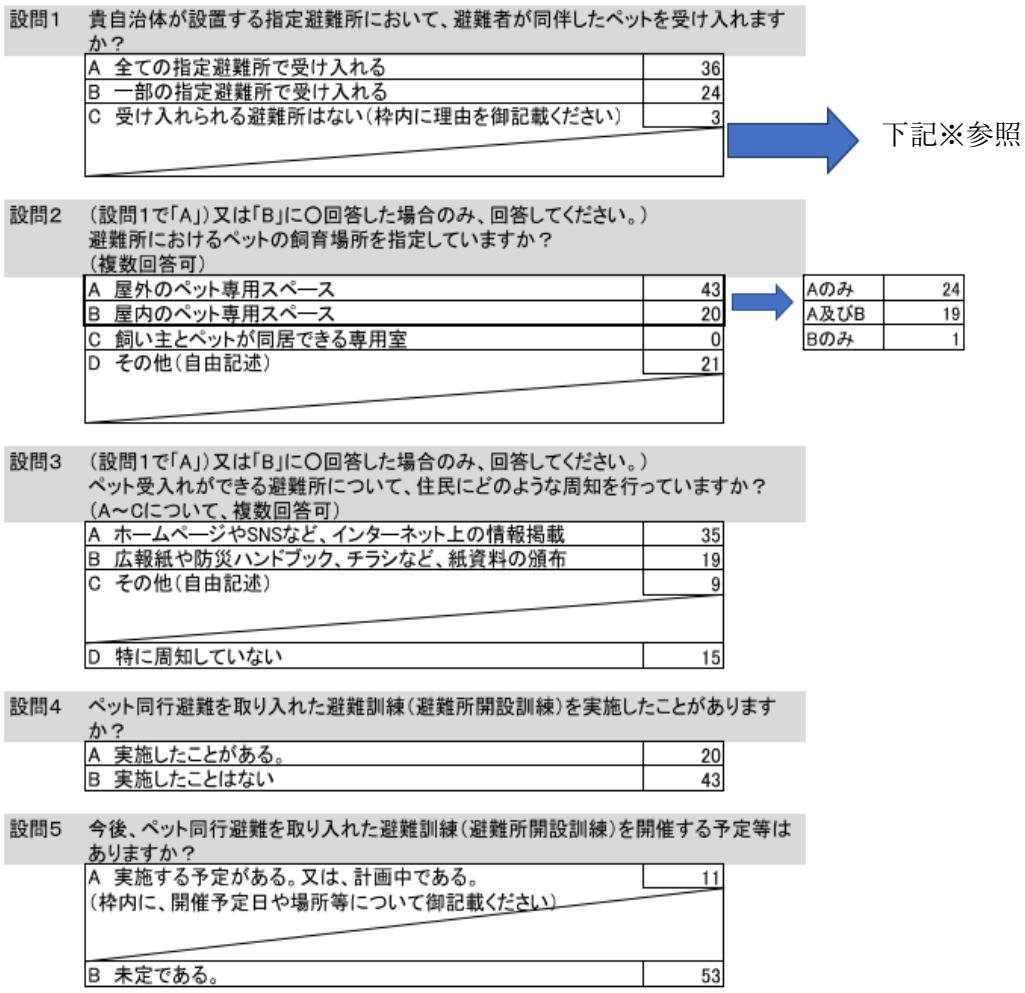
▸市町村との連携の状況

担当課が独自に設定する目標として、「県内 63 市町村において、ペット受入れを可能とする避難所を開設する」を掲げている。

令和５年度において、県では各市町村の取組状況調査を優先し市町村担当者向け研修会を実施せず、市町村の取組状況を把握するためのアンケート調査を行っている。

アンケートの内容と結果は次のとおりとなっている。

令和５年度**市町村担当者アンケート調査**（県内市町村のペット同行避難取組状況）



設問1	貴自治体が設置する指定避難所において、避難者が同伴したペットを受け入れますか？	
	A 全ての指定避難所で受け入れる	36
	B 一部の指定避難所で受け入れる	24
	C 受け入れられる避難所はない（枠内に理由を御記載ください）	3

→ 下記※参照

設問2	（設問1で「A」）又は「B」に○回答した場合のみ、回答してください。） 避難所におけるペットの飼育場所を指定していますか？ （複数回答可）			
	A 屋外のペット専用スペース	43	Aのみ	24
	B 屋内のペット専用スペース	20	A及びB	19
	C 飼い主とペットが同居できる専用室	0	Bのみ	1
	D その他（自由記述）	21		

設問3	（設問1で「A」）又は「B」に○回答した場合のみ、回答してください。） ペット受入れができる避難所について、住民にどのような周知を行っていますか？ （A～Cについて、複数回答可）	
	A ホームページやSNSなど、インターネット上の情報掲載	35
	B 広報紙や防災ハンドブック、チラシなど、紙資料の頒布	19
	C その他（自由記述）	9
	D 特に周知していない	15

設問4	ペット同行避難を取り入れた避難訓練（避難所開設訓練）を実施したことがありますか？	
	A 実施したことがある。	20
	B 実施したことはない	43

設問5	今後、ペット同行避難を取り入れた避難訓練（避難所開設訓練）を開催する予定等はありますか？	
	A 実施する予定がある。又は、計画中である。 （枠内に、開催予定日や場所等について御記載ください）	11
	B 未定である。	53

（令和５年度市町村担当者アンケート調査（県内市町村のペット同行避難取組状況））

※（C 回答自治体の理由　抜粋）

・受け入れるための施設、人員が十分に確保できていないため。

※原則、受入れ不可とし、被災の状況により判断する。

・避難所でペットの受入れ体制が整わないため。

なお、本アンケート結果は令和６年度に実施した次のペット防災研修会にて市町村担当者へ情報共有がなされている。

○令和６年度埼玉県ペット防災研修会

日時等：令和６年９月 25 日（水）県庁講堂にて開催

参加者：県及び市町村担当者、登録ボランティア等　計 74 名

事前申込者に対し、研修会動画を公開（10 月～12 月）

▸獣医師会との連携の状況

平成 25 年５月、県は埼玉県獣医師会と「災害時における愛護動物の救護活動に関する覚書」を締結している。本覚書において、負傷動物の治療、動物飼育者への支援、被災動物の情報提供、必要物資等の確保などについて基本的な事項を定めている。

また、令和６年度においては、動物愛護週間事業「動物愛護フェスティバル」にて埼玉県獣医師会と連携し、マイクロチップ読取り体験等のペット防災に係る啓発活動を実施している。



（埼玉県獣医師会との連携状況について）

▸民間企業との連携の状況

民間企業との連携状況について、県は埼玉県動物薬品機材協会並びにイオンペット株式会社と、それぞれ覚書の締結を行っている。

・埼玉県動物薬品機材協会

「災害時における動物用薬品等の供給支援に関する覚書」（平成 25 年８月）

（内容）被災動物救護に必要な薬品等の提供や情報収集等

・イオンペット株式会社

「災害時における愛護動物救護活動支援に関する覚書」（平成 27 年１月）（内容）被災動物の救護に必要な物資の調達や情報収集、平時における飼い主への啓発活動

▸民間団体（ボランティア）との連携の状況について

県では災害時の動物救護活動に係るボランティアとの協力関係構築のため、災害時動物救護ボランティア登録制度を採用している。本制度では、災害時に避難所等で飼育されるペットの世話（食餌の提供、散歩等）や飼育施設の清掃管理等の動物救護活動について協力を仰げるボランティアを事前に把握し平時より連携を行うことにより、災害時の対応力の強化を図ろうとするものである。

県では登録ボランティアを対象に、令和６年３月に電子申請窓口サービスを活用した導通試験を実施している。導通試験では、災害時の動員要請を想定し、応答時点で活動の可否、飼い主が飼育困難となったペットの預かりや避難所への支援物資の運搬など対応可能な活動内容の確認などの訓練を行っている。

県では県公式Ｘにて、災害時動物救護ボランティア登録制度の周知、登録募集を行っている状況である。

また、災害時動物救護ボランティア以外のボランティアとの令和５年度の協働状況として、令和６年２月に富士見市の避難所設置訓練で実施されたペット同行避難受入れのシミュレーションに県が委嘱する動物ボランティア「彩の国動物愛護推進員」に参加の依頼を行い、推進員には、避難所で受け入れるペットの受付、地域住民への講話、個別相談など様々な協力を仰いでいる。

（県公式X投稿内容）

「＼登録者募集中！／
🐾災害時動物救護活動ボランティア🐾

埼玉県では、災害時の動物救護活動に御協力いただける #ボランティア を募集しています🏁

【活動内容の例】
避難所等でのペットの世話、施設の清掃、支援物資の運搬 等

皆様の登録をお待ちしています❗
詳細
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu/saigaizivolunteer.html」

▸ペット防災の飼い主に対する啓発活動について

県ではペット防災に係る啓発活動として、次のイベントへの出展を行っている。

① 九都県市合同防災訓練・防災フェア
（８月 27 日　志木市いろは親水公園　650 人）
② 埼玉フェア（９月９日　越谷イオンレイクタウン　560 人）
③ 浦和駅頭キャンペーン（９月 20 日　JR 浦和駅コンコース　2,000 人）
④ ロータリークラブ譲渡会「にぎわい、にぎ愛」
（10 月７日　JR 浦和駅東口市民広場　200 人）
⑤ 県庁オープンデー（11 月 14 日　県庁敷地内　200 人）
（活動内容）
①、②、④、⑤：防災グッズ展示、啓発物配布、マイクロチップ読み取り体験
③：啓発物配布（埼玉県作成ペット同行避難ガイドライン（一般飼い主向け）、ペット動物のための防災手帳）
※人数は、おおよその来場若しくはブース立ち寄り人数

（３）支出の主な内容

ローリングストック、医薬品、リード等の消耗品費：486 千円、ペットケージ等の備蓄品購入費：183 千円、施設維持管理費：125 千円となっている。各事業の具体的

な内容は「(C) 事業計画及び実績並びに事業効果の状況」を参照されたい。

（４）当該事業に要する人員の状況

0.5名（生活衛生課　総務・動物指導担当）

（５）関係する法規（ルール）やガイドライン、計画とその遵守状況について

当該事業が関係する法規（ルール）やガイドライン、計画は主に次のとおりとなっている。

①法規

・動物の愛護及び管理に関する法律
・埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例
・埼玉県動物愛護管理推進計画
・埼玉県地域強靱化計画
・災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

②動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

動物の愛護及び管理に関する法律では、都道府県の責務として区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画「動物愛護管理推進計画」を定めることを規定している（第六条)。「動物愛護管理推進計画」には、「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を定めることとされている。（第六条第２項第３号）

③埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年三月二七日条例第一九号）

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例では、動物を飼養する飼い主が遵守すべき事項のひとつとして「地震、火災等の災害に際して適正な保護及び管理のために必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生したときには、必要な措置を講ずるよう努めること。」を定めている。（第六条第８項）

④埼玉県動物愛護管理推進計画

「動物の愛護及び管理に関する法律」の定めに従い、県では「埼玉県動物愛護管理推進計画」を定める。

ペットの防災対策について、「第５節 県民と動物の安全確保 ４ 施策展開 ④人とペットの災害対策の推進」において次のとおりの計画を定めている。

人とペットの災害対策の推進
・飼い主に対し、平常時からのペットのしつけや健康管理、所有明示措置、必要な物資の備えなどについての啓発に努めます。 ・ペット同行避難について県民に向けて広く周知し、その内容が正しく理解されるよう啓発に努めます。 ・自治体や避難所管理者を対象としたペット同行避難ガイドラインを作成し、避難所におけるペット受入れ体制の整備を促進します。 ・災害時に最低限必要な食料や用品等を備蓄するための災害時非常備蓄庫の確保に努めます。 ・ペットフードメーカーや地域量販店等の協力を得て、非常用物資の供給源確保に努めます。 ・獣医師会や動物愛護団体等と連携し、同行避難の啓発や被災動物の救護に係る協力体制を整えていきます。 ・災害発生時に動物救護をサポートしていただける方を募り、平常時から人材を確保し、災害発生時における協力体制の整備に努めます。 ・マイクロチップ装着の一層の推進に努めるとともに、情報登録機関への所有者情報の登録について周知を図ります。

「埼玉県動物愛護管理推進計画」と令和５年度の当該事業（愛護動物の防災・災害対策事業）の内容との対応関係は次のとおりとなる。

当該事業との対応関係
飼い主に対し、平常時からのペットのしつけや健康管理、所有明示措置、必要な物資の備えなどについての啓発に努めます。 **→ペット防災についてイベントでのＰＲ活動の実施** **（九都県市合同防災訓練・防災フェア、埼玉フェア、浦和駅頭キャンペーン、ロータリークラブ譲渡会「にぎわい、にぎ愛」等）** **＊ＰＲの内容は防災グッズ展示、啓発物配布、マイクロチップ読み取り体験、啓発物配布**
ペット同行避難について県民に向けて広く周知し、その内容が正しく理解されるよう啓発に努めます。 **→ペット防災についてイベントでのＰＲ活動の実施** **（九都県市合同防災訓練・防災フェア、埼玉フェア、浦和駅頭キャンペーン、ロータリークラブ譲渡会「にぎわい、にぎ愛」等）** **＊ＰＲの内容は防災グッズ展示、啓発物配布、マイクロチップ読み取り体験、啓**

発物配布
自治体や避難所管理者を対象としたペット同行避難ガイドラインを作成し、避難所におけるペット受入れ体制の整備を促進します。 **→県では次のガイドラインを作成・配布** **・ペット同行避難ガイドライン（一般飼い主向け）** **・ペット動物のための防災手帳**
災害時に最低限必要な食料や用品等を備蓄するための災害時非常備蓄庫の確保に努めます。 **→令和５年度において、災害時に急増する負傷動物、迷子動物の保護に備え、ケージやキャリー、食器、首輪、リード等飼育管理に必要な資材の備蓄を計画的に実施している**
ペットフードメーカーや地域量販店等の協力を得て、非常用物資の供給源確保に努めます。 **県では、次の民間団体との覚書を締結** **・埼玉県動物薬品機材協会** **「災害時における動物用薬品等の供給支援に関する覚書」（平成 25 年８月）** **（内容）被災動物救護に必要な薬品等の提供や情報収集等** **・イオンペット株式会社** **「災害時における愛護動物救護活動支援に関する覚書」（平成 27 年１月）** **（内容）被災動物の救護に必要な物資の調達や情報収集、平時における飼い主への啓発活動** ***イオンペット株式会社より、動物指導センターにペットフード等の物品の提供を受けており、本物品は動物愛護団体への支援や、災害用動物備蓄品として活用している**
獣医師会や動物愛護団体等と連携し、同行避難の啓発や被災動物の救護に係る協力体制を整えていきます。 **→獣医師会と埼玉県獣医師会と「災害時における愛護動物の救護活動に関する覚書」（平成 25 年５月）を締結すると共に動物愛護週間事業「動物愛護フェスティバル」において、埼玉県獣医師会の後援の下、ペット防災に係る啓発活動等を実施** **・令和６年度開催：10 月 12 日（土）パストラル加須、参加人数約 700 人**
災害発生時に動物救護をサポートしていただける方を募り、平常時から人材を確保し、災害発生時における協力体制の整備に努めます。 **→災害時動物救護ボランティア登録制度を整備し、ボランティアの確保・訓練等の実施**

登録数：300 人（令和６年 10 月時点） **訓練等：令和６年３月に電子申請窓口サービスを実施**
マイクロチップ装着の一層の推進に努めるとともに、情報登録機関への所有者情報の登録について周知を図ります。 **→(九都県市合同防災訓練・防災フェア、埼玉フェア、浦和駅頭キャンペーン、ロータリークラブ譲渡会「にぎわい、にぎ愛」等)** **＊ＰＲの内容は防災グッズ展示、啓発物配布、マイクロチップ読取り体験、啓発物配布**

⑤埼玉県地域強靭化計画

埼玉県地域強靭化計画上の当該事業の位置づけは、施策分野ごとの取組の方向性において、「(a) 平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。(b) 関係する団体、企業及びボランティアと災害発生時に備えた連携を深める。(c) 避難所のペット受入れ体制の整備に向け、市町村の支援を行う。」と定めている。

「埼玉県地域強靭化計画」と令和５年度の当該事業（愛護動物の防災・災害対策事業）の内容との対応関係は次のとおりとなる。

当該事業との対応関係
平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。 **→ペット防災についてイベントでのＰＲ活動の実施** **(九都県市合同防災訓練・防災フェア、埼玉フェア、浦和駅頭キャンペーン、ロータリークラブ譲渡会「にぎわい、にぎ愛」等)** **＊ＰＲの内容は防災グッズ展示、啓発物配布、マイクロチップ読み取り体験、啓発物配布**
関係する団体、企業及びボランティアと災害発生時に備えた連携を深める。 **→県では、埼玉県獣医師会、民間団体（埼玉県動物薬品機材協会、イオンペット株式会社）との覚書の締結。災害時動物救護ボランティア登録制度の整備。各団体との訓練や啓発イベントの開催**
避難所のペット受入れ体制の整備に向け、市町村の支援を行う。 **→各市町村の取組状況を把握するためのアンケート調査。アンケート結果の市町村への情報共有**

⑥災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

環境省が策定する「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」とは、今般の災

害時のペットに関わる教訓を契機として、自治体等が災害の種類や地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルなどを作成する際に、ペット対策を検討する際の参考となるようまとめられたガイドラインである。同ガイドラインでは、都道府県等の役割として次のように例示をしている。

都道府県等が行う対策の例
ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
ペットとの同行避難も含めた避難訓練
関係機関･団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整（災害時協定、現地動物救護本部等の体制、人材育成等）
避難所、仮設住宅におけるペットの受入れ対策に関して、関係市区町村等との調整
動物救護施設の設置候補地の検討
災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
必要物資の備蓄･更新

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」と令和５年度の当該事業（愛護動物の防災・災害対策事業）の内容との対応関係は次のとおりとなる。

当該事業との対応関係
ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 **→ペット防災についてイベントでのＰＲ活動の実施** **（九都県市合同防災訓練・防災フェア、埼玉フェア、浦和駅頭キャンペーン、ロータリークラブ譲渡会「にぎわい、にぎ愛」等）** **＊ＰＲの内容は防災グッズ展示、啓発物配布、マイクロチップ読取り体験、啓発物配布**
ペットとの同行避難も含めた避難訓練 **→「ペット同行避難ガイドライン」を作成し各市町村に配付し、本ガイドラインを参考にペット同行避難訓練等の取組を行うよう各市町村に推奨**
関係機関･団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整（災害時協定、現地動物救護本部等の体制、人材育成等） **→埼玉県獣医師会、民間団体（埼玉県動物薬品機材協会、イオンペット株式会社）との覚書の締結。災害時動物救護ボランティア登録制度の整備。各団体との訓練や啓発イベントの開催**
避難所、仮設住宅におけるペットの受入れ対策に関して、関係市区町村等との調整 **→各市町村の取組状況を把握するためのアンケート調査。アンケート結果の市町村への情報共有**

動物救護施設の設置候補地の検討 **→動物指導センターの設置**
災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成 **→災害時動物救護ボランティア登録制度を整備し、ボランティアの確保・訓練等の実施** **登録数：300 人（令和６年 10 月時点）** **訓練等：令和６年３月に電子申請窓口サービスを活用した導通試験を実施**
必要物資の備蓄･更新 **→災害時に急増する負傷動物、迷子動物の保護に備え、ケージやキャリー、食器、首輪、リード等飼育管理に必要な資材の備蓄を計画的に実施**

（６）令和５年度の評価指標とその達成状況について

（２）概要（C）事業計画及び実績並びに事業効果の状況参照

（７）監査人総括（評価）

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（A）準拠性について

上記「（５）関係する法規（ルール）やガイドライン、計画とその遵守状況について」にて示すとおり当該事業に関連する法規やガイドライン、計画は主に次のとおりとなっている。

・動物の愛護及び管理に関する法律
・埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例
・埼玉県動物愛護管理推進計画
・埼玉県地域強靱化計画
・災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

当該事業と法規やガイドライン、計画等との対応関係は上記「（５）関係する法規やガイドライン、計画とその遵守状況について」にて記載のとおりである。

（B）事業の有効性、効率性、有効性

当該事業の適切な目標・成果指標の設定について

【意見９１】当該事業の目的は、①市町村における避難所での動物の受入れ体制整備の促進 、②県における災害時の動物救護体制の整備にあるところ、各目的に対応する適切な目標の設定及び成果指標の設定が望まれる。

(a) 当該事業の目標設定についての現状

①備蓄品等整備事業

災害時に急増する負傷動物、迷子動物の保護に備え、ケージやキャリー、食器、首輪、リード等飼育管理に必要な資材やペットフードなどの消耗品の備蓄を計画的に実施している。

・ケージやキャリー、食器、首輪、リード等の備蓄品に関する目標の設定について

動物を受け入れる臨時収容場所の規模や動物指導センター等の動物業務担当者の人数等を勘案し、最大受入れ頭数を犬猫合計 130 頭として、各備蓄品の必要数量の基準としている。

・ペットフードなどの消耗品に関する目標の設定について

ペットフードなどの消耗品については、ローリングストックとして犬猫合わせて 50 頭×30 日分を備蓄数の基準としている。

②愛護動物の防災・災害時救護事業

ペット同行避難を円滑に実施できる環境づくりを目的として、県では県内の市町村と連携し、その対応状況について実態の把握を行うとともに、市町村への情報の提供や研修会・訓練を行うこととしている。

また、ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発活動や災害への対応力の強化を企図として、災害時動物救護活動ボランティアを含む民間団体（ボランティア）や獣医師会、民間企業とのイベント開催等や研修、覚書等の締結などを行うこととしている。

・市町村との連携についての目標・成果指標の設定

担当課が独自に設定する目標として、「県内 63 市町村において、ペット受入れを可能とする避難所を開設する」を掲げている。

令和５年度においては、県では各市町村の取組状況調査を優先し市町村担当者向け研修会を実施せず、市町村の取組状況を把握するためのアンケート調査を行っているが、当アンケートの結果では、自治体が設置する指定避難所において、避難者が同伴したペットの受入れ体制（設問１）について、60 の自治体が指定避難所で受入れ可能と回答している状況である。（全ての指定避難所で受入れ可能：36 自治体、一部の指定避難所で受入れ可能：24 自治体）。また、ペット受入れができる避難所についての住民への周知状況（設問３）について、当アンケート結果では、「ホームページやＳＮＳなど、インターネット上の情報掲載」による周知が 35 件、「広報紙

や防災ハンドブック、チラシなど、紙資料の頒布」による周知が 19 件、「特に何もしていない」との回答が 15 件となっている。

さらに、ペット同行避難を取り入れた避難訓練（避難所開設訓練）の実施の状況（設問４）について、「実施したことがある：20 件、実施したことがない：43 件」との回答結果であるとともに、今後のペット同行避難を取り入れた避難訓練（避難所開設訓練）の開催予定等（設問５）について、「実施予定又は計画中：11 件、未定である：53 件」との回答状況である。

・獣医師会、民間企業、民間団体（ボランティア）との連携についての目標・成果指標の設定について

環境省が作成公表する「ペットの救護対策ガイドライン」において、地方獣医師会や民間団体（ボランティア）のペット防災上の役割について、次のとおり例示を行っている。

地方獣医師会が行う活動内容の例
●災害に備えたペットの健康管理等について飼い主への啓発
●ペット同行避難も含めた避難訓練への協力
●協力可能な動物病院、獣医師のデータベースの作成
●自治体、近隣地方獣医師会との災害時協定に係る調整

民間団体が行う支援･協力の例
●災害に備えたペットの適正な飼育等について飼い主への普及啓発への協力
●ペット同行避難も含めた避難訓練への協力

県では埼玉県獣医師会や県が委嘱する動物ボランティア「彩の国動物愛護推進員」と協働し「動物愛護フェスティバル」や市が主催する避難所設置訓練で災害に備えたペットの適正な飼育等について、飼い主への普及啓発活動を行っている一方で、その活動の成果等についてＫＰＩの設定を行っていない状況である。

・飼い主に対する啓発活動についての目標・成果指標の設定について

環境省が作成公表する「ペットの救護対策ガイドライン」によれば都道府県等が行う対策の例として、「ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発」が挙げられている。この点、県では動物愛護フェスティバルやイベントのブース出展の際には、来場受付数やブースでの

啓発物配布数等により来場者等を確認し、啓発活動を行った対象者の人数を把握するように努めるものの明確な目標を設定していない状況である。

(b) 意見事項

当該事業の目的は、①市町村における避難所での動物の受入れ体制整備の促進、②県における災害時の動物救護体制の整備にあるところ、各目的に対応する適切な目標の設定及び成果指標の設定が必要である。

① 市町村における避難所での動物の受入れ体制整備の促進について

市町村における避難所での動物の受入れ体制整備について、上述のとおり、現在担当課が独自に設定する目標として、「県内 63 市町村において、ペット受入れを可能とする避難所を開設する」を掲げている。

この点、担当課独自の目標設定となっていることから、事業の有効性確保の観点より事業として公式の目標の設定及び効果の測定が望まれる。また、令和５年度のペット防災に関連する市町村へのアンケート結果より、ペット受入れができる避難所についての住民への周知状況（設問３）について、「特に何もしていない」との回答が 15 件、ペット同行避難を取り入れた避難訓練（避難所開設訓練）の実施の状況（設問４）について、「実施したことがない」との回答が 43 件、今後のペット同行避難を取り入れた避難訓練（避難所開設訓練）の開催予定等（設問５）について、「未定である」との回答が 53 件となっており、事業の有効性確保（災害発生時の実効性確保）の観点より現在担当課が独自に設定する目標としての「県内 63 市町村において、ペット受入れを可能とする避難所を開設する」に加えたより詳細な目標の設定（例：同行避難を取り入れた避難訓練（避難所開設訓練）の実施について県内 63 市町村において一度は実施済み等）が必要であると考える。

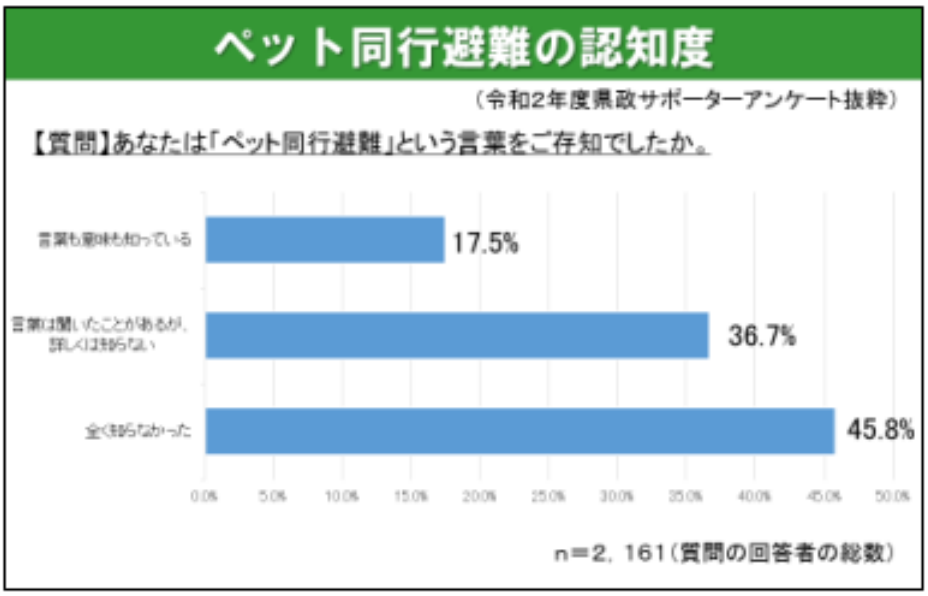
② 県における災害時の動物救護体制の整備について

獣医師会、民間企業、ボランティアとの連携（広報や訓練）や飼い主に対する啓発活動について、現状明確な目標が設定されていない状況である。また、その効果の測定についても限定的となっている。

上述のとおり、県は各協力団体との協定の締結を行いイベントや訓練などでの啓発活動に関する協働を行っている状況ではあるものの、明確な目標の設定はなく、また、その成果の測定は来場者の人数の把握にとどまっている状況である。

この点、令和２年度に実施された埼玉県県政サポーターアンケートの結果では、「ペット同行避難という言葉を知っているかの問いに、「全く知らなかった」

が 45.8%で最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」が 36.7%、「言葉も意味も知っている」が 17.5%となっている。



（埼玉県 県政サポーターアンケートの結果）

当アンケートの結果からも、飼い主に対する啓発活動が喫緊の課題となっていることは明白であり、当該事業遂行上の目標及び成果指標の設定を行い定期的に測定を行うことが望まれる。この際ペット防災の啓発上で主要となる項目（例えば、「同行避難」、「マイクロチップ」、「備蓄品」等に対する認知度、訓練への参加状況、最寄りの避難所のペット同行避難への対応状況の把握等）を列挙し各項目に対して、目標の設定を行うことが効果的と考える。また、その効果の測定について、イベントや訓練でのアンケートや県政サポーター制度を通じたアンケートにより行っていくことが可能であると考える。

（c） ＳＮＳ等 Web 媒体での飼い主への啓発活動の充実化について

【意見９２】愛護動物の防災・災害対策について、より幅広い層へ多方面からの啓発活動が必要と考えられる。特にＳＮＳ等を活用し、より広範囲の層へ効果的に意識づけを行い、ボトムアップを図っていくことが望まれる。

① 広報媒体の現状について

ＳＮＳ等 Web 媒体を用いた啓発活動や広報について、現状、上述の県公式Ｘアカウントによる「災害時動物救護ボランティア登録制度」に関する広報のみとなっている。

② 意見事項

愛護動物の防災・災害対策について、より幅広い層へ多方面からの啓発活動が必要と考えられる。特にＳＮＳ等を活用し、より広範囲の層へ効果的に意識付けを行い、ボトムアップを図っていくことが必要と考える。

埼玉県地域強靭化計画において、施策分野ごとの県の取組の方向性として、「平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。」とされているところ、上述の令和２年度県政サポーターアンケートの結果では、「ペット同行避難という言葉を知っているか」の問いに、「全く知らなかった」が 45.8％で最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」が 36.7％と大多数の県民が愛護動物の防災・災害対策について正確な知識を有していない状況である。また、令和５年度に民間企業が行った犬・猫の飼育者の全国 1,150 名を対象としたペットのための防災対策に関するアンケート調査の結果を公表し「同行避難が原則」を８割近くが認識しておらず、ペット飼育者への理解浸透に課題があると結論付けている状況である。（https://www.ipet-ins.com/info/33483/）

この点、従前のイベントや訓練を通じた啓発活動のみでは限界があると考えられ、ＳＮＳ等を活用し大多数の県民へ発信を行うことにより、愛護動物の防災・災害対策に関する正確な知見を持つ県民を一人でも多く増やしていくことが重要である。

【意見９３】他県の例を参考にペット同行避難・同伴避難が可能な避難所情報について、県民に情報提供することが望まれる。

ペット同行避難・同伴避難が可能な避難所情報について、県民への周知が求められる。

①ペット同伴避難が可能な避難所情報提供についての現状

現状、同行避難・同伴避難が可能な避難所についての情報がまとめられた資料提供やポータルサイト等の運用はない状況である。

②意見事項

他県の例を参考にペット同行避難・同伴避難が可能な避難所情報について、県民への情報提供がされることが必要である。

災害時の混乱を避ける目的で普段より最寄りの避難所のペットの受入れ体制について県民へ周知することが求められる。好事例として青森県があり、同県では「同伴避難」が可能な避難所のリストをホームページ上に公開を行うとともに、包括連携協定を結ぶ民間企業と協働し、同行避難の情報をマップ上に投稿・閲覧ができるポータルサイト（みんなで作る！人とペットの避難所ＭＡＰ）の運用を行っている。青森県では県民が「同伴避難が可能な避難所名」、「避難可能なペット」、「ペット飼養場所」を確認できる体制が整っていると言える。

同伴避難可能な避難所

令和6年9月現在

市町村名	同伴避難可能な避難所名	避難可能なペット	ペット飼養場所	住民への周知方法
青森市	別シート（青森市）参照			防災講話
平内町	なし			–
今別町	今別小学校 今別中学校 旧大川平小学校	犬、猫	教室（旧大川平小学校は旧教室）	–
蓬田村	蓬田小学校 蓬田中学校 蓬田村農業者トレーニングセンター 蓬田村ふるさと総合センター	ペット全般	基本屋外	–
外ヶ浜町	検討中（該当なし）			–
弘前市	別シート（弘前市）参照			ホームページ
黒石市	なし			–
平川市	ひらかわドリームアリーナ	飼い主の責任で管理可能な犬、猫等	駐車場（車中避難）または屋外車庫内（ケージ等必須）	–
西目屋村	なし			–
藤崎町	藤崎小学校 藤崎中央小学校 常盤小学校 藤崎中学校 明徳中学校	犬、猫	グラウンドの一角	–

青森県がホームページ上、避難所情報について公開している事例

（https://www.aomori-animal.jp/doubutu_hinan.html）

青森県が包括連携協定企業と運営するポータルサイト「みんなで作る！人とペットの避難所 MAP」（https://www.ipetclub.jp/fun/aomori-bousai/map）



※青森県庁から提供を受けた情報をもとに避難施設の情報を掲載しています。最新情報は青森県や各自治体のホームページ等でご確認ください。

避難施設名 道の駅とわだ

ペットとの同伴避難 > ◯ OK ◯ NG　　自治体への確認 > ☐ 済み

例) 同伴避難は犬猫のみ、小動物はNGなど

３３．学校安全総合支援事業（教育局）

（１）目的

継続的で発展的な学校安全に係る取組の普及、学校安全に関する有識者等の専門的知見の活用、これらをもって学校における安全教育・安全管理の充実と学校安全推進体制の構築を図ることを目的とする。

（２）概要

事業内容	国からの委託により以下の事業を実施している。 ・モデル地域・拠点校を中心とした学校安全推進体制の構築のための支援事業 ・災害ボランティア活動の推進・支援事業 ・交通安全に関する自転車安全運転推進・支援事業
令和５年度予算額（当初予算）	4,758 千円
令和５年度実績	3,387 千円 ※令和５年度予算額と実績との差額 1,371 千円は、ＡＥＤトレーナー等の購入費用及び研修会をオンラインで開催したことによる会場使用料等にかかる差額である。
事業計画	・「推進委員会」を開催し、事業全体の検討や成果指標に基づいた検証を行う。 ・県内３市（狭山市・深谷市・吉川市）を「モデル地域」に委託し、「実践委員会」での協議を基に実効的な学校安全教育推進体制の構築を図る。 ・安全に関する専門的な知識を有した関係者を「県学校安全アドバイザー」に委嘱し、モデル地域内の拠点校に派遣することで各地域の取組の質の向上を図る。 ・高校生を対象とした体験型防災教育（施設を活用した地震等の疑似災害体験、防災に関する講義等）を開催することで、災害時にボランティアとして活躍できる人材育成を図る。 ・県立高校２校を「交通安全教育推進校」に指定し、交通安全教育の推進、研究の実践を行う。 ・全県立高校の代表生徒を対象に、スケアード・ストレイト教育技法を活用した自転車の交通安全に関する実践的な講習会を実施する。講習会に参加した代表生徒は自校で伝達講習を行い、全県の交通安全教育の底上げを図る。 ・新任教頭を対象とした研修会を開催し「危機管理マニュア

	ルの見直し」等の講義を行うことで、各学校の危機管理に関する質の向上を図る。 ・安全主任（中核教員）の参加を悉皆とした研修会を開催し、教職員の学校安全に関する資質・能力の向上を図る。
事業効果	・児童生徒等の安全に関する資質・能力を育むための系統的・継続的な学校安全推進体制の構築と普及促進 ・学校安全アドバイザー等の専門的知見を活用した学校安全に係る取組の質的向上 ・支援者としての自覚を促し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発と普及促進 ・教職員等の安全教育、安全管理に関する知識の習得や実践力の向上

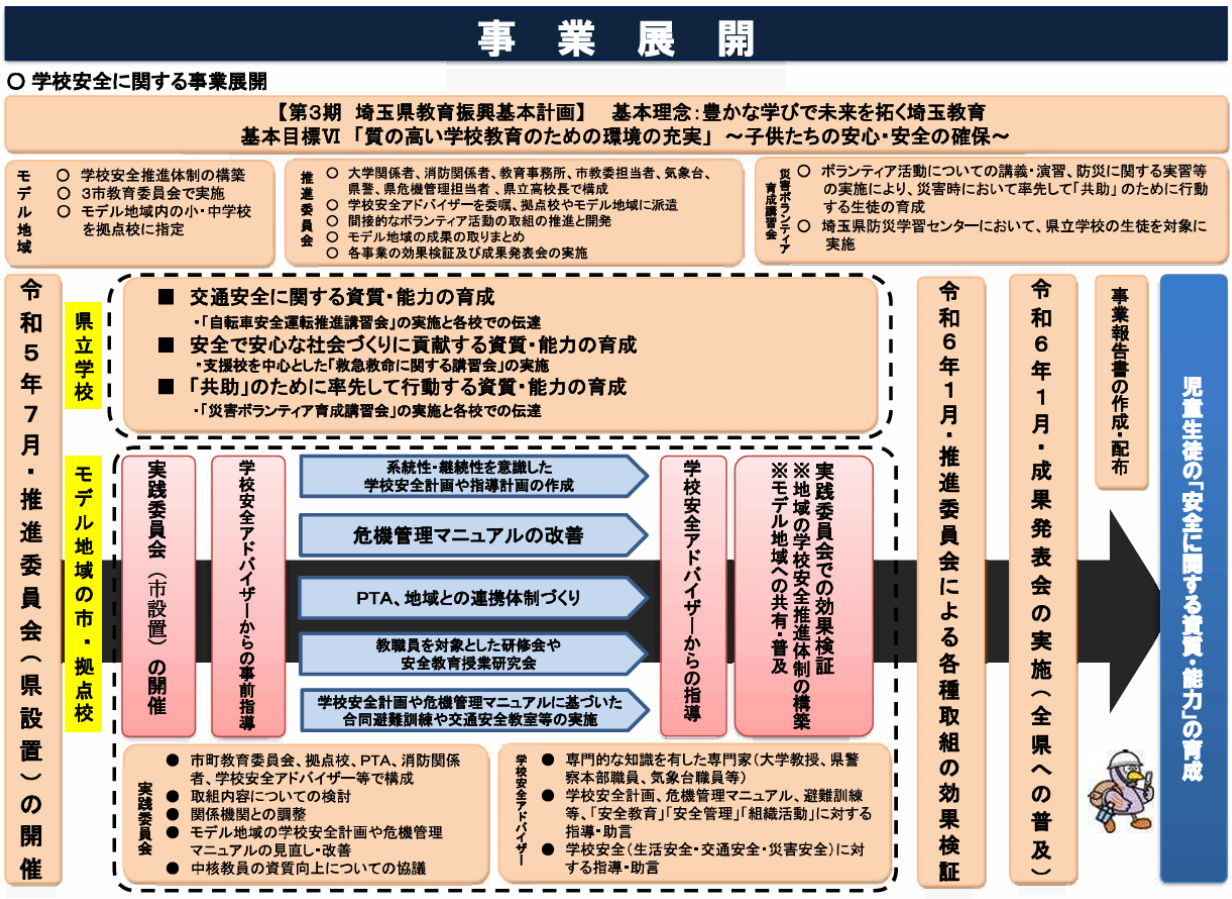
（A）令和５年度「学校安全総合支援事業」埼玉県事業報告書

県では、各学校の学校安全に関する取組の安全の参考として、当該事業の成果を以下の事業報告書にまとめており、成果発表会で報告するとともに、ホームページ上にも掲載している。



（出典：令和５年度事業報告書１　県ホームページ　学校安全総合支援事業報告書「児童生徒の安全に関する資質・能力の育成を目指して」 － 埼玉県教育委員会から一部抜粋）

・令和５年度埼玉県学校安全総合支援事業の事業展開図



（出典：令和５年度事業報告書１　県ホームページ　学校安全総合支援事業報告書「児童生徒の安全に関する資質・能力の育成を目指して」 － 埼玉県教育委員会から一部抜粋）

（Ｂ）埼玉県の現状と課題

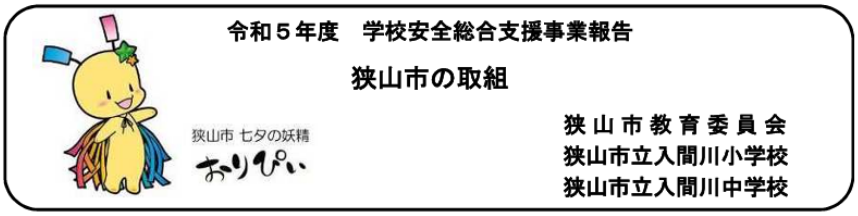
県では各小中学校の校務分掌に「安全主任（中核教員）」を置き、学校安全計画の策定や訓練等の計画立案や見直し、安全点検の実施等の学校安全に取り組んでいる。しかしながら、避難訓練等、各校の安全教育に関する取組は形骸化している部分があり、地域の実態に即した実効的なものになっているか懸念される。また、生活安全に関しては、警察等から不審者に関する情報が提供されているが、各学校の危機管理に関する対応が実際に機能するのか懸念される。安全主任の安全教育に関する資質・能力の向上と、各学校における学校安全体制の更なる推進が求められ

る。また、東京都のベッドタウンである埼玉県は、大規模災害時に多くの帰宅困難者が出ることが予測されている。よって、県立学校に通っている高校生が、地域における「共助」の担い手となる必要があり、育成する場面が必要である。さらに埼玉県は、交通事故死者数において全国ワースト６位となっており、児童生徒へ継続的・段階的に交通安全に関する教育を実施していくことも命題である。（保健体育課提出資料より一部監査人加工）

（Ｃ）県内３市（狭山市・深谷市・吉川市）のモデル地域による委託事業の取組

令和５年度においては、狭山市、深谷市、吉川市がモデル地域となり、委託事業を実施している。以下は、３市による取組の一例である。

①狭山市の取組（抜粋）



ウ　教員実動訓練（６月１９日　対象：モデル校教職員、参加：市内教職員、安全教育研究委員、市危機管理課職員）

慶応義塾大学環境情報学部 大木准教授を指導者に迎え、研究室の学生が児童役を演じる設定の下、モデル校教職員が実際に被災した際の対応を体験した。被災した環境下では教職員はどのような精神状況の中で対応を迫られるのか、またどんな行動を取ればよいのか、児童役の学生が迫真の演技を行うことで緊張感のある訓練となった。

オ　授業研究会（１０月４日　対象：３年生児童、モデル校教職員、参加：安全教育研究委員、市内教職員、市危機管理課職員）

慶応義塾大学大木研究室から示されている「写真で危険さがし授業」を参考に授業研究会を実施。慶応義塾大学環境情報学部 大木准教授を指導者に迎え、実際に起こりうる状況を予測し、状況に合わせて自ら判断し自分の命を守ることができる児童の育成を目指した。





キ　新しい形の避難訓練の実施（１２月２０日　対象：モデル校児童モデル校教職員）

「実動訓練」や「状況を設定した訓練」等の経験を基に、様々な児童の状況を設定しその場で担任が内容を見て判断し対応した。児童が学校内に止まる新しい形の避難訓練を実施。これまでの訓練で課題となっていたケガ人の搬送や情報の集約等、購入した物品を有効に活用しながら実践できた。



②深谷市の取組（一部抜粋）

令和５年度　学校安全総合支援事業報告

深谷市の取組

深谷市教育委員会
深谷市立藤沢中学校
深谷市立藤沢小学校

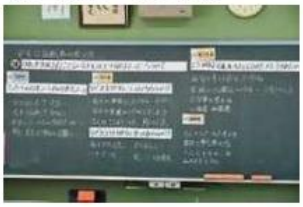
イ　危機管理マニュアル見直し

大きな災害や事件事故が起きた際に、学校は、児童生徒の安全・安心を確保した上で、保護者への引き渡しとなる。藤沢中学校区の小中学校連携の“強み”を生かし、速やかに保護者への引き渡しができるよう、小中学校で共通の確認内容を載せた“引き渡し確認カード”を作成して、活用している。これは「危機管理マニュアル」の見直しの一貫で行われたものである。

エ　小中学校合同授業研究会の実施

「安全な自転車の乗り方（ウ　心身ともに健康で安全な生活態度の形成）」を題材にして授業研究会を行った。藤沢小学校４年生の実態「交通安全教室で自転車免許証をもらい、安全のためのきまりは理解しているが、実際には実行できていないこともある」をふまえ、“自分たちも事故に遭遇しかねない”という認識と、“きまりを守っていても交通事故に遭遇してしまう”恐れについて深く考えさせることを目指した授業を実践した。中学校の教員も参観し、協議することで、中学校区での連続性をもった学びについて共通理解することができた。





小中合同授業研究会

オ　小中学校で同じ課題意識をもった避難訓練・防犯訓練



避難訓練

小学校、中学校ともに、これまで、火災と地震に係る避難訓練を行ってきた。今般の状況を踏まえ、不審者の侵入を想定した避難訓練を小中学校の実施時期を調整しながら行うこととした。小学校実施の訓練を中学校の職員が参観することで、発達段階に応じた指導の在り方について認識を深めることができた。

③吉川市の取組（一部抜粋）



吉川市イメージキャラクター
なまりん

令和５年度　学校安全総合支援事業報告

吉川市の取組

吉川市教育委員会
吉川市立中央中学校
吉川市立関小学校
吉川市立栄小学校

ア　小学校における減災教育の実践



「子どもたちが普段、何気なく遊んでいる場所や通学路に潜む危険箇所などを考え、災害時における危険を認識し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、「自助や共助」について学ぶ。」ことを目的として行った。

内容は、災害図上訓練（DIG「ディグ」）により、グループで学区内にある施設や災害時の危険個所を考える。また、講義の際、危険の回避方法や身の守り方をおりまぜながら授業を進めた。

他課との連携を図り、吉川市危機管理課職員が講義を行った。

イ　中学校における減災教育の実践

「災害から自らの命を守るために、一人一人が災害に対する意識を高めるとともに、災害時に自主防災組織等と連携を図り、即戦力となるスキルや知識等を学び、災害対応力を向上させる」ことを目的として行った。

内容は、避難所における資機材の組み立て、消火活動等に必要な技術の習

得を図るため、以下の訓練を行った。

（あ）　ワンタッチパーテーション、簡易ベッド組み立て訓練

避難時にパーテーションの設営、簡易ベットの組み立てを地域の組織と協力して行えるようにする。



（あ）



（あ）



（い）　災害用簡易トイレ（テント含む）組み立て訓練

災害時、トイレが使えなくなることを想定し、段ボールを使ったトイレの組み立てができるようにする。

（う）　発動発電機起動訓練、ＬＥＤバルーン投光器組み立て訓練

災害時、停電が起こった時を想定し、発動発電機の仕組みを理解し、起動ができるようにする。

（え）　消火訓練

消火器の使い方を理解し、実際に火災が起こったときに行動に移せるようにする。

（い）



（う）



（え）



ウ 吉川市減災プロジェクトへの参加



本プロジェクトは吉川市が主催し、水害時における住民との協力体制の確立に重点を置いた実践的な訓練を実施し、「自助・共助」をテーマとして、減災意識、水害時避難行動の理解促進及び地域コミュニティによる減災力の向上を図ることを目的に開催された。

今年度は、ここに、モデル校である中央中学校の生徒会の生徒が参加し、地域の方々と協働しながら避難所開設や片付けを行った。また、生徒は避難の仕組みを知る事ができ、災害やその際の避難を自分事として捉えることができた。

エ 安全主任を対象とした防災研修会の開催

「災害から自らの命を守るために、一人ひとりが必要な知識を身に付け、正しい備えをすることで、減災対応能力の向上を図るとともに、減災の担い手である児童生徒に対して、減災教育を指導できるようにすること」を目的として行った。

（出典：令和５年度事業報告書１　県ホームページ　学校安全総合支援事業報告書「児童生徒の安全に関する資質・能力の育成を目指して」 － 埼玉県教育委員会から一部抜粋）

（Ｃ）新しい形の避難訓練（封筒訓練）の活用について

令和５年度においては、狭山市立入間川小学校において、慶應義塾大学大木研究室に協力を依頼し、封筒訓練を活用した防災教育について指導・助言を行った。封筒訓練とは、災害時に起こり得る様々な状況（例：災害発生時に腕を切っている生徒がいる、トイレに行きたいと言っている生徒がいる等）が書かれた紙が入った封筒を複数枚用意し、避難訓練開始後に開封し、当該状況が起きたと仮定した訓練を実施するというものである。

参加人数： 教職員 37 人、狭山市職員２人、狭山市教育委員会職員９人

その避難訓練，形骸化していませんか？

慶應義塾大学 環境情報学部 准教授 大木聖子

第三次学校安全推進計画で改善を指摘

1．現状の訓練の課題 → 校庭以外の避難先が検討されていない

- 雨天だったら？
- けが人が出たら？ 腰が抜けたら？
- 過呼吸で立ち上がれなかったら？
- 校庭への道中で怪我をしたら？
- 校庭が液状化してたら？

過去の学校管理下での地震災害で実際に起きている

- **立て続く余震の中，集団で急いで階段を移動して校庭に向かうことへのリスク**
- **阪神淡路大震災以降，耐震化された学校・新耐震基準の学校に倒壊事例なし**

→ 校庭避難の他に「教室内待機」の訓練もやって，安全に避難できる場所を増やしましょう

2．「教室内待機」かつ「けが人あり」を実動訓練で再現して見えてきた課題

- **保健室がパンク状態**
  - 軽症者から次々に搬送されてきて大混乱 ➡ 下記3を参考に改善可能
- **停電下の情報共有が困難**
  - 重症者の情報が共有できないまま時間が経過
  - 引き渡しの開始情報がないまま個別に対応

何の情報を / 誰が / どこへ / どのように 伝達するのかを決めておく

➡ 次ページ以降の封筒訓練で改善可能

3．けが人の見極めと報告順位



けが人の発見 → 声掛け → 「赤・黄」の情報共有・応急処置 → 必要に応じて搬送

訓練は，うまくやることが目的ではありません．学校全体で，発災時の課題を見つけ，自校の情報共有のあり方や本部の設置場所等について考える機会としましょう．

訓練の課題や改善点，実動訓練の映像などが10分にまとまった動画です →
実動訓練用に作成したものですが，参考情報としてご活用ください．
（リンクは校内に留めてください）

封筒訓練 教材キット

- **目的：**
  - 情報共有のあり方，本部の設置場所などの改善点を探すために行う教員向けの訓練．うまくやることは目的ではない．

- **ポイント：**
  - 「学校全体のどこで何が起きているのか誰も把握できていない状況」にしない．

個人としての目標	組織としての目標
・重症度の判断 ・応援要請・応援対応 ・全体を俯瞰した動きを意識	・赤・黄のけが人の情報共有（報告・収集） ・担架の持ち出し先の決定・搬送

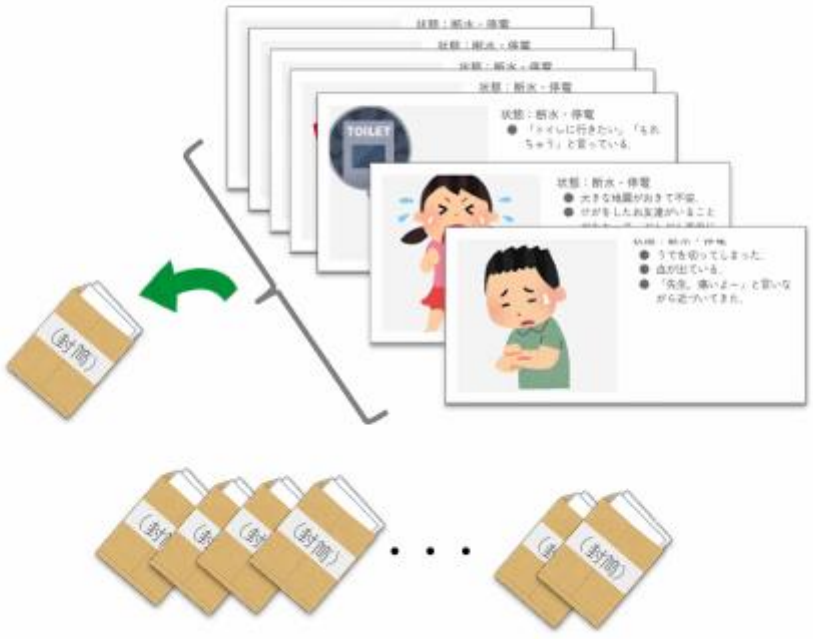
  - **チームとして動く**
    - 困ったら声を上げる ／ 念のための伝達も臆せずにする．
    - まずはフロア内でOne Team．次いで，学校全体でOne Teamとなる．
    - 臨機応変にそれぞれの教員が自分で考えて動く．

あくまでも教員間の連携が目的．封筒内のけがが赤・黄・緑の何に対応するかを判断できるようになることは目的ではない．

色判断を間違えても，自信がなくて他の教員と相談してもいい．訂正してもいい．大事なのは，それらができる雰囲気に学校がなっているかどうか．

封筒訓練のやり方　（準備編）

1. クラスの数だけ封筒を用意する（使い古しでOK）.
2. 本資料にある「けが人カード」を印刷して切り離す.
   学校の規模にもよるので，下記はあくまで目安：
   - 色なし → 全クラスに複数枚
   - 緑 → 全クラスに数枚
   - 黄 → 学校全体で2–5枚
   - 赤 → 学校全体で1–2枚
3. 用意した封筒にランダムに入れる
   ✓ ランダムと言いつつ，低学年には赤は入れない，フロアごとにバランスを取る，などは自由に采配.



クラスの数だけ封筒を用意

封筒訓練のやり方 （実施編）

1. 各教員は封筒をもらう．訓練開始まで開けない．
2. 訓練開始，子どもたちへの声掛け後に開封．
3. 情報伝達の開始：
   - Step1 ：封筒内の重症度を判断
   - Step2 ：フロアで情報共有（無事報告/応援要請）
     - 赤・黄なし → 廊下に出て「○組無事です!」
     - 赤・黄あり →「○組，赤です! 応援お願いします!」
   - Step3：本部へ報告

   ※ 学校ごとのやり方で本部へ情報共有
   （試行錯誤のために本訓練を活用する）
4. 訓練の終了：以下のいずれでも良い
   a. 時間で終わらせる（15分たったら終了，など）
   b. 本部が情報共有したら終了
   c. 本部の情報共有をフロアに戻して終了
   d. 赤・黄のカードを担架で保健室に搬送して終了．
   e. 赤・黄のカードを担架で保健室に搬送，本部の情報をフロアに戻し，引き渡しの開始を宣言して終了



（出典：埼玉県ホームページ「初めての封筒訓練（慶應義塾大学大木准教授から提供）」
https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/zissenntekibousaikyouikusougousiennzigyou.html）

（D）過去のモデル地域一覧

以下は、学校安全総合支援事業の委託先となったモデル地域の市町村一覧である。

年度	南部	西部	北部	東部
平成 30 年度	草加市			春日部市
				松伏町
令和元年度		川越市		三郷市
令和２年度	草加市	川越市	本庄市	
令和３年度	草加市	川越市	秩父市	
令和４年度	草加市	川越市	深谷市	
令和５年度		狭山市	深谷市	吉川市
令和６年度	戸田市	鶴ヶ島市		吉川市

（出典：保健体育課提出資料より）

（E）高校生災害ボランティア育成講習会

当該事業において、高校生を対象とした体験型防災教育の講習会（施設を活用した地震等の疑似災害体験、防災に関する講義等）を開催している。講習会では、防災士を招聘しての「ＨＵＧ」の実施や、ダンボールベッドを組み立てるなどの避難所開設訓練、大規模災害時に役立つ知識について自衛官が実演を踏まえて説明を実施した。なお、実施後のアンケートでは 100％の生徒が「安全で安心な社会づくりに貢献したい」と回答している。

講習会の内容例については以下のとおり。

避難所運営学習「HUG」について





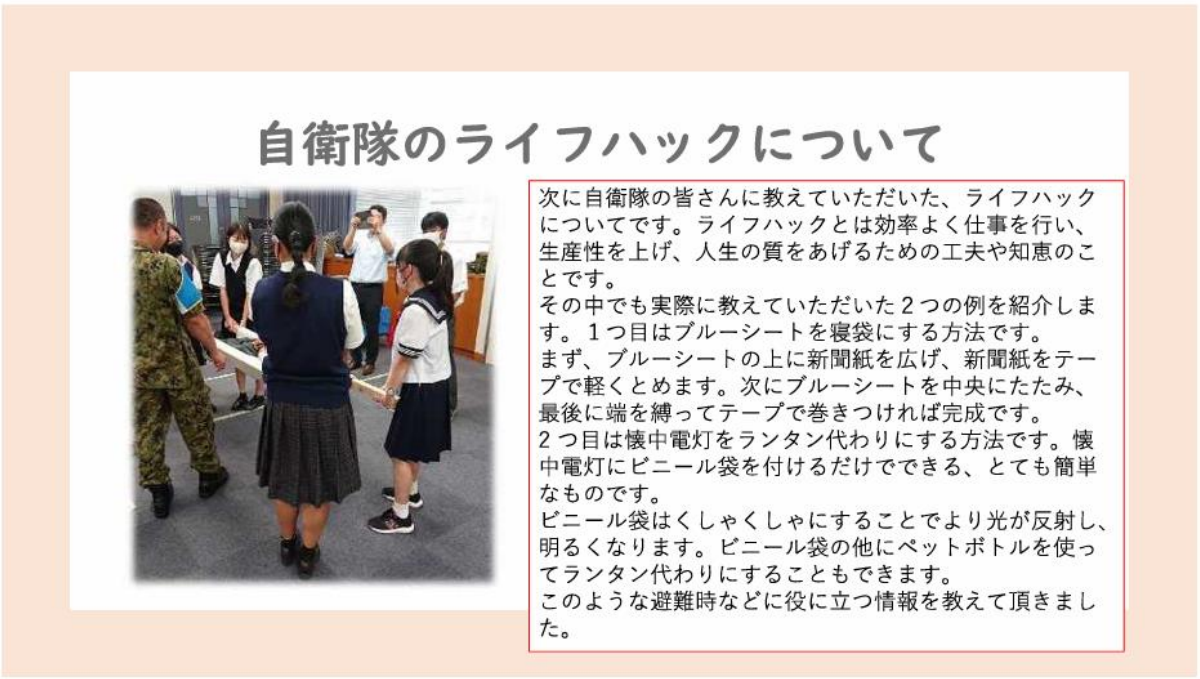
避難所運営ゲーム「HUG」を行いました。避難者の年齢、性別、国籍等それぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるかなどを模擬体験するゲームです。カードをめくると、小さい子供と一緒に逃げてきた家族や、障害のある人等が記載されており、適切に配置するために迅速な対応が必要でした。私たちのグループは、コミュニケーションが取れるような配置を心がけ、同じ事情の人たちが近くに集まれるようまとめていきました。避難所で快適に過ごすためには、避難者の気持ちになって考えることがとても重要なのだと思いました。

避難所開設訓練について





避難開設訓練では、ダンボールベットを作りました。ネジなどの工具は一切使わず、ダンボールを組み立てるだけで簡単に作れてとても便利だと思いました。また、100kg 程度の重さに耐えられ、人が横になっても問題ないです。横たわった感覚はとても快適でした。
このダンボールベットがもっと普及すれば、避難所でとても快適に過ごすことができるのではないかと思いました。



（出典：令和５年度事業報告書１　県ホームページ　学校安全総合支援事業報告書「児童生徒の安全に関する資質・能力の育成を目指して」 － 埼玉県教育委員会から一部抜粋）

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	6,257	5,125	5,125	5,572	4,758
実績	2,157	3,186	3,554	3,646	3,387

（４）支出の主な内容

主な支出の内容は、県内３市（狭山市、深谷市、吉川市）に対する、モデル地域としての学校安全教育推進体制の構築にかかる業務委託料 2,480 千円、講習で使用するＡＥＤトレーナー、訓練用マネキン、心肺蘇生トレーニングキット等の需用費 531 千円、講習会での報償費 218 千円である。

（５）当該事業に要する人員の状況

0.3 人（保健体育課　健康教育・学校安全担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

学校保健安全法第３条第２項の「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。」の規程及び、国が策定した「第３次学校安全の推進に関する計画」に基づき事業を行っている。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

当該事業は、災害安全だけでなく、生活安全、交通安全の３つの視点からなる事業であり、事業全体で、令和６年度に策定された第４期埼玉県教育振興基本計画「施策 19 子供たちの安心・安全の確保」の中で以下の指標及び目標値を設定している。

指標	令和４年度（実績値）	令和５年度（実績値）	令和 10 年度（目標値）
警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合	28.2%	38.6%	100%

（出典：第４期埼玉県教育振興基本計画 https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/255324/dai4kikeikaku_all.pdf P.127）

なお、令和６年度以前は、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」にて「児童生徒を対

象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・ 高・特別支援学校)」の指標があり、これについては、目標値 100%に対して実績値も 100%であり、目標は達成していた。令和６年度策定の第４期教育振興基本計画においては、より厳しい指標として「警察等との連携の有無」を加え、より実効的な防犯研修・防犯教育を目指している。「警察等との連携」とは、警察等が参加しての防犯研修・防犯教育の実施であり、具体的には、さすまたを使用した不審者対応訓練等である。以下は教職員研修向け動画の一場面におけるスクリーンショットである。



（出典：保健体育課提出資料より抜粋）

なお、それ以外の当該事業において個別に設定している評価指標及びその達成状況は以下のとおりである。

評価指標	達成状況	
	事業実施前	事業実施後
①学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市区町村教育委員会の割合	100%	100%
②学校安全に関する会議や研修等を実施している市区町村教育委員会の割合	88.7%	77.4%
③全ての学校に、学校安全を推進するための中核となる教員を位置付けている市区町村教育委員会の割合	100%	100%
④警察等の専門家を指導者とした防犯	33.4%	42.5%

評価指標	達成状況	
	事業実施前	事業実施後
研修を実施した学校の割合		
⑤関係機関や地域と連携した避難訓練を実施した学校の割合	83.9%	87.2%
⑥自転車乗車時にヘルメットを着用するよう指導している学校の割合	100%	100%
⑦県主催「高校生災害ボランティア育成講習会」に参加する学校数の割合	8%	5%

（出典：保健体育課提出資料を監査人一部加工）

また、上記７つの評価指標は、国が指定した指標や国が都道府県や市町村に任意で設定を求めた指標であり、国としては項目ごとの目標値の設定や指標達成の成果を求めていない。保健体育課にヒアリングしたところ、当該評価指標ごとの具体的な目標値は定めていないものの、100%を達成している指標は、引き続き同水準を維持するように努めていき、100%を達成していない指標については、今後も、前年度以上の値となるよう事業を推進していくとのことである。

（８）監査人総括（評価）

当該事業は、継続的で発展的な学校安全に係る取組の普及、学校安全に関する有識者等の専門的知見の活用により学校における安全教育・安全管理の充実と学校安全推進体制の構築を図るため、モデル地域・拠点校を中心とした学校安全推進体制の構築のための支援事業、災害ボランティア活動の推進・支援事業、交通安全に関する自転車安全運転推進・支援事業を行うものである。令和５年度においては、県内３市（狭山市・深谷市・吉川市）を「モデル地域」に委託し、拠点校を中心に、実効的な学校安全教育推進体制の構築を図る取組を実施しており、拠点校を中心に研修会や研究授業を行うことで、モデル地域全体での学校安全に関する意識を高めることができ、各地域の学校安全体制を底上げすることにつながっているといえる。一方、以下の意見に記載のいくつかの課題も発見された。これまでのモデル地域による研修会や研究授業には、特別支援学校以外の学校を選定しており、平成 30 年度～令和５年度までの事業報告書を閲覧したところ、特別支援学校に関する防災対策等の記載は見受けられなかった。そのため、特別支援学校がどのような取組を行っているかの情報共有や各特別支援学校に合ったより良い体制の構築の横の連携が弱いといえる。また、モデル地域として選定する市町村数は毎年３市町村程度と少ないため、偏りが出ず、将来的により多くの市町村がモデル地域としての取組を経験し、地域の学校安全体制のレベルを上げていくことも必要である。さらに、当該事業において個別に設定している７つの評価指標においても、具体的な目

標値を定め、達成状況を測定していき、目標達成に向けて対応していくことが望ましい。

なお、令和５年度に狭山市立入間川小学校において実施した「封筒訓練」では、災害時に発生するであろう様々なケースを想定し、学校での発災時の課題を見つけていくことが可能であり、意義のある取組であり評価できる。学校の避難訓練が形骸化しないためにも、今後も、多くの学校に広めていただきたい。高校生を対象とした「高校生災害ボランティア育成講習会」では、防災士を招聘しての「ＨＵＧ」の実施や、ダンボールベッドを組立てるなどの避難所開設訓練等を実施し、生徒が防災に関してより関心を持ち、実施後のアンケートでは 100%の生徒が「安全で安心な社会づくりに貢献したい」と回答しており、有意義な講習会となっている。当該ボランティア育成講習会に参加する学校数の割合は令和５年度は５%と低いため、会場のキャパシティも考慮しながら、その比率を上げていただきたい。今後も、行政・地域・学校が一体となり、地域の学校安全推進体制を構築していくことが望まれる。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見９４】特別支援学校における学校安全教育推進体制の構築について、各特別支援学校がどのような取組を行っているかについての事例を収集し、それを他の特別支援学校にも情報共有・横展開することにより、各特別支援学校に合ったより良い体制を構築できるようにすることが望まれる。

53 校ある埼玉県立の特別支援学校においても、他の学校と同様に、成果発表会や高校生災害ボランティア育成講習会への参加を呼び掛けており、また、各特別支援学校にモデル地域や県立学校での取組の成果等を掲載した事業報告書を送付しているとのことであるが、これまでのモデル地域による研修会や研究授業には、特別支援学校以外の学校を選定しており、平成 30 年度～令和５年度までの事業報告書を閲覧したところ、特別支援学校に関する防災対策等の記載は見受けられなかった。そのため、特別支援学校がどのような取組を行っているかの情報共有や、各特別支援学校に合ったより良い学校安全体制の構築の横の連携が弱いといえる。これについて保健体育課担当者に質問したところ、各特別支援学校においては、行方不明者がいたという想定での抜き打ち避難訓練や、車椅子の下の毛布を揺らして模擬地震を行うなど、その学校の特性を踏まえた防災訓練等が行われており、このような防災に関する好事例を収集し、来年度より、別事業として他の特別支援学校に情報共有を行っていく予定であるとの回答を受けた。

より具体的で実効的な学校安全教育推進体制の構築という事業の趣旨から考えると、特別支援学校特有の取組についても、他の特別支援学校に対して情報共有がなされ、各特別支援学校が、学校に合った形でより良い災害対策を講じていくため、来年度からの取組を着実に実行していただきたい。

【意見９５】将来的により多くの市町村がモデル地域としての取組を経験し、幅広い地域で事業の効果が得られるよう、県として各市町村に積極的に働き掛けるなど市町村の取組を支援していくことが望まれる。

当該事業のモデル地域として委託する市町村は、市町村の希望制であり、希望市町村の中から３市町村を選定している。３市町村に満たない場合には、なるべく３市町村となるよう市町村に対し働き掛けを行うとのことである。これにつき、平成 30 年度から令和６年度までの委託先市町村一覧を閲覧したところ、埼玉県を４つに区分（南部・西部・北部・東部）した場合には、各地域において満遍なく委託先が選定されているものの、委託先の市町村については、例えば西部地域では令和元年度～令和４年度まで川越市のみ、南部地域では平成 30 年度～令和４年度まで草加市のみが委託先として選定されている等、市町村ごとで偏りが発生している。これについて保健体育課担当者に質問したところ、モデル地域においては、継続的かつ発展的に取り組みたいという思いから、複数年の受託を希望する市もあり、複数年受託することで生まれる成果も出てきているとのことである。また、委託先については市町村の希望制であることから、県として委託先の選定・決定にかかる計画は策定していないが、多くの市町村からの希望が出るように呼び掛けているとのことである。また、過去のモデル地域の取組を見て近隣の市がモデル地域への受託の希望を出すケースもあり、モデル地域の市町村を中心として、他の市町村にモデル地域への希望が広がってきているとのことである。当該事業の効果を最大限に発揮するため、将来的に、より多くの市町村が委託先として選定され、当該事業のモデル地域として取組を経験できるように、引き続き県として各市町村に積極的に働き掛けるなど市町村の取組を支援していくとともに、モデル地域の実践事例を踏まえた学校安全の推進体制について、県内の他の地域に普及していくことが望まれる。

【意見９６】第４期埼玉県教育振興基本計画の目標値の達成に向けて引き続き対応していくとともに、目標値を設定していない成果指標については目標値を設定し、その目標の達成状況について評価を行っていくことが望まれる。

令和６年度に策定された第４期埼玉県教育振興基本計画「施策 19 子供たちの安心・安全の確保」の中で、「警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合」について、令和 10 年度の目標値は 100%と設定されている。当該指標は、「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」にて設定された「児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・ 高・特別支援学校)」の指標が 100％を達成していることを踏まえ、より厳しい指標として設定したものであり、防犯研修・防犯教育に警察等も参加することを求めるものである。当該指標に照らし合わせると、令和５年度の実績は 38.6%となる。当該指標の令和６年度の実績値はまだ出ていないものの、令和６年度における年度目標は 40％に設定していることから、今後も目標値達成に向けて引き続き対応を図ることが望ましい。また、当該事業において個別に設定した７つの成果指標に

ついては、前年度以上となることを目標としているものの、具体的な目標値が定められていない。目標値の設定がないと、計測された成果の良し悪しの判断を行うことができず、またその達成状況を把握することができないため、成果指標については項目ごとに目標値を定め評価を行っていくべきと考える。

３４．青色防犯パトロール事業（県民生活部）

（１）目的

青色防犯パトロール事業は、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールを通じ、地域の安全・安心なまちづくりを推進することを目的としている。

視認性の高さや広範囲での効率的な活動が可能であり、犯罪抑止に効果を発揮する。

また、自転車盗や子ども・女性を狙った犯罪への対応を強化し、自主防犯活動団体の活性化を図ることで、住民と公共団体が一体となった地域防犯体制を構築する。

（２）概要

事業内容	自主防犯活動活性化（青パト普及促進）
令和５年度予算額（当初予算）	青色パトロール事業単独での予算額なし
令和５年度実績	758 千円
事業計画	自主防犯活動団体及び防犯のまちづくり協定事業者の活性化、青パト普及促進(通年)
事業効果	重点的な犯罪対策や自主防犯活動の活性化を図り、更なる犯罪発生件数の減少を図る。 （５か年計画　刑法犯認知件数(人口千人当たり）　令和２年　6.1 件 → 令和８年　5.5 件）

＜コバトンパト（コバトンの絵が入った青パト車両）＞



＜わがまち防犯隊による青色防犯パトロール＞



青パト実施団体への装備品提供

県では、新たに青パト活動を開始する団体や、青パト車両を増やす団体に対して、青パト1台あたり、装備品一式（写真）の提供を実施しています。

是非ご活用ください！

他の自治体などの制度を利用して、写真の提供品と同等の支援を受けている場合は、提供の対象外となります。



○青色回転灯1個　○マグネットシート2枚
○上着2枚　○帽子2個　○標章ケース1枚

装備品の提供対象団体

埼玉県警察本部長から青パトの実施が可能な団体である旨の証明を受けた団体

装備品提供の申請方法

パトロールを行う市町村の担当窓口に、以下3点を提出してください。

1. 申請書（埼玉県のホームページからダウンロード）
2. 埼玉県警察本部長が発行する証明書の写し
3. 「自主防犯活動用自動車」の記載のある自動車検査証の写し

詳細はこちらから

埼玉県　青パト　検索

または右のQRコードから

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



（出典：県ホームページ）

このほか、青色防犯パトロールを行う団体に対しては、埼玉県知事から表彰を行っているほか、自主防犯活動団体に支援している自治体に対して防犯環境整備推進補助金を出している。

（３）各年度における事業の予算額及び実績額について

※予算は防犯環境整備事業費から捻出している。　（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算	34,489	36,998	36,896	36,572	35,143
実績	29,407	32,341	28,031	33,521	31,947

（４）支出の主な内容

以下の支出を任意に抽出し、支出負担行為までの一連の関連資料の閲覧をして検証した。

	日付	調達個数	金額
青色回転灯	令和６年１月 22 日	40 個	220,000 円
マグネットシート	令和５年８月３日	50 枚	74,250 円
青色回転灯	令和５年６月６日	50 個	374,000 円
防犯ベスト	令和６年５月８日	40 着	65,120 円

抽出サンプルについては、入札状況や契約変更内容の有無についても検証を実施した。

特に問題あるような内容のものは識別されなかった。

（５）当該事業に要する人員の状況

0.3 人（防犯・交通安全課　防犯・犯罪被害者支援担当）

（６）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

道路運送車両の保安基準第 55 条の規定による基準の緩和の認定により青色回転灯の装備を認めている。

実施者証がない場合は、活動が認められない。

（７）令和５年度の評価指標とその達成状況について

評価指標は明確には設定されていないが、青色防犯パトロール車両の運用台数について、令和６年度末までに 1,000 台を目標としている。

実績（運用台数の推移）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実績台数	732 台	759 台	759 台	763 台	763 台
達成率（%）	73.2%	75.9%	75.9%	76.3%	76.3%

（８）監査人総括（評価）

（A）まとめ

青色防犯パトロール事業は、青色回転灯を装備した車両による自主防犯活動を支援することで、地域の犯罪抑止力向上を目的として実施されている。

当該事業は、市町村や協定事業者との連携を通じて効率的な活動が行われており、青色防犯パトロール車両の運用台数の増加が一定の成果を挙げている。

一方で、刑法犯認知件数の減少幅が近年鈍化している現状や、車両の維持管理費用の増加が課題として挙げられる。

（B）防災への貢献状況について

青色防犯パトロール事業は、主に犯罪抑止を目的とした事業であるが、その活動により地域の安全性が向上している点が評価される。

一方で、防災活動には直接的には活用されていないものの、災害後の混乱時における火事場泥棒などの犯罪抑止には寄与する可能性がある。災害後の治安維持において青色防犯パトロール車両が役立つ点は引き続き注目すべき事項である。

（C）費用対効果について

青色防犯パトロール事業の支出命令額は令和５年度で 758,164 円であり、事業の実施に必要な最低限の経費で運営されている点は評価できる。

一方で、当該事業の予算は防犯環境整備事業費から捻出されており、青色防犯パトロール事業自体の正確な予算執行率を把握することは難しい状況にある。

事業の重要性や県民への貢献度を踏まえた上で、可能な範囲で当該事業単独の予

算管理を行い、より明確な費用対効果の把握を目指すことが適切である。

また、令和６年度末の 1,000 台普及目標に対し、令和５年度の実績は 763 台（達成率 76.3%）にとどまっており、目標達成には更なる普及促進や支援の強化が求められる。

さらに、令和４年度末と令和５年度末の実績はともに 763 台（達成率 76.3%）であり、１年間で実績台数が増加していない点は課題として挙げられる。

（D）各論点（委託事業、補助事業）について

青色回転灯や防犯ベストなどの装備品提供に係る事務手続は適切に行われており、申請団体の条件を厳守している点が評価できる。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

（E）普及目標の達成に向けた取組強化について

【意見９７】自治体や民間事業者との更なる連携強化及び住民向け啓発活動の強化が望まれる。

令和６年度末までの 1,000 台普及目標に対し、令和６年８月末時点での運用台数は 735 台と目標達成が見込まれない状況である。

このため、自治体や民間事業者との更なる連携強化、及び住民向け啓発活動の強化が期待される。

具体的には、以下の施策を参考として検討することが望ましい。

①各自治体と共同で地域防犯イベントを開催し、青パト事業の認知度を向上させる。

②民間企業や地域住民の協力を得た新規青色防犯パトロール車両の導入促進キャンペーンの実施。

（F）装備品提供後のフォローアップ体制の強化について

【意見９８】装備品提供後の利用状況や活動実績の把握が不足しており、装備品の適切な管理と有効利用を確保するための体制が望まれる。

以下の取組を実施することが有効と考えられる。

①装備品を提供した団体に対して定期的な報告を奨励し、利用状況や活動実績の収集をする。

②報告内容を基に提供装備品の維持管理状況を評価し、不足が確認された場合には改善策を講じる。

（G）当該事業の効果についての警察と県での状況共有について

新たに防犯活動を行う者に対して、車両に搭載する回転灯などの補助を行うことで

実施者の財政的負担を軽減させることにより、防犯活動を行うことでも地域の安全に寄与している点で、一定の効果があることを地域からの意見などを把握することにより警察では把握しているが、県では、把握していない状況である。

【意見９９】支出内容が効果的に利用されていることを県としても把握することが望まれる。

警察では、青色防犯パトロールを行ったことによる効果を把握しているが、予算を出していることから、その効果を把握する観点から、県としても把握すべきである。

３５．シェイクアウト埼玉（県内一斉防災訓練）（議会事務局）

（注）事業ではないため、概要を中心に記載している。

（１）シェイクアウト訓練について

シェイクアウト埼玉～県内一斉防災訓練～



シェイクアウト訓練の各議員からの実施報告

各議員から提出のあった実施報告を選出された選挙区別で掲載しています。

- 南選挙区
- 西選挙区
- 北選挙区
- 東選挙区

シェイクアウト訓練の最終参加登録者数

450,071人（※9月27日時点）

参加登録団体一覧（PDF：684KB）※申込時に掲載を希望された団体です。

目的

令和5年度に実施した「県内一斉防災訓練」では59万4千人もの多くの方に御参加をいただきました。
今年度も大震災の教訓を再認識し、災害への備えと対応力を一層高める機会として、県議会主催のシェイクアウト訓練を実施します。
シェイクアウト訓練は、短時間で、誰でも、どこにいても実施できる訓練ですので、皆様、奮ってご参加ください！

実施日時

令和6年8月30日（金曜日）～令和6年9月5日（木曜日）＜防災週間＞

※上記期間中、ご都合のよい日時で実施してください。

実施内容

- 県民・企業・団体が各自で設定した日時でシェイクアウト訓練を実施します。
- 併せて、災害用伝言ダイヤルの体験利用等のプラスワンの取り組みを実施します。

※シェイクアウト訓練　地震を想定して参加者が一斉に身を守るための安全確保行動を実施するもの。

※プラスワンの取り組み（例）：
- 災害用伝言ダイヤルの体験利用
- 避難経路や避難場所の確認
- マイ・タイムラインの作成
- ハザードマップの確認
- 備蓄品の確認　など



（出典：県議会ホームページ）

（２）内容

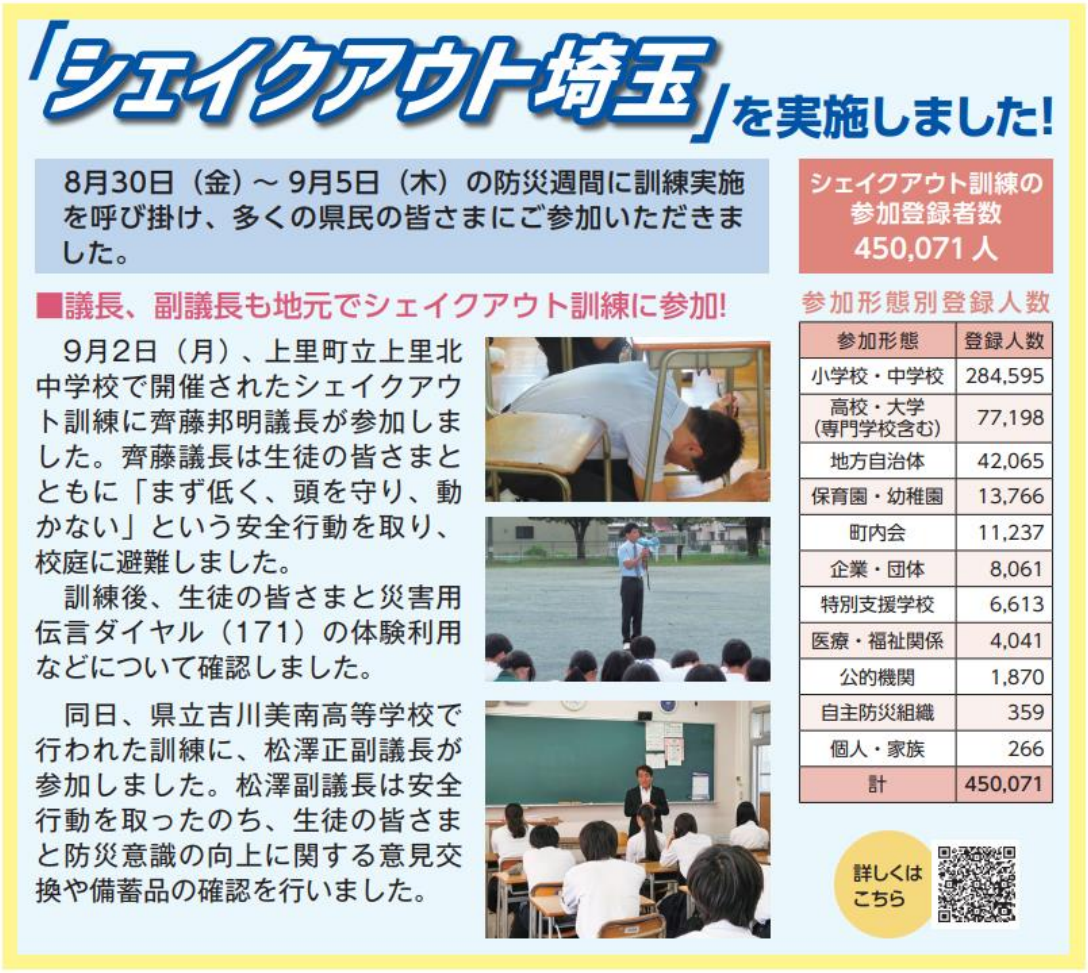
県議会が主体となり、シェイクアウト訓練を実施している。この趣旨は、県議会議員が地域に身近な存在であるがゆえに可能となる参加呼び掛けを行うことで、地域の防災意識や防災力を高めることにある。

訓練実施後は、全議員で構成する訓練本部会議において地域の具体的な取組結果を共有し検証を行っている。

これを踏まえて、令和６年度のシェイクアウト訓練では、議員が地元団体の取組に参加して県民と共に訓練を行い、防災に関する県民の意見聴取や訓練の状況を積極的に情報発信することを目的に実施した。

各議員が地元の皆様と取り組んだ訓練の様子や意見交換の内容、県民の皆様に知らせしたい事項等についてホームページに掲載するとともに、県議会だより（９月定例会号）

を通じて情報発信している（11 月 16 日発行）。これらを通じて、県民の防災意識の向上に役立つことを期待されている。



「シェイクアウト埼玉」を実施しました!

8月30日（金）～ 9月5日（木）の防災週間に訓練実施を呼び掛け、多くの県民の皆さまにご参加いただきました。

シェイクアウト訓練の参加登録者数 450,071 人

■議長、副議長も地元でシェイクアウト訓練に参加!

9月2日（月）、上里町立上里北中学校で開催されたシェイクアウト訓練に齊藤邦明議長が参加しました。齊藤議長は生徒の皆さまとともに「まず低く、頭を守り、動かない」という安全行動を取り、校庭に避難しました。

訓練後、生徒の皆さまと災害用伝言ダイヤル（171）の体験利用などについて確認しました。

同日、県立吉川美南高等学校で行われた訓練に、松澤正副議長が参加しました。松澤副議長は安全行動を取ったのち、生徒の皆さまと防災意識の向上に関する意見交換や備蓄品の確認を行いました。

参加形態別登録人数

参加形態	登録人数
小学校・中学校	284,595
高校・大学（専門学校含む）	77,198
地方自治体	42,065
保育園・幼稚園	13,766
町内会	11,237
企業・団体	8,061
特別支援学校	6,613
医療・福祉関係	4,041
公的機関	1,870
自主防災組織	359
個人・家族	266
計	450,071

詳しくはこちら

（出典：埼玉県議会だより　令和６年 11 月 16 日号）

【意見１００】シェイクアウト（一斉地震防災訓練）を各議員にて実施されている。大変重要な取組である。ゆえに、県ホームページの防災のページにおいても、掲載ないしリンクを張り付けるなどして、県民がいつでも閲覧できるようにすることが望まれる。

第６章　最後に

非常に限られた時間の中で、防災及び財務事務の執行について監査を実施した。監査に御協力いただいた県の関係部署の皆様に厚く御礼申し上げる。

本文は関係部局へのヒアリングや関係資料の閲覧などの結果を基に記載している。当報告書が県関係者及び県民の安全に役立つことを願っている。